公立短期大学教育70周年記念誌

全国公立短期大学協会

短期大学制度は昭和25年（1950）に創設され令和２年（2020）に70周年を迎えた。
全国公立短期大学協会は昭和25年８月19日の創立総会をもって設立された。

公立短期大学教育70周年記念誌　目次

巻 頭 言　公立短期大学教育70周年に寄せて

全国公立短期大学協会　顧問　東福寺一郎…… 1

祝　　辞　公立短期大学教育70周年記念祝辞

文部科学大臣　萩生田光一…… 4
総 務 大 臣　金子恭之…… 5

会長挨拶　公立短期大学教育70周年を迎えて

全国公立短期大学協会　会長　柳沢幸治…… 6

表 彰 者　文部科学大臣表彰…… 7

会員校紹介

全国公立短期大学協会会員校…… 9
岩手県立大学宮古短期大学部…… 10
岩手県立大学盛岡短期大学部…… 12
山形県立米沢女子短期大学…… 14
会津大学短期大学部…… 16
川崎市立看護短期大学…… 18
大月市立大月短期大学…… 20
岐阜市立女子短期大学…… 22
静岡県立大学短期大学部…… 24
静岡県立農林環境専門職大学短期大学部…… 26
津市立三重短期大学…… 28
島根県立大学短期大学部…… 30
倉敷市立短期大学…… 32
大分県立芸術文化短期大学…… 34
鹿児島県立短期大学…… 36
会員校卒業者の状況…… 38

短期大学数の推移と学生の現状…… 39

全国公立短期大学協会10年の歩み

１．会員校の推移…… 41
（１）設置者別会員校数 …… 41
（２）各年度別会員校の内訳 …… 41
２．役員等の推移…… 46
（１）会長、副会長 …… 46
（２）理事・監事 …… 47
（３）理事代理 …… 47
（４）顧問、相談役 …… 48
（５）事務局長 …… 48
３．組織・運営体制の変遷・検討状況…… 48
（１）会則、規程等の制定・改正 …… 48
（２）各種委員会・委員名簿 …… 49
４．協会の活動状況…… 54
（１）総会・理事会・諸会議の開催 …… 54
（２）研修会の開催 …… 92
①幹部研修会…… 92
②事務職員中央研修会…… 96
（３）実態調査、広報・情報提供活動 …… 101
（４）協会の意見表明 …… 102

平成23年度
・就職問題懇談会の企業団体向け要請書の趣旨の徹底について（回答）…… 102
・平成27年度入学者選抜に課す教科・科目の３年前予告について（回答）…… 103
・東日本大震災で被災した学生に対する授業料等減免等の修学支援に係る地方財政措置について（要望）…… 103
・教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）に対する意見について（回答）…… 103
・「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」に対する意見について…… 107
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 108
・（財）大学基準協会の短期大学基準（改定案）への意見について（回答） …… 108
・専修学校における単位制・通信制の制度化について（回答）…… 110
・「平成21年告示高等学校学習指導要領に対応した平成28年度大学入試センター試験からの出題教科・科目等について（中間まとめ）」について（回答）…… 111
・中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見等について（回答）…… 112

平成24年度
・教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）に対する意見について（回答）…… 115
・平成24年度学生の就職・採用活動に関する調査（就職問題懇談会）（案）に対する意見について …… 118
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 118
・「第２期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に係る意見等について（回答）…… 119
・大学･短期大学及び高等専門学校卒業･修了予定者に係る就職に関する要請（案）、及び（申

合せ）（案）に対する意見について…… 122
・就職・採用活動の改善に向けての要請に対する意見について …… 123

平成25年度
・就職・採用活動の改善に向けての要請に対する意見について …… 123
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 124

平成26年度
・中央教育審議会「高大接続特別部会審議経過報告」及び「初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ（案）」に対する意見提出について（回答）…… 125
・平成26年度第１回就職問題懇談会について…… 130
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 130
・大学教育部会「短期大学ワーキンググループ」の審議まとめ（案）に対する意見・感想等について …… 131
・大学ポートレートの運営について（平成26年度臨時総会について（御礼とお願い））…… 136
・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」提出資料 … 136

平成27年度
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 145
・中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（中間まとめ）」（平成27年７月16日）に対する意見の提出について（回答） …… 146
・高大接続システム改革会議「中間まとめ」（27.9.15）に対する意見の提出について…… 147

平成28年度
・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会「審議経過報告」（28.3.15）に対する意見の提出について …… 154
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 157
・中央教育審議会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対する意見書…… 157
・平成28年11月24日付け就職問題懇談会座長の「意見」（案）について…… 160
・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（「専門職大学」等）の制度設計について意見表明 …… 160

平成29年度
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 161
・大学基準協会の「『短期大学基準』及びその解説」（改定案）並びに「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見について …… 162
・中央教育審議会教育振興基本計画部会「第３期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する意見提出について （回答）…… 164
・中央教育審議会教育振興基本計画部会関係団体からのヒアリングにおける発表 …… 166
・自民党教育再生実行本部高等教育改革部会有識者ヒアリング…… 168

平成30年度
・「英語力評価及び入学者選抜における英語資格・検定試験の活用促進」に関する意見書 … 169

・高等教育無償化に関する意見書 …… 170
・大学入学者選抜方法の改善に関する協議で御議論いただいた事項について（意見書）…… 170
・高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議ヒアリング …… 171
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 173
・「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令案」（仮称）概要に対する意見（パブリックコメント） …… 173
・「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申（案））」に対する意見（意見発表）… 174
・改正著作権法第104条の13第１項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間に関する意見の提出（パブリックコメント） …… 175

令和元年度
・令和３年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱（案）等に関する意見 …… 176
・令和２年度大学入学者選抜実施要項（案）に係る御意見について …… 176
・大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令･省令案への意見について（パブリックコメント） …… 176
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 177
・英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の導入見送りについての意見表明 …… 177
・学修経験時間の尊重に向けたインターンシップの取り組みについて　共同声明 …… 178

令和２年度
・著作権法第104条の13第３項に基づく意見聴取について …… 178
・総合型入試（現行AO入試）及び学校推薦型入試（現行推薦入試）の全日程を１か月繰り下げることについて …… 179
・新型コロナウイルス感染症の経済対策等における公立短期大学への支援について（要望書）＜文部科学大臣あて＞＜総務大臣あて＞ …… 182
・９月入学への移行についての意見＜自由民主党あて＞＜公明党あて＞ …… 183
・所得税非課税取扱いとなる大学独自の給付金の整理について（要望）…… 186
・令和３年度大学入学者選抜実施要綱（案）について …… 186
・公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書 …… 187
・「令和３年度文部科学省関連予算に関する要望書・意見書」の提出について …… 188
・「授業目的公衆送信補償金制度」の額の認可に係る教育機関関係団体への意見聴取について …… 190
・中央教育審議会大学分科会質保証システム部会への意見 …… 192
・新指導要領対応の大学入学共通テストの出題教科・科目についての意見 …… 195

委員会報告等

○「公短協の在り方について」（報告）…… 196
○「公立短大のこれから、公立短大の在り方」に関するアンケートによる調査について …… 202
○公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）のまとめ…… 214
○「公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）のまとめ」への対応について …… 218
○公立短期大学に関する調査報告（概要）…… 219
○広報委員会（報告）…… 228

短期大学を取り巻く文教施策の変遷（文部科学省高等教育局大学振興課）…… 230

資　料

○主な外部団体の委員等…… 247
○叙勲受章者…… 255
○公短協の財務状況…… 255

巻頭言

公立短期大学教育70周年に寄せて

全国公立短期大学協会　顧問　東 福 寺　一 郎

１．はじめに

「山椒は小粒でもぴりりと辛い」。これは、筆者が三重短期大学長に就任してから退任するまで、全国公立短期大学協会（以下、公短協という）に対して一貫して持ち続けたイメージである。とは言うものの、学長就任からしばらくの間は、会員校が次々と退会する状況に鑑み、独立した協会として存続するのは難しく、全国公立大学協会の傘下に入った方が組織を維持するためには望ましいのではないかという考えを一方では持っていた。しかし、会長就任後、文部科学省や中央教育審議会からのヒアリングに応じたり、会員校からの意見書を取りまとめて提出するなどの経験を積む中で、四年制大学にはない短期大学としての問題意識および私立ではない公立だからこそ捉えうる課題があることをはっきりと意識するようになり、マイノリティである公短協が独立組織として存在し続けることの意義を悟ったのである。公立短期大学だからこそ発言できる事柄をしっかり発信すべきであるという認識に筆者の頭は切り替わった。公立短期大学創立60周年記念誌の巻頭言の文末で、鶴見尚弘当協会顧問が「五十年誌を出版した折に、協会加盟校は今後激減するから記念誌の刊行は最後になるのではないかと危惧する人が多かった」と述懐されていた。そこからさらに10年の時を経て、今や加盟校は14校にまで減少した。しかし、それでもなお公立短期大学そして公短協が実質的な活動を継続して70周年を迎えていることは特筆されるべきであり、顧問として慶賀に堪えない思いでいる。

２．短期大学制度の誕生と公立短期大学の変遷

そもそも我が国に短期大学が誕生したのは1950（昭和25）年のことである。誕生の背景には戦後の教育改革の中で、高等教育については四年制大学が基本とされたものの、多くの旧制高等学校や専門学校が大学設置基準を満たせなかったという事情があり、米国のジュニア・カレッジを意識した短期大学の設置も認められることとなったのである。同年３月に一部改正が行われた学校教育法の条文に「大学の修業年限は当分の間･･･二年又は三年とすることができる。前項の大学は短期大学と称する」（第百九条）とあるとおり、短期大学制度は旧制専門学校等が四年制大学へ昇格するまでの暫定的措置という位置づけであった。しかし、そこから多くの短期大学が開設されたことに伴い、紆余曲折はあるものの、1964（昭和39）年１月に「学校教育法の一部を改正する法律案」すなわち「短大制度恒久化法案」が提出され、６月に同法が成立した。この時点で短期大学は恒久的な制度となったのである。さらに時を経て、2005（平成17）年10月に学校教育法の一部が改正され、短期大学卒業生が国際的に通用する高等教育機関卒業の資格である学位「短期大学士」を取得できるようになった。こうした短期大学制度の成立と制度上の問題については、鶴見氏が60周年記念誌の巻頭言で詳細に論考されているので、ぜひ参照していただきたい。

さて、短期大学制度が始まると同時に設立された公立短期大学は17校であった。その後、各地に公立短期大学が誕生し、1996（平成８）年度のピーク時には全国に63校が存在した。また、これまでに誕生した公立短期大学の総数は94校に達する。ちなみに、過去に１校も公立短期大学が存在しなかったのは、青森、茨城、栃木、鳥取、徳島、佐賀、熊本、宮崎、沖縄の９県である。地域の要請によって設立される公立短期大学では、社会情勢や地域課題の変化の影響を受け、その浮沈が激しい。当然のことながら、設置者である自治体の姿勢が及ぼす影響も大きい。90年代以降急激に数が増えたのは医療系短期大学が多く設立されたためであり、2000年以降急激に数を減らしたのも、医療系短期大学

の多くが四年制大学へ移行したり、統合･廃学という道をたどったことが原因である。その後、資格･免許の高度化も相俟って、医療系短期大学以外でも四年制大学へ移行する短期大学が増えつづけた結果、上述の通り、現在の公短協会員数は創立時を下回る14校になっている。この14校には、2017（平成29）年５月の学校教育法改正に伴って新たに設立された静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が含まれている。専門職大学・短期大学の創設にあたっては、公短協からも設置基準などを巡って意見表明をした経緯がある。55年ぶりに国が行った高等教育制度改革が短期大学教育へどのような影響を及ぼすのか、今後の動向が注目される。

３．これからの公立短期大学への思い

2017年度の第67回秋季通常総会では、研究協議の一つとして鼎談「公立短期大学のこれからを考える」が開催された。その中で、上條宏之長野県短期大学長（現当協会顧問）は、当時の短期大学数が339校、学生数が約12.4万人という数値をあげ、その現状は「短期大学の時代は終わった」という側面があると述べられた。もちろん、上條氏は短期大学不要論を展開したのではないが、「令和３年度学校基本調査（速報値）」によれば、2021（令和３）年度の短期大学数は315校、学生数は約10.2万人とさらに減少（前年度比では、それぞれ８校、5,365人減）しており、その現状から目を背けることはできない。鼎談には、当時会長であった筆者にも登壇する機会が与えられ、看護師だけでなく、栄養士も管理栄養士にシフトするなど資格が高度化し、教職課程も短期大学での存続が厳しくなりつつあるとして、短期大学における資格取得の魅力が減退していることを指摘した。

もともと暫定的措置として誕生し、四年制大学に準じるものとして位置づけられた短期大学が、知識や技術の高度化に伴って、四年制大学へ移行したり、閉学するなどの変化を遂げるのは歴史的な定めなのかもしれない。しかしそれでもなお、２年で完結する高等教育機関としての色はまだまだ褪せていないと筆者は考える。短期大学の将来像にかかわって、2014（平成26）年８月に、中央教育審議会大学教育部会に設置された短期大学ワーキンググループが「短期大学の今後の在り方について」という審議まとめを公表した。その中で今後の短期大学の役割と機能として、①専門職業人材の養成機能、②地域コミュニティの基盤となる人材養成機能、③知識基盤社会に対応した教養的素養を有する人材養成機能、④多様な生涯学習機会の提供、の四つが示されたのである。しかしながら、これらは公立短期大学が従前から果たしてきた役割と合致するものであり、言い換えるならば、引き続き公立短期大学の存在基盤となるものである。

先の鼎談においても、上條氏は今後の公立短期大学が果たすべき役割として、「地域の諸産業を支える中間的職業人・教養人を養成する教育機能の強化」「多様な進路の選択肢を充実させるファーストステージ機能の強化」「地域の大学との連携、地域貢献、国際交流」をあげている。また、同じく鼎談に登壇した難波正義当協会顧問は、公立短期大学が地域と深くつながっていることから、「地域活性化を目標に、政府、地域の行政、市民などからの一層の支援を得て、大学を充実させることができ」、その結果として「地域を理解し愛する人材の育成、地域の文化レベルの向上、ひいては地域の活性化が期待でき」るとした。筆者も、公立短期大学であることの魅力を原点に戻って考えることを提起し、「リーズナブルな学費で質の高い教育を受けられること」「経済格差と貧困化が進む中で、受け皿となりうること」「地域の特性に応じた教育・研究・地域貢献」の重要性を指摘した。

鼎談開催に先立つ４年前の2013（平成25）年度に公短協が実施した「公立短期大学に関する調査」では、「学費が低廉であるにもかかわらず、２年間に専門的知識や能力を身につけることができ、専門の資格取得も可能である」ことが公立短期大学の魅力として浮き彫りにされた。さらに、「学生と教員の距離感が近い」ことや「卒業時点での状況に合わせて進路の選択ができる」ことにも学生はメリットを感じていた。学生の経済的負担の軽減化については、国も2020（令和２）年４月から「高等教育の就学支援新制度」を発足させ、経済的に恵まれない家庭にいる子どもたちに手を差し伸べる施策を開始したところではある。しかし、新型コロナウイルスが次々と変異株を生み出しながら蔓延し、ワクチンや治療薬開発と鼬ごっこを繰り広げている現在では、感染予防対策と国民への経済支援

のために国の財政が逼迫し、上記施策についてもさらなる支援強化を期待することは困難である。同時に、国民の所得水準の低下と経済格差の拡大化も懸念される。こうした厳しい現実に鑑みると、経済的負担が少ないうえに一定の教育水準が維持され、かつ資格取得も可能な公立短期大学の存在意義が改めてクローズアップされるのではなかろうか。設置者である自治体も財政的に困難な状況にあるが、その理解を得ながら、学生および地域住民に良質な高等教育や生涯学習機会の提供を継続することが、前にも増して公立短期大学に求められるであろう。このことは、SDGsの目標の一つである「質の高い教育をみんなに」そして「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に通じるものでもある。

４．むすびにかえて

公短協では年２回の総会のほか、事務職員中央研修会や幹部研修会を毎年開催しており、会員校間の横のつながりが強いことが特長である。会員校数が多かったころには、全国を複数のブロックに分けての会議や系別会議も別途開催されていた。さらには、中部地区に限定されるが、学生同士の交流の場として、中部公立短期大学交歓競技会が毎夏開かれていた。近年では、難波氏の発案により、総会時に学長による実践事例報告が慣例化され、会員校の現状を共有することができている。また、受験生向けに全会員校を紹介する統一パンフレットも毎年作成されるようになった。会員校間のこうした連携が今後も大切なことは言うまでもないが、筆者としては、今後に向けてさらに緻密なネットワークづくりを目指していただきたい。先の鼎談で、筆者は会員校同士の単位互換制度の開設や教員が半年程度他校へ客員として出向くなどの交流を提案した。それに対し理解を示す学長はいらっしゃったものの、実現するにはかなり高いハードルがあることを筆者自身認めざるを得なかった。しかし、新型コロナウイルスへの対策としてリモートワークやオンライン授業が実施されるようになり、コロナ禍がもたらした数少ない正の副産物のひとつとして、そのノウハウが各校において蓄積された。この手法を活用することにより、会員校間で単位互換を進めることは実現可能になったのではないだろうか。あるいは、zoomによる教職員同士のFD・SD活動も行えるであろう。こうしたネットワークの存在は、高校生あるいはステークホルダーに向けて、公立短期大学の魅力を強くアピールするものでもあると考える。

公立短期大学が、70年の歴史の中で、その地域で求められる要請に応じながら高等教育を提供し、有為な人材を育成してきたことは、学長の実践事例報告を俟つまでもなく明らかである。そして、その努力が、今後も地域や社会の中で結実し続けていくことを願ってやまない。

最後になるが、長きにわたり公立短期大学教育に携わってこられたすべての教職員ならびに設置者をはじめとする関係各位に敬意を表するとともに、その活動を陰日向から支えてくださった公短協の歴代事務局長と事務職員の皆様に厚く感謝申し上げる次第である。

祝　辞

公立短期大学教育70周年記念祝辞

文部科学大臣　萩 生 田　光 一

公立短期大学教育70周年を迎えられたことを心からお喜び申し上げます。

短期大学制度は、昭和25年、戦後の学制改革に伴い新しい学校制度として発足しました。以来、短期大学は、身近な高等教育機関として、産業の発展と多様化に応じ職業教育を充実させ、特に女性の高等教育需要の高まりに応え女性の社会進出を推進し、また、公立短期大学として、地方公共団体の人材養成等各種政策をより直接的に体現する役割を担いながら、我が国の高等教育機会の拡大に多大なる貢献をしてこられました。

これもひとえに、全国公立短期大学協会の皆様をはじめ、制度創設時から今日まで、短期大学教育の充実発展に御尽力いただいた関係の皆様方の並々ならぬ御努力の賜物であると深く敬意を表します。

現在我が国における社会構造や産業構造は、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、より一層の急激な変化が見込まれており、高等教育の在り方においても大きな転換期を迎えております。そのような中で、短期大学が、引き続き社会に必要とされる人材を育成し、地域貢献を果たしていくためには、これまでの短期大学の実績や特長を踏まえつつ、自治体や産業界、他の高等教育機関等ともそれぞれの強みを生かして連携協力しながら、自らの個性・特色を明確にした上で、学生のニーズをくみ上げて、多様性と柔軟性を確保した教育研究体制や学修者本位の学修などを実現し、教育の質を高めていくことが重要です。

さらに、急激な変化への適応力がますます必要になる社会においては、生涯を通じて切れ目なく質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルや知識、必要な能力を身に付けられる学び直しの場が必要になります。また、結婚や育児等で仕事を一時的に離れていた方に対しての就労支援や高齢者の学習ニーズの高まりなどに応えるためにも、短期大学は、地域でアクセスしやすいという特長を活用した生涯学習機能を、これまで以上に積極的に提供することが期待されます。

公立短期大学では、これまでも、学校教育法の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成する」という短期大学の目的と、地域の要請を柔軟かつ的確に受け止められ、それぞれの地域において、特色豊かな教育実践により、多様な教育機会を提供してこられました。今後とも、高等教育機関の一翼を担う重要な存在として、一層の充実・発展を御期待申し上げます。

文部科学省といたしましても、短期大学がこれまで果たしてきた役割の重要性に鑑み、引き続き短期大学教育の充実・振興に取り組んでまいります。

結びに、全国公立短期大学協会が70周年を契機としてますます発展されることを期待するとともに、協会関係者の皆様のますますの御健勝、御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

令和３年８月

祝　辞

公立短期大学教育70周年記念祝辞

総務大臣　金 子　恭 之

この度は、公立短期大学教育70周年記念を迎えられたことを心よりお祝い申し上げます。

わが国の短期大学は、戦後間もない時期から、地域的な高等教育へのニーズの高まりを反映して順次設置され、身近な高等教育機関として、地域に根ざした学術研究、高等教育、人材育成の拠点として、地域社会に積極的に貢献してこられました。その中で、大学としての教養教育や、それを基礎とした専門教育を提供するとともに、家政や幼児教育などの分野において、地域の専門的職業人の養成の面で重要な役割を担ってこられました。

今日の短期大学の発展は、学術研究や教育の充実に対して並々ならぬ情熱を傾けてこられた全国公立短期大学協会の皆様をはじめとする関係各位のご協力の賜と、深く敬意を表します。

私は、地方の繁栄なくして国の繁栄なしをモットーに、徹底して現場主義を貫きながら、地域の生の声を聞いて国政に届けてまいりました。地方を回る中で、過度な東京一極集中を背景に、地域社会の担い手不足が課題となっていることを痛感しております。こうした中で、短期大学において、実力や個性のある人材を各地域で育成していくことは、より一層重要になっているものと考えます。

総務省としましても、短期大学が地域社会において果たしている重要な役割を踏まえつつ、できる限りの財政支援に努めてまいる所存です。

関係者の皆様におかれましても、より一層、地域の振興、地域経済の活性化を通じて、個性的で魅力ある地域づくりのために御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、公立短期大学教育70周年記念の祝辞とさせていただきます。

令和３年11月

会長挨拶

公立短期大学教育70周年を迎えて

全国公立短期大学協会　会長　柳 沢　幸 治

令和２年、公立短期大学制度の創設から70周年を迎えることになりました。今回これを記念して、『公立短期大学教育70周年記念誌』が刊行される運びとなったことは、喜ばしくもあり、また身の引き締まる思いがいたすところでもあります。

さて、一言で70年といいますが、それは決して短い期間ではなく、その過程も決して平坦なものであったともいえません。その中において、公立短期大学はこれまでに大変に多くの卒業生を社会に送り出し、また、高い就職率を誇ってきました。本協会の調査によれば、主な就職先である地域の施設・企業からは、業務に必要な技能を有し熱意と責任感を持って仕事に取り組んでいる実績が高く評価されています。この70年という歳月には、公立短期大学に関わってきた多くの先輩諸氏や我々の熱意と努力が結実しているといえるでしょう。

現在、公立短期大学の校数は14校であります。四年制大学への移行という流れなどもあって最盛期と比較してその数は減少しており、現状を衰退ととらえる方もおられるかもしれません。しかし、各校は地域社会のセンターとなり、地域の教育や文化、社会経済の重要な担い手となっております。さらには、新たな就学支援である授業料減免制度の利用状況などから、公立短期大学が経済状況の厳しい家庭の子女の受け皿となっていることもわかってきました。公立短期大学のもう一つの重要な役割と言えましょう。以上の事を考慮するならば、公立短期大学という組織は、校数の多寡ではなく、その役割と機能をもってして判断すべきものといえるのではないでしょうか。

さて今後は、コロナ禍の社会的変動を乗り越え、少子化や激しい社会変化の中での公立短期大学に求められるニーズの変化に対応して、その役割と責任を担い、特色ある機能を発展させ次なる10年を目指さなければなりません。そのためには、継続的な改革を断行し、受験生や地域社会に支持される組織であり続けることが必要です。停滞は、決して許されません。

最後となりましたが、多難な状況に直面し、日々頑張っておられる各校の学長をはじめ、多くの公立短期大学の教職員の皆様には尊敬の念と感謝の意を表するところであります。また、公務ご多忙にもかかわらず、本誌をご執筆して下さった先生方ほかご協力をいただいた方々には心から御礼申し上げる次第であります。

令和３年12月

表彰者

文部科学大臣表彰

短期大学教育功労者表彰（公立短期大学）

令和２年10月23日

短期大学名	職　名 ※令和２年３月31日現在	氏　名
岩手県立大学盛岡短期大学部	教授	千葉　俊之
岩手県立大学盛岡短期大学部	教授	菊池　直子
岩手県立大学宮古短期大学部	准教授	鎌田　真人
会津大学短期大学部	理事（短期大学部担当）	石光　　真
岐阜市立女子短期大学	副学長	道家　晶子
静岡県立大学短期大学部	教授	佐々木隆志
静岡県立大学短期大学部	教授	有泉　祐吾
三重短期大学	助教	飯田津喜美
島根県立大学短期大学部	副学長	岸本　　強
倉敷市立短期大学	教授	溝手　恵里
大分県立芸術文化短期大学	准教授	中原　伸浩
大分県立芸術文化短期大学	教授	洲　　雅明
鹿児島県立短期大学	教授	町田　和恵
鹿児島県立短期大学	教授	轟　　義昭
鹿児島県立短期大学	教授	野村　俊郎

文部科学省において、平成２年が短期大学教育制度の創設から70周年を迎えることを記念して短期大学教育功労者表彰を行うこととされ、短期大学から推薦のあった表彰の候補者について選考が行われ、被表彰者が決定された。

功労者表彰は、短期大学教育70周年を記念して、短期大学教育に長く従事し、その功労が顕著な者及び短期大学教育に特に功績があった者を文部科学大臣が表彰し、その功に報いるとともに、短期大学教育の発展に資することを目的としている。

公立短期大学にかかる表彰式は、公立短期大学教育70周年記念式典の中で行う予定となっていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による式典の延期･中止に伴い、表彰式の実施も中止され、表彰状は文部科学省から被表彰者に直接送付された。

会員校紹介

全国公立短期大学協会会員校

（令和３年３月現在）

・岩手県立大学宮古短期大学部
・岩手県立大学盛岡短期大学部
・山形県立米沢女子短期大学
・会津大学短期大学部
・川崎市立看護短期大学
・大月市立大月短期大学
・岐阜市立女子短期大学
・静岡県立大学短期大学部
・静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
・津市立三重短期大学
・島根県立大学短期大学部
・倉敷市立短期大学
・大分県立芸術文化短期大学
・鹿児島県立短期大学

（※本大学紹介は、各会員校の執筆によるものである。）

岩手県立大学宮古短期大学部

Iwate Prefectural University,
Miyako Junior College

所在地：岩手県宮古市河南一丁目5番1号
TEL：0193-64-2230
FAX：0193-64-2234

理事長名：千葉　茂樹
学 長 名：鈴木　厚人
副学長兼事務局長名：宮野　孝志
学部長名：松田　　淳

1　沿革

本学は、1990年（平成２年）４月に経営情報学科１学科からなる岩手県立宮古短期大学として開学した。

1998年（平成10年）４月の岩手県立大学の開学に伴い、併設短期大学部となり名称を岩手県立大学宮古短期大学部に変更した。

2005年（平成17年）４月には岩手県立大学の独立行政法人化に伴い、公立大学法人岩手県立大学の設置する岩手県立大学宮古短期大学部となり現在に至っている。

2　本学の特色

（1）教育理念・目標

広い教養と深い専門の学芸を教授・研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを本学の目的としている。

また、本学は、経営情報学科１学科で構成されており、経営、経営情報及び情報科学を総合的に教育することにより、実社会に有用な知識と確かな専門技術、職業人としての自信と豊かな教養及び情報の取捨選択能力と活用能力を身に付けさせるとともに、広い視野に立つ国際性や地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的としている。

（2）教育の特色

近年の社会情勢を反映して、本学の２年間の課程を生涯にわたる学習のファーストステージと位置づけ、学生が自らを見つめなおし、自らの力で目的を定め、挑戦していく意欲を育てるオフィスアワーを核としたエンカレッジ教育とキャリア形成教育に特に力を入れている。

（3）設置学科

経営情報学科

（4）学生の現況と進路

・現況（令和３年５月１日現在）
　210名（１年104名・２年106名）
・進路（令和３年３月卒業者）
　卒業者 98人
　就職者 53人（就職希望者の就職率88.3％）
　進学者 31人（進学希望者の進学率96.9％）
　その他 14人

（5）教員の現況（令和３年５月１日現在）

15名

（6）地域貢献活動

地域が抱える課題について地域の方々と一緒に解決策を模索したり、地域の方々の興味や関心に即した学習をサポートしたりすることを内容とした「生涯学習講座」の開講や、将来の地域づくりを担っていくことが期待される人材の養成に貢献していくことを目指した「出張講義」の実施などの活動を行っている。

また、地域の自治体を中心に多くの教員が審議会や懇談会の委員に就任して、地域づくりのアドバイザーとしての役割を果たしている。

3　大学改革等10年のあゆみ

（1）教育面での取組

公立短期大学の使命は、地域における教育、特に高等教育のファーストステージを担うことであると認識し、経営情報学科として実学を中心に幅広い専

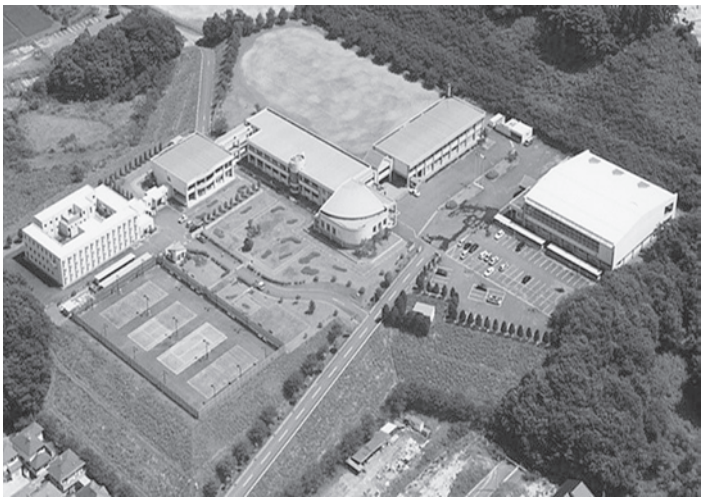

岩手県立大学

門分野の教育に取り組んできた。同時に、バランス感覚と社会性を備えた人材を育成するという目的にとって不可欠な教養教育についても充実を図り、多くの卒業生を実社会に送り出してきた。

また、より専門的な知識や技能の習得を目指している学生に対して、４年制大学への編入学にむけた指導も強化し、着実に実績を積んできた。本学は岩手県立大学の併設短期大学部であり、４年制の他学部への編入学に関しても、カリキュラムの連動性も含めて相互の連携を図りながら、強化を図ってきた。

（２）研究面での取組

短期大学として教育の充実を図ってきたが、並行して研究環境の整備にも努めてきた。講義内容を充実させるためにも、それぞれの専門分野において研究者としての力量を高めることは重要であり、特に、地域課題に対応した研究を活発に推進し、地域に発信することは本学の重要な使命でもあるからである。

本学は東日本大震災で甚大な被害を受けた宮古市に立地しており、復興に向けた地域振興策等の研究などの取組を行っている。

また、岩手県沿岸地域は地域間経済格差という問題も抱えており、経済格差の実態、要因の分析、さらに格差縮小・解消に向けた方策についてもこれまで研究成果を発表してきている。

もちろん、こうした地域課題対応型、解決型の研究だけでなく、各教員の専門領域における研究活動を支援する体制も、研究費の確保も含めて今後も強化していく方針である。

（３）教育環境（施設を含む。）の整備

経営、経営情報及び情報科学の３分野とも社会の発展・変化に対応して、たえず新たな課題が生じている学問領域である。こうした特性を考慮して、教育の基本理念を念頭に置きつつ随時、社会の変化・ニーズに対応したカリキュラムの改革に取り組んできた。

令和２年度から実施している新カリキュラムでは、大きく分けて基盤教育科目と専門教育科目の２つの科目から構成され、基盤教育科目では今後の国際社会における重要性から英語科目の選択必修化を行った。専門教育科目では、経営情報学科の科目を経営科目群、経営情報科目群、情報科学科目群の３つの科目群に分類し学生の希望や興味により多彩な科目の選択ができる科目配置としている。

また、専門的知識や技能だけでなく、コミュニケーション能力やバランス感覚等を身に付けるために教養教育の強化も図っている。

施設に関しては、施設大規模修繕計画を策定し、平成30年度から外部改修工事や電気設備改修工事等を計画的に行っており、令和４年度に完了する予定である。

また、東日本大震災では大きな被害は受けなかったものの、令和元年度の台風19号により法面崩落等の被害が発生し、災害復旧工事とともに今後の災害に備えた改良整備工事を行い、令和２年度に完了している。

４　今後の展望（将来構想等を含む。）

沿岸地域の唯一の高等教育機関として、地域の若者たちを中心に将来の進路に役立つ専門教育を提供するとともに、教育研究や地域貢献活動等に引き続き取り組んでいく。

岩手県立大学盛岡短期大学部

Morioka Junior College,
Iwate Prefectural University

所在地：岩手県滝沢市巣子152-52
TEL：019-694-2900
FAX：019-694-2901

理 事 長 名：千葉　茂樹
学　長　名：鈴木　厚人
副学長兼事務局長名：宮野　孝志
学　部　長：川﨑　雅志

1　沿革

本学は、1946年（昭和21年）に創設された岩手県立女子専門学校と、1948年（昭和23年）に創設された岩手県立美術工芸学校を母体として、1951年（昭和26年）４月に家政科と美術工芸科の２科からなる盛岡短期大学として発足した。その後、美術工芸科の廃止、保育科の設置、法経科第二部（夜間３年制）の設置など数度の学科再編を行った。その間、1963年（昭和38年）には校名を岩手県立盛岡短期大学と改称し、1988年（昭和63年）には学科改善による学科名称の変更（家政科→生活科学科、被服専攻→生活科学専攻、栄養専攻→食物栄養学専攻、保育科→保育学科、法経科第二部→法経学科第二部）を実施した。

1998年（平成10年）４月の岩手県立大学の開学にあわせ、既存学科の全面的な見直しを行った。既存の保育学科及び法経学科第二部の２学科については、それぞれの教育内容を岩手県立大学の社会福祉学部及び総合政策学部に再編移行することで学科廃止とし、家政科として発足以来長い歴史をもつ生活科学科（生活科学専攻、食物栄養学専攻）と、新たに開設した国際文化学科との２学科からなる短期大学となった。設置場所も岩手郡滝沢村巣子の岩手県立大学と同一のキャンパス内に移転し、岩手県立大学の併設短期大学部となり、校名も岩手県立大学盛岡短期大学部に変更された。

2005年（平成17年）４月に法人化され、公立大学法人岩手県立大学盛岡短期大学部となる。2016年（平成28年）４月に生活科学科生活科学専攻を生活デザイン専攻へと名称変更し、現在に至っている。

2　本学の特色

（1）教育理念・目標

本学は、豊かな教養の修得と人間尊重の精神の涵養を基本とし、学際的領域を重視した特色ある教育内容のもとで実学・実践を重視し、地域社会のみならず国際社会への貢献を目指す人材育成を教育の理念としている。

（2）教育の特色

本学の教育の特色として、自ら問題を発見し、それを解決する能力を涵養する教育課程が教養教育と専門教育の根幹をなし、最終的に卒業研究として具体化されることが挙げられる。これを実現するために、少人数教育のメリットを活かし、きめ細かな指導と円滑なコミュニケーションを図れるように配慮している。

（3）設置学科及び専攻、専攻科

生活科学科	生活デザイン専攻	（入学定員 25人）
	食物栄養学専攻	（入学定員 25人）
国際文化学科		（入学定員 50人）

（4）学生の現況（令和３年５月１日現在）

		１年	２年
生活科学科	生活デザイン専攻	25人	31人
	食物栄養学専攻	28人	29人
国際文化学科		52人	52人

（5）学生の進路（令和３年３月卒業者）（単位：人、%）

		卒業者	就職(就職率)	進学(進学率)	その他
生活科学科	生活デザイン専攻	27	19(95.0)	6 (100.0)	2
	食物栄養学専攻	21	19(95.0)	1 (100.0)	1
国際文化学科		52	24(88.9)	23(100.0)	5

（　）は、就職又は進学を希望する者の就職率・進学率を示す。

（6）教員の現況（令和３年５月１日現在）

生活科学科	13人
国際文化学科	10人

岩手県立大学

（７）地域貢献活動

公開講座、高等学校への出前授業、社会人リカレント講座など、地域のニーズに応えられる活動を計画的に実施している。

３　大学改革等10年のあゆみ

（１）教育面での取組

・生活科学科

生活の基本となる衣食住を教育の中心に置いている。とりわけグローバル化による環境問題への認識から、地域が取組むべき具体的な課題解決までを考える科学的視点に立った幅広い教育を実施している。生活デザイン専攻では、住居と衣服の両領域を「デザイン」というキーワードで橋渡しをして、デザインを幅広く融合的に学ぶ教育研究を進めることを基本方針とし、平成29年度入学生からデザイン教育の強化を目的とした大幅なカリキュラム改定を行い、従前の食物栄養学専攻での栄養士資格取得と併せ、めまぐるしく変わる現代社会の情勢も考慮しつつ、地域に貢献する人材の育成を目指している。そして、氷河期といわれる近年の状況に対する就職支援対策、卒業生などを対象とした社会人リカレント教育（管理栄養士国家試験受験準備講座）の実施、４年制大学への編入学希望学生が多い現状での具体的な対策も併せて実施し成果を上げている。

・国際文化学科

平成10年度に開設して以来、海外研修による異文化体験を教育の中核に据え、高度な英語運用能力を備えた豊かな国際感覚を培うとともに、日本・アジア・西洋の文化や交流の歴史を理解し、それぞれの文化領域が抱える諸問題に主体的に関われる見識を涵養する系統的な教育を実践している。このような教育を実践する中で、豊かな国際感覚を培い、多様化する社会に主体的に関われる見識を涵養するためには、英語運用能力だけではなく、日本語の文章を正確に理解し、自分自身の言葉で考え、表現できる日本語運用能力の向上と問題発見・解決型の教育が基盤となることが明らかとなり、平成16年度から新たな教育課程のもとで「自他の文化理解を柱とした国際文化教育」を実践している。平成31年度のカリキュラム変更では、学生の主体的学習である演習系の科目と言語教育をより充実させるための科目として、実践科目に「英語と日本語の表現演習」を増設した。

（２）研究面での取組

教員は文部科学省の科学研究費をはじめ、地域産業との共同研究、受託研究など幅広い研究費獲得を通じ、地域のシンクタンクとして着実な成果を上げている。また、学部として教員の研究成果を研究論集として発刊し、両学科では卒業研究などで学生と教員が一緒に最先端の問題解決のため研究を実施しており、それらの結果を論文集としてまとめている。

（３）教育環境（施設を含む。）の整備

図書館、体育館、語学学習室、講義室など、併置されている４年制学部と共同利用している施設も多く、短期大学単独校よりも施設面の充実は図られていると思われる。学生は学内コンピュータネットワークを活用して履修登録を行い各種情報の収集をするなどICT環境も整備されている。

４　今後の展望（将来構想等を含む。）

平成17年度法人化以降、第３期15年間が終了し、2023年度から第４期となる。第４期中期計画においては、魅力ある短期大学を目指し、受験生の動向やニーズ、さらに就職環境の変化などに配慮しながら、入試制度やカリキュラム等の継続的柔軟な改善を推進することとしている。

山形県立米沢女子短期大学

Yamagata Prefectural Yonezawa
Women's Junior College

所在地：山形県米沢市通町六丁目15-1
TEL：0238-22-7330
FAX：0238-22-7333
E-mail：jimu@yone.ac.jp

理 事 長 名：阿部　宏慈
学　長　名：阿部　宏慈
事務局長名：佐々木紀子

1　沿革

昭和27年２月　米沢女子短期大学家政科設置認可（設置者　米沢市）
昭和27年４月　米沢女子短期大学開学
昭和31年２月　国語科設置認可
昭和33年４月　家政科が栄養士養成施設として指定
被服別科を被服科に名称変更
昭和38年４月　県立に移管承継
昭和41年４月　被服科を別科に名称変更
昭和45年４月　山形県立米沢女子短期大学と名称変更　家政科を家政学科、国語科を国語国文学科に名称変更
昭和51年４月　別科廃止、家政学科に家政専攻と食物専攻を開設
昭和58年12月　英語英文学科、日本史学科設置認可（昭和59年４月開設）
平成５年12月　社会情報学科、健康栄養学科設置認可（平成６年４月開設）
平成７年３月　家政学科廃止
平成20年３月　短期大学機関別認証評価適合認定（評価機関：（独）大学評価・学位授与機構）
平成21年４月　公立大学法人山形県立米沢女子短期大学設立（公立大学法人に移行）
平成26年４月　短期大学認証評価適合認定（評価機関：公益財団法人大学基準協会）
法人名変更（公立大学法人山形県立米沢女子短期大学→山形県公立大学法人）
平成27年３月　健康栄養学科廃止
令和３年４月　短期大学認証評価適合認定（評価機関：公益財団法人大学基準協会）

2　本学の特色

（1）教育理念・目標

豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技能を身に付け、着実に社会を支える女性の人材を育成するとともに、地域に根ざした短期大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（2）教育の特色

①総合短期大学だからできる多彩な教養教育

本学は総合短期大学としての強みを最大限に活かし、非常に幅の広い教養科目を開講している。さらに、各学科の専門科目のうち、教養教育に有益な科目は他学科の学生も受講することができる。また、本学独自のカリキュラム「総合教養講座」では、各分野の専門家の話を聞き、物の見方、捉え方をより豊かなものにし、自分の将来について考えることができる。

②実践力を養う高度で充実した専門教育

教養教育によって幅広い知識や人間性を養うとともに、本学では各学科の専門教育にも力を入れている。そしてこれらの授業を展開するために優れた教員を配置している。また、施設の面でも最新の機器を導入し、学生の要望に応えている。数多くのコンピューターは学生が自由に使用可能であり、各種AV機器も設置している。蔵書数12万冊以上を誇る静かな環境の図書館も設置している。

③可能性を広げ未来を拓くキャリア支援

２年間という限られた時間の中で、一人ひとりが希望する未来を実現するために、本学ではきめ細かいキャリア支援を実施している。「中学校教

学章

ロゴマーク

論」「司書」など所定の科目を履修することで取得できる免許資格のほか、日商PC検定や日商簿記検定に向けて入学後の早い時期からガイダンスや各種試験対策講座などを実施している。

（３）学生の現況と進路

・現況（令和３年５月１日現在）

523人（１年246人　２年277人）

設置学科	１学年	２学年	計
国語国文学科	83	108	191
英語英文学科	50	53	103
日本史学科	60	59	119
社会情報学科	53	57	110

・進路（令和３年３月卒業者）

卒業者 303人

就職者 177人

（就職希望者の就職率97.8％）

進学者　83名

（進学希望者の進学率96.5％）

その他　43人

（４）教員数の現況

（令和３年５月１日現在）

学長	教授	准教授	講師	計
1	16	13	3	33

（５）地域貢献活動

ホームページや機関リポジトリを活用した研究成果の情報発信に加え、附属機関の「生活文化研究所」が中心となり地域の研究者との共同研究を支援するとともに、公開講座や出前講座による県民への学びの機会提供に努めている。また地域高校との連携協定に基づく受講生の受け入れや情報交換のほか、地域の小学生を対象とした子ども大学を開催するなど、地域に密着した教育研究活動を展開している。

３　大学改革等10年のあゆみ
（公立短期大学教育60周年以降の10年間について）

教育の実施にあたっては、学生や社会のニーズを踏まえながら、本学のカリキュラムポリシーに基づいた科目の見直しを不断に行うとともに、実習・演習の充実や授業評価アンケート等の実施により教育の質の向上に継続して取り組んでおり、平成25年度及び令和２年度に短期大学認証評価を受審し、ともに適合評価を受けた。

学生の確保については、ホームページやSNSを活用した情報発信に加え、オープンキャンパスの一層の充実を図るなど、県内出身者をはじめとする志願者の確保に努めている。また、研究活動については、本学独自の研究資金支援制度を設けるなど、教員の研究活動の推進を図っている。

ハード面では、平成26年度に一部校舎の外壁改修工事、平成27年度にキャリア支援センターや学生自習室等の改修や空調設備の整備などを行っている。

４　今後の展望

平成21年４月に公立大学法人に移行し、理事長のリーダーシップのもと、学内外の理事、各委員会を中心とした組織運営体制により、教職員一丸となって業務運営に取り組んでいる。急速な人口減少や４年制大学への志向の高まり、若者の県外流出などの短期大学を取り巻く様々な課題に的確に対応し、社会の変化及び地域のニーズに合った優れた教育研究や地域貢献活動を展開していく。

会津大学短期大学部

The University of Aizu Junior College Division

所在地：福島県会津若松市一箕町大字
八幡字門田１番地の１
TEL：0242-37-2301
FAX：0242-37-2412
E-mail：info@jc.u-aizu.ac.jp

理 事 長 名：宮崎　敏明
学　長　名：宮崎　敏明
短期大学部長名：石光　　真
事務局長名：永田　嗣昭
短期大学担当次長名：青木　浩司

１　沿革

本学は、1951年４月に高等教育機関を強く熱望する会津地域の声に応え、会津短期大学として商科１科のみで開学した。1957年に福島県立会津短期大学と名称を変更し、翌1958年家政科を増設した。1965年にはその家政科を家政専攻と食物専攻に分割し、1980年には、家政科に代わり食物栄養科、そしてデザイン科及び社会福祉科が開設され、既存の商科と合わせ、４科体制となった。

1993年会津大学の開学に伴い、会津大学短期大学部に名称を変更し、商科とデザイン科を再編して産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）とし、食物栄養科と社会福祉科については、食物栄養学科及び社会福祉学科に名称を変更し、３学科２コース体制となった。その後、2006年には、大学の法人化により、公立大学法人会津大学が設置する短期大学に移行した。さらに、2016年に社会福祉学科を幼児教育学科に発展的に改編した。

２　本学の特色

（１）教育理念・目標

本学では、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び幼児教育学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、教育及び保育などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目指している。

また、豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化や今日的課題に対応できる問題解決能力や創造的展開能力を保有する応用能力のある人材の育成を目指している。加えて、地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的としている。

（２）教育の特色

Ⅰ　少人数による問題解決型教育の充実強化

卒業研究や授業において、地域課題をテーマに据えて、教員と学生が一体となって実践的研究教育を行っている。また、少人数教育は教養教育及び専門教育のみならず、キャリア支援教育と、きめ細かい支援体制の充実に結実するとともに、資格取得による学科関連領域への進路決定にも実績を挙げている。

Ⅱ　地域と連携した実践的教育の推進による地域貢献

教員と学生が一体となった地域研究に基づく地域貢献活動が、地域活性化センターを窓口に展開されている。このセンターは、福島県及び会津地方市町村や経済諸団体との連携において運営されており、地域の諸課題について、問題解決型教育研究のテーマとして取り組むとともに、教員は派遣講座や公開講座を通じて積極的に地域貢献に努めている。

また、高大連携協定に基づいて、教員の派遣やインターネットを経由した遠隔授業の実施など、短大教育についての情報提供と高校生への動機付けに役立てている。

Ⅲ　情報教育の充実と活用

学内ウェブポータルサイト「Pota.」やメールの活用により、ペーパレス化が実施されている。また、遠隔授業等にも対応できるよう、全館にWi-Fi環境が整備されている。

学章

シンボルマーク

（３）設置学科・専攻など

産業情報学科（経営情報コース・デザイン情報コース）

食物栄養学科

幼児教育学科

（４）学生の現況と進路

Ⅰ　現況（2021年５月１日現在）

産業情報学科　１年生62名　２年生63名

食物栄養学科　１年生31名　２年生37名

幼児教育学科　１年生50名　２年生50名

（１年生143名　２年生150名　合計293名）

Ⅱ　進路（2020年度卒業者）

卒業者 157名

就職者 128名（就職希望者の就職率98.5％）

進学者　16名（進学希望者の進学率94.1％）

その他　13名

（５）教員の現況（2021年５月１日現在）

教授12名、准教授10名、講師８名、助手３名、非常勤講師126名

（６）地域貢献活動

地域活性化センターを中心に、地域関連機関（産官民学）との協働・連携事業、学生参画型実学・実践教育、復興支援活動、派遣講座、公開講座等の地域貢献活動を行っている。

３　大学改革等10年のあゆみ

（60周年（2010年）以降の10年間について）

（１）教育面の取組

教員の資質の向上を図るため、FD小委員会において外部講師による研修会などを実施した。また、授業・本学評価小委員会において、教員及び学生による評価を行い、授業改善に役立てた。さらに、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、見直しを行った。

（２）研究面での取組

各教員が、学外研修制度や奨励研究制度を活用するとともに、科学研究費補助金やその他研究助成金を獲得して研究を進め、所属学会や学内研究誌「研究紀要」での研究成果の発表等を行うなど、研究活動に取り組んだ。

（３）教育環境（施設含む。）の整備

図書館改修工事や暖房設備更新工事等、経年劣化が進む施設の改修を行った。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策により、授業を遠隔で実施するための環境を整備した。

４　今後の展望

学生のための公立短期大学として教育研究の一層の充実を諮っていくとともに、本学の地域貢献活動に発展的に取り組むことにより、東日本大震災からの復興に更に貢献する。

川崎市立看護短期大学

Kawasaki City College of Nursing

所在地：神奈川県川崎市幸区小倉４丁目
30番１号
TEL：044-587-3500
FAX：044-587-3506

学　長　名：坂元　　昇
事務局長名：高岸　堅司

１　沿革

昭和39年４月　川崎市立高等看護学院発足
昭和61年８月　川崎市基本計画「2001かわさきプラン」に、看護専門学校を短期大学として整備が明示
平成４年４月　川崎市立看護専門学校と改称
平成４年12月　川崎市立看護短期大学開学準備委員会を設置
平成５年３月　川崎市基本計画「川崎新時代2010プラン」に看護短期大学の設立が明示される。校舎建築工事に着手
平成６年12月　川崎市立看護短期大学の設置及び看護婦学校の指定認可。川崎市立看護短期大学条例公布。川崎市立看護短期大学準備運営委員会設置
平成７年１月　建築工事が終了し、校舎が竣工
平成７年４月　開学、第１期生入学
平成７年11月　第１回青朋祭実施、第１回推薦入学試験実施
平成７年12月　第１回公開講座実施
平成９年３月　川崎市立看護専門学校閉校
平成14年９月　第１回社会人特別選抜試験実施
平成19年３月　独立行政法人「大学評価・学位授与機構」による外部評価を受審し、「短期大学評価基準を満たしている」との認証評価を受ける
平成21年４月　新カリキュラム開始
平成26年３月　公益法人「大学基準協会」による外部評価を受審し、「短期大学基準に適合している」との認証評価を受ける
令和３年３月　公益法人「大学基準協会」による外部評価を受審し、「短期大学基準に適合している」との認証評価を受ける

２　本学の特色

（１）教育理念・目標

生命の尊厳と人間理解を基盤に、豊かな人間性を培い、思いやりの心と専門知識に基づいた的確な判断力、健康支援のための看護実践能力を有し、主体性をもって行動できる人材を育成する。さらに、生涯にわたり専門性を追究し、保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる人材を育成する。

（２）教育の特色

担任制や進路指導体制の強化により、学習指導、生活上の相談、心身の健康相談など、学生一人ひとりの目標や課題に対しての支援と学習環境の整備に努めている。また、丁寧な実習指導により、実践的な技術の取得をサポートしている。

（３）設置学科・専攻など

看護学科（入学定員80人）

（４）学生の現況と進路

・現況（令和３年５月１日現在）
221人（１年73人　２年72人　３年76人）
・進路（令和３年３月卒業者）
卒業者 89人
就職者 79人（就職希望者の就職率100％）
進学者 ８人（進学希望者の進学率100％）
その他 ２人

（５）教員の現況

教員数：30人

（６）地域貢献活動

教育研究の成果を広く社会に開放し、市民の生涯学習に貢献するため、公開講座や生涯学習支援講座を開設しているほか、地域の学校の学習や見学を受

け入れる等の地域活動を行っている。

また、教員は地域の医療機関にて看護職員等の研修指導にあたり、さらに、本学卒業生の多くは、市内に看護師として就職、地域医療に貢献している。

３　大学改革等10年のあゆみ

（１）教育面での取組

本学は看護学科の単科であり、アドミッションポリシーに則り、適性ある優秀な学生の獲得及び入学予定者の基礎学力を高める方策の推進を行っておりカリキュラムの効果的運用を図るとともに、卒業生の就職先施設訪問調査結果等を踏まえ、看護実践能力の向上に資する質の高い教育の推進を目指している。

また、教育力向上への取り組み（FD/SDなど）の活動や学生による授業評価アンケートを引き続き実施し、よりよい教育の実現に向けて改革に取り組んでいる。

（２）研究面での取組

本学で行われる人を対象とする研究について倫理的な観点から適切に審査を行い、また、研究者の負担軽減・疑義照会の減少を目指し、より円滑透明性のある研究倫理審査を行うこと等を目的に、平成23年度に研究倫理審査委員会（平成27年度に研究倫理委員会へ改組）が発足された。

また、令和２年度においては、本学教員11名の研究が科研費事業に採択され、高度な看護研究等を行っている。

（３）教育環境（施設含む。）の整備

本学には、図書館、複数の演習室、グループワークコーナー、情報処理室など、学生が自己学習しやすい環境が整備されている。また一人ひとりの学生にきめ細かな生活、学習継続指導を行うために少人数担任制を取り入れたり、週１回専門カウンセラーによりカウンセリングを受けられるシステムを取り入れるなどしており、多くの学生が利用している。

令和２年度においては、新型コロナウィルス感染症の拡大防止や今後の４年制大学移行を見据えて、オンライン授業を実施した他に、新たな教育サービスの仕組の構築、ICT機器・環境の増強・強化、オンライン授業ヘルプデスクの設置等を行った。

４　今後の展望

医療の高度化、医療ニーズの多様化への的確な対応や、地域包括ケアシステムに資する質の高い看護人材の育成を目的に、令和４年４月に川崎市立看護大学を開学する。そのため、本学は、令和６年３月末をもって閉学する予定である。

大月市立大月短期大学

OHTSUKI CITY COLLEGE

所在地：山梨県大月市御太刀一丁目
16-2
TEL：0554-22-5611
FAX：0554-22-5613

学　長　名：柳沢　幸治
事務局長名：小坂　　充

1　沿革

本学は、昭和30年（1955年）に設立された。これは前年に大月市が市制を施行したことを受け、地域住民の教育・文化向上を目指した事による。学科は経済科の単科で、男女共学である。当初の定員数は100名、昭和55年度には150名、平成４年度には200名に増員され、現在に至っている。

2　本学の特徴

（1）教育理念・目標

本学では、学生が21世紀の社会で活躍できるように「現代社会の仕組みと個人」をテーマとし、以下のような教育目標を設定している。

① 問題解決力：自己教育力の育成。社会の変化に主体的に対応できる能力の育成。
② 教養力：一人前の社会人として生きる素養を形成する。
③ 社会・地域貢献力：経済学・経営学を中心とした専門的な基礎知識、能力を身に付け、地域などの社会で職業人として主体的に生きる素養を形成する。

（2）教育の特色

本学では、2016年より、上記の教育目標を達成するため、コース選択カリキュラムを導入した。その特徴は以下の４点にある。

① 自己教育力育成のため、１年前期において教養演習、入門科目等を学び、学生自身の進路デザインを反映した「研究計画書」を作成する。これに基づき、経済学・地域政策・経営学・会計ファイナンスの４コースから一つを選択する。
② 問題解決力を身に付けるため、専門演習（ゼミナール）を軸に、社会問題の解決をテーマとした「卒業レポート」を学生全員が作成する。
③ 社会人として生きる力となる「教養力」を身に付ける。そのため、まずグローバル化への対応として、５か国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ドイツ語、フランス語）を設定し、１外国語につき週２回（１回60分）を学習する。また、「読む、書く、説明する」といった日本語コミュニケーション能力向上を図る科目も設定している。
④ 「地域貢献力」を身に付けるため、大月学入門、地域実習プログラム（大月桃太郎伝説事業、ヘルスツーリズム、エコビレッジ、シオジの森等）により、地域問題の理解と地域貢献への意欲を醸成させる。また、学生の地域活動を教員の研究活動と連動させて推進し、学生に地域の問題解決プロセスを体験させている。

（3）設置学科及び専攻、専攻科

経済科　　単科

（4）学生数・教員数の現況（令和３年５月１日）

学生数：431名（１年205名、２年226名）
専任教員数：18名　非常勤教員数：40名

（5）地域活動

昭和56年から「市民のための相談室」、「地域研究室」、市民が無料で授業を受けることができる「特別聴講生制度」を発足させ、現在も継続している（新型コロナのため令和２・３年は中止）。平成11年度から開始された「地域づくりゼミナール」を基に、19年度から「大月学入門」「地域実習プログラム」が実視され、教員のみならず地域住民が講義を担当しており、地域との協働が進んでいる。

３　大学改革等10年の歩み

（１）教育面での取り組み

新カリキュラムが、平成28年（2016年）から開始された。今回の改訂の大きな特徴は、「経済学」「地域政策」「経営学」「会計ファイナンス」の４コースを設け、全学生がこの４コースの何処かに所属し、各コースに即した「卒業レポート」を作成することにある。１年前期には、各コースに即した「入門科目」と「教養演習」を履修し、今後の「研究計画書」を作成する。これをベースとして後期には、各コースの入口となる「専門基礎演習」を選択する。そして、２年次には「専門演習」を履修し、「卒業レポート」を作成する。コース制の導入より、学生の学力が向上するとともに、図書館の貸出数が飛躍的に伸びた。

このほかの改革としては、第２外国語に「フランス語」を導入した。また、「海外語学研修」のため英国のバンガー大学、台湾の長榮大学と提携を結び、語学研修の効率化を図っている。また、進路教育の強化を図るため「キャリアラボ」を新設し、「キャリアデザイン論」をリニューアルした。

（２）研究面での取り組み

研究費の金額が伸び悩むなか、その使用に関する拘束をはずした。これにより、教員の必要に応じた支出が可能となり、研究費の利便性が増している。また、多くの教員が研究資金の公募に募集している。

紀要も定期的に刊行されている。学生に対する教育は、常勤・非常勤との差は無いとの考えから、引き続き紀要への非常講師の執筆を可能としている。

（３）教育環境の整備

平成29年３月10日に完成した新校舎は、木造２階建て、延べ床面積2,483平方メートルである。多種多様な教育に対応できるよう、大人数が一同に会せる階段状の講堂、小規模及び中規模の講義室、約６万冊の蔵書量を誇る図書館、学生ラウンジ等を配置し、学生教職員に快適な空間を提供している。

４　今後の展望

令和２年（2020年）実施の授業料減免制度を利用した学生の割合が公立短大において予想よりも２倍以上も高いこと、特に本学では利用者が２割を超えたことは、本学を含めた公立短大が経済的格差による教育格差の是正に大きな役割を果たしていることを意味している。このような現状を踏まえても、少子化や受験生の短大離れにより公立短大の経営は今後も厳しいことには変わりはない。では、どのような対策を取るべきか。基本的には、学生目線に基づいた改革を継続していくことにある。現在、本学では、将来構想委員会を中心にコース制の再構築を図っている。これまで十分に機能してこなかった「会計ファイナンス」コースを他コースに統合し、新たに人文社会系を中心とした「地域社会」コースの新設を模索している。これに合わせて、入門科目と専門基礎演習にクォーター制を導入し、半期においてそれぞれ２科目選択できるように制度の変更を予定している。さらに、専任教員全員が教養演習を担当し、初期教育の充実を図ることも計画している。この背景には、新型コロナ禍における遠隔授業により、学生との十分なコミュニケーションが取れなかったという反省がある。今後、学生との接触を図れるように改革を実施していく。これとともに、編入を含めた職業教育の一層の充実を図るため、進路指導室を発展解消し「キャリアラボ」を新設した。今後、キャリアや資格取得の大きな推進役となると思われる。

岐阜市立女子短期大学

Gifu City Women's College

所在地：岐阜県岐阜市一日市場北町７-１
TEL：058-296-3131
FAX：058-296-3130

学　長　名：畑中　重光
事務局長名：久米　規文

１　沿革

1946年５月　岐阜女子専門学校として設置認可　英文科、生活科、被服科
1946年７月　長良桃林のキャンパスで開校式挙行
1949年５月　岐阜専門学校に改称
1950年２月　栄養士養成施設として指定
1950年３月　岐阜短期大学として設置認可　英文科、家政科
1954年４月　岐阜女子短期大学に改称
1954年10月　教職課程設置認定
1955年４月　家政科を生活科と被服科に改組
1969年４月　英文学科、食物栄養学科、被服学科に名称変更
1988年４月　岐阜市立女子短期大学に改称
1989年７月　教職課程再認定取り止め
2000年４月　一日市場北町にキャンパス移転
2000年４月　国際文化学科を新設、英文学科を英語英文学科に、被服学科を生活デザイン学科に名称変更
2002年４月　生活デザイン学科に専攻課程を設置（アパレルデザイン、インテリアデザイン）
2007年４月　生活デザイン学科の専攻課程を廃止し、専修制を採用（ファッションデザイン、感性デザイン）
2010年３月　機関別認証評価の適合認定
2013年４月　生活デザイン学科の専修を変更（ファッション、建築インテリア、ヴィジュアル）
2017年３月　短期大学認証評価の適合認定
2020年12月　岐阜市立女子短期大学ビジョンを策定

２　本学の特色

（１）教育理念・目標

幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有為な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する人材を養成する。

（２）教育の特色

「戦後復興は女子教育から」とした開学精神を継承し、女子の中での教育、学校行事や課外活動等を通じて、女子のリーダーシップやメンバーシップを体感していく環境を整えている。

（３）設置学科・専攻など　（　）は入学定員

英語英文学科（50名）、国際文化学科（60名）、
食物栄養学科（60名）、生活デザイン学科（60名）

（４）学生の現況と進路

現況（2021年５月１日現在）　398名
　１年生171名　２年生227名
進路（2021年３月卒業者）　　251名
　就職者 177名（就職希望者の就職率97％）
　進学者　37名（進学希望者の進学率70％）
　その他　37名

（５）教員の現状

専任教員33名、非常勤教員38名（2021年度）

（６）地域貢献活動

公開講座　15講座（2021年度計画）
出前講座　17メニュー（2021年度計画）
履修証明プログラム　４課程（2021年度計画）
高大連携科目の単位認定　１校（2020年度実績）
行政等の審議会委員等就任　22件（2020年度実績）
運動施設の一般開放　44団体（2020年度実績）

学章

ロゴマーク

３　大学改革等10年の歩み　2010年以降の取組

（１）教育面の取組

2010年11月　岐阜大学地域科学部、岐阜協立大学と連携協定を締結

2010年11月　岐阜大学応用生物科学部と連携協定を締結

2012年７月　大連大学日本語言文化学院と学術交流協定を締結

2013年10月　吉林華僑外国語学院と学術交流協定を締結

2016年３月　長榮大學と学術交流協定を締結

2017年３月　岐阜県毛織工業協同組合と人材育成等の協定を締結

2017年６月　威徳大学と学術交流協定を締結

2018年９月　三敬㈱と産学連携事業覚書を締結

（２）研究面の取組　直近３か年の採択件数

2018年度　科研費（４件）、奨学寄附金（３件）

2019年度　科研費（７件）、奨学寄附金（０件）

2020年度　科研費（７件）、奨学寄附金（３件）

（３）教育環境（施設含む。）の整備

2015年４月　アドミッション/カリキュラム/ディプロマポリシーを公表

2017年12月　栄養計算システムをサーバーに構築

2019年４月　成績評価にGPA制を導入

2020年９月　学生貸出し用ノートパソコンの配置

2021年３月　学内WiFi（無線LAN）の整備

2021年４月　単位取得にCAP制を導入

４　今後の展望

2000年のキャンパス移転後、４学科体制で大学運営を継続してきたが、SDGsの対応、グローバル化の進展、AI技術の社会実装、人生100年時代の到来等の社会経済環境を見据えた大学運営を目指し、2019年から学内で本学改革案の検討を始めた。

2020年12月に「岐阜市立女子短期大学ビジョン～岐女短発10年後に向けた提言～」を策定し、その実現に向けて取り組みを進めている。

（新たな教育目標）

社会において、一人ひとりが、生きたいと思う人生を描き、実現するために、「多様な価値観を許容する力」、「自分、身近な人、地域にとって何が必要かを考え、新たな価値を見出す力」、「共感と協調に基づく人間力」を涵養する教育を行う。

（目指す方向とキーワード）

①教育プログラム（グローカル/ヘルス/センス）
　本学の強みを生かし将来展望を持った学科再編

②大学連携
　（アウトソース/シナジー/インフルエンス）
　互いのリソースを活用し存在価値を磨き競う連携

③地域貢献と活動拠点
　（ブレンド/コンサル/コミュニティ）
　女性活躍推進など地域創生の中心核化

④大学ガバナンス（スピード/スマート/クリア）
　PDCAサイクルの公表と説明責任体制

2021年７月から設置者（岐阜市）において、外部有識者からなる「岐阜市立女子短期大学あり方懇談会」が開催され、今後の本学のあり方について検討していく。

静岡県立大学短期大学部

University of Shizuoka, Junior College

所在地：静岡県静岡市駿河区小鹿二丁目
2-1
TEL：054-202-2600
FAX：054-202-2612

理 事 長 名：尾池　和夫
学　長　名：尾池　和夫
短期大学部部長名：佐々木　隆志
事務局長名：和田　誉雄

1　沿革

本学の前身である静岡女子短期大学は、昭和26年、文科及び家政科の２学科からなる短期大学（２年制）として静岡市に開学した。その後、昭和43年に浜松市に移転し、昭和46年には食物栄養学科を、昭和50年には第一看護学科（３年制）及び第二看護学科を増設し、幾多の女子人材を送り出してきた。

昭和62年、県立３大学の再編統合に伴い、静岡女子短期大学は、静岡県立大学短期大学部に改組された（学科構成は、文科教養学科（新設）、食物栄養学科、第一看護学科、第二看護学科の４学科で、いずれも男女共学）。

平成９年に、保健・医療・福祉系教育の充実を図るため、静岡市に第一看護学科及び第二看護学科を移設し、新たに歯科衛生学科及び社会福祉学科（社会福祉専攻、介護福祉専攻）を設置して、保健・医療･福祉系の総合短期大学として静岡校を開校した。

なお、平成12年に本部を静岡校に移転した。

また、時代の変化に伴い、平成12年度末をもって浜松校が廃校となり、平成13年度からは静岡キャンパスのみで４学科のスタートとなった。

その後、県内高校で准看護師養成が行われなくなったこともあり平成17年度末に第二看護学科が廃学科となり、第一看護学科の定員増（60人から80人へ）がなされた。また、平成18年度に歯科衛生学科が３年制に移行した。

平成19年度に、静岡県公立大学法人が設置・運営する短期大学となった。

平成28年度には、こども学科を新設する一方、看護学科の静岡県立大学看護学部（４年制）への統合に伴い、平成28年９月に看護学科が廃学科となった。

2　本学の特色

（1）教育理念・目標

本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関係を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的としている。

（2）教育の特色

教育課程は、全学科共通の「教養科目」と各学科の教育目的を達成するにふさわしい学科独自の「専門科目」によって構成されており、「専門科目」は資格取得を前提として構成されている。また、保健・医療・福祉系職種を理解して協働を推進する基礎力を培うために、全学科を対象に学科共通科目を設定している。

（3）設置学科及び専攻、専攻科

３年制の歯科衛生学科及び２年制の社会福祉学科（社会福祉専攻、介護福祉専攻）、こども学科から構成されている。

（4）学生・教員数の現況

・現況（令和３年５月１日現在）
　283人（１年117人　２年125人　３年41人）
・進路（令和３年３月卒業者）
　卒業者 129人
　就職者 120人（就職希望者の就職率100％）
　進学者　５人（進学希望者の進学率100％）
　その他　４人

（5）地域活動

開かれた大学として広く学外者に学習の機会を提供している。毎年公開講座を開催するほか、社会人聴講生制度により講義科目を積極的に公開している。

また、介護技術講習会等を開催している。

さらに、他の機関で行われる研修会等のために教員の派遣を行っている。

３　大学改革等10年のあゆみ

（１）教育面での取組

平成28年度、多様化する教育・保育ニーズに応えるため、保育士・幼稚園教諭二種の資格取得が可能なこども学科を新設した。

また、各学科の資格取得に係わる指定規則等の改正への対応を含め、社会の要請に適切に対応するため、適宜、教育課程（カリキュラム）の改正を実施し、教育の充実、改善を図っている。

（２）研究面での取組

平成19年度の法人化を契機にして、教員研究費については、前年度中に募集を行って早期配分に努めているほか、外部評価制度を活用し、重点研究分野、若手研究者育成、共同研究等に配慮した配分に努めている。また、科学研究費補助金をはじめ、外部資金の獲得に積極的に取り組んでいる。

（３）教育環境（施設を含む。）の整備

平成29年度に、設備保全の基本的な方針を示したインフラ長寿命化計画を策定、中長期保全計画に基づき、計画的な施設整備を行っている。

また、平成27年度に学内ネットワークの回線速度の向上及び無線LANを導入、更に令和２年度には無線LANの増設等、遠隔授業環境を整備し、学生、教員の利便性の向上を図った。

４　今後の展望（将来構想等を含む。）

当面は、平成28年度に実施した大学基準協会の認証評価の結果を踏まえ、より良い大学を目指し、助言等について対応を検討していく。

近年、少子化に伴う４年制大学の全入時代が到来し、４年制大学志向が進行しているなかで、短期大学の４年制大学への改組転換が進んでいる。本学としては、設立以来、各分野に質の高い人材を送り出し、好評価を得てきている結果を踏まえたうえで、将来的には４年制化を念頭に研究を進めている。

５　その他

本学は、平成19年度から３年間、文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」受託事業として、「離退職保育･看護資格保有者のキャリアアップのためのHPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）養成教育プロジェクト」を実施した。平成22年度からは、継続して、本学独自の社会人専門講座として「HPS養成講座」を実施している。

また、平成21年度から３年間、文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」事業に採択され、「体系的なHPS養成教育プログラムの開発」を行った。この事業成果として、平成24年度以降「ホスピタル・プレイ入門」を履修科目に取り入れ、さらに、講座を修了した社会人を講師として活用していることが、循環型教育として評価を受けている。

平成27年度からは、週末を中心に開講する「HPS養成週末講座」を併行して実施している。

＊HPSとは、入院・入所児とその家族に「遊び」を提供することにより、苦痛･ストレス･不安･寂しさなどを緩和し、ケアする専門職

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

Shizuoka Professional University
Junior College of Agriculture

所在地：静岡県磐田市富丘678-1
TEL：0538-31-7901
FAX：0538-34-4445
E-mail：noukandaisoumu@pref.shizuoka.lg.jp

学　長　名：鈴木　滋彦
事務局長名：井口　真彦

1　沿革

静岡県では、農林業後継者の育成、農林業指導者の養成機関として、明治33年に農事試験場として農事練習生の教育を開始して以来、農業技術員講習所、農業技術員養成所、農業講習所、各試験場併設専門研修所、農業中央研修所、林業講習所、農業短期大学、林業短期大学、農林短期大学、農林短期大学校、農林大学校などを設置し、時代のニーズに応えるため、その役割を果たしながら変遷を重ねてきた。

創立120周年を迎えた令和２年４月、生産知識・技術を身に付ける実践的教育のレベルアップを図るとともに、先端技術の応用力や生産物の付加価値を高めるための柔軟な発想力を身に付けるための専門的な教育課程を再構築し、将来の農林業の生産現場を支える専門職業人の養成を行うべく、農林業分野では日本で初めてとなる専門職大学短期大学部として、本学は開学した。

2　本学の特色

（1）教育理念・目標

「耕土耕心」すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念の下「多彩で高品質な農林水産物を生産する静岡県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者としてそれらを守り育んでいくことができる人材」を養成する。

（2）教育の特色

・農林業生産のプロフェッショナルとして高い現場力を持つ人材の養成
・実践力を高めるコース別履修科目と創造性を高める分野横断的な共通履修科目を組み合わせた教育課程
・少人数授業（講義は最大40人、実習は15人程度）の実施
・全員が約２ヶ月間、実際の農林業現場で就業体験する臨地実務実習（インターンシップ）に参加
・１年次全寮制により、共同生活を経験
・産業界や地域社会のニーズを反映した教育課程を編成、実施するため、県内農林業者や農林業・産業界などの関係者を構成員とした教育課程連携協議会を設置

（3）設置学科・専攻

生産科学科の１学科であり、１年次前半までは分野横断的な内容を学び、１年次後半から栽培･林業･畜産の３コースに分かれ、さらに、実習については

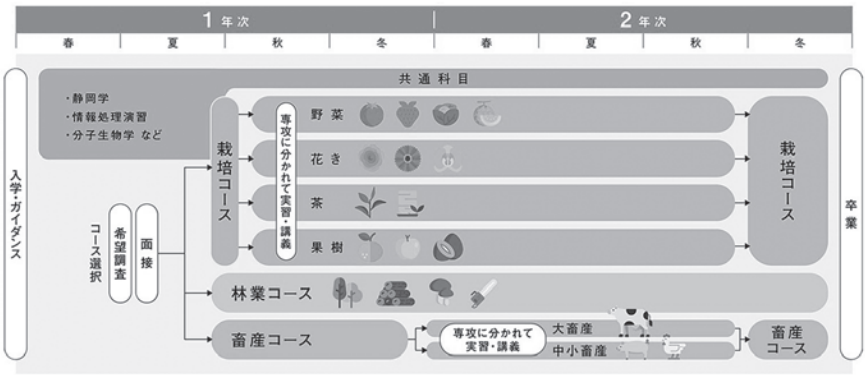

栽培コースは「野菜」「花き」「茶」「果樹」の４分野に、畜産コースは「大家畜」「中小家畜」の２分野に分かれて、各分野の専門的知識・技術を習得する。

（４）学生の現況（令和３年５月１日現在）

学生169人中147人が静岡県内からの出身者である。また、全体の約６割が農業関係高校等の出身者となっている。

学　年		１年	２年
定　員		100人	100人
学生数		92人	77人
	栽培コース	―	60人
	畜産コース	―	10人
	林業コース	―	７人

※開学２年目のため、進路の実績無し

（５）教員の現況

教員数21人（みなし専任教員含む）

（６）地域貢献活動

本学では、優れた生産技術や経営ノウハウを習得し、新たなアグリビジネスにチャレンジする農業者の取組を支援するため、農業者や新規就農者等を対象に公開講座を開催している。

また、地元自治体等と連携し、企業や行政・関係団体が垣根を越えた話し合いを行い、未来に繋がる農業の確立や農業を軸とした新たな基幹産業の創出を目指す「未来の農業連携懇話会」に参画するなど、「農の知の拠点」として地域の産業に貢献している。

３　大学改革等10年のあゆみ

（１）教育面の取組

本学は、「専門性に富み、世界の産業革命をリードするような現場レベルの革新を牽引し得る「高度職業人材」を輩出する教育実施体制を備え、わが国の人材力を抜本的に強化する今までに無い「職業プロ養成機関」」として、専門的農林業人の養成と、社会人として必要な教養教育に重点を置き、農林業生産者として成長するための拠り所となる深い専門性と、幅広い教養を身に付け、豊かな人間性を持った人材を輩出する役割を担うとともに、県立の大学として、地域の生涯学習機会の拠点としての役割と、社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）を果たすべく、令和２年４月に既存の農林大学校から専門職大学へと移行した。

（２）研究面での取組

本学では農林業分野の専門職業人養成のための研究という観点に立ち、農林業現場で活用される実用性の高い技術を身に付けさせるための研究に重点を置いて取り組んでいる。

（３）教育環境の整備

本学は、既存の静岡県立農林大学校の校地、施設及び設備を活用するとともに、開学にあわせて必要な施設等を整備した。なお、これら施設は併設する静岡県立農林環境専門職大学と共用している。

［新たに整備した主な施設］

施設名	主な内容	供用時期
既存校舎改修	学内ネットワーク整備 実験室等の改修	Ｒ２
新校舎建設	図書館・食堂の整備	Ｒ３
新寮建設	定員200人（２人部屋）	Ｒ４

４　今後の展望

農林業生産のプロフェッショナルを育てるため、農林業現場のニーズに応えるべく、カリキュラムの見直しや教育研究施設の充実に努める。

津市立三重短期大学

Tsu City College

所在地：三重県津市一身田中野157
TEL：059-232-2341
FAX：059-232-9647
E-mail：232-2341@city.tsu.lg.jp

学　長　名：村井美代子
事務局長名：溝田　久孝

1　沿革

本学は、戦災を被った津市が「市の復興はまず学校から」という方針のもとで文教都市の建設を目指す中、昭和27年に三重県下唯一の公立短期大学として創設された。開学当初は法経科第２部と家政科の２学科構成で、勤労学生や女性に高等教育の場を提供した。昭和44年には家政科が食物栄養学専攻と被服専攻に分離され、また法経科第１部が増設された。平成３年度には家政科を生活科学科に名称変更し、カリキュラムを再編した。

その後平成９年に法経科第１部および第２部に法律コース、経商コース、行政コースの３コースを、生活科学科生活科学専攻に生活システムコース、居住環境コースの２コースを設置したが、平成19年には法経科第１部を法律コース、経商コースの２コース制にし、法経科第２部はコース制を廃止した。また生活科学専攻は、生活福祉・心理コースと居住環境コースの２コース制に改編した。

さらに令和３年度には食物栄養学科を新設し、法経科、生活科学科からなる３学科体制となった。加えて法経科第２部では、仕事や育児・介護のために通学時間が限られる学生や、ゆっくり学びたいという学生のために、長期履修学生制度を開設した。

以上のように、本学は時代のニーズに即した学科やコースの改編を通して教育の充実に努める一方、地域に開かれた大学作りを目指し、地域問題研究所による地域問題研究の蓄積や、地域連携センターによる公開講座や出前講座、オープンカレッジの開講、施設の地域開放などを通して、常に時代や地域の要請に応えるべく自己改革を行っている。

2　本学の特色

（1）教育理念・目標

知の創造と継承を理念として、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加えて、応用力や実践力に富む有為な人材の育成を目標に掲げている。

（2）教育の特色

４つの外国語を学べる語学基礎、人文、社会、自然科学の多様な分野にわたる共通科目、各学科の専門分野に関わる専修科目の３つの科目区分構成をとっている。語学基礎科目と共通科目は全学共通で、短期大学としての統一性を保って広い教養をもつ人材を育成する一方、専修科目を構成する演習や実験、実習では少人数教育を中心として、専門教育を充実させるカリキュラムが用意されている。

（3）設置学科・専攻など

法経科第１部、法経科第２部、食物栄養学科（食物栄養学専攻）、生活科学科（生活科学専攻）

（4）学生の現況と進路（令和３年５月１日現在）

学生数：688人（１年314人、２年374人）

進　路：就職188人（就職率95.9％）、進学72人

（5）教員の現況

専任教員数：30人

（6）地域貢献活動

地域問題研究所が地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、地域連携センターが地域連携及び地域貢献事業を所掌する総合窓口となって、本学教員の研究成果を地域に還元し生涯教育機会の提供にも努めている。

３　大学改革等10年のあゆみ

（１）教育面での取組

平成27年度に、身体等に障がいのある学生に対して修学及び学生生活に関わる支援を行うため、障がい学生支援委員会を設置した。平成28年度には三重県内の14の高等教育機関と県によって、教育･研究･地域貢献の各機能の向上を図ることを目的に「高等教育コンソーシアムみえ」が設立され、本学も単位互換科目を設定して他大学の学生を受け入れ、また本学の学生も他大学開講科目を受講している。令和３年度には食物栄養学科を設置し、法経科第２部で長期履修学生制度を開始した。

（２）研究面での取組

平成28年度に「三重短期大学研究倫理規程」及び「三重短期大学における競争的資金等の不正使用防止に関する取扱規程」を定め、研究活動に関わる不正行為及び不正行為が生じた場合の措置、また競争的資金等の不正使用の防止並びに不正使用の事案が生じた場合等の措置に関して必要な事項を整えた。上記規程の内容を確認し、学内構成員の自覚を高めるために、研究倫理教育と研究費不正使用防止のためのコンプライアンス教育を毎年度実施している。

（３）教育環境（施設含む。）の整備

平成25年度には校舎棟にエレベーターが設置され、バリアフリー環境整備が前進した。平成26年度にはクラブハウスが竣工し、学生の課外活動の拠点整備が行われた。平成28年度には大学ホール及び管理棟の空調設備を改修し、翌平成29年度には管理棟と校舎等をつなぐ渡り廊下の耐震改修工事を実施し、管理棟１階入り口にスロープが設置され、バリアフリー化が図られた。さらに令和元年度には校舎棟トイレの洋式化と体育館改修工事が完了するなど、教育環境の整備を進めている。

４　今後の展望

平成29年度に学内に「三重短期大学将来構想検討WG」を設置し、三重県内全高校78校と特別支援学校18校のすべての２年生及び進路指導担当者、過去５年間に本学に求人があり、かつ内定を得た県内および近隣県内企業100社、本学の各専攻及びキャリア支援に関わる県内18団体、県高等学校職員組合を対象に、本学の将来構想に関わるアンケート調査を実施し、同年度末に結果をHPで公表した。同WGはアンケート結果を勘案しながら、短期大学部を併設した四年制大学化という将来像を念頭に置きつつ、現行２学科を改編して３学科とし、公立の短期大学として一層の充実を図ることとした。

平成30年度には前年度WGの検討結果を受け、「平成30年度三重短期大学将来構想検討WG」を設置し、食物栄養学専攻を学科化すること、法経科第２部の定員を100名に削減し長期履修学生制度を導入すること、管理栄養士国家試験対策講座と社会福祉士国家試験対策講座を開講することを決定し、法経科だけでなく生活科学科、食物栄養学科においても資格取得に繋がり得る生涯教育の場を提供し、リカレント教育と地域への貢献を一層充実させることとした。

今後も各学科の魅力を高め、「何が学べるのか」を明確に対外的にアピールして質の高い学生を確保し、少人数教育によって丁寧に学生を成長させ、人材還元という形での地域貢献に努めていく。

島根県立大学短期大学部

The University of Shimane Junior College

所在地：松江市浜乃木７-24-２
TEL：0852-26-5525
FAX：0852-21-8150

理 事 長 名：清原　正義
学　長　名：清原　正義
事務局長名：小池　　誠

１　沿革

公立大学法人島根県立大学はそれまでの県立３大学（１大学２短期大学）を平成19年４月１日に統合し、２大学３キャンパスとしてその歩みを開始した。

松江キャンパスは昭和21年に設立された島根県立松江女子専門学校と昭和28年に設立された島根県立保育専門学院を母体としている。昭和63年の島根県立島根女子短期大学（家政科・保育科・文学科）を経て、平成19年の統合法人化により短期大学部松江キャンパスは健康栄養学科、保育学科及び総合文化学科の３学科に改組した。そして平成30年４月、新たに４年制の人間文化学部が設置され、健康栄養学科は４大化の上、出雲キャンパス（看護栄養学部）に移転し、島根県立大学短期大学部は保育学科及び総合文化学科が存置され現在に至っている。

２　本学の特色

（１）教育理念・目標

本学は、地域に信頼される「地域貢献日本一の大学」を目指し、次のような理念と目的を掲げている。

・理念　○課題探求力・実践力を育む大学
　　○地域と協働する大学
　　○地域のニーズに応える大学

・目的

地域における教育研究の拠点として、学生の学ぶ意欲を高め、豊かな人間性を育むことによって、課題探究力及び実践力を兼ね備えた人材を育成するとともに、地域への知の還元や地域課題解決への支援を通じて地域と協働し、地域社会の文化及び福祉の向上並びに地域の人々の健康の増進に寄与することを目的とする。

（２）教育の特色

本学は、保育・総合文化学科の２つの学科から構成される。保育学科では、保育の現場に対応できる即戦力の育成を目指し、自ら課題をもち、考え、体験する学びを繰り返すことを重視している。「保育内容演習Ⅰ・Ⅱ（１年生通年）」の授業で「キッズランド」という幼児向けのあそび場の構成と実施、また、「キッズシアター」という人形劇や歌などの幼児向けの表現活動の創作と発表という２つの活動を設定している。学生は、近隣の子どもたちを招いて幼児への適切な指導方法の理解を進め、地域の方々から高い評価を得ている。一方、総合文化学科では、様々な文化領域での課題学習を通して、日本文化や異文化に対する広い視野と深い考えをもち、積極的に地域に発信している。エッセイ集「随そうぶん」や島根の魅力を伝える文化情報誌「ひだまりのおと」を発刊すると同時に島根県観光PR大使として県内を取材して県の公式サイトに掲載したり、小泉八雲の世界をもとにしたオリジナル音声ドラマをYouTubeで公開したり、独創的な活動に取り組んでいる。また、両学科とも人間力豊かな国際的な視野をもった人材養成を目指し本学の特色ある教育施設「おはなしレストラン（絵本の図書館）」を活用した「読み聞かせ」の授業やアメリカへの短期語学留学も実施している。

（３）設置学科

学科　保育学科（入学定員40名）
　　総合文化学科（入学定員40名）

（４）学生の現況と進路（令和３年７月末現在）

・現状（令和３年７月末現在）

保育学科　　82名（総定員80名）
総合文化学科　85名（総定員80名）

・進路（令和３年３月卒業者）

卒業者　85名

就職者　79名（就職希望者の就職率98.8％）

進学者　２名（進学希望者の進学率100％）

その他　４名

（５）教員の現況（令和３年７月末現在）

専任教員数　13名

（６）地域貢献活動

本学は、県立高校・特別支援学校・県教育委員会と連携・協働し、高校から大学への学びの連続性を確保するために、県立学校が構築する「高校魅力化コンソーシアム」への参加・助言や課題解決型学習等を促進するための支援を行っている。学科の特色を活かし、県内高校へ教員や学生が課題解決型学習の講義やアドバイス等を行うとともに高校生との意見交換を行うなど連携交流を深めている。

また、社会人に対するリカレント教育など地域の人々への多様な学習機会の提供を行い、公開講座「椿の道アカデミー」やオンライン開催した「KENDAI縁結びフォーラム」では地域住民に向けて研究成果を発信し、地域に定着した生涯学習の場として機能している。

さらに、保育や子育て支援、地域の観光産業等の活性化に寄与するために審議会等への人的資源の提供や地域の幼保園や小学校との共同研究の実施など教員の地域貢献活動は大きな特徴である。

また、教員だけではなく、学生の主体的なボランティア活動もグローバルに展開され、日本の文化を伝える絵本を製作し外国の図書館へ送付したり、外国の文化や風土を県内地域へ紹介するなど意欲的に取り組んでいる。

３　大学改革等10年のあゆみ

（１）教育面の取組

教員の資質向上のためのFDやSDについて計画的、継続的に実施するともに教育内容の質を高めるために次の３点に取り組んでいる。

・学生による授業アンケート

・教員によるアンケートへのフィードバック

・教員相互の授業参観（公開）の実施

（２）研究面での取組

学科の特色を活かし、少子高齢化や産業振興、観光など島根県が抱える喫緊の課題解決への要請を踏まえた教育研究を行い、地域社会の文化及び福祉の向上並びに地域の活性化に寄与している。

（３）教育環境（施設を含む）の整備

短期大学部の存置と４年制の人間文化学部の設置に伴い、図書館の新設・拡充や学生ラウンジの増改築、校舎の大規模修繕、エレベーター設置、トイレの洋式化などを行った。また、オンライン授業に対応すべくWi-Fi環境の整備・強化も推し進めた。

４　今後の展望

短大と４年制大学の併設は、短期大学部から人間文化学部への編入を含め、受験生の大学選択の幅を広げ、本学志願者の確保に大きく寄与すると考えている。また、県内就職については、今後も他の県内高等教育機関（島根大学や松江工業高等専門学校）とCOC＋事業に取り組む。さらに、島根県中小企業家同友会との包括的連携協定を活用し、学生が地元企業を知る機会から就職までを産業界と連携して取り組み、県内定着へつなげていく。

倉敷市立短期大学

Kurashiki City College

所在地：岡山県倉敷市児島稗田町
160番地
TEL：086-473-1860（代表）
FAX：086-473-1857（代表）
E-mail：info@kurashiki-cu.ac.jp

学　長　名：安達　励人
事務局長名：家守　幹之

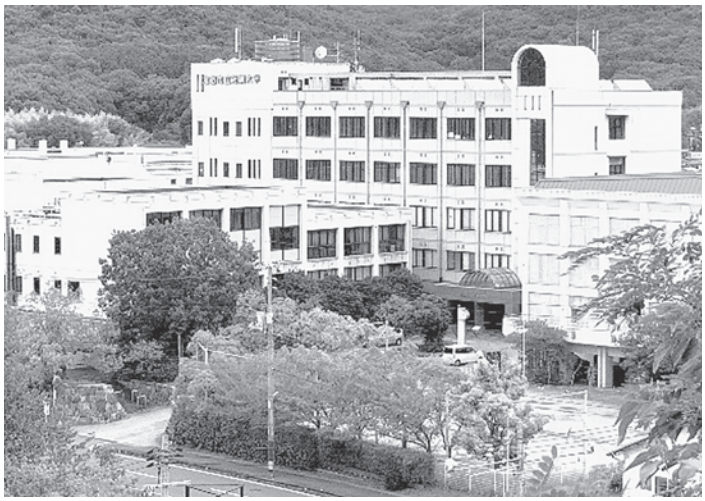

1　沿革

倉敷市立短期大学は、勤労学生の学び舎であった倉敷市立倉敷保育専門学院（創立昭和43年）を嚆矢とする。昭和49年に短期大学に改組された後、平成６年には地元産業界の要請により服飾美術学科を設置した。平成15年には保育学科・服飾美術学科の両学科の上に、大学改革支援・学位授与機構認定の専攻科（保育臨床専攻・服飾美術専攻）を増設した。平成30年に創立50周年を迎え、現在に至っている。

2　本学の特色

（1）教育理念・目標

本学は、「地域に密着した高等教育機関として、幅広い教養と創造力・実践力を身につけた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与する」ことを短期大学全体の理念として掲げている。

学科の教育目標は、「保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実際的な技能の教授及び研究を行うことにより、教養豊かな社会人を育成すること」(学則第１条）である。また、専攻科については、「本学に精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導する」(学則第42条)ことと謳われている。

（2）教育の特色

本学の教育は、倉敷という地域の魅力を反映している点に特色がある。保育と服飾美術という教育研究組織の編成は、「子育てするなら倉敷で」という倉敷市のまちづくりの方針と、国産ジーンズ発祥の地であり日本有数の繊維のまちである児島地区という本学の立地環境に合致している。また、教育内容と方法においても、地元の保育・幼児教育界やアパレル産業界、市行政の担当部署と連携を図ることで、実践的で創造的な教育を行うための様々な措置を講じている。さらに、公立短期大学の専攻科で教育学と家政学の学士課程を持つものは、現在は全国で本学が唯一であり、この点も大きな特徴となっている。

（3）設置学科・専攻科

学　科　保育学科　　（入学定員50名）
　　服飾美術学科（入学定員50名）
専攻科　保育臨床専攻（入学定員５名）
　　服飾美術専攻（入学定員５名）

（4）学生の現況と進路

○現況（令和３年５月１日現在）
　学　科 206名（１年102名　２年104名）
　専攻科　28名（１年 17名　２年 11名）
○進路（令和３年３月卒業者）
　卒業者 116名
　就職者　81名（就職希望者の就職率90％）
　進学者　22名（進学希望者の進学率100％）
　その他　13名

（5）教員の現況

教員数は、学長１名、保育学科12名（１名は公募中)、服飾美術学科11名の、計24名である。

（6）地域貢献活動

本学の理念・教育目標に基づいて、市民への教育機会の提供や地元企業との共同研究の実施、審議会等への人的資源の提供を推進している。学内施設への地域住民の受け入れも行っており、平成24年には「倉敷市立短期大学子育てカレッジ」が岡山県夢づくり推進賞を受賞した。また、教育プログラムの一環としての学生による地域活動も盛んである。保育学科及び保育臨床専攻では、例年、延べにして収容定員の10倍を超える数の学生が、ボランティア活動

倉敷市立短期大学
Kurashiki City College

をはじめとする地域での実践活動に参加している。服飾美術学科及び服飾美術専攻の学生は、展示やワークショップ、イベント等の学外活動に意欲的に取り組みながら、コンテストで受賞を果たす等、教育成果に対する外部評価を高めてきた。

３　大学改革等10年のあゆみ

（１）教育面での取組

教育内容の個性化とカリキュラムの体系化を図るべく、令和２年度より服飾美術学科に３コース制（ファッションコース、情報･地域･ビジネスコース、デザイン・アートコース）を導入した。また、地元企業でのインターンシップや、講義と工場見学とを組み合わせた「アパレル総論」、ジーンズソムリエの資格取得を目指す「デニム学」、地域課題を題材とした「まちづくり論」等、新たな授業を順次開設した。

保育学科・保育臨床専攻では、教育課程の改善に加えて、授業外での学生の実践的で創造的な活動にも力を入れてきた。保育士資格と幼稚園教諭２種免許状を有する専攻科の学生が、保育現場でパート保育士として働くことのできる制度を構築し、専攻科学生のほぼ全員がこの制度を自主的に利用することで、学生にとっても、社会への接続を円滑に進める上で有効な機会となっている。また、平成27年にはミズーリ大学カンザスシティ校教育学部と連携協定を締結し、希望する学生たちが夏季休業中にアメリカの保育・幼児教育を現地で学んでいる。

（２）研究面での取組

本学と繊維関連企業等が産学共同研究推進委員会を組織し、倉敷市が実施する「倉敷市産学共同研究事業」に平成16年度から取り組んでいる。

（３）教育環境（施設を含む。）の整備

平成24年に岡山県が推進する「子育てカレッジ」をキャンパス内に付置し、社会貢献活動だけでなく学生の学びの場としても活用している。

安全安心なキャンパスづくりと学内のIT環境の整備には従来から努めてきたが、コロナ禍において教育機器と設備のさらなる充実を図った。オンライン型授業を導入するためにパソコンや周辺機器を増やすと同時に、衛生環境の向上を図るため、エントランスへの自動検温カメラの取り付けや、トイレの照明及び換気扇の人感センサースイッチへの切り替え、教室等へのオゾン発生装置の設置を実施した。

また、行事等で利用する中庭の人工芝の張り替えや新たな駐車場の整備、広報と情報伝達のためのデジタルサイネージの設置等も進めた。

さらに、教育環境を含めた短期大学全体の運営に関わる取り組みとして、平成23年に、外部アドバイザー委員会を設置し、学外からの評価を取り入れる手段として活用している。

４　今後の展望

高等教育機関における教育研究や組織運営に関する議論は４年制大学が中心になりがちだが、短期大学のあり方を巡る課題は、日本の高等教育全体に波及するような論点を内包している。本学は、倉敷という特色ある地域に密着した教育研究内容・方法の魅力化と、専攻科を活用した弾力的な教育システムの個性化を進めながら、地域と共生する公立短期大学としての役割を積極的に果たしていく考えである。

大分県立芸術文化短期大学

Oita Prefectural College
of Arts and Culture

所在地：大分県大分市上野丘東１-11
TEL：097-545-0542
FAX：097-545-0543

理 事 長 名：小手川大助
学　長　名：小手川大助
事務局長名：岩崎　　栄

１　沿革

本学創設の流れを遡れば、1921年（T10）に本県出身の彫刻家朝倉文夫氏が、九州で初開催の美術展覧会の盛会を契機として「芸術に関係する歴史ある大分県に九州美術学校建設の具申書」を文部省に提出したことが源泉となっている。具申内容は、当時実現とはならなかったが、朝倉氏や県内美術家の思いは、戦後の学制改革により1947年（S22）に芸術系高等学校の新設という形で実現した。

・1961年（S36）４月　県立別府緑丘高等学校に創設された美術・音楽の専攻科が昇格し、全国唯一の芸術系短期大学として開学
・1975年（S50）　大分市に全学移転
・1979年（S54）　美術と音楽の専攻科を設置
・1992年（H４）　国際化や情報化社会に対応し、国際文化とコミュニケーションの人文系２学科を創設、名称を大分県立芸術文化短期大学に変更
・2003年（H15）　コミュニケーション学科を情報コミュニケーション学科に再編
・2006年（H18）　公立大学法人化
・2007年（H19）　４年制大学と同じ学位「学士（芸術系）」の取得が可能な大学評価・学位授与機構の認定を受けた２年制の専攻科に改編
・2013年（H25）　国際総合学科の開設
・2015年（H27）　情報コミュニケーション学科のコースを改編、キャンパスリニューアル工事に着手
・2018年（H30）　全学横断型のアートマネジメントプログラムの創設
・2020年（R２）　キャンパスリニューアル工事完成
・2021年（R３）　創立60周年を迎える。

２　本学の特色

（１）教育理念・目標

芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究、学生の個性を尊重し、知性と感性の調和した人間性を涵養する教育の推進により、芸術の創造、文化の進展、地域社会の発展に寄与する幅広い見識と総合的な判断力を備えた教養人を育成する。

また、開かれた大学として、地域の芸術文化振興、生涯学習・リカレント教育を担う。

（２）教育の特色

芸術系と人文系の学科を併せ持つ特色を活かした芸術や語学などの共通教育科目に、地域社会への貢献やアートマネジメントなど学科を超えた教育科目を教育基盤とし、多学科の専門科目の履修を可能としていることで進路選択の多様性を確保している。

（３）設置学科及び専攻、専攻科

学　科：美術科、音楽科、国際総合学科
　　情報コミュニケーション学科
専攻科：造形専攻、音楽専攻

（４）学生の現況と進路など（2021年５月１日現在）

学生数：全　876名（学科786名、専攻科90名）
進　路：就職 195名（就職率 98％）
　　進学 106名（進学率100％）

（５）教員の状況（2021年５月１日現在）

専任教員：50名　非常勤講師：97名

（６）地域貢献活動

環境や食育など県内地域の活動や国際車いすマラソンなど大規模イベントでのボランティア活動、企業や団体等との連携、地域巡回演奏会、美術展など様々な活動に加え、公開授業や講座を開催している。

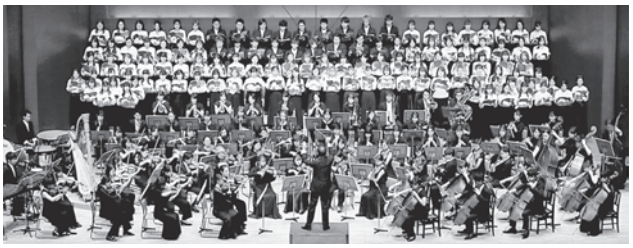

OITA
PREFECTURAL
COLLEGE OF
ARTS
AND CULTURE

３　大学改革等10年のあゆみ

（１）教育面の取組

芸術と文化、社会の中で自立して生きる力となる基礎に加え、欧米やアジアの７ヶ国語などから、幅広い教養教育の選択履修を可能とした。

中でも2018年に新設した芸術家と観客の橋渡しをするための専門知識とスキルを学ぶ全学科横断型のアートマネジメントプログラムは、本学の特長を活かした科目である。その他、学生が地域に出向いて活動するサービスラーニングや長期休暇を利用した海外語学実習など、全学科学生を対象とした選択カリキュラムも充実させた。

美術科デザイン専攻では、次世代の新しい視点を学ぶグラフィックアートコースを新設、音楽科では音楽を多面的に学習する総合音楽コースを新設した。

また、国際総合学科は、国際感覚を持ち地域社会に貢献する人材の育成に向け、国際コミュニケーション、観光マネジメント、現代キャリアの３つのコースを設置、情報コミュニケーション学科は、科目を検証整理し、心理スポーツ、地域ビジネス、情報メディアの３コースに改編するなど、学生や時代のニーズを反映したコースの新設や改編を行った。

（２）研究面の取組

附属図書館の研究情報室が、毎年、研究紀要を纏め公表するなど情報を一元化した。また、クリエイティブオオイタなど地域や団体への参画、一般県民が学べる専門講座、公開講座を拡充するなど、研究成果の地域還元を積極展開している。さらに、2019年には、大学独自の研究支援として「研究費特別枠」を新設し、若手教員の研究活動を活性化している。

（３）教育環境（施設含む）の整備

2015年にキャンパスリニューアルに着手し、芸術デザイン棟、音楽ホール棟、附属図書館の新築をはじめ、美術棟、工房、音楽棟、体育館、事務棟の増改築など整備工事の全てが2021年３月に完成した。

併せて、国際総合学科の語学学修システムを構築、教員と学生の双方向対話型の授業支援システムを全学に導入、本学の持つ情報や映像の専門性を最大限発揮できる学内通信ネットワークを拡充整備した。

2018年に知的財産支援室を設置し、教育や研究、地域貢献活動などに付随する知的財産権に関する教職員や学生への助言・支援を行っている。

また、中国・江漢大学はじめ韓国やニュージーランド等の海外大学や自治体、企業等と22件の連携協定を締結するなど積極的に教育環境を整えている。

４　今後の展望

芸術系の美術科と音楽科、人文系の国際総合学科、情報コミュニケーション学科を併せ持つ特色を活かした教育研究機能を充実させ、九州をはじめ日本全国から学生が集まる魅力ある大学づくりを進める。

また、地域の芸術文化を担う公立短期大学として、直接地域に出向き、或いはリニューアルされたキャンパスを活用しての演奏会や美術展示会、ワークショップの開催など、教育研究の成果を地域に積極的に還元することで、開かれた大学づくりを推進する。

５　その他

学生支援面では、入学時から担任教育制とし、各学科と進路指導専門部署との連携により、きめ細かな進路指導を行うことで、毎年90％後半の高い就職率、進学率を維持している。

鹿児島県立短期大学

Kagoshima Prefectural College

所在地：鹿児島県鹿児島市下伊敷1-52-1
TEL：099-220-1111
FAX：099-803-4473
E-mail：Kentan@pref.kagoshima.lg.jp

学　長　名：塩地　　洋
事務局長名：吉松　康雄

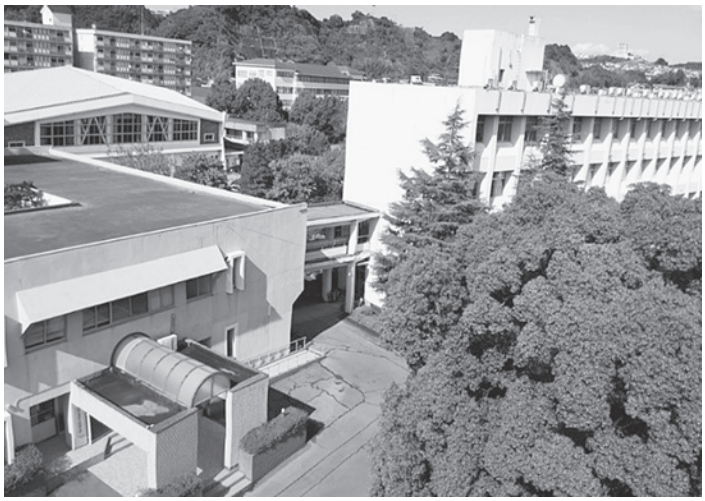

1　沿革

1922年　鹿児島県立第一高等女学校に専攻科設置
1947年　鹿児島県立女子専門学校に改組・改称（国文科、英文科、保健科、被服科）
1949年　鹿児島県立大学発足（医学部、工学部）
1950年　鹿児島県立大学短期大学部設置（文科60、家政科50、社会科30）
1951年　社会科を商経科に名称変更
　第二部開設（商経科60、電気（工学）科40）
1955年　鹿児島県立大学（医学部、工学部）が国立鹿児島大学へ移管
1958年　鹿児島県立短期大学に改称
1960年　第二部電気科廃止
1977年　家政科専攻分離（被服専攻25、食物栄養専攻25）
1978年　文科専攻分離（国文専攻30、英文専攻30）
1983年　商経科（第一部）定員増（30→50）
1989年　商経科（第一部）定員増（50→75）
　家政科被服専攻定員増（25→30）
　同　食物栄養専攻定員増（25→30）
1995年　学科改組（現行の学科組織へ移行）（文科→文学科、家政科→生活科学科、商経科→商経学科）
　商経学科（第一部）専攻分離（経済専攻35、経営情報専攻40）

2　本学の特色

（1）教育理念・目標

教養教育と専門教育の有機的連携を図り、社会情勢の変化に的確に対応するために必要な課題探求・解決能力の育成及び社会の形成に主体的に参画するために必要な豊かな人間性を涵養する。

（2）教育の特色

南九州唯一の公立短期大学で、きめ細やかな少人数教育を行い、課題探求・解決能力の育成に向け、キャリア教育、ボランティア活動や海外実習などを活発に行っている。

（3）設置学科・専攻、入学定員

文　学　科	日本語日本文学専攻	30人
	英語英文学専攻	30人
生活科学科	食物栄養専攻	30人
	生活科学専攻	30人
商 経 学 科	経済専攻	35人
	経営情報専攻	40人
第二部商経学科（３年課程）		60人

（4）学生の現況と進路

㋐現況（令和３年５月１日時点）
639人（１年276、２年299、３年64）

文　学　科	157人
生活科学科	133人
商 経 学 科	170人
第二部商経学科	179人

㋑進路状況（令和３年３月卒業生）
卒業生208人
就職者155人（就職希望者の就職率99％）
進学者 28人（進学希望者の進学率97％）
その他 25人

（5）教員の現況（令和３年４月１日時点）

44人（教授17、准教授16、講師４、助教７）

（6）地域貢献活動

毎年度、以下の講座等を開催し、地域との連携を図っている。
公開講座、金曜講演会、

伊敷公民館講座、奄美サテライト講座
出張講義、ミニ講義

３　大学改革等10年の歩み

（１）教育面の取組

鹿児島の魅力を活かす教育や国際化に対応する教育の充実を図ってきた。

鹿児島の魅力を活かす教育については、鹿児島の自然環境、産業構造等を理解し考察する講義として、令和３年度は鹿児島県内の産業・貿易・観光分野の専門家を講師とする鹿児島に関する知識を深めるための講座を開講している。

また、国際化に対応する教育として、ハワイ大学コミュニティカレッジや中国南京農業大学国際教育学院への海外研修等を実施してきた。（令和２年度以降は新型コロナ感染症拡大に伴い休止している。）

（２）研究面での取組

学術研究を発展させることを目的として外部資金の獲得に向け、文部科学省所管の競争的研究資金である科学研究費助成金に加え、民間企業からの学術研究のための寄附金の獲得や受託研究に取り組む体制を整えた。

（３）教育環境（施設含む）の整備

各教育棟（１～３号館）、附属図書館などの耐震補強工事は平成24年度に完了した。（本学の全施設は耐震基準を満たしている。）

平成27年度に令和10年度までを計画期間とする施設管理計画を策定し、教育機能の改善、長寿命化整備、キャンパスアメニティ（学生の快適な学園生活）の向上に向けた施設整備を計画的に実施することとしており、これまでバリアフリー化を図るため、エレベーターや身体障害者用トイレ、手すりを設置するとともに、キャンパスの環境整備を図るため、各教育棟間の渡り廊下の設置、附属図書館の増築、トイレの洋式化などを行ってきた。

４　今後の展望

今後、全国的な18歳人口の減少に伴い、大学を取り巻く経営環境が厳しくなることも想定されるが、時代の要請に対応した教育内容の充実を図り、将来の鹿児島を支える人材育成の場として、更に魅力ある県立短期大学づくりを推進する。

会員校卒業者の状況

（令和３年３月卒業者）

区　分	卒業者（人）	就職状況		進学状況		その他（人）	備　考
		就職者（人）	就職希望者の就職率	進学者（人）	進学希望者の進学率		
岩手県立大学 宮古短期大学部	98	53	88%	31	97%	14	
岩手県立大学 盛岡短期大学部	100	62	93%	30	100%	8	
山形県立 米沢女子短期大学	303	177	98%	83	97%	43	
会津大学 短期大学部	157	128	99%	16	94%	13	
川崎市立 看護短期大学	89	79	100%	8	100%	2	
大月市立 大月短期大学	214	93	94%	87	94%	34	
岐阜市立 女子短期大学	251	177	97%	37	70%	37	
静岡県立大学 短期大学部	129	120	100%	5	100%	4	
静岡県立農林 環境専門職大学 短期大学部	－	－	－	－	－	－	R2.4開学 卒業者なし
津市立 三重短期大学	341	188	96%	72	76%	＊１　81	＊１　有職の社会人学生・既退職者含む。
島根県立大学 短期大学部	85	79	99%	2	100%	4	
倉敷市立短期大学	116	81	90%	22	100%	13	
大分県立 芸術文化短期大学	362	195	98%	106	100%	＊２　61	＊２　フリーランス（美術）、ホームレッスン（音楽）、留学準備等含む。
鹿児島県立 短期大学	208	155	99%	28	97%	25	

短期大学数の推移と学生の現状

短期大学数の推移

「学校基本調査」（令和２年５.１現在）

年度	短期大学数（校）				学　生　数　（人）						学生数の構成比	
	計	国立	公立	私立	計	うち本科	うち女子	国立	公立	私立	女子の割合	公立の割合
S25	149	0	17	132	15,098	13,839	5,878	0	2,022	13,076	38.9%	13.4%
S30	264	17	43	204	77,885	76,025	42,061	3,637	11,080	63,168	54.0%	14.2%
S35	280	27	39	214	83,457	81,528	56,357	6,652	11,086	65,719	67.5%	13.3%
S40	369	28	40	301	147,563	145,458	110,388	8,060	13,603	125,900	74.8%	9.2%
S45	479	22	43	414	263,219	259,747	217,668	9,886	16,136	237,197	82.7%	6.1%
S50	513	31	48	434	353,782	348,922	305,124	13,143	17,973	322,666	86.2%	5.1%
S55	517	35	50	432	371,124	366,248	330,468	14,685	19,002	337,437	89.0%	5.1%
S60	543	37	51	455	371,095	366,180	333,175	17,530	20,767	332,798	89.8%	5.6%
H２	593	41	54	498	479,389	473,194	438,443	18,510	22,647	438,232	91.5%	4.7%
H７	596	36	60	500	498,516	489,322	455,439	13,735	24,134	460,647	91.4%	4.8%
H８	598	33	63	502	473,279	463,948	429,290	11,982	24,091	437,206	90.7%	5.1%
H９	595	29	62	504	446,750	437,358	402,929	10,754	23,957	412,039	90.2%	5.4%
H10	588	25	60	503	416,825	407,407	375,372	9,648	23,254	383,923	90.1%	5.6%
H11	585	23	59	503	377,852	368,237	339,741	8,710	22,465	346,677	89.9%	5.9%
H12	572	20	55	497	327,680	318,258	293,690	7,772	21,061	298,847	89.6%	6.4%
H13	559	19	51	489	289,198	279,487	258,107	6,808	19,941	262,449	89.2%	6.9%
H14	541	16	50	475	267,086	258,319	237,029	5,800	18,834	242,452	88.7%	7.1%
H15	525	13	49	463	250,062	241,408	220,090	4,515	17,999	227,548	88.0%	7.2%
H16	508	12	45	451	233,754	225,995	204,463	2,975	16,510	214,269	87.5%	7.1%
H17	488	10	42	436	219,355	212,200	191,131	1,643	14,347	203,365	87.1%	6.5%
H18	468	8	40	420	202,254	195,233	177,162	597	11,909	189,748	87.6%	5.9%
H19	434	2	34	398	186,667	179,958	164,910	184	10,815	175,668	88.3%	5.8%
H20	417	2	29	386	172,726	166,448	153,518	52	10,565	162,109	88.9%	6.1%
H21	406	2	26	378	160,976	155,127	143,498	3	9,973	151,000	89.1%	6.2%
H22	395	0	26	369	155,273	149,633	137,791	0	9,128	146,145	88.7%	5.9%
H23	387	0	24	363	150,007	145,047	132,635	0	8,487	141,520	88.4%	5.7%
H24	372	0	22	350	141,970	137,282	125,469	0	7,917	134,053	88.4%	5.6%
H25	359	0	19	340	138,260	133,714	122,176	0	7,649	130,611	88.4%	5.5%
H26	352	0	18	334	136,534	131,341	120,722	0	7,388	129,146	88.4%	5.4%
H27	346	0	18	328	132,681	127,836	117,461	0	6,956	125,725	88.5%	5.2%
H28	341	0	17	324	128,461	124,374	113,977	0	6,750	121,711	88.7%	5.3%
H29	337	0	17	320	123,950	119,729	109,899	0	6,670	117,280	88.7%	5.4%
H30	331	0	17	314	119,035	114,776	105,530	0	6,221	112,814	88.7%	5.2%
R１	326	0	17	309	113,008	109,121	99,861	0	5,735	107,273	88.4%	5.1%
R２	323	0	17	306	107,596	104,871	92,414	0	5,548	102,048	85.9%	5.2%
大学（R２）	795	86	94	615	2,915,605	（学部）2,623,572	1,294,320	598,881	158,579	2,158,145	44.4%	5.4%

注１：短期大学の学生数には、専攻科、別科、選科生、聴講生、研究生等を含む。
注２：大学の学生数には、大学院、専攻科、別科、選科生、聴講生、研究生等を含む。

短期大学分野別学生数（令和２年度）

「学校基本調査」（令和２年５.１現在）

区　分		分野別学科数及び学生数（本科のみ）										計
		人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他	
全体	計	10,717	11,039	1,163	2,733	801	9,488	18,202	37,557	4,437	8,734	104,871
	男	1,466	2,651	29	2,426	493	1,179	971	1,539	678	1,025	12,457
	女	9,251	8,388	1,134	307	308	8,309	17,231	36,018	3,759	7,709	92,414
公立	計	1,212	1,773	－	－	77	369	998	358	321	326	5,434
	男	63	599	－	－	47	14	72	15	48	25	883
	女	1,149	1,174	－	－	30	355	926	343	273	301	4,551

短期大学卒業者の進路・就職状況（令和２年３月卒業者）

「学校基本調査」（令和２年５.１現在）

区　分		卒業者	進路別内訳						
			大学等への進学者	就職者			専修学校・外国人学校等入学者	左記以外	死亡・不詳
				計	男	女			
全体	学生数	49,893	4,594	41,155	3,091	38,064	615	3,437	92
	（%）	100.0%	9.2%	82.5%	6.2%	76.3%	1.2%	6.9%	0.2%
公立	学生数	2,588	430	1,823	181	1,642	66	254	15
	（%）	100.0%	16.6%	70.4%	7.0%	63.4%	2.6%	9.8%	0.6%

（注）「大学等への進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
また、進学しかつ就職した者を含む。

全国公立短期大学協会10年の歩み

（60周年記念誌後の10年間について掲載）

１．会員校の推移

（１）設置者別会員校数

区分／年度	会員校数	都道府県立	市　立	組合立	公立大学法人立
平成23	20	2	9		9
平成24	19	2	8		9
平成25	17	2	6		9
平成26	17	2	6		9
平成27	17	2	6		9
平成28	16	2	6		8
平成29	15	2	5		8
平成30	15	1	5		9
令和元	15	1	5		9
令和２	14	2	5		7

（２）各年度別会員校の内訳

＜平成23年度（20校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局長等名
名寄市立大学短期大学部	青木　紀	短期大学部長　鈴木　文明	鹿野　裕二
岩手県立大学宮古短期大学部　※	中村　慶久	短期大学部長　植田　眞弘	瀬川　純 田村　幸義
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	中村　慶久	短期大学部長　千葉　俊之	瀬川　純
秋田公立美術工芸短期大学	樋田豊次郎	—	工藤　昌夫
山形県立米沢女子短期大学　※	遠藤　恵子	—	草苅　信博
会津大学短期大学部　※	角山　茂章	短期大学部長　牧田　和久	菅野　裕之 佐藤　孝男
川崎市立看護短期大学	美田　誠二	—	大河原　敦
大月短期大学	村上　哲也	—	兼子　幸典
長野県短期大学	上條　宏之	—	吉江　速人
岐阜市立女子短期大学	竹森　正孝	—	広井　妙子
静岡県立大学短期大学部　※	木苗　直秀	短期大学部長　田中丸治宣	深澤　俊洋
三重短期大学	東福寺一郎	—	佐々木　元
京都市立看護短期大学	豊田久美子	—	橋本　健治
島根県立大学短期大学部　※	本田　雄一	副学長　山下由紀恵	藤原　弘 樋野　輝男
倉敷市立短期大学	江島　幹雄	—	横畑　文博
新見公立短期大学　※	難波　正義	—	奥舎　達典
福山市立女子短期大学	安川　悦子	—	宮重　透
高知短期大学　※	南　裕子	—	吉良　正彦
大分県立芸術文化短期大学　※	中山　欽吾	—	坂本　秀文
鹿児島県立短期大学	種村　完司	—	寺師　勉

＜平成24年度（19校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局長等名
名寄市立大学短期大学部	青木　紀	短期大学部長　三国　和子	鹿野　裕二
岩手県立大学宮古短期大学部　※	中村　慶久	短期大学部長　植田　眞弘	瀬川　純 稲森　雅夫
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	中村　慶久	短期大学部長　千葉　俊之	瀬川　純
秋田公立美術工芸短期大学	樋田豊次郎	—	戸田　郁夫
山形県立米沢女子短期大学　※	遠藤　恵子	—	草苅　信博
会津大学短期大学部　※	角山　茂章	短期大学部長　牧田　和久	長谷川哲也 梁取　一男
川崎市立看護短期大学	美田　誠二	—	磯上　充
大月短期大学	村上　哲也	—	兼子　幸典
長野県短期大学	上條　宏之	—	吉江　速人
岐阜市立女子短期大学	竹森　正孝	—	広井　妙子
静岡県立大学短期大学部　※	木苗　直秀	短期大学部長　田中丸治宣	深澤　俊洋
三重短期大学	東福寺一郎	—	松原　克也
京都市立看護短期大学	豊田久美子	—	橋本　健治
島根県立大学短期大学部　※	本田　雄一	副学長　山下由紀恵	藤原　弘 樋野　輝男
倉敷市立短期大学	江島　幹雄	—	岩崎　俊明
新見公立短期大学　※	難波　正義	—	奥舎　達典
高知短期大学　※	南　裕子	—	吉良　正彦
大分県立芸術文化短期大学　※	中山　欽吾	—	坂本　秀文
鹿児島県立短期大学	種村　完司	—	寺師　勉

＜平成25年度（17校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局等長名
名寄市立大学短期大学部	青木　紀	短期大学部長　三国　和子	鹿野　裕二
岩手県立大学宮古短期大学部　※	中村　慶久	短期大学部長　植田　眞弘	瀬川　純 稲森　雅夫
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	中村　慶久	短期大学部長　千葉　俊之	瀬川　純
山形県立米沢女子短期大学　※	遠藤　恵子	—	井上　元治
会津大学短期大学部　※	角山　茂章	短期大学部長　時野谷　茂	伊藤　泰夫 杉浦　孝幸
川崎市立看護短期大学	美田　誠二	—	磯上　充
大月短期大学	村上　哲也	—	久嶋　敏明
長野県短期大学	上條　宏之	—	吉江　速人
岐阜市立女子短期大学	竹森　正孝	—	佐橋　伸弘
静岡県立大学短期大学部　※	木苗　直秀	短期大学部長　田中丸治宣	深谷　幸久
三重短期大学	東福寺一郎	—	松原　克也
島根県立大学短期大学部　※	本田　雄一	副学長　山下由紀恵	小室　僚 樋野　輝男
倉敷市立短期大学	江島　幹雄	—	岩崎　俊明
新見公立短期大学　※	難波　正義	—	奥舎　達典
高知短期大学　※	南　裕子	—	吉良　正彦
大分県立芸術文化短期大学　※	中山　欽吾	—	酒井　宏
鹿児島県立短期大学	種村　完司	—	桑水流力郎

＜平成26年度（17校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局長等名
名寄市立大学短期大学部	青木　紀	短期大学部長　三国　和子	鹿野　裕二
岩手県立大学宮古短期大学部　※	中村　慶久	短期大学部長　植田　眞弘	瀬川　純 高橋　雅人
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	中村　慶久	短期大学部長　佐々木　隆	瀬川　純
山形県立米沢女子短期大学　※	鈴木　道子	—	井上　元治
会津大学短期大学部　※	岡　隆一	短期大学部長　時野谷　茂	齋藤　敬之 杉浦　孝幸
川崎市立看護短期大学	美田　誠二	—	磯上　充
大月短期大学	村上　哲也	—	久嶋　敏明
長野県短期大学	上條　宏之	—	柳澤　直樹
岐阜市立女子短期大学	竹森　正孝	—	佐橋　伸弘
静岡県立大学短期大学部　※	木苗　直秀	短期大学部長　有泉　祐吾	松下　玉毅
三重短期大学	東福寺一郎	—	松原　克也
島根県立大学短期大学部　※	本田　雄一	副学長　山下由紀恵	小室　僚 樋野　輝男
倉敷市立短期大学	江島　幹雄	—	岩崎　俊明
新見公立短期大学　※	難波　正義	—	奥舎　達典
高知短期大学　※	南　裕子	—	土居　稔
大分県立芸術文化短期大学　※	中山　欽吾	—	酒井　宏
鹿児島県立短期大学	種村　完司	—	田代　哲郎

＜平成27年度（17校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局長等名
名寄市立大学短期大学部	青木　紀	短期大学部長　三国　和子	松島佳寿夫
岩手県立大学宮古短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　植田　眞弘	遠藤　達雄 高橋　雅人
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　佐々木　隆	遠藤　達雄
山形県立米沢女子短期大学　※	鈴木　道子	—	井上　元治
会津大学短期大学部　※	岡　隆一	短期大学部長　時野谷　茂	齋藤　敬之 金子　市夫
川崎市立看護短期大学	美田　誠二	—	田中　穂積
大月短期大学	村上　哲也	—	久嶋　敏明
長野県短期大学	上條　宏之	—	石黒　眞一
岐阜市立女子短期大学	杉山　寛行	—	辻　賢司
静岡県立大学短期大学部　※	鬼頭　宏	短期大学部長　有泉　祐吾	松下　玉毅
三重短期大学	東福寺一郎	—	水谷　渉
島根県立大学短期大学部　※	本田　雄一	副学長　岸本　強	小室　僚 柴田　正樹
倉敷市立短期大学	江島　幹雄	—	峰尾　実穂
新見公立短期大学　※	難波　正義	—	奥舎　達典
高知短期大学　※	南　裕子	—	土居　稔
大分県立芸術文化短期大学　※	中山　欽吾	—	久々宮司朗
鹿児島県立短期大学	種村　完司	—	川畑　洋一

＜平成28年度（16校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局長等名
名寄市立大学短期大学部	寺山　和幸		松島佳寿夫
岩手県立大学宮古短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　植田　眞弘	遠藤　達雄 瀧澤　信一
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　千葉　俊之	遠藤　達雄
山形県立米沢女子短期大学　※	鈴木　道子	—	井上　元治
会津大学短期大学部　※	岡　　隆一	短期大学部長　時野谷　茂	宮村　安治
川崎市立看護短期大学	美田　誠二	—	田中　穂積
大月短期大学	村上　哲也	—	久嶋　敏明
長野県短期大学	上條　宏之	—	石黒　眞一
岐阜市立女子短期大学	杉山　寛行	—	辻　　賢司
静岡県立大学短期大学部　※	鬼頭　　宏	短期大学部長　有泉　祐吾	松下　玉毅
三重短期大学	東福寺一郎	—	田邊　宏行
島根県立大学短期大学部　※	本田　雄一	副学長　岸本　　強	山﨑　　祥 柴田　政樹
倉敷市立短期大学	江島　幹雄	—	峰尾　実穂
新見公立短期大学　※	公文　裕巳	—	奥舎　達典
大分県立芸術文化短期大学　※	中山　欽吾	—	久々宮司朗
鹿児島県立短期大学	野呂　忠秀	—	川畑　洋一

＜平成29年度（15校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局長等名
岩手県立大学宮古短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　田中　宣廣	堀江　　淳 瀧澤　信一
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　千葉　俊之	堀江　　淳
山形県立米沢女子短期大学　※	鈴木　道子	—	奥山　卓郎
会津大学短期大学部　※	岡　　隆一	短期大学部長　時野谷　茂	宮村　安治 鳴原　孝之
川崎市立看護短期大学	坂元　　昇	—	田中　穂積
大月短期大学	村上　哲也	—	卯月　　勝
長野県短期大学	上條　宏之	—	玉井　裕司
岐阜市立女子短期大学	杉山　寛行	—	辻　　賢司
静岡県立大学短期大学部　※	鬼頭　　宏	短期大学部長　有泉　祐吾	松下　玉毅
三重短期大学	東福寺一郎	—	栗本　　斉
島根県立大学短期大学部　※	清原　正義	副学長　岸本　　強	山﨑　　祥 柴田　政樹
倉敷市立短期大学	江島　幹雄	—	森　　茂治
新見公立短期大学　※	公文　裕巳	—	奥舎　達典
大分県立芸術文化短期大学　※	中山　欽吾	—	久々宮司朗
鹿児島県立短期大学	野呂　忠秀	—	木下　利春

＜平成30年度（15校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局長等名
岩手県立大学宮古短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　松田　淳	堀江　淳 長崎　滋
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　千葉　俊之	堀江　淳
山形県立米沢女子短期大学　※	鈴木　道子	—	奥山　卓郎
会津大学短期大学部　※	岡　　嶐一	短期大学部長　石光　真	中村　修二
川崎市立看護短期大学	坂元　昇	—	田中　穂積
大月短期大学	柳沢　幸治	—	卯月　勝
長野県短期大学　※	金田一真澄	副学長　横山　憲長	玉井　裕司
岐阜市立女子短期大学	杉山　寛行	—	鷲見　裕子
静岡県立大学短期大学部　※	鬼頭　宏	短期大学部長　立花　明彦	山本　知成
三重短期大学	東福寺一郎	—	栗本　斉
島根県立大学短期大学部　※	清原　正義	副学長　岸本　強	落部　章二 柴田　政樹
倉敷市立短期大学	安達　励人	—	森　茂治
新見公立短期大学　※	公文　裕巳	—	奥舎　達典
大分県立芸術文化短期大学　※	中山　欽吾	—	森山　茂夫
鹿児島県立短期大学	野呂　忠秀	—	鮫島　秀久

＜令和元年度（15校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局長等名
岩手県立大学宮古短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　松田　淳	堀江　淳 長崎　滋
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　千葉　俊之	堀江　淳
山形県立米沢女子短期大学　※	鈴木　道子	—	嶋貫　修
会津大学短期大学部　※	岡　　嶐一	短期大学部長　石光　真	中村　修二
川崎市立看護短期大学	坂元　昇	—	馬場　武
大月短期大学	柳沢　幸治	—	卯月　勝
長野県短期大学　※	金田一真澄	副学長　横山　憲長	玉井　裕司
岐阜市立女子短期大学	杉山　寛行	—	鷲見　裕子
静岡県立大学短期大学部　※	鬼頭　宏	短期大学部長　立花　明彦	山本　知成
三重短期大学	村井美代子	—	澤井　尚
島根県立大学短期大学部　※	清原　正義	副学長　岸本　強	落部　章二 吉村　勉
倉敷市立短期大学	安達　励人	—	家守　幹之
新見公立短期大学　※	公文　裕巳	—	奥舎　達典
大分県立芸術文化短期大学　※	中山　欽吾	—	森山　茂夫
鹿児島県立短期大学	野呂　忠秀	—	鮫島　秀久

＜令和２年度（14校）＞

短期大学名	学長名	短期大学部長等名	事務局長等名
岩手県立大学宮古短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　松田　淳	堀江　淳 髙橋　栄治
岩手県立大学盛岡短期大学部　※	鈴木　厚人	短期大学部長　菊池　直子	堀江　淳
山形県立米沢女子短期大学　※	阿部　宏慈	―	佐藤佳奈江
会津大学短期大学部　※	宮崎　敏明	短期大学部長　石光　真	永田　嗣昭
川崎市立看護短期大学	坂元　昇	―	高岸　堅司
大月短期大学	柳沢　幸治	―	卯月　勝
岐阜市立女子短期大学	杉山　寛行	―	久米　規文
静岡県立大学短期大学部　※	鬼頭　宏	短期大学部長　佐々木隆志	山本　知成
静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	鈴木　滋彦	―	井口　真彦
三重短期大学	村井美代子	―	溝田　久孝
島根県立大学短期大学部　※	清原　正義	副学長　岸本　強	小池　誠 吉村　勉
倉敷市立短期大学	安達　励人	―	家守　幹之
大分県立芸術文化短期大学　※	小手川大助	―	岩崎　栄
鹿児島県立短期大学	塩地　洋	―	松元　祐成

※は、公立大学法人立を示す。

２．役員等の推移

（１）会長、副会長

第21代　会　長　遠藤　恵子
山形県立米沢女子短期大学長
（H23.5.26～H24.5.24）

副会長　難波　政義
新見公立短期大学長
（H22.5.24～H24.5.24）

副会長　村上　哲也
大月短期大学長
（H23.5.26～H28.5.27）

会長代行　遠藤　恵子
山形県立米沢女子短期大学長
（H23.4.1～H23.5.26）

第22代　会　長　難波　政義
新見公立短期大学長
（H24.5.24～H26.5.20）

副会長　中村　慶久
岩手県立大学宮古短期大学部・
盛岡短期大学部学長
（H24.5.24～H27.3.31）

第23代　会　長　東福寺一郎
三重短期大学長
（H26.5.20～H30.5.18）

副会長　鈴木　道子
山形県立米沢女子短期大学長
（H27.5.20～H30.5.18）

副会長　時野谷　茂
会津大学短期大学部長
（H28.5.27～H30.3.31）

第24代　会　長　鈴木　道子
山形県立米沢女子短期大学長
（H30.5.18～R2.3.31）

副会長　杉山　寛行
岐阜女子短期大学長
（H30.5.18～R2.5.29）

副会長　東福寺一郎
三重短期大学長
（H30.5.18～R1.3.31）

副会長　柳沢　幸治
大月短期大学長
（R1.5.30～R2.5.29）

会長代行　杉山　寛行
岐阜女子短期大学長
（R2.4.1～R2.5.29）

第25代　会　長　杉山　寛行
岐阜女子短期大学長
（R2.5.29～R3.3.31）

副会長　柳沢　幸治
大月短期大学長
（R2.5.29～現在）

副会長　村井美代子
三重短期大学長
（R2.5.29～現在）

（2）理事・監事

平成23年度

岩手県立大学盛岡短期大学部学長	中村　慶久
三重短期大学長	東福寺一郎
福山市立女子短期大学長	安川　悦子
大分県立芸術文化短期大学長	中山　欽吾
（監事）	
会津大学短期大学部長	牧田　和久
長野県短期大学長	上條　宏之

平成24年度

川崎市立看護短期大学長	美田　誠二
三重短期大学長	東福寺一郎
大分県立芸術文化短期大学長	中山　欽吾
（監事）	
会津大学短期大学部長	牧田　和久
山形県立米沢女子短期大学長	遠藤　恵子

平成25年度

川崎市立看護短期大学長	美田　誠二
三重短期大学長	東福寺一郎
大分県立芸術文化短期大学長	中山　欽吾
（監事）	
山形県立米沢女子短期大学長	遠藤　恵子
会津大学短期大学部長	時野谷　茂

平成26年度

名寄市立大学短期大学部学長	青木　　紀
川崎市立看護短期大学長	美田　誠二
大分県立芸術文化短期大学長	中山　欽吾
（監事）	
会津大学短期大学部長	時野谷　茂
新見公立短期大学長	難波　正義

平成27年度

名寄市立大学短期大学部学長	青木　　紀
川崎市立看護短期大学長	美田　誠二
大分県立芸術文化短期大学長	中山　欽吾
（監事）	
会津大学短期大学部長	時野谷　茂
新見公立短期大学長	難波　正義

平成28年度

大月短期大学長	村上　哲也
岐阜市立女子短期大学長	杉山　寛行
倉敷市立短期大学長	江島　幹雄
（監事）	
川崎市立看護短期大学長	美田　誠二
大分県立芸術文化短期大学長	中山　欽吾

平成29年度

大月短期大学長	村上　哲也
岐阜市立女子短期大学長	杉山　寛行
倉敷市立短期大学長	江島　幹雄
（監事）	
川崎市立看護短期大学長	坂元　　昇
大分県立芸術文化短期大学長	中山　欽吾

平成30年度

岩手県立大学宮古短期大学部・盛岡短期大学部学長	鈴木　厚人
大月短期大学長	柳沢　幸治
鹿児島県立短期大学長	野呂　忠秀
（監事）	
川崎市立看護短期大学長	坂元　　昇
大分県立芸術文化短期大学長	中山　欽吾

令和元年度

岩手県立大学宮古短期大学部・盛岡短期大学部学長	鈴木　厚人
三重短期大学長	村井美代子
鹿児島県立短期大学長	野呂　忠秀
（監事）	
川崎市立看護短期大学長	坂元　　昇
大分県立芸術文化短期大学長	中山　欽吾

令和２年度

岩手県立大学宮古短期大学部・盛岡短期大学部学長	鈴木　厚人
山形県立米沢女子短期大学長	阿部　宏慈
島根県立大学短期大学部副学長	岸本　　強
（監事）	
川崎市立看護短期大学長	坂元　　昇
大分県立芸術文化短期大学長	小手川大助

（3）理事代理

平成23年度

名寄市立大学短期大学部学長	青木　　紀
川崎市立看護短期大学長	美田　誠二
倉敷市立短期大学長	江島　幹雄

平成24年度

名寄市立大学短期大学部学長	青木　　紀
岐阜市立女子短期大学長	竹森　正孝
島根県立大学短期大学部副学長	山下由紀恵

平成25年度

名寄市立大学短期大学部学長	青木　　紀
岐阜市立女子短期大学長	竹森　正孝
島根県立大学短期大学部副学長	山下由紀恵

平成26年度

山形県立米沢女子短期大学長　鈴木　道子
岐阜市立女子短期大学長　竹森　正孝
島根県立大学短期大学部副学長　山下由紀恵

平成27年度

岩手県立大学宮古短期大学部・
盛岡短期大学部学長　鈴木　厚人
岐阜市立女子短期大学長　杉山　寛行
島根県立大学短期大学部副学長　岸本　　強

平成28年度

岩手県立大学宮古短期大学部・
盛岡短期大学部学長　鈴木　厚人
島根県立大学短期大学部副学長　岸本　　強
新見公立短期大学長　公文　裕巳

平成29年度

岩手県立大学宮古短期大学部・
盛岡短期大学部学長　鈴木　厚人
島根県立大学短期大学部副学長　岸本　　強
新見公立短期大学長　公文　裕巳

平成30年度

会津大学短期大学部長　石光　　真
島根県立大学短期大学部副学長　岸本　　強
倉敷市立短期大学長　安達　励人

令和元年度

会津大学短期大学部長　石光　　真
島根県立大学短期大学部副学長　岸本　　強
倉敷市立短期大学長　安達　励人

令和２年度

会津大学短期大学部長　石光　　真
倉敷市立短期大学長　安達　励人
鹿児島県立短期大学長　塩地　　洋

（４）顧問、相談役

ア　顧問

18代会長　鶴見　尚弘
元山梨県立女子短期大学長
19代会長　上條　宏之
元長野県短期大学長
20代会長　上野　達彦
元三重短期大学長
21代会長　遠藤　恵子
元山形県立米沢女子短期大学長
22代会長　難波　正義
元新見公立短期大学長
23代会長　東福寺一郎
前三重短期大学長
24代会長　鈴木　道子
前山形県立米沢女子短期大学長

イ　相談役

元大月短期大学長　村越　洋子
平成23年４月～平成25年３月
元岐阜市立女子短期大学長　松田　之利
平成23年４月～平成24年３月
元川崎市立看護短期大学長　吉村惠美子
平成23年４月～平成24年３月
前全国公立短期大学協会事務局長　永井　隆夫
平成29年11月～令和元年９月

ウ　参与

元全国公立短期大学協会事務局長　藤井　　武
H21.4.1～H23.12.31

（５）事務局長

13代　永井　隆夫（専任）
平成21年４月～平成29年10月
14代　塚越　義行（専任）
平成29年11月～現在

３．組織・運営体制の変遷・検討状況

（１）会則、規程等の制定・改正

ア　全国公立短期大学協会会則

①　平成23年５月26日　会則の一部改正（平成23年５月26日施行）

ただし、第２章第６条から第10条の規定は、平成24年５月通常総会から施行

第１　会員である短期大学を代表する者については、学長は毎年４月１日現在及び代表する者を変更の都度、協会会長に届け出るものとする。（第３条関係）

第２　会員校の減少に対応し運営の効率化等を図る観点から、理事を12名から６名以内に改める。（第６条関係）

第３　理事選出の単位としてきたブロックの廃止に伴い、理事は、理事会において適任者を推薦し、総会において選出することとし、「会長指名の理事の選任」制及び「常務理事の職」は廃止する（第７条第４項、

第９条第４項、及び第７条第５項、第８条第３項関係）

第４　ブロックの廃止に伴い、理事代理の選任については、理事会が適任者若干名を会長に推薦し、会長において順位を付して理事代理を指名するものとする。（第７条の２関係）

第５　役員の任期等のうち、会長の３選禁止規定を緩和し、「原則として３選することができない。」に改める。（「第９条第３項」関係）

第６　会議のうち、ブロックの廃止に伴い「ブロック協議会」は廃止する。（第11条関係、第16条の２関係）

第７　総会については、現行の通常総会及び学長会を、春、秋に定例会として開催する「通常総会」に改め、これに伴い臨時総会に関する規定を整備する。（第12条関係）

第８　総会には会員である短期大学を代表する者のほか、「会員の設置者、会員である短期大学の代表者の指名する者及び事務局長又は事務担当責任者」が出席して意見を述べることができることとする。また、会議の議事に関し所要の整理をする。（第16条関係、第16条の３第２項関係）

第９　その他協議会等のうち、会員校の減少や系別協議会の開催状況・事情等から「専門分野別にまとめた系別協議会」は廃止する。（第16条の３第１項（１）関係）

第10　今回の改正に関しその他所要の規定整備をする。

第11　附則において施行時期及び経過措置について規定する。

②　平成24年10月10日　会則の一部改正（平成24年12月１日から適用）

第４条の協会の事務所は「東京都新宿区南元町23に置く。」を「東京都港区虎ノ門２丁目９番８号」に改める。

③　平成30年10月31日　会則の一部改正（平成30年６月25日から適用）

第４条の協会の事務所は「東京都港区虎ノ門２丁目９番８号に置く。」を「東京都千代田区内神田３丁目５番５号に置く。」に改める。

イ　組織運営に係る規程等

①　平成23年５月26日　役員の職務等に関する申合せの一部改正（平成23年５月26日から適用）

第４条の「また、理事は、選任されたブロックの代表でもあり、理事会の情報をブロックに伝えるとともにブロック協議会や会員の意見・要望の把握に努める。理事は、選任されたブロック協議会では、当番校と協力し会の運営に当たる。」を削除する。

②　平成23年５月26日　役員の任期等に関する申合せの一部改正（平成23年５月26日から適用）

（３）「会長指名の理事」を「会長指名の理事代理」に改める。

③　平成23年５月26日　ブロック理事及び理事代理の両者が欠員となった場合の措置についての申合せの廃止（平成24年５月の通常総会から適用）

④　平成23年５月26日　「全国公立短期大学協会事務局長会規程（案）」の制定（平成23年５月26日から適用）

会則第16条の２第１項の「（１）会員の事務局への連絡を兼ねた事務局長会」に関し、必要な事項を定めるものであり、この規程の制定に伴い「事務局長会に関する申合せ事項」（昭和46年11月17日臨時総会承認）（注１）は、廃止する。

⑤　平成23年５月26日　「委員会設置要項」（平成20年10月31日、学長会承認）及び「委員会申合せ」の廃止（平成23年５月26日から適用）

（２）各種委員会・委員名簿

ア　公短協の在り方に関する検討委員会

公短協の今後の在り方について検討するため、平成21年11月開催の学長会（総会）において「公短協の在り方に関する検討委員会」が設置（委員長：上野達彦三重短期大学学長）され、平成22年１月８日の第１回検討委員会開催から平成24年４月までの間に９回にわたり検討委員会を開催し、会員に対し検討状況を随時報告するとともに、会員の意見を聴取しつつ検討が進められた。

検討委員会の「公短協の在り方について」（報告）は、平成24年５月開催の第62回（春季）通常総会に報告・承認された。

＜開催状況＞
第１回　公短協の在り方に関する検討委員会
（22.1.8　東京駅八重洲倶楽部）
第２回　公短協の在り方に関する検討委員会
（22.7.20　東京駅八重洲倶楽部）
第３回　公短協の在り方に関する検討委員会
（22.8.27　東京駅八重洲倶楽部）
第４回　公短協の在り方に関する検討委員会
（22.11.16　東京駅八重洲倶楽部）
第５回　公短協の在り方に関する検討委員会
（23.7.22　東京駅八重洲倶楽部）
第６回　公短協の在り方に関する検討委員会
（23.8.31　東京駅八重洲倶楽部）
第７回　公短協の在り方に関する検討委員会
（23.11.25　東京駅八重洲倶楽部）
第８回　公短協の在り方に関する検討委員会
（24.3.2　東京駅八重洲倶楽部）
第９回　公短協の在り方に関する検討委員会
（24.4.20　公立共済四谷ビル）

＜委員名簿＞（○印委員長）
【第１回】（22.1.8）
○上野　達彦　三重短期大学長
遠藤　恵子　山形県立米沢女子短期大学長
吉村惠美子　川崎市立看護短期大学長
松田　之利　岐阜市立女子短期大学長
上條　宏之　長野県短期大学学長
【第２回～第４回】（22.7.20～23.11.16）
○上野　達彦　三重短期大学長
（会長・第３委員会委員長）
遠藤　恵子　山形県立米沢女子短期大学長
（副会長）
吉村惠美子　川崎市立看護短期大学長（理事）
松田　之利　岐阜市立女子短期大学長（理事）
千葉　俊之　岩手県立大学盛岡短期大学部長
（第１委員会委員長）
難波　正義　新見公立短期大学長
（副会長・第２委員会委員長）
田中丸治宣　静岡県立大学短期大学部長
（第４委員会委員長）
上條　宏之　長野県短期大学長（監事）
【第５回～第９回】（23.7.22～24.4.20）
○遠藤　恵子　山形県立米沢女子短期大学長
難波　正義　新見公立短期大学長
村上　哲也　大月短期大学長
上條　宏之　長野県短期大学長
千葉　俊之　岩手県立大学盛岡短期大学部長
田中丸治宣　静岡県立大学短期大学部長

（注）「公短協の在り方について」（報告）は「委員会等報告」に掲載。（196ページ参照）

イ　公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）

平成24年度の見直しから一定期間が経過すること、及び平成26年度公立短期大学実態調査（５月１日現在）等から今後の大学数及び学生数の減少が見込まれることを踏まえ、公短協の今後の在り方について検討するため平成26年10月の第64回（秋季）通常総会で「公短協の在り方検討委員会（第二次）」（仮称）が設置された。

同検討委員会の構成は理事会出席メンバーとすること、在り方検討委員会（第一次）の例に準じ委員長に東福寺会長を、副委員長には両副会長が充たることとされた。

主な検討事項は、「公短協への期待と公短協の役割について」及び「公短協の組織及び運営について」とされ、平成27年１月の第１回から平成27年９月まで計５回にわたって開催されて報告書の取りまとめが行われ、平成27年10月の第65回（秋季）通常総会に報告され、承認された。

また、本報告にもとづき具体的な検討が行われ、対応については、平成28年度第１回理事会の審議を経て、平成28年５月開催の第66回（春季）通常総会に「『公短協の在り方検討委員会（第二次）まとめ』への対応について」（別紙）として報告され、了承された。

＜開催状況＞
第１回　公短協の在り方検討委員会（第二次）
（27.1.22　郵政福祉虎ノ門第二ビル）
第２回　公短協の在り方検討委員会（第二次）
（27.3.28　TKP信濃町ビジネスセンター）
第３回　公短協の在り方検討委員会（第二次）
（27.4.17　郵政福祉虎ノ門第二ビル）
第４回　公短協の在り方検討委員会（第二次）
（27.7.14　郵政福祉虎ノ門第二ビル）
第５回　公短協の在り方検討委員会（第二次）
（27.9.29　郵政福祉虎ノ門第二ビル）

＜委員名簿＞

平成26年度

（会　長）

東福寺一郎　三重短期大学長

（副会長）

村上　哲也　大月短期大学長

（副会長）

中村　慶久　岩手県立大学盛岡短期大学部学長、
岩手県立大学宮古短期大学部学長

（委　員）

青木　　紀　名寄市立大学短期大学部学長

美田　誠二　川崎市立看護短期大学長

中山　欽吾　大分県立芸術文化短期大学長

時野谷　茂　会津大学短期大学部長

難波　正義　新見公立短期大学長

平成27年度

（会　長）

東福寺一郎　三重短期大学長

（副会長）

村上　哲也　大月短期大学長

（副会長）

鈴木　道子　山形県立米沢女子短期大学長

（委　員）

青木　　紀　名寄市立大学短期大学部学長

美田　誠二　川崎市立看護短期大学長

中山　欽吾　大分県立芸術文化短期大学長

難波　正義　新見公立短期大学長

時野谷　茂　会津大学短期大学部長

平成28年度

（会　長）

東福寺一郎　三重短期大学長

（副会長）

時野谷　茂　会津大学短期大学部長

（副会長）

鈴木　道子　山形県立米沢女子短期大学長

（委　員）

村上　哲也　大月短期大学長

杉山　寛行　岐阜市立短期大学長

江島　幹雄　倉敷市立短期大学長

美田　誠二　川崎市立看護短期大学長

中山　欽吾　大分県立芸術文化短期大学長

（注）「公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）のまとめ」及び「公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）のまとめ」への対応について は「委員会報告等」に掲載。（214、218ページ参照）

ウ　短期大学の在り方に関する検討会

本検討会の目的は、公立短大在学生の抱える諸課題に関する調査、及び公立短大卒業生の受け入れ先である地元企業等に対する調査を行うとともに、加えて、各校における特色ある取組や地元で高い評価を得ている取組の掘り起こしと各公立短期大学が抱える課題を探ることによって、公立短大の実情を明らかにしようとするものである。

また、本調査を通して公立短大の特色、魅力を明らかにし、公立短大への理解の増進と普及を図るとともに、併せて今後の公立短大の役割・機能の在り方をはじめ振興方策の検討に資することとされた。

実施に当たっては、「公立短期大学に関する調査検討会議」を置き、その下に「短期大学の在り方に関する検討会ワーキンググループ」 を編成するとともに、「各校の調査実施責任者・事務連絡責任者（窓口）」を置き、在学生に対するアンケート調査、卒業生の受入れ地元企業・施設等へのアンケート調査及び訪問（ヒアリング）、さらに、学長、設置者（知事、市長）／設立団体への現状と当面する課題に関する調査などを実施した。

検討会は２回にわたる調査検討会議と５回にわたるワーキングを開催し、「公立短期大学に関する調査報告」を取りまとめ、平成26年５月に開催された第64回（春季）通常総会に報告・了承された。

＜開催状況＞

第１回調査検討会議
（25.9.26　日本消防会館）

検討会WG（第１回）
（25.10.22　郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討会WG（第２回）
（25.11.12　郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討会WG（作業部会）
（26.1.28　郵政福祉虎ノ門第二ビル）

第２回調査検討会議・検討会WG（第３回）合同
（26.2.17　発明会館）

検討会WG（第４回）
（26.3.25　発明会館）

検討会WG（第５回）
（26.4.24　郵政福祉虎ノ門第二ビル）

＜検討会共同研究者・検討会WG構成員等＞

（1）「短期大学の在り方に関する検討会」

（五十音順、○印座長）

（共同研究者）

遠藤　恵子　山形県立米沢女子短期大学学長
竹森　正孝　岐阜市立女子短期大学学長
田中丸治宣　静岡県立大学短期大学部教授・短期大学部長
東福寺一郎　三重短期大学教授・学長
時野谷　茂　会津大学短期大学部教授・短期大学部長
中村　慶久　岩手県立大学宮古短期大学部学長、岩手県立大学盛岡短期大学部学長
中山　欽吾　大分県立芸術文化短期大学学長
○難波　正義　新見公立短期大学教授・学長
美田　誠二　川崎市立看護短期大学教授・学長
村上　哲也　大月短期大学教授・学長

（共同研究員（指導・助言））

石井由己雄　大月市長
清水　一彦　筑波大学理事・副学長
田中久仁彦　独立行政法人日本学生支援機構学生生活部学生支援企画課長
山本　眞一　桜美林大学教授

（サポート（連絡・調整））

奥舎　達典　新見公立短期大学事務局長
永井　隆夫　全国公立短期大学協会事務局長

（2）「検討会WG」（五十音順、○印主査）

嶋崎　伸一　山形県立米沢女子短期大学副学長兼学生部長
田中久仁彦　独立行政法人日本学生支援機構学生生活部学生支援企画課長
田中丸治宣　静岡県立大学短期大学部長
千葉　俊之　岩手県立大学盛岡短期大学部長
東福寺一郎　三重短期大学学長
時野谷　茂　会津大学短期大学部長
美田　誠二　川崎市立看護短期大学学長
○村上　哲也　大月短期大学学長
山内　　圭　新見公立短期大学教授・英語コミュニケーション

（サポート）

奥舎　達典　新見公立短期大学事務局長
永井　隆夫　全国公立短期大学協会事務局長

（3）本調査に係る「各校の調査実施責任者」

（H25.12.24現在）

名寄市立大学短期大学部
　児童学科長・教授　今野　道裕
岩手県立大学宮古短期大学部
　宮古短期大学部長　植田　眞弘
岩手県立大学盛岡短期大学部 学長　中村　慶久
山形県立米沢女子短期大学
　副学長兼学生部長　嶋崎　伸一
会津大学短期大学部 短期大学部長　時野谷　茂
川崎市立看護短期大学 事務局長　磯上　　充
大月短期大学 学長　村上　哲也
岐阜市立女子短期大学 学長　竹森　正孝
静岡県立大学短期大学部
　短期大学部長　田中丸治宣
三重短期大学 学長　東福寺一郎
島根県立大学短期大学部
　松江キャンパス副学長　山下由紀恵
倉敷市立短期大学 事務局長　岩崎　俊明
新見公立短期大学 広報部長・教授　山内　　圭
高知短期大学 副学長　細居　俊明
大分県立芸術文化短期大学 准教授　吉岡　　孝
鹿児島県立短期大学 事務局長　桑水流力郎

（注）「公立短期大学に関する調査報告（概要）」は「委員会報告等」に掲載。（219ページ参照）

エ　広報委員会

広報の充実と併せ、広報活動支援や業務の効率化に資することを目的として、①公短協ホームページのリニューアル及び②公短協共通の共通広報パンフレット作成と活用方策について、会員校の意見等を聴取して改善・整備にあたることとして、第66回（春季）通常総会（28.5.27）において、理事会メンバー等で構成する広報委員会の設置が決定され、委員長に会長東福寺一郎（三重短期大学長）を充てることとし、ワーキング部会長に村上委員（大月短期大学学長）が指名された。

委員会は、５回にわたる委員会・ワーキング部会を開催し、「広報委員会（報告）」を取りまとめ平成29年度第67回（秋季）通常総会（平成29年11月）において報告・了承された。

＜開催状況＞
第１回　広報委員会　（28.7.29　郵政福祉第二ビル）
第２回　広報委員会（ワーキング）
（28.8.23　郵政福祉第二ビル）
第３回　広報委員会（ワーキング）
（28.10.5　郵政福祉第二ビル）
第４回　広報委員会・ワーキング
（29.3.29　郵政福祉第二ビル）
第５回　広報委員会　（29.10.3　日本消防会館）

＜委員名簿＞
委員長◎　WG部会長○
（第１回～第４回委員）
◎会　長　三重短期大学長　東福寺一郎
副会長　山形県米沢女子短期大学長　鈴木　道子
副会長　会津大学短期大学部長　時野谷　茂
○理　事　大月短期大学長　村上　哲也
理　事　岐阜市女子短期大学長　杉山　寛行
理　事　倉敷市立短期大学長　江島　幹雄
監　事　川崎市立看護短期大学長　美田　誠二
監　事　大分県立芸術文化短期大学長　中山　欽吾
委　員　倉敷市立短期大学事務局長　峰尾　実穂
委　員　大分県立芸術文化短期大学教務学生部主査　神崎　大介

（第５回委員）
◎会　長　三重短期大学長　東福寺一郎
副会長　山形県米沢女子短期大学長　鈴木　道子
副会長　会津大学短期大学部長　時野谷　茂
○理　事　大月短期大学長　村上　哲也
理　事　岐阜市女子短期大学長　杉山　寛行
理　事　倉敷市立短期大学長　江島　幹雄
監　事　川崎市立看護短期大学長　坂元　昇
監　事　大分県立芸術文化短期大学長　中山　欽吾
委　員　倉敷市立短期大学事務局長　峰尾　実穂
委　員　大分県立芸術文化短期大学教務学生部主査　神崎　大介

（注）「広報委員会（報告）」は「委員会報告等」に掲載。（228ページ参照）

オ　公立短期大学教育70周年記念事業実施委員会

公立短期大学教育は、短期大学制度が昭和25年に創設されて以来、令和２年度に70周年を迎えることから、公立短期大学教育70周年記念事業を企画立案・実施するために、令和元年10月開催の第69回（秋季）通常総会において事業実施委員会が設置され、令和２年度までに３回の委員会を開催し「公立短期大学教育70周年記念誌」（案）の編集及び「公立短期大学教育70周年記念式典・祝賀会」（案）の企画が検討された。

また、文部科学大臣から70周年を記念しての教育功労者表彰をしていただくべく要望を行うこととされた。

事業実施委員会において記念式典・祝賀会は、当初、令和２年度（秋季）通常総会に合わせて実施することが企画されたが、令和２年９月開催の臨時総会において新型コロナウイルス感染症拡大の状況を勘案し、翌年度の令和３年度（春季）通常総会の時期に延期することとされたものの、新型コロナウイルス感染症の感染状況の沈静化が依然として見込めないことから令和３年３月開催の第４回理事会において中止することが正式決定された。なお、会員校から拠出された記念式典等に要する経費は、令和３年度の会費額において相殺するものとされた。

記念誌は、記念式典・祝賀会の開催状況の掲載を取りやめ、令和３年度中に編集発行することとされた。

＜開催状況＞
第１回　事業実施委員会
（R2.1.10　東京駅八重洲倶楽部）
第２回　事業実施委員会
（R2.8.5　オンライン会議）
第３回　事業実施委員会
（R2.12.17　オンライン会議）

＜委員名簿＞
令和元年度～令和２年度委員
（委員長）
杉山　寛行　岐阜市立女子短期大学長
柳沢　幸治　大月短期大学長
村井美代子　三重短期大学長
（参考）令和３年度委員
（委員長）
柳沢　幸治　大月短期大学学長
阿部　宏慈　山形県立米沢女子短期大学学長
村井美代子　三重短期大学学長

○記念誌の編集方針（案）

公立短期大学教育70周年記念誌は、60周年記念誌にならって作成することとし、70周年記念事業実施委員会において作成を進めるものとする。

冊子は簡便なものとし、電子媒体による情報提供を基本とする。

なお、作成に要する経費は、予備費をもって充てる。

○記念式典・祝賀会（案）

記念式典・祝賀会が臨時総会（R2.9.1）で翌年度へ延期されたことに伴い、事業実施委員会（第３回；R2.12.17）において、当初案を次のように修正した（下線部は、当初案の修正を示す。）。なお、式典会場は感染予防の観点から、十分な席間を確保できる灘尾ホールに変更された（当初は霞山会館を予定）。

（１）公立短期大学教育70周年記念式典次第（案）

日時　令和３年５月28日（金）
　　午前10時15分～11時30分
会場　灘尾ホール（千代田区霞が関）
主催　全国公立短期大学協会
後援　文部科学省・総務省
＜式典＞　（進行は事業実施委員；副会長）
　　10：45～11：30（案）
①国 歌 斉 唱
②開式の言葉　　全国公立短期大学協会　副会長
③式　　辞　　全国公立短期大学協会　会　長
④祝　　辞　　文部科学大臣
　　総務大臣
　　日本私立短期大学協会会長
⑤表彰式（実施しない。）
（文部科学大臣表彰は、令和２年秋にすでに表彰状が被表彰者に送付されていることから実施せず、これに代えて下記プログラムを加える。）
・「高等学校からの公立短期大学への期待（仮題）」（高校関係者）
・「地元企業からの公立短期大学への期待（仮題）」（地元企業関係者）
・「短期大学での学びと期待（仮題）」（企業で活躍している卒業生）
⑥表彰状受賞者代表謝辞
⑦閉式の言葉　全国公立短期大学協会　副会長

（２）祝賀会次第（案）

（感染予防の観点から実施しないこととした。）
①会長挨拶
②顧問挨拶（東福寺顧問）
③来賓挨拶・お祝いの言葉　文部科学省ほか（数人）
④教育功労者表彰受賞者スピーチ（数人）
⑤閉会の言葉　　事業実施委員；副会長

４．協会の活動状況

（１）総会・理事会・諸会議の開催

（議案等は主なものについて掲載）

平成23年度

第１回理事会・監事会

（H23.4.22（金）公立共済四谷ビル）

審議事項
（１）会長退任に伴う役員人事について
（２）外部機関委員会委員等の確認・選任について
（３）公短協の在り方検討委員会「公短協の在り方について（中間報告）」及び会則等の改正について
「公短協の在り方について（中間報告）」、「「公短協の在り方について」に対する会員校の意見」（23.3.26・平成22年度第３回理事会報告了承）を踏まえた「会則等の改正（案）」を次期通常総会に諮ることとした。
（４）平成22年度事業・決算報告について
「平成22年度事業報告（案）」及び「平成22年度決算報告（案）」に基づき説明があり、証拠書類、預金通帳等の照合審査の結果適正であるとの会計監査報告があり、審議の結果了承、次期通常総会に諮ることとされた。
（５）平成23年度事業計画・予算について
（６）平成23年度・第61回（春季）通常総会日程及び協議議題、並びに運営について

審議事項（３）関連
「公短協の在り方について（中間報告）」＜抜粋＞
（公短協の在り方に関する検討委員会）
＜検討結果＞公短協の組織・運営の見直しについて
①会員である短期大学を代表する者については、学長は毎年４月１日現在、及び代表を変更する都度、協会会長に届け出ることとする。
②ブロック制を基本とした組織・運営体制は、廃止

する（ブロック協議会の廃止、理事数の縮減、ブロック理事・理事代理の選任制の廃止、会長指名の理事の選任・常務理事制の廃止、会長の三選禁止規定の緩和、等）。

③通常総会については春季・秋季の定例会として開催することとし、「学長会（臨時総会）」は廃止、臨時総会に関する規程を整備する。

④総会には会員である短期大学を代表する者のほか、「会員の設置者」、「会員である短期大学の代表者が指名する者」、「事務局長又は事務担当責任者」が出席して意見を述べることができることとする。

⑤「専門分野別にまとめた系別協議会」は、廃止する。

⑥会則第17条に基づき設置の「新委員会（第１委員会～第４委員会）」は、廃止する。

⑦平成25年度以降の事務局体制の検討について

「会費に関する規程の改正」に当たって、当面、向こう３年間は現行の事務局体制をとることとしたことを踏まえ、平成25年度以降の事務局体制については次のことが確認された。

・事務局の会員校持ち回り方式については、継続性の維持の観点、会員校の組織体制の脆弱性等から困難であること。

・現在の公短協事務局体制の存続に関し、会員規模の推移と公短協の運営に係る所要経費の内容、事務局体制の在り様の見直し等については、継続的な検討が必要であること。

・その際、会費負担に関する合意形成が重要であること。

会則の改正等について（案）

１．全国公立短期大学協会会則の一部改正

２．役員の職務等に関する申合せ（平成14年11月22日承認）の一部改正

３．役員の任期等に関する申合せ（平成15年５月29日総会申合せ）の一部改正

４．ブロック理事及び理事代理の両者が欠員となった場合の措置についての申合せ（平成17年３月２日理事会申合せ）の廃止

５．全国公立短期大学協会事務局長会規程（案）の制定

６．「委員会設置要項」（平成20年10月31日、学長会承認）の廃止

「委員会申合せ」（平成20年10月31日、学長会申合せ）の廃止

第１回正・副会長会議

（H23.5.26（木）公立共済四谷ビル）

検討事項

（１）平成23年度第61回（春季）通常総会の運営について

第61回（春季）通常総会

（H23.5.26（木）～27（金）公立共済四谷ビル）

＜１日目＞

会長挨拶　遠藤会長代行

講演　「短期大学を巡る文教政策の現状について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

藤原　章夫 氏

講演　「地方財政に関する動きについて」

総務省自治財政局　財務調査課長

飯島　義雄 氏

講演　「平成24年度大学入試センター試験における試験の実施方法等について」

独立行政法人大学入試センター理事

惣脇　　宏 氏

審議事項

（１）役員の選出等について

（２）公短協の在り方に関する検討について

（３）会則等の改正について

（４）平成22年度事業報告・決算報告について

（５）平成23年度事業計画・予算について

（６）外部機関の委員会委員等の活動について

（７）功労者表彰について

学長表彰

上野　達彦（三重短期大学長）

事務局長表彰

佐々木　元（三重短期大学事務局長）

宮重　　透（福山市立女子短期大学事務局長）

（８）平成23年度日程等について

＜２日目＞

研究協議

平成23年度　第61回（春季）通常総会（概要）

５月26日（木）、27日（金）の２日間、四谷公立共済ビル大会議室を会場に第61回（春季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長、設置者等関係者47名が出席して行われた。第一日目は、午後１時に

開会、東日本大震災の犠牲者に対し出席者全員による黙祷が行われ、遠藤会長代行の会長挨拶、来賓及び新任学長等の紹介の後、藤原章夫大学振興課長による来賓挨拶と講演「短期大学を巡る文教政策の現状について」と、総務省飯島義雄財務調査課長による来賓挨拶と講演「地方財政に関する動きについて」があり、質疑が行われた。次いで、大学入試センターの惣脇宏理事による「平成24年度大学入試センター試験における試験の実施方法等について」の説明と質疑が行われた。

午後３時から議事に入り、（１）上野達彦会長の任期途中での退任等に伴う役員の選出が会則に基づき行われ、理事に、村上哲也理事代理（大月短期大学学長）の昇格（４月１日付け）、及び会長指名理事に安川悦子福山市立女子短期大学学長及び東福寺一郎三重短期大学学長を承認、その後、新会長に遠藤恵子副会長（山形県立米沢女子短期大学学長）、後任の副会長に村上哲也理事（大月短期大学学長）をそれぞれ選出した。任期は前任会長の残任期間である平成24年春季通常総会までの１年間。また、任期満了の角山茂章監事（会津大学短期大学部学長）の後任に会津大学短期大学部の牧田和久短期大学部長を選出、任期は平成25年春季通常総会までの２年間。次いで、理事会から推薦のあった顧問に上野達彦、相談役に村越洋子、松田之利、吉村惠美子の各氏の就任を承認。

次いで、（２）「公短協の在り方について（中間報告）」（23.3.26・公短協の在り方に関する検討委員会報告）を承認、今後の検討に関する議長提案を了承。（３）「全国公立短期大学協会会則の一部改正（案）」を審議の結果、全会一致で可決。主な改正点は、①「会員校を代表する者」に関し学長による届出制を導入、②ブロックの廃止、③役員数の削減・会長指名理事及び常務理事制の廃止、④ブロック協議会・系別協議会・新委員会の廃止、⑤通常総会の年２回（春季・秋季）の定例開催、など。

引き続き、（４）平成22年度事業報告・決算報告、（５）平成23年度事業計画・予算、（６）外部機関の委員会委員等活動、（７）功労者表彰等について審議、原案通り可決。議事終了後、主婦会館プラザエフ「スイセン」において、和やかに意見交換会が行われた。

第二日目（午前９時～午後３時）の「全体会」（第１～第４セッション）は、（１）東北地方太平洋沖地震による被災状況と対応について（助言・説明：文部科学省担当官）、（２）自己点検評価体制について（提案：三重短期大学）、（３）教養教育の現状・問題点と責任組織の実情・在り方について（提案：鹿児島県立短期大学）、（４）大学施設の地域開放について（提案：倉敷市立短期大学）、（５）パワハラ・アカハラへの対応について（提案：倉敷市立短期大学）、（６）授業評価の事務処理について（提案：倉敷市立短期大学）に関し、各校の報告・提案等を中心に熱心な研究協議・意見交換が行われた。「第１セッション；大震災対応」（９：00～11：30）では、渡部、石橋の両大学振興課補佐、安部田係長の参画を得て、各校の生々しい被災状況・対応報告と提案をもとに、活発な情報交換と学生支援や危機対応の在り方等について真剣な協議が行われた。

公短協の在り方に関する検討委員会（第５回）

（H23.7.22（金）八重洲倶楽部）

審議事項

（１）検討事項及び検討スケジュールについて

（２）審議事項１「平成25年度以降の公短協事務局体制等について」

（３）審議事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」

第２回正・副会長会議

（H23.8.31（水）八重洲倶楽部）

検討事項

（１）当面する課題について

公短協の在り方に関する検討委員会（第６回）

（H23.8.31（水）八重洲倶楽部））

（１）平成25年度以降の公短協事務局体制等について

（２）公立短期大学のこれから、公立短大の在り方について

第２回理事会（H23.9.22（木）公立共済四谷ビル）

審議事項

（１）平成23年度（第61回秋季）通常総会（23.10.7）付議議案について

「今後の公短協事務局体制について（検討資料）は、総会での意見を踏まえて在り方検討委員会でとりまとめることとした。

（２）平成23年度（第61回秋季）通常総会における研究・協議等について

（３）平成23年度（第61回秋季）通常総会における

研究・協議等のとり進め方について
（４）総会における所管省の挨拶及び行政説明の取扱について

第３回正・副会長会議

（H23.10.6（木）公立共済四谷ビル）

検討事項
（１）第61回（秋季）通常総会の運営について

第61回（秋季）通常総会

（H23.10.7（金）公立共済四谷ビル）

会長挨拶　遠藤会長
講演　「短期大学をめぐる文教政策の現状について」
文部科学省高等教育局　大学振興課長
藤原　章夫 氏

審議事項
（１）平成24年度（第62回・春季）通常総会の開催日程等について
（２）「公短協の在り方に関する検討委員会」における検討状況について
（３）平成24年度事業計画及び概算予算等について
「公短協の在り方に関する検討委員会」における職員費を中心とした見直し・補正の結果を踏まえ、予備費を除く歳出予算総額（ただし、会費等負担金分を除く。）は概ね800万円を標準額（目安）（平成21年度予算額を標準としたゼロベース。）として編成することとされた。
（４）役員の改選について
①来年度が役員（監事１名を除く。）の改選時であること、②次期役員については新しい会則（23.5.26改正）に基づき選出することとなること等を、春季通常総会において報告し、了承を得ることとした。

研究・協議

平成23年度　第61回（秋季）通常総会（概要）

10月７日（金）、公立共済四谷ビル大会議室を会場に第61回（秋季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長、設置者等関係者39名が出席して行われた。午前10時に開会、遠藤会長の挨拶の後、藤原章夫大学振興課長による来賓挨拶と講演「短期大学を巡る文教政策の現状について」があり、活発な質疑が行われた。

午前11時から議事に入り会務報告の後、理事会提案の審議事項、（１）平成24年度（第62回春季）通常総会開催日程等について、（２）「公短協の在り方に関する検討委員会における検討状況ついて」（23.7.22　第２回理事会了承）、（３）平成24年度事業計画及び予算に関する予算編成（方針）について、（４）役員の改選について、それぞれ資料に基づき説明、審議の結果原案通り可決された。

午後１時から「研究・協議」に入り、＜第一セッション＞では「第二サイクルの認証評価に向けて」をテーマに、短大に係る認証評価の三機関担当責任者による「第一サイクルの認証評価を終えて明らかとなった課題や問題点、及び第二サイクルに向けての実施方針又は検討状況」について報告・説明の後、質疑が行われ、次いで雨宮照雄三重短期大学教授による短大の認証評価の経験を踏まえた検証・評価と提言がなされ、報告者・助言者と参加者の間で活発な意見交換・研究協議が行われた。

＜研究協議・第二セッション＞「各大学の提案課題」では、提案のあった以下の７項目について提案校による提案事由説明の後、各校からの調査（回答）を踏まえ意見・情報交換がなされた。（１）パワハラ・アカハラへの対応（倉敷）、（２）社会人学生の受入（三重）、（３）地域活性化交付金等の国の助成金制度の活用（倉敷）、（４）ここ２～３年の経費削減策（大分）、（５）第一期中期目標・計画終了時の積立金の取扱い（大分）、（６）障がいのある学生への対応（大分）、（７）四年制化に関する諸方策及び法人化移行を巡る諸課題（鹿児島）。

＜研究協議・第三セッション＞「公立短大の現状及び課題」では２大学の実践事例発表が行われ、牧田和久会津大学短期大学部長及び種村完司鹿児島県立短期大学学長から当該校の当面する課題・問題の洗い出しと解決に向けての取り組み状況について発表の後、質疑と意見交換を中心に真剣な協議が行われた。

議事終了後、主婦会館プラザエフ（４階）「シャトレ」において、和やかに意見交換会が行われた。席上、中村慶久岩手県立大学盛岡短期大学部・宮古短期大学部学長から東日本大震災に寄せられた支援・協力に対し謝辞が述べられるとともにその後の大学や学生の状況についての明るい報告があった。

公短協の在り方に関する検討委員会（第７回）

（H23.11.25（金）八重洲倶楽部）

審議事項

（１）審議事項１「公短協事務局体制等について」

（２）審議事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」

第４回正・副会長会議（臨時）

（H23.11.25（金）八重洲倶楽部）

検討事項

（１）当面する課題について

第５回正・副会長会議（H24.1.26（木）尚友会館）

検討事項

（１）会員の退会等について（福山、京都）

（２）時期役員体制（相談役、参与を含む）について

（３）平成24年以降の公短協の事務局体制、及び事務職員の処遇・採用等について

（４）公短協の在り方検討委員会の検討スケジュールについて

（５）平成24年度事業計画及び予算について

（６）第３回理事会（臨時）の開催（山形県米沢市）について

公短協の在り方に関する検討委員会（第８回）

（H24.3.2（金）八重洲倶楽部）

審議事項

（１）審議事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」

第３回理事会（臨時）

（H24.3.26（月）グランドホクヨウ米沢「フリージア」）

審議事項

（１）会員の退会等について

本年度限りで閉学に伴い福山市立女子短期大学が退会すること、京都市立看護短期大学からは平成24年度在学生があるなどの事情から会員として残ることの報告があり了承された（平成24年度会員数は19校となる。）。

（２）平成24年度４月以降の運営等について

「公短協事務局の勤務体制・処遇等について」、及び「業務の見直し・簡素合理化について」了承。

なお、教育関係情報の収集・提供業務に関連して、「大学ポートレート（仮称）準備委員会」の審議状況を踏まえて検討をすることが了承された。

（３）公短協の在り方に関する検討委員会のアンケート調査

「公立短大のこれから、公立短大の在り方」のとりまとめに向けて４月中旬までにとりまとめ作業を行い、第62回（春季）通常総会に報告することを了承。

（４）平成23年度決算見込額について

（５）平成24年度事業計画及び概算予算について

（６）平成24年度（第62回・春季）通常総会の日程及び協議議題について

（７）次期役員等（役員等、外部機関の役職等）人事について

（８）功労者表彰について

平成24年度

第１回理事会・監事会

（H24.4.20（金）公立共済四谷ビル）

審議事項

（１）平成23年度事業報告及び平成23年度決算報告について

「平成23年度事業報告（案）」、「平成23年度決算報告（案）」については、監査時の指摘により「短期大学教育60周年事業（出版費に係る繰延分）」について「歳入決算書」の繰越額の説明欄に注記したこと、その他については帳簿、証拠書類、預金通帳等の照合審査の結果、適正であるとの会計監査報告があり了承された。

（２）平成24年度事業計画について

（３）平成24年度予算について

（４）平成24年度第62回（春季）通常総会の日程及び協議議題等、並びに運営について

（５）次期役員の選任について

（６）外部機関の委員会等における活動について

（７）公短協功労者表彰について　ほか

公短協の在り方に関する検討委員会（第９回）

（H24.4.20（金）公立共済四谷ビル）

検討事項

（１）「公短協のこれから、公立短大の在り方について」検討

第１回正・副会長会議

（H24.5.24（木）公立共済四谷ビル）

検討事項

（１）第62回（春季）通常総会の運営等について

（２）短大を巡る最近の動向について

第62回（春季）通常総会

（H24.5.24（木）～25（金）公立共済四谷ビル）

＜１日目＞

会長挨拶　遠藤会長

講演「短期大学を巡る文教施策の現状について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

池田　貴城 氏

講演「地方財政の課題等について」

総務省自治財政局　財務調査課課長補佐

勝目　　康 氏

講演「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進」等について

文部科学省生涯学習政策局　生涯学習総括官

杉野　　剛 氏

審議事項

（１）役員の選出等について

（２）公短協の在り方に関する検討について

（３）平成23年度事業報告・決算報告について

（４）平成24年度事業計画・予算について

（５）外部機関の委員会委員等の活動について

（６）功労者表彰について

事務局長表彰

草苅　信博（山形県立米沢女子短期大学事務局長）

＜２日目＞

研究協議

平成24年度　第62回（春季）通常総会（概要）

５月24日（木）、25日（金）の２日間、四谷公立共済ビル大会議室を会場に第62回（春季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長、設置者等関係者38名が出席して行われた。

第一日目は、午後１時に開会、遠藤会長の挨拶と来賓及び新任学長等の紹介の後、池田貴城大学振興課長による来賓挨拶と講演「短期大学を巡る文教施策の現状について」と、総務省勝目康財務調査課課長補佐による来賓挨拶と講演「地方財政の課題等について」があり、質疑が行われた。次いで、杉野剛生涯学習総括官による中教審教育振興基本計画部会の審議の動向、及び「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進」等に関する行政説明と質疑が行われた。

午後３時過から議事に入り、（１）任期満了に伴う役員の選出が新会則に基づき行われ、６名の理事を選出（新任；美田誠二川崎市立看護短期大学学長・理事代理、再任；中村慶久、村上哲也、東福寺一郎、難波正義、中山欽吾の各理事）、その後、新会長に難波正義理事（新見公立短期大学学長・副会長）、副会長に村上哲也理事（大月短期大学学長・再任）及び中村慶久理事（岩手県立大学盛岡及び宮古短期大学部学長）をそれぞれ選出した。また、任期満了の上條宏之監事（長野県短期大学学長）の後任に遠藤恵子山形県立米沢女子短期大学学長を選出。任期は、それぞれ平成26年度（春季）通常総会までの２年間。理事会から推薦のあった上條宏之長野県短期大学学長の顧問への就任が承認された。

次いで、（２）公短協の在り方に関する検討委員会（平成22年１月～平成24年４月の間）の検討のまとめ、「公短協の在り方について（報告）」（H24.4.20）を承認。引き続き、（３）平成23年度事業報告・決算報告、（４）平成24年度事業計画・予算、（５）外部機関の委員会委員等活動、（６）功労者表彰等について審議、原案通り可決。議事終了後、主婦会館プラザエフ「コスモス」おいて、和やかに意見交換会が行われた。

第二日目（午前９時～午後３時）の「全体会」は、鎌田大学情報分析官、永見係長の参画・指導を得て、２大学学長（東福寺一郎三重短期大学学長、難波正義新見公立短期大学学長）による実践事例発表と意見交換、次いで、以下の７研究協議題について、各提案校からの課題提案事由の説明の後、各校の実情報告や質疑を中心に熱心な研究協議・意見交換が行われた。（１）資格取得と教育的質保証（島根）、（２）ラーニング・アウトカムの設定とポートフォリオ作成（大分）、（３）「教養教育」の取扱（大分）、（４）教員の意欲向上に資する取組（会津）、（５）教員評価の在り方（大分）、（６）学生の就職支援の在り方（岐阜）、（７）各短大が「力点を置いている取組」（理事会・事務局）。

地方独立行政法人会計基準等の改正に伴う説明会

（H24.8.6（月）公立共済四谷ビル）

事　項

（１）地方独立行政法人の現状と課題について

（２）地方独立行政法人会計基準及び注解等の改正について

説明者

総務省自治財政局　財務調査課企画係長

久芳　猛志 氏

参加者

公立短期大学協会	会長	難波	正義
山形県立米沢女子短期大学	主事	齋藤	光
新見公立短期大学	主査	杉井	靖和
新見公立短期大学	職員	南	智子
大分県立芸術文化短期大学			
総務企画グループリーダー		加藤	卓夫

第２回理事会（H24.9.21（金）公立共済四谷ビル）

審議事項

（１）平成24年度（第62回秋季）通常総会に付議する事項について

（２）平成24年度（第62回秋季）通常総会における研究・協議について

（３）公短協の事務所の移転について

（４）その他「短期大学の役割及び在り方」に関する審議への対応

（「大学改革実行プラン」等への対応を含む。）について

第２回正・副会長会議

（H24.10.9（火）公立共済四谷ビル）

検討事項

（１）第62回（秋季）通常総会の運営等について

（２）最近の動向について

第62回（秋季）通常総会

（H24.10.10（水）公立共済四谷ビル）

会長挨拶　難波会長

講演　「短期大学をめぐる文教政策の現状について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

池田　貴城 氏

審議事項

（１）平成25年度　第63回（春季）通常総会の開催日程等について

（２）平成25年度事業計画及び概算予算等について

（３）役員の改選について

（４）事務所の移転について

現事務所建物（新宿区南元町23番地　公立共済四谷ビル）は、耐震診断の結果耐震上問題があり閉鎖するので、平成25年２月末日期限で解約したい旨の申出があったこと、本年中の早い時期に、新事務所に移転を完了する予定について了承された。

※新事務所の概要：　所在地：港区虎ノ門２丁目９番８号（郵政虎ノ門第二ビル）構造等：鉄骨鉄筋造、５階建

研究協議

平成24年度　第62回秋季通常総会（概要）

10月10日（水）、公立共済四谷ビル大会議室を会場に第62回（秋季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長、設置者等関係者33名が出席して行われた。午前10時に開会、難波会長の挨拶の後、池田貴城大学振興課長による来賓挨拶と講演「短期大学を巡る文教政策の現状について」があり、大学改革実行プランなどを巡り活発な質疑・応答が行われた。

午前11時10分から議事に入り会務報告の後、理事会提案の審議事項、（１）平成25年度（春季）通常総会開催日程等について、（２）平成25年度事業計画及び予算編成について、（３）役員の改選について、（４）事務所の移転について、（５）今後の日程について、それぞれ資料基づき説明、審議の結果原案通り可決。

午後１時から「研究・協議」に入り、＜第一セッション・学長の実践事例発表＞では、２大学学長による実践事例発表が行われ、発表の後、質疑と意見交換を中心に協議が行われた。

○樋田豊次郎秋田公立美術工芸短期大学長：「秋田公立美術工芸短期大学の社会連携」

○江島幹雄倉敷市立短期大学長：「倉敷市立短期大学の現状と課題」

＜第二セッション・研究協議＞では、各大学等から提案のあった以下の６項目の研究協議題について提案校による提案説明の後、各校からの事前調査結果（回答）を踏まえて意見・情報交換、真剣な研究協議が行われた。

また、研究協議題の（５）及び（６）に関しては、鍋島豊大学振興課教員養成企画室長による施策概説の後、初中局教職員課小泉武士改革推進係長の参画も得て、活発な質疑と助言が行われた。

（１）学生の海外、国内研修旅行引率教員数の基準について（倉敷）、（２）情報機器利用に関するガイドラインについて（三重）、（３）学生の課外活動

(鹿児島)、サークル活動の活性化のための諸方策について（鹿児島)、(４）後援会費など学校徴収金の使途について（倉敷)、(５）教員養成の修士レベル化への対応について（三重)、(６)「大学改革実行プラン」等を踏まえて（理事会)。

議事終了後、主婦会館プラザエフ（３階)「コスモス」(JR四谷駅前）おいて、和やかに意見交換会が行われた。

第３回理事会（H25.3.28（木）日本消防会館）

審議事項

（１）会員の退会について

本年度限りで閉学する京都市立看護短期大学並びに平成25年度に４年制大学に移行する秋田公立美術工芸短期大学から退会届の提出があり、審議の結果了承。(平成25年度会員数は、17校となる。)。

（２）事務所の変更に伴う会則の改正について

平成24年10月10日開催の第62回（秋季）通常総会に報告の公短協事務所移転に係る会則の改正。

（３）短期大学の在り方に関する検討について

「短期大学の在り方に関する検討準備会」における意見交換を踏まえ、公短協としては理事会を中心に会員校の意見を集約しつつ、適時・適切な対応をしていくことが了承された。

（４）平成24年度決算額（見込額）について

（５）平成25年度事業計画及び概算予算について

（６）平成25年度第63回（春季）通常総会日程及び協議議題等について

（７）次期役員等（監事、外部機関の役職等）の人事について

（８）功労者表彰について

平成25年度

第１回理事会・監事会

（H25.4.22（月）日本消防会館）

審議事項

（１）平成24年度事業報告及び決算報告について

「平成24年度事業報告（案）」、及び配布資料７「平成24年度決算報告（案)」について、監事からは、帳簿、証拠書類、預金通帳等の照合審査の結果適正であるとの会計監査報告、及び現金出納簿の整備、決算書上の「流用増△減額」欄の表記に関する所見があり、審議の結果了承された。

（２）平成25年度事業計画及び予算について

（３）平成25年度第62回（春季）通常総会の日程及び協議議題並びに運営について

（４）次期役員の選任について

（５）外部機関の委員会等における活動について

（６）公短協功労者表彰について

第１回正・副会長会議（H25.5.20（月）発明会館）

検討事項

（１）第63回（春季）通常総会の運営等について

（２）短大を巡る最近の動向について

第63回（春季）通常総会

（H25.5.20（月）～21（火）発明会館）

＜１日目＞

会長挨拶　難波会長

講演「短期大学を巡る文教施策の現状について（仮題)」

文部科学省高等教育局　大学振興課長　池田　貴城 氏

講演「地方財政の課題等について」

総務省自治財政局　財務調査課課長補佐　村田　　崇 氏

講演「改正労働契約法の施行と課題（教員等任期法の関連を含む。）及び中核的専門人材の養成等について」

文科省高等教育局　大学振興課課長補佐　田頭　吉一 氏

審議事項

（１）役員の選出について

（２）平成24年度事業報告・決算報告について

（３）平成25年度事業計画・予算について

（４）外部機関の委員会委員等の活動について

（５）功労者表彰について

学長表彰　上條　宏之（長野県短期大学長）

＜２日目＞

研究協議

平成25年度　第63回（春季）通常総会（概要）

５月20日(月)、21日(火)の２日間、発明会館(港区虎ノ門２-９-14）７階「会議室」を会場に第63回（春季）通常総会を開催。学長・短期大学部長、事務局長、設置者等関係者38名が出席して行われた(別添１；開催要項)。

第一日目は、午後１時に開会、難波会長の挨拶（別添２）の後、来賓及び新任短大部長・事務局長等の紹介があり、次いで、池田貴城大学振興課長による来賓挨拶と講演「短期大学を巡る文教施策の現状について」（別添３）と、総務省村田崇財務調査課課長補佐による来賓挨拶と講演「地方財政の課題等について」（別添４）が行われた。次いで、田頭吉一大学振興課課長補佐による「改正労働契約法の施行と課題（教員等任期法の関連を含む。）」及び「中核的専門人材の養成等について」に関する行政説明（別添５）が行われた。

「研究協議（１）」では、鎌田高等教育企画課大学情報分析官、田頭補佐、永見短期大学係長の参画を得て、青木紀名寄市立短期大学学長、植田眞弘岩手県立大学宮古短期大学部長による学長の実践事例発表と意見交換が行われた。

午後５時過ぎから「新橋亭（虎ノ門店）」（日本消防会館）において、公短協功労者表彰が行われ、難波会長から上條宏之長野県短期大学長（元公短協会会長）に感謝状及び記念品が贈呈された。引き続いて開催された意見交換会には31名が出席、終始和やかに行われた。

第二日目は、午前９時より難波議長の下で総会議事の審議が行われ、（１）役員（監事）人事が行われ、時野谷茂会津大学短期大学部長を選出（任期は、平成27年度第65回（春季）通常総会までの２年間。）。引き続き、（２）平成24年度事業報告・決算報告、（３）平成25年度事業計画・予算、（４）外部機関の委員会委員等の活動、（５）功労者表彰等について審議、原案通り可決。本年度の日程として、第44回中央研修会を８月１日（木）～２日（金）の２日間、第63回（秋季）通常総会を10月11日（金）に開催することを了承。

午前10時より「研究協議（２）及び（３）」が、それぞれ村上哲也副会長（大月短期大学学長）、中村慶久副会長（岩手県立大学宮古・盛岡短期大学部学長）の進行役で行われ、以下の研究・協議題について、提案校による提案事由説明の後、各校からの実情報告や質疑を中心に、鎌田分析官・田頭補佐・永見係長による丁寧な助言指導を得て、熱気のこもった活発な研究協議が行われた。

＜研究・協議題＞（１）学生に対する情報セキュリティの指導（川崎）、（２）平成25年度入試の状況と広報活動（三重）、（３）教育の質保証を行うための「教学マネジメント」と「取組み」（大分）、（４）障がいのある学生の修学支援（大分県立芸術文化短期大学）、（５）学生の修学支援、特に成績不振の学生や不登校ぎみの学生に対する支援のあり方（鹿児島）、（６）キャリア教育のあり方（鹿児島）。

午後３時、難波会長の研究協議のまとめがあり総会を終了した。

第２回正・副会長会議

（H25.8.2（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）平成25年度文教協会研究助成事業の実施に向けて

（２）大学改革フォーラムへの出席について（25.8.9）（大学改革フォーラム実行委員会）

（３）総務大臣あての要望書の提出について（総務省令の公布（25.7.23）を踏まえて）

（４）就職活動時期の見直しについて（25.7.25・第２回就職問題懇談会）

（５）大学入試センター（平成27年度大学入試センター出題教科・科目等について）（7.26）

（６）平成25年度公立短期大学実態調査表の作成について（調査書の提出締切：25.8.7）

第２回理事会（H25.9.6（金）尚友会館ビル）

審議事項

（１）平成25年度（第63回秋季）通常総会に付議する事項について

（２）平成25年度（第63回秋季）通常総会における研究協議等について

（３）「公立短期大学に関する調査」の企画・実施について

「公立短期大学に関する調査の企画・実施について（案）」に基づき審議、「調査実施要項」で定める各調査票について検討の結果、“検討会の共同研究員”から９月20日（金）（期限厳守）までに事務局に意見を提出することとされた。各意見を取りまとめ９月26日開催の「第１回検討会」に座長案（会長案）として検討会の審議に付すこと、更に10月11日開催の通常総会の「研究協議」において報告し、各校の意見・要望の聴取を含めて研究協議に付すことが了承された。

（４）短期大学の役割及び在り方に関する審議への対応について

公立短期大学に関する調査検討会議（第１回）

（H25.9.26（木）日本消防会館）

検討事項

（１）公立短期大学に関する調査の企画実施について

①経緯説明（「短期大学の現状」を含む。）

②「公立短大の現状と課題、公立短大生の進路選択、特色ある取組」に関する調査実施要項（案）について（説明）

③本調査に係る調査内容・調査方法・調査時期・調査の集計等について

（２）今後の調査検討会のスケジュールについて

第３回正・副会長会議（H25.10.10（木）尚友会館）

検討事項

（１）第63回（秋季）通常総会の運営等について

（２）公立短期大学に関する調査の企画・実施について

第63回（秋季）通常総会（H25.10.11（金）尚友会館）

会長挨拶　難波会長

講演　「短期大学を巡る文教施策の現状について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

里見　朋香 氏

講演　「我が国における短期高等教育の在り様と公立短大への期待」

国立教育政策研究所フェロー　合田　隆史 氏

審議事項

（１）平成26年度 第64回（春季）通常総会の開催日程等について

（２）平成26年度事業計画及び概算予算等について

（３）役員の改選について

研究協議

平成25年度　第63回秋季通常総会（概要）

10月11日（金）、尚友会館（霞が関３-３-１）８階「第２号室」を会場に第63回（秋季）通常総会を開催。

加盟大学学長、事務局長、設置者等関係者31名が出席して行われた。午前10時に開会、難波会長の挨拶の後、里見朋香大学振興課長による来賓挨拶と講演「短期大学を巡る文教施策について」があり、大学改革への取組や短期大学の在り方などを巡り活発な質疑・応答が行われた。

次いで、「大学ポートレート（仮称）」の本格稼働に向けた準備状況及び今後のスケジュール等について、準備委員会事務局の児島昌樹大学評価・学位授与機構評価事業部長による説明と質疑が行われた。

11時30分、議事に入り会務報告の後、理事会提案の審議事項（１）平成26年度（春季）通常総会開催日程等、（２）平成26年度事業計画及び予算編成方針、（３）役員の改選、（４）今後の日程について審議の結果原案通り可決。

午後１時から「研究協議」に入り、「研究協議（１）」（進行：難波会長）では、合田隆史国立教育政策研究所フェロー（前生涯学習政策局長）による講演「我が国における短期高等教育の在り様と公立短大への期待」があり、その後参加者からの意見表明等を受けて熱心な研究協議が行われた。

「研究級議（２）」（進行：村上哲也副会長・大月短期大学学長）では、田中丸治宣静岡県立大学短期大学部長、及び千葉俊之岩手県立大学盛岡短期大学部長による実践事例発表を踏まえて意見交換を中心に協議が行われた。

「研究協議（３）」（進行：中村慶久副会長・岩手県立大学盛岡・宮古短期大学部学長）では、大学及び理事会から提案のあった以下の研究協議題について提案説明の後、各校からの調査報告などを踏まえて真剣な研究協議が行われた。また、研究協議題②に関しては、小林洋介高等局専門教育課企画官の参画を得て活発な質疑と助言が行われた。

①「補講を含む授業実施のマネジメントについて」（大分）、②「短大におけるインターンシップの充実に向けて　～実践事例紹介と今後に向けての検討状況～」（理事会）、③「公立短期大学に関する調査の実施について」（理事会）。

議事終了後、頤和園（霞が関店）において鶴見尚弘顧問ほか、関係者の参加を得て、和やかに意見交換会が行われた。

短期大学の在り方に関する検討会ワーキンググループ（第１回）

（H25.10.22（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

本調査の実施に向けて（「調査実施要項」に沿って検討。）

（１）本調査の趣旨、実施体制、調査の構成及び調査の実施方法について

（２）各調査票（案）について

①学生に対するアンケート調査

②卒業生の受け入れ地元施設・企業等へのアンケート調査
③卒業生の受け入れ地元施設・企業等への訪問（ヒアリング）調査
④設置者・設立団体に対する調査
⑤学長に対する調査
（３）調査の集計及び分析について
（４）今後の調査スケジュールについて

短期大学の在り方に関する検討会ワーキンググループ（第２回）

（H25.11.12（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）
検討事項
（１）その後の検討状況報告
（２）各調査票について
①「学生に対するアンケート調査」(11.12.修正版）について
②第１回WG了承の以下の調査票について
（３）各校における実施体制、及び各調査の実施方法及び実地調査スケジュールについて
（４）各調査票の集計・調査分析について（スケジュールを含む。）

短期大学の在り方に関する検討会ワーキンググループ＜作業部会＞

（H26.1.28（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）
検討事項
（１）「学生に対するアンケート調査」に係る回答調査票の取扱いについて
（２）「卒業生の受入先に対するアンケート調査」「卒業生の受入先訪問調査」
「設置者に対するアンケート調査」「短大学長に対する調査」に係る各調査票の取扱いについて
（３）「アンケート調査」に係るデータのチェック及び入力作業実施について
（４）「アンケート調査」結果の分析の観点、及び内容について
（５）「学長に対する調査」について
（６）各調査の取り纏め作業について
（７）報告書の作成について
（８）本調査に要する経費について　ほか

公立短期大学に関する調査検討会議（第２回）・同ワーキンググループ（第３回）

（H26.2.17（月）発明会館）
検討事項
（１）座長挨拶
（２）調査の実施状況について（第１回会議後の報告）
①ワーキンググループの編成及び各調査票の確定、調査の実施について
②WG作業部会における検討について
③各調査の進捗状況（データ等の集計作業を含む。）について
（３）各調査結果の分析・まとめに向けて

第３回理事会（H26.3.25（火）発明会館）
審議事項
（１）会員の動向について
平成26年４月に山形県立米沢女子短期大学健康栄養学科、静岡県立大学短期大学部看護学科及び島根県立大学短期大学部看護学科の四年制化に伴い、公立短大の学生定員は6,781人（対前年度200人の減）となる旨の報告があり了承された。（平成26年度の会員校数は、前年度同の17校。）。
（２）短期大学の在り方に関する検討状況等について
在り方に関する検討会における調査の進捗状況等を了承。現在、調査スケジュールに沿って平成26年５月の取りまとめに向けて調査検討会ワーキンググループ（主査：村上副会長）による調査の分析・まとめ作業が進められていること等が了承された。
（３）平成25年度決算額（見込額）について
（４）平成26年度事業計画及び概算予算について
（５）平成26年度第64回（春季）通常総会日程及び協議議題等について
（６）次期役員等（外部機関の役職等を含む。）の人事について
本年３月末をもって山形県立米沢女子短期大学学長を退任される遠藤監事の後任については会則第７条第４項の規定により、本年５月の通常総会までの間は遠藤学長の後任者がその残任期間を引き継ぐものとされている旨説明があり了承された。
（７）功労者表彰について

短期大学の在り方に関する検討会ワーキンググループ（第４回）

（H26.3.25（火）発明会館）

検討事項

（１）「第２回調査検討会議」（26.2.17）以降の検討状況等について（報告・質疑・確認）

（２）調査結果の分析・まとめについて（具体的検討）

平成26年度

監事会（H26.4.24（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

「平成25年度事業報告（案）」及び「平成25年度決算報告（案）」に基づき説明があり、証拠書類、預金通帳等の照合審査の結果適正であるとの会計監査報告があり、審議の結果了承、次期通常総会に諮ることとされた。

第１回正・副会長会議

（H26.4.24（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）平成26年度第64回（春季）通常総会について

（２）文教協会研究助成事業「公立短期大学に関する調査」の進捗状況等について

（３）中教審「高大接続」、「大学のガバナンス」に関する意見集約と提出について

（４）文部科学省「短期大学WG」について

（５）就職促進及び就職活動時期の後ろ倒し（変更）に伴う対応について

（６）平成26年度公立短期大学実態調査表の作成について

（７）次期オリンピック・パラリンピックへの協力要請について

短期大学の在り方に関する検討会ワーキンググループ（第５回）

（H26.4.24（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）「第４回調査検討会WG」（26.3.25）以降の検討状況等について（報告・確認）

（２）調査結果の分析・まとめについて

（３）調査報告書の作成について

（４）調査結果の公表等について

第１回理事会（H26.5.19（月）尚友会館）

審議事項

（１）第64回（春季）通常総会付議事項について

①役員の選任について

②短期大学の在り方に関する調査について

「公立短期大学の現状と課題、公立短大生の進路選択、特色ある取組」に関する調査（以下「公立短期大学に関する調査」と称す。）（短期大学の在り方に関する検討会座長・難波正義）について、報告があり了承された。

③平成25年度事業報告及び決算報告について

④平成26年度事業計画及び予算について

⑤外部機関の委員会等における活動について

⑥功労者表彰について

（２）公短協の組織・運営について（平成27年度以降）

第２回正・副会長会議（H26.5.19（月）尚友会館）

検討事項

（１）第64回（春季）通常総会の運営等について

（２）最近の短大を巡る動向を踏まえた対応等について

第64回（春季）通常総会

（H26.5.19（月）～20（火）尚友会館）

＜１日目＞

会長挨拶　難波会長

講演　「短期大学を巡る文教施策について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

里見　朋香 氏

講演　「地方財政の課題等について」

総務省自治財政局　財務調査課課長補佐

村田　　崇 氏

講演　「労働契約法の改正、短大教育の改善等状況、及び大学のガバナンス改革の推進と関係法令の改正等」について

文部科学省高等教育局　大学振興課課長補佐

君塚　　剛 氏

審議事項

（１）役員の選出について

（２）短期大学の在り方に関する調査について

「公立短期大学の現状と課題、公立短大生の進路選択、特色ある取組」に関する調査（以下「公立短期大学に関する調査」と称す。）（短期大学の在り方に関する検討会座長・難波正義）について、

報告があり了承された。
（３）平成25年度事業報告・決算報告について
（４）平成26年度事業計画・予算について
（５）外部機関の委員会委員等の活動について
（６）功労者表彰について
事務局長表彰
奥舎　達典（新見公立短期大学事務局長）

＜２日目＞
研究協議

平成26年度（第64回春季）通常総会（概要）
５月19日（月）、20日（火）の２日間、霞が関「尚友会館」会議室（８階）を会場に第64回（春季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長、設置者等関係者37名が出席して行われた。
会議は奥舎達典会長校事務局長の司会で進められ、第一日目は午後１時に開会、難波会長の挨拶の後、来賓及び新任学長等の紹介があり、次いで、里見朋香大学振興課長による挨拶と講演「短期大学を巡る文教施策について」、総務省村田崇財務調査課課長補佐による挨拶と講演「地方財政の課題等について」が行われた。その後、君塚剛大学振興課課長補佐による「労働契約法の改正、短大教育の改善等状況、及び大学ガバナンス改革の推進と関係法令の改正等」に関する行政説明・質疑が行われた。
「研究協議（１）」では、学長の実践事例発表と質疑・意見交換が行われた（竹森正孝岐阜市立女子短期大学長：「大学紹介と直面する諸課題」、山下由紀恵島根県立大学短期大学部副学長：「COC地（知）の拠点整備事業」及び「松江キャンパスの在り方検討」）。
午後５時過ぎから同会議場で「意見交換会」を開催、34名が出席、終始和やかに意見交換が行われた。
第二日目午前９時より議事の審議が行われた。（１）役員の選出は理事会案の通り決定。会長に東福寺一郎三重短期大学長、副会長に村上哲也大月短期大学長・中村慶久岩手県立大学盛岡短期大学部学長（再任）を選出し、新たに青木紀（名寄市立大学短期大学）と美田誠二（川崎市立看護短期大学）・中山欽吾（大分県立芸術文化短期大学）の各学長（再任）を理事に選出。監事に難波正義新見公立短期大学長を選出。役員任期は平成28年度（春季）通常総会までの２年間。併せて理事代理の推薦及び顧問の委嘱を了承（新任理事代理に鈴木道子山形県立米沢女子短期大学長、顧問に遠藤恵子元公短協会長。）。
引き続き、新会長のもとで議事が進められ（３）平成25年度事業・決算報告、（２）短期大学の在り方に関する調査（概要）、（４）平成26年度事業計画・予算、（５）外部機関の委員等活動、（６）功労者表彰等について審議、原案通り可決。なお、「短大の在り方に関する検討会」難波座長から各委員、関係者に対して謝辞があった。
午前10時からの「研究協議（２）（３）」では、各校から提案の研究協議題①海外の大学との交流事業の実施状況（静岡）、②既往歴のある学生への対応（三重）、③gender identity disorder（性同一性障害）の学生が在学している場合の取扱い（倉敷）、④入学前教育の現状と効果（倉敷）、⑤教員の教育業績の評価方法と表彰制度（大分）、⑥学修成果の把握・評価するための取組みと組織体制（大分）、⑦大学の管理運営における学長の権限（鹿児島）について、それぞれ中村・村上両副会長の進行役で進められ、提案校による提案説明の後、各校からの実情報告と質疑を中心に鎌田徹大学情報分析官・君塚剛大学振興課補佐・平尾亘短期大学係長・福森宇朗事務官による適切な助言指導を得て活発な研究協議が熱心に行われた。午後３時、東福寺会長による研究協議のまとめの後、総会を終了した。

第３回正・副会長会議（H26.8.1（金）八重洲倶楽部）
検討事項
（１）短期大学WG「審議まとめ（案）」の審議（26.7.17）
（２）「大学ポートレートの本格稼働」への公短協の今後の対応について
（３）英語教育の在り方に関する有識者会議への参画について
（４）大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議（第１回）（26.7.25）が開催
（５）総務省に対する要望書の提出について
（６）平成27年度以降の公短協の運営について

第２回理事会
（H26.9.30（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）
審議事項
（１）平成26年度　第64回（秋季）通常総会（26.10.17）付議議案について
（２）平成26年度　第64回（秋季）通常総会における研究・協議題及び進行等について

（３）「公立短期大学に関する調査」の公表、及び事業報告について

「公短協ニュース（VOL.37）」及び「公益財団法人文教協会研究助成金実施報告書」に基づき、事務局より説明があり了承。

（４）「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）」（26.8.6）について

「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ案）に対する公立短期大学長の意見・感想等について」（26.9.1付けで公短協会長から大学振興課長宛提出）、及び「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）」（26.8.6・大学教育部会報告版）により概要説明の後、フリーディスカッションを行い、今後に向けての在り方や対応等について、当面、総会時の研究協議に付すとともに今後の検討課題としていくことを了承した。

（５）大学ポートレートへの参加等について

平成26年５月以降現在までの「平成26年度本格稼働に向けての文科省からの新たな要請」及びこれに対するこれまでの公短協の対応状況を説明。

今後の公短協としての対応について審議の結果、①本年10月末締切の「平成26年度大学ポートレート参加に係る意向確認」については応じることとする、②ただし、平成27年度以降の参加費の負担に関しては、当初から想定されていないことであり、且つ、本システムの趣旨・目的、及び本システム運営の基本・根本に関わる重大な変更であり、了承できないこと、③本システムへの全大学の参加を促す上から、又、財政的に弱小な大学を排除する恐れがあることなどから、了承できないこと、④また、本協会からの運営会議委員の推薦については、以上の事由から現時点において留保せざるを得ないこと、について了承。

（６）公短協の在り方に関する検討について

「公短協の在り方に関する検討経緯資料等について」（①会員校及び学生数の減少に対応した会費規程の改正経緯、②平成24年４月の公短協の在り方に関する検討委員会報告）、及び「会員校及び学生数の見込数」（26.5.1現在の平成26年度実態調査表により作成）に基づき説明があり審議の結果、検討会を設けて検討することを総会に諮ることとした。

第４回正・副会長会議

（H26.10.16（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）第64回（秋季）通常総会の運営等について

（２）最近の短期大学を巡る主な動きに関する意見交換

第64回（秋季）通常総会（H26.10.17（金）発明会館）

会長挨拶　東福寺会長

講演　講演「短期大学を巡る文教政策の現状について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

里見　朋香 氏

審議事項

（１）平成27年度 第65回（春季）通常総会の開催日程等について

（２）平成27年度事業計画及び概算予算等について

（３）役員の改選について

（４）公立短期大学に関する調査について（報告）

（５）大学ポートレートへの参加等について

（６）公短協の今後の在り方に関する検討について

研究協議

平成26年度　第64回（秋季）通常総会（概要）

10月17日（金）、発明会館（虎ノ門２-９-14）「会議室」（７階）を会場に第64回（秋季）通常総会を開催。

加盟大学学長、事務局長等関係者33名が出席して行われた。午前10時に開会、東福寺会長の挨拶の後、里見朋香大学振興課長による来賓挨拶と講演「短期大学を巡る文教政策の現状について」があり、大学のガバナンス改革及び短期大学の今後の在り方などを巡り活発な質疑・応答が行われた。

11時10分議事に入り、会務報告の後、理事会提案の審議事項（１）平成27年度（春季）通常総会開催日程等、（２）平成27年度事業計画及び予算編成方針、（３）次期役員の選出、（４）公立短期大学に関する調査（報告）、（５）大学ポートレートへの参加等、（６）公短協の今後の在り方に関する検討、及び（７）今後の日程について審議の結果、大学ポートレートへの参加等については継続審議とし、その他事項に関しては原案通り可決した。

午後からの「研究協議」は、文科省の鎌田徹高等教育企画課大学情報分析官、君塚剛大学振興課補佐、小野貴弘短大係の丁寧な指導助言を得て熱心に

行われた。「研究協議（１）」（進行：東福寺会長）では、鈴木道子山形県立米沢女子短期大学学長及び村上哲也大月短期大学学長による実践事例発表を受けて活発な意見交換を中心に協議が行われた。

「研究級議（２）」（進行：中村慶久副会長・岩手県立大学盛岡・宮古短期大学部学長）では、会員校から提案された①「学校教育法」及び「同施行規則」（平成27年４月１日施行）の改正への対応（倉敷、三重）、②ホームページ等による教務学生情報の学生への告知（休講・補講、集中講義、定期試験時間割、奨学金、アルバイトなど）（大分）、③障がいのある受験生への合理的配慮（倉敷）、④災害等の不測の事態への入試対応（倉敷）、大学等提案の研究協議題について、各校の実情・事例報告等を踏まえて真剣な研究協議が行われた。

「研究協議（３）」（進行：東福寺会長）では、中教審「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）」に関し短大WG委員として参画した中山欽吾大分県立芸術文化短期大学学長の報告の後、「審議まとめ」に対する率直な感想・要望、意見交換等が行われた。

次いで、村上哲也調査検討会WG主査（副会長・大月短期大学学長）による「公立短大に関する調査」の概要及び調査結果の分析・活用事例の紹介、及び難波正義調査検討会座長（新見公立短期大学学長）のコメントがあり、今後に向けて各校における調査結果の活用等について意見交換が行われた。

議事終了後、同会場において、和やかに意見交換会が行われた。

第５回正・副会長会議

（H26.12.8（月）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）平成26年度臨時総会の運営について

（２）会務報告及び最近の短期大学を巡る動向について

臨時総会（H26.12.8（月）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

審議事項

（１）大学ポートレートへの参加等について

第３回理事会

（H27.1.22（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

審議事項

（１）大学ポートレート事業への参加等について

①本件に関する臨時総会後の状況について、資料に基づき事務局より説明、

②次いで、文科省高等教育企画課田中室長より大学ポートレート事業に係る平成27年度政府予算案及び大学ポートレート事業参加校に対する費用負担について、配布資料「大学ポートレートについて」（別紙）に基づき説明があり、質疑応答があった。

（※査定の内容、本事業の趣旨と参加大学の負担、事業費の総額と事業計画如何等。）

③公立短期大学に対する本件に関する地方財政措置要望については、現在、整理・査定中の由。今後の対応については、２月（予定）の措置内容の提示を待って、改めて理事会等で検討することを了承された。（次回理事会予定：27.3.28）

④大学ポートレートへの参加等（公短協の今後の対応を含む。）について各大学のポートレートの参加と公短協の関わりについて審議、当初からその推進に関しては、協会を中心に関わってきたこと、各大学のポートレートへの参加は原則任意とされているところであり個々の大学の参加を縛るものではないが、今後とも協会を窓口に対応をしていくことが妥当である旨を了承、確認された。

（２）短期大学を巡る最近の動向等について報告等

第１回公短協の在り方検討委員会（第二次）

（H27.1.22（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）公短協の今後の在り方に関する検討事項について

①検討事項１　公短協への期待及び役割について

②検討事項２　公短協の組織及び運営について

（２）在り方検討委員会（第二次）の今後の進め方について

第４回理事会

（H27.3.28（木）TKP信濃町ビジネスセンター）

審議事項

（１）会員の動向について

平成27年４月に山形県立米沢女子短期大学健康栄養学科、静岡県立大学短期大学部看護学科の四年制化、及び島根県立大学短期大学部看護学科専攻科の廃止、高知県立短期大学の改組・四年制化に伴い、公立短大の学生定員は6,478人（対前年

度303人の減）となる旨の報告があり了承された。（平成27年度の会員校数は、前年度同の17校の見込。）。

（２）平成26年度決算額（見込額）について

（３）平成27年度事業計画及び概算予算について

（４）平成27年度第65回（春季）通常総会日程及び協議議題等について

（５）次期役員等人事（外部機関の役職等を含む。）について

（６）当面する課題への対応について

①大学ポートレートへの参加等について

配布資料17－①「大学ポートレートへの参加等について」及び配布資料６－②「平成27年度文教関係地方財政措置予定（主要事項）等について」、配布資料７「平成27年度大学ポートレート事業参加に関する意向確認について（照会）」に基づき説明、審議の結果、（ア）本事業への参加は任意であるが、大学ポートレート運営に係る財政措置の創設を踏まえた対応が求められること、（イ）３月10日公表の国公立大学に係る平成26年度事業の本格稼働の状況（公立短大参加10校、不参加校７校（６校プラス１校））等の確認が必要であること（不参加事由、本システムの内容と利・活用等上の有効性等）が了解され、（ウ）各校等の実情の整理・確認を行って５月の通常総会において公短協としての対応を決定することとした。

②実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について

配布資料８「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」（鈴木道子学長が参画）に基づき説明、併せて、文科省では本有識者会議の「審議のまとめ」（27.3.27）を受けて、新年度早々に中央教育審議会に諮問がなされ、審議が開始される見通しである旨を報告。審議の結果、我が国の高等教育制度の枠組みに係る大きな改革であること、且つ短期大学との関係が懸念される重要な問題でもあるので、今後とも状況把握に努め、公短協内での議論・意見集約をしつつ発信していくことの必要が了承された。

（７）功労者表彰について

第２回公短協の在り方検討委員会（第二次）

（H27.3.28（木）TKP信濃町ビジネスセンター）

検討事項

（１）検討事項１　公短協への期待及び役割について

（２）検討事項２　公短協の組織及び運営について

平成27年度

第１回理事会・監事会

（H27.4.17（金）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

審議事項

（１）第65回（春季）通常総会付議事項について

①平成26年度事業報告及び決算報告について

「平成26年度事業報告（案）」及び「平成26年度決算報告（案）」に基づき説明があり、併せて、監事からは、４月17日（金）午前中に会計監査を実施、帳簿、証拠書類、預金通帳等の照合審査の結果適正であるとの会計監査報告があり、審議の結果了承、次期通常総会に諮ることとされた。

②平成27年度事業計画及び予算について

③平成27年度第65回（春季）通常総会の日程及び協議議題並びに運営について

④役員の選任について

⑤外部機関の委員会等における活動について

⑥功労者表彰について

（２）当面する課題等への対応について

第３回公短協の在り方検討委員会（第二次）

（H27.4.17（金）（郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）検討事項１　公短協への期待及び役割について

（２）検討事項２　公短協の組織及び運営について

第１回正・副会長会議（H27.5.19（火）尚友会館）

検討事項

（１）会員の動向、会務等について（報告）

（２）第65回（春季）通常総会の運営等について

（３）最近の短大を巡る動向を踏まえた対応　等について

第65回（春季）通常総会

（H27.5.19（火）～20（水）尚友会館）

＜１日目＞

会長挨拶　東福寺会長

講演　「短期大学を巡る文教施策について」
文部科学省高等教育局　大学振興課長
塩見みづ枝 氏
講演　「地方財政の課題等について」
総務省自治財政局　財務調査課課長補佐
仁井谷興史 氏

審議事項
（１）役員の選出について
（２）大学ポートレートへの参加等について
（３）公短協の調査・広報業務の改善について
（４）平成26年度事業報告・決算報告について
（５）平成27年度事業計画・予算について
（６）外部機関の委員会委員等の活動について
（７）功労者表彰について
事務局長表彰
松原　克也（三重短期大学事務局長）

＜２日目＞
研究協議

平成27年度　第65回（春季）通常総会（概要）
５月19日（火）、20日（水）の２日間、霞が関「尚友会館」会議室（８階）を会場に第65回（春季）通常総会を開催した。加盟大学学長、事務局長、設置者等関係者38名が出席した。
第１日目、午後１時に開会、東福寺会長の挨拶の後来賓及び新任学長等の紹介があり、次いで、塩見みづ枝高等教育局大学振興課長による挨拶と講演「短期大学を巡る文教施策について」、仁井谷興史総務省財務調査課課長補佐による挨拶と講演「地方財政の課題等について」が行われ、地方公共団体と公立大学等の連携及び財政支援を巡り活発な質疑・意見交換が行われた。
その後の「研究協議（１）」（15：40～16：50では、２学長の実践事例発表と質疑・意見交換が行われた（上條宏之長野県短期大学学長の「長野県短期大学の歴史と現状」、及び美田誠二川崎市立看護短期大学学長の「学長の実践事例１～４」）。
午後５時過ぎから同会議場で「意見交換会」を開催、37名が出席、終始和やかに意見交換が行われた。
第２日目、午前９時より総会議事に入り、議案（１）役員選出等は、理事会案の通り決定。副会長に鈴木道子山形県立米沢女子短期大学学長を、監事に時野谷茂会津大学短期大学部長を選出。副会長の任期は前任者の残任期間（平成28年度（春季）通常総会まで）、監事の任期は平成29年度（春季）通常総会まで。また、理事代理３名（鈴木厚人岩手県立大学盛岡短期大学部学長、杉山寛之岐阜市立女子短期大学学長、岸本強島根県立大学短期大学部副学長）の推薦を了承した。
議案（２）「大学ポートレートへの参加等」に関しては、①公短協からのポートレート運営会議委員については、留保を解除し５月20日付けで推薦すること、②本件窓口は従前通り公短協とし、参画して本事業の改善充実に努めること、③個々の大学の参加は、任意参加の原則により大学の自主判断によること、④個々の大学においては運営に必要な経費が新規に地財措置された趣旨を踏まえる必要があると思料することを確認し、了承した。
また、以下の議案（３）公短協の調査・広報業務の改善について、（４）平成26年度事業報告・決算報告、（５）平成27年度事業計画・予算、（６）外部機関の委員会等における活動、（７）功労者表彰、（８）平成27年度日程について審議の結果、原案通り可決した。
次いで午前10時より「研究協議」に入り、君塚剛大学振興課補佐、平尾亘短期大学係長の助言指導を得て活発な研究協議が熱心に行われた。
「研究協議（２）」（進行役：村上哲也副会長・大月短期大学学長）では、各校等提案の協議題（１）18歳人口減少に向けての取組（三重）、（２）学食におけるワンコイン朝食の導入（大分）、（３）授業時間外の学習（予習・復習・宿題等）を促進するための「取り組み」や「環境づくり」（大分）、（４）ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについて（鹿児島）、（５）地方大学を活用した雇用創出・若者定着に向けた取り組み（理事会）、について、各校からの報告と質疑を中心に研究協議が行われた。
また「研究協議（３）」（進行役：東福寺会長）では、実践的な職業教育に特化した新たな高等教育機関の創設に関する有識者会議委員の鈴木道子学長による検討経緯及び「審議のまとめ」骨子等について報告があり、質疑の後、活発な協議・意見交換が行われた。公短協では、審議の動向を注視しつつ引き続き検討することとした。午後３時、東福寺会長の研究協議のまとめがあり、盛会裡のうちに総会を閉会した。

第２回正・副会長会議

（H27.7.14（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）短期大学を巡る最近の動向について

（２）当面の課題への対応について

第４回公短協の在り方検討委員会（第二次）

（H27.7.14（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）最近の“短期大学”を巡る主な動きについて

（２）検討事項１　公短協への期待及び役割について

（３）検討事項２　公短協の組織及び運営について

第５回公短協の在り方検討委員会（第二次）

（H27.9.29（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）最近の“短期大学”を巡る主な動きについて

（２）公短協の在り方に関する検討委員会（第２次）のまとめに向けて

①会員校数減に伴う会費見通し

②第４回検討結果に対する会員校からの意見・感想

③まとめ（案）の作成及び理事会・総会への報告について

第２回理事会

（H27.9.29（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

審議事項

（１）平成27年度第65回（秋季）通常総会に付議する事項について

（２）平成27年度第65回（秋季）通常総会における研究協議題及び進行等について

（３）「公短協の今後の在り方に関する検討委員会」の検討について

５回にわたり検討委員会の検討を経て取り纏められた「公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）のまとめ（報告）」（平成27年９月29日）を了承、10月23日開催の第65回（秋季）通常総会に報告することが了承された。

（４）当面する課題への対応について

第３回正・副会長会議

（H27.10.22（木）　郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）第65回（秋季）通常総会の運営等について

（２）当面する課題への対応について

第65回（秋季）通常総会

（H27.10.23（金）日本消防会館）

会長挨拶　東福寺会長

講演　「短期大学を巡る文教政策の現状について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

塩見みづ枝 氏

基調講演　「少子化時代における公立短大のこれからを考える」

内閣審議官・教育再生実行会議担当室長

浅田　和伸 氏

審議事項

（１）平成28年度 第66回（春季）通常総会の開催日程等について

（２）平成28年度事業計画及び概算予算等について

（３）次期役員の選出について

（４）「公短協の今後の在り方に関する検討委員会（第二次）まとめ」（報告）について

（５）当面する課題への対応について

研究協議

平成27年度　第65回（秋季）通常総会（概要）

10月23日（金）、日本消防会館（虎ノ門）「会議室」（５階）を会場に第65回（秋季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長等関係者33名が出席して行われた。

午前10時に開会、東福寺会長の挨拶の後、塩見みづ枝大学振興課長による来賓挨拶の後、講演「短期大学を巡る文教政策の現状について」では、高大接続改革の意義・狙いについて、真の力を育む教育改革の必要性、高校教育の改革、高大接続改革の方向性などの観点から、簡明且つ丁寧な説明が有り、活発な質疑応答が行われた。

11時10分議事に入り、会務報告の後、理事会提案の審議事項（１）平成28年度（春季）通常総会開催日程等、（２）平成28年度事業計画及び予算編成方針、（３）次期役員の選出、（４）公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）まとめ（報告）、（５）当面する課題（①実践的な職業教育を行う新しい高等教育機関の制度化、②高大接続システム改革会議「中間まとめ」への対応、③「職業実践力育成プログラム」への対応状況、④「これからの学校教育を担う教員の資質能力向上について（中間まとめ）」への対応、⑤「平成27年度における各学校から返還者への文書送付等について（お願い）」について）、

（６）今後の日程等について審議の結果、原案通り可決した。

午後の「研究協議」（１～３）は、文科省の君塚剛大学振興課課長補佐、平尾亘短期大学係長の指導助言を得て行われた。「研究協議１」（進行：東福寺会長）では、中山欽吾大分県立芸術文化短期大学学長の実践事例発表、及び短大を廃止し昼夜開講制などの四大化を図る高知短期大学細居俊明副学長から「高知短大60年―何が果たされ、何が継承されるべきか―」の実践事例発表があり、熱心な意見交換が行われた。

「研究級議２」（進行：村上哲也副会長・大月短期大学学長）では、大学提案の研究協議題（①～⑤）について、各校の実情・事例報告等を踏まえて真剣な研究協議が行われた。①「公立大学の地域との関連性について」（倉敷）では、「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱」に基づく特別交付税措置について、野口洋隆総務省財務調査課企画係長の解説と助言指導が行われた。また、②地方公務員法の改正に伴う人事評価等の導入（川崎）、③成績評価方法とGPA制度の導入（三重）、④授業料減免措置の審査基準（三重）、⑤学内無線LANの設置と運用（三重）、では、それぞれ事例紹介と質疑・意見交換が活発に行われた。

「研究協議３」（進行：鈴木道子副会長・山形県立米沢女子短期大学学長）では、「少子化時代における公立短大のこれからを考える～2018年問題をどう乗り越え、どう生き抜くか～」をテーマに、浅田和伸内閣審議官・教育再生実行会議担当室長の基調講演が行われ質疑の後、各大学の実情や取組を踏まえて真剣な研究協議が行われた。

議事終了後、虎ノ門・新橋亭において、和やかに意見交換会が行われた。

第４回正・副会長会議

（H28.2.1（月）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）第３回理事会の開催について
～第66回（春季）通常総会の開催及び審議事項等運営について～

（２）平成27年度決算見込額について

（３）会員の動向及び次期役員の選任等について

（４）功労者表彰について

（５）「公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）まとめ」への対応
会員校の減に伴う会費の増額、事務局員の処遇改善に伴う措置等について

（６）平成28年４月以降の事務局の勤務体制・処遇について

（７）業務の見直し・改善について
①研修会の開催及び在り方について、②ホームページのリニューアルと広報　ほか

（８）その他

第３回理事会

（H28.3.29（火）TKP信濃町ビジネスセンター）

審議事項

（１）公短協の在り方検討委員会（第二次）まとめ（報告）に基づく対応について

（２）会員の動向について

（３）平成27年度決算額（見込額）について

（４）平成28年度事業計画及び概算予算額について

（５）平成28年度第66回（春季）通常総会日程及び協議議題等について

（６）次期役員等人事について

（７）外部機関の役職等について

（８）功労者表彰について

（９）当面する課題への対応について
高大接続システム改革会議「中間まとめ」（27.9.15）に係る文科省ヒアリングには会員校の意見を踏まえて正副会長において対応することなどを了承。

平成28年度

第１回理事会・監事会

（H28.4.19（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

審議事項

（１）平成28年度第66回（春季）通常総会への付議事項について
①役員の選任について
②平成27年度事業報告及び決算報告について
「平成27年度事業報告（案）」及び「平成27年度決算報告（案）」に基づき説明があり、監事からは審査の結果適正であるとの会計監査報告があり、審議の結果了承。次期通常総会に諮ることとされた。
③平成28年度事業計画及び予算について
④外部機関の委員会等における活動について
⑤公短協功労者表彰について

（２）当面する課題等への対応について

第１回正・副会長会議

（H28.5.26（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）会員の動向、会務等について

（２）第66回（春季）通常総会の運営等について

（３）最近の短大を巡る動向を踏まえた対応等について

第66回（春季）通常総会

（H28.5.26（木）～27（金）日本消防会館）

＜１日目＞

会長挨拶　東福寺会長

講演　「短期大学を巡る文教施策について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

塩見みづ枝 氏

講演　「地方財政の課題等について」

総務省自治財政局　財務調査課課長補佐

仁井谷興史 氏

講演　「高大接続システム改革会議の最終報告の概要について」

文部科学省大臣官房審議官　浅田　和伸 氏

審議事項

（１）役員の選出について

（２）公短協の広報業務の改善について

（３）「公短協の在り方検討委員会（第二次）まとめ」への対応について

「公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）まとめ」（報告）（27.9.26）における公短協の今後の在り方に関しては、基本的な方向性として現状維持を図っていくこととし、公短協の＜今後の方向性について＞は、早い時期に会長の下で、具体的な方策の検討を行うこととされた。

＜今後の方向性について＞（抜粋）

①今後会員校数等の減に伴う会費金額の増加は止むを得ないこと。

②事務局員の採用（新規）に当たっては、福利厚生上の処遇の見直しを行い最小限の手当を講じることとする。

③公短協の運営に当たっては、事務事業の整理合理化により縮減に努めること。（現事務局体制（事務局長・事務局員の２人体制、週５日体制）は、今後とも最小限必要であること。）

④３～５年後には、再度、見直しをすること。本報告後の早い時期に、会長の下で、今後の会員校の減に伴う事務事業の縮減や事務体制の在り方に係る具体的な方策の検討を進めること。

（４）平成27年度事業報告・決算報告について

（５）平成28年度事業計画・予算について

（６）外部機関の委員会委員等の活動について

（７）功労者表彰について

学長表彰

難波　正義（新見公立短期大学学長）

＜２日目＞

研究協議

平成28年度　第66回（春季）通常総会（概要）

平成28年５月26日（木）、27日（金）の２日間、虎ノ門「日本消防会館」会議室（５階）を会場に第66回（春季）通常総会を開催、学長、事務局長、設置者等関係者35名が出席して行われた。

第１日目、午後１時に開会、東福寺会長の挨拶の後来賓及び新任学長事務局長等の紹介、次いで、塩見みづ枝大学振興課長による来賓挨拶と講演「短期大学を巡る文教施策について」、仁井谷興史総務省財務調査課課長補佐による来賓挨拶と講演「地方財政の課題等について」があり、新たな高等教育機関の制度化や地方財政の課題等を巡り質疑・意見交換が行われた。

次いで、浅田和伸大臣官房審議官（高大接続・初中局担当）による高大接続システム改革会議の最終報告の概要と一体改革推進上の課題や問題点に関する講演があり、会員からの活発な質疑と意見交換が予定時間を超えて熱心に行われた。

「研究協議（１）」（15：40～17：00・進行：村上副会長）では、時野谷茂会津大学短期大学部長、東福寺三重短期大学学長による実践事例発表と質疑・意見交換が行われた。

午後５時過ぎからの「意見交換会」には33名が出席（会場：郵政福祉虎ノ門第二ビル会議室）、関係者及び鶴見尚弘顧問の参加を得て終始和やかに行われた。

第２日目、午前９時、「総会議事」に入り理事会提案事項について審議の結果、原案通り可決。

（１）役員選出については、理事に東福寺一郎、鈴木道子（山形県立米沢女子短期大学学長）、村上哲也（大月短期大学学長）を再任、新たに時野谷茂、杉山寛行（岐阜市立短期大学学長）、江島幹雄（倉

敷市立短期大学学長）を選出し、併せて会長に東福寺理事（再）、副会長に鈴木（道子）理事（再）、時野谷理事（新）を選出。また、理事代理３名（鈴木厚人岩手県立大学盛岡短期大学部学長（再）、岸本強島根県立大学短期大学部副学長、公文裕巳新見公立短期大学学長（新））の推薦を了承。監事に美田誠二川崎市立看護短期大学学長（新）及び中山欽吾大分県立芸術文化短期大学学長（新）を選出。役員の任期は、平成30年（春季）通常総会までの２年間（但し、欠員補充の美田監事は平成29年春季通常総会までの１年間となる。）。また、顧問に難波正義前会長・新見公立短期大学学長を決定し、平成28年４月１日付けの委嘱を了承。

（２）理事会メンバー等で構成する広報委員会を新たに設置、公短協ホームページのリニューアル等による広報機能の整備を進めること、（３）「在り方検討委員会（第二次）」（報告）に基づく具体方策の実施、（４）平成27年度事業報告・決算報告、及び（５）ホームページのリニューアル及び事務局員の確保等を含む平成28年度事業計画・予算を承認、（６）外部機関の委員会等における活動、（７）功労者表彰、及び（８）平成28年度日程を了承。

なお、上記（３）に関し東福寺会長から「事務局員の厚生年金及び健康保険加入に伴う平成29年度以降の保険料（事業者負担分）、給与改善（ベースアップ分）等については、支出予算総額の標準額の引き上げにより措置する。」ことに伴う理事会付帯意見（※）の説明があり、併せて了承した。

※「翌年の会費見込額についてはこれまで前年度秋の通常総会において決定してきているところ、秋の総会時期により予算要求手続き事務の関係で間に合わない場合には、理事会等の審議を経て早めに各大学に概算額を提示することを了承する。」（平成28年度第１回理事会了承）

「研究協議（２）」（進行：時野谷副会長）では、①中教審：新たな高等教育機関の制度化特別部会（鈴木道子委員）、②英語の資格・検定試験利用促進連絡協議会（鈴木厚人委員）、③就職問題懇談会（美田委員）、④大学設置・学校法人審議会（時野谷委員）、⑤大学ポートレート運営会議（村上委員）、⑥男女共同参画推進連絡協議会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構（東福寺委員）の各委員の報告を受けて活発な質疑・意見交換が行われた。

次いで「短期大学における中学校教諭２種免許の取得」に関する会員校からの「質疑要望」を受けて、文科省における現在の対応状況、関連して「教員の資質向上の具体的方策」（平成27年12月の中教審答申；教員の養成・研修等）について、山下恭徳教職員課教員免許企画室長による講演が行われ、質疑・応答が行われた。

また「研究協議（３）」（進行：鈴木副会長）では、君塚剛大学振興課課長補佐、齊藤正信短期大学主任の助言指導を得て、会員校提案の①学生の学習成果を把握する取組とそのための組織体制（大分）、②公立短期大学の横断的PR（倉敷）、③専任教員の兼業と勤務時間（三重）、④教員の講義・演習等以外での大学施設の利用（三重）、等について活発な質疑・意見交換が熱心に行われた。

午後３時、東福寺会長の研究協議のまとめがあり、盛会裡に総会を閉会した。

第１回広報委員会

（H28.7.29（金）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）（説明）広報委員会の設置について　～第66回（春季）通常総会資料から～

（２）公短協の広報戦略・活動について

（３）「ホームページ」のリニューアルについて

（４）公短協共通の広報パンフレット作成について

（５）公立短期大学間の交流・連携について

（６）その他

第２回正・副会長会議

（H28.7.29（金）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）短期大学を巡る動向等について　等

（２）平成29年度予算編成について

（３）第２回理事会の開催について

（４）第１回広報委員会を踏まえた今後の対応について

第２回理事会（持ち回り）（28.8.16）

審議事項

（１）平成29年度予算編成方針について

「公短協の在り方に関する検討委員会」（平成23年９月９日）について、職員費を中心とした見直し・補正の結果、及び平成28年度第66回（春季）通常総会の決定を踏まえ、予備費を除く歳出予算総額（ただし、会費等負担金分を除く。）は概ね

832万円を標準額（目安）（平成21年度予算額を標準としたゼロベース。平成29年度厚生年金及び健康保険に係る事業者負担額（32万円）を含む。）として編成することが承認された。

第２回広報委員会（ワーキング）

（H28.8.23（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）ホーム・ページのリニューアルについて

（２）共通広報パンフレットの作成について

（３）ホーム・ページを活用した公短協業務（事務）の抜本的な簡素・合理化について

第３回広報委員会（ワーキング）

（H28.10.5（水）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）ホーム・ページのリニューアルについて

（２）共通広報パンフレットの作成について

（３）ホーム・ページを活用した公短協業務（事務）の抜本的な簡素・合理化について

第３回理事会

（H28.10.5（水）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

審議事項

（１）平成28年度第66回（秋季）通常総会に付議する事項について

（２）平成28年度第66回（秋季）通常総会における研究協議題及び進行等について

（３）「広報委員会」（ワーキング部会を含む。）の検討状況について（報告）

第３回までの広報委員会の検討状況について、①ワーキング部会長に村上理事・委員を指名、②ホームページのリニューアルについて、（構成・内容の見直し・改訂、今後の管理・運用について）、③共通広報パンフレットの作成について、また、第66回（春季）通常総会（28.5.27）において、事務職員の確保等を含む平成28年度事業計画・予算が承認されていること等の報告があり了承された。

（４）当面する課題への対応について

（５）その他

第３回正・副会長会議

（H28.10.31（月）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）第66回（秋季）通常総会の運営等について

（２）当面する課題への対応について

第66回（秋季）通常総会

（H28.11.1（火）日本消防会館）

会長挨拶　東福寺会長

講演　「短期大学を巡る文教政策の現状について」

文科省高等教育局　大学振興課長

角田　喜彦 氏

基調講演　「短期高等教育への期待―公立短大の役割―」

消費者庁　顧問　板東久美子 氏

審議事項

（１）平成29年度第67回（春季）通常総会の開催日程等について

（２）平成29年度事業計画及び概算予算等について

（３）役員の改選について

（４）広報委員会における検討状況（報告）について

（５）当面する課題について

研究協議

第66回（秋季）通常総会（概要）

平成28年11月１日（火）、日本消防会館（虎ノ門）「会議室」（５階）を会場に第66回（秋季）通常総会を開催。

加盟大学学長、事務局長等関係者31名が出席。午前10時に開会、東福寺会長の挨拶の後、角田喜彦文科省大学振興課長による来賓挨拶の後、講演「短期大学を巡る文教政策の現状について」では、高大接続改革の進捗状況（大学入学希望者学力評価テストにおける記述式問題の導入、英語の多技能評価等の検討状況）、及び今後の高等教育政策（高等教育改革の動向、当面の検討事項等）について丁寧な説明が行われた。

10時50分、議事に入り会務報告の後、理事会提案の審議事項について（１）平成29年度（春季）通常総会開催日程等、（２）平成29年度事業計画及び予算編成方針、（３）次期役員の選出、（４）広報委員会の検討状況（報告）、（５）当面する課題（①公短協主催の研修会の企画実施、②事務所の移転、③高大接続改革の進捗状況と対応状況、④次期学習指導

要領等に向けたこれまでの審議のまとめに対する意見提出、⑤今後の高等教育施策の在り方への対応、）及び（６）今後の日程等について審議の結果、原案通り可決した。

午後は、文科省の君塚剛大学振興課補佐、齊藤正信短期大学係主任の指導助言を得て研究協議が行われた。

「研究協議１」（進行：東福寺会長）の板東久美子消費者庁顧問による基調講演「短期高等教育への期待―公立短大の役割―」では、短期大学の現状と可能性、変化と多様性の時代に生活者・働く人・社会の形成者として必要な力の育成について豊富な資料を提示して説明があり、公立短大に対し、困難を抱えた者に対する高等教育の提供、生涯にわたる多様な学びの拠点、地域づくりの拠点として重要な役割を果たすため、それぞれの使命・特質に即した発展と新たな挑戦への期待が熱く述べられ、その後、活発な質疑応答が行われた。

「研究協議２」（進行：鈴木道子副会長・山形県立米沢女子短期大学学長）では、公文裕巳新見公立短期大学学長及び江島幹雄倉敷市立短期大学学長による実践事例発表と意見交換が行われた。

「研究協議３」（進行：時野谷茂副会長・会津大学短期大学部長）では、大学提案の研究協議題①短期大学将来構想策定に係る各種調整（米沢）、②教員が教育・研究等により専念できる体制作り（米沢）、③学生の卒業・留年（会津）、④学生相談カウンセラーの配置状況（会津）、⑤学生の生活費（仕送り額）（会津）、⑥SD活動（三重）、⑦入試制度改革（三重）、について各校の実情・事例報告等を踏まえて真剣な研究協議が行われた。

議事終了後、虎ノ門・郵政福祉虎ノ門第二ビル「会議室」において、関係者及び鶴見尚弘公短協顧問の参加を得て、和やかに意見交換会が行われた。

第４回正・副会長会議

（H28.12.9（金）日本消防会館）

検討事項

（１）「新たな高等教育機関の在り方」に関する文科省との意見交換会への対応

（２）幼稚園教諭養成における教科に関する科目の取扱いについて

（３）広報委員会における検討

（４）第４回理事会の開催（28.3.29）について

（５）平成28年度決算見込み額について

（６）会員の動向及び次期役員の選任等について

（７）功労者表彰について

（８）事務局の勤務体制・処遇等について

文科省との意見交換会

（H28.12.9（金）日本消防会館）

テーマ　「新たな高等教育機関の在り方について～設置基準等を中心に～」について文科省の説明と意見交換会が行われた。

出席者

文科省　大臣官房文部科学戦略官　永山賀久氏
高等教育企画課主任大学改革官　塩原誠志氏、大学振興課課長補佐　君塚剛氏

公短協　会長東福寺一郎（三重短期大学学長）、理事村上哲也（大月短期大学学長）、監事美田誠二（川崎市立看護短期大学学長）ほか

文科省との意見交換会

（H29.1.13（金）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

テーマ　幼稚園教諭養成課程における教科に関する科目の取扱いについて
①幼稚園教諭養成課程における「教科に関する科目」が、平成31年度以降は「領域に関する専門的事項」として整理されること、②平成31年度以降「領域に関する専門的事項」は、幼稚園の５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）について習得が必要となること、③現在幼稚園教諭養成課程を置く公立短期大学に対し、円滑な移行に向けて一定期間の猶予（経過措置）を設けることについて意見交換

文科省　文科省幼児教育課専門職　山川喜葉氏、文科省幼児教育課課長補佐　今村剛志氏　ほか

公短協　会津大学短期大学部　静岡県立大学短期大学部　島根県立大学短期大学部　倉敷市立短期大学

第５回正・副会長会議

（H29.2.20（月）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）平成28年度第４回理事会の開催（29.3.29）について

①第67回（春季）通常総会の開催及び審議事項等運営について

②平成28年度決算見込額について
③会員の動向及び次期役員の選任等について
④功労者表彰について
（２）広報活動について（HPのリニューアルと共通広報パンフの作成等）
（３）平成29年４月以降の事務局の勤務体制・処遇等について

第４回広報委員会・ワーキング

（H29.3.29（水）郵政福祉虎ノ門第二ビル）
検討事項
（１）ホームページのリニューアル及び共通広報パンフレットの作成について
（２）今後の作業及びスケジュールについて

第４回理事会

（H29.3.29（水）郵政福祉虎ノ門第二ビル）
審議事項
（１）事務所の移転について
虎ノ門一・二丁目地区再開発事業により、現公短協事務所は平成30年９月末には明け渡しが必要となること
（２）広報活動について（HPのリニューアルと共通広報パンフの作成等）
「共通広報パンフレットの作成」、「HPリニューアル」を平成29年度に繰り延べて実施することを了承。
（３）会員の動向について
名寄市立大学短期大学部の四大化に伴い本年度限りで退会すること、平成29年度は、公立短大数は15校（対前年度１校減）、学生定員総数は6,178人（対前年度50人の減）となる旨の報告があり了承。
（４）平成28年度決算額（見込額）について
（５）平成29年度事業計画及び予算について
（６）平成29年度第67回（春季）通常総会日程及び協議議題等について
（７）次期役員等人事について
（８）外部機関の役職等について
（９）功労者表彰について
「公立短期大学事務局長の表彰（昭和62年４月理事会了承）」の見直し・改定案について審議、了承。
（10）当面する課題への対応について
（11）平成29年４月以降の事務局の勤務体制・処遇等について

平成29年度

監事会（H29.4.17（月）郵政福祉虎ノ門第二ビル）
「平成28年度事業報告（案）」及び「平成28年度決算報告（案）」により監事監査が行われた。

第１回理事会

（H29.4.19（水）郵政福祉虎ノ門第二ビル）
審議事項
（１）第67回（春季）通常総会付議事項について
①役員の選任について
②平成28年度事業報告及び決算報告について
「平成28年度事業報告（案）」及び資料10「平成28年度決算報告（案）」に基づき説明があり、併せて、監事からは会計監査報告があり、審議の結果了承。次期通常総会に諮ることとされた。
③平成29年度事業計画及び予算について
歳入予算案中の科目「会費等分担金」を「会議費等分担金」に名称変更することとした。
④平成29年度第67回（春季）通常総会の日程及び協議議題並びに運営について
⑤外部機関の委員会等における活動について
⑥功労者表彰について
⑦平成29年度日程について
（２）当面する課題等への対応について
（３）その他

第１回正・副会長会議

（H29.5.25（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）
検討事項
（１）会員の動向、会務等について（報告）
（２）第67回（春季）通常総会の運営等について
（３）最近の短大を巡る施策の動向を踏まえた今後の公立短大の対応　等について
（４）平成29年度公短協事業の実施について
（５）総務省に対する要望書の提出について（要検討）

第67回（春季）通常総会

（H29.5.25（木）～26（金）日本消防会館）
＜１日目＞
会長挨拶　東福寺会長
講演　「地方財政の課題等について」
総務省自治財政局財務調査課課長補佐
仁井谷興史 氏
講演　「短期大学を巡る文教施策」

文科省大学振興課課長補佐　小野　耕志 氏
講演「大学入学者選抜改革～大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」
高等教育企画課専門官　福澤　光祐 氏
講演「学校教育法の一部改正（案）（「新たな高等教育機関の創設」）について」
高等教育企画課主任大学改革官
塩原　誠志 氏
講演「障害のある学生に対する支援（第二次まとめ）等について」
学生・留学生課長　井上　諭一 氏

審議事項
（1）役員の選出について
（2）公短協の広報業務の改善について（ホームページのリニューアル及び共通広報パンフレットの作成等）
（3）平成28年度事業報告・決算報告について
（4）平成29年度事業計画・予算について
（5）外部機関の委員会委員等の活動（報告）について
（6）功労者表彰について
学長表彰
美田　誠二（川崎市立看護短期大学学長）
事務局長表彰
田邉　宏行（三重短期大学事務局長）
井上　元治（山形県立米沢女子短期大学事務局長）
久嶋　敏明（大月短期大学事務局長）

＜２日目＞

研究協議
平成29年度　第67回（春季）通常総会（概要）

平成29年５月25日（木）～26日（金）の２日間、虎ノ門・日本消防会館「大会議室」（５階）を会場に、学長、事務局長、設置者等関係者36名が出席して開催された。

第１日目は、午後１時に開会、東福寺会長の挨拶の後、来賓及び新任学長、事務局長等の紹介が行われた。

文科省及び総務省担当課による来賓挨拶及び所掌施策を中心に講演が行われた。（1）仁井谷興史総務省財務調査課課長補佐による講演「地方財政の課題等について」、（2）小野耕志文科省大学振興課課長補佐による講演「短期大学を巡る文教施策」・福澤光祐高等教育企画課専門官による「大学入学者選抜改革～大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」。また、塩原誠志高等教育企画課主任大学改革官による行政説明「学校教育法の一部改正（新たな高等教育機関の創設）」及び井上諭一学生・留学生課長による行政説明「障害のある学生に対する支援（第二次まとめ）等について」が行われた。

「研究協議（1）～（3）」は東福寺会長及び鈴木道子（山形県米沢女子短期大学学長）・時野谷茂（会津大学短期大学部長）両副会長の進行で進められ、「研究協議（1）」では、野呂忠秀鹿児島県立短期大学学長及び田中宣廣岩手県立大学宮古短期大学部長による学長実践事例発表（「鹿児島県立大学紹介（県短）」、「震災被災地内で学びつつ」）と質疑・意見交換が行われた。

午後５時過ぎからの「意見交換会」には35名が出席（会場：郵政福祉虎ノ門第二ビル会議室）、関係者ほか鶴見尚弘公短協顧問の参加を得て和やかに行われた。

第２日目午前９時からの「総会議事」は、（1）役員選出では監事に坂元昇川崎市立看護短大学学長（新）を選出（任期は平成31年（春季）通常総会までの２年間）、（2）「ホームページリニューアル（案）」及び「共通広報パンフレット（案）」を了承。ホームページのリニューアルは本年10月稼動を目途に進めること、共通広報パンフレットについては、総会の承認後作成、各校に配布して公立短大のPRや平成30年度学生募集に向けた各校の広報、また、オープンカレッジ等での活用を図ること、とされた。（3）平成28年度事業報告・決算報告及び（4）平成29年度事業計画・予算を承認。（5）外部機関の委員会等における活動状況（報告）、（6）平成28年度功労者表彰、（7）平成29年度日程（別紙）を了承。

「研究協議（2）」の「（1）各委員の報告及び研究協議」では、就職問題懇談会委員（坂元川崎市立看護短期大学学長）、大学ポートレート運営会議委員（村上哲也大月短期大学学長）等による報告と意見交換が行われた。

「（2）事例紹介・研究協議」では、最初に齊藤短大係長による「短期大学専攻科」制度解説と最近の短大専攻科に関する文科省調査結果の紹介があり、その後、専攻科を置く江島幹雄倉敷市立短期大学学長と中山欽吾大分県立芸術文化短期大学学長よる当該校における地道な専攻科の取組状況や展望等に関する事例紹介が行われた。

次いで、近年各校において積極的な取組みが行われている学生に対する４年制大学への「編入」支援について、村上大月短期大学学長による支援取組校の先進的事例紹介及び現在編入支援の取組みを進めている各校の実情報告（「研究協議（３）」の提案協議題⑤各校における「編入」希望学生に対する支援・取組み」についての報告等）を踏まえて、「編入」支援に係る課題・問題点等について活発な情報交換が行われた。

また、午後からの「研究協議（３）」では、会員校提案の①名誉称号について（川崎）、②インターンシップやボランティア活動の位置づけについて（三重）、③学生の就職支援体制について（米沢、大分）、④入学者の確保について（米沢）、⑥地域における公立短大の役割、特色ある取組みについて（理事会）、⑦災害対策行動計画の策定状況について（会津）協議題について熱心な研究協議が行われた。

午後３時、東福寺会長の研究協議等のまとめがあり、盛会裡に総会を閉会した。

第２回正・副会長会議

（H29.7.18（木）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）短期大学を巡る最近の動向について

（２）当面の課題への対応

第２回理事会（持ち回り）（H29.8.21（月））

審議事項

平成30年度予算編成（予算編成方針案）について

「平成30年度予算編成について（予算編成方針案）」（平成29年７月18日（火）・第２回正副会長会議了承）は、全構成員からの賛成を得て決定された。

第５回広報委員会（H29.10.3（火）日本消防会館）

検討事項

（１）ホームページのリニューアルについて

第３回理事会（H29.10.3（水）日本消防会館）

審議事項

（１）平成29年度第67回（秋季）通常総会に付議する事項について

（２）平成29年度通常総会における研究協議及び進行等について

（３）広報委員会報告及び今後のホームページの運用・管理について

第３回正・副会長会議

（H29.10.31（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）第67回（秋季）通常総会の運営等について

（２）当面する課題への対応について

第67回（秋季）通常総会

（H29.11.1（水）日本消防会館）

会長挨拶　東福寺会長

講演　「短期大学を巡る文教政策の現状について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

三浦　和幸 氏

審議事項

（１）平成30年度第68回（春季）通常総会の開催日程等について

（２）平成30年度事業計画及び概算予算等について

（３）役員の改選について

（４）広報委員会における検討状況（報告）について

（５）当面する課題について

研究協議

第67回（秋季）通常総会（概要）

平成29年11月１日（水）、日本消防会館（虎ノ門）「会議室」（５階）を会場に、第67回（秋季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長等関係者30名が出席。

午前10時に開会、東福寺会長の挨拶の後、三浦和幸文科省大学振興課長による来賓挨拶の後、講演「短期大学を巡る文教政策の現状について」では、高大接続改革の進捗状況（大学入学希望者学力評価テストにおける記述式問題の導入、英語の多技能評価等の検討状況）、及び今後の高等教育政策（高等教育改革の動向、当面の検討事項等）について丁寧な説明が行われた。

10時50分、総会議事に入り会務報告の後、理事会提案の審議事項について（１）平成30年度（春季）通常総会開催日程等、（２）平成30年度事業計画及び予算編成方針、（３）次期役員等の選出、（４）広報委員会（報告）、（５）当面する課題（①公短協事務体制及び運営、②職員研修の充実、③学生支援の充実、④高大接続改革の推進と課題、⑤「専門職短期大学設置基準の制定に伴う今後の対応、⑥審議会

等への対応、）及び（６）今後の日程等について審議の結果、原案通り可決。

午後は、文科省の小野耕志剛大学振興課補佐、齊藤正信短期大学係長の指導助言を得て研究協議が行われた。

「研究協議１」（進行：東福寺会長）では、鬼頭宏静岡県立大学短期大学部学長及び千葉俊之岩手県立大学盛岡短期大学部長による実践事例発表と意見交換が行われた。

「研究協議２」鼎談「公立短期大学のこれからを考える」では、難波正義公短協顧問（前会長、前新見公立短期大学学長）、上條宏之長野短期大学学長及び東福寺一郎会長を講師に、コーディネーターは鈴木道子副会長（山形県立米沢女子短期大学学長）にて行われ、各講師からの提言・意見を踏まえ、講師及び参加の各学長等との間で熱のこもった活発な質疑、意見交換が行われた。

「研究協議３」（進行：時野谷茂副会長・会津大学短期大学部長）では、大学提案の研究協議題①平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直し予告等に係る対応状況（大分）、②指定校推薦入試の実施状況（倉敷）、③海外指定校・提携校について（倉敷）、④アドミッション・ポリシーと学生の受け入れ（三重）、⑤学生の公欠（会津）、⑥看護師の配置（会津）、⑦人を対象とする人文・社会科学系研究に関する倫理審査の状況（米沢）について各校の実情・事例報告等を踏まえて真剣な研究協議が行われた。

総会議事終了後、虎ノ門・郵政福祉虎ノ門第二ビル「会議室」（１階）において、関係者、鶴見尚弘及び難波正義両公短協顧問の参加を得て、和やかに意見交換会が行われた。

第４回正・副会長会議

（H29.12.26（火）虎ノ門 NEW FASHION BLDG）

検討事項

①共通パンフレット「大学進学ガイド」作成について

②第36回公立短期大学幹部研修会の取り進めについて

第５回正・副会長会議

（H30.2.20（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

検討事項

（１）平成29年度決算見込み額について

（２）共通パンフレット「大学進学ガイド」の作成について

（３）ホームページ等の運用について

（４）事務所の移転について

第４回理事会

（H30.3.27（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル）

審議事項

（１）事務所の移転について

（２）ホームページの運用について

（３）共通広報パンフレット「大学進学ガイド」の作成について

前年度同様のパンフレットを作成し、６月初旬を目途に各大学に配布することとされた。

作成費用は、例年同様に会費に加え昨年同様の分担金によることとされた。

（４）平成29年度決算（見込み額）について

（５）平成30年度事業計画及び予算について

（６）平成30年度第68回（春季）通常総会日程及び協議題等について

平成30年度

第１回理事会・監事会

（H30.4.16（月）虎ノ門 NEW FASHION BLDG）

審議事項

（１）第68回（春季）通常総会付議事項について

①役員の選任について

②平成29年度事業報告及び決算報告について

「平成29年度事業報告（案）」及び「平成29年度決算報告（案）」は、帳簿、証拠書類、預金通帳等の照合等による監査の結果、適正であるとの監査報告があり、審議の結果了承、次期通常総会に諮ることとされた。

③平成30年度事業計画・予算について

④功労者表彰について

⑤外部機関の委員会等における活動について

⑥平成30年度第68回（春季）通常総会の日程及び協議議題等について

⑦事務所の移転について

移転時期は、５月中旬（通常総会終了後）以降６月末の期間内に予定すること。

（新事務所）東京都千代田区内神田３－５－５
大同ビル308室

（２）当面する課題への対応について

第１回正・副会長会議

（H30.5.17（木）日本消防会館）

検討事項

（１）平成30年度　第68回（春季）通常総会の進行要領について

（２）当面する課題への対応について

第68回（春季）通常総会

（H30.5.17（木）～18（金）日本消防会館）

＜１日目＞

会長挨拶　東福寺会長

講演　「地方財政の課題等について」

総務省自治財政局財務調査課　理事官

小谷　知也 氏

講演　「高等教育を巡る現状と課題について」

文科省　大学振興課長　三浦　和幸 氏

講演　「高等教育段階における負担軽減方策の検討状況について」

文科省　高等教育局

人生100年時代構想プロジェクトチーム

主任大学改革官　森友　浩史 氏

講演　「大学に関連する地方創生施策」

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

参事官補佐　根橋　広樹 氏

審議事項

（１）役員の選出について

（２）平成29年度事業報告・決算報告について

（３）平成30年度事業計画・予算について

（４）共通パンフレットの作成について

（５）功労者表彰について

学長表彰

時野谷　茂（会津大学短期大学部長）

村上　哲也（大月短期大学学長）

事務局長表彰

久々宮司朗（大分県立芸術文化短期大学事務局長）

（６）事務所の移転について

＜２日目＞

研究協議

平成30年度　第68回（春季）通常総会（概要）

５月17日（木）、18日（金）の２日間、虎ノ門・日本消防会館「大会議室」（５階）を会場に第68回（春季）通常総会を開催、学長、事務局長、設置者等関係者34名が出席。

第１日目は、午後１時に開会、東福寺会長の挨拶の後、来賓及び新任学長、事務局長等の紹介が行われた。

はじめに文科省、総務省及び内閣府担当課による挨拶及び施策に関する講演が行われた。まず、（１）小谷知也総務省自治財政局財務調査課理事官よる講演「地方財政の課題等について」、（２）三浦和幸文科省高等教育局大学振興課長による講演「高等教育を巡る現状と課題について」、（３）森友浩史文科省高等教育局人生100年時代構想プロジェクトチーム主任大学改革官による「高等教育段階における負担軽減方策の検討状況について」、（４）根橋広樹内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官補佐による講演「大学に関連する地方創生施策」が行われた。

「研究協議（１）」は、東福寺会長の進行で進められ、岐阜市立女子短期大学長杉山寛行学長及び島根県立大学短期大学部岸本強副学長による学長実践事例発表と質疑・意見交換が行われ、八島崇高等教育局大学振興課補佐から講評があった。

午後６時過ぎからの「意見交換会」には30名が出席（会場：東海大学校友会館富士の間）、和やかに行われた。

第２日目午前９時からの「総会議事」は、（１）役員選出では６人の理事を選任し、理事の中から会長に鈴木道子理事（山形県立米沢女子短期大学学長）を、副会長に杉山寛行理事（岐阜市立女子短期大学学長）及び東福寺一郎理事を選任し、監事に中山欽吾（大分県立芸術文化短期大学学長）を選出した（任期は平成32年（春季）通常総会までの２年間）ほか、（２）平成29年度事業報告・決算報告及び（３）平成30年度事業計画・予算の承認、（４）共通パンフレットの作成について（報告）、（５）功労者表彰、（６）事務所の移転（内神田事務所）等を了承した。

「研究協議（２）」は杉山寛行副会長の進行で進められ、①高等教育行政の動向と公短協の対応について（東福寺一郎三重短期大学長）②入試選抜における英語の民間試験の活用について（鈴木厚人盛岡短期大学部学長）、③高等教育段階の負担軽減に関する方策（授業料の無償化）について（理事会提案）の研究協議が行われた。特に文科省の専門家会議で検討が進められている授業料の無償化については、「実務経験のある教員による科目の配置」、「外部人材の理事への任命」など支援の対象となる大学の条件、また、制度理念の在り方について約70分間に及

んで熱心な議論が交わされた。

また、午後からの「研究協議（３）」は杉山寛行副会長の進行で進められ、会員校等提案の協議題①地元就職向上のための取り組みについて（倉敷）、②単位の実質化についての考え方（三重）、③平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直し予告等に係る対応状況について（理事会）、について熱心な研究協議が行われた。

午後３時、鈴木道子会長による総会の取りまとめがあり、盛会裡に総会を閉会した。

第２回理事会（持ち回り）（H30.8.27（月））

審議事項

（１）平成31年度予算編成について（予算編成方針）

（２）平成31年度会費（概算額）

第３回理事会（H30.9.25（火）日本消防会館）

審議事項

（１）平成30年度第68回（秋季）通常総会に付議する事項について

（２）平成30年度（秋季）通常総会における研究協議及び進行等について

（３）事務所の移転に伴う会則（第４条所在地）の変更について

（４）当面する課題への対応について

「今後の高等教育の将来像について」答申（案）への対応について、新しい経済政策パッケージにおける授業料減免等の大学の要件への対応について、大学のガバナンスコードの策定について　ほか

第２回正・副会長会議

（H30.10.30（火）八重洲倶楽部）

審議事項

（１）平成30年第68回（秋季）通常総会について

（２）当面する課題への対応について

第68回（秋季）通常総会

（H30.10.31（水）日本消防会館）

会長挨拶　鈴木会長

講演　「高等教育を巡る文教政策について」

文部科学省高等教育局大学振興課長

三浦　和幸 氏

講演　「高等教育の負担軽減の具体的方策について」

高等教育企画課　主任大学改革官

滝波　　泰 氏

基調講演　「高等教育システムと公立短期大学」

桜美林大学アドミニストレーション研究科教授

山本　眞一 氏

審議事項

（１）平成31年度69回（春季）通常総会の開催日程等について

（２）平成31年度事業計画及び概算予算等について

（３）次期役員の選出等について

（４）事務所の移転に伴う会則（第４条所在地）の一部改正について

（５）当面する課題

研究協議

第68回（秋季）通常総会（概要）

平成30年10月31日（水）、日本消防会館（虎ノ門）「会議室」（５階）を会場に、第68回（秋季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長等関係者31名が出席。

午前10時に開会、鈴木会長の挨拶の後、滝波泰主任大学改革官の「高等教育の負担軽減の具体的方策について」の講演が行われ、今後、早急な対応が求められる各大学の具体的な準備事項などについて詳細な説明が行われた。次いで、三浦和幸文科省大学振興課長による来賓挨拶の後、講演「高等教育を巡る文教政策について」では、本年11月下旬にも答申が見込まれる「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申案）」の主な項目についての説明、及び平成31年度高等教育関連の概算要求に見る大学教育の再生戦略等について丁寧な説明が行われた。

11時20分から、総会議事に入り会務報告の後、審議事項（１）平成31年度（春季）通常総会開催日程等、（２）平成31年度事業計画及び予算編成方針、（３）次期役員等の選出、（４）事務所移転に伴う会則の変更について審議が行われ、原案通り承認された。

また、（５）当面する課題（①中教審（答申案）への今後の対応、②高等教育の負担軽減への対応、③大学のガバナンスコードの策定対応　④就職活動の在り方、⑤高大接続改革の進捗状況と各校における対応、⑥著作物の教育利用に関するパブリック・コメント、⑦公立大学協会の「新たな認証評価の構築」との関連）については、種々意見交換が行われた。

（６）今後の日程等については、原案通り承認さ

れた。

午後からは、三つの柱で研究協議が行われた。

「研究協議１」（コーディネーター；鈴木会長）では、山本眞一氏（桜美林大学　大学アドミニストレーション研究科教授）の基調講演「高等教育システムと公立短期大学」に続いて、中教審答申（案）とも関連しながら、短期大学の今後のあり方を念頭に活発な意見交換が行われた。

「研究協議２」（進行；東福寺副会長・三重短期大学学長）の「学長の実践事例発表」では、鈴木道子山形県立米沢女子短期大学学長及び柳沢幸治大月短期大学学長から、それぞれ発表が行われた後、実践事例への質問及びこれに基づく真剣な研究協議が行われた。

「研究協議３」（進行：杉山副会長・岐阜市立女子短期大学学長）の「各大学提案課題」では、３つの研究協議題、①平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しの予告に係る対応状況について（米沢）、②リカレント教育について（三重）、③他大学との単位互換について（三重）について、各校の実情・事例報告等を踏まえて熱心な研究協議が行われた。

研究協議終了後、早坂大学振興課短期大学係主任から感想を交えた講評があった。

16時35分から、頼本維樹氏（独；日本学生支援機構学生生活部長）の「学生生活支援事業について」の事業説明と意見交換が行われた。

総会議事終了後、霞ヶ関ビル東海大学校友会館「けやき」において、和やかに意見交換会が行われた。

臨時（拡大）理事会議

（H30.12.14（金）日本消防会館）

講演　「公大協の新たな認証評価機関について」

公立大学協会　事務局長　中田　　晃 氏

公立大学協会の新たな認証評価委機関の組織・システムについてのこれまでの取り組みと、厳格で「見える化」された評価システムの評価基準「点検評価ポートフォリオ」等についての講演をいただいた。

講演　「短期大学の将来像について」

学校法人第二麻生学園理事長

山口短期大学学長　麻生　隆史 氏

同氏は、中央教育審議会大学分科会臨時委員として「2040に向けた高等教育のグランドデザイン」（H30.11.26中教審答申）のＶ.１.の「2040に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置づけの再構築について検討することも必要」との答申にかかわったことから、その背景や意図することについて講演をいただいた。

＜麻生隆史の講演資料＞―抜粋―

機能別分化から2040年へ向けての役割分担

【短期大学の役割分担】

○ランキングや学力のみでは計れない特色ある大学としての役割を担う

○大学教育を受けたい全ての中等教育修了者にその機会を提供する

○若者のみならず高齢者のアクセスしやすい大学となる（人生100年時代構想）

○高齢化社会に対応した介護人材の育成を担う

○少子化対策に必要な保育士･幼稚園教諭養成を担う

○日本全国の地方都市で大学教育を受けることが出来る役割を担う地域の特性や専門分野のニーズに対応できる人材養成を担う（地域貢献）

○教育の質保証された短期の高等教育機関としての位置付け（国際通用性）米国のコミュニティーカレッジと同等の役割を担う

○大学教育の前期課程教育を担う

【将来に向けて大学制度設計の提案】

①大学制度は複雑なので、短期大学を大学（前期課程）・大学（二年制）又は○○大学○○ 学科（二年制）にする。

②短期大学卒業者に准学士の学位（アソシエイト・ディグリー）を授与する。

③四年制大学は現状型を維持しつつ、大学に前期課程・後期課程をおくことができるようにし前期課程のみをおくことを可能とする。

④三年制短期大学の卒業者が一定の条件を満たした場合に学士の学位を与える。

【将来に向けて大学制度設計の提案へ至った趣旨】

現在の大学は、戦後の学制改革を経て、４年制の学習期間を大学と規定してから、臨床系医学部等を６年制とし、大学として機関名称を制度化している。しかしながら、昭和25年に４年制の新制大学に移行できない高等教育機関を当時の米国のジュニア・カレッジに倣って短期大学として暫定的に高等教育機関に移行した。昭和39年に恒久化させたが、しかしながら、今では米国においてジュニア・カレッジはコミュニティ・カレッジに移行されたりし、

高等教育の内容が多様化され、高等教育を享受する学習者自身もコミュニティー・カレッジやトゥーイヤー・カレッジの名称とフォーイヤー・カレッジ名称は大学としての高い意識を持ち、我が国の高等教育を担う大学と短期大学の位置づけを遥かに越えている。

2040年の我が国の短期大学の状況を考える場合、現在のアメリカの２年制大学の状況を見れば一目瞭然である。つまり、2018年現在の短期大学は1998年のアメリカの２年制大学をなぞって追いかけなければならないのである。

教育の質保証の観点から我が国で始めて、自己点検・評価が導入されたのが平成３年の短期大学設置基準の大綱化である。高等教育の基本はリベラルアーツであり、それをベースにして学部における学位課程プログラムであることを定義した画期的な改革であったが、今現在、アメリカのセルフ・スターディーからアクレディテーションによる認定の流れと比較すると20年以上遅れている。この様な現状に鑑み、2040年の短期大学は、アメリカの２年制大学と同等に欧州の高等教育圏のレベルと同等の５Aの高等教育機関として扱われるよう行政機関は意思表示するべきである。質保証が義務化されていない学校を含めるべきではない。欧州の高等教育圏と同等に５Aの高等教育機関として扱われるためには、認証評価制度の強化が必要である。つまりアメリカのアクレディテーションと同じように指導力を持たせることである。

これらのことを踏まえて、短期大学の制度設計を見直す時期である。

協議事項

（１）講演を聴いての意見交換＜主な意見＞

□大分芸文短大の特例専攻科の造形専攻（24）、音楽専攻（20）の学生は４年制の学位を取得できる。また、美術科、音楽科は半数程度が４年制に進学するなど、現状においても学生の学習意欲は高い。（OG）

○特例専攻科の学位は、あくまで学位授与機構が授与する学位である。私の提案は短期大学名を冠した４年制の学位が取得できることを目指している。（A）

□特例専攻科を持っているが、もっと充実させないといけないと考えている。麻生提案の制度改革は、高等教育に良い影響を及ぼすのか。（K）

□公立短期大学は、これまで短期の教育機関として完結した教育を実践してきた。麻生提案は18歳人口減少によって定員割れが起きている現状打開策としての改革のように伺える。本来の短期大学の制度改革とはいえないのではないか。（NGS）

□麻生先生のご発言では、18歳人口の減少により、現在においてかなりの短期大学は定員割れの状況にあるとのことであるが、しかし、４年制大学もそういう定員割れの時期がやってくる。単なる４大化では18歳人口減少の対策としてみても不十分ではないか。（I）

□日本の社会においては、社会人となった者のリカレント教育が根付いていないし、アメリカのようにコミュニティ・カレッジという概念が地方においても定着しているとはいえない現状においては、麻生提案は十分に機能しないのではないか。（TLK）

○この提案は、短期大学改革の一つの試金石であるが、私立短期大学協会としては、今後とも、短期大学をどういう位置づけにするかの検討は進めていくことになる。（A）

第３回正・副会長会議

（H30.12.14（金）日本消防会館）

検討事項

（１）第37回 公立短期大学幹部研修会の取り進めについて

（２）共通パンフレット「公立短期大学進学ガイド」の作成について

（３）国立大学教育研究評価委員会専門委員の候補者の推薦について

（独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構）

（４）著作権法の一部を改正する法律施行令・施行規則の一部改正に関するパブリックコメントについて

（５）当面する課題への対応について

第４回正・副会長会議（H31.3.3（日）八重洲倶楽部）

検討事項

（１）平成31年度第４回理事会の開催について

（２）会員の動向と平成32年度会費について

第４回理事会（H31.3.25（月）日本消防会館）

審議事項

（１）平成30年度決算見込み額について

（２）2019年度事業計画及び予算について
（３）共通パンフレット「大学進学ガイド」の作成について
（４）2019年度第69回（春季）通常総会日程及び協議題等について

令和元年度

第１回理事会・監事会
（H31.4.15（月）エッサム神田ホール）
審議事項
（１）令和元年度第69回（春季）通常総会付議事項について
①平成30年度事業報告及び決算報告について
「平成30年度事業報告（案）」及び「平成30年度決算報告（案）」は、帳簿、証拠書類、預金通帳等の照合等による監査の結果、適正であるとの監査報告があり、審議の結果了承、次期通常総会に諮ることとされた。
②2019年度事業計画及び予算について
③専門職大学（短大）について
④公立短期大学70周年事業について
（２）当面する課題について

第１回正・副会長会議（R1.5.29（水）日本消防会館）
検討事項
（１）令和元年度　第69回（春季）通常総会の進行要領について
（２）その他

第69回（春季）通常総会
（R1.5.29（水）～30（木）日本消防会館）
＜１日目＞
会長挨拶　鈴木会長
講演　「高等教育を巡る文教政策について」
文部科学省高等教育局　大学振興課長
三浦　和幸 氏
講演　「高等教育の修学支援新制度について」
文部科学省高等教育局
高等教育段階の教育費負担軽減新制度
プロジェクトチーム　主任大学改革官
鍋島　　豊 氏
講演　「地方財政の課題等について」
総務省自治財政局　財務調査課理事官
小谷　知也 氏
講演　「地方創生に資する大学改革に向けて」
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
参事官補佐　神野えりか 氏

審議事項
（１）役員の選出について
（２）平成30年度事業報告及び決算報告について
＜監査報告含む。＞
（３）令和元年度事業計画及び予算について
（４）共通パンフレットの作成について
（５）功労者表彰について
学長表彰
東福寺一郎（三重短期大学学長）
事務局長表彰
奥山　卓郎（山形県立米沢女子短期大学事務局長）
田中　穂積（川崎市立看護短期大学事務局長）
栗本　　斉（三重短期大学事務局長）
（６）公立短期大学70周年事業について
これまでの周年事業の経緯等について、及び今後の進め方について報告・了承された。

＜２日目＞
研究協議

令和元年度第69回（春季）通常総会（概要）
５月29日（水）、30日（木）の２日間、虎ノ門・日本消防会館「大会議室」（５階）を会場に第69回（春季）通常総会を開催、学長、事務局長、設置者等関係者31名が出席して行われた。
第１日目は、午後１時に開会、鈴木会長の挨拶の後、来賓及び新任学長、事務局長等の紹介が行われた。続いて、文科省、総務省及び内閣府担当課による挨拶及び施策に関する講演が行われ、まず、文部科学省高等教育局大学振興課三浦和幸課長から挨拶と「高等教育を巡る文教政策について」、高等教育段階の教育費負担軽減新制度PT鍋島豊主任大学改革官から「高等教育の修学支援新制度について」、総務省自治財政局財務調査課小谷知也理事官から「地方財政の課題等について」、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局神野えりか参事官補佐から「地方創生に資する大学改革に向けて」、それぞれ最新の行政課題についての講演が行われた。
「研究協議（１）」は、杉山寛行副会長（岐阜市立女子短期大学学長）の進行で進められ、長野県短期大学の横山憲長副学長から「閉学・法人化に伴う課題について」の発表と意見交換が行われた。

意見交換会は東海大学校友会館において、関係者の参加を得て和やかに行われた。

第２日目の午前９時からの「総会議事」は、（１）役員の選出では副会長に大月短期大学柳沢幸治学長が選任されたほか、理事には三重短期大学村井美代子学長、監事には川崎市立看護短期大学坂元昇学長が選任された。その他、（２）平成30年度事業報告・決算報告、（３）令和元年度事業計画・予算、（４）共通パンフレットの作成について、（５）功労者表彰、（６）公立短大70周年事業等が審議され、原案通り承認された。

「研究協議（２）及び（３）」は、杉山寛行副会長の進行で進められ、川崎市立看護短期大学高柳良太准教授から「著作物の教育利用について」、公短協顧問上條宏之氏から「歴史から見た公立短期大学の70周年に向けた課題」について、それぞれ発表があり、活発な意見交換が行われた。

「研究協議（３）」は、会員校提案の協議題により行われ、喫緊の課題である①「高等教育段階の教育費負担軽減新制度に向けた取り組み状況」（三重）、②「入学前教育　」（三重）、③「賠償責任保険への加入及び弁護士との顧問契約」（米沢）について、高等教育局大学振興課八島崇課長補佐からの助言も得て、熱心な研究協議が行われた。

午後３時、鈴木道子会長による総会の取りまとめと挨拶があり、盛会裡に総会を閉会した。

第２回正・副会長会議（R1.6.26（水）メール開催）

検討事項（70周年事業関連）

（１）記念式典の開催時期

（２）経費節減に向けた取り組み（会場、パーティ開催の有無、記念誌の発行形態）等について

第２回理事会（持ち回り）（R1.7.11（木）～18（木））

審議事項

（１）公立短期大学70周年記念事業等について

（２）令和２年度予算編成方針について

（３）令和２年度会費（概算額）

（４）その他

第３回理事会（R1.9.27（金）日本消防会館）

審議事項

（１）令和元年度第69回（秋季）通常総会に付議する事項について

①公立短期大学70周年記念事業について

②令和２年度第70回（春季）通常総会の開催日程等について

③令和２年度予算編成方針及び会費について

④役員の改選等について

⑤令和元年度第69回（秋季）通常総会における研究協議及び進行等について

（２）短期大学を巡る動向について

（３）相談役の退任について

第３回正・副会長会議

（R1.10.30（水）日本八重洲倶楽部）

検討事項

（１）令和元年度第69回（秋季）通常総会について

①公立短期大学教育70周年記念事業、同実施委員会の設置について

②令和２年度第70回（春季）通常総会の開催日程等について

③令和２年度予算編成方針及び会費について

④次期役員の選出等について

⑤功労者表彰等について

（２）当面する課題への対応について

第69回（秋季）通常総会

（R1.10.31（木）日本消防会館）

会長挨拶　鈴木会長

講演　「高等教育を巡る文教政策について」

（高等教育の修学支援新制度について）

文部科学省高等教育局　主任大学改革官

鍋島　　豊 氏

（大学入試改革について）

文部科学省高等教育局

大学振興課大学入試室　専門官

畑　　盛斗 氏

講演　「高等教育政策の動向と短期大学の課題」

桜美林大学総合研究機構教授　小林　雅之 氏

審議事項

（１）公立短期大学教育70周年記念事業、実施委員会の設置について

公立短期大学教育70周年記念事業実施委員会（仮称）の設置について承認された。

委員長　杉山　寛行　岐阜市立女子短期大学長

委　員　柳沢　幸治　大月短期大学長

委　員　村井美代子　三重短期大学長

（２）令和２年度第70回（春季）通常総会の開催日

程等について
（３）令和２年度予算編成方針及び会費について
（４）次期役員の選出等について
（５）功労者表彰等について　ほか
学長表彰
中山　欽吾（大分県立芸術文化短期大学学長）

研究協議

第69回（秋季）通常総会（概要）

令和元年10月31日（木）、日本消防会館（虎ノ門）「会議室」（５階）を会場に、第69回（秋季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長等関係者32名が出席。

午前10時に開会、鈴木会長の挨拶の後、畑盛斗大学入試室専門官の講演「大学入試改革について」では、大学入学共通テストや入試の公正確保などについて説明が行われた。次いで、鍋島豊主任大学改革官からは、挨拶につづいて「高等教育の修学支援新制度について」、公立短期大学の全13大学が機関要件を確認されたことを踏まえ、令和２年４月からの支援制度の開始に向けた短期大学に在学する学生の在学採用などの運用も含めた制度の詳細な説明がなされた。

11時から総会議事に入り、会務報告（会務報告、各委員報告、相談役の退任等）の後、審議事項（１）公立短期大学教育70周年記念事業及び実施委員会の設置について（２）令和２年度第70回（春季）通常総会の開催日程等について（３）令和２年度予算編成方針及び会費について（４）次期役員の選出等について（５）功労者表彰等について（中山欽吾）（６）今後の日程等について審議が行われ、原案通り承認された。

また、当面する課題（①教学マネジメント、②大学のガバナンスコードの策定、③就職活動の在り方など）について、種々意見交換が行われた。

午後からは、３つの柱で研究協議が行われた。

「研究協議１」（進行；鈴木会長）では、桜美林大学総合研究機構教授小林雅之氏の講演「高等教育政策の動向と短期大学の課題」に続いて、短期大学の今後のあり方を念頭に、質疑や活発な意見交換が行われた。

「研究協議２」（進行；杉山副会長・岐阜市立短期大学学長）の「学長の実践事例発表」では、大分県立芸術文化短期大学の教務学生部副部長（准教授）松本康史氏から「全学横断型『アートマネジメントプログラムの開講』」について及び川崎市立看護短期大学学長坂元昇氏から「川崎市立看護短期大学における災害への取り組み」について、それぞれ発表が行われた後、活発な意見交換が行われた。

「研究級議３」（進行：柳沢副会長・大月市立短期大学学長）の「各大学提案課題」では、３つの研究協議題、①授業時間１コマの長さに関して（大月）、②高等教育の修学支援新制度への対応について（静岡）、③高大連携について（三重）について、各校の実情・事例報告等を踏まえて真剣な研究協議が行われた。

16時10分から、井上示恩氏（独法）日本学生支援機構学生生活部長の「学生生活支援事業について」の事業説明が行われた。

研究協議終了後、大学振興課の堤短期大学係長から感想を交えた講評があった。

総会議事終了後、霞ヶ関ビル東海大学校友会館「三保・霞の間」において、和やかに意見交換会が行われた。

第１回公立短期大学教育70周年記念事業実施委員会

（R2.1.10（金）東京駅八重洲倶楽部）

検討事項
（１）公立短期大学教育70周年記念事業について
記念式典・祝賀会の原案及び記念誌の編集方針について検討した。

第４回正・副会長会議

（R2.2.27（木）～28（金）メール開催）

検討事項
（１）次期役員の選出等について
（２）会長代行の選任について
（３）令和元年度　第４回理事会の開催について

第４回理事会（R2.3.23（月）～3.25（水）メール開催）

審議事項
（１）会長代行の選任について
鈴木道子会長の代行として、副会長の杉山寛行氏（岐阜市立女子短期大学学長）が会長代行に選任されたこと（５月開催予定の第70回（春季）通常総会までの期間）。
（２）第70回（春季）通常総会の開催について
（３）令和元年度決算見込み額について
（４）共通パンフレットの作成について
（５）令和２年度事業計画及び和２年度予算編成方

針（確認）について
（６）会員の退会について
（７）会員の入会について
（８）新型コロナウイルス関連の情報交換について
（９）公短協事務局にテレワークシステムの導入

臨時正・副会長会議（R2.3.30（月）メール開催）
検討事項
（１）新型コロナウイルスの感染拡大状況
（２）令和元年度　監事監査の実施について

令和２年度

臨時正・副会長会議（R2.4.21（月）メール開催）
検討事項
（１）令和２年度　第１回理事会について
（２）通常総会
（３）令和元年度　監事監査の実施について（オンライン会議）

監事会（R2.4.27（月）オンライン会議）
「令和元年度事業報告（案）」及び「令和元年度決算報告（案）」により監事監査が行われた。

第１回正・副会長会議
（R2.5.27（水）オンライン会議）
検討事項
（１）令和２年度　第70回（春季）通常総会の進行要領について

第１回理事会
（R2.5.28（木）オンライン会議・持回り開催併用）
審議事項
（１）令和元年度事業報告及び決算報告について
「令和元年度事業報告（案）」及び「令和元年度決算報告書（案）」は、帳簿、証拠書類、預金通帳等の照合等による監査の結果、適正であることが認められた旨の報告があり、次期通常総会に諮ることとされた。
（２）令和２年度事業計画及び予算について
令和２年度予算編成方針について、「「公短協の在り方に関する検討委員会」（平成23年９月９日）における職員費を中心とした見直し・補正の結果、及び平成28年度第66回（春季）通常総会の決定を踏まえ、予備費を除く歳出予算総額（ただし、会費等負担金分を除く。）は概ね832万円を標準額（目安）（平成21年度予算額を標準としたゼロベース。平成31年度厚生年金及び健康保険に係る事業者負担額（32万円）を含む。）として編成する。」ことを原則としつつ、新規会員があった場合には、令和２年度予算にこれを加算することが承認され、次期通常総会に諮ることとされた。
（３）令和２年度第70回（春季）通常総会の議題等について
（４）役員人事等について
（５）当面の諸課題について

第70回（春季）通常総会
（R2.5.29（金）オンライン会議（ホスト会場日本消防会館））
会長挨拶　杉山会長代行
講演　「短期大学を取り巻く教育行政について」
文部科学省高等教育局　大学振興課長
西田　憲史 氏
講演　「地方財政の課題等について」
総務省自治財政局　財務調査課課長補佐
臼井　智彦 氏

審議事項
（１）会員校の退会・入会について
退会　長野県短期大学、及び新見公立短期大学（四年制大学へ移行；R2.4.1）
入会　静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（新設；R2.4学生受入れ）
（２）役員の選出について
（３）功労者表彰について
学長表彰
鈴木　道子　山形県立米沢女子短期大学学長
事務局長表彰
嶋貫　　修　山形県立米沢女子短期大学事務局長
奥舎　達典　新見公立短期大学事務局長
（４）外部機関の委員会等における活動について
（５）令和元年度事業報告及び決算報告について
（６）令和２年度事業計画について
（７）令和２年度予算概算について

令和２年度　第70回（春季）通常総会（概要）
本年度の春季通常総会は、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、オンライン会議（持回り開催併用）により実施すること、また、開催内容を審議事項と来賓挨拶に精選して１日の日程で実施する

こととされた。

５月29日（金）、オンライン（ホスト会場；日本消防会館第３会議室）により、第70回（春季）通常総会を開催。学長、事務局長、設置者等関係者33名がオンラインで出席して行われた。

午前10時に開会、杉山会長代行の挨拶の後、総会議事が行われ、（１）会員校の退会・入会について、①会員の退会では、長野県短期大学、及び新見公立短期大学が４年制大学へ移行（R2.4.1）のため本年３月末をもって退会することの報告があった。②会員の入会については、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（新設・４月から学生受入れ）の入会が諮られ・承認された。（２）役員の選任については理事の選任が原案通り承認された後、会長には杉山寛行（岐阜市立女子短期大学学長）理事、副会長には柳沢幸治（大月短期大学学長）理事及び村井美代子（三重短期大学長）理事を選任、監事には、令和元年10月に学長を退任された中山欽吾監事（大分県立芸術文化短期大学学長）の後任として小手川大助氏（大分県立芸術文化短期大学学長）を選任、顧問については、前会長の鈴木道子氏（山形県立米沢女子短期大学学長）が選任された。また、（３）功労者表彰について、（４）外部機関の委員会等における活動について、（５）令和元年度事業報告及び決算報告について、（６）令和２年度事業計画について、（７）令和２年度予算概算について、（８）今後の日程等について、原案通り承認された。

なお、70周年記念式典・祝賀会に関しては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、「70周年記念事業実施委員会」において引き続き検討することとされた。

来賓挨拶とこれに続く行政説明では、「短期大学を取り巻く教育行政について」文部科学省高等教育局大学振興課長西田憲史氏、及び「地方財政の課題等について」総務省自治財政局財務調査課課長補佐臼井智彦氏から、丁寧な説明がなされ、これについて質疑が行われた。

会長の挨拶をもって総会を終了した。

第２回公立短期大学教育70周年記念事業実施委員会

（R2.8.5（水）オンライン会議）

検討事項

（１）公立短期大学教育70周年記念事業について

第２回正・副会長会議

（R2.8.5（水）オンライン会議）

検討事項

（１）70周年記念事業の実施について

（２）令和３年度予算編成方針について

（３）令和３年度会費について

（４）事務局の勤務体制・処遇等について

（５）令和２年度第２回理事会の議案について

（６）その他

第３回正・副会長会議

（R2.8.20（木）オンライン会議）

検討事項

（１）70周年記念事業の実施について

第２回理事会

（R2.8.25（火）、オンライン会議・持回り開催併用）

審議事項

（１）70周年記念事業の実施について

（２）令和３年度予算編成方針について

（３）令和３年度会費について

（４）授業目的公衆送信補償金規程の額等に関する意見について

（５）事務局の勤務体制・処遇等について

（６）その他

①民法改正（2020.4.1）に伴う保証人等の在り方について、②地方交付税基準財政需要額の教育費にかかる単位費用について

臨時総会

（R2.9.1（火）～３（木）メールによる持回り開催）

審議事項

（１）公立短期大学教育70周年記念式典等の実施について

＜これまでの経緯＞

公立短期大学教育70周年記念式典・祝賀会については、本年10月30日（金）に実施することとされ、これまでに、文部科学省及び総務省からは後援名義の承認ないし内諾をいただき、文部科学省からは文部科学大臣教育功労者表彰をいただくなど、準備を進めてきたこと。

一方において、この式典・祝賀会については、本年度の春季通常総会において、今後の新型コロナウイルスの感染状況等を見極めながらその実施について検討することとされた。

＜感染状況等＞

政府のアドバイザリーボードの見解（８/24）では「新規感染者数は穏やかに減少」との見解が示されたものの重症者数は増加傾向にあり、なお警戒が必要とされており、依然として予断を許さない状況にあり、また、会員校の出張に関する扱いは、おしなべて都道府県をまたぐ出張については感染予防の観点から自粛等の方向性が示されていること。

また、式典・祝賀会に参加が見込まれる者は、大学の学長他責任ある立場の者であることから、より慎重な対応が求められると考えること。

＜理事会等の審議＞

昨今の新型コロナウイルスの感染状況等を勘案しつつ、70周年記念事業実施委員会（８/５）及び正副会長会議（８/５、８/20）で検討を行い、去る８月25日（火）には理事会を開催して慎重に審議を行った結果、式典・祝賀会を次年度に延期することを審議し、総会に諮ることとされた。

＜総会の審議＞

（式典・祝賀会の延期等）

以上のことを踏まえ、本年10月30日（金）に予定している式典・祝賀会は、次年度に延期することが承認された。（注；記念誌は令和３年度に編集・発行する、とされている。）なお、令和２年度に会員校から納入された「記念式典」に要する分担金（各校３万円）は、令和３年度予算に繰越して計上すること。

第３回理事会（R2.10.2（木）～５（日）メールによる持回り開催）

審議事項

（１）令和２年度第70回（秋季）通常総会に付議する事項及び日程について

（２）公立短期大学教育70周年記念事業について

（３）令和３年度　第71回（春季）通常総会の開催日程等について

（４）令和２年度以降　通常総会における研究・協議について

（５）令和３年度 予算編成方針及び会費等について（８/25理事会承認済み）

（６）次期役員の選出等について

第４回正・副会長会議

（R2.10.27（火）オンライン会議）

検討事項

（１）令和２年度第70回（秋季）通常総会について

①公立短期大学教育70周年記念事業について

②令和３年度第71回（春季）通常総会の開催日程等について

③令和３年度予算編成方針及び会費について

④次期役員の選出等について

（２）当面する課題について

（３）事務局長の任期更新について（報告）

第70回（秋季）通常総会

（R2.10.29（木）オンライン会議（ホスト会場AP虎ノ門））

会長挨拶　杉山会長

講演 「高等教育を巡る文教政策について」

文部科学省高等教育局　大学振興課長

西田　憲史 氏

講演 「高等教育政策の動向と短期大学」

筑波大学大学研究センター特命教授

（中央教育審議会専門委員）

金子　元久 氏

審議事項

（１）公立短期大学教育70周年記念事業について

（２）令和３年度第71回（春季）通常総会の開催日程等について

（３）令和３年度予算編成方針等及び会費について

（４）次期役員の選出等について　ほか

研究協議

第70回（秋季）通常総会（概要）

令和２年10月29日（木）に、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点からオンライン（ホスト会場；AP虎ノ門会議室）（持回り開催併用）により、第70回（秋季）通常総会を開催。加盟大学学長、事務局長等関係者39名がオンライン参加した。

13時に開会、杉山会長の挨拶の後、文部科学省高等教育局大学振興課長 西田憲史氏から、挨拶に続いて「高等教育を巡る文教政策について」説明が行われた。

次いで、総会議事に入り、会務報告の後、審議事項（１）公立短期大学教育70周年記念事業についてでは、臨時総会（R2.9.1（火）～３（木））において、次年度に延期することが承認された70周年記念事業

は、令和元年10月30日設置の実施委員会が継続して事業を運営すること、また、記念式典は、効率的な運営を期するため、令和３年度春季通常総会と合わせて連続する２日間の日程のなかで行うこととし、式典は、感染防止対策のため十分な広さの会場において実施（参加者は収容定員の約１/２とする。）、なお、祝賀会は原則として実施しないこととされた。また、（２）令和３年度第71回（春季）通常総会の開催日程等について（３）令和３年度予算編成方針及び会費について（４）次期役員の選出等について審議が行われ、原案通り承認された。

「研究協議１」では、中央教育審議会専門委員でもある筑波大学大学研究センター特命教授金子元久氏の講演「高等教育政策の動向と短期大学」が行われ、講演に関連して、質疑や活発な意見交換が行われた。

「研究協議２」における「学長の実践事例発表」では、会津大学短期大学部短期大学部長石光真氏及び三重短期大学学長村井美代子氏から、それぞれ発表があり、活発に意見交換が行われた。

「研究協議３」の「各大学提案課題」では、会員校から提案された①「対面授業を行う学生数の上限」（大月）、②「大学独自の授業料等減免制度」（三重短大）について、各会員校から事前にメールにて回答された書面による協議が行われた。

研究協議終了後、大学振興課加藤課長補佐から感想を交えた講評があった。

第３回公立短期大学教育70周年記念事業実施委員会

（R2.12.17（木）オンライン会議）

検討事項

（１）公立短期大学教育70周年記念事業について

式典・祝賀会が臨時総会（R2.9.1）において翌年度に延期されたことに伴い、式典・祝賀会のプログラムの変更を検討した。

第５回正・副会長会議

（R3.2.19（金）オンライン会議）

検討事項

（１）公立短期大学の認証評価機関のあり方について
（２）公立短期大学教育70周年記念事業（式典）について
（３）令和３年度事業計画・予算・会費等について
（４）会長代行の候補者について
（５）次期役員の候補者等について
（６）その他

第６回正・副会長会議

（R3.3.23（火）オンライン会議）

審議事項

（１）公立短期大学教育70周年記念事業（式典）について
（２）公立短期大学の認証評価機関のあり方について
（３）令和２年度の決算見込みについて
（４）令和３年度事業計画・予算・会費等について
（５）令和３年度 第71回（春季）通常総会の協議題等について
（６）会長代行の選任について
（７）次期役員の選任等について
（８）功労者表彰について
（９）顧問について

第４回理事会

（R3.3.26（金）オンライン会議と持回りの併用）

議事

（１）公立短期大学の認証評価機関のあり方について
（２）公立短期大学教育70周年記念事業について

公立短期大学協会70周年記念式典については、本年５月に延期するとされていたところ、新型コロナウイルスの感染状況等諸般の状況を勘案して中止することを決定。

（３）令和２年度決算見込額について
（４）令和３年度事業計画について
（５）令和３年度予算編成方針（修正案）及び概算予算等について
（６）令和３年度第71回（春季）通常総会の開催日程等（修正案）について
（７）次期役員の選任等について（確認）
（８）会長代行の選任について

杉山寛行会長の代行として、副会長の柳沢幸治氏（大月短期大学学長）が会長代行に選任されたこと（５月開催予定の第71回（春季）通常総会までの期間）。

（９）功労者表彰について

学長表彰予定者

杉山　寛行　岐阜市立女子短期大学学長

事務局長表彰予定者

卯月　　勝　大月短期大学事務局長

（2）研修会の開催

①幹部研修会

平成23年度（第30回）幹部研修会･事務局長会（合同）
（平成24年１月27日（金）公立共済四谷ビル　５階「第一特別会議室」）
主席者：14校　22名
挨　拶　　会長　山形県立米沢女子短期大学長
遠藤　恵子

＜事務局長会＞
○講義
「短期大学を巡る文教政策について」
文部科学省高等教育局大学振興課長
池田　貴城 氏
「公立大学法人の現状と課題について」
総務省財務調査課理事官　後藤　友宏 氏
○報告事項
①会務報告ほか
○協議事項
①役員の改選について
②平成24年度以降の事務局体制等について
③在り方に関する検討委員会の検討について
④平成24年度事業計画及び予算案について
⑤提案の協議事項について
・学内の備品管理について（倉敷市立短期大学）
・入試問題の作成について（倉敷市立短期大学）
・教員の公用での私有自動車の利用について（倉敷市立短期大学）
・「公立短期大学実態調査表」「通常総会時の調査」の見直しについて（公短協事務局）

＜幹部研修会＞
○講義
「公立短期大学のミッションについて」
全国公立短期大学協会会長　遠藤　恵子 氏
「学生支援と教育環境整備について」
高等教育局学生・留学生課長　松尾　泰樹 氏
「我が国の科学技術・学術の現状と課題について～第４期科学技術基本計画と諸施策の展開～」
科学技術・学術政策局政策課課長補佐
大洞　龍真 氏
「教員の資質向上と教員免許制度について～中教審等における審議から～」
初等中等教育局教職員課長　藤原　章夫 氏
「科研費補助金の基金化と適正執行について」
研究振興局学術研究助成課長　渡邊　淳平 氏
○事例・意見交換会
①岩手県立大学宮古及び盛岡短期大学部
②会津大学短期大学部
③文部科学者「大震災に伴う学生のボランティア活動について」
高等教育局大学振興課課長補佐　石橋　晶 氏
○提案・意見交換
①「災害と学生ボランティア活動」の取扱について（提案；大月短期大学）
②「公的研究に関する不正防止計画」について（提案；長野県短期大学）

平成24年度（第31回）幹部研修会･事務局長会（合同）
（平成25年１月28日（月）発明会館　７階）
出席者　　15校　23名
挨　拶　　会長　新見公立短期大学長　難波　正義

＜事務局長会＞
○報告・協議事項
①会務報告
②事務所移転に伴う会則の改訂について
③平成25年度事業計画及び予算案について
④平成25年度第63回（春季）通常総会計画（案）について

＜幹部研修会＞
○講義
「短期大学を巡る文教政策について」
文部科学省高等教育局大学振興課長
池田　貴城 氏
「平成25年度概算要求の概要」
大学振興課課長補佐　田頭　吉一 氏
「地域振興と大学の役割と期待」
総務省地域力創造グループ地域自立応援課
課長補佐　西川　仁 氏
「教育改革の動向（“第２期教育振興基本計画”及び“教育再生実行会議”等）について」
生涯学習政策局政策課長　藤野　公之 氏
「科研費補助金の適正執行について」
研究振興局学術研究助成課長　袖山　禎之 氏
「学生支援と教育環境整備について」
高等教育局学生・留学生課課長補佐

森山　　睦 氏
「我が国の科学技術・学術の現状と課題について」
科学技術・学術総括官、政策課長
磯谷　桂介 氏
「高等教育政策の動向と大学ポートレート（仮称）の構想について」
高等教育局高等教育企画課長　浅田　和伸 氏
○提案協議事項
①知的財産の管理について
（提案：会津大学短期大学部）
②教員の研究費について
（提案：大分県立芸術文化短期大学）
③入試・広報の組織体制について
（提案：会津大学短期大学部）
④サテライトキャンパスの設置状況（設置の有無・使用面積・人員配置（常駐者数等）・維持経費・使用頻度など）について
（提案：倉敷市立短期大学）
⑤契約労働法の一部改正に伴う「無期労働契約への転換」ルール等について、その対策。
（提案：大分県立芸術文化短期大学）
⑥法人化している短期大学の積立金について
（提案：大分県立芸術文化短期大学）
⑦創立記念式典の経費等について
（提案：倉敷市立短期大学）
⑧本学のミッションの中で、重点を置いて取り組んでいる事柄について（紹介）
（提案：全国公立短期大学協会）
○意見交換会
①「これからの公立大学の機能・役割について」～今後の中教審の審議に向けて～
文部科学省及び総務省の担当課長を囲んで意見交換

平成25年度（第32回）幹部研修会･事務局長会（合同）
（平成26年１月27日（月）発明会館　７階）
出席者　　15校　23名
挨　拶　　会長　新見公立短期大学長　難波　正義

＜事務局長会＞
○会務報告・協議
①会務報告
②平成26年度第64回（春季）通常総会日程等について
③平成26年度事業計画及び予算案について
④役員の改選について
⑤今後の日程について
⑥公立短期大学に関する調査の実施につて
⑦その他　高等教育改革の動向等について

＜幹部研修会＞
○講義
「短期大学を巡る文教政策について」
高等教育局大学振興課長　里見　朋香 氏
「公立短期大学学長及び幹部職員への期待」
全国公立短大学協会顧問　鶴見　尚弘 氏
「教育改革の動向について」
生涯学習政策局生涯学習総括官（兼）政策課長
藤野　公之 氏
「学生支援と教育環境整備について」
高等教育局学生・留学生課課長補佐
辻　　直人 氏
「我が国の科学技術・学術の現状と課題について」
科政局科学技術・学術総括官（兼）政策課長
村田　善則 氏
「科研費補助金の適正執行について」
研究振興局学術研究助成課企画室長
山口　　顕 氏
○提案協議事項（事例発表・意見交換、協議）
①学生の留学に対する助成について
（提案：鹿児島県立短期大学）
②授業公開への事務職員の参加について
（提案：鹿児島県立短期大学）
③学内における盗難対策について
（提案：静岡県立大学短期大学部）
④COC事業への取組について（提案：公短協事務局）
○意見交換
①これからの公立短期大学の機能・役割について

平成26年度（第33回）幹部研修会･事務局長会（合同）
（平成27年１月23日（金）発明会館　７階）
出席者　　17校　24名
挨　拶　　会長　三重短期大学長　東福寺一郎

＜事務局長会＞
○会務報告・協議
①会務報告
②平成27年度第65回（春季）通常総会日程等について
③平成27年度事業計画及び予算案について
④公短協の在り方検討委員会（第二次）における検討状況について

⑤今後の日程及びその他

＜幹部研修会＞
○講義
「短期大学を巡る文教政策について」
高等教育局大学振興課長　塩見みづ枝 氏
「中教審短大WG（審議まとめ）」について
大学振興課課長補佐　君塚　　剛 氏
「教育改革の動向について」～中教審及び教育再生実行会議等における審議状況と施策展開～
生涯学習政策局生涯学習総括官　藤野　公之 氏
「学生支援について」
高等教育局学生・留学生課課長補佐
辻　　直人 氏
同　山口　敬一 氏
「我が国の科学技術・学術の振興について」
科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官
村田　善則 氏
「科研費改革及び適正執行について」
研究振興局学術研究助成課企画室長
前澤　綾子 氏
○提案協議事項（事例発表・意見交換、協議）
①SDについての各校の取り組みについて
（提案；三重短期大学）
②大学ポートレート参加大学に対する費用負担について　（提案；鹿児島県立短期大学）
③中教審短期大学WG審議まとめについて
（提案；公短協）
○意見交換会（意見交換・協議）
①これからの公立短期大学の機能・役割について
高等教育局大学振興課課長補佐　君塚　　剛 氏
短期大学係長　平尾　　亘 氏

平成27年度（第34回）幹部研修会
（平成28年１月22日（金）発明会館　７階）
出席者　　16校　23名
挨　拶　　会長　三重短期大学長　東福寺一郎
○報告・協議
①会務報告
②平成28年度第66回（春季）通常総会日程等について
③平成28年度事業計画及び予算案について
④公短協の在り方検討委員会（第二次）まとめ（報告）
⑤当面する課題への対応
⑥短大を巡る動向について
○講義
「短期大学を巡る文教政策について」
大学振興課長　塩見みづ枝 氏
「教育改革の動向について」～中教審及び教育再生実行会議における審議状況と施策展開～
生涯学習政策局政策課長　里見　朋香 氏
「学生支援について」
学生・留学生課厚生係長　庄司　祐介 氏
「我が国の科学技術・学術の振興について」
科学技術・学術政策総括官（兼）政策課長
神代　　浩 氏
～第５期科学技術基本計画策定に向けた審議状況等を中心に～
「科学研究費助成事業及び28年度予算（案）について」
学術研究助成課企画室長　前澤　綾子 氏
○提案協議事項（事例発表・意見交換、協議）
①学生への就職支援について
（提案；長野県短期大学）
②科学研究費助成事業（科研費）間接経費の使途について　（提案；長野県短期大学）
③職務別事務職員研修会の設置について
（提案；大分県立芸術文化短期大学）
④各研修会を加盟校で実施することについて
（提案；大分県立芸術文化短期大学）
○意見交換会
高大接続システム改革等を巡って
高等教育局視学官（命）主任大学改革官
新田　正樹 氏

平成28年度（第35回）幹部研修会
（平成29年１月27日（金）発明会館　７階）
出席者　　15校　19名
挨　拶　　会長　三重短期大学長　東福寺一郎
○会務等報告・協議
①第66回（秋季）通常総会報告
②総会後の会務等について
○講義
「短期大学を巡る文教政策について」
大学振興課課長補佐　君塚　　剛 氏
「実践的職業教育を行う新たな教育機関の制度化」
主任大学改革官　塩原　誠志 氏
「教育改革の動向について」
～中教審及び教育再生実行会議における審議状況と施策展開～
生涯学習政策局政策課長　里見　朋香 氏

「学生支援について」（障害のある学生支援、育英奨学支援、就職支援等）
学生・留学生課長　井上　諭一 氏
「我が国の科学技術・学術の振興について」
～第５期科学技術基本計画の着実な実施に向けた施策を中心に～
科学技術・学術総括官（兼）政策課長
神代　　浩 氏
「科研費改革について」
学術研究助成課企画室長　石田　雄三 氏
○提案協議事項（事例発表・意見交換、協議）
①高大連携について　（三重短期大学提案）
②秋季総会を公立短期大学のPRを目的とするイベントとして開催してはどうか
（倉敷市立短期大学提案）
③各短大における事務組織・事務職員の配置状況について　（大分県立芸術文化短期大学提案）

平成29年度（第36回）幹部研修会
（平成30年１月26日（金）郵政福祉虎ノ門第２ビル１階「第一会議室」）
出席者　　15校　19名
挨　拶　　会長　三重短期大学長　東福寺一郎
○講義
「短期大学を巡る文教政策について」
大学振興課長　三浦　和幸 氏
「高大接続改革の動向について」
大学振興課　大学入試室長　山田　泰造 氏
「地域政策と大学の地域連携について」
生涯学習政策局　参事官
（連携推進・地域政策担当）　伊藤　史恵 氏
「学生支援について」
学生・留学生課長　井上　諭一 氏
「認証評価と内部質保証について」
公益財団法人大学基準協会大学評価・研究部
審査・評価系主幹　　橋本　孝志 氏
「科研費改革について」
学術研究助成課　企画室長　石田　雄三 氏
○提案協議事項
①高大接続改革における「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する入学者選抜における評価方法と評価基準について
（三重短期大学）
②ハラスメント防止等の組織体制について
（会津短期大学部）
③理念、目的等の検証への対応について
（会津短期大学部）

平成30年度（第37回）幹部研修会
（平成31年１月25日（金）日本消防会館１階　第１会議室）
出席者　　14校　18名
挨　拶　　会長　山形県立米沢女子短期大学長
鈴木　道子
○講義
「高等教育を巡る文教政策について」
高等教育局　大学振興課長　三浦　和幸 氏
「地域と大学の連携について」
総合教育政策局　地域学習推進課長
中野　理美 氏
「教育に関する著作権法改正について」
一般社団法人日本写真著作権協会　常務理事
（文化審議会著作権分科会委員）
瀬尾　太一 氏
「科学研究費助成事業（科研費）について」
研究振興局　学術研究助成課　企画室長
岡本　和久 氏
「学生支援について」
高等教育局　学生・留学生課長
塩崎　正晴 氏
主任大学改革官　鍋島　　豊 氏
「大学入学者選抜改革の動向について」
高等教育局　大学振興課大学入試室長
山田　泰造 氏
○提案協議事項
①教員の授業科目担当に関する状況について
（会津大学短期大学部）
②共通広報パンフレット「公立短期大学進学ガイド」の活用方法について
（岩手県立大学宮古短期大学部）
③就職・採用活動の在り方と課題について
（川崎市立看護短期大学）
④進路（就職や編入学）への対応状況について
（大月短期大学）
⑤著作物の利用に関して　（川崎市立看護短期大学）
・著作権に関する教育・研修の状況
・著作物利用の実態の把握方法（把握しているか否かも含めて）
・公開講座、研修事業（内部・外部）等の実施状況とその際の著作物利用実態の把握方法

令和元年度（第38回）幹部研修会

（令和２年１月24日（金）日本消防会館１階「第１会議室」）

出席者　　13校　21名

挨　拶　　会長　山形県立米沢女子短期大学長
鈴木　道子

○講義

「高等教育を巡る文教政策について」
高等教育局 大学振興課長　西田　憲史 氏

「地域政策と大学の地域連携について」
総合教育政策局　地域学習推進課課長補佐
下田　　力 氏

「高等教育の修学支援新制度について」
高等教育局学生・留学生課専門官
上原　貴之 氏

「科学研究費助成事業（科研費）について」
研究振興局　学術研究助成課企画室長
岡本　和久 氏

「東京2020大会と大学連携について」
東京オリンピック・パラリンピック競技大会
組織委員会　常務理事　副事務総長
布村　幸彦 氏

○提案協議事項

①修学支援新制度への対応について
（米沢女子短期大学）

②学生のキャリア支援に関して　（大月短期大学）

③大学施設の大規模修繕及び建替えに係る財源確保について　（三重短期大学）

④大学における役員（副学長、学生部長等）及び専門委員会委員長の選出方法について
（米沢女子短期大学）

令和２年度（第39回）幹部研修会

（令和３年１月28日（木）29日（金）オンライン研修会「ホスト会場；AP虎ノ門　G会議室」）

出席者　　14校　35名

挨　拶　　会長　岐阜女子短期大学長　杉山　寛行

○講義

「短期大学を巡る高等教育政策について」
高等教育局　大学振興課長　西田　憲史 氏
課長補佐　加藤　善一 氏

「生涯学習・社会教育に関する政策の動向」
総合教育政策局　地域学習推進課長
横井　理夫 氏

「ウィズコロナ・アフターコロナ時代の大学運営」
京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
（中央教育審議会質保証システム部会委員）
飯吉　　透 氏

「科学研究費助成事業（科研費）について」
研究振興局　学術研究助成課企画室長
岡本　和久 氏

○提案協議事項

①公認心理師法第42条による主治医の指示について
山形県立米沢女子短期大学

②入学者選抜に係る調査書等の電子化について
山形県立米沢女子短期大学

③「大学教育質保証・評価センター」が、2019年８月に文部科学省から認証評価機関としての認証を受け、活動を開始した。同センターは、現在短期大学を対象としていないが、会員各短大においては、同センターに短大を認証評価の対象とするよう求めること及び同センターによる受審についてどのように考えるか？
静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

②事務職員中央研修会

平成23年度（第42回）事務職員中央研修会

（平成23年８月４日（木）～５日（金）公立共済四谷ビル）

出席者　　13校　16名

挨　拶　　会長　山形県米沢女子短期大学長
遠藤　恵子

○講義

「短期大学の諸課題について」
文科省　大学振興課課長補佐　渡部　廉弘 氏

「学生支援の現状と課題について」
文科省　学生・留学生課課長補佐　森山　　睦 氏

「科学研究費補助金について」
文科省　学術研究助成課　企画室室長補佐
岡本　和久 氏

「認証評価について（第二サイクルに向けて）」
（財）大学基準協会
大学評価・研究部審査評価系　副主幹
蔦美　和子 氏

「職場における健康管理について」
川崎市立看護短期大学　学長　美田　誠二 氏

「大学職員に求められるもの」
桜美林学園　四谷キャンパス事務室部長

鳥居　　聖 氏

○情報交換会（会員校提案）

平成24年度大学入試センター試験「地理歴史、公民及び理科における成績」の取扱いについて（岐阜）、学生への各種情報の提供方法について（三重）、授業で教員や学生が使用する記録用紙・評価表や、教員が学生に配布する資料等について、情報公開条例等に基づく公文書開示請求があった場合の対応について（川崎）、授業料減免について（長野）、授業料等滞納整理について（長野）、保証人に対しての授業料の納入連絡について（倉敷）、地元地域と連携した危機管理について（島根）、ボランティア支援について（島根）、教員研究室及び講義室等の室温管理について（福山）、不審者の侵入防止対策について（倉敷）、大学案内作成のカラーマネジメントについて（倉敷）

平成24年度（第43回）事務職員中央研修会

（平成24年８月６日（月）～７日（火）公立共済四谷ビル）

出席者　　10校　14名

挨　拶　　会長　新見公立短期大学長　難波　正義

○講話

「車の両輪」

全国公立短期大学協会　会長　難波　正義

○講義・講演

「大学改革の動向を踏まえた今後の短期大学について」

文科省　大学振興課課長補佐　田頭　吉一 氏

「中長期的な大学教育の在り方に関する審議状況について」

文科省　高等教育企画課高等教育政策室

専門官　小山田享史 氏

「学生支援について」

文科省　学生・留学生課課長補佐

森山　　睦 氏

「科学研究費助成事業」

学術研究助成課企画室室長補佐　岡本　和久 氏

「職場における健康管理について」

川崎市立看護短期大学長　美田　誠二 氏

「短大職員に求められるもの」

和歌山大学　地域連携・生涯学習センター長

教授　出口　寿久 氏

○情報交換会（会員校提案）

震災等への対応（三重）、大規模災害等に備えた事業継続計画（BCP）の作成（静岡）、短大の効果的広報の取り組み（島根）、使用電力削減の取り組み（長野）、外部資金獲得に向けた大学の取り組み（島根）、各校のインターンシップ事業の実施状況（山形）、学外者に対する財産貸与（島根）、就職支援（倉敷）、学生の地元就職（新見）、奨学金の推薦者（倉敷）、授業料滞納者に対する休学許可（高知）

平成25年度（第44回）事務職員中央研修会

（平成25年８月１日（木）～２日（金）郵政福祉虎ノ門第二ビル１階）

出席者　　10校　14名

挨　拶　　会長　新見公立短期大学長　難波　正義

○講話

「公立短大の役割について」

全国公立短期大学協会　会長　難波　正義

○講義・講演

「短期大学を巡る文教施策について」

文科省　大学振興課課長補佐　田頭　吉一 氏

短期大学係長　永見　浩輔 氏

「大学改革を巡る動向について」

文科省　高等教育企画課高等教育政策室長

田中　聡明 氏

「学生支援について」

文科省　学生・留学生課課長補佐

辻　　直人 氏

「科学研究費助成事業について」

文科省　学術研究助成課企画室室長補佐

岡本　和久 氏

「健康管理に役立つ―感染症の知識・話題―」

川崎市立看護短期大学学長　美田　誠二 氏

「大学職員の役割と期待」

岩手県立大学・宮古短期大学部・盛岡短期大学部

副学長／事務局長　瀬川　　純 氏

○情報交換会（会員校提案）

大震災への各校における取組状況（三重）、震災被災者への授業料減免等（倉敷）、「進学希望者」への対応状況（盛岡）、事業評価（三重）、文科省のCOC事業への取組状況（申請を含む。）と今後の対応（倉敷）、施設・環境の整備等（大分）、除籍者に対する証明書の発行（大月）、授業料減免要件と奨学金の取り扱い（倉敷）、授業料等の徴収（三重）、学生のSNS関係の注意喚起など（静岡）、障がいのある学生への対応（三重）、短大生の就職活動上の諸課題（盛岡）、学生の進路（高知）、就職活動における公欠の取り扱い（大分）、学生の芸術作品の展

示（大分）、学生のメンタルケア（大分）「学生の自立」と「事務職員のサービス」のバランス（大分）、専門業務型裁量労働制の導入（大月）、教員の研修と兼職の取り扱い（倉敷）、国際交流（盛岡）公短協が毎年行う「公立短期大学実態調査表」調査は本当に必要な調査か（川崎）、予算執行上の問題点及び対応（新見）、教員の学会費等の支払いの実情（新見）予算の弾力的な運用の実際（大分）、公短協の運営の改善に向けて（川崎）

平成26年度（第45回）事務職員中央研修会

（平成26年７月31日（木）～８月１日（金）郵政福祉虎ノ門第二ビル１階）

出席者　　13校　17名

挨　拶　　会長　三重短期大学長　東福寺一郎

○講義・講演

「短期大学を巡る文教施策について」

文科省　大学振興課課長補佐　君塚　　剛 氏

「短期大学制度について」

文科省　大学振興課　短期大学係長

平尾　　亘 氏

「学生支援について」

文科省　学生・留学生課課長補佐

辻　　直人 氏

政策調査係長　柴田　鏡子 氏

○講演

「公立短期大学事務職の皆様への期待」

全国公立短期大学協会　顧問　鶴見　尚弘 氏

「科学研究費助成事業について～公的研究費の適正執行を中心に～」

文科省　学術研究助成課 企画室室長補佐

高見沢志郎 氏

「健康管理に役立つ感染症の知識」

川崎市立看護短期大学　学長　美田　誠二 氏

「公立短期大学に関する調査結果から～公立短大の特徴と公立短大への期待～」

大月短期大　学長　村上　哲也 氏

○情報交換会（会員校提案）

大震災への対応状況（三重、新見）、入学生（入学希望者）の確保対策について（大月、岐阜、新見）、貴学における「地域の特色を生かした取組」について（岐阜）、中長期的な展望や施設管理の方針について（三重）、「学生の成績評価方法」について（岐阜）、経済的に困窮している世帯の学生への支援について（新見）、「授業料免除制度」の申請状況について（公短協）、授業料滞納による学生の除籍に関する手続き及び除籍後の取扱い（岐阜）、授業料の収納率の向上及び滞納者への督促について（岐阜）、授業料の徴収について（静岡）、校内での盗難対応について（静岡）、事務職員の人事について（新見）

平成27年度（第46回）事務職員中央研修会

（平成27年７月30日（木）～31日（金）郵政福祉虎ノ門第二ビル１階）

出席者　　14校　15名

挨　拶　　会長　三重短期大学長　東福寺一郎

○講義・講演

「短期大学を巡る文教施策について」

文科省　大学振興課課長補佐　君塚　　剛 氏

「短期大学制度について」

文科省　大学振興課　短期大学係長

平尾　　亘 氏

「大学改革等の動向について（一体改革、新たな高等教育機関の創設及び大学ポートレート等）」

文科省　高等教育企画課

高等教育政策室室長補佐　片柳　成彬 氏

「科学研究費助成事業について」

文科省　学術研究助成課　企画室室長補佐

高見沢志郎 氏

○情報交換会

「職場における健康管理について」

川崎市立看護短期大学　学長　美田　誠二 氏

「学生支援について」

文科省　学生・留学生課課長補佐　小代　哲也 氏

政策調査係長　柴田　鏡子 氏

○情報交換会（会員校提案）

成績不振、欠席の多い学生への対応について（宮古）、卒業後の進路未決定者への支援について（宮古）、卒業生に対する各種証明書発行と履修等記録の保管状況について（盛岡）、大学内で事故が発生した場合の対応について（米沢女子）、学生の忘れ物対策について（大月）、学生証発行、学籍番号の付番及びそのスケジュールについて（大分）、キャンパスカレンダーの調整について（岐阜）、外国人留学生への授業料減免制度について（倉敷）、公立短期大学事務局における円滑な業務遂行のための工夫等について（宮古・三重）、教員研究費による教員研究用の消耗品等購入事務の取扱いについて（倉敷）、マイナンバー対応について（静岡）、学生の実

験実習予算の措置状況について（会津）、校舎内の上履き使用について（倉敷）、学内放置物の取扱いについて（倉敷）、裁量労働制における休日出勤の振替えについて（大分）、教職員間の連絡・連携体制について（宮古）

平成28年度（第47回）事務職員中央研修会

（平成28年８月１日（月）～２日（火）郵政福祉虎ノ門第二ビル１階）

出席者　　12校　13名

挨　拶　　会長　三重短期大学長　東福寺一郎

○講義・講演

「短期大学を巡る文教施策について」

大学振興課　専門官　辻　　邦章 氏

「短期大学制度について」

大学振興課短期大学係　主任　齊藤　正信 氏

「大学改革等の動向について（一体改革、新たな高等教育機関の創設等）」

高等教育企画室　課長補佐　根橋　広樹 氏

「科学研究費助成事業について」

学術研究助成課企画室　室長補佐　高見沢志郎 氏

「学生支援について（１）（２）」

学生・留学生課　課長補佐　小代　哲也 氏

同　八島　　崇 氏

「職場における健康管理について」

川崎市立看護短期大学学長　美田　誠二 氏

○情報交換会（会員校提案）

成績評価基準に関する教員間の共有について（盛岡）、授業料免除や学生に優しい支援について（大月）、学生の成績データ管理について（岐阜）、学生に対するアルバイト紹介について（岐阜）、履修申告手続きシステムについて（三重）、履修登録期間後の対応について（静岡）、証明書等の発行について（大月）、授業料減免に関する基準について（岐阜）、授業料減免審査基準（「年齢要件等」設定）事例について（三重）、後援会（大学教育の振興、事業援助を目的とする会を含む。）の事業について（倉敷）、施設設備の管理体制について（静岡）、施設整備の拡充について（大月）、新入生の確保について（大月）、教員の研究に係る「出張」の取扱いについて（岐阜）、防災計画の整備状況について（災害時の学生や教職員等への対応状況など）（大月）、帰宅困難の学生のための食糧等の備蓄について（岐阜）、大規模災害等発生時の学生の安否情報（安否確認）等の方法について（大分）

平成29年度（第48回）事務職員中央研修会

（平成29年８月１日（火）～２日（水）郵政福祉虎ノ門第二ビル１階）

出席者　　11校　12名

挨　拶　　会長　三重短期大学長　東福寺一郎

○講義・公演

「短期大学を巡る文教施策について」

大学振興課課長補佐　小野　耕志 氏

「短期大学制度について」

大学振興課短大係長　齊藤　正信 氏

「大学変革の動向について」

高等教育企画課課長補佐　江戸　朋子 氏

「科研費改革の動向について」

学術研究助成課企画室室長補佐　松本　昌三 氏

「学生支援について」

学生・留学生課課長補佐　小代　哲也 氏

同　八島　　崇 氏

「職場における健康管理について」

川崎市立看護短期大学長　坂元　　昇 氏

○情報交換会（会員校提案）

１コマ当たりの授業時間について（岐阜）、定期試験の結果発表について（岐阜）、発達障害による留年・休学・退学等への対応について（静岡）、障がい学生への支援、とりわけ就職支援に関する各校の特別な取組について（三重）

長期履修制度の内容及び実際の運用状況について（大分）、学籍情報等重要な情報の学外管理の事例について（大月）、より効果的な広報の工夫している点や、SNSの活用効果について（静岡）、教員の研究旅費について（三重）、各校における「実態調査表」の活用状況等について（倉敷）、短期大学における外部資金獲得に向けた取り組みの工夫について（岩手・盛岡）、大学設置基準の一部改正によるSD取組の事例について（大月）、災害への対応状況、大規模災害発生時の学生の安否確認方法の現状について（大月）

平成30年度（第49回）事務職員中央研修会

（平成30年８月９日（木）～10日（金）日本消防会館　５階「第２会議室」）

出席者　　14校　15名

挨　拶　　会長　山形県立米沢女子短期大学長

鈴木　道子

○講話

「大学の歴史」

全国公立短期大学協会　会長　鈴木　道子 氏
○講義・公演
「短期大学を巡る文教施策について」
大学振興課　課長補佐　八島　　崇 氏
「短期大学制度について」
大学振興課　短期大学係主任　早坂　　彩 氏
「科学研究費助成事業（科研費）について」
学術研究助成課企画室　室長補佐　松本　昌三 氏
「災害と健康管理」
川崎市立看護短期大学長　坂元　　昇 氏
「学生支援について」
学生・留学生課　課長補佐　丸岡　　充 氏
「今後の高等教育の将来像について」
高等教育企画課（高等教育政策室）
課長補佐　江戸　朋子 氏
○情報交換会（会員校提案）
学生相談の体制（宮古）、学生寮の自治のあり方（宮古）、授業料免除（米沢）、学生が海外に短期留学する際の危機管理体制（米沢）、障害者入学生に対する対応全般（大月）科研費対応（大月）、４学期制・100分授業におけるカリキュラム編成（長野）、留学生に対する授業料等の減免の制度（岐阜）、５段階評価の導入状況、最上位評価の評価方法（90点以上、上位５％等）（岐阜）、GPAの導入状況、活用状況（学修指導、授業料の減免など）（岐阜）就職試験やインフルエンザ等の公欠制度の有無と適用範囲や上限回数（岐阜）、サークルに対する助成金の交付（静岡）、高校等への入学案内の送付方法（三重）、企業等からの就職訪問の問合せや求人票の掲載依頼等の対応方法（新見）、進路支援室の位置づけや連携・雇用状況（大分）、インターンシップの授業としての運用（大分）、欠席時間数が授業時数の４分の１を超えたとき、受験資格を喪失すること（大分）、教員のSD支援、研修への取り組み状況（岩手）、学生証の発行システム（大月）、教員の出席確認のIC化と情報化（大月）、新卒採用職員に対する研修（静岡）、授業料減免制度等における災害被災者、罹災（被災）証明書等の取扱い（三重）、研究助成の取扱い（倉敷）、共同研究の範囲及び管理（倉敷）、教員服務（倉敷）、大学が当面している課題、志願者確保に向けた広報活動（盛岡）、個別施設計画の策定（山形）、学内の条例・学則の変更・整備の流れ（大月）、留学生受け入れの課題や問題点（長野）、学生の交通マナー（新見）、西日本豪雨における対応（倉敷）、西日本豪雨における状況（新見）

令和元年度（第50回）事務職員中央研修会
（令和元年８月１日（木）～２日（金）日本消防会館　１階「第一会議室」）
出席者　　11校　15名
挨　拶　　会長　山形県立米沢女子短期大学長
鈴木　道子
○講話
「大学職員のための健康管理」～食生活を中心に～
全国公立短期大学協会　会長　鈴木　道子
○講義・公演
「短期大学制度について」
大学振興課　短期大学係長　堤　菜穂子 氏
「短期大学を巡る文教施策について」
大学振興課　課長補佐　八島　　崇 氏
○情報交換会
「大学における金融教育と指導について」
金融広報中央委員会　企画役　竹内　俊久 氏
「高等教育改革等の動向について」
高等教育企画課課長補佐　奥井　雅博 氏
「科学研究費助成事業（科研費）について」
学術研究助成課企画室室長補佐　中塚　淳子 氏
「大学における著作物の利用について」
明治大学　情報コミュニケーション学部
准教授　今村　哲也 氏
「高等教育の修学支援新制度について」
学生・留学生課法規係長　村木　志穂 氏
「障害のある学生支援について」
学生・留学生課厚生係長　齊藤　正信 氏
○情報交換会（会員校提案）
栄養士免許取得申請にかかる卒業証明書の発行時期について（盛岡）、短期留学生の受け入れについて（静岡）、教育職員免許状申請時に必要な「学力に関する証明書」の様式変更について（倉敷）、就学支援新制度にかかる入学金の取扱いについて（三重）、教員の労働時間を客観的に把握する環境整備について（大分）、編入学希望学生の支援体制について（盛岡）、高等教育無償化に伴う各種規程等の改正について（倉敷）、「共通テスト」導入と具体的な活用方法（特に英語の外部試験）について（大分）、Web出願導入について（大分）、入試広報の取り組みについて（大分）、災害時におけるシステムを使った安否確認訓練及びマニュアルの整備について（盛岡）、大規模大雨災害へのフォローについて（倉敷）

令和２年度（第51回）事務職員中央研修会
（令和２年12月２日（水）～３日（木）オンライン研修「ホスト会場；AP虎ノ門会議室E」）
出席者　　12校　27名
挨　拶　　会長　岐阜市立女子短期大学長
杉山　寛行
○講話
「公立短期大学の現状と課題」
全国公立短期大学協会　会長　杉山　寛行
○講義・講演
「短期大学を巡る文教施策について」
大学振興課課長補佐　加藤　善一 氏
「短期大学制度について」
大学振興課短期大学係長　堤　菜穂子 氏
「科学研究費助成事業（科研費）について」
学術研究助成課企画室室長補佐　中塚　淳子 氏
「コロナ禍における学生支援の現状」
学生・留学生課　厚生係長　齊藤　正信 氏
「大学入学者選抜改革等の動向について」
大学振興課　大学入試室　入試第三係長
岡　　陽介 氏
○情報交換会（会員校提案）
就学支援新制度の適格認定で「警告」となった学生の対応（盛岡）、CAP制の導入状況（岐阜）、学園祭実行委員の学生間の引継ぎ対応（静岡）、寮の運営への関与、進路指導における教員と事務職員の連携、就職先開拓への事務職員の関与（静岡農林）、学生の旧姓使用（大分）、短期大学の高等教育における役割、魅力、学科編成等について外部委員の意見反映（岐阜）、地域住民の理解を得るためのイベント等の実施（静岡農林）、過年度の授業料未納者への対応（三重）、学生帰宅困難者用の備蓄品の確保（岐阜）、寮の耐震構造基準及び災害対策（静岡農林）
＜以下コロナ禍の課題＞
学校祭・公開講座等外部を対象としたイベントのあり方（静岡農林）、大学が関与する教育的インターンシップのオンラインでの実施状況（盛岡）、感染防止の観点からの就職支援の取組（盛岡）、対面授業時の感染防止対策、教室環境整備、グループワークや実習の実施方法等（盛岡）、オンライン授業システム機器の適否（盛岡）、学生相談件数の増減状況（大月）、学生のサークル活動、就職支援状況、内定率や就職希望者対応など（大月）、進路支援講座や学内合同企業説明会の方策（岐阜）、イベント（入学式・学園祭等）の実施の有無や実施の場合の感染対策（静岡）、学生に感染者が発生した場合の対応フロー（入試含む。）等（静岡農林）、感染症対応の学生への臨時支援事業等（三重）、感染対策の教室等の清掃方法（大月）、リアルタイム配信とオンデマンド配信の実施割合・対面授業を行う際の教室定員や席配置（静岡農林）、体温検知カメラ設置と効果的な運用方法（倉敷）

（３）実態調査、広報・情報提供活動

１）公立短期大学実態調査の実施

昭和39年から、毎年度５月１日現在における実態調査を実施している。

調査内容は、①学生について、②教職員について、③外国の大学との交流について、④図書館並びに福利厚生施設について、⑤大学予算等について、⑥地域貢献等について、⑦男女共同参画社会について、⑧教員の定年・任期制等の状況について、⑨四年制への転換又は再編統合・改組等の検討状況について、⑩公立短期大学で取得可能な免許・資格等についての調査項目で実施し、「調査表」を作成している。

なお、「調査表」には、文部科学省調査「学校基本調査」及び「学校基本調査速報」から抽出した公立短期大学に関係するデータも「参考」として掲載している。

「調査表」（Ａ４版、150頁程度）は、冊子に製本し、毎年12月に会員大学に送付するとともに関係機関に配布。また、公立短期大学協会ホームページにも掲載している。

２）広報・情報提供活動

（１）ホームページ

平成29年11月からは、広報委員会（H28.7～H29.10）における検討を経てリニューアルされた「公短協ホームページ」により、協会概要のほか公短協からの発信情報として理事会、研修会等の開催結果などを掲載しているほか、会員校専用ページを設け会員間の情報交換を図っている。

（２）共通パンフレット

平成28年度春季総会において公立短大の「全国横断的PR」の提案があり、これを受けて広報委員会（H28.7～H29.10）で検討が行われ、全国各地域の潜在的な志願者の掘り起こしと、全国的な認知度の向上等のため、公立短大の果たしてきた

役割や特色等について紹介する共通のパンフレットを作成し、それぞれの会員校がオープンキャンパスや学校訪問などの機会において配付・活用することが提案された。共通パンフレットは「公立短期大学進学ガイド」として平成29年度から作製・配付している。

（３）会員校間における情報交換

毎年度の春季・秋季の通常総会、幹部研修会及び事務職員中央研修会などにおいて、大学運営や業務上の課題について、学務・学生支援業務関係、管理・運営関係、災害への対応状況（自然災害・新型コロナウイルス感染症対応等）など、大学を取り巻く様々な課題について、相互に情報を提供し意見交換を行っている。

（４）協会の意見表明（一部添付資料は略）

平成23年度

就職問題懇談会の企業団体向け要請書の趣旨の徹底について（回答）

公短大協第27号　平成23年５月12日

文部科学省高等教育局学生・留学生課長　宛

（会長代行名）

平成23年５月９日付け事務連絡でご依頼のありました標記に係る事務局案に対する本協会の意見を、別紙のとおり提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

（別紙）

１．事務局案について

このたびの文書は、要請書を作成した大学等関係団体自身に向けた確認文書であるので、以下の観点から若干の修文意見等を提出します。

（１）本件に関する事務局案の構成については、基本的に賛同。

（２）３月11日の東北地方太平洋沖地震の発生により、３月15日の日本経団連の「改正倫理憲章」の一方的な公表、これに対する就問懇座長の談話や「要請書」に関しては、残念ながらマスコミで大きく報道される状況になかった。一方、大震災の中で一部企業において震災により採用を先に延ばす企業の動きもあったが、「要請書」で述べている就職採用活動の早期化・長期化の改善・是正につながるものとは必ずしも言えない状況。

（３）３月17日以降の状況は、大震災による採用控えなど採用人数の縮減等もあり就職戦線は依然として厳しいが、その傾向・状況は本質的には変わっていないと認識。

（４）要請書の基本に立って大学等関係団体の一致した良識ある対応ができるかどうかは、現在大変重要な事柄であり、大学の存在と責任への問いかけでもある。

２．修文意見

（１）８行目「・・・協力をお願いしている・・・」を「・・・協力を要請してきている・・・」に、「・・改善について議論を深めていくことと・・・」を「・・改善をお願いしていくことと・・・」に改める。

（２）11行目「個々の企業においては、東日本大震災の影響により採用活動のスケジュールを延期するなど一定の配慮をされたところもありますが、就職・採用活動の早期化等の是正が図られたとはまだ言い難い状況にあります。」を、「また、このたびの東日本大震災の影響により一部企業において採用活動のスケジュールを延期する状況が見られますが、必ずしも就職・採用活動の早期化等の是正への動きとは認め難い状況にあります。」に改める。

（３）13行目「ついては、各大学におかれては、平成24年度卒業・修了生の就職活動について、我々の総意として取り纏めた要請書の趣旨を改めて確認いただき、就職・採用活動の早期化に繋がる行動を厳に慎み、良識ある行動をお願いいたします。」を、「現在、各大学においては、大学等関係団体の総意である「要請書」の目指すところを再確認し、各大学が足並みを揃え、良識ある対応・行動を徹底していくことが何よりも重要であります。」に改める。

（４）17行目「また、今後経団連と議論を行う過程において、大学側「申合せ」を策定することとしております。」を、「ついては、就職問題懇談会としては、引き続き、日本経団連等に対する要請を行う過程において、以上の観点を踏まえた大学等関係団体間の「申合せ」に関し合意形成を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。」に改める。

（５）「要請書のポイント」の定義の表記について

ｉ）「○選考活動および広報活動について」の、

（ｉ）「採用選考活動」中、

「採用選考活動」とは、プレエントリー・・・・・

につながる全活動をいう。・・・」

（ⅱ）「採用広報活動」中、

「採用広報活動とは、説明会日程、・・・・・する活動をいう。・・・」

（ⅲ）「広報活動」中、

「企業等の広報活動とは、学生等・・・・活動をいう。活動・・・」

（ⅰ）～（ⅲ）のそれぞれに、アンダーライン部分を書き加える。

ⅱ）「○キャリア教育への協力」についての記述について

要請書では、採用広報活動及び採用選考活動の開始時期についてそれぞれ「卒業・修了前年度の３月以降」、「望ましくは、卒業/修了年次の夏期休暇以降」としている。然るに、日本経団連の一方的な「期日の明記」に対してこれまで意見を述べてきた経緯もあり、本文書では、「キャリア教育への協力」について積極的に記述することは妥当ではないと考える。

ⅲ）（参考）の二つ目の○「選考活動」中、

「・・・以降と具体に明記」を「・・・以降と具体的に明記」に改める。

平成27年度入学者選抜に課す教科・科目の３年前予告について（回答）

公短大協第28号　平成23年５月13日

文部科学省高等教育局大学振興課長　宛

（会長代行名）

平成23年５月10日付け事務連絡でご依頼のありましたこのことについて、会員校に調査した結果を下記のとおり報告いたします。

記

１．調査結果

・「適当」とするもの　　７校

・「不適当」とするもの　　－

・「その他（回答留保）」　８校

なお、上記のほか、該当なしが５校（センター試験未活用校等）。

２．回答を留保した８校については、いずれも本件に関しては、受験生及び高校等に対して、早めに予告をすることについては「是」とするも、本件に関し、①大学として未検討の状況であること、②十分な情報を得て、慎重に学内組織で検討を要することであることなどから、即答は困難であり、回答留保となっているものである。

東日本大震災で被災した学生に対する授業料等減免等の修学支援に係る地方財政措置について（要望）

公短大協第55号　平成23年７月27日

総務大臣　宛

（会長名）

公立短期大学においては、このたびの東日本大震災により被災した学生に対し授業料等の減免など様々な支援を行ってきています。国立大学、私立大学の行う「被災した学生の修学機会の確保のための授業料等減免の拡充」については、このほど予算措置が行われましたが、公立の大学は対象外となっています。

つきましては、公立短期大学及びその設置団体が行う支援措置に関し、格段のご高配をお願いいたします。

（要望事項）

１．被災地域の公立短期大学が行う授業料等の減免措置や震災により生じた通学手段の確保等の支援に係る財政負担に対する、特別な地方財政措置

２．被災地以外の公立短期大学が被災地域出身の学生に対し行う授業料等の減免措置に係る財政負担に対する、特別な地方財政措置

３．また、学費負担者が受ける経済的影響が長期に及ぶことが予想されるため、上記については複数年度にわたる措置とされたいこと

附：公立短期大学における東日本大震災の被災学生に対する授業料減免等調査（平成23年７月25日現在）

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）に対する意見について（回答）

公短大協57号　平成23年７月29日

文部科学省

初等中等教育局教職員課

課長　山下　和茂　様

全国公立短期大学協会

会長　遠藤　恵子

平成23年６月10日付け、事務連絡において照会のありました標記のことについて、別紙様式１及び２により意見を提出したしますので、宜しくお願い申し上げます。

1．教員養成の在り方

（1）教員養成の改革の方向性について

○修士レベル化について

・教員の修士レベル化に基本的に賛同する。ただし、学生の「教育力」を育成する制度設計が大切である。

・現行の学士課程におけるカリキュラムでは高度な専門性を持ち、実践力のある教員を養成することが難しいという報告書の問題意識は首肯できる。しかし、修士レベルを教員養成の標準とした場合は、現行の採用方法や研修制度も同時並行的に検討が必要であり、教員養成制度だけの問題ではなくなるであろう。非常勤教員を含めて必要教員数の確保が困難になるのではないか。

・幼稚園教員の養成も同様に行うのかどうか検討を要する。幼稚園教員には二種免許取得者も多く、また、近年の国の「子ども・子育て新システム」構想の中で幼保一体化の検討が進められているところであり、関係行政機関の連携のもとで、早く幼・保の保育者の資格制度のヴィジョンを明確化してほしい。

○教職大学院や既在の修士課程等の在り方について

・教職大学院については、一定の成果を挙げていると思われる。専修免許状の課程認定を受けている修士課程については、教職大学院の課程を参考に、より実践的な課程にすべきである。

・現在の教職大学院の定員充足率が100％を割っているのが現実であり、現職教員にとって魅力的な存在であるとはいえない。教育委員会などとの連携をより一層密にし、待遇等、修了者に対する優遇措置を設けたり、現職者のキャリアパスに位置づけるなどして魅力を高めていく必要があろう。また、教員としての就職が制度化され、就業選択の自由度が制限され、入学希望者が減少するのではないか。

・教職大学院についてはアウトプットレベルでの検証が必要である。すでに修了し現職に就いている者について、非教職大学院修了者との厳正な比較を行いその政策的な有効性について検証するべきである。それ相応の「高い質」が担保されていない場合は廃止も視野に入れて検討するべきである。また研究が中心の既存の修士課程と同様に論じるべきではない。

○教員養成のカリキュラムについて

・報告書の議論は教員養成を主たる目的とした学科については該当する点が多いが、特に中等教育の教員養成においては、教員養成を主たる目的としない学科を中心に行われてきたこれまでの経緯と齟齬を来す可能性が出てくる。高度専門職養成は、教職大学院を活用するなどして修士レベルで行い、学士課程では基本的かつ基礎的な事項の理解や社会経験の充実を目指すという制度設計でよいのではないかと思われる。

・報告書にある、教職専門と教科専門を架橋する科目の設定は必要である。加えて、教職実践演習のように実践的な科目に十分な単位数を配置すべきである。

・大学での教員養成と教職についてからのOJTを整理して考えるべきである。養成機関で過ごす時間よりも就職後、現場での経験を積み上げる時間の方が圧倒的に長い。養成段階において教育実習の長期化や実務家教員による指導など理論を軽視し、小手先の操作技術だけを重視するカリキュラム改革の方向は、教員の資質向上にはつながらない。

○教育実習の在り方について

・学士課程における教育実習の実態を見る限り、各大学にとっても学校現場にとっても限界と思われる。付属学校をもっていない一般大学にとって現在の４単位が限界である。それを補うために学校ボランティアや支援員としての活動経験を実習の要件にするなどしてはどうであろうか。また、修士レベルでの教員養成を、原則として現職者に対して行うものとすることで、日常的な業務を行いながら、高度専門職を目指すことも考えられる。

・指導案の指導については、学生の個別指導に十分な時間が必要である。

・「理論と実践の統合」といわれる現行の教育実習は、本質的には形式的なものとなっていないか。我が国の教員養成のねらいが職業教育として「最低限」を目指すのか、「完全なる教師」を目指すのかによる。前者であれば現行のままで十分である。後者であれば、１年間でも短い。現場での実習と大学での学習を相互に行き来するような欧州型の教員養成を実施するのかどうかという決断にかかっている。他の職業においても就職後に職業能力を身につける伝統のある我が国では前者のママでよいと思われる。

○その他

・報告書では、現行の短期大学における教員養成がこの枠組みのなかでどうなっていくのかという観

点からの議論が欠落している。これまでの短期大学における教員養成の実績からみて妥当でない。短大における教員養成の継続を強く望むものである。
・教員の日々の現場における目的研修をもっと重視すべきである。

（2）教育課程の質の保証について

・現行の第三者評価、実地視察、課程認定およびその後の設置計画履行状況調査は、教育課程の質の保証という点において一定の成果をあげていると思われる。しかしながら、上記はいずれも書面審査や１日程度の視察やヒアリングが中心であり、結果的にプレゼンテーションの善し悪しが評価を左右している可能性は否定できない。課程認定委員会による教職課程の実地視察の厳格化が必要である。
・教育委員会等の参加を得ながらのFDネットワークは、教員養成の拠点校や教職大学院は構築しやすいだろうが、教員養成を主たる目的としない学科では難しいと思われる。
・「課程認定審査や設置審査の厳格化、新たな事後評価システムの構築」は、いわば「外からの規制強化」による質の保証である。むしろ、教員養成大学自らが質の保証を目指す仕組、例えば、「教員養成教員」としての自覚・使命を認識する研修プログラムや優れた教員養成教員の報償制度などを検討する必要があるのではないか。事務体制の抜本的な強化については賛同する。
・教育実習で経験したことを教職実践演習において教員として必要な資質能力の形成化を図るとともに教員の質の向上化を促していきたい。「教育上の工夫」などは、毎年それを成果として残すことは困難。もう少し長期的な視野でアウトプット的な管理、すなわちどのような教員を養成したのかについて検討する評価を望む。

２．教員免許制度の在り方

（1）教員免許制度の改革の方向性について

・教員免許取得者数と教員採用数が大きく乖離しているのは事実であるが、この乖離を否定的に捉えず、教員志望者のすそ野の広がりとみなしたほうがよいと思われる。すそ野の広い現状のままのほうが、社会人経験者からの教員登用を促進するうえでも有利に働くのではないか。また、高度専門職の養成を修士レベルに位置づけるとしても、原則として現職者をその対象とし、教員としてのキャリアパスのなかにこれを組み込んでいく方向性が望ましいと考える。
・教員により高い専門性と社会性が求められる以上、教員免許制度の在り方については今後とも検討が必要である。
・基礎・一般・専門という３種類の区分を導入することがいわれているが、例示されているジャンルの全てがそれぞれ深刻な課題である。別の観点からは、二種免許状の廃止が危惧される。公立短大の学生の相対的な資質の高さは、４年制大学の一部を上回っているという現実がある。こうした短大の学生から免許状取得の可能性を閉ざすことがあってはならない。

（2）教員免許状の種類について

・修士化を目指す方向から短期大学等での幼～中の教員養成（二種免許取得）を全面的に廃止するのかどうか、報告書の議論のなかには、短期大学の教職課程についてのはっきりとした言及がない。短期大学での教員養成の実績を踏まえ、現行通り短期大学士も教員免許が取得できるようにすべきである。現行制度の継続を強く望む。
・基礎となる免許状を学部で取得して教職に就き、一定の期間の現場経験を経て、科目の専門性や学校経営等、上位の免許状を習得する制度とすべきであろう。なお、その際は、待遇面での対応も欠かせない。

（3）教員免許更新制について

・制度の意義は十分に認められる。現実に則した内容のある制度を考える必要がある。単なる更新に終わらせず、更新講習の履修内容に応じた資格の付与が望まれる。教員免許制度や現職研修などとの連携により、生涯にわたって、教員としての専門性を高める機会をよりいっそう体系化していただきたい。また、非常勤教員の確保といった面からすると教員免許更新者を現職教員ならびに採用予定者としている制度についてはできるだけ対象者を拡大するなどの検討が必要であろう。
・更新講習は、一部の受講された先生からは「受けてよかった」という話を聞くが、教員自身の自発的な学びに結びついているかどうかは不確かであり、しっかりと検証されなければならない。また、本制度は、受講する教員側、実施する大学側双方の負担がきわめて大きく、しかも、政権が変わるごとに制度自体が存続するかどうかという不安要素も払拭されない。さらに、10年研修との整合性も整備されていないままだと思われる。今後

更新講習をどうしていくのかについて納得しうる議論を期待する。

・「教員が教職生活の全体を通じて自発的かつ不断に専門性を高めることを支援する新たな制度への移行」を早急に検討すべきである。最低限の知識のリフレッシュと言うのであれば別の制度を構想すべきであろう。

（4）教員免許状の区分について

・隣接校種の免許を取得するのは理想である。しかし、そのことで学習内容が不消化になるのであれば逆効果となろう。新たな区分の新設をしなくても現状でも隣接校種の免許取得は可能であり、これを学校間の接続問題への対応として位置づけていくことは各大学の裁量内でも十分実現できることである。

・「複数の学校種をまとめた免許状を創設」を今後検討し、例示的に「義務教育免許状」「中等教育免許状」が述べられているが、近年、幼小連携が推進され、多くの大学で幼稚園と小学校の両免許状を取得できるようになっている現状からすると、幼稚園と小学校（とくに低学年担当）を一緒にした「幼年教員免許」のような免許状も検討してほしい。

・免許状の区分を議論するに当たっては、現代社会の変化と現行の学校制度の区分が妥当しているのかをきちんと検討し、それぞれの学校段階がどのような意味を持ち、どのような目的・目標なのかをふまえた議論を期待する。

3．採用と学校現場への多様な人材の登用の在り方

・総じて報告書に賛同する。社会経験の豊かな人材については、積極的に学校現場に迎え入れるべきである。また、一定の現場経験を経た場合、しかるべき免許状が習得できる制度が望ましい。

・年齢構成がいびつであるのは、定数法や国庫負担の兼合いなどによる。その結果計画採用がない、行き当たりばったりの採用を繰り返す「会社」になっているからである。さらには、今後の少子高齢化の進展にともなう学校統廃合により日常的な「過員」が続く県が多く想定されるところであり、この桎梏を改める必要がある。また、社会人の登用を企図することが多いが、教員を生涯の職業として志すものにとってはマイナスのインセンティブに働くことにも留意すべきである。

4．現場研修の在り方

（1）初任者研修について

・総じて報告書の通りに進めることが望ましい。初任者研修期間については、少なくとも3年は必要であろう。

・教職大学院へのインセンティブを初任者研修の免除で保たせようとするのは適切ではない。初任研の問題は、期限付き講師に顕著である。何年間も期限付きで一般教員という同様の状態で仕事をしながら、全く制度的な研修・支援がないにもかかわらず、本採用となったとたん初任研ということでは全く納得できないだろう。形式ではなく実質な研修が必要である。

（2）国や任命権者が行う様々な研修の在り方について

・総じて報告書に賛同する。

・「教職生活の全体を通じた教員の質的能力の総合的な向上方策」を検討する上で、現職研修の重要性は言うまでもない。ただ、あれこれ現職研修のメニューを用意しても、教員の時間的・精神的・金銭的な余裕がない中では、まさに「研修漬」になるだけで効果が上がらないどころか、逆に多忙化をもたらし、モチベーションを下げることにすらなる。初任者研修・校内研修も同様だが、とくに国や任命権者が研修機会を用意するなら、教員がそれを十分な時間的・精神的・金銭的余裕をもって受けられるような「諸条件整備」をすることこそ重要であり、その第一歩は、人員（教員数や事務職数）の増ではなかろうか。多忙な教員を研修でいっそう多忙化させない配慮が必要である。

・文科省の提唱する「生きる力」の理念である「自ら考え自ら学ぶ」という姿勢が重要。民間での学習機会も多様化してきており、行政が企画する研修以外の研修の活用も期待される。

（3）校内研修や自主研修の活性化について

・総じて報告書の通りに検討を進めることが望ましいが、任命権者による研修だけではなく、教員相互の自発的な学びあいや支えあいを促進する取り組みも重視していただきたい。

・「専門免許状」の取得単位の一部として認定することには賛同する。

・具体的な予算化となると当該設置者の問題でもあり、国の支援が鍵となる。また「専門免許状」の専門性の内容について、明らかにされたい。

5．教育委員会・大学等の関係機関の連携・協働について

・教育委員会・大学等の連携・協働は、教員養成教育を実効あるものにするため必要である。教員養成を主たる目的としていない学科については、別システムを構築する必要があろう。

・他の分野に比して、教職課程への文科省の規制は強い。さらに、当該自治体の教育委員会との連携は過剰になされるべきではなく、大学が主導権を持って行われるべきであろう。

6．当面取り組むべき課題について

（1）管理職の資質能力の向上について

・総じて報告書の通りに検討を進めるのが望ましい。

・教育と管理を別物として考える時期が来ているのかもしれない。

（2）幼稚園教諭の取扱いについて

・現在、内閣府で進められている「子ども・子育て新システム」の構想（幼保一体化構想）との乖離を強く感じる。まず関係省庁等の連携のもとで、今後の幼・保システムと保育者（幼稚園教諭・保育士）の養成、資格制度に関する「国全体のヴィジョン」を明確化し、それとの対応の中で幼稚園教諭の問題は検討すべきである。

・幼稚園教諭二種の存続が必要である。

（3）特別支援教育の取扱いについて

・特別支援教育の検討にあたっては、教育学領域や心理学領域のみならず、医学領域の知見も踏まえて行う必要がある。

・専門化するのではなく、全ての教員免許状の取得に際してかなりの厚みを保った学習が必要である。「特殊教育」時代に育った多くの教員が存在するので、リカレント的な学習も必要である。

7．その他

・教員の資質向上には教員免許制度や研修制度の改革だけではなく、教員採用試験の抜本的見直しが不可欠である。この点についての検討もぜひお願いしたい。

・短大としては、二種免許の存続を強く要望する。

「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」に対する意見について

公短大協第58号　平成23年７月29日

文部科学省高等教育局

高等教育企画課長　義本　博司　様

全国公立短期大学協会

会長　遠藤　恵子

御照会のありました標記のことについて、別紙のとおり意見を提出したしますので、宜しくお願い申し上げます。

（別紙）

1．検討の方向性と留意点に関し、

ご指摘の通り、大学のミッションを明確にして、当該大学の教育を分りやすく説明していくことは、公的存在である大学に当然求められ、個々の大学の理念と責任の下で自主的・自律的になされることが大前提であり、個々の大学に委ねられている事柄である。このような観点から、大学の教育情報の見える化は、当該大学の教育の質の確保・向上にとって不可欠の要件であること、その際、情報の受け手に配慮した情報の整理・提供が優先される必要があること、について共通に認識される必要がある。

加えて、「高等教育は国家戦略の上から極めて重要」であり、「国は将来にわたって高等教育に責任を負う」観点から、グローバル化、情報化が急速に進展する今日、我が国高等教育の中核である大学の指標となる主要かつ共通的な教育情報を、分りやすく、内外に積極的に発信していく環境の整備を図ることは、喫緊の国家的課題であると思料する。

2．「分りやすい情報の公表という観点から十分でない」とすることに関し、

このことは、自律的・自主的な公的存在である各大学に対して創意工夫が求められている事柄である。教育情報の公表の義務化を契機に、優れた情報公開や活用事例のコンペや表彰などにより推進する方策があっていい。現在、大学団体によるガイドライン作成・普及や研修会の開催などにより、より良い在り方の検討が自主的に進められているところ。

3．「大学関係団体による支援」に関し、

大学関係団体による指針の作成、教育情報の収集・発信、人材育成への支援については、「各大学団体に参加・加盟している大学の状況は様々で

あり、大学団体の判断において行われる」ことが妥当と思われる。

4.「共通的な情報公表の仕組み」に関し、

中間まとめの通り、これまで大学の教育研究を支援する独立行政法人において大学データベースを整備し、情報の収集と提供が行われてきたところであり、再構築に向けた検討が急がれる。その際、主要かつ共通的な情報の内容については、本委員会で十分調査・審議を尽くしていただくとともに、これまで我が国において取組んできた蓄積について検証評価・見直しの上、これらを十分活用し、効率的・効果的に進められることが肝要である。

共通的な情報公表の仕組み（システム）の構築は、高等教育政策の最重要課題として積極的な推進が期待されるところであり、その運営に当たっては、大学や大学関係団体、及び大学関係以外の者の参画を得て、公平かつ適正な運用が図られる必要がある。　以上。

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第65号　平成23年８月９日

総務大臣　片山　善博　様

全国公立短期大学協会
会長　遠藤　恵子

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、協会に加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営しており、関係者一同地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材を育成できるよう、懸命な努力をしています。

現下の厳しい経済情勢のもと、授業料等の減免措置なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増えるなどの一方、公立短期大学を巡る財政事情は、地方自治体の財政状況もあって、厳しい状態にあります。

このような公立短期大学の実情を御賢察下さいまして、我が国全体の厳しい財政状況は承知しておりますが、平成24年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望します。

＜参考＞

地方交付税基準財政需要額における公立短期大学の学生一人あたりの単位費用の推移（一部年度略）

（単位：千円）

対　象		H13年度	H21年度	H22年度	H23年度	対H13年度比H23年度の減少率%
単位費用		389	227	248	243	△ 37.53
短期大学	理工系	1,191	882	944	936	△ 21.41
	家政系	743	608	635	627	△ 15.61
	芸術系	1,024	608	635	627	△ 38.77
	文科系	515	342	381	306	△ 40.58

註：平成15年度、家政系・芸術系を簡素化等のため統合。理工系は医療看護系を含む。

（財）大学基準協会の短期大学基準（改定案）への意見について（回答）

公短大協第69号　平成23年９月６日

財団法人　大学基準協会
短期大学評価システム検討ワーキンググループ
委員長　安川　悦子　様

全国公立短期大学協会
会長　遠藤　恵子

平成23年８月３日付け、大基委短第25号で依頼のありました標記のことについて、別添様式のとおり、各短期大学からの意見を提出いたします。

（別添）

短期大学基準（改定案）に対する意見

＜機関または個人名＞　全国公立短期大学協会

＜基準項目＞　１．短期大学のあり方（１頁）

＜ご意見＞

・「教育研究活動の質を短期大学自らが保証していくことが必要」の一文により、短期大学本来の目的にかなった趣旨になった。【川崎市立看護短大】

・この度の改定は、項目数を減らすことによって重要な論点を浮かび上がらせている。一例として「１．短期大学のあり方」においては「質の保障」を明示するなど、今改定の随所に短期大学運営に

おける今日の到達点が示されている。【高知短大】

＜基準項目＞　基準２．教育研究組織（３頁）

＜ご意見＞

・「学問の動向や地域社会からの要請を適切に反映させる必要がある。」に関し、第三者からの要請を反映させる必要があるかないかについては議論の余地がある。時流に流される研究・教育になってしまいがちな危険がある。

【山形県立米沢女子短大】

＜基準項目＞　基準３．教員・教員組織（４頁）

＜ご意見＞

・現行の「（３）教員の教育研究活動の評価」に関し、改定案では現行の「評価」の部分が削除されているが、地位・身分保障、待遇の付与は教育活動の適切な評価がその裏付けとなるため、「評価」に係る記述は残した方がよいのではないか。

【秋田公立美術工芸短大】

・「求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし」に関し、拙速に明確化を図ることで、教育の幅が狭くなり、豊かな教育の可能性を抑制する危険がある。　【山形県立米沢女子短大】

・「求める教員像」というのは、かつての「期待される人間像」を思いだす。人間像にまで踏み込んだ議論は、教育研究機関としてはいかがなものか。ましてや評価の基準にかかわる議論としては問題が多い。　【岐阜市立女子短大】

・教員組織の編成方針を明確にすることは大切だが、求める教員像については、例えば、ある教員の後任人事を行う際、その都度、その場面での最も組織上必要な適性・能力をもった教員を求めるのが通常であり、最初から「求める教員像」があるわけではない。もしも、それを記述するなら「教育・研究に熱心」「誠実な人柄」のような、普遍的で抽象的な「求める教員像」しか出てこないのではないか。その意味で、「求める教員像」を明記することには余り意義がないように思われる。

【倉敷市立短大】

＜基準項目＞　基準４．教育内容・方法・成果（５～６頁）

＜ご意見＞

・学位授与方針に関し、「学位授与方針には、学位の授与にあたり、学位授与基準と当該学位に相応しい学習成績を明確に示す必要がある。」とありますが、一般的に規定単位の取得＝卒業＝学位授与と考えられるので、単位取得のほかにどのようなことが基準になるのか、ある程度例示されたい。　【川崎市立看護短大】

・現行の「（３）国際交流」に関し、今回の改定では、「国際交流」を「項目立てしない」という方針がとられているが、どのような議論によってそう判断されたのか。「国際交流」のあり方について、何らかの考え方を示すことも必要ではないか。

【高知短大】

＜基準項目＞　基準５．学生の受け入れ（７頁）

＜ご意見＞

・４年制大学志向が強まり、短期大学志望者が極めて少なくなっている（よって、定員割を生じる短大も増えてきている）現状を踏まえると、単に学生の教育効果の面からの「受け入れ」だけではなく、短大の経営の観点からの「受け入れ」についても、各大学が方針を設定する旨を基準化すべき。

他方、「受け入れ」と関わりが深いと思われるが、＜解説＞（P.９）で、退学者数等の原因把握と適切な対応の部分が改正（案）で削除されている点は理解できない。定員充足の如何にかかわらず、退学者が多ければ、「受け入れ」に何らかの問題がある場合が多く、退学者（数）への対応は重要な視点のように思われる。　【倉敷市立短大】

＜基準項目＞　基準７．教育研究環境（９頁）

＜ご意見＞

・バリアフリーの形成等という項目・字句が削除されているが、障がいのある学生が安心して学べる環境はまだまだ改善の余地が多い現状を考え、残すべき。

・現行「図書館・・・」に関し、司書等の専門職員の配置・・・が削除されているが、図書館法の趣旨を生かしてその実現の方向性は示すべき。本学も配置できていないが、司書がいない図書館が普通となっては困るし、教育研究機関としてはいかがなものか。　【岐阜市立女子短大】

＜基準項目＞　基準９．管理運営・財務（11頁）、基準10．内部質保証（12頁）

＜ご意見＞

・「短期大学基準」であるため、今の状況をどう把握し、どう改善するかという発想が強いように感じられる。しかし、少子化の流れが止まらず、短期大学進学希望が減少し、短大の制度的な存続までも議論される中、当該短期大学が、今後、どのように組織を再編するか（例えば、４年制大学

化、他大学等との合併・統合、場合によっては廃止。内部組織改革上は、学科の再編・統合、財政基盤の再構築等）について絶えず検討することが重要である。このような未来志向的な改革方針を持つことを基準化する必要があるのではないか。

【倉敷市立短大】

＜基準項目＞　全体に

＜ご意見＞

・短期大学基準を問題にするうえで、民主的運営や法令等の遵守などは当然だとしても、ことさらに効率とか成果を重視する方向が目立つことに違和感を覚える。一方で「自己責任」を強調されているのだから、基準は「大綱的」な枠組みを示すということにすべき。　【岐阜市立女子短大】

＜ご意見＞

・条項16を10に整理したのには改善が認められる。

・条項についての意見

条項４に「成果」を置いているが、これは別個に取り上げ重視すべきではないか。

条項９に「中・長期の管理運営方針」がでているが、法人化していない公立短期大学を視野に入れているのかどうか。

条項10を「内部質保証」と限定したのは、外部評価の重要性を否定したように思われるが理由如何。

条項：１理念・目的、２教育研究組織、３教員・教員組織、４学科・専攻科の教育内容・方法・成果、５学生の受け入れ、６学生支援、７教育研究環境、８社会連携・社会環境、９管理運営・財務、10内部質保証

・「特徴」と「特長」の使い分けについての説明が必要。

・学校教育法、短期大学設置基準等に明らかな短期大学の在り方を、なぜ最初に謳う必要があるのかが充分には理解できない。大学基準協会の短期大学基準が新たな短期大学像を明らかにし、その基準によって、上から短期大学を評価してやるという姿勢が強く出されているようにさえ感じられる。一サイクルの７年間の経験を通して、ようやく我が国の公立・私立短期大学に、自己点検・評価、外部評価、「認証評価」等を通じて、各短期大学が主体的に評価文化を内在的に育成されてきたと、私は考えているが、そうした方向に馴染まないように思われる。

ここでは、10の条項を踏まえて、各短期大学が、①教育研究活動等の質を保証すること、②この評価結果に基づき各短期大学が教育研究活動等の改善に役立てること、③各短期大学の設置・運営が広く国民の支持が得られるよう支援・促進するものである、とした独立行政法人大学評価・学位授与機構の『短期大学機関別認証評価実施大綱』の「評価の目的」の記述が参照になるように思われる。

・短期大学基準の意義を明確にし、10の各条項の構成と位置付けについて整理して示していただきたい。　【長野県短期大学】

専修学校における単位制・通信制の制度化について（回答）

公短大協第88号　平成23年11月９日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室長　宛

（会長名）

標記のことについて、別添のとおり、回答いたします。

（別添）

今回の「専修学校における単位制・通信制の制度化」は、各種調査にも示されている、社会人等の多様な学習ニーズへの対応を背景としたものであり、今後一層推し進めていくべき施策だと考えられる。また、国家資格者養成における通信制課程は現行では非正規課程であるが、今回の制度化は、これを正規課程に位置づけて、大学編入などさらなるキャリアの展開に門戸を開き、また奨学金等の就学援助も可能にしようとものであり、高く評価されるべきものである。さらに、社会人の就学で一番問題となるのが仕事と学業の両立であるが、この点についても、単位制の導入や、短期教育プログラムの積み重ねによる学習成果の評価を行うことで、自分のペースにあった学習を可能にしており、画期的であると思われる。このほかにも、３）専修学校設置基準別表第一の備考２の二、別表第二の備考２、別表第三の備考２の一、および別表第四の備考２の一に、「科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合」において、校舎面積および教員数を相当数増加させるよう謳われているなど、不確実な要素に対する措置も考慮されている。

今回の制度化に関しては、全体的には異論のないところである。しかしながら、以下について一層の

検討をお願いしたい。

（1）今回の案が実施されれば在籍学生の流動性が高めることになろうが、この場合学生の「定員」はどのように位置づけられていくのか。特に、厚生労働省の資格者養成課程の認可および運営においては、定員が重視され、その順守とそれに合わせた教員配置や設備が求められている。この問題は定員を比較的多めにとれる通信制よりも、通学制にとって重大な問題である。流動部分を科目等履修生という位置づけで吸収する策もあると思われるが、国家資格には、教職免許のように所定の単位を取得すれば申請ができるものばかりではなく、厚生労働省の資格のように、（同省の認可する）正規課程に入学して修了（卒業）することが資格取得の要件になっているものもあり、この場合科目等履修生では資格申請はできないことになる。これらの状況も考慮したうえで、検討をお願いしたい。

（2）単位制の主なポイントの「（5）単位制による学科の科目等履修生」に、「専修学校の生徒以外の者が、専修学校の正規課程の授業科目を履修し、後に専門学校の単位制による学科に入学した場合、入学前に取得した単位を当該専門学校の単位とみなし、その単位を付与することが可能」とあるが、専修学校設置基準の改正案をみる限り、その付与に制限がない。この案は、大学・短期大学に在籍しながら、専門学校の科目等履修生となるというダブルスクールの可能性を秘めていると考えられるが、その場合、最近大学・短期大学で導入されてきているCAP制（1年間で履修できる単位数を制限）と齟齬をきたすと思われる。CAP制は単位数、すなわち履修科目を制限することで、履修科目をきちんと学ばせるという趣旨であるが、今回の案が実施されると、履修科目が減った分を専修学校の科目等履修にあてることも可能となり、それではCAP制の趣旨が十分生かされない。また、学生の心身の負担も懸念される。ダブルスクールは大学・短期大学と専門学校双方の同意を原則とする、ダブルスクールの際の単位認定には制限を設けるなど、一定の歯止めが必要であると考える。

（3）今回の資料では、たたき台その1の「背景」に出てくる、「短期教育プログラム」の具体像が見えてこない。今回の案の中心概念のひとつであると考えられるので、詳細な説明をお願いしたい。

（4）単位制について

・大学・短期大学の設置基準に準ずるのであれば問題ないと思われる。

しかし、編入の際の単位認定となると、大学・短期大学では幅広い教養教育の上に立った専門教育を組み立てていることを考えると、単に内容、時数で認められた単位を、大学の単位として認定して良いのかは疑問である。（同一科目名でも、専修学校の高等課程における授業は、同専門課程に必要な内容となるわけであるので、内容は大学・短期大学と専修学校では大きく異なったものとなるのではないか）。

・「授業時数の単位数への換算」する単位制は、現行設置基準上認められ、専修学校の特性を生かし弾力的な運用が図られていると思料されるが、現行基準における単位制の問題点はどのようなことか、また、このたび大学・短期大学と同様の単位制を敢えて制度化する必要性について明示されたい。

（5）通信制について

専修学校の多くが実技・実習・実験・演習を必要とする学科が多数ではないかと思われる。このような授業形態を必要とする課程を通信制とした場合、資格取得レベルの低下・資格の乱発など様々な問題が起きるのではないか。

「平成21年告示高等学校学習指導要領に対応した平成28年度大学入試センター試験からの出題教科・科目等について（中間まとめ）」について（回答）

公短大協第103号　平成24年1月31日

独立行政法人大学入試センター理事長　宛

（会長名）

日頃、お世話になっております。

さて、先日ご照会のありましたこのことについて、本協会加盟会員校20校に対し意見照会をいたしましたところ、6校からの意見をとりまとめましたので、別紙により回答いたします。

なお、会員校20校中14校については、意見なしの回答を得ておりますことを申し添えます。（参考添付：平成23年12月20日付け公短大協第95号【略】）

（別紙）

○「中間まとめ」（前文）について

・出題科目が細分化され、受験者が選択しやすくなり、センター利用が増えると考えます。

・新指導要領に対応し、大学入試センター試験の出題教科・科目について、（１）、（２）の観点から、検討が行われてきたことは、妥当と存じます。
・高等学校に混乱をきたさない観点からも、中間まとめの公表は必要と思われます。
・適当です。
○「１出題教科」について
・平成25年４月から高等学校において実施される教科に対応して、平成28年度大学入試センター試験から、必履修教科の中、国語、地理歴史、公民及び外国語の４教科を出題対象とすることは、妥当と考えます。
・本年度の経験を踏まえ、地理歴史と公民をまとめ社会とし、教科としては、国語、外国語、数学、理科、社会、専門科目に関する科目とすべきではないか。
直接に本学の入試内容に直ちに影響するものではないが、基礎学力の水準を高めることを入試レベルでも検討すべきかと考えます。
・特に意見なし。現状の方向性で引き続き検討をお願いしたい。
・適当です。
○「２出題科目等」について
・配点については、「決定次第、公表する」と記されているが、
〔国語〕においては、現行と同様に、大学が、特定の分野を指定できるようにしていただきたい。
〔英語〕においても、現行と同様に、大学が、筆記とリスニングの得点を分けて利用できるようにしていただきたい。
・平成28年度大学入試センター試験の出題科目等について、特に異論はありません。
・国語について、案は「国語総合」１科目としているが、外国語教育の充実をあまりに重要視することにより、国語教育の充実が脇におかれるようなことがあっては問題が残ります。現代文Aと古典Aのいずれかを選択問題として加えるなど検討が必要かと思われます。古典といわれる美文にふれる教育は、論理的思考の熟成や情緒豊かな人間形成に不可欠な課題だと思われます。
社会については、地理歴史の６科目と公民の３科目の計９科目の中から２科目選択としてよいのではないか。
・入試の公正性から、出題科目数はある程度絞るほうが望ましい。
国語の出題科目が統合されたのは評価できます。
・適当です。
○その他
・平成27年度からの数学・理科の変更に加え、平成28年度から出題科目等が変更されることは、妥当と存じますが、試験実施方法等、なるべく早い時期に決定、公表がなされるよう希望致します。
・英語にコミュニケーション科目が増えることで、センター試験の方法が複雑になるのは避けて欲しい。

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見等について（回答）

公短大協第108号　平成24年２月17日

中央教育審議会教育振興基本計画部会部会長　宛

（会長名）

文部科学省生涯学習政策局政策課から平成24年１月24日付け事務連絡でご依頼のありました標記のことについて、別紙のとおり提出いたします。

（別紙）

１.「第２期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」（平成23年12月９日、教育振興基本計画部会）に対する意見等について

（１）「Ⅰ　我が国の教育をめぐる現状と課題」（P１～P６）に関し、

・我が国の超少子高齢化の現状は、何と言っても歴史（世界史）的に全くの初体験ゾーンへの突入であり、先行モデルが存在しない。したがって今回の第２期基本計画策定を含めて、常にPDCAサイクルを確実に回し継続的検証を行っていく必要性を痛感する。
・「社会の急激な変化」や「我が国が直面する危機」には、主に日本全体に共通する動向が記述されており、概ね妥当だと思うが、地方の衰退・疲弊の現状にほとんど言及されていない点に大きな不満が残る。「都市化・過疎化」や「地域間の格差」など、それに類する言葉はあるが、地方の市町村における急激な人口減少、地域産業の衰退、国土全体の経済・産業発展のアンバランスなどが、もっと強調されるべきである。
東日本大震災からの復旧・復興が焦眉の課題であるから、被災地や東北地方への財政的・教育的支援の重要性を否定しないが、日本全国の諸地域の農林・水産業、農水産加工業、伝統産業などの振興・活性化のための支援も、目標の中に入れる必

要がある。

・P２（２）－②<我が国の直面する危機>に関して、近年、トラブルを生じた、ある規模を持ち公共性を有する組織・企業などのトップ経営者の言動に象徴される社会性の欠如、倫理観の（質の）低下・内向きの倫理観（→倫理観格差？）などに接し、こうした現状の変革に何らかの役割が教育に課せられているのではないかと考える。

・P.３（２）－③の（高齢者、女性等の社会参画）に関し、女性が、少子高齢化による労働力不足の補完と位置づけられていることは問題である。
新たに、例えば（女性等の積極的社会参画による多様性に富む社会づくり）という項目を設け、「これまで、必ずしも女性の能力を伸ばすことや女性の自立に向けた教育は十分ではなかった。」という反省を入れて「女性の能力の正当な評価と活用を通して、従来の社会に不足しがちだった多様性や柔軟性に富む社会づくりが可能となり、大きな社会変動にも対応可能となる」といった内容にした方がよい。

・我が国の教育をめぐる現状については、多面的な分析がなされており、こうした　現状認識に即して課題が設定されている。これからの社会を展望すると、わが国が国際社会の諸側面で役割を果たすことが求められるが、こうした要請に十分に応えうる力量を持った人材を育成することが重要な課題となろう。
教育における質の保証は重要な課題だが、「質」の内容として、専門分野の系統的な知識を備えるだけでなく、質の高い教養を身につけることも明確に位置づける必要があることを感じている。地球環境問題をはじめとする人類共通の諸課題に取り組み、その解決に参画できる力量を形成する教育プログラムを作成することが期待される。

（２）「Ⅱ　今後目指すべき教育の姿」（P７～P20）に関し、

・P.８「（１）－②（豊かな心と健やかな体の育成の状況）」に関し、健康教育・実践はその後の健康状況に影響が大なること、特に喫煙を含む生活習慣は早い年代から気付かせ十分理解させる教育的方策をとるべきである。教育指導の着実な成果のため、たとえば禁煙の取組みに関し行政、政治家レベルの認識状況が足かせとなる場合があり、教育と行政・政治（家）が同方向性ベクトルを共有することが円滑な進展に欠かせない点を喚起すべきと考える。

・P.８「（１）－③これまでの教育行政の評価」に関し、<教育課題が依然として指摘される要因の例>にもあるように、教育成果の確認が十分にされなかった（PDCAが未機能）と思われる。

・P.９今後目指すべき教育の姿として、「自立、協働、創造」をキーワードとする整理は有効なものと受け止めている。これからの教育は、個人の多様性を尊重するなかで個人が自立できる力を養い、力量を備えた諸個人の協働によって社会が必要とするものを創造するという社会づくりが望まれる。
その際、配慮されるべきは、「学びのセーフティネットの構築」にもあるように、学ぶ意欲のある者が教育を受けられるシステムをつくることであろう。現状のような偏差値で学力を測って入学者を選抜する方式を再考すること、また、特に高等教育の学費が高いことも改善する必要があると考える。

・目指すべき教育の姿として提言されている諸項目には賛成である。しかし、上述の「現状と課題」との関連でいえば、地方の活性化、地域産業の振興・発展に寄与するような教育の提言があってしかるべきである。今日、過疎・離島地域における人口減少、それに伴う小・中・高の学校の閉鎖・統廃合の勢いはすさまじい。学校がなくなることによって、地域コミュニティが急速に崩壊している。参考資料「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の中に、「少子高齢化の進展」の事例として「限界集落」の急増が指摘されているが、事実が指摘されているだけで、それをどう克服していくのか、教育の側からどう支援していくのか、について何の言及もない。

・P.10「（２）－①（教育における多様性の尊重）」に関し、個人における弱点の克服・改善、強み（長所）の伸張がバランス良く配慮されることが大切と考える。多様性を尊重し過ぎて周囲組織・社会との協調性・連携が破綻してはいけません。また、特に高等教育では個人の習熟度・達成度に応じて、個人の教育スケジュールに時間差（例：学業成績による留年や再履修、進級・卒業延期）等の差異が生じることや、その結果として就職・年収に格差が生じることは原則として社会的に容認されることを明確にしておくべきと思う。

・P.10「（２）②教育に対する社会全体の「横」の

連携・協議」に関し、関連する政策として、男女共同参画政策（大学進学率の男女格差、大学における専攻分野の偏り、隠れたカリキュラムの問題等）を追加した方がよい。

・P.12「たくましくなるような教育」（個人状況・時期的問題等を配慮した上で）は重要であり、打たれ強い人間（心と体：精神的、肉体的）を育成するために、適度なストレス状況を排除せず抵抗性・抵抗力を高める教育方策が求められると考える。

・P.14（高等教育段階修了までに身につける力とその方策）に関して、まずは特に専門的知識能力等の養成では、達成基準の明示、達成度等の適正なチェック、付与される認証・資格等、そのレベルにふさわしい価値、につき明確な共通認識が大切と考える。社会的に容認される適正な区別や格差の存在を一括して単純に否定すべきではないと思っている。

・P.17-18「ハ学びのセーフティネットの構築」について、特に高等教育では、グローバルな時代を生き抜くため、「ふるいにかける」選抜は必要なものと考える。出る杭は打たず個の特徴能力を可能な限り発揮させることが大切であり、時に「ふるい」により敗者が出ることになるが、教育機会の平等性の担保、再挑戦できる環境が強く求められていると感じる。一方、勝者や受益者などが、相応の負担を追うこと、主体的意志による所属社会への益の還元などを通して個人の社会性が発揮されることが価値あることと感じられる倫理観や環境の醸造も重要であると考える。

（３）「Ⅲ　今後５年間に実施すべき教育上の方策」（P21～P25）に関し、

・教育分野で、いかに優れた教育・先進的教育に努力しても、それを受け入れる社会環境が未整備のままでは、当該学生たちが、その狭間に落ちて苦しむことになる。そのようなことのないよう、過渡期のおける教育についてもきちんと検討してほしい。

・P.22「（１）－②～個々の能力は重視されるべきこと・異能を認めること」を前提に、その結果生じる差異は、社会として受け入れることが現実的に一般的な感覚・感情と思う。また、個人が「あこがれる能力・なりたい理想像」といった高みに向かって励むことに対しては大いに支援がなされるような環境整備の方策を望む。

・P.23高等教育段階の取り組みに関し、次の事項についての検討を望む。

①我が国高等教育がユニバーサル化した今日、生涯学習社会における「短期大学」の役割の明確化と大学制度上の在り方について

②早期化・長期化している就職・採用活動に対する抜本的な是正措置（法的措置を含む。）の検討による学習環境の改善と教育の充実について

・P.24「（４）絆づくりと活力あるコミュニティの形成」に関して、教育における家庭の役割は大きいものがあり、もっと強調されてよいと考える。少子化・核家族化等で現状では十分に発揮されていないものの中長期的には家族力の重視・強化は最重要課題の一つと思う。

・提案の方向を踏まえた意見（３点）

第１は、今後の５年間に、段階的に社会人が学べる仕組みをこれまで以上に広げることが必要と考える。我が国の高等教育における社会人学生の比率は、OECD諸国の中で極めて低位にある。活力のある社会を形成するためには、様々な年齢の社会人・職業人が学び直しのできる環境を整備してゆくことが大きな意味を持つ。こうした方策を進めるためには、企業における長期研修制度の整備も欠かせない。

第２は、学生の社会参画への意欲や問題解決能力、協働によって新しいものを創造する能力などを総合的に評価できる測定指標を作ってゆくことが求められる。こうした能力も質保障の内容に加えてゆきたい。

第３に、多様な課題を同時に進めるために、各年度の進捗状況をきめ細かく点検する作業が必要であろう。

・「今後の目指すべき姿」と関連して、学校教育や社会教育をつうじての地域づくり・絆づくりが重要な方策になるが、諸地域における小・中・高の学校や地方の公立・私立の大学では、その土地にふさわしい環境教育、資源・エネルギー教育、農業・水産業教育、伝統産業教育などを企画し実践する必要がある。国および地方自治体の教育行政も「その土地に残って（または戻って）地域貢献をしてみよう」と考えるような意欲的な人材を育成するために、もっとその種の教育を推進すべきであり、支援すべきである。

（4）「Ⅳ　施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」（P25）に関し、

・「施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」として挙げられている４項目は、いずれも重要な事項と考える。
このうち、特に重要と思われる項目は、国民の教育への意欲や期待を敏感・適切に受け止め、それを教育システムにフィードバックすることであろう。また、社会人を含む多様な国民各層が、学びたいときに学べる環境を整えるために、学費負担を大幅に軽減する政策が必要であろう。

・特に教育に関する費用負担の在り方については、慎重な検討を望みたい。
費用負担ができないために、意欲も能力もある若者が教育の機会を奪われることがあってはならない。

・「参考資料」（P.15）の○教育に関する費用負担について、③「教育政策の成果を出すことは必要」とあるが、成果をいかなる指標で評価することが妥当か、議論を深化させ早急に明確化する必要があると考える。

2．「その他、次期計画における成果目標や具体的な方策」に関する意見等について

・行き届いた現状分析に基づく基本計画となっていると思う。今後、こうした議論に、より多くの大学人が参画できる方策を考えてみたいと思う。

・全体として、教育の目的が「社会のニーズ」に合わせること、当該社会にとって有為な人材を育成することに偏りすぎているように感じられる。教育の使命は、P.１にある通り「人格の完成による個人の自立」であり、基本的には個々人の能力や意欲を引き出すことにある、という側面がややなおざりにされているのではないか。

・（個別の論点にはふれず、全体についての感想）
振興基本計画にもかかわらず、教育の理念や内容に踏みこんだ計画になっているようにうかがえる。現場の感覚からすれば、この教育の理念や使命は、個々の大学や短期大学の教員集団が自主的、自立的に定めていくことがまずは基本にあるべきかと思う。国や行政には、教育環境の整備、情報・教育経験などの共有化の環境づくりにこそ力をそそいでいただくような施策が望まれる。そのためには、現在の問題点や課題が生まれてくる歴史的経緯やこれまでの施策の反省的点検を踏まえての問題発見・課題設定が必要になる。「時代や社会がこうなっているから、こういう人材養成や教育が必要だ」というまえに、なぜこうした時代や現代的な社会矛盾が生まれたのかの議論が中教審においても行われることを望む。そうでなければ、現場は状況対応型の教育、人材育成しかできなくなってしまう。歴史的にかつ構造的に社会を批判的に見ることのできる能動的市民の育成、それこそが求められているのではないか。いいかえれば、教養教育の改めての必要性はそういう点にこそ対応しているのであって、「競争に勝ち抜く力」を育てることが教育の目的になっては問題が残るのではないか。

・グローバル化は、たしかに今日の教育のキー概念であり、今まで以上に促進すべき課題であることは理解できる。しかし、そのかけ声の下で、地方の無視や切り捨てが進んではいないだろうか。中教審の委員の中に、地方の声を代表・代弁する人がほとんどいないことに強い危惧を感じる。

・保健医療分野で禁煙を含む生活習慣の改善等の健康教育の実効性をあげる方策としては、教育が主導しつつ行政（省庁横断的）との一層密な連携・取り組みが必要と考える。

平成24年度

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）に対する意見について（回答）

公短大協第24号　平成24年６月１日

中央教育審議会
教員の資質能力向上特別部会
部会長　田村　哲夫　様

全国公立短期大学協会
会長　難波　正義

文部科学省初等中等教育局教職員より平成24年５月16日付け事務連絡においてご依頼のありました標記意見照会に対し、別紙のとおり回答いたします。

（別紙）

Ⅰ．現状と課題

１．これからの社会と学校に期待される役割

・急速に進むグローバル化と社会構造の高度化に対応できる人材の育成は、学校に期待される基本的な役割であると考える。「国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題解決を行う人材」という考え方を是とする。

・国全体としては、グローバル化・情報化への対応は重要であろう。一方、日本各地では少子・高齢化に伴い、地方の衰退、地域コミュニティの崩壊、後継者不在、限界集落の急増など、深刻な事態が広範囲に生まれており、学校は地域の再生と生活・文化の拠点たることが求められている。

2．これからの教員に求められる資質能力

・教員個人の資質能力の向上は、非常に重要であるが教員それぞれの能力が十分に発揮できるような環境が整備されていない現状にある。

医療現場における医師と同様に、得意分野の異なる複数の教員がチームを編成し、チームとして教育活動に当たることで、それぞれの長所を十分に引き出すことが望ましいと考える。また、医療現場で看護師が大切な役割を果たしているように、教育現場においても、教員とは別に、個々の生徒に寄り添いサポートする役割を果たす者の拡充が必要ではないか。

教員の資質向上のみではなく、学校教育のあり方そのものを俯瞰的に見直す必要があると考える。

・教員にふさわしい高度な資質や専門的能力が求められていることは否定しないが、地域の活性化・発展のために活躍する企画力・実践力にあふれた教員、地方に残って地域教育に尽力する意欲的な教員を、もっと組織的に育てていく必要がある。

・児童・生徒としっかり向かい合い、各自の能力や資質を十分に引きだし、心身の発達を図るために、教員の人間性とコミュニケーション能力が何よりの大事な資質となる。そのうえで高度な専門性を求めたい。

・教員に求められる資質能力には、Ⅰ－１で言う「幅広い知識と柔軟な思考力」を加えるべきと考える。

3．取り組むべき課題

・教員は、基本的に知的好奇心が旺盛である。教員の多忙化のために、教員の人間性が阻害されている現状がある。「幅広い知識と柔軟な思考力」を身につけるためには、「学び続ける」場の柔軟な確保が必要である。

・教職課程にある学生にも、現職の教員にも、実習と研修（大学院修士課程での学びも含む。）の機会を多く提供できる体制をつくることが有用である。また、自己研修のための時間を十分に保障することも、教員の教養を高めるために必要である。

・大都市だけでなく、地方の市町村、さらに過疎や離島地域の振興・発展のために、今どんな教育・文化活動が必要か、学校はその中でどのような存在であるべきかを、行政と大学との連携・協働により有効な方策を示す必要がある。

Ⅱ．改革の方向性

1．教員養成の改革の方向性

・教員の高度専門職化のために教員養成を修士レベル化することは、他方で目指している多様な人材の登用を阻害する要因となる恐れがあるとともに、社会人等が様々な段階で教員を志すためには、修士レベル課程の設置により障害を生ずる恐れがある。

現在の教員養成システムの方が、多様な学習や経験を積んだ多様な人材が集まることが期待できることから、教員の高度専門職化については、あくまで教員採用後に様々な研修機会を通じて資質能力の向上を図るべきである。

現在の「開放制の教員養成」を是非堅持していただきたい。

・「教員の修士レベル化」について、理念には賛同できる。しかし、これが充分に意味を持つためには、教員の資質向上を問う以前に、Ⅲ－７に記述されている教育条件の整備が重要ではないか。

・教員養成の修士レベル化は時代や社会の要請として支持するが、短期大学での教員養成が無意味ないし不要になったとは考えられない。短大での教職免許取得の意義について引き続き検討をお願いしたい。

2．教員免許制度の改革の方向性

・一般免許状、基礎免許状の創設が、これまでの一種免許、二種免許の廃止をただちに意味するのであれば、反対である。

短大での二種免許の取得は、カリキュラムや教育内容の充実、受験生にとっての魅力につながっており、四年制大学への編入の大きな動機づけともなっている。

・教育現場には多様な人材が必要であり、また、社会人が様々な段階で教員を志せるための仕組みも必要であることは理解できる。しかし、「一般免許状」取得のための「基礎免許状」の位置づけや、「特別免許状」、「特別非常勤講師制度」の規定が曖昧である。併せて、現在の二種免許状を今後どう扱うのかも明示されたい。

・短大卒及び非教員養成系大学卒の教員への対応

は、今後の詳細な制度設計に委ねることとされたが、我が国の現状を鑑みるに、まず取り上げるべき重要な事柄と思料する。今後の審議において、検討の深化を切にお願いするとともに、その実現可能な具体方策の明示を期待する。

・Starting Strongの日本の取り組みに諸外国と比較した遅れがみられることは憂慮すべきことである。国は、早急に就学前教育の資格制度ビジョンを示してほしい。

・「基礎免許状」、「一般免許状」の内容はよく理解できる。ただし、免許状の名称については、さらに適切なものを検討願いたい。

・現在の教員に求められる資質能力は、多様化・高度化しており、教員を短期大学で養成することは多大な努力を要しているところである。

Ⅲ．当面の改善方策～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

1．基本的な考え方

・教育委員会と学校との連携・協働、修士レベル化等の基本的な考え方は良いと思うが、問題はその中身をどのように作るかということである。例えば、修士課程における教員養成の主要な重点をどこに置くか等が十分深められる必要がある。

また、教育委員会と大学との連携・協働はぜひ進めたい方向性であるが、さらに地域もしくは児童・生徒の保護者との連携の場を設定することが有効ではないか。保護者からの意見や希望を聞くなかで、保護者の成長を計ることも重要な方向性である。

2．教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

・採用に当たっては、学力・成績等による判断基準も重要であるが、それと並んで教員としての資質・情熱等を尊重する基準も同様に重要である。初任者研修には十分な時間をとり、現場での教育実習を通じた研修が大きな意味を持つものと考える。

・実習前の意思確認は、客観的な基準を作ることが難しい。大学教員の話し方で学生の意思をある程度誘導することができる。大学のイメージを守るために不安な学生の実習を取り止めさせることもできるし、免許取得率を上げるために無理に全員を実習に出させることもできる。実習前の意思は、大学の経営方針や教員の考えで誘導することができるため、このカリキュラムの改善案は形骸化すると考える。

3．現職段階及び管理職段階の研修等の改善方策

・時代の変化が速く、過去に修得した知識では間に合わなくなることに鑑み、現職の教員については、10年～15年に一度は大学院で学ぶ機会をつくることが有益である。そのためには、土日・夜間開講の大学院を増やす必要がある。

・自主研修の活性化の提案は賛成である。「実績のあるNPOや民間企業等が主催する研修」だけでなく、それ以外の多様な民間研究会への研修参加をも認める柔軟さ・寛大さがあってよい。

4．教育委員会、大学等の関係機関の連携・協働

・連携と協働は、今後大いに進めるべきであるが、この連携・協働によって何を課題として、何を生み出すかについては、より明確にする必要がある。また、地域の住民、児童・生徒の保護者を何らかの形で連携・協働のパートナーにできないだろうか。

・教育委員会と大学等との連携強化は賛成である。とくに地方にあっては地域の経済・産業・文化・教育の振興のために、これまで以上に学校が果たす役割についての積極的な方策を、諸機関が連携・協働して提示すべきだと考える。

5．多様な人材の登用

・民間企業で教育面での成果・実績のある者や、弁護士などの専門職、芸術家など多様な人材を登用することは、教育の幅を広げる上で有効である。

6．特別支援教育の専門性向上

・全ての学校種の「基礎免許状（仮称）」カリキュラムにおいて、特別支援教育に関する科目を増設すべきである。

・我が国で遅れている教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることには、今後力を入れるべき課題である。また、早期に適切な支援教育がなされ、自閉症児などの問題を大幅に改善するために、特別支援教育の体制を強化する必要がある。

7．学校が魅力ある職場となるための支援

・それぞれの学校において明確な教育理念を持ち、その理念を実現するために教員組織が協働できる環境をはぐくむことが基本である。教員が協働のなかで相互に学び合う職場を実現するため、管理職はリーダーシップの発揮が求められる。

・５～６年間の時間と金額の投資に見合うだけのリターン（給与等の処遇）の補償が不可欠である。特に幼稚園教諭の給与面の改善と生涯を通じて働くことの出来る環境づくりが必要である。

８．その他

・「幼稚園教諭」「司書教諭」「栄養教諭」等の人材育成に関して、質の担保・資質向上という観点からの制度改革が必要である。この領域でのビジョンを明確化してほしい。

・児童・生徒にしっかりした基礎学力をつけさせることは、教育の基本です。それが行き過ぎていたずらに偏差値を高めることを目的とするような教育とならないよう配慮することが大事である。

平成24年度学生の就職・採用活動に関する調査（就職問題懇談会）（案）に対する意見について

事務連絡　平成24年６月28日

就職問題懇談会　座長　濱口　道成　様

全国公立短期大学協会理事
就職問題懇談会委員
美田　誠二

このことについて、別紙のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

（別紙）

６月20日開催の「平成24年度就職問題懇談会（第１回）」で提案のあった標記「調査（案）」に対し、以下の通り意見を提出します。

１．「本調査の趣旨」に関し、

企業関係団体・労働団体・就職情報等関係団体及び関係省庁で構成する「就職問題懇話会」を念頭において、本調査の構成の見直しが必要と考える。従って、学生の就職先に関する実態を踏まえ、企業に限らず自治体はじめ国の機関等を含めることが望ましい。

「本調査の趣旨」の「企業側との協議」を「企業側等との協議」に、４頁のⅤの「企業の採用広報活動について」を「企業等の・・・」に改める。

２．調査事項Ⅱ～Ⅳに関し、

（１）調査内容及び調査対象期間に関しては、各大学等における実績等を基に大学等が回答できる調査事項に改めてはどうか。

具体的には、調査事項Ⅱの「学生の就職活動について」に関しては、昨年度との比較の中で、平成24年度（平成25年３月卒業）に係る学生の就職活動を問うているが、本年度の実績が確定していない時期であり、調査回答者（大学等の就職担当等）の判断又は推測で回答をせざるを得ない（実態が正確に反映されないリスクを伴う。）のではないか。今回は、平成23年度の実績をベースとした調査に改めては如何かと考える。

（２）併せて、毎年度の本調査時期（７～８月ごろ）における各大学の状況の把握については、その必要性の有無を含め改めて検討方をお願いしたい。

３．調査事項Ⅴに関し、

（１）平成23年３月の経団連の「倫理憲章」等の改訂に伴う影響調査については、平成23年度の実態把握調査をまず実施すべきと考える。本調査時点（平成24年７月～８月）における各大学の状況等については、必要に応じ、別途柱立てをし、記述方式の調査にするなどの工夫ができないか。

（２）また、大学等における望ましい企業等の就職広報活動、採用選考活動の開始時期に関しては、本就問懇において大学等側の基本方針を決定・確認し、企業・団体等に対して要望書を、一方、各大学等に対しては文書により周知と適切な対応方を「要請」してきたところであり、本調査においてこのような設問が妥当かどうか。

（３）各大学のキャリア教育、職業教育等の実施状況については、「倫理憲章」に係る調査とは別に柱を立てて整理しては如何かと考える。

４．調査事項Ⅵ（その他）に関し、

その他の「未就職者支援」、「ハローワークとの連携」については、重点的な事項として、別途柱立てをし、整理をしてはどうか。

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第39号　平成24年８月９日

総務大臣　川端　達夫　様

全国公立短期大学協会
会長　難波　正義

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、協会に加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営しており、関係者一同地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材を育成できるよう、懸命な努力をしています。

現下の厳しい経済情勢のもと、授業料等の減免措

置なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増えるなどの一方、公立短期大学を巡る財政事情は、地方自治体の財政状況もあって、厳しい状態にあります。

このような公立短期大学の実情を御賢察下さいまして、我が国全体の厳しい財政状況は承知しておりますが、平成25年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望します。

＜参考＞

地方交付税基準財政需要額における公立短期大学の学生一人あたりの単位費用の推移（一部年度略）

（単位：千円）

対　象		H13年度	H22年度	H23年度	H24年度	対H13年度比H24年度の減少率%
単位費用		389	248	243	242	△ 37.79
短期大学	理工系	1,191	944	936	930	△ 21.91
	家政系	743	635	627	621	△ 16.42
	芸術系	1,024	635	627	621	△ 39.36
	文科系	515	381	376	373	△ 27.57

註：平成15年度、家政系・芸術系を簡素化等のため統合。理工系は医療看護系を含む。

「第２期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に係る意見等について（回答）

公短大協第51号　平成24年９月14日

中央教育審議会

教育振興基本計画部会

部会長　三村　明夫　様

全国公立短期大学協会

会長　難波　正義

文部科学省生涯学習政策局政策課より平成24年８月28日付け事務連絡でご依頼のありました標記意見照会に対し、別紙とおり回答いたします。

（別紙）

前文【報告（Ｐ２）】

・今回の基本計画は、誰に呼びかけたものか。「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的学び」とあるのは、国民一人一人への呼びかけに見える。しかし、基本計画を実現すべき主体への言及が曖昧であるように感ずる。

・「人に絆」が強みとの認識ですが、いじめ、不登校、精神的病みなど、現在の主要な傾向はこの「絆」の崩壊にあり、震災やその後の復旧過程で示されたもののみを一面的に強調するのは如何か。本文のほうではその「反省」も指摘されているだけに、現実を直視する必要があるように思われる。被災地でも「共同体」の機能が維持しえていたところとそうでないところでは対応に差がでたとの指摘もある。

第１部 我が国における今後の教育の全体像

Ⅰ　教育をめぐる社会の現状と課題【報告（Ｐ３～８）】に関し、

・教育の使命を実現させるべき場が、「社会の諸情勢」に加えて「東日本大震災の衝撃」にわったって分析されているのは、当然と言えば当然で了解できる。さらに、そののなかに見出された「希望」「東北発の未来型教育モデル」が、課題解決のキーの一つとなると指摘しているところは了解できる。しかし、「社会システム転換に必要性」から「国民全体の幸福の実現」への道筋を、公立短期大学の教育・研究にどう具体化していくかは、これまでの歴史的蓄積のなかからキーになるものをいくつか確定して、それを継承・発展させていく道筋を立てることとなり、簡単ではない。そこが最も重要であろう。

・「日本人の使命」などの強調が見られますが、「地球市民」として成長する過程をもっと重視すべきなのでは。教育が「国益」に従属するかの感をぬぐいきれない。

震災からの教訓に、なぜ原発事故や「安全神話」の問題がでていないのか、理解に苦しむ。

・Ｐ４・（格差の再生産・固定化）５行目「・経済的格差」の後に「性別による格差」を加える。

・Ｐ４・（３）東日本大震災からの教訓（東日本大震災がもたらした衝撃）の１つ目の○の４行目の「全国に及んでいる。」の後に「加えて、原子力発電所事故に伴う放射能汚染の除去をはじめ今後の原子力発電所の在り方など喫緊の課題となっている。」を加える。

・Ｐ６・（新たな社会モデル～知識を基盤として自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の実現～）の４つ目の「○」の１行目「の３つの方向性

を実現するための生涯学習社会の構築を旗印とする。」を「に向けた一人一人の主体的な学びを実現するための生涯学習社会の構築を目指す。」に改める。

Ⅱ　我が国の教育の現状と課題【報告（P９～P16)】に関し、

・（小学校就学前教育段階）について、「小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う意義を有するものであり」との記述があるが、OECDからも指摘された「乳幼児期からの学力・就業力形成」に関するエビデンスに基づく課題の記述が、欠けているのではないか。また、計画全体に幼児教育について「幼稚園」の記述しかない個所が多いが、「認定こども園および幼稚園」と記載すべきではないか。

・大学のガバナンスの機能強化をいうなら、安定した財政基盤の保障と一体的に論ずるべきである。また、大学等の多様な自律的展開を流すための政策誘導を図るとは、結果的に自律的ではなくなるのではないか。公立大学に係るガバナンスへの言及が欲しい。

・（高等教育段階）「公立大学」「短期大学」へ、いささかでも焦点を当てた言及があるべきではないのか。ないのに驚いている。

・P12・②高等学校進学以降の段階における現状と課題（高等教育段階）１つ目の○の６行目の「地域間の進学率には差が存在している。」の後に、「さらに、性別による進学率にも格差があり、女子の四年制大学進学率は男子よりも10ポイントほど低いのが現状である。」を加える。

・P14・１行目の「大学」を「大学等」に改める。

・P16・(教育課題が依然として指摘される要因の例）の３つ目の「・」の５行目の「学校」を「各教育機関」に改める。

Ⅲ　４つの基本的方向性【報告（P17～P25)】に関し、

・これから、本学の自己点検・評価を行い、この４つを単に並列的ではなく組み立て、（高等教育段階修了までに身につける力とその方策）に具体化する道を探りたい。

・P17・（第２期計画が目指す４つの基本的方向性）の１つ目の「○」の３行目「「自立」「協働」「創造」」の後に「に向けた一人一人の主体的な学習の達成」を加え、同３行目の「新たな社会モデルを実現するための」を削り、４行目の「構築を旗印として」を「実現に向けて」に改める。

・P17・２つ目の「○」の４行目の「拡大を食い止める」を「是正する」に、５行目の「社会づくり、地域づくり」を「地域づくり、社会づくり」に改める。

・P17・（学びのセーフティネットの構築）の１つ目の「○」の２行目の「基礎的な条件として、」の後に「学習環境を整備し」を加える。

・P19・（学校内外の多様な環境からの学び）の２つ目の「○」の６行目の「図るため」の後に「の」を加える。

・P20・（高等教育段階終了までに身につける力とその方策）の３つ目の「○」の２行目の「大学教育」を「高等教育」に改める。

・P20・（多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備）の２つ目の「○」の１行目の「大学・」の後に「短期大学・」を加える。

Ⅳ　今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき支援【素案（P24～P27)、報告（P26～30)】に関し、

・公立短期大学としては、この視点が設置者に十分理解され、教育投資の在り方に着実に反映される道筋の確立を期待する。

・原発事故を教育の問題として捉え返す視点を重視すべきである。事故処理、放射能の封じ込め、放射性廃棄物の処理など、科学に期待される課題は大きく、再生エネルギーの開発と両輪で取り組まなければ、「人の住めない土地」は無限に拡大していくことになる。この現実と向きあわない教育政策では意味がないのではないか。

・P26・（教育政策の目的）の３つ目の「○」の１行目の「「自立」「協働」「創造」」の後に、「に向けた一人一人の主体的学び」を加え、３行目の「国として」を「国が」に改める。

・P27・②の１つ目の「○」の１行目の「「自立」「協働」「創造」を前提とした」を「「自立」「協働」「創造」に向けた一人一人の主体的な学びを基本とした」に改める。

・P28・（他の行政分野との連携）の１つ目の「○」の２行目の「密接に関連するものであって」を「密接に関連しており」に改め、「Ⅰ（２）に掲げた様々な社会的課題についても教育政策のみでは解決できないものが多いと考えられる。このことから、」を削る。

第２部 今後５年間に実施すべき教育上の方策（案）～４つの基本的方向性に基づく、８つの成果目標と29の基本施策）

Ⅰ　４つの基本的方向性に基づく方策

１．社会を生き抜く力の養成「基本施策１～基本施策12」【報告（P32～P65)】に関し、

・基本施策４：「幼児教育の充実」について
今後５年間の国の教育振興基本計画に記載される就学前教育の「主な取り組み」について、認定こども園改正法案の通過した時点での、具体的な記載が不足しているのではないか。「幼児教育の質の向上」のために、保育所で教育を受ける子ども、幼稚園で教育を受ける子ども、認定こども園で教育を受ける子どもの、それぞれについて、国は「子どもの学習する権利」を守るためにどのような方策を持っているのか、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の研修システムのあり方、養成課程のあり方、保育所保育指針、幼稚園教育要領、子ども指針（仮称）等の見直し等、今後の教育制度改革に必要な骨子を、今回の方策に明示すべきである。

・基本施策７－６短期大学の役割・機能の検討推進の「さらに検討を図る」方策の内容への言及が欲しい。

・P51・【主な取組】７－６「短期大学の役割・機能の検討推進」を「短期大学教育の充実」に、２行目の「短期大学士課程についても」を、「短期大学士課程教育についても」にそれぞれ改め、「授業計画の充実など大学教育の質的転換をめぐる課題は共通するものであり、」を削り、３行目の「その特性を踏まえつつ」の後に「充実を図るとともに、」を加え、４行目の「検討を図る。」を「検討を行う。」に改める。

・P53・基本施策８【現状と課題】３つ目の○の１行目、及びP54・【主な取組】８－１の２行目、「大学」をそれぞれ「大学等」に改める。

・基本政策８－３大学評価の改善：認証評価を受けている現状から大学評価・学位授与機構の短期大学機関別評価からの撤退で認証評価の後退を感じている。

・P64・【主な取組】12－３の３行目の「大学」を「大学等」に、11行目の「先導的な試行などの取組」を「検討」に改める。

２．未来への飛躍を実現する人材の養成「基本施策13～基本施策15」【報告（P66～P73)】に関し、

・P69・基本施策14【現状と課題】４つ目の○の１行目の「大学」を、及び【主な取組】14－２の３行目の「大学」をそれぞれ「大学等」に改める。

・P71・基本施策15【現状と課題】の３つ目の「○」の１行目の「大学」を「高等教育機関」に改める。

・P72・【主な取組】15－３「大学・専修学校」を「高等教育機関」に改める。

３．学びのセーフティネットの構築「基本施策16～基本施策18」【報告（P74～P83)】に関し、

・P76・【主な取組】16－４の４行目の「を着実に実施する等」を「の着実な実施、給付制度導入の検討等」に改める。

４．絆づくりと活力あるコミュニティの形成「基本施策19～基本施策21」【報告（P84～P90)】に関し、

・P84・【成果目標８】＜高等教育・生涯学習関係＞①の１行目、及びP87・基本施策20【現状と課題】の１つ目の「○」の３行目並びに、３つ目の「○」の１行目の「大学」を「大学等」をそれぞれ改める。

Ⅱ　４つの基本的方向性を支える環境整備「基本施策22～基本施策29」【報告（P91～P105)】に関し、

・P97・基本施策25の見出しの「大学」、及び【主な取組】25－１の「大学」をそれぞれ「高等教育機関」に改める。

・P97・【基本的な考え方】１つ目の「○」の１行目、及び【現状と課題】１つ目の「○」の１行目の「大学」を「大学等」に改める。

・P101・基本施策27　公立大学の財政基盤をどう位置付けているのか分らない。追記を願いたい。

◎提案

・教育振興策を論じているはずなのに、高等教育については４年制大学のみが取り上げられている。またはほとんど４年制大学、しかも問題によっては主要な国立大学、有力な私大にのみかかわる事項・政策に偏重しているきらいさえある。短期大学や高等専門学校なども、そこに含めているつもりといわれるかもしれませんが、結局は、個々の政策執行過程で、これらの「小規模」短大・高専は、政策課題の対象から外されていく。
少なくなったとはいえ、我が国の高等教育機関の体系に位置づけられ、それなりの役割を果たしてきた（また現に果たしている）これらの教育機関を、現在の主要な教育振興策に中で位置づける視点を欠落させては、問題を残すことになる。地域との協働が叫ばれる一方、こうした地域密着型の教育機関の今日的位置づけを改めて考え直してい

ただきたいと思う。「考えていないわけではない」というのは、常に「いいわけ的」な表現にとどまり、具体化したことがありません。

◎総括的な意見・感想等

・四年制大学と短期大学について、大学等と一括りとするのではなく、それぞれの意義や役割を明確化した表記をお願いしたい。

・短大に関して、具体的な言及がないため、意見や感想も「抽象的」になる。原発事故の放射能汚染地域の住民が、「棄民」政策の犠牲とならないように願うとともに、「小規模」の高等教育機関に働く教職員、そこで学ぶ学生たちが、結果として「棄～」の憂き目をみないで済むような教育振興策を期待している。

また、新たな教育振興計画などを策定する場合、第１期の総括、それ以前を含めて、教育の現場ではどのような取組が行われ、何が問題としてあったか、現状と問題の所在、その原因や理由・背景について、国の教育政策の反省的な検討を踏まえて、教育関係者のなかで共通認識を得るための努力が不可欠ですが、今回の審議過程からはそのような点がよくみえません。読み方の問題かもしれませんが、当事者である教育関係者が「我がこと」と感じられるような計画にしてこそ意味があると思いますので、大変な努力のなかで審議を行い、まとめられている労を多とするためにも、広く現場での意見を反映させるプロセスを重視していただきたい。よく行われるパブリック・コメントは、そのひとつの手法に過ぎないのであって、それを経ればよしとの姿勢は「上から目線」といわれかねないと思う。

・ここで述べられていることはまさにその通りであると考える一方で、大学全入時代を迎えた今日にあって、厳しい選抜を経ずして大学に入った学生を対象に、高等教育としての質保証を行っていくことは容易ではないと思う。質保証を全うするためには、出口でのチェックを厳密に行う必要があり、多くの留年生が生じることを覚悟しなければならない。また、それを良として受け止める姿勢や意識が保護者や社会・企業に求められる。そもそも、その前提として初等中等教育段階での教育の水準が保障されることが不可欠である。

確かに、現状における様々な課題を解決していくことは待ったなしであり、こうした改革を遂行するために、教育に対する国民全体の認識を改めていくことを国の教育行政に求めていきたい。

大学・短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職に関する要請（案）、及び（申合せ）（案）に対する意見について

公短大協第57号　平成24年10月16日

就職問題懇談会　座長　濱口　道成　様

全国公立短期大学協会理事
就職問題懇談会委員
美田　誠二

このたび照会ありました標記の就職問題検討委員会（案）に対し、下記の通り意見を提出いたしますので、ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。

記

１．要請（案）の１頁「―就職・採用活動の現状と再認識―」の１行目～４行目をこの項から本要請の冒頭に移行し、本要請を総括する「前文」に位置づけ、本要請の趣旨を簡潔に明示する。

２．要請（案）「―就職・採用活動の現状の再認識―」の記述について

（案）の１頁５行目～10行目の「わが国の平和で・・・・・影響が生じています。」の後に「また、中央教育審議会答申「大学教育の質的転換に向けて」（平成24年８月28日）においても、学生が十分な学修時間を確保し、主体的に学修する力を確実に身につけさせるために、企業には、大学における学修を尊重する立場から、大学側との協議によって採用活動の開始時期を更に見直すなど、就職活動の早期化・長期化の是正を図ることが求められる、としています。」を加える。

＜事由＞　本件に関する就職問題懇談会の共通認識に加えて、このたびの中央教育審議会答申で新たに示された課題認識を盛り込む。なお、中教審答申の指摘については、答申の該当箇所を素直に引用する記述とする。

３．要請（案）「―就職・採用活動の早期化・長期化がもたらす影響―」の記述について（案）１頁の11行目～16行目「中央教育審議会答申（※）・・・是正が課題としてあげられています。」を削る。

＜事由＞　「上記２、」の項で言及するため、この項からは削る。

以上。

就職・採用活動の改善に向けての要請に対する意見について

公短大協第84号　平成25年３月26日

就職問題懇談会　座長　濱口　道成　様

全国公立短期大学協会理事
就職問題懇談会委員
美田　誠二

平成25年３月22日付けで照会のありました標記に関する事務局案について、下記のとおり修文意見を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

１．事務局案に対する修文（２枚）【略】
２．修文反映のもの（以下のとおり）　以上

企業等関係各位

平成25年○月○日

国立大学協会会長　濱田　純一
日本私立大学団体連合会会長　清家　篤
公立大学協会会長　奥野　武俊
日本私立短期大学協会会長　佐藤　弘毅
全国公立短期大学協会会長　難波　正義
国立高等専門学校機構理事長　小畑　秀文
全国公立高等専門学校協会会長　荒金　善裕
日本私立高等専門学校協会会長　神野　稔
就職問題懇談会　座長　濱口　道成
就職問題検討委員会　委員長　吉岡　知哉

学生の学修機会の充実に向けて
～企業等における就職・採用活動の改善のお願い～

平成23年３月、日本経済団体連合会の「採用選考に関する企業の倫理憲章」が改訂され、広報活動は卒業・修了学年前年の12月１日以降に開始することなり、就職・採用活動の早期化・長期化の改善に向けた一歩となりました。しかしながら、依然として、企業等における就職・採用活動の時期は、大学等の授業や試験期間と重複しており、また、大学であれば３年次後期、短期大学であれば１年次後期と学生にとって最も大切な時期の学修機会を損ねるなど多大な支障が生じている状況にあります。また、現状では、留学をあきらめざるを得ないなど、学生が多様な経験を得る機会を確保しがたい状況にあります。

我が国の担い手となる学生一人一人の能力を高め有為な人材を育成することは、国家的な最重要、かつ喫緊の課題であります。引き続き、我々大学等は、大学改革を着実に実行し、我が国の将来を担う人材の育成に努めてまいります。

つきましては、大学等が社会の要請を踏まえつつ、人材の確保という教育の使命を十分に果たすためには、経済界をはじめとする社会の理解と協力が不可欠です。我々大学等の総意として、学生の学修機会の充実を図る観点から企業等における学生の就職・採用活動の改善に向けた以下の取組を強く要請いたします。

①学生の学修機会の充実に向けて（学生が就職活動に費やす時間の短縮）
・広報活動は、卒業・修了年次４月以降開始
・採用選考活動は、卒業・修了年次８月（夏季休暇）以降開始
②採用選考において、留学経験や大学の成績を適切に評価
③インターンシップへの積極的な協力

平成25年度

就職・採用活動の改善に向けての要請に対する意見について

公短大協第１号　平成25年４月１日

就職問題懇談会　座長　濱口　道成　様

全国公立短期大学協会理事
就職問題懇談会委員
美田　誠二

平成25年３月28日付け修文案について、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

１．15行目の「経済界が…」を「経済・産業界はじめ社会全体が」に改める。
２．22行目の「経済界に…」を「経済・産業界はじめ関係機関に」に改める。
３．標題については、３月26日付け公短大協第84号で申し上げた標題に改められないか。
４．本要請の取扱いについては、プレスを通してアピールすることとされていますが、併せて「企業等関係各位」宛に、本要請文の送付方を要望します。　以上

（参考）H25.4.2版（案）

学生の学修機会の充実に向けて
～企業等における就職・採用活動の改善のお願い～

平成25年○月○日

国立大学協会会長		濱田　純一
日本私立大学団体連合会会長		清家　　篤
公立大学協会会長		奥野　武俊
日本私立短期大学協会会長		佐藤　弘毅
全国公立短期大学協会会長		難波　正義
国立高等専門学校機構理事長		小畑　秀文
全国公立高等専門学校協会会長		荒金　善裕
日本私立高等専門学校協会会長		神野　　稔
就職問題懇談会	座長	濵口　道成
就職問題検討委員会	委員長	吉岡　知哉

平成23年３月、日本経済団体連合会の「採用選考に関する企業の倫理憲章」が改定され、広報活動は卒業・修了学年前年の12月１日以降に開始することなり、就職・採用活動の早期化・長期化の改善に向けた一歩となりました。

しかしながら、依然として、企業等における採用活動は、大学等の授業や試験期間と重複しており、また、大学であれば３年次後期、短期大学であれば１年次後期は学生にとって最も大切な学修機会であり、この時期を損ねることから多大な支障が生じている状況にあります。

特に、就職活動を優先せざるを得ないがゆえ、留学をあきらめたり、クラブ活動やボランティア活動等を中止するなど、学生にとって人格の陶冶をはかるための貴重な経験を得る機会を確保しがたい状況にあります。

我が国の発展のためには、我々大学等と経済・産業界はじめ社会全体が強い連携協力のもとその担い手となる学生一人一人が自らの能力を主体的に高めていくことができるように環境整備を図ることが喫緊の課題です。

我々大学等は社会の求める人材の育成を目指して、大学改革を着実に実行するとともに、初年次からのキャリア教育・職業教育の充実に取り組んでいるところであります。

つきましては、経済・産業界はじめ関係機関におかれましては、次代を担う有為な人財の創出のため、学生の就職・採用活動の改善に向けた以下の内容について早急にご検討のうえ、実施いただきますよう、我々大学等の総意としてあらためて強く要望いたします。

① 学生の就職活動の早期化・長期化の是正
・広報活動は、卒業・修了年次４月以降開始
・採用選考活動は、卒業・修了年次８月（夏季休暇）以降開始

② 採用選考における、学業成績や留学経験等の適切な評価

③ インターンシップをはじめとしたキャリア教育への積極的な協力

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第37号　平成25年８月16日

総務大臣　新藤　義孝　様

全国公立短期大学協会
会長　難波　正義

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、協会に加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営しており、関係者一同地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材を育成できるよう、懸命な努力をしています。

現下の厳しい経済情勢のもと、授業料等の減免措置なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増えるなどの一方、公立短期大学を巡る財政事情は、地方自治体の財政状況もあって、厳しい状態にあります。

このような公立短期大学の実情を御賢察下さいまして、我が国全体の厳しい財政状況は承知しておりますが、平成26年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望します。

＜参考＞

地方交付税基準財政需要額における公立短期大学の学生一人あたりの単位費用の推移（一部年度略）

（単位：千円）

対　象		H13年度	H23年度	H24年度	H25年度	対H13年度比H25年度の減少率%
単位費用		389	243	242	224	△ 42.42
短期大学	理工系	1,191	936	930	896	△ 24.77
	家政系	743	627	621	590	△ 20.59
	芸術系	1,024	627	621	590	△ 42.38
	文科系	515	376	373	354	△ 31.26

註：平成15年度、家政系・芸術系を簡素化等のため統合。理工系は医療看護系を含む。

平成26年度

中央教育審議会「高大接続特別部会審議経過報告」及び「初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ（案）」に対する意見提出について（回答）

公短大協第11号　平成26年５月７日

文部科学省高等教育局
　高等教育企画課長　浅田　和伸　様
文部科学省初等中等教育局
　高校教育改革PTリーダー　望月　禎　様

全国公立短期大学協会
会長　難波　正義

平成26年４月４日付けで本協会に対しご照会のありました標記の件につきまして、本協会会員からの意見を別添１・２の通り提出いたします。

つきましては、今後の中央教育審議会における審議に資して頂くとともにご配慮下さるようお願い申し上げます。

（別添１）

中央教育審議会高大接続特別部会審議経過報告への意見

＜高大接続・大学入学者の改善についての基本的な考え方＞

１．大学入学者選抜においては、学力偏重、事実上の学力無視、のいずれにも傾いてはいけないと考える。「主体的に学び、考える力」を養成するのが大学における教育の目的であり、その目的を実現するには、①個別教科の学力、②個々の教科を超えた総合力、③学修意欲、を測ることが重要である。それを実現する選抜方法の開発が求められる。そのような育成すべき力に対応した高校、大学での教育の在り方（アクティブラーニングなど）について、改善を図っていくことが欠かせない。同時に、個々の学生の学力水準、状況に合わせた「学生中心の教育・指導のあり方」が求められている。　(S)

２．「高校から大学まで、一貫して主体的に学び考える力等を育成する」、「そのために高校、大学、入試の一体改革が必要」とする基本的な考え方には賛成である。しかし、高大接続や大学入試を複雑かつ画一的な制度として構想するのは無理がある。大学・短大側が高校側に求めることは、何よりも基礎学力（コア能力）の育成である。これがおろそかでは大学・短大における専門教育は成立しない。　(O)

３．大学入試の改善による質保証が必要であることは言うまでもないが、高校教育の質保証がなされていない、あるいはそのような仕組みがつくられてこなかった点に、大きな問題があると考える。　(K)

４．「高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策」が検討課題とされているが、その際、高等学校を卒業して一定期間経たのち、大学で学ぶという場合の入試および高大の「接続と連携」は、検討課題としてどのような位置づけにあるのか。どのような位置づけとなるか、一言触れていただく必要があるのではないか。基本的には検討外のように思いますが、多くの社会人を受け入れ、教育を行ってきた夜間開講の短期大学の立場から、学校教育から一度離れた人たちの大学教育への接続等を想定し、いくつか意見をお伝えする。

報告が生涯学び続ける意欲と能力の養成を重視している点を強く支持するが、その点からすると、「大学へのルートについても、高校卒業後に入学する道だけでなく、編入学や転入学、社会人入学など多様な道が開かれていることが望ましい」（p.11）という表現には違和がある。ここは「開かれていることが望ましい」ではなく、「開かれていることが必要である」とすべきかと思う。　(CH)

＜高等学校教育の質の確保・向上＞

※高等学校教育部会の意見提出様式に記入する場合、記載は不要です。

１．この点については高等学校教育部会が、高校教

育の役割を全ての生徒に身につけさせるべき「コア能力の育成」と「多様な学習ニーズへの対応」に大別している。高大接続という観点から重要なのは、まず「コア能力」の育成であると考える。生徒の言語運用能力（読む・書く・聞く・話す）や人間関係形成力は、短期大学においても専門教育の前提となる「コア能力」であり、高校教育でもその育成に力を入れていただきたい。　(O)

2．普通高校を含むすべての高校におけるキャリア教育が重要で、自分が何を求め、何のために学習するかを考え、意識する機会がなければならない。そのため、高校段階でもアクティブラーニングが導入される必要がある。また、高校におけるそのような取り組みを大学入学試験に反映させることも大事である。これらの取り組みを進めるためには、高校教員の研修が必要であり、高卒で社会に出る約40％の卒業生を採用する企業や社会の理解が欠かせないと思う。　(S)

＜大学の人材育成機能の強化＞

1．自分で考え、判断する能力を養成するという大学教育の質的転換の必要性は賛同できる。しかし、そのためにも必要最小限の学力（個別科目と総合力）は必要である。入学後の進路変更の柔軟化は理解できる（学部、学科の変更など、可能な限り柔軟にすべき）。一方で、大学の理念を実現するという観点から、教育理念、カリキュラムポリシー、カリキュラム体系はしっかりしたものでなければならない。履修科目や所属学科、学部を学生の自由選択に任せるのが、人材育成機能の強化につながるとは考えない。大学の理念に基づくカリキュラム体系を疎かにすれば、学生に対しても無責任になると感じる。特に、資格取得にかかわる教育課程では、進路変更を容易に認めることは現実には困難である。新たに、一からやり直していただく必要がある場合が多いと思われる。

成績評価、進級、卒業認定の厳格化は当然必要だと考えている。しかも、可能な限り、客観的な基準、エヴィデンスに基づいて評価、判定がなされるべきだと考える。　(S)

2．大学入学者が50％を超える現在、学問探究に重点を置く大学（研究者・専門家養成）と職業人育成に重点を置く大学に機能分化せざるを得ないし、実態もそうなっている。本学のような短期大学の役割は、（高度ではないにせよ）専門的な知識とスキルを有する職業人の育成であると自覚している。しかし能力と意欲のある学生には、４年制大学編入や大学院進学も可能になるように指導しているし、そうした目標を達成している学生も少なくない。　(O)

3．高校教育と、大学入試、大学教育の改革を並行して進めるべきであるが、義務教育段階からの学習履歴の蓄積を、それ以降の教育に活用することも検討できるのではないか。　(K)

＜大学入学者選抜の改善＞

1．多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換の必要性は感じるが、実際にどのような選抜方法があるのか、その実施体制は如何にあるべきかについては、専門家による研究が必要であると思う。その上で、幾つかの方法を例示して頂けば、実施が可能になる。

推薦入試によって、学力を問わない選抜を通って入学した学生は、学力やその他の力に大きな幅があり、講義についていけない学生も出て、途中でドロップアウトする者が少なくない。このような状況は学生にとっても、教育を行う大学にとっても不幸なことなので、推薦入試においても、センター試験を課すといった一定の学力を問う選抜方式にする工夫が必要だと思う。GP等の設定によってそのような選抜方法の検討を行うことは、有効だと考える。　(S)

2．受験準備を特別に行うことが難しい社会人を広く大学で受け入れていくことを考えると、「様々な学習成果、活動歴を評価する枠組みの整備」として指摘されている「大学入学志願者の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価するための方策として、外国語検定をはじめとする各種の資格・検定試験の成績や科目等履修生制度等により大学等で取得した単位や成績、各種の大会、コンテストにおける成績、顕彰歴を積極的に活用することが考えられる」（pp.14-15）との指摘が非常に重要だと考える。特に科目等履修生制度を活用した入試は、社会人入試の在り方として積極的に位置づけられないか、検討を深めていただきたいと考えている。　(CH)

3．これまで大学・短大は、多様な学生を集めるためというより、定員を確保するために推薦入試の拡大やAO入試の導入を行ってきた嫌いがある。推薦入試やAO入試は、学力不問になりがちであり、そのために高校生から学習意欲を奪ってきたことは否めない。「達成度テスト」（基礎）は、そ

うした高校教育の歪みを是正し、かつ、学力も問う推薦入試・AO入試の実施に役立つと考える。(O)

4．大学のユニバーサル化が進む中で、入試を選抜ではなく育成という視点からとらえ、入学後の教育や学習支援との実質的な連動を強化していく必要がある。 (K)

＜達成度テスト（発展レベル）（仮称）の在り方＞

1．「主体的に学び考える力」を測るテストには賛成する。実施に当たっては、それを客観的に、公正に評価する方法の開発が必要だと感じる。

高校、大学における教育の質的転換と大学入学者選抜の転換を一体的に推進することの必要性から、これらの取り組みを“促進するため”、または、取り組みが推進されることを“前提として”「達成度テスト（発展レベル）」を実施する、としているが、「テスト」が手段と目的のいずれに位置づけられているのかが不明確であり、教育の質的転換と入学者選抜の転換を一体的に推進するために、「テスト」を導入することを明確にすべきだと思う。 (S)

2．達成度テスト（発展）は、現状のセンター入試に代わるテストだと理解している。このテストは、「教科型」と異なる出題も構想されているが、内容が明らかでないので是非を論じるのは控えたい。しかし、センター入試もそうだが、大学側が達成度テスト（発展）に全面的に依存することはないだろう。なぜなら個々の大学には、その大学にふさわしい入試の内容とレベルがあるからである。

なお、達成度テストとして、基礎と発展の２つを導入することは、高校に２つの試験対策を求めることになり、これまで以上に負荷が高まるのではないだろうか。 (O)

3．達成度テスト（発展レベル）は一定の学力を確認する手段として評価できるが、更なる学力低下やミスマッチ等を助長することがないよう、各大学のアドミッションポリシーに基づく個別試験を充実させることがより重要である。 (K)

4．複数回の実施や試験実施上の運営側の体制について、今後具体的な検討を行う際には、大学側に過度な負担とならぬよう、充分に考慮していただきたい。 (I)

＜高等学校教育と大学教育の連携強化＞

1．学力による輪切りに基づく進学指導を改め、学生の適性、能力にあった大学への志願指導を徹底する必要がある。高校と大学の信頼関係の醸成が基礎にないと連携強化はできない。お互いに、信頼関係の構築に注力すべきである。

大学では、学生を受け入れたからには、個々の学生の成長を支援する教育、指導体制を構築しなければならない。 (S)

2．高校を卒業し、学校教育から離れた人たちを想定した課題の抽出が必要だと考えている。社会人になってから学ぶ意欲を強くもつようになった人たちに関わる、高大連携の課題抽出である。大学について考えると、社会人入試による受入れ拡大は勿論であるが、入試に合格できなかった人に対しても学習機会を提供しつつ、その学習機会を経て、正規入学につながるような道の検討が必要かと思う。つまり、開放講座や公開講座、「履修証明制度」、科目等履修生制度などをうまく活用しながら、社会人が学士課程や大学院へステップアップしていける仕組である。また制度的には、学士力の確保を前提にして、単位の積み上げによって学士を取得できる道や、一定の単位取得を組み合わせて学士が取得できる道、一定の単位取得によって「履修証明」をえながら、最終的に学士や修士等を得られる道などを本格的に検討していく必要があると考えている。 (CH)

3．当学では、高大接続と高大連携を区別して考えている。すなわち、高大接続は、生徒・学生の「コア能力」の育成のために行うものであり、高大連携は、生徒・学生の学習ニーズに即して行うべきものである。したがって、高大接続はすべての高校が対象になるが、高大連携は分野や学習内容が共通する高校が対象となる。本学は、芸術系学科（美術・音楽）を有し、同じキャンパスにかつて附属であった芸術系の高校があるため、授業実施などに関して連携を強化しているところである。 (O)

4．高等学校教育と大学教育の連携を支える柱として、卒業後の進路に関わらず、人が共通して身につけておくべき基礎的資質や汎用的能力等を教育目標として明示し、それらを点検・評価する観点や基準、方法を開発する必要がある。 (K)

＜その他のご意見＞

1．「一般入試と推薦入試、AO入試の区別がなくなる」とあるが、公立大学では、「地域枠推薦」を設定する必要があるので、「推薦入試」枠は残しておかなければならないと思う。

「アクティブラーニング」を推進するには、教員の配置、財政上の配慮が必要であり、大学の設置形態を問わない国としての支援策が強く求められる。 (S)

2．達成度テスト（基礎・発展）の行方に大きな関心を持っている。「基礎」は、高校教育の学修成果を測定・評価するという点でも、推薦入試・AO入試に活用可能であるという点でも意義は大きい。しかし、「発展」のほうは、そもそも「主体的に学び考える力」等を測定することは困難ではないかなど、疑問点が多い。拙速な導入により、現場が混乱しないように望む。 (O)

3．本学の四年制大学では、国公立大学では全国に先駆けて受験者を多面的・総合的に評価するAO入試を導入し、現在も継続して実施している。これまでの本学の取組みから、多面的・総合的に評価する大学入学者選抜の必要性は感じており、今後の貴高大接続特別部会での審議を期待したい。 (I)

（別添２）

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ（案）への意見提出

＜高校教育をめぐる現状とこれまでの取組＞

1．高校の教育課程が多様化し、普通科、総合学科、専門学科と多くの教育課程が設置されているが、普通科の比率の増大に結果として表れているように、教育課程の選択が、生徒の目的意識に基づくことなく、学力水準による不本意選択となっているのが現実である。普通科についても、入れるので選択するという受動的、無目的な選択となっている。総合学科、各種専門学科に対する社会の支持と理解を進めない限り、学科の不本意選択（それが学習意欲の低下をもたらしている一因）等の問題が解決されないと感じる。 (S)

2．高校教育における学生の学力低下の問題は、本学でも同様にみられている。看護師国家試験の合格率の結果や、日ごろの授業・実習での学習状況等を鑑みて、2008年から、学習支援の必要性、具体的な対策について検討し、実際に行ってきた。看護系の学力においては、大学看護学部・学科の学生の学力低下について、他の学部・学科の学生ほど深刻な状態ではない（柳井他2007）という報告もあるが、指示待ち、流されやすく人のせいにしやすい、打たれ弱い、マニュアル思考、看護師になる動機があいまいで自ら学習する姿勢が乏しいなど、学力低下につながるイメージの学生が増えてきているという指摘もある（杉山2009）。看護教育に関する最近の動向をみると、国家試験受験資格の改正（2009年７月９日保健師助産師看護師法改正が衆議院可決）や、「看護教育の内容と方法に関する検討会」による基礎教育で修得する能力基準の整備がすすめられており、看護教育の質の向上がますます求められてきている。 (W)

＜高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方＞

1．「生きる力」を育むための「コア」の範囲を知・徳・体のいずれにも及ぶとする考え方には賛同する。問題は、「コア」を構成する資質・能力の柱をどのようにして育むのか、そしてその力をどのようにして客観的に評価するのか、という方法にあると思う。 (S)

2．“コア”を構成する資質・能力の意義についての社会的な合意の形成と、その資質・能力を測定する客観的指標づくりが重要であると考える。(K)

3．本学にみられる学力低下の状況として、学生の成績推移から基礎学力の二極化が問題としてとらえられた。また、学習習慣が身についていない（これまでに学んできてほしいことが身についていない、言われないと勉強しない、生活の自己管理ができない、言葉遣い・態度が悪い）、学習意欲の低下（課題をやってこない）、学習の目的意識の希薄化（進路変更）などの社会人基礎力の低下も増えてきている。

（財）日本生涯学習総合研究所によれば、入学前のプレアドミッション教育（準備教育）やプレースメントテスト（学力テスト）は約60％の大学が実施しており、さらに入学後のリメディアル教育（補完教育）は約40％の大学が実施しているとされている。一方、学習支援の課題としては、金銭的・時間的コスト、教員の労力負担、教員の指導能力の育成（FDの必要性）もあげられている。教員のバックアップ体制、人員増員など、マンパワーの拡充が基本的に必要ではないかと考えられる。 (W)

＜高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策＞

1．高校教育で育むべき「生きる力」、「コア」となる資質・能力は、個別学力試験のみでは測ることはできない。記述式の試験で評価するとすれば、全国一斉の試験では実施は物理的に不可能である。従って、記述にあるように、「国において、普及可能な評価モデルを開発する。」ことが欠か

せない。教育の質を確保するのも、その評価方法に懸っており、客観的で、納得性の高い評価方法が確立されない限り、難しいと思う。　(S)

2.「教職員の資質向上と学校の組織運営体制の改善・充実」に関するより具体的な施策の提示が必要である。　(K)

3．本学の学習支援は、下記の内容で実施している。

(A) 大学での学習活動の入門学習

○初年次教育（学習に必要な手法を身につける）

1年次　入学時オリエンテーション（履修に関するガイダンス（レポートの書き方含)、実習ガイダンス、学生生活に関するガイダンス、国家試験対策、図書館オリ、健康教育）

○年度始期教育

2・3年次　年度初期オリエンテーション（履修に関するガイダンス、実習ガイダンス、学生生活に関するガイダンス、国家試験対策、健康教育）

(B) リメディアル教育

○高校までの教科復習型

入学前　社会人特別選抜試験による入学予定者、推薦入学試験による入学予定者に対し、大学入試センターの受験を勧める。

入学予定者全員に化学・生物の既習内容の復習を勧める。

入学後　学習会　4月　化学・生物（新入生対象　事後アンケートで「役に立つ」約90%）

○大学の講義の補習・復習型

各学年の学習段階に合わせた 国家試験対策合格を最終目標において、各学年で実力テストを行い、必要な補習・復習を実施する。

1・2年次　低学年用国家試験模擬試験（専門基礎科目）を全員が受ける

3年次　国家試験模擬試験を定期的に年3～4回全員が受ける

→基準点不足の学生に対して、自主学習を指導し、1月補講の参加を義務づける。

(C)「学習習慣が身についていない」「学習意欲の低下」に対して授業担当、委員会活動、担任制等の場を通して下記を指導する。

○基礎的な学習態度を指導する

・出席：学生が自分で時間管理する意識を高める

・提出物：「〆切を過ぎたものは受け付けない。なお、…」（学生ハンドブック掲載）のとおり、原則的に受け付けない。

・学習態度：受講態度の注意。あいさつ、身だしなみ（実習着着用時）の指導

＊演習、臨地実習は、知識・実践が総合的に指導できる場であり、個別指導として十分に活用する。

○年度始期教育　看護師の資質となる本学の教育理念を「軸」として捉え、各学年の段階的目標を学年の年度始期ごとに提示する。

○教職員は、“一貫”した指導、“繰り返し”の指導を実施する。人によって、場面によって、注意したりしなかったりということのないように心掛ける。また、役割モデルとして、教員も挨拶、身だしなみなどに留意する。

○学習方法の指導　学習環境、時間の使い方などを指導する。

○学生が自分の力のレベルを理解できるように指導する

・成績を保護者に報告する

・実力テスト・国家試験対策専用の掲示板を作成し、実力テスト・模擬試験結果の上位者、模擬試験結果の本学の全国順位を知らせるなど。

(D)「学習の目的意識の低下」に対して

○担任面接での進路確認など　(W)

＜達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の在り方＞

1．達成度テストの目的が、20頁に記述されているように、「コア」として求められる資質・能力を生徒が身につけたかどうか、を把握することにあるとすれば、26頁の「テストの目的」にある「学習の達成度」（評価指標が不明確）の把握及び学力の客観的提示だけでは全く不十分であると思う。「生きる力」「コア」としての資質・能力を評価し、その達成度を測る方法の開発が必要だと思う。「テストの目的」が学力の客観的提示にあるとすれば、「統一学力テスト」で良いということになる。　(S)

2．達成度テストが自己目的化することがないよう、高校教育の理念そのものを高校生にしっかりと理解させる努力と工夫が不可欠である。　(K)

３．高等学校段階の基礎学力を客観的に測ることができる新たな仕組み、すなわち、生徒が自ら、基礎的な学習の達成度を把握し、自らの学力を客観的に提示できる新たなテスト（達成度テスト（基礎レベル）を設けることは必要であると考えられる。学生一人一人が主体的に学習意欲を高め、日々の学習の改善につなげることができるものとすることが重要であり、その後の職業選択、生涯学習に大きくかかわってくる。入試や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることが、可能であることが望ましい。

テストの教科に関しては、国語総合、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰが共通、必履修科目ともなっていることを踏まえ、国語、数学、外国語は受検を必須とすべきではないか。また、その上で地理歴史、公民、理科から１教科を選択するということも考えられるのではないか。

・教科型や教科融合型だけでなく、総合型の問題の可能性についても検討すべきではないか。

・テストの形態に関し、知識・技能の活用力・思考力等を測るためには、記述式を中心にすべきではないか。（W）

＜その他のご意見＞

１．今後の課題として、受講者効果の評価、教職員側の負担の軽減などについて検討していく必要がある。（W）

平成26年度第１回就職問題懇談会について

公短大協第20号　平成26年６月16日

就職問題懇談会　事務局　御中

全国公立短期大学協会理事
就職問題懇談会委員
美田　誠二

第１回就職問題懇談会配布資料について、下記のとおり追加等の意見を提出いたしますので、宜しくお取り計らい願います。

記

資料１

（１）前書き11行目の「行う」を「取組む」に改める。

（２）記３の「キャリア教育の・・・」については、１列右にずらす。

（３）記９の「必ず教職員の・・・」を「必ず当該大学の教職員の・・・」に改める。

資料２－１

（１）趣旨の１つ目の「○」の１行目「取組」を「取組み」に改める。

（２）趣旨の２つ目の「○」の１行目「学校等」を「大学等」に、「全校を対象することに」を「全校を対象とすることに」にそれぞれ改める。

資料２－２

（１）１頁目の□内の最後の行の「両者を合わせた･･･」を「「就職活動」･「採用活動」の両者を･･･」に改める。

（２）５頁のⅤの１の（３）の１行目「の職員のうち」を「のうち」に改める。

（３）９頁のⅥの３の（２）の１行目「対象となる保護者は、次のどれですか」を「対象は、次のどの学生の保護者ですか」に改める。

（４）９頁のⅥの「３今後の就職・・・」を「４今後の就職・・・」に改める。

資料２－３

（１）１頁目の「本調査の趣旨」の「2015年度･･･」を「2015（平成27）年度・・・」に改める。

（２）１頁の「留意事項③」の２・３行目を１列右にずらす。

（３）２頁の□内の最後の行の「両者を･･･」を「「就職活動」･「採用活動」の両者を・・・」に改める。

以上

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第31号　平成26年８月４日

総務大臣　新藤　義孝　様

全国公立短期大学協会
会長　東福寺　一郎

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、協会に加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営しており、関係者一同地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材を育成できるよう、懸命な努力をしています。

現下の厳しい経済情勢のもと、授業料等の減免措置なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増

えるなどの一方、公立短期大学を巡る財政事情は、地方自治体の財政状況もあって、厳しい状態にあります。

このような公立短期大学の実情を御賢察下さいまして、我が国全体の厳しい財政状況は承知しておりますが、平成27年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望します。

＜参考＞

地方交付税基準財政需要額における公立短期大学の学生一人あたりの単位費用の推移（一部年度略）

（単位：千円）

対　象		H13年度	H24年度	H25年度	H26年度	対H13年度比H26年度の減少率%
単位費用		389	242	224	220	△ 43.44
短期大学	理工系	1,191	930	896	905	△ 24.01
	家政系	743	621	590	604	△ 18.71
	芸術系	1,024	621	590	604	△ 41.02
	文科系	515	373	354	358	△ 30.49

註：平成15年度、家政系・芸術系を簡素化等のため統合。理工系は医療看護系を含む。

大学教育部会「短期大学ワーキンググループ」の審議まとめ（案）に対する意見・感想等について

公短大協第40号　平成26年９月１日

文部科学省高等教育局

大学振興課　課長　里見　朋香　様

全国公立短期大学協会

会長　東福寺　一郎

平成26年８月６日、短期大学ワーキンググループにおける検討結果がとりまとめられたのを契機に今後の検討に資するため、ワーキンググループの「審議まとめ（案）」（第８回WG配布資料２－１）に対する意見・感想等を各公立短期大学学長に求め、このほど別添のとおりまとめましたので、ご参考までに提出いたします。

なお、本意見・感想等は、公短協における今後の検討資料とすることを目的としており、公短協としての統一意見ではありませんので、お含み置きください。

（別添）

Ⅰ　審議まとめ（案）の構成を含め、全体について

・日本における短期大学の現状をよく踏まえ、短大が果たしてきた役割を過不足なく整理・総括し、かつ建設的な問題提起や課題解決の概括的な方向を呈示している、と感じた。全体の構成についても、基本的に異議はない。

若干の意見や要望については、以下の項目の中で記した。（KG）

・４年制大学への全入時代に、編入学等を前提とした「高等教育のファーストステージ」という位置づけで、どれほどの短期大学が持ちこたえられるのか、疑問を持った。（S）

・取りまとめられた諸点について、全体としては積極的なものと受けとめている。

そのうえで、短大とはなんだったのか、現状はどうなっているのか、について危機感が強く、現状において積極的な存在価値も存在理由もあるんだということをもっと強調されてもよかったのではないか、との感想をもった。

地域社会で高い評価を受け、「短大枠」を設けているところもなおあるが、短大生受入れにあたり、もっと柔軟な採用基準を設定するなど改善を求めるよう働きかけていただきたい。（G）

・本学は経営情報学科の単科の短期大学であることもあり、男子学生の占める割合が増える傾向にある。全体的に、短期大学＝女性教育の場という基調で構成されていることは理解できるが、本学の場合は、若干事情が異なっている。（MY）

・全体として、参考になる内容だとは思う。ただし、短期大学の教育の質保証と将来の展望に関連性が見出せない。また、短期大学の教育研究の現状を十分に把握した上での意見かどうか、十分な根拠が見出せず、このあたりの資料等の開示をお願いしたい。（MR）

・国立短期大学を廃止したこと、大都市において公立短期大学が消滅したことについての評価と検証を行っていただきたい。こうした変化が短期大学の存在意義を低下させたように思う。

短期大学が地域に根差すべきものであるという考えには賛成だが、公立短期大学の中には、県外出身者を多く受け入れているところもあるので、短

大は地域密着であるという先入観が強すぎると見方を誤る。
本学のように夜間課程をもつ短大の意義についても言及していただきたい。（M）
・背景、現状と課題、今後の方向性などが順を追って記載されており、構成については問題ない。（Y）

Ⅱ　各章ごとについて

はじめに

・短期大学が厳しい運営状況におかれているとされるが、四年制大学との事情や状況との異同の検討がなされてもいいのではないか。
なぜ四年制志向なのか、社会の側での短大卒受入れの対応の変化などへの言及も必要。（G）
・平成17年１月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」に示された「①ユニバーサル段階の身近な高等教育」「②地域と連携協力して多様な学習機会を提供」「③知識基盤社会での土台づくりの場」の３点は本学が開学以来、大学運営の柱に据えて実践している取り組みであり、今後も堅持していきたい。（MY）
・短期大学が大きな曲がり角にあることは事実であり、時機をとらえた審議であると認識している。記載内容についてはそのとおりであり、意見なし。（Y）

第１章　短期大学の現状と課題

１－１．短期大学制度の成立とその後の経緯

・「高等教育のファーストステージ」としての短大という位置づけがいまひとつ明確ではないとの観を否めない。（G）
・本学は経営情報学科の単科の短大部であり、年々学生総数の比率が減少している社会系であるが、地域社会や地域の企業からのニーズは減少していないと認識している。（MY）
・国立短期大学を廃止した経緯について触れるべきである。（M）

１－２．短期大学における人材養成の実績

・社会の幅広い分野で中堅的な担い手、女性市民として地域や家庭での基幹的な役割の担い手として、現在も求められるところ大である。個々の分野、個々の地域の特性を踏まえた実勢の評価が必要。（G）
・全国の趨勢と異なり、本学は男子学生の入学が増えており（この数年は半数弱）、経営情報学科として、男子学生の職業教育の場としての役割も高まっている。（MY）
・女性の学び直しの場、と女性を強調するのは如何なものか。近年の傾向として、男性の入学者が増えており、男性の学び直しの場としても機能していると考えられる。（M）

１－３．我が国の短期大学士課程の特徴

・短期大学が高等教育の面ではたしてきた役割と実績を踏まえ、全体によく目配りされた整理と総括がなされている。叙述内容に基本的に賛成である。（KG）
・公立短大の場合、志願者・入学者ともに広域化している。培ってきた伝統や定だまった社会的評価、相対的に低額の学費などもあいまって、短大の必要度は依然として根強いものがある。それは全体に占める比率の低下によってもその意義を低めない。（G）
・大学進学率の低い岩手県で、特に高等教育機関が少ない沿岸部にキャンパスを構えていることもあり、高等教育のファーストステージとして、教養教育、専門教育、職業教育を総合的に実践する本学の役割は地域社会から期待されている。（MY）
・４年制大学の場合と比較して、短期大学入学者が高等学校の総合学科や職業学科の卒業生が多く、職業志向の強い学生の進学先の役割も果たしてきたかどうかについては、議論を展開する上で比較の対象に問題がある。（MR）
・短期大学を高等教育のファーストステージとして位置づけることに異論はないが、短期大学として完結していることにも十分留意すべきである。社会の事象を分析的、批判的に考える能力を短期間で育むことが短期大学の特長であり、４年間かけて育む大学との違いである。また、資格取得を大きなメリットとして強調することについては、近年の資格の高度化への動きと齟齬が生じるきらいがあるので、注意を要する。
さらに、「気軽にアクセス」を強調することについても、短期大学が４年制大学に比べて簡単に入学できるという印象を与えかねないので配慮すべきである。
教育の質が保証されていることについては、ぜひ強調していただきたい。（M）

１－４．短期大学の課題

・Ｐ８、５行目の『…社会人入学生が極めて少ない…』の部分ですが、看護師養成の本学では、80人中10人（約12.5％）前後であります。従って、→『…社会人入学生が看護師などの医療専門教育機

関を除くと極めて少ない…』などと追記した方が正確な表現と存じます。（KW）

・取り上げられている諸課題とその記述には基本的に賛成であるが、二、三、要望がある。

１）「地域総合科学科」の再定義を提言しているが、その理由をもう少し説得的に示した方がよい。２）「地方公共団体において高等教育政策を担う部門が極めて少ない」とあり、３－３の箇所で地方公共団体の支援への期待が述べられているが、この１－４の箇所でも、地方公共団体による取り組みの改善を提起すべきだと思う。３）米国のコミュニティ・カレッジに言及しているが、どういう点が参考にできるのか、を少しでも記述してほしい。（KG）

・「政策提言や統計データ、情報発信の面で４年制大学と短期大学がまとめて整理される傾向が見受けられる」等、制度上、短期大学の位置づけがあいまいになっているとの指摘については、同感である。（S）

・リベラルアーツを重視する姿勢をもっと前面に出すことが、専門学校との違い、四年制大学への接続などの課題や「高等教育のファーストステージ」の像が見えてくるのではないか。

職員の養成など人事政策やSDの重要性について、何らかの対策を模索する必要がある。（G）

・大震災を契機に18歳人口の減少は加速化しているが、その中で地域づくりの中核人材を養成する高等教育機関として、地域のニーズに対応した教育を強化していくとともに、４年制大学の併設短大部として、学生のより高度な勉学に対する期待に応えられるように、編入学を制度的に強化することも目指していきたい。

また地域特性もあり、リカレント教育を提供する場として「日本版コミュニティ・カレッジ」としての機能も強化していくことが地域社会から求められている。（MY）

・４年制大学も、地域の産業界や自治体に積極的に働きかけている。実際、短期大学に「日本版コミュニティ・カレッジ」が求められているのかどうか、実地的な検証が必要。根拠となる資料がないので、議論の展開に無理があるような気がする。（MR）

・男子学生の比率が増えていることは、短期大学の新たな方向性を示唆しているのではないか。「短期大学生＝女性」という固定観念を捨て、時代や学生のニーズに合ったカリキュラムを提供していくことが大切である。この固定観念は、産業界にも強い。

地域コミュニティの中核的機能を短期大学に期待されることはありがたいことであるが、後に述べられているようなコンソーシアムとして、地域に存在する高等教育機関が連携していくことが大切である。

教員に求められる能力は研究力以上に教育力である、という指摘は理解できるが、大学教育は教員の研究成果に裏付けされるものであり、研究力を高めるための支援も必要である。（M）

・記載内容についてはそのとおりであるが、特にコミュニティ・カレッジのイメージをより明確にしていただきたい。米国におけるコミュニティ・カレッジも多彩であると聞いている。また、生涯学習についての考え方も、米国とはかなり異なるのではないか。

また、地方公共団体において高等教育政策を担う部門が限定的であること、また、地域における高等教育機関間での連携が不十分であることは、大きな課題であると認識している。また、一旦正規職員として就職した社会人が、短期大学などに入学する際の休職システム（復職が保証）が完備していないことも社会人入学を阻害している大きな要因と思われるので、社会人入学を促進するためには、記載の通り、「産学官が一体となって推進すること」が必要である。

本学は公立であり、特に経済的困難を抱えた学生が多く、支援の充実、また経済的困難を抱えた高校生に対する広報活動は極めて重要であると認識している。

教職員の資質と能力の向上についても記載のとおりである。（Y）

第２章　今後の短期大学の役割と機能

２－１．短期大学の役割・機能

・基本的に賛成である。

資格や免許の取得の重要性を否定しないが、他方「学問の社会的意義の理解や課題対応型学習等を通じて、専門分野の教育を通じた社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を図ること」という一文には共感する。この見地を大切にしてほしい。（KG）

・社会人の学び直し等の「生涯学習機能の充実」は、４年制大学にも必要とされている。短期大学独自

の役割とは言えないのではないか。　(S)
・そろそろ「人材養成」という表現はやめたらどうか。人として市民として生きる力、素養などを全人格的な成長こそが望まれるのであって、何かに「役立つ」道具や材料のような表現には一貫して違和感を持っている。　(G)
・本学はほぼ答申に述べられている課題・役割を実践しており、これまでの大学作りの方針を堅持することに自信を得た。
進学率の低い岩手県のなかでも、不利な地理的条件と経済的条件から進学率が特に低い沿岸地域において、地域づくりを担っていく中核人材を養成するための高等教育機関、特にそのファーストステージを担う役割は今後も果たしていかなければならない。　(MY)
・短期大学を「高等教育のファーストステージ」と位置付けるのであれば、編入学試験への送り出し側の短期大学のことだけでなく、受け入れ側の四年制大学に対しての働きかけや連携などに関する記述もあってよいのでないか。　(MR)
・現在、管理栄養士、４年制大学での看護士・福祉士養成が求められていることなどに注意が払われておらず、現実的な見解とは思われない。(MR)
・教育の機会均等という観点から、短期大学の存在意義は大きく、特に経済的に恵まれない若者が短期に高等教育を受けることができるという点は大きなメリットである。
非学位課程は短期大学に適した制度であり、検討に値すると思う。　(M)
・記載のとおりであり、意見なし。　(Y)
２－２．短期大学における機能別文化の推進
・２－１に同上　(S)
・社会人のリカレントや学びなおしの機会、アメリカのコミュニティ・カレッジ的な四年制へのひとつのルートなどを考えるとしても、機能別分化は緩やかなものであるのが望ましいと思う。　(G)
・本学はほぼ答申に述べられている課題・役割を実践しており、これまでの大学作りの方針を堅持することに自信を得た。
学生の職業選択に対応し、地域社会からも求められている専門教育を充実していくとともに、幅広い教養教育を通じて、地域づくりに積極的に取り組む人材の養成が、本学の担うべき役割であると認識している。また、本学部を会場とした全学的なリカレント教育を強化していくことも重要な課題である。　(MY)
・（２）専門学校における「職業実践専門課程」を置く趣旨が明確でない。　(M)
・記載のとおりであり、意見なし。　(Y)
第３章　当面の機能別推進方策
３－１．短期大学が取り組むべき方策
・取り組むべき諸方策には賛成である。しかし、各短大で、何を重点的に取り組んでいくかを明確にしないと、業務が拡散して、予期した成果をあげられない懸念もある。
列挙されている、専門職業人材の養成、地域コミュニティの基盤となる人材の養成、教養的素養を有する人材の養成、生涯学習機能の充実など、今後の短大の必要な機能であることは確かである。とはいえ、現在の短期大学及びその中の教職員は、受験生や入学者の確保のための高校訪問、出張講義、各種の説明会、オープンキャンパス等々の取り組み、資格や免許の取得に必要な多くの講義、学内外での実習と学生指導、四年制大学よりずっと多くの担当授業数、などで多忙化をきわめている。地域貢献や生涯学習の大切さは重々理解しつつも、各教員は自分の研究時間を犠牲にしなければ担うことができない状況にある。多くの役割や機能を呈示することは必要だが、短大内部のそうした実情にも、もっと温かい眼差しが注がれるべきだと思う。業務の公平化や効率化、それを支える人事的・予算的措置なども検討し考慮してほしい。　(KG)
・２－１に同上　(S)
・基本的にはそれぞれの経緯を踏まえて蓄積してきた各短大の教育目標の達成への努力を組織改編、教育研究水準の向上をつうじて取り組む、その充実にあると思う。短大関係者がその地点にたって前向きの方向性を追い続けることが、制度改革以前に必要だろう。　(G)
・本学はほぼ答申に述べられている課題・役割を実践しており、これまでの大学作りの方針を堅持することに自信を得た。
本学は、地域の自治体・商工会議所・中核企業で構成されている「短大協力会」と協議しながら、専門教育、教養教育、キャリア教育を実践してきたが、地域の高等学校との連携・接続も強化して、地域の高等教育機関としての機能・役割を強化していかなければならない。　(MY)
・専門高校や高校の総合学科との連携によって、質

の高い職業教育を円滑に実施できるかどうかは疑問。短期大学の教育の質保証との関連性も見出せない。また、非学位課程プログラムと正規の教育課程を同時に展開するのは、人的に困難。（MR）

・従来からの専門職業人材の養成機能を充実させることはもちろんであるが、先に述べたように看護師や幼稚園教諭、栄養士などの資格の高度化が求められる流れの中で、短期大学としては、多様化する社会の中での新たな職業人育成にも目を向けるべきである。（M）

・記載のとおりである。社会人の受け入れには、開講する場所と時間に配慮する必要があるが、その際には、大学教職員の負担増にも配慮しなければならない。（Y）

３－２．国による支援方策

・期限付きの競争的資金による事業活性化の方策は、事業期間終了後の資金調達の困難のゆえに、各大学は申請を躊躇せざるをえない、という実態があることを国も理解してほしい。（KG）

・とくになし。挙げられていることをまずは着実に実行に移していだくことを望む。（G）

・短期大学が地域の自治体や企業等と連携した教育研究活動・地域活性化事業を強化していくために、また、４年制大学への編入学を制度的に強化するために、国が支援していくという内容は、本学の方向性とも合致している。（MY）

・競争的資金の充実はけっこうなことであるが、あまりに額が大きいと、小規模な短大では応募するだけの組織が作れない。小規模な大学、短大が応募しやすいような予算措置も必要である。（M）

・記載のとおりであるが、特に公立も視野に入れた上での、基盤的経費の充実は重要であると考える。また、特に短期大学制度に関する広報の充実も合わせて重要である。短期大学の新たな可能性について、特に進学をあきらめていた（あきらめざるを得ない）高校生やその保護者、社会人に向けて積極的にアナウンスしていくことが必要である。（Y）

３－３．地方公共団体による支援方策

・１－４と関連して、地方公共団体は「高等教育政策を担う部門」を確立し、地域の大学や短大と協力して高等教育を発展させる必要がある、旨の提言をすべきだと考える。（KG）

・県や市町村と大学が情報を共有し、両者がより密接な連携を構築できる組織を新設して、地域のニーズに対応した教育研究が実践できる体制を強化すべきという答申の内容は、本学が求めている方向性と合致している。（MY）

・とりわけ、公立大学、短大を設置しない自治体にとっては、生涯学習や社会教育を推進する上で、地元の短期大学との連携は重要である。県等が積極的に窓口を担うことが求められる。（M）

・記載のとおりであるが、経済的支援とともに、短期大学を含む地域の高等教育政策を立案、実施できる専門的職員の配置が望まれる。（Y）

３－４．短期大学関係団体が取り組むべき方策

・公立短期大学協会の存在は、他の公立短期大学や国の方針の情報提供など、本学の運営にとって有益である。ただし、全国の公立短期大学は設置されている学部・学科や地域的の特性も多岐に亘っており、答申に示されている「地方協会」については、必要性を検討する価値があると考えられる。（MY）

・同じ地域にあったとしても、設置形態が異なる短大同士は連携をとることが困難であるが、今後はその壁を乗り越えるような取り組みが地域の活性化や学生へのアピールになると考える。（M）

・記載のとおりであり、意見なし。（Y）

第４章　中長期的課題

・中長期的検討課題については、とくに異存ない。（KG）

・言及されていることにさしたる異論はないが、全体としてこれまで国の短大政策は極めて貧しいものであったこと、そのなかで各団体、各短大の努力のなかで、重要な役割をはたしてきたこと、そうしたことをトータルに把握し、また国や自治体の機関や企業等で短大卒の受入れにどのような配慮や対策が採られてきたかなどを総括し、現状の問題点を探ること、そうした作業をつうじて短大をめぐるリアルな実態をまずは共有することが必要だと思うが、その点で今回のまとめ（案）はなお不十分さを残していると思う。正面から短大のあり方を取り上げたことを極めて高く評価し、期待も大きいところから、こうした疑念や要望を記したところである。（G）

・各短期大学がこれまでそれぞれの独自性を生かして担ってきたコミュニティ・カレッジとしての機能は強化されるべきである。

答申で述べられている「短期大学」という呼称を見直すという視点については、より実態に即して

変更することも課題のひとつではないだろうか。
(MY)

・６番目の「短期大学」の名称の見直しに関しては、「第１章　４．短期大学の課題」で言及されてもよいのでないか。(MR)

・短期大学が果たしてきた歴史的役割を評価するとともに、現代ならびに将来における短期大学の存在意義を認識し、今後の高等教育全体を見通した改革の中に活かしていただきたい。(M)

・記載のとおりであり、意見なし。(Y)

大学ポートレートの運営について（平成26年度臨時総会について（御礼とお願い））

公短大協第60号　平成26年12月10日

文部科学省高等教育局長
吉田　大輔　様
独立行政法人大学評価・学位授与機構機構長
野上　智行　様

全国公立短期大学協会
会長　東福寺　一郎

謹啓　貴職におかれてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃、公立短期大学に対し格別のご支援ご配慮を賜り感謝申し上げます。

さて、この度は会員校の公立短期大学学長を対象に、平成26年度大学ポートレートの本格稼働に向けた状況や課題についての説明と会員校からの質疑等に応えていただきたくため臨時総会を開催したところ、公務ご多用の中、担当官のご派遣をいただき誠にありがとうございました。

高等教育政策室長はじめ（独）大学評価・学位授与機構の鎌塚評価事業部長ほか担当者各位には丁寧なご説明いただき一定の理解が図られたと思料致しますが、残念ながら費用負担の導入事由はじめ負担費用の性格・内容、負担根拠及びその妥当性等について明確な言及が無くまた不明の事柄もあり、了解するに至っておりません。

各公立短期大学は、これまで大学ポートレート整備の準備段階からその推進に積極的に協力して参りましたが、「提案の費用負担」制は、本システム検討の前提に全くなかった政策の転換であること、また、新たな経費負担は小規模で且つ財政的に厳しい状況の公立短期大学の参加を困難にするものであり容易に受け入れ難いことなどから、臨時総会では、当初通り国費による財源措置の要請が強く出されました。

つきましては、貴職におかれては公立短期大学の事情をご賢察いただき、格別なご高配を賜りますよう伏してお願い申し上げる次第です。

敬具

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」提出資料

（第10回実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議資料）

2015年２月16日

委員　鈴木　道子
（山形県立米沢女子短期大学長、
山形県立米沢栄養大学長）

平成27年２月４日第９回有識者会議で、口頭で意見を述べましたが、その時の議論も踏まえ、文書で資料として提出いたします。

今まで、人文科学系・社会学系の学科を有する公立短期大学及び管理栄養士養成に特化した単科の公立大学学長として発言してきましたが、全国公立短期大学協会に属する立場として、他の公立短期大学の学長もしくは準じた方の意見も含め、まとめました。

なお、あくまでもそれらの方々の意見を伺った上での私の意見であり、全国公立短期大学協会としての公式な見解ではないことをお断りしておきます。また、公立短期大学長の一部は公立大学の学長を兼務しております。

１．大学・短期大学は、実践的な職業につながる教育を行っていないか？

本会議の出発点は、現行の大学や短期大学について「学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない。」というところから始まっています。現在の大学や短大では、アカデミッシャン養成をメインの使命としているでしょうか？その点については疑問があります。多くの大学・短期大学では、アカデミッシャン養成はほんのわずかで（そもそも日本社会でそのニーズはわずかです）、卒業生の多くは、実践的な職業人又は実務家として社会に出ていきます。もちろん、現在の大学における教育には様々改善すべき点があることも自覚していますし、改善に向けた努力をしていく必要があると思います。また、一部産業界からの期待に添えていないことも事実です。

ただ、少なくとも、厚生労働省医療・保健系の資

格に関しては、大学・短大で実践的な教育が行われており、現場で、その教育について「不十分であり、現行の大学・短大とは別の学校種が必要である」というような意見は出されていないと思います。まず、その分野に参入するためには、国家試験合格が必要な職種があります。分野特化の教育の結果、その分野に参入できなければ、実践的職業教育としての意味が低いわけです。国家試験の合格率を挙げますと、管理栄養士については、大学の管理栄養士課程の新卒者の国家試験合格率は昨年平均90％超、専門学校は平均80数％です。同様に、新規卒業者に限れば、看護師、理学療法士、作業療法士等においても、数％は大学・短期大学の卒業生の方が、専門学校卒業生より合格率が高いかと思います。国家試験合格率をもって、どちらの教育が上か下かということは言えないことは十分承知していますが、少なくとも厚労省関係の医療関係職に関しては、「大学・短期大学において、的確な職業教育を行っていない」ということは言えないと考えます。なお、公認会計士や税理士などの資格についても、その合格者の80～90％超が、学歴的には大学卒以上であると言われています。実際は、専修学校とのダブルスクールがかなり多いと思いますが、この点から考えても、どちらが上ということは言えないかと思います。

看護師養成を行っているある公立短期大学長は、「一般社会や医療関係者の多くが医療・看護専門職に求めるものは、豊かな教養・人格、幅広く深い人間理解を基盤とした高度な専門性」であると述べ、高等教育機関としての「質の保証」が極めて重要であるとしています。医療看護系大学においては、より良い実践的専門職人材の養成につき日頃よりさまざまな議論や新しい試みが現在進行形であるということです。

以前から、新しい学校種を作るのであれば、分野を限定したほうがいいのではないかとお話してきましたが、産業界からのご発言の中に、医療保健分野の話が含まれていないというのは、本会議の課題であるかと思います。一方、専修学校の中では医療分野は重要な一角を占めているかと思います。今後の日本社会の見通しの中で、医療費がどれだけ確保できるのか、その中で医療にかかわる専門職がどれほど必要になるのか、そのあたりの見通しなしに、量的拡大が起これば、医療にかかわる専門職の質は低下し、有資格者が全く異なる職業に就かざるを得ない状況に陥る可能性があります。

２．高等教育機関としての質保証について

現在の大学及び短期大学の設置基準は一定程度厳しいものがあり、特に開学に当たっての設置審査は厳しく、数年にわたってその準備が必要で、様々な事前調査、調整の後、申請書を提出し、書面審査、ヒヤリング、実地調査などを経て初めて認可されます。長い時間をかけ、多くの関係者の協力により行われています。また、認証評価については、１年以上、大学が総力を挙げて準備しているのが実態かと思います。

今回新しい学校種を作るに当たり、今までの会議の流れから察するに、専修学校（職業実践専門課程）の存在やそこからの一定数の移行が想定されているように思います。専修学校（職業実践専門課程）はすでに470校、1365学科が認定され、今年度も数百校が申請中と聞いています。「このすべてが新しい学校種に移行するわけではないし、できるわけではない」（岡本委員資料）とされていますが、相当数の移行もしくは申請が予想されるかと思います。一定程度の設置基準が設定されたとして、新しい学校種に膨大な数の申請があった場合は、どのように対応していくのでしょうか。　現在の大学の設置認可の手続きレベルで行われるとすれば、数十年かかってしまうでしょうし、１～２年で行おうと思えば、その内容は非常に簡易なものとなり、現在に至る高等教育機関の質保証重視の在り方と逆行するのではないでしょうか。「量」と「質」はトレードオフの関係にあり、一定程度の量がなければ、存在意義がありませんが、量が必要以上に増えれば、質が低下することは目に見えています。

現在の大学もしくは短期大学と並ぶ新しい高等教育機関を作るのであれば、現行の大学もしくは短期大学で行われている質保証システムに匹敵するレベルのものが必要だと考えます。

３．新しい学校種の位置づけ、名称について

公立短期大学協会に属する短期大学の学長等の意見は様々です。新しい学校種を作ること自体に、その意味がないもしくは意味が分からないとの意見もありました。作るとしても、一部質保証がなされた専門学校を他の専門学校・専修学校と差別化するという意味で、一条校の枠外で作る方がいいのではないかという意見もありました。ただ、ほぼ共通しているのは、一条校に新しい学校種を位置づけるにしても、現在の大学や短期大学とは明確に区別できる

名称にして欲しいということです。公立短期大学の学長等からは、「大学」と付けること自体に、とても抵抗があるという意見が多かったですが、どうしても大学という名称を付けるとしても、「専門大学」という名称は避けてほしい、という要望が多かったです。「すでに、＊＊工業大学、＊＊経済大学などがあるわけで、そのような大学こそが『専門大学』と呼ぶにふさわしいのではないか」という意見です。

「専門学校でもない、大学でもない、新たな学校種」を作るのであれば、それにふさわしい新たな名称を考える必要があるかと思います。例えば、「高等実業学校」「ビジネス・スクール」なども考えられるかもしれません。

4．現行の大学・短期大学の設置基準の見直しによる専門学校の取り込み

現行の設置基準を見直し、適合する専門学校を大学・短大に取り入れる方が、高等教育全体の職業教育・キャリア教育の改善を図るうえで、より効果的であるという意見もありましたが、否定的な意見もありました。

「専修学校は、企業特殊的な能力の更新やフリーター支援等の社会人の再教育を、大学・短大よりも柔軟な方法で提供できるという制度的な強みを持っている。専修学校の大学化が、こうした職業教育・訓練の機会を減じることがないような工夫が求められるのではないか」という意見もありました。現在専修学校では、多くの若者が（そしてそれほど若くない人も）多様な分野で重層的な学びを進めていると認識しています。カリキュラムについても、専修学校はフレキシビリティがあり、時代の流れや企業のニーズに迅速かつ的確に対応することが可能かと思います。そのような現在専修学校が有する大学制度とは異なる利点・強みを伸ばし、質的充実を図り、大学制度と並立する新たな高等教育機関としての整備を行っていくことも重要かと思います。大学と専修学校、新たな学校種がより密に連携しながら、学生にとってよりよい教育を進めていくことも重要と考えます。

以上、公立短期大学協会に属する他の短期大学の学長等の意見も踏まえての意見表明でした。

私個人としては、以前の意見表明で、以下のように述べました。

・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、様々な状況にある若い人々が希望をもって人生を歩むための選択肢の拡大や、長い人生の中で、方向転換を希望したときの選択肢の拡大という視点から期待します。

・それとともに、地方における人材定着、地域活性化への期待もあり、そのためには、制度化以後の話ではありますが、個別教育機関認可に当たっては、地域のニーズ、状況等を充分に考慮していただきたい。

今でも変わらない思いでいますが、本会議が進むにつれて、新しい学校種ができることにより、いたずらに既存学校種との競合が起こり、ただでさえ人口減少が顕著な地域において混乱が起こるのではないか、さらに都市部への若者流出が起こるのではないか、そもそも我が国の高等教育機関そのもの、そこで養成する専門職の質の確保は大丈夫なのかという危惧の念も生まれてきました。

慎重なご審議をお願いいたします。

以上

（参考）　委員からの依頼により寄せられた各学長の意見（H27.1.15）

＜総括的な意見・感想＞

○議論の内容がもう一つ理解できませんが、大学では専門教育も大事ですが、人間を磨くための学び・教育が極めて重要です。卒業後も一生を通じて人間を磨く学びにも努めることの大事さを、大学は丁寧に教育すべきです。そのために、これからは大学院での教育も益々必要になってくると思っています。職業教育を専らとし、促成栽培するような教育は、不完全な人間を多く世に出すことになるのでは、と心配です。　(I)

○「実践的な職業教育の要素を大学（短期大学を含む）教育において強化する」という基本的方向性については賛成です。本学は経営情報学科単科の短大部であり、経営学・会計学、情報科学のスキルの習得を教育の主要な柱に据えています。また、技能面でのスキルアップに加えて、職業人として仕事に取り組む姿勢を養成する「キャリア科目」についても、次年度からの開講を目指して検討中です。

しかし、高等教育機関として「手に職をつける」教育にのみ特化することには賛成できません。専門教育はもとより「基盤教育」「教養教育」を通じて、社会における自分の位置や役割を客観的に認識して自発的に行動できる能力を養成することも大事な使命です。

「有識者会議」の提言は、両者を関連付け「統合」する教育の必要性を強調していますが、どちらかというと、職業教育の強化という側面が前面に出ているという印象を受けました。

現行では、短期大学と専門学校の最大の違いは「基盤教育」「教養教育」のウエイトにあると考えています。今後の議論を慎重に見守っていきたいと思います。 (M)

○「職業実践的な教育に特化した枠組み」の設定そのものに反対するものではありませんが、それを大学系の中に位置づけるという点に違和感を覚える。

有識者会議の現時点での方向は一般の人、特に受験生にとって、既存の大学や短期大学との区別が付きにくくなるものになってしまうのではと危惧する。 (A)

○本学は短期大学（３年制）として医療専門職（看護師）養成機関の役割のもと、実践的職業教育を実施しており、今回の「有識者会議」に医療関係者が含まれていないとの鈴木学長のお話を伺い、議論が企業一般産業界を中心に進むことに違和感を覚えます。

社会が医療人に求めている豊かな教養、人格、深い人間理解を基盤とした人材の養成・育成の面で「質の保証」が重要であります。

既存の大学体系の中でより改善していくべきと考えており、レベルダウンが危惧されてしまいます。 (K)

○専修学校は、学校教育法第11章及び学校教育法施行規則第11章並びに専修学校設置基準に基づき設立されており、現在の短期大学とは異なる。それをレベル・アップして「専門短期大学」にしようとするとき、上記の法・規則・設置基準をすべて廃止して、専修学校すべてを「専門短期大学」にしようとしても、現在の短期大学設置基準をクリヤーするのは簡単ではなかろう。

関係者が「専門短期大学」に昇格させようとする動きに特に反対することもないが、これまで「短期大学」が設置基準のないところから発足して、平成17年に学位を与えられるようになるまでの歴史に照らしても、専修学校関係者の独自の取組と不断の努力が不可欠になろう。学校教育法、同施行規則、設置基準に基づき設立されている現行の「短期大学」に移行することを基本にするならば、それはそれとして理解できるが、現在でもそれは可能である。したがって、短期大学設置基準を緩和するなど基準を低下させて、すべての専修学校を「専門短期大学」と看板を変えることを意図していると思われ、もしそうならば、「専門短期大学」構想の意味がないし、そのようなことはあってはならないであろう。

国際的知識基盤社会の要請や大学等志願者のニーズから、国立短期大学が消滅し、公立短期大学もその数が激減しているのは、中教審のＷＧ取り纏めに明らかなように、「短期大学」の果たすべき役割の根底が問われている現状があるからである。「短期大学」のあり方について、その根本の検討を抜きにして、「専修学校」を「専門短期大学」として、「短期大学」をいわば水ぶくれ状態にしても、日本の高等教育を世界に通用するものにはならないことは明らかであろう。 (N)

○鈴木先生が考えておられる方向、基本的に賛意を表します。昨今、大学（短大を含む）教育に実践性を要求する風が強く、人材養成、かつてなら批判されたであろうマンパワーポリシーが前面かつ全面にでた高等教育政策が目立ちます。短大を含め、高等教育はもっと腰をすえて、アカデミックな雰囲気のなかでリベラルアーツを重視し、人間・市民教育を基本においたものにすべきです。応用力、想像力、批判力などを欠いた実践的職業人を世に送り出しても「使い捨て」時代の犠牲になるのが目に見えています。若者にも非正規の就業者が増えていくこの時代、しっかり正規雇用を確保することを産業界の責任において全うしてもらうこと抜きに、実践的職業教育をと求められても、話が逆ではないかとの感想をもちます。そうした基本的な問題を大学関係者はもっと強調すべきではないかと日ごろから考えています。 (G)

○まず、なぜ、新たなものを作らねばならないのか？それが前提のようですが、その意図が分かりかねます。高等教育における職業教育の充実方策の一つとしてであるならば、鈴木学長先生がおっしゃるように、既存の活用ではなぜだめなのでしょうか？また仮に新規に作ったとした場合に、それに伴い既存のルールを、なぜに新たなものに沿った変更としなくてはならないのかも分かりかねます。(短期)大学にしたいのならば、既存のルールに則って、申請すれば良いだけのことではないでしょうか？そのルール自体を変更しようというのは、どういうことなのでしょうか？充実方

策とかいう言葉のためであるならば、方向性が疑問です。それとも、既存のルールには大きな問題でもあるのでしょうか？

また、基準等を変更した上で、多くの(短期)大学を一挙に作った場合、（短期）大学の質保証はどのようにお考えなのでしょうか？うたってはいらっしゃいますが、現状においても、文科省は質保証を大きく取り上げていると思われますが、今後どのようにお考えなのでしょう？

多勢に無勢の御状況と存じますが、御奮闘をよろしくお願い申し上げます。（SZ）

○専修学校、専門学校が多様化し、大学、短期大学との区分もわかりづらくなっている状況を鑑みると、今回の制度変更の動きに一定の理解を示すことはできます。しかし、現行の設置基準とは別に新たな設置基準を設けることは、同じ高等教育機関にダブルスタンダードを設けることになり、新たな混乱をきたすことが懸念されます。

職業教育を専門とするにしても、まずは高等教育機関としての実態を整え、そのうえで、学校教育法の１条校として位置づけることが適切かどうかを判断することが望ましいと考えます。（ME）

○専門学校が学校教育法第一条から外されている理由が問題だと思いますが、おそらくは教育基本法第六条（学校教育）に定められた「法律に定める学校」の定義のうち、「公の性質を有する」「国、地方公共団体及び法律に定める法人による設置」「体系的な教育」等の条件を明確に設置基準として定めることによって、第一条から外す理由はなくなるのではないかと考えます。

従いまして、「新たな高等教育機関」の設置基準を教育基本法・学校教育法に照らし合わせて検討する作業が先に行われ、その基準（案）を明示したうえで、有識者の意見を聞くべきではないかと思いました。その作業がなされてないために、教育の質的保障について判断ができないまま議論が進んでいるという印象をうけました。（SM）

○本件は、高等教育機関における職業教育とキャリア教育の改善の問題にとどまらず、今後の日本の労働市場の在り方につながり得る問題でもある。企業内での教育・訓練に依存した従来のキャリア教育システムを、今後、高等教育機関を含めた社会全体でどのように担うべきであるかを、既存の職業教育・訓練機関の役割を尊重しつつ、慎重に見極める必要がある。結論としては、③で述べるとおり、現行の設置基準変更による既存学校種への取り込みが最善であると考える。（KR）

○職業教育を行う新たな高等教育機関を考える前に、既存の短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における職業教育を充実させることを優先すべきと考える。

短期大学、高等専門学校、高等学校は、アメリカのコミュニティカレッジのように、地域住民の高等教育、職業教育、生涯教育、継続教育の場として、今よりもより機能しやすいように充実させる必要があると考える。例えば、大学の個性を出しやすいように大学設置基準等を変更することや地方自治体（設置者）の財政を補強するなどの制度変更が考えられる。

短期大学での保育士養成は、教育内容の量からみて短すぎる。国家試験の導入など制度の見直しを望む。（NI）

○本学科では介護福祉士養成を行っているが、厚生労働省の定める指定科目群に加えて、一般教養科目を手厚くし研究的素養を身につけさせるという教育内容が専門学校との差であると自負している。「厚生労働省指定の『養成施設』基準で質保証がなされる」という点では、最低限の資格取得教育であるのか、その後自己研さん・より豊かな社会貢献に結びつく教育であるのかという違いがある。

職業実践的教育を行う新たな高等教育機関の設置については、産業＝industryと理解しているので、教育・医療・福祉の専門職養成にはそぐわないと感じる。「モノ」を対象とした技術者養成に適応するべきものではないかと考える。（NI）

○「実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する」という「教育再生実行会議」の提言を受けた検討とのことですが、どのような「実践的な職業教育を行う高等教育機関」が、なぜ必要なのか、よく理解できません。まずはこうした点についての立ち入った検討が不可欠だと思われます。この点が明確にならなければ、既存の学校制度との関係でどのように位置づけることが適切なのか、議論すること自体が困難で、制度論が上滑りしていくように思われます。

「教育再生実行会議」第5次提言（抄）では、「大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない」など、

既存の教育機関の課題を指摘したうえで、「質の高い実践的な職業教育機関を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます」としていますが、ここでいう「特化した仕組み」とは何なのか、既存の教育機関においてどのような職業教育の充実が求められているのか、既存の機関の充実では対応できない、新たな教育機関がどのようなものとして、なぜ必要性なのか、といった点です。議論が深まることを願います。（KC）

○本学のスタンスとして、本学は芸術系・人文系の短期大学であり、リベラルアーツ（基礎学問）の本質と伝統に基づき、教育を行っていく方針に変わりはない。

しかしその一方で、社会的要請に応じて必要な教育改革は行っていくべきであると考えている。学校教育法が示しているように、元々、短期大学は、職業能力や社会性を備えた人材の育成を目的としている。また、学生の自立を促すという意味でも、本学は、キャリア教育や職業教育に一層力を入れていきたいと考えている。

なお、今回の議論については、専修・専門学校が主体であり、大学・短大は防戦に回っている印象を受けている。短大進学者数が減少し、専門学校への進学者が増加傾向にある現状も直視しながら、短大側も対応策を考える必要があろう。（O）

○紹介された会議での議論を聴くにつけ、今日の職業教育にたいする経済界を中心とした社会的要請の強まり、その要請に大学や短大が必ずしも十分に応えていない現状があると思われるが、それ以上に、18歳人口の減少や入学者数の低下に悩み、それを打開しようとする各種専修学校側の「格上げ」希望が背景にあると察せられる。「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」が真に大学ないし短大にふさわしい教育内容・教員組織・設備を具えることが明らかであれば、それに反対することは望ましくはない。だが、高等教育の質保証を伴わない安易な「緩和」策が先行することには強い危惧を覚える。（KG）

①職業実践的教育を行う新たな高等教育機関の名称を含め、その位置づけについて

○職業教育、社会に出て直ぐに役立つ高い技術や専門知識をもった実践的な人材を育成する大学的教育機関も必要であるとすれば、それは職業専門大学と呼ぶべきではないかと思います。この場合、大学で専門教育を施している学部等との教育内容の違いを明確にすべきだと思います。実習や訓練を主とする教育か、最先端の研究成果に基づく専門（？）教育か…。短期大学であれ、後者が大学教育の原点のはずです。（I）

○現時点は特に意見はありません。（M）

○現在有力候補とされている「専門大学」や「専門短期大学」専門という言葉が既存の大学や短期大学より高度であるかのような間違った印象を受験生に与える恐れがあり不適切に思う。これらは職業専門大学や職業専門短期大学のように、既存の大学とはっきり区別し易い名称にする必要を感じる。（A）

○既存の大学体系の中に含めるのなら、既存の大学（特に医療系）の意見を充分踏まえていくべきと考えます。

医療系としては、新たな学校種として区別された方がわかり易い。区別しないから「質の保証」を厳密にすべし。（K）

○短期高等教育機関での教育研究で、国際的知識基盤社会でも通用する専門職業人の資格・免許等に何があるのかを精査し明らかにしてから、新たな高等教育機関を構想すべきである。それを「専門短期大学」と呼んでもおかしくないが、現行の「短期大学設置基準」と別の「専門短期大学設置基準」が必要になるであろう。

国際的に通用する「短期大学」の質を低下させて「専門短期大学」を作っても、モチベーションの高い学生を集められるとは思われない。多くの短期大学が、募集定員割れを起こしている現実から、それは明らかである。（N）

○大学体系の中に入れる意図がわかりません。前述のように現行のルールになんらかの大きな齟齬があり、変更せざるを得ないということでしたら話は別ですが、元々の設定が違うものを同一の体系の中に入れることは不可能と思います。

名称は、どうしても付けなくてはならないのであれば、鈴木学長先生のおっしゃるように「職業大学」でしょうか。（SZ）

○教育基本法ならびに学校教育法に定められている通り、「大学」には学術研究を基礎とした教育を行う使命があり、安易に１条校の枠を広げるべきではないと考えます。専修学校を１条校として認める場合には、職業教育に偏重することなく、上記のとおり、「大学」としてふさわしい教育内容

を求める必要があります。

新たな教育機関が「職業にかかわる専門知識・技能の教授」を目的とするのであれば、大学とは別の学校種として位置づけるのが妥当ではないでしょうか。

名称については、「専門大学」「専門短期大学」ではなく、鈴木学長御指摘のように、「職業大学」「職業短期大学」が適当であると考えますが、むやみに似たような名称を増やすことは好ましいこととは言えません。（ME）

○上記の教育基本法・学校教育法にもとづく設置基準をクリアした機関は、学校教育法第一条の体系に位置づけられると考えます。

名称については、「専門」という概念は、専門職大学院の目的における「高度の専門性」、大学の目的における「深く専門の学芸を教授研究」、などの他の学校種の目的における主要概念と重なるため、職業実践教育を行うことが目的であれば、「職業大学」「職業短期大学」のほうが、意味がわかりやすいと考えます。「大学」「短期大学」の学校教育法（第八十三条、第百八条）上の目的には「教授研究」がはいっています。「職業大学」「職業短期大学」の目的には、これがないという相違が残ると考えます。（SM）

○新たな学校種を設置する案については、以下の点に疑問がある。

（共通）

・現在の高等教育機関が抱えている職業教育・キャリア教育の問題解決をはかるには、その大半を担っている既存の大学・短大の教育の改善が不可避である。新規学卒就職者の離職率の高さや、フリーターの数が減少しないといった問題を、新たな学校種が解消できるとは考えられない。

・職業教育に特化した枠組みを大学制度に設けることが、多様で幅広い教育を担っている高等教育の在り方に合致するのか疑問である。既存の大学・短大の卒業者がどのような能力を身につけているのかが見えにくいという指摘があるが、これは基本的には評価の問題であり、分野の特徴や課程の特性を踏まえた評価内容と方法の確立から着手すべきである。

・新たに設置する学校種のみが「実践的職業教育への特化」を標榜することは、実態にそぐわない。大学・短期大学には、医療、衛生、社会福祉等、特定の業種に直結した教育をすでに行っている学科も多く、それ以外の学科においても就業に直結した教育に一定の成果をあげているものと自負している。

・大学・短大への現役進学率が50％を超えた現状で、これ以上「大学」の数を増やすことに国民的理解が得られるのか疑問である。

（新たな学校種を大学体系に位置づける案について）

・実質的に２種類の大学制度を設けることになり、学術性が担保されない新たな学校種では、学士等の学位の国際通用性を阻害するのではないか。

・専門職大学院のような混迷した状況（乱立と質保障の問題）を招くことが懸念される。

（大学とは異なる新たな学校種を設ける案について）

・高等教育制度がさらに複雑になるため、制度面・実体面における既存の大学等との違いについて、社会的認知をいかに進めていくかが問題であろう。

（名称について）

新たな学校種の教育理念が実践的職業教育であるなら、「職業大学」あるいは、「職業実践大学」、「職業実践専門大学」等、名称には「職業」や「職業実践」の文字を入れた方がわかりやすいように思う。全ての大学・短大・高等専門学校は専門教育課程で専門教育を行っているため、新たな学校種のみが「専門大学」のような名称を用いることによって専門性を強調することは適切ではない。（KR）

○専門学校の認可校の一部は、監督官庁がミニマムスタンダードを設定して、質を高めつつ社会の変化に対応しやすい職業教育機関として充実を図る必要があると考える。

何らかの事情により新たな高等教育機関を設置する必要があるのであれば、専門学校のうち、監督官庁から質保証を受ける専門学校を「大学とは異なる新たな学校種」に移行して対応する。

もし、新たな高等教育機関を「大学体型の中に位置づける場合」は、短期大学とほぼ同じ内容の設置基準及び認証評価を義務付ける必要があると考える。（NI）

○上に記したように、教育・医療・福祉分野における教育は、現行のままで良い。いわゆる産業界が必要とする実践的教育を、既存の大学が取り込んでいく努力をすればよいのではないか。リベラル

アーツを削いだ職業実践的教育を行う機関を「大学」と称し「学位」を授与するのは大いに疑問である。（NI）

○仮に、内容が明確でないまま制度を作るのであれば（そうした進め方がよいとは思えませんが）、自由な制度設計が可能となるように、既存の制度の外側に置くべきではないかと思われます。大学外、一条外です。（KC）

○新たな高等教育機関を設置するとすれば、大学（短期大学も含む）とは異なるもので、大学の枠外で、大学とは区別された名称にすべきと考える。本来、「大学」（universityやcollege）は、教育機関であると同時に研究機関である。そして、事象の表面的なことではなく、根底にある本質（essentials）を重視する立場である。この点を踏まえることなく、新しい職業高等教育機関に安易に「大学」という名称を冠するならば、国際的にも通用しないと考える。（「専門大学」という名称は、大学は、元々、専門的なことを教育研究するのだから重複表現に近い。「職業大学」では、大学という言葉の持つ意味が薄まるので不適当だろう。）

実際問題としても、新たな学校種、名称が増えることで、社会に無用の混乱をもたらすことを憂慮する。例えば、東京工業大学に対して、東京工業専門大学とか、東京工業職業大学ができるとすれば、その区別を受験生のみならず、社会に向けてどう説明するのだろうか。同じことは、看護大学・福祉大学・外国語大学・農業大学などのほか、芸術大学・美術大学・音楽大学についても言える。また、日本語表記だけでなく、英語標記をどうするかも検討要である。

この他、既存の高等専門学校（高専）のほか、厚生労働省が所轄している「大学校」との区別・位置づけも検討する必要がある。（O）

○この種の新たな高等教育機関は、一条校のうちに入れるとしても、資料４の３枚目の図にある「大学とは異なる新たな学校種」として位置づけた方がよい。共通性があるとしても、異質性が強く、かつその独自性を尊重することもできるからである。名称については、すでに○○工業大学、○○経済大学、○○看護大学等、「専門大学」と呼ぶにふさわしい諸大学が各地にあるのだから、「職業大学」「実業大学」「実業専修大学」などの呼称が妥当であると思われる。（KG）

②新たな高等教育機関が対象とする業種等について

○このことに関心ある専門家集団での議論が必要では？（I）

○経営情報学科としての本学の教育に関連して考察した場合、「簿記検定」「秘書検定」「パソコン検定」等の資格取得に向けたカリキュラムの強化は想定できます。（M）

○特に意見はありません。（A）

○医療系は除くべきと考えます。（K）

○専修学校が現在教育研究の対象としている資格・免許を精査し、国家試験や社会的要請から「専門短期大学」が教育研究の対象とするにふさわしい専門職を明らかにする必要がある。それらの専門職と「専門短期大学」にふさわしい総合教育科目群（教養基礎科目群）との組合せを考え、アドミッションポリシー、教育課程、卒業要件等を明確にして、初めて短期大学構想が見えてくることになろう。

なお、現在の「短期大学」側は、「専門短期大学」の理念と具体像が明らかにされるプロセスと並行して、別の設置基準に寄るべきが、同じ設置基準でも、現在以上の学位を卒業生に付与できるのかを検討すべきであろう。（N）

○これも作るとしたらですが、一部に限る鈴木学長先生のお考えに大賛成いたします。

また、仮に作るとしても既存の専修学校をもとに制度設計を行う必要性は無く、（短期）大学としての質保証が担保できるものを考えるべきだと思います。（SZ）

○公立の専修学校は看護・医療系が大半を占めていますが、私立においては多種多様な学校があり、そのような状況の中で業種を限定することは困難であると思います。

「大学」「短期大学」にふさわしい設置基準により、それを厳格に運用することが大切であると考えます。（ME）

○現在、大学（短期大学）設置の際には、大学設置・学校法人審議会の「大学設置分科会」の「審査会」「専門委員会」の審査を受けていると思います。また特定の免許資格課程を開設する場合は、関連する省庁の課程認定の審査もうけます。同じように考えれば、「新たな高等教育機関」も、設置基準に基づく教育課程審査と、免許資格に係る課程認定の審査をうけ、また出口で国家試験を課す免許資格もあるため、業種をあらかじめ限定する必

要はないと考えられます。
ただし、教員養成については「教授研究」を目的とする「大学」「短期大学」においては可能であるが、「職業大学」「職業短期大学」の認定からは外すべきであると考えます。（SM）

○例えば、公的資格の指定教育課程のみを対象とする等、分野や業種を限定することで実現性は高まるかもしれない。ただし、職業教育・キャリア教育の推進における責任を、高等教育機関としてどう担うべきであるかを、中等教育後期課程との接続や、既存の職業教育・訓練機関との連携協力を視野に入れながら検討するという課題は残る。（KR）

○新たな高等教育機関が対象とする業種等は、監督官庁から質保証を受けた専門学校を対象とする業種等と同じで良いと考える。（NI）

○「モノ」を対象とした技術を扱う業種が適切だと考える。（NI）

○特に意見はございません。（KC）

○新たな高等教育機関が職業的専門性を重視するのであれば、看護・福祉・簿記など、従来の専修・専門学校がカバーしているような業種に限定すべきだろう。
なお、本学は、芸術文化短期大学という名称であるが、卒業生の進路は、企業・官公庁への就職がほとんどであり、就職していく業界は多種多様である。むしろ、そうした適応力の高い（つぶしの効く）人材を供給している点が売りだと思われる。この点は、理系・文系を問わず、他の大学・短期大学にも当てはまるのではないだろうか。（O）

○分野を特定せず、無差別に新たな高等教育機関を設立することが、はたして職業教育の質・量を高め、活性化させるのかどうか、疑問。「社会的には職業教育への期待が強いように見えるが、実際には高等教育段階で職業に直結した教育を受けた人材への需要は、健康関連分野を除いて大きなものではない」という金子元久氏の意見に賛成である。分野を特定しないのであれば、教育の質保証が万全であること（私見では特に教養科目・専門基礎科目の重視と保証）が、新教育機関設立の必要条件となる。（KG）

③現行の設置基準変更による新たな学校種の既存学校種への取り込みについて

○現状の私の知識では、とくに述べるべき意見はありません。（I）

○現時点は特に意見はありません。（M）

○新しい学校種を作るのであれば、同種の教育を既存学校種でも可能とする為の設置基準の変更は不要に思える。設置基準を変更するのであれば既存の学校種の目的をより純化する方向となるのが順当に思われる。その際は既存学校種から新しい学校種への変更が適正に行えるようにすることも併せて必要と思われる。（A）

○医療系は慎重にすべきと考えます。（K）

○②と同様のプロセスが必要不可欠であろう。（N）

○前述のとおり、取り込む必要性は全く無いと考えます。（SZ）

○現行の設置基準を変更することなく、専修学校のために新たな設置基準を設けることは、上述のとおりダブルスタンダードを容認することになります。
さらに、職業教育を主とする学科・専攻においては、新たな学校種で行われる職業専門教育課程を社会的に要請される可能性があり、教育目的の変更や専門教育に特化した卒業要件の見直しをせざるを得ない場合もあると考えます。
その見直しを大学全体で行える場合は、まだ問題は少ないでしょうが、人文・社会系の学科が併置されている場合、一部の学科・専攻のみについて見直しを行うことはきわめて困難になると推察します。（ME）

○上記のとおり、「新たな高等教育機関」は、学校教育法第一条の「学校」であっても、学校教育法上の「大学」「短期大学」とは異なる、別の条項を定めた「職業大学」「職業短期大学」であるべきであり、特に法律上の目的の「教授研究」の部分での差異があることから、設置基準も別に定めるべきと考えます。
従いまして、現在の「大学（短期大学）設置基準」を変更して新たな学校種を取り込むというのはどういうことか、理解できませんでした。
短期大学の存続が脅かされるという点においては、中央教育審議会の短期大学WGにおいても、キャリア教育の点における専門学校との違い、役割分担が明確にされるべきではなかったかと考えます。今回の有識者会議において、ぜひその法的な位置づけの違いが明確になりますように、ご議論をよろしくお願いいたします。（SM）

○「総括的な意見・感想」で述べたとおり、新しい学校種を作る意義は小さいと考える。設置基準を見直し、適合する専修学校を大学・短大に取り入れる方法が、高等教育全体の職業教育・キャリア教育の改善をはかる上で、より効果的である。
そのためには、専修学校の大学化を前提とするのではなく、既存の大学・短大における職業教育・キャリア教育の理念・体制・機能を再点検し、それらの改善と体系化をはかることが重要であることは繰り返すまでもない。一方で、専修学校は、企業特殊的な能力の更新やフリーター支援等の社会人の再教育を、大学・短大よりも柔軟な方法で提供できるという制度的な強みを持っている。専修学校の大学化が、こうした職業教育・訓練の機会を減じることがないような工夫が求められる。
(KR)

○高等教育機関における職業教育については、既存の高等教育機関の制度を変更して充実させることを優先すべきであり、あえて、新しい学校種を作る必要はないと考える。 (NI)

○反対する。 (NI)

○特に意見はございません。 (KC)

○この対応策は妥当だと考えるが、実際問題として、専修・専門学校の大学・短期大学への取り込みは限定的になろう。新たな設置基準の内容次第である。 (O)

○「現行の設置基準変更で実践的な職業教育が行えるのであれば、あえて新しい学校種を作る必要はない」という考えは一理あるが、今日の大学や短大でほんとうに可能かどうかは、いささか疑問。もちろん、時代に即した職業教育の内容・方法を既存の大学教育に取り入れる努力が不可欠だが、上記の新たな「職業大学」「実業大学」の存在も、積極的で効果的なインパクトを与えるのではあるまいか。既存の諸大学（短大）と新たな職業大学（短大）との切磋琢磨や共存・共栄をはかっていくことも必要。 (KG)

平成27年度

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第28号　平成27年７月15日

総務大臣　高市　早苗　様

全国公立短期大学協会
会長　東福寺　一郎

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、協会に加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営しており、関係者一同地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材を育成できるよう、懸命な努力をしています。

現下の厳しい経済情勢のもと、授業料等の減免措置なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増えるなどの一方、公立短期大学を巡る財政事情は、地方自治体の財政状況もあって、厳しい状態にあります。

このような公立短期大学の実情を御賢察下さいまして、我が国全体の厳しい財政状況は承知しておりますが、平成28年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置等に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望する。

◎自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援の充実について

地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進など、自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援（国庫支出金の在り方、地方交付税等地財制度等）の継続・充実を要望する。

（参考）

地方交付税基準財政需要額における公立大学の学生一人あたりの単位費用の推移（一部年度略）

年　度	H13	H24	H25	H26	H27
単位費用 <文科系学生1人あたり （都道府県分）> （単位：千円）	389	242	224	220	214
対H13比（％）	100	62	58	57	55

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（中間まとめ）」（平成27年７月16日）に対する意見の提出について（回答）

公短大協第43号　平成27年９月17日

文部科学省初等中等教育局

教職員課長　茂里　毅　様

全国公立短期大学協会

会長　東福寺　一郎

平成27年８月14日付けで、本協会にご照会のありました標記の件につきまして、本協会会員からの意見を別添のとおり提出いたします。

（別添）

１．教員の養成・採用・研修を通じた課題・改革の具体的な方向性

・特に意見はない。「中間まとめ」の基本的方向性に賛成である。（IM）

・1997年度まで教職課程を設置していた夜間短大として、「学び続ける教員像」に賛同するとともに、社会人として学び続け、教員をめざす人たちに対して、通信教育だけでなく多様な学びの機会を設け、教員となる道を推進する方向も検討いただきたいと考えます。（K）

・「大学等と教育委員会の両者が、・・連携強化を図る具体的な制度を構築することが必要である。」（P７）とあるが、教員を養成し、質を担保するには不可欠である。

制度の構築がどのようになるのか注目したい。（S）

・三重県にはかつて県教委、教職課程を持つ大学・短大、学校・幼稚園の各代表者からなる連絡協議会があり、定期的に開催されていたが、かなり前に廃止され、相互に意見交換する場がなくなってしまった。現在、教員免許更新講習のための協議会は設けられているが、大きな視野から話し合う場の必要性を感じている。（M）

・教員育成協議会（仮称）の指標・研修計画

国の教育方針と都道府県教育委員会との意見相違がある場合、どのように整合性を図るか、また協議会の組織構成員が「域内を含め周辺の教員養成大学・学部やその他の教職課程を置く大学」の代表となっている。

地域内教育の指針となりやすく、大学の代表として、教育分野のみでなく他領域に広域的、広範囲に人材を求めることも必要ではないか。（N）

２．教員研修に関する課題・改革の具体的な方向性

・研修機会の確保と、体系的でニーズの高い研修の開発を期待する。（S）

・研修するための時間が確保できるように配慮することが大切である。例えば、部活動の指導を教員以外の者もしくは地域との連携により行うなど、教師の負担軽減を図ることが望まれる。（M）

・初任者研修、十年研修とも、学外の専門家を招聘して講演形式で実施しているが、研修施設と連携してセミナーを実施する等、一層の充実を図ることが必要である。（IM）

３．教員採用に関する課題・改革の具体的な方向性

・「中間まとめ」の方向性に賛成である。加えて「男女共同参画社会基本法」に則って、女性教員が応募しやすい環境、また、ワーク・ライフ・バランスを保てる環境の整備が求められる。（IM）

・求める教員像の明確化、合致する者の採用に適した選考方法を開発し、将来性のある者を採用しようとする方向を進めて欲しい。（S）

・教員採用については少しずつ改善の方向にあると考えるが、様々なデータに基づき、本当に教員にふさわしい人物をある程度時間をかけて見極めることが大切である。（M）

４．教員養成に関する課題・改革の具体的な方向性

・「中間まとめ」の方向性に賛成である。（IM）

・養成校のカリキュラムは、大学の特色を強調する等の理由で過密になっている。そのため、教員免許状の取得に必要な単位数の増加はこれ以上望まない。

学校インターンシップを教職課程において単位化することは賛成である。（N）

・学校間連携のあり方、課程、免許状種等、接続性のある養成のあり方の検討を進めて欲しい。（S）

・教員養成を高度化することはやむを得ないと考えるが、それらがすべて実現されるとなると、小規模の大学や短大で教職課程を維持することは困難

になるであろう。大学の規模に応じた方策を考えていただきたい。開放制については維持すべきであると考える。　(M)

5．教員の資質能力の高度化に関する改革の具体的な方向性

・教職大学院は最低県単位には置き、様々な機会に利用できるようにすることが望まれる。　(S)

・公立短期大学の教員には各教員の専門分野における研究活動の充実に加えて、地域課題対応型・解決型の調査研究に積極的に取組む姿勢が求められる。こうした調査研究活動を奨励するための研究費の創設や評価制度について検討する必要がある。　(IM)

6．教員免許制度に関する課題・改革の具体的な方向性

・教員の教職経験を考慮した免許状併有の促進はよい取組であると考える。これにより学校種間の交流が促進され、相互の接続がスムーズにいくようになることが期待される。　(M)

・特別支援学校だけでなく幼稚園、小学校、中学校においても特別支援教育の重要性が高まっている。特別支援学校教諭免許状取得を促進させるため、養成校を増やすなど免許を取得しやすくすべきと考える。

また、小学校、中学校だけでなく、幼稚園における特別支援教育も充実させる必要がある。今後、幼稚園における特別支援学校教諭免許保有教員の割合についても数値目標を示して増やしていくべきと考える。　(N)

・免許制度の複雑さは避け、整理していくべきである。　(S)

高大接続システム改革会議「中間まとめ」(27.9.15) に対する意見の提出について

公短大協第51号　平成27年10月26日

文部科学省

高大接続システム改革会議

座長　安西　祐一郎　様

全国公立短期大学協会

会長　東福寺　一郎

先般ご要請のありました高大接続システム改革会議（10月28日開催）におけるヒアリングにあたり、本協会会員校の意見を取りまとめましたので提出いたします。

高大接続システム改革会議「中間まとめ」(27.9.15) は、本年末を目途に高大接続改革実行プラン (27.1.16・文部科学大臣決定) の実行方法の提示にあたり、これまでの議論を整理し多岐に亘る改革内容とその関係について今後の議論に整理する論点をまとめ、これまでの歴史の先に新たな教育の仕組みを創造する大改革の出発点であるとされています。

貴会議におかれては、引き続き各界の多様な意見を大切に、慎重且つ大胆な検討を通して改革プランの実行方法を分かり易く具体的に明示され、これからの歴史的改革が国民的理解と賛同を得て着実に推進されることを念願いたします。

(別添)

Ⅰ　「中間まとめ」の背景と目的

○基本的には、異論はない。

○大学教育の目的については、専門知識の探究から、知識基盤社会を力強く生きていくための汎用的技能の習得へと重心を移すという主旨であり、キャリア教育の法制化に続いて大学教育の役割を大きく見直そうとするものであると理解する。

□社会経済構造の変化を背景とした教育改革を実行する必要がある。ただし、日本の教育の知識重視、単線的、フレキシビリティーの乏しさといった特徴は、ひとり教育システムだけの問題ではなく、雇用を中心とした日本的社会システムを背景として生じている。日本的システムの改善という視点なく、教育の改革のみに負荷をかけると、教育問題は形を変えて噴出してくるのではないか。例えば、センター試験に替わる新しい試験への受験対策として受験テクニック磨きに重点を置いた教育が横行することで、基礎的な知識や技能が疎かになり、学問的探究の志向性も育たないといった問題状況も想定できる。結局、大学入試に過度な社会的選別機能を持たせないようにしなくてはならない。そのためには、「入りやすく出にくい」大学教育システム、転学、転部、再入学が容易なフレキシブルな大学教育システムに変革する必要がある。その実現には、大学教育の背景に位置する、雇用を中心とした日本的社会システムの柔軟性が増すことが必要であろう。

□多種多様な情報の中から必要とする情報に適切にアクセスし、かつ得られた情報の信頼性、妥当性について的確に判断する情報リテラシーも、３要素と同等に大切な能力であると考える。また、答えが定まらない問題に解を見出していく大切さと同様に、新たな解が提示されたとき自分の解に固

執することなく、真摯に再考する態度の育成も大切である。

□高等学校以降の教育は義務教育段階を基盤として「学力の３要素」をすべての生徒、学生が身に付けなければならないとし、また、義務教育や社会との関係まで含めた改革を目指しているとしているが、小中学校との関係が全体を通して記述がない。また、中高の関係はどのような工夫をしているのかなど、大学に至るまでの各学校間の接続についての連携が不明。

また、特に気になるのが、いわゆる「脱ゆとり教育」への改革の際、授業時数は増やしたにもかかわらず、総合的な学習の時間が減少したこと。この時間は「学力の３要素」を身に付ける手段として有効であると考えているが、減らした理由が知りたい。

□高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を、「学力の３要素」の「全てを一人一人の生徒・学生が身に付け、グローバルな環境の下、多様な人々と学び、働きながら、主体的に人生を切り開いていく力を育てるものにならなければならない。」とするのは、目的の方向を示すものとして、適切な表現と考える。しかし、現状は、これまでの社会とは「質的に異なる社会」「混とんとした状況の中」と簡潔に整理されているだけである。「質的に異なる社会」「混とんとした状況」を捉え、大学人としてどのような「高大接続システム改革」をしたらよいのか、独自な考察・検討ができるような指針が示せるかが問われている。

Ⅱ　高大接続システム改革の基本的な内容・実施方法

１．高大接続システム改革の基本的内容

○基本的に賛成である。方向性としては、評価できる。

□三つのポリシーを整えるためには、分野ごとに具体的で詳細なモデルが示さなければ混乱が生じるであろう。

□高校生の学力担保のために「高等学校基礎学力テスト」を導入することに反対ではない。高等学校基礎学力テストで学力の３要素をどのように測定し評価するのか、テスト問題を例示するなど、具体案を示されたい。しかし、高等学校の卒業要件を現行の履修主義から修得主義に変更するといった対策もあるのではないか。

□多様な地域高等学校が存在するので、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を画一的なものとしないでほしい。

□基礎学力テストで一定の点数もしくは評価に達しなければ、高校卒業資格は与えられないのか。その際の点数や評価については、全国的に統一されるのか。また、基礎学力テストは、普通科、職業科を含め、統一的なテストを実施するのか。高校の特殊性をどのように配慮することになるのか。

□センター試験を廃止して「大学入学希望者学力テスト」を実施することに賛成である。しかし、まず学力の３要素の内容を具体化する必要がある。特に「判断力」とはどういうレベルの「判断力」なのか「思考力」とどう異なるのかなどが分かりにくい。

□「確かな学力」を基盤として１人ひとりの「多様な可能性」を育成するという意義は理解できる。大学入学者選抜においては、各大学のポリシーに則して、受検生の「多様な可能性」を評価する方法を開発するための時間と人材、経費が必要である。

□最大の難題・疑問は、おそらく具体的・個別的方策の目的に即した実現可能性（特に、記述式の問題導入を含め、多面的な学習評価の面など）如何にある。

□大学認証評価制度の改革が発足時の精神に立ち返って、一定の基準に合わせれば水準を維持するかのようにならないようにおこなわれることを期待する。

☆「高等学校基礎学力テスト」は、「多様な学習成果を測定するツールの一つ」と位置づけられているが、結果的に唯一のツールとなる恐れがある。

☆大学入学者選抜によって、高等学校教育改革、大学教育改革の実効性を高めようとすることは、現状に照らして考えると本末転倒であり、両者の教育改革の幅を狭めることになる、と思われ、選抜方法の改革もしくは「大学入学希望者学力評価テスト」を焦点化することには、反対である。

２．段階を踏まえた着実な実施

○賛成である。是非、改革の目的に沿って進めて頂きたい。

○慎重な段階を踏まえることに賛成である。

☆新テストをIRT-CBT方式で実施するとなれば、インフラ整備や作問に時間がかかる。高校と大学の現場に混乱や過大な負担が生じないよう段階を追って実施されることを望む。

逆に、現行センター試験のようなペーパー方式の

一斉テストの新設ならば、実施者と受験者の負担が過大となるので、実施すべきではないと考える。

□「大学入学希望者学力評価テスト」を平成32年度から実施するということは、現在の「大学入試センター試験」は平成31年度で終了するということか。また、新テストはこの試行期間でも公開されるのか。

□中央教育審議会での「新しい時代に必要となる資質、能力を育成する」ための真摯で具体策をもった議論に期待する。そのためには多面的な教育のあり方が問題であるはずなのに、「高等学校基礎学力テスト」のみに「中間まとめ」が集中していることに不安を感ずる。

□大学入学希望者学力評価テストについては、基礎学力テスト実施以前に高校を卒業した人たちが大学入学を希望することに備え、このテストを将来的に継続する必要があると思われるが、その実施方法はどのようになるのか。一方、高校卒業後しばらくしてから大学受験をする場合、過去の基礎学力テストの結果はどのような扱いになるのか。

□平成31年度から34年度にかけての「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の「試行実施期間」、平成32年度から35年度にかけての「大学入学希望者学力評価テスト」は実際に使用されないのか。（P24にこのことに関する記載はあるが）

○プレテストに先立って、個別大学の入学者選抜に多元的評価を順次導入するのであれば、入学者選抜の制度設計や専門的技能を持った人材の確保、透明性のある合否判定基準作りなど、選考する大学側に相当の準備が必要となる。まずは、基礎となる「高等学校基礎学力テスト」と「大学入学希望者学力評価テスト」のサンプル問題や採点方法の提示をできるだけ早めていただきたい。

Ⅲ　高大接続システム改革の実現のための具体的方策

1．高等学校教育改革

（1）改革全体の基本的な考え方

○賛成である。多面的評価を実施する考えはその通りと認識。

○高等学校の学科、教育課程の多様化から多面的な評価の推進をうたっているが、受け入れる大学としては公平な評価が非常に難しくなるのではないか、評価教員の量的・質的育成促進、評価体制整備を着実に実施する必要がある。

○「国家と社会の形成者」という理念の具体像がきわめて重要になると考える。

○これまで高等学校について、学校や学科、教育課程の多様化が進められてきたが、その基盤にあるべき（その課程段階での）共通の学力についての評価こそが重要であり、学力の３要素についての正しい評価システムであることを望む。

□アクティブ・ラーニングが学びの質を深めることに異論はないが、教える側のスキルの分散が大きいと思う。水準向上に向けての対策はどのようにされるのか。

○いわゆる「ゆとり教育」と学力重視の「脱ゆとり教育」とを統合しようとする改革であるという印象を受ける。「ゆとり教育」の評価や、多岐に渡る内容を盛り込んだ「学力の３要素」の中身についての吟味が中教審等でさらに続くことを期待する。

（2）改革の方向性

○「教育課程の見直し」については、賛成する。従来の「根幹」への再検討を充分に踏まえた議論でありたい。

○男女共同参画について学ぶ機会を確保するとともに、家事・育児を含め家庭経営に関わる学習の重要性を認識していただきたい。

○「教員の資質向上」については、賛同する。採用にあたってどのように優秀な人材を確保できるかという側面からの提言もあるべき。

□日本の教員はすでに過重労働状態と言われており、研修を増やすことは困難であろう。教員養成課程の改革が重要である。

☆生徒の多面的能力の育成と評価を適切に行う力量を身につけるには、教員研修制度の大規模な拡充が不可欠であると考えるが、「中間まとめ」では設置者等による教員研修の実効性を国としてどのように担保するのかが不明である。何をどうすればいいのかという教育内容や方法等を高校教員が十分に理解しなければ、現場は混乱する。

☆「多面的な評価の必要性」については、賛同する。一方、高校生にとって、評価への対応が負担として増大することを懸念する。

☆多面的評価のためには、多数の検定試験などを導入するよりもルーブリック評価の浸透・普及が大切ではなかろうか。

○多面的な評価の実効性を持たせることが肝要である。

○「共通性の確保」、「多様性への対応」の両者のバランスが大切で、優れた才能・個性をつぶさずに伸ばすものでありたい。
○実態をよく理解している高等学校関係者の意見を重視されたい。
（３）高等学校教育の質の向上に向けたカリキュラム・マネジメントの確立とPDCAサイクルの構築
○異論なし。
○実態をよく理解している高等学校関係者の意見を重視されたい。
□各学校内での負担増になることは明らかで、それに対する方策が必要ではないか。現場の教員が直接高校生と対面する教育場面が減少するのでは意味がない。
□能動的学習の実質化や多面的学習評価の充実をはかるには、生徒に対するきめ細かな対応が必要であるが、これには教員数の増加が伴う。人事面の体制づくりを含めたPDCAサイクルを機能させるべきである。
☆高等学校間の格差がますます広がるのではないか危惧する。
（４）「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の導入
☆基本的に賛成だが、高校卒業生の学力担保のためには、高等学校の卒業要件を現行の履修主義から修得主義に変更するといった対策もあるのではないか。
また、受験生の負担を小さくするためにIRT-CBT方式での実施が望ましい。それが不可能ならば、受験生の在学校での複数回実施の実施が必要である。
□基礎学力の定着度を把握する目的とはいえ、実質的には多くの大学の入学者選抜（AO、推薦等、）に使用・活用されることを前提に、議論を進めて頂きたい。
□この中間まとめの導入の背景・目的からは、全員を対象とした書き方がなされていると感じている。基礎学力が不足している者、義務教育段階での学習内容を十分に身に付けていない者の洗い出し、ケアはどうするのでしょう。希望参加による実施であるなら、少なくとも現状把握は必要ではないか。
○実態をよく理解している高等学校関係者の意見を重視されたい。
☆「具体的な仕組み」の記述を見る限り、基礎学力テストにおいて評価されるのは、学力の３要素のうち、「知識・技能」のみであると思われる。「思考力・判断力・表現力」については工夫されるようだが、具体像がわからない。丁寧に問うとすれば、効率の悪化は避けられない。また、低所得者に対しては、受験料減免措置など不公平にならないような対策をとられたい。
☆「高等学校基礎学力テスト」の導入によって、学習成果の測定を行おうとすることは理解できるが、基礎学力を欠く高校生の学習意欲が向上するかどうかについては疑問である。学力の二極分化がさらに進むことを危惧する。さらに、高校生の自尊心や社会参画意識が諸外国に比べて低いというデータが紹介されているが、これが基礎学力や学習意欲の不足とどのような相関があるのかが明確にされない限り、自尊心等への言及は妥当ではないと考える。
□結果の提供については、高校教育の実質的改善に役立つ情報として適切に活用されるように、データの蓄積・分析・フィードバックを行うシステムの検討が必要ではないだろうか。
☆「民間業者の知見」を活用、たとえば英語における資格・検定試験との関係を意味するのであれば、理念とは齟齬するのではないか。「国語」「数学」に関しては結果的には業者委託になる恐れがある。
２．大学教育改革
（１）大学教育改革の必要性
○異論なし。必要性の指摘には賛同する。
○大学（短大を含む）進学率が約54％となり、多様な大学（分野・領域、学生の質、数、地域、建学精神・設置目的・ポリシーなど）が存在している中で、個々の大学における教育改革の目的・方策も必要性も多様であろうと考える。改革は常に求められるものであり、共通性と個別性・多様性を大切にしつつ取り組んでゆきたい。
○ここに書かれていることは常に意識し取り組んでいる事柄であり、終わりのない作業だと考えている。能動的な学修のレベルアップはまさに現在の検討事項、課題であると認識している。
○公立短期大学に入学する学生の中には、経済的格差をはじめ種々の課題を抱え、個人では解決困難な環境の下に学生生活を送り、それを乗りこえようと懸命に励んでいる。このことを見落とす改革でないよう期待する。
○高校までの教育が変わる以上、大学における教育

も改革する必要があるが、高等教育機関として変えてはならない部分もあると思う。

○大学教育の使命や、大学教育改革の必要性については承知している。能動的な学修は、学生が生涯学び続け、主体的に考える力を育てる上での必要条件ではあっても、十分条件ではない。能動的な学修が実効性を持つには、まずは教員の意識改革と授業設計や運営のための知識・技術の習得が不可欠ある。そのためのFDに力を入れ、授業を担当する個々の教員へのサポート体制を整えると同時に、学生による授業評価内容の見直しなども進める必要があると考える。

（2）三つのポリシーに基づく大学教育の実現のための方策

○基本的に賛成である。三つのポリシーの策定を法令上義務付けることに賛同する。中央教育審議会などにおいて、一層の議論の深化を期待する。

□ただし、三つのポリシーを整えるためには分野ごとに具体的なモデルが示さなければ混乱が生じるであろう。また、カリキュラム改編や授業改善については、専門の教職員がいない小規模大学の場合は大きな困難がある。この面でも、具体的なモデル提示が肝要である。補助金などインセンティブの増額も必要ではないか。

□基本的には三つのポリシーを体系づけて明確にすることに異存はないが、これをつきつめていくと、編入学や転部、あるいは大学間での単位互換制度などに支障が出ないかが懸念される。また、ティーチング・アシスタントについては、特に4年制大学に併設されていない短期大学では導入が困難である。

□三つのポリシーの改善とそれに基づく教学マネジメントの確立は、早急に取り組むべき課題であると考える。平成27年度中のガイドラインの検討結果に合わせて、学内でポリシーの点検・改善を行った後、平成28年度以降にポリシーに則したカリキュラム編成の見直し等を模索し始めることになるが、平成32年度の「大学入学希望者学力評価テスト」の導入まで時間が少ないというのが実感である。

□「地域社会、国際社会、産業界等との関係を一貫した視点で捉え」とは、どのような視点であるのか、「一貫」が固定的なものにならないよう、よく吟味する必要を感じる。

（3）認証評価制度の改革

○異論なし。

○認証評価制度改革が行われるにしても、基本的には、大学教育・大学入学者選抜の実態が、各大学のポリシーに即し、かつ成果が示されていることの客観的評価が大切であると考える。

○第1回より第2回の認証評価が、はたして認証評価をより有意義にしているか、検証していただきたい。

□「新しい認証評価制度」が、大学間の「共通化」と各大学の特徴を生かした「差異化」とのバランスに十分配慮したものになることを望む。こうした観点から、新たな認証評価制度では、認証評価が「より積極的な役割」を果たすとされているが、具体的にどういう役割を新たに担うことになるのか。

3．大学入学者選抜改革

（1）個別大学における入学者選抜改革

○基本的に賛成である。

○入学者選抜試験は、三つのポリシーとの整合性、特にアドミッション・ポリシーを具現化したものであるべきで、非常に重要な点である。本学の推薦入学試験でも将来、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を活用できればと期待している。

□学力の3要素の内容を具体化する必要がある。とくに「判断力」が不明確である。

□多面的・総合的評価による入学者選抜について、理念として理解はできるが、学力の3要素を適切に評価し、選抜するとなると実施に当たって様々な障壁が予想される。とりわけ、受験者が多数にのぼる大学では実施可能か。

☆個別大学による多面的・総合的評価による入学者選抜の導入は、当初、受験動向が読み切れないことから大きな社会的混乱を引き起こしかねない。個別大学の入学者選抜を安定的に実施するには、入学者選抜の制度設計や実施体制の強化等の相当な準備と、実施方法に関する大学間の協議、及び受験者等への適切な情報提供の仕組みづくりが不可欠であり、個別選抜の内容や方法に応じて各大学への様々な支援が必要になるだろう。受験者を多面的に評価するには、面接や対話、情報交換等を丁寧に繰り返す専門のスタッフが多数必要である。そうした人材をどうやって確保するのか等の課題は、その一例である。

☆各大学に要請されている、アドミッション・オ

フィスの調整・強化やアドミッション・オフィサーの育成・確立などは、財政的基盤なしには実現できない。定員削減、経費削減などに向かっている現状では、この点の強調と具体策はなお一層重要である。

□「ウ　多様な背景を持つ受検者の選抜」では、「地域に貢献したい意欲を有する者」が挙げられているが、これは志望動機であって受検者の背景としては曖昧である。表現を再検討する必要があるように思う。

☆「学力の３要素」に関してのしっかりしたアドミッション・ポリシーの構築は重要であるが、入学者の選抜に際し、調査書に始まる高校側での評価項目の扱いは、高校間、学科間の格差から、公平な評価は非常に難しいものとなることと思われる。

□個別大学における多面的、総合的評価による入学者選抜を可能にするために、高等学校の新調査書様式をしっかり構築していただきたい。

□調査書のあり方についての具体的な議論を期待する。現状では「高等学校での学力、学習内容」などを、評価できにくい。

☆実質上「学力不問」の入試については、入試改革の効果は薄いのではないか。経営の観点から合格者の質よりも定員充足を優先せざるを得ない場合もあるからだ。この課題は、入試改革よりも、高校教育と大学教育の質保証によって乗り越えるしかないであろう。

☆一般入試、AO入試、推薦入試ともに、現状では多様な学生を入学させるという目標ではなく、「定員の確保」（大学間のさまざまなレベルで）が目的となっている。その現状を打開するという側面からの議論になりえていないのではないか。

□入学者選抜は不断の見直しが必要で、完全な入学者選抜が固定的に存在するかのような過信に陥らないようにしたい。

（２）「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入

○現行センター試験が、実施において人的・物的限界に達していること、知識中心の出題にならざるを得ないことに鑑みて、「大学入学希望者学力テスト」導入に賛成である。

□高校、大学、受験生の負担を増やさないためには、IRT-CBT方式による実施が不可欠なことから、本格実施まで時間をかけ段階的に進む必要がある。また、一つひとつの設問について、三つの学力要素のうち何を試すための出題なのか、出題者は説明責任を果たす必要がある。つまり、新しいテストが真に学力を保証するものであることを示さなくてはならない。

また、「大学入学希望者学力テスト」は教科を越えた応用力を測ることに主眼が置かれているようなので、大学独自の教科テストを残す必要性も出てくるであろう。例えば、文学部で小説をじっくり鑑賞させる問題を出題したり、理学部で難しい数学の問題を出題したりといった場合である。

☆新しいテストの内容をふまえると、テストの実施場所を大学とする必要性は必ずしもないと考える。年複数回の実施を行うのであれば、授業の都合もあり、なおさら大学を実施場所とすることは難しい。

○導入は是と考える。大学格差が現実にあり、選抜力ある大学には高難度の問題選択可とする等は必要なアイデアと考える。複数回実施するとしても、実施に伴う公的負担、大学側の入学選抜事務負担、受験生負担等を考慮すると、年２回までが妥当ではないか。

○「知識・技能」のみならず、「思考力・判断力・表現力」も評価する方向は大賛成である。

○「思考力・表現力・判断力」を適切に評価することができるよう、記述式問題や「合教科・科目型」「統合型」の問題の導入を期待したい。

□複数回の受験機会を設けることについては、受験生の心理的負担の軽減という観点では意味のあることだが、より高い得点を求めて複数回の受験をすることで受験生に費用負担を強いることになりはしないか。また、TOEFLなど民間の資格・検定試験の結果を利用することで、受験生の経済的負担がさらに増加することのないよう、財政措置が必要である。

□「試行実施期間」が、教育現場を混乱させないことを期待したい。

☆基礎学力テストと同様に特定の教科を分野とする試験でよいのではないか。思考力・判断力・表現力や他者と共同して学ぶ態度などは、個別試験で各大学が独自に判断する方がよいと考える。

☆本学は三つのポリシーに基づき、個別試験において受験生の「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を重点的に評価する方針である。そのため、「大学入学

希望者学力評価テスト（仮称）」には、各教科・科目の基礎的な「知識・技能」を評価するテストとしての役割を期待している。

□どういうことを準備すればいいのかわからない。

☆「大学入学希望者学力テスト」のイメージが充分伝わらない。とりわけ広範囲にわたる受験者が受験することを勘案すると、選抜性の高い大学が入学者選抜の評価の一部として活用できるのか（現在のセンター試験でも同様な問題がある）。高難度の問題を選択させるだけで解消できるのか。

☆「大学入学志望者学力テスト」を、私学も含めどの範囲まで必須とするのか。もし一部しか採用されないならば、知識・技能を統合しながら問題の発見・解決に取り組む、より能動的なものへという高校教育改革には結びついてゆかないのではないか。またほぼ必須ということになれば、高校、大学の一元的なランクづけ、多様な知識、技能をもった生徒の受入れという、大学の目標がゆがめられるのではないか。

☆「各大学の個別選抜における評価や『大学入学希望者学力評価テスト（仮称）』において、多様性が十分に尊重されなければならない」とあるが、この「『大学入学希望者学力評価テスト（仮称）』の導入」では、「多様性」がどのように尊重されるべきか、全く示されておらず、大きな欠落部分ではないのか。

4.「中間まとめ」に対する所見（総合的な所見、明示すべき事項・内容等又は不明な事項・内容への質問等）

（1）総合的な所見

○基本的な方向性に賛成である。また段階的に改革を進めることによって現場での混乱を避けようとしていることにも賛成である。

○方向性は是とする。

□「学力の３要素」を身に付けるためには、義務教育段階から高校までの各学年における基礎学力をしっかり身に付けることと、教師の指導力がこの改革のポイントだと思う。後者については「総合的な学習の時間」で経験した事柄の良い面悪い面の検証が必要である。

大学としては、三つのポリシーの再構築、入学者選抜の評価項目、方法、基準の明確化が必要となると考える。

○主体的に多角的にこの改革を行えるかどうかを考える必要がある。短期高等教育機関の存在意義が高まる改革となることを期待したい。

☆「高大接続システム改革会議」の任務から、高校教育改革、大学教育改革の両者を促進するため、「高等学校基礎学力テスト」「大学入学希望者学力テスト」を梃子と位置づけられているが、いわゆる「テスト」として教育改革を実現しようとする在り方に危惧を感じる。従来から「テスト」の形式は、実行過程で本来の目的からゆがめられた姿になってきていることを、考慮して具体化を望む。

□高等学校や大学における教育の諸問題を改善するために高大接続システムの導入が必要であるとのことだが、特に入試改革の箇所が具体性に欠けるため、導入によってどのようなデメリットが生じるのかがわかりづらい。現場を預かる人たちの意見に真摯に耳を傾け、性急に事を進めないことを希望する。

○高等学校と大学の意思の疎通（コンセンサス）が重要で、双方がお互いを理解、信頼し合う関係の上に成り立つ新システムになるように思う。学生を受け入れる大学は真摯に着実に改革を履行する必要がある。

□厚生労働省の保育士養成課程など、免許・資格の取得を意識した学科では、今回の改革の趣旨に沿ったカリキュラム再編は限定的にならざるを得ないが、省庁間の調整を行うなど、国として一貫した方針を示して欲しい。

高校教員にとっては、「高等学校基礎学力テスト」と「大学入学希望者学力評価テスト」の対策に、個別大学の入学者選抜対策のための指導が加わることになる。個別大学の入学者選抜では、学生に求める資質や能力が多様化することにより、個別大学の入学者選抜の内容や方法も多様化すると考えられる。入学者選抜制度のこうした複雑化は高校サイドの負担をさらに重くすることになるため、高校に対しても十分説明を尽されたい。

□「多様性」の受入れを大きな方向性としている点、強く、共感する。しかし、全国的に統一的な「基礎学力テスト」や「学力評価テスト」の導入は、その内容と運用の仕方によっては、画一的な方向づけとなり、この「多様性」の排除につながりかねないのではないかと憂慮している。生涯学び続ける時代を本格的に準備するために必要なことは、たとえば「学力の３つ要素」を基準に大学入学に相応しいかどうかを選別することではなく、

すべての人たちが、大学で学ぶにふさわしい「学力の３要素」を、どこでどう育てるかである。基礎学力は十分とは言えないが、学び続ける意欲をもった人たちを、どのように大学に接続していくのか、これが、「高大接続」の大きな課題かと考える。今回の会議の検討課題と異なるのであれば、どこかで、きちんと、検討していくことが必要だと考える。

（２）明示又は言及すべき事項・内容等

□３つの学力要素のうち「思考力・判断力・表現力」の内容を細分化・具体化して、どのようなテストのどの設問によってそれらを測ることができるのか、明確な説明が必要である。

□「高等学校基礎学力テスト（仮称）」について、問題の難易度設定で、そのボリュームゾーンとなる平均的学力層や学力面で課題のある層を主な対象として出題するとあるが、学力上位層についても十分な配慮する旨（学習意欲の低下や多様な個性を削ぐことのないよう）明示されたい。

□大学に共通することとは別に、大学の個性に対応することへの言及が欲しい。

□「高等学校基礎学力テスト」と「大学入学希望者学力評価テスト」のサンプル問題の提示時期を明示されたい。

（３）不明な事項・内容への質問など

□実際に新しいテストを実施する場合の各短期大学が負担することになる具体的な内容（いつ・誰が・何を・どのように・どれくらいのコストをかけるのか等）を明示されたい。

□「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、個人申し込みも可ということから、１、２年生でも３年生用テストを受験が可能か。

□「個別の入学者選抜において、各大学のアドミッション・ポリシーに当該大学の定める『知識・技能』『思考力・判断力・表現力』の水準を明記するとともに、それらを適切に評価するため、特定の教科・科目の『知識・技能』『思考力・判断力・表現力』について評価する方法も活用することはあってもよい。」と書かれているが、どういうケースを想定しているのか、具体的に示されたい。

平成28年度

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会「審議経過報告」（28.3.15）に対する意見の提出について

公短大協第１号　平成28年４月８日

中央教育審議会　実践的な職業教育を行う
新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会
　部会長　永田　恭介　様

全国公立短期大学協会
会長　東福寺　一郎

先般ご要請のありました貴特別部会におけるヒアリングにあたり、本協会の意見を取り纏めましたので提出いたします。

本協会では、今次の新たな高等教育機関の制度化に関する検討は、我が国の高等教育制度に大きな変革を求める重大な事柄であると受け止めています。

今後のご審議に当たっては、我が国の高等教育制度の輝かしい歩みを大切に更に継承・発展するものとなるよう、関係者はじめ幅広い国民の意見を徴して、慎重にご審議くださることをご期待いたします。

記

１．公立短期大学の推移と現況について

（１）学校教育法の一部が改正され、短期大学が発足可能となった昭和25年４月１日に全国で17の公立短期大学が誕生し、同年８月には全国公立短期大学協会が創立されて以来、本年は66年目を迎える。「公立短期大学五十年誌」によると、17校のうち、実業系短大が７、工業系が３、農業系が１、その他が３という構成であり、その後５年のうちに開学した26短大についても、実業系の学科をもつ短大が16校に及んでいる。また、夜間課程をもつ短大も８校あった。このように、公立短期大学は、女子高等教育、実学的職業教育、夜間教育などの当時の社会的要請に即して誕生し、その数を増やしていったのである。そして、昭和39年度に短期大学制度が恒久化されたこと、さらに平成17年度に短期大学士制度が整備されたことにより、短期大学に対する社会的認知が定まったと言える。平成８年度には63校とピークに達したが、その後、大学進学率の上昇に伴う学生の四大志向や工農系・看護系短大の四年制への改組・統合などにより減少に転じ、平成28年度現在16校となっている。このように半世紀以上にわたる推移の中

で公立短期大学は、地域における高等教育機会の確保の役割を担うとともに地域を担う有為な人材を養成・輩出し、地域の教育文化の継承・推進組織の一つとして寄与し、今日に至っている。

（2）現会員校についてみると、北は北海道から南は鹿児島県まで、北陸、近畿、四国を除く各地域に点在し、設置形態も県立・市立、法人立と様々である。分野的には、保育士・栄養士・看護師・教員等職業に直結する分野と、人文・社会系など教養系の分野から成り立っており、各校においてはキャリア教育が積極的に実施されている。卒業生の多くは地元企業等に多く就職しており就職先からの評価は高い。また、特に教養系の分野からは、四年制大学の編入学が積極的になされており、高等教育の第一段階の役割も担っている。

（3）当協会が平成25年に実施した「公立短期大学に関する調査報告」によれば、公立短期大学を希望する最大の理由は「学費が安いこと」であり、「専門の資格の取得」がそれに次いでいる。また、公立短期大学の魅力としては、これらに加えて「卒業時点での状況に合わせて進路の選択ができる」や「多様な進路の選択が可能」などが挙げられており、低廉な学費で、資格取得を含め質の高い教育を受けられることが公立短期大学の特長であることがわかる。事実、経済的に困難を抱える学生が多く、親からの援助が全くない中で、授業料免除、奨学金、アルバイトなどで生活費や学費を自ら工面する学生も存在している。このように公立短期大学は、地域における高等教育の機会を保障する役割を果たしている。

2.「審議経過報告」に対する意見

（1）「第Ⅰ章21世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成」について

現況の一断面をとらえているが、広い意味での「職業人」に必ずしも当てはまるものではないと考える。例えば、「今後の職業人養成の在り方」に記されている内容は、医療専門職にはあてはまらない記述であり、経済・競争力の向上のための人材シフト、労働生産性を高めることに繋がるような所謂“職業人材育成”にシフトした記述となっている。

（2）「第Ⅱ章　高等教育における職業人養成の現状と課題」について

ここでの記述も医療専門職等については当てはまらず、職業人の捉え方が限定的である。それを踏まえたうえで述べると、新たな高等教育機関の創設によりミスマッチや早期離職等の課題解決に直結するとは言えず、これらの課題解決のためには初等中等教育段階でのキャリア教育が重要であると考える。また、6頁の脚注＊1については、大学での授業経験が「将来の職業に関連する知識や技能」に関しては「役に立っていない」又は「あまり役に立っていない」と回答した者の割合が約39.1％となっているが、大学には様々な専門分野があり、職業に直結した分野、直結しない分野の総合的評価結果と考えれば、該当部分の脚注として必ずしもふさわしいとは言えない。

一方、社会人の学び直し環境を整備する必要があるという指摘はその通りであり、現在各大学等が進める多様な取組を促すとともに、社会人の就学促進に対しては企業の理解や国の制度的支援が欠かせない課題であると認識しており、その要因や対策については、より多面的な視点が必要である。

（3）「第Ⅲ章　新たな高等教育機関の制度化の方向性」について

ここで述べられている養成すべき人材像は企業にとって即戦力となる有為な人材であって、例えば医療専門職には当てはまらず、かつ、現在の大学等における教育で重視している人格陶冶や批判的思考力判断力の育成などの視点が欠落しているように思われる。

また、大学体系へ位置づけるのであれば、それにふさわしい最低限の施設・設備、教員資格が必要である。

（4）「第Ⅳ章　新たな高等教育機関の制度設計等」について

教養教育の中身が所謂職業人育成の為のものに限定されており、哲学、歴史学、文学をはじめ伝統や芸術文化・学術など幅広い教養教育がないがしろにされているのではないか。幅広い教養に立ってこそ、多様な視点から物事を理解し判断する、真にグローバルな職業人の育成につながると考える。

（5）審議経過報告の全体を通して

今回の制度改革案は、我が国の高等教育機関の性格を大きく変える可能性があるにも拘わらず、結論を急ぎすぎているように思われる。現行制度（大学・短期大学）の中でも、キャリア教育・職業教育が重視され様々な取り組みがなされてきて

おり、その成果の検証をすることなく、新たな高等教育機関を作る必要があるのか疑問である。現行の大学・短期大学設置基準はかなりの程度柔軟になっており、今回の報告書に記されている実践的職業教育も現行の枠内で可能なのではないか。実際、現在でもかなりのウェイトをもって職業教育に特化している大学・短期大学が存在しており、現行制度内に“新たに職業教育を中心に据えた教育機関”が参入した方が、現在の大学・短期大学の活性化にも繋がると考えられる。

今回の制度改革については、質の高い実践的職業教育を謳いつつも、実質は「設置基準緩和」による新しい教育機関制度の設立をめざすものであれば、我が国の大学の質の低下につながる恐れがある。そのため、高等教育機関としての質を確保しながら、有為な人材を地域に送り出してきた公立短期大学としては、制度の創設自体に疑問を抱かざるをえない。また、分野別の検討も不可欠である。例えば、医療専門職に関しては、単に、「社会・経済の変化に伴う人材需要に即した・・」ではなく、日本の医療をどうしていくのかなどを含め、医療専門家養成に向け、より多角的・多様な議論の上で、合意し、進めていくべきである。

3．制度創設を前提とした場合、考慮されるべき留意事項

2．で記したように新たな高等教育機関の創設そのものに疑問を有するものであるが、制度を作ることを前提とするのであれば、以下のことについて慎重に検討し、現行の大学制度との相違を明確にした上で、国内外の教育制度との整合性を確保し、分り易く、且つ納得のいく説明が不可欠と考える。

（1）新たな高等教育機関の名称

新しい高等教育機関については、その名称が重要である。大学、短期大学とは異なる実学重視の新しい高等教育機関であることが、一般に対しても高校生に対してもわかる名称でなければならない。これは大学、短期大学にとっても新しい高等教育機関にとっても必要なことである。対象となる高校生を含め、人はまず入り口で特徴や相違を判断するのであり、この場合の入り口は名称である。その上で、中身を見ることに進むのである。新しい高等教育機関の名称が大学、短期大学と明瞭に区別できるものでなければ、新しい教育機関設立の趣旨に反すると考える。この観点から、「専門大学・専門短期大学」「専門職大学・専門職短期大学」は、現行の大学・短期大学と紛らわしいので絶対に避けるべきであり、「実践的職業教育」という内容が明確になる名称にしていただきたい。

（2）学位授与機関としての国際通用性

「学位」については、新しい高等教育機関も国際基準に則った教育を行える教育機関として、国際的通用性のあるものとする必要がある。また、学位の名称についても、新しい高等教育機関の名称と同様に、現行の大学・短期大学と異なることが明白なものにすべきである。国際的共通性から外国語訳（英訳）した時の名称は同じとせざるを得ない場合があるかもしれないが、日本語名称としては実学重視の新しい高等教育機関が認めた学位であることが判るものにしていただきたい。

（3）設置基準の具体的内容

新たな高等教育機関の創設を認めるとしても、あくまで現行の大学や短大の設置基準は維持する必要があり、学位授与機関とするのであれば、施設・設備要件、教員要件については、現行の大学・短期大学の設置基準と同等なものとすべきで、設置基準のダブルスタンダード化は避けるべきである。現行の大学・短期大学の設置基準は最低限のものであり、現在の大学・短期大学の多くは、かなりの余裕を持ってその基準をクリアしているので、新しい高等教育機関においてもその基準をクリアすることは最低限の要件である。

また、現行の大学・短大と「同等」としつつ教育内容の違いから異なる基準を設ける場合には、その違いを明確にすべきである。特に、実務家教員の位置づけや評価、教育内容における実習の位置づけ、インターンシップの単位認定などについては、慎重に協議・検討を行う必要がある。「みなし教員」は実質的には非常勤講師の仕事をすることになるので安易に認めるべきではない。

（4）企業等との関係性

企業等との連携は必須と考えるが、あくまで「連携」であり、特定の企業等との「密着」「癒着」に陥らないようにしていく必要がある。実務家教員の提供、インターンシップへの協力、カリキュラムの作成、外部評価などで全面的な協力が不可欠と思料されるが、その際、企業の論理を教育の現場にそのまま持ち込むことのない仕組を構築すべきと考える。個別の企業というよりは、より広い関係団体（教育に意欲を持つ業界団体、職能団

体）との連携や支援を得る方策が必要と考える。

（５）質保証のしくみ

現行の大学・短期大学と同等又はそれ以上の設置基準、自己点検・評価、認証評価制度の導入、情報公開の実施が不可欠と考える。

以上

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第28号　平成28年７月21日

総務大臣　高市　早苗　様

全国公立短期大学協会
会長　東福寺　一郎

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、協会に加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営しており、関係者一同地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材を育成できるよう、懸命な努力をしています。

現下の厳しい経済情勢のもと、授業料等の減免措置なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増えるなどの一方、公立短期大学を巡る財政事情は、地方自治体の財政状況もあって、厳しい状態にあります。

このような公立短期大学の実情を御賢察下さいまして、我が国全体の厳しい財政状況は承知しておりますが、平成29年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置等に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望する。

◎自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援の充実について

地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進など、自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援（国庫支出金の在り方、地方交付税等地財制度等）の継続・充実を要望する。

中央教育審議会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対する意見書

平成28年10月31日　公短大協第52号

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会
主査　無藤　隆　様

全国公立短期大学協会
会長　東福寺　一郎

このたびは、中央教育審議会における「審議のまとめ」（平成28年８月26日・教育課程部会）に対する意見を申し述べる機会をいただき感謝いたします。「審議のまとめ」を公表して、教職の資質向上と学習指導要領改訂の理解につなげようとする方向性はよく理解できます。しかし、本資料はあまりにも膨大であり、これが現場の学校教員にどれだけ活用してもらえるかは疑問で、情報の提供に工夫が必要と感じました。

以下の意見は、各公立短期大学学長をはじめ専門分野の教員の意見を反映したものです。なお、各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性に対する各校の個別の意見については、別添の通り提出します。

＜はじめに＞

現代社会においては、変化が激しく、先の予測が著しく難しい。そこでは、未知の課題解決に向かっていくための思考力や、多様な価値観を共有する他者との「対話」を通して直面する課題を解決できる実践力が求められる。本「審議のまとめ」では、それらを整理し、「はじめに」稿において、次期学習指導要領を、教職員のみならず、関係者が、子供たちが学校教育を通じて身に付けるべき資質や能力、学ぶべき学習内容などの全体像を鳥瞰図的に見通せる「学びの地図」としての役割を果たしたいとの趣旨が実感として伝わってくる内容である。全体としては過不足なく、まとめられており、大筋において異存はないが、細かいところでは以下の点について述べておきたい。

＃１　最初の段落において、昭和22年に学校教育法が制定されたと記載されているが、教育基本法については平成18年の改正からの記載である。教育基本法についても制定時からの記載があっ

た方がいいのではないか。

＃２　２段落目において、「豊かな未来」と断定されておられるが、それでよろしいか。

＜第１部＞学習指導要領等改訂の基本的な方向性

１．これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状

・学習指導要領等の改訂の経緯が簡潔に記されており、又、補足資料を参照することにより、より詳細な変遷過程を知ることができる。

・ｐ５の４つめの○印、「子供たちが活躍する将来を見据え・・・」、ｐ６の５つめの○印、「子供たちが自分のキャリア形成の見通し中で･･･」の部分が、「キャリア教育」の視点からも大変良い。この部分については、さらに強調していただいても良い。

２．2030年の社会と子どもたちの未来

・情報化の進展は、創造的な活動の展開を容易にした一方で、人間関係の希薄化や直接体験の不足等深刻な問題も生み出している。特に、ゲーム機を中心とした遊びが増え、仮想現実の世界に容易に入り込むことができるようになり、虚構の世界の中で作り上げられた死に頻繁に接する中で、子どもたちの現実感覚が麻痺している側面がある。この実感を伴わない感覚が命の軽視につながっている。この点を是非強調していただきたい。

３．子供たちに求められる資質・能力と教育課程の課題

・p13；学ぶ目的を具体的に明示することは大切である。また、教科をまたがってカリキュラムを構成することは、教育内容を実生活に引き付けて理解することにつながり、積極的に進めることが望ましい。

・p14；最近、小中一貫校や中高一貫校など多様な形態の学校ができているが、従来からの小、中、高等学校とこれらの新しい形態の学校での教育の在り方を学習指導要領の中で明確に区別する必要があるのではないか。また、公立の小中学校については、通学区域を弾力的に運用し、児童生徒や保護者の希望により、学校形態を選択できるようにすることも検討すべきである。

４．学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」

・p17；「社会に開かれた教育課程」が今回の指導要領におけるキーワードの一つであり、その方針には賛成するが、学校と地域社会との関係について、モデル事例やガイドラインを具体的に示すことが必要である。

・p18；今回の学習指導要領では、個々人の能力に応じた学びが重視されている。とすると、その学びをいかに評価するのかが難しく、教員に対して評価の視点を明確に示すことが重要である。

・p23；アクティブ・ラーニングを進めるには教師の技量が一定水準に達していることが最低条件である。

５．何ができる様になるか―育成を目指す資質・能力―

・p38：今回のとりまとめに限らず、行政文書で「成熟社会」という表現がしばしば見受けられるが、成熟した社会とはどのような社会なのか。地球温暖化、国際社会における紛争の激化、子どもを取り巻く経済状況の悪化などなど、子どもたちがこれから生きていく社会が「成熟」していると言えるのか。また、成熟した社会の後はどのような社会になるのか。安易な「成熟社会」という表現の使用は、現実を客観視することを妨げることになる。

６．何を学ぶか―教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成―

・小中一貫教育の記載もあり、内容については異存はない。記されている事が具体化することを望む。

７．どのように学ぶか―各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実―

・「何を学ぶか」と「どのように学ぶか」の両立をはかるため、学習内容の削減は行わないで、アクティブ・ラーニングを採り入れることは理想的である。しかし、概してアクティブ・ラーニングでは授業中に扱うことのできる知識量が減るため、特に中等教育機関では、課外学習の強化以外に、学習量の維持をどう担保するか等の課題が残るであろう。

・授業改善の取組の活性化のために、「主体的・対話的で深い学び」をベースにした「アクティブ・ラーニング」型授業展開の重要性を明解に示しており良い。

・「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」

の三つの視点の関連性が明示されており、良い。

8．子供一人一人の発達をどの様に支援するか―子供の発達を踏まえた指導―

・p50；「チームとしての学校」という発想は、今後の学校教育を進めていくにあたり、とても大切である。

・p52；キャリア・パスポートはどのように活用するのか。高大接続システム改革の一環として、大学入試において利用することを考えているのか。さらには、ジョブ・カードのように社会人になってからも使うことまでを想定しているのか。

9．何が身に付いたか―学習評価の充実―

・「アクティブ・ラーニング」型授業展開をした場合、評価が難しいというのが現場の声が多くある。評価の観点が整理された形での表記を望みたい。

10. 実施するために何が必要か―学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策―

・p61；学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備について、予算措置はどのように考えているのか。特に、各自治体における負担をどの程度求めることになるのか。

＜第２部＞各学校段階、各教科等における改定の具体的な方向性

1．各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

・p75；保育所を利用する保護者が増えている中で、幼稚園の教育と保育所における保育との乖離が生じないようにすることが重要である。幼保一元化との関係をどのように考えているのか。

・p93；教師の負担を軽減するためにも、クラブ活動における専門の指導者を配置することが大切である

・p102；現在、高等学校で心理学が教えられていないが、今後は高等学校段階から心理学を教えるべきである。

2．各教科・科目等の内容の見直し

・専門分野もしくはそれに近い分野の教員による意見については、添付資料を参照されたい。

＜「審議のまとめ」全体に対する所見（意見及び感想）＞

・基本的には異論はないが、高等学校までの教育課程と大学・短大教育をいかに有機的に連関させるのかが課題であると考える。しかし、大学・短大では学習指導要領は存在せず、各大学や教員の方針に左右されるところが大である。大学教育の特殊性に配慮しつつ、FD活動等を活性化していくことが大学・短大において重要になるものと考える。

・シンガポールでの教育改革で、教員及び指導スタッフの増員や教員の授業研究の時間の確保、100時間の研修時間の保証等がなされているようだが、そのような措置の保証がない状況下での提言は、現場の負担増と混乱を生じるのみではないか。また、単に増やせば良いということだけではない事は、当然のことである。一人一人への個別指導は理想ではあるが、個別指導を行うことができうるだけの人的、経済的な裏付けはどのようになるのか。

・大学側においても、次期指導要領の理念をしっかりと受け止め、高大接続を行えるように力を尽くすが、国においては、まずは、目前に迫る高大接続システム改革の具体化、決定を速やかに行っていただくようお願いしたい。

・本「審議のまとめ」については、総論と各論部分の整合性、また、各論部分の実現可能性、教科間・学校間の連携が課題であると考える。現職教員については、能力・意識の現状を踏まえ、どのような方法で、能力等の向上を図るのか、また、あらたに教員として現場に立つ学生たちの大学での教育をいかに行っていくのか（さらには教員養成を担う大学教員の質をいかに確保していくのか）が今後の最大の課題であろう。

・資料もあわせると極めて膨大な「審議のまとめ」であり、その白熱した議論や膨大な取りまとめ作業に敬意を表したい。しかし、これだけのものを丹念に読みこなして教育改善につなげることは容易ではないとも考える。

以上

（別添）　各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性に対する各校の意見（略）

平成28年11月24日付け就職問題懇談会座長の「意見」（案）について

平成28年11月18日

就職問題懇談会事務局　宛

全国公立短期大学協会

就職問題懇談会委員　美田　誠二

お問合せの表記について、以下の通り意見を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

（修文意見）

「３．インターンシップの取扱いについて」に関し、

（１）（上記に対する意見）の５行目から７行目は、削除。

（２）同８行目「しかし、」を削除。

（３）10行目の「現時点・・・不明確であります。」を改め「現在、開催日程の下限を「５日以上」とすることで教育プログラムとしての質の確保を図ることとされてきた経緯があります。」とし、その後に９行目の「下限を定めないときに・・・懸念されます。」を持ってくる。

（事由）

インターンシップについては、「教育プログラム」としての質的充実を図る観点から様々検討され今日に至っているところ。とりわけ「１日インターンシップ」の教育効果については、これまでも懸念が示されてきているところであり、「教育プログラム」としてのインターンシップに関する大学サイドの取り組みや意見を主張して理解・協力を得ていくことが肝要と考える。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（「専門職大学」等）の制度設計について意見表明

公短大協第63号　平成29年２月２日

文部科学省高等教育局長　常盤　豊　様

全国公立短期大学協会

会長　東福寺　一郎

平成29年年１月13日付で、標記制度設計についての資料を送付していただき、ありがとうございました。すでにこの件については、当協会としては、ヒアリング等を通して意見表明をしてまいりましたが、今回の資料に関して改めて意見を申し述べる次第です。

過日の文科省におけるヒアリングでは、全国公立短期大学協会と公立短期大学の現況の説明後、「審議経過報告」に対する各章への意見を述べた上で、全体を通して、以下のような意見を述べました。

「今回の制度改革案は、我が国の高等教育機関の性格を大きく変える可能性があるにも関わらず、結論を急ぎすぎているように思われる。現行制度（大学・短期大学）の中でも、キャリア教育、職業教育が重視されてきており、その成果の検証をすることなく、新たな高等教育機関を作る必要があるのか疑問である。現行の大学・短期大学設置基準はかなりの程度柔軟になっており、その枠内で、今回の報告書に記されている実践的職業教育も可能なのではないか。実際、現在でもかなりのウェイトをもって職業教育に特化している大学・短期大学が存在しており、現行制度内に新たに職業教育を中心に据えた教育機関が参入した方が、現在の大学・短期大学の活性化につながるとも考えられる。今回の制度改革については、質の高い実践的職業教育を謳いつつも、実質は「設置基準緩和」による新しい教育機関制度の設立をめざすのであれば、我が国の大学の質の低下につながる可能性がある。そのため、高等教育機関としての質を確保しながら、有為な人材を地域に送り出してきた公立短期大学としては、制度の創設自体に疑問を抱かざるをえない。新たな高等教育機関の創設を認めるとしても、あくまで現行の大学や短大の設置基準を維持することが大切である。また、分野別の検討も不可欠であり、たとえば、医療専門職に関しては、単に、「社会・経済の変化に伴う人材需要に即した・・」ではなく、日本の医療をどうしていくのかなどを含め、医療専門家養成に向け、より多角的・多様な議論の上で、合意し、進めていくべきである。」

その上で、あえて、制度創設を前提とした場合に留意していただきたい事項として、（１）新たな高等教育機関の名称、（２）学位授与機関としての国際通用性、（３）設置基準の具体的内容、（４）企業等との関係性、（５）質保証のしくみについての意見表明を行いました。

今回ご連絡いただいた制度設計の概要については、まず、１．法律で定める主な事項（案）では、新たな高等教育機関名が「専門職大学」「専門職短期大学」とされています。前回のヒアリングにおいても、名称の重要性については意見表明しておりますが、本協会としては、そのスタンスは変わりありません。すなわち、新たな教育機関の名称は大変重

要であり、現行の大学、短期大学とは異なる実学重視の新しい高等教育機関であることが、一般に対しても高校生に対してもわかる名称でなければならないと考えます。これは現行の大学、短期大学にとっても新たな高等教育機関にとっても必要なことです。対象となる高校生を含め、人はまず入り口で特徴や相違を判断するのであり、この場合の入り口は名称であり、その上で、中身を見ることに進みます。新しい高等教育機関の名称が現行の大学、短期大学と明瞭に区別できるものでなければ、新しい教育機関設立の趣旨に反すると考えます。この観点から、「専門職大学・専門職短期大学」は、現行の大学・短期大学と紛らわしいので絶対に避けるべきであると考えます。新たな高等教育機関は、「実践的な職業教育」を行うという趣旨を充分勘案したうえで、名称についての再考を要望いたします。そのうえで、「目的」についての表現の修正、「学位」については、大学における学位、短期大学における短期大学士と区別がつく「学位」の名称を明示していただくよう要望いたします。

2．設置基準等で定める主な事項についてはイメージ案と記されており、具体的な内容が不明ですが、この内容についても、事前に明らかにしていただくよう、要望いたします。過日のヒアリングにおける意見と同様ですが、施設・設備要件、教員要件については、学位授与機関とするのであれば、現行の大学・短期大学の設置基準と同等なものとすべきで、設置基準のダブルスタンダード化は避けるべきです。また、「同等」ではあるが、教育内容の違いから異なる基準を設ける場合には、その違いを明確にしていただきたいと考えます。特に、実務家教員の位置づけや評価、教育内容における実習の位置づけ、インターンシップの単位認定などについては、慎重に協議の上、決定していただくよう要望いたします。「みなし専任教員」は実質的には非常勤講師の仕事をすることになるので、安易に認めるべきではないとの考えは変わっておりません。

是非、現行の大学・短期大学と明確に区別をつけた上で、質の高い新たな高等教育機関としての制度設計をしてくださいますよう、お願いいたします。

以上

平成29年度

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第42号　平成29年８月９日

総務大臣　野田　聖子　様

全国公立短期大学協会
会長　東福寺　一郎

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営しており、関係者一同地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材を育成できるよう、懸命な努力をしています。

現下の厳しい経済情勢のもと、授業料等の減免措置なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増えるなどの一方、公立短期大学を巡る財政事情は、地方自治体の財政状況もあって、厳しい状態にあります。

このような公立短期大学の実情を御賢察下さいまして、我が国全体の厳しい財政状況は承知しておりますが、平成30年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置等に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望する。

◎自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援の充実について

地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進など、自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援（国庫支出金の在り方、地方交付税等地財制度等）の継続・充実を要望する。

大学基準協会の「『短期大学基準』及びその解説」（改定案）並びに「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見について

公短大協第55号　平成29年10月３日

公益財団法人　大学基準協会
会長　永田　恭介　様

全国公立短期大学協会
会長　東福寺　一郎

このことについて、貴協会からの意見募集の依頼（平成29年７月26日付け29大基調第79号）を受けて本協会では各会員校に対し意見照会を行い、このほど取りまとめましたので別紙の通り提出をいたします。全体の方針や方向性には異論はない。

（別紙）

＜意見の対象＞『短期大学基準』及びその解説」、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」

＜基準項目＞

基準２　［内部質保証］（２頁）

＜ご意見＞

内部質保証の重要性については異存ないが、どこまで行うべきなのか、ある程度具体的なガイドラインがほしい。特に短期大学は規模が小さいところも多く、スタッフも限られている。日常の業務をこなしながら、「内部質保証システムを十全に機能」しているとする基準を明確にしてほしい。（三重）

＜基準項目＞

基準４　［教育課程・学習成果］（２頁）

＜ご意見＞

体系的に教育課程を組むことの必要性は認めるが、短期大学の場合、２年間という短期間で完結させることが求められている。従って、ある程度の柔軟な対応をしなければならないと考えるが、その判断は各短大に任されるとの理解でよいか。（三重）

＜基準項目＞

基準５　［学生の受け入れ］（２頁）

＜ご意見＞

アドミッション・ポリシーを明らかにした上で、その方針に沿った入学試験が求められているわけだが、入学定員を満たせない短期大学がある中では、方針の徹底と入学定員の充足は相反することを求めることになると考える。方針に沿った入学者確保を優先するならば、定員を削減せよということか。（三重）

＜基準項目＞

基準８［教育研究等環境］（３頁）

＜ご意見＞

表現の問題（３頁３行目）「８　教育研究等環境」の言葉が馴染めない。 教育研究等に関する環境といった表現が考えられるが 原文には 教育研究等の整備に関する方針云々とあり関するが続いてしまうので他の表現を検討されたい。（会津）

＜基準項目＞

１　短期大学のあり方について（４頁）
４　教育課程・学習成果について（６頁）
５　学生の受け入れについて（７頁）
９　社会連携・社会貢献について（10頁）

＜ご意見＞

「グローバル化」と「国際的」という両方の文言が使用されているが、言葉の使い分けが明確になされているのか。（静岡）

＜基準項目＞

２　内部質保証について（５頁）

＜ご意見＞

内容的に自立した全学的な内部質保証組織を作ることを必須としているが、短期大学は小規模のものが多いことから負担が大きく、現実的でないと考える。（会津）

＜ご意見＞

全体としては、短期大学の自律性を基礎においた上で、現在まで文部科学省が主導してきた教育改革の方向性（３つのポリシーに基づくPDCAサイクル、キャリア教育、SD研修等）に合致したものと考えられるので、妥当な内容と思われます。

ただ、内部質保証については、記載内容はもっともですが、現実問題として小規模な短期大学が多く、教育・運営等を主体的に担う人材と検証する人材を別個に確保することや、システムそのものを検証する人材を確保するのは難しく、記載されているような趣旨で運用していくことが可能かどうか、当該短期大学の負担だけ増えるのではないかと危惧されます。もう少し、現実に即した形でできないか、検討していただけないでしょうか。（米沢）

＜基準項目＞

３　教育研究組織について（５頁）

＜ご意見＞

この節の２行目から教育研究組織の内容について記されているが、４行目「特に短期大学を取り巻く地域の環境等に適切に配慮したものでなければならない」と教育研究組織の編成において地域への配慮が必須されている点は、10頁　社会系に連携、社会貢献についての８行目「とりわけ地域との連携をその理念、目的に掲げる短期大学においては云々」といささかズレがあると考える。教員研究組織ですべての短期大学が地域への配慮が必須であるかの表現は適切でないと考える。

（会津）

＜基準項目＞

４　教育課程・学習成果について（５～６頁）

※新旧対照表の９～11頁

＜ご意見＞

現行の基準４では、（１）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、（２）教育課程・教育内容、（３）教育方法、（４）成果という４つの下位カテゴリーが設定されていますが、今回の改定により、これらのカテゴリーは廃止されるのでしょうか。

私どもの意見は、「これらの下位カテゴリーは存続させたほうがよい」というものです。その理由は、３つあります。

一つ目は、教育学的見地からです。教育課程は、「目標」「方法」「内容」「成果（評価）」の４つの柱から成るものであり、現行のほうがカリキュラム理論に沿ってきちんと整理されています。

二つ目は、基準名を＜教育課程・学習成果＞で括ると、「教育方法」の位置づけが軽くなるように思われます。ご存知のように今日の大学教育では、アクティブラーニングのような教育方法上の工夫改善が求められていますので、下位カテゴリーとして、「教育方法」を残したほうが、大学教育の動向に沿っていると思います。

三つ目は、実務的なことですが、認証評価の際に、点検・評価報告書を作成する際、４つのカテゴリーに整理されていたほうが、申請大学も書きやすく、また、評価する側も読みやすいと思います。

（大分）

＜基準項目＞

４　教育課程・学習成果について（７頁）

＜ご意見＞

「学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある」とあるが、基準を統一するために具体例を示す必要があるのではないか。

（静岡）

＜基準項目＞

５　学生の受け入れについて（７頁）

＜ご意見＞

２－３行目　入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生受け入れ方針とあるが、具体的にはどのようなものとなるのか？　教科の成績といったことなら受験生の自己判定も容易であろうが、適性といったものとなると明確な判定方法を示すことは困難であろう。

（会津）

＜基準項目＞

６　教員・教員組織について（８頁）

＜ご意見＞

「教員の年齢構成に配慮するとともに、教員の国際性、男女比など教育研究上の必要性を踏まえた教員構成に配慮しながら、組織ごとに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある」とあるが、「教員の年齢構成に配慮すると」限定するのではなく、現行の「特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成に留意する」の方が適切ではないか。

（静岡）

＜ご意見＞

「短期大学は、教員の募集、採用、昇任等を明文化された基準及び手続に従い公正かつ適切な方法で行うとともに、その地位の保障にも十分に配慮する必要がある」とあるが、「地位の保障」のためにはそれに見合う実績が必要と考えるが如何か。

（静岡）

＜基準項目＞

全体

＜ご意見＞

大学教育における最重要キーワードの一つと言ってよい「学習」と「学修」の使い分けです。大学教育の現場では、この２つの用語をめぐって混乱もあるように思いますので、解説等において説明を加えたほうがよいと思います。

（大分）

＜意見の対象＞「『短期大学基準』及びその解説」、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」

＜基準項目＞

基準１　理念・目的（２頁）

＜ご意見＞

「短期大学は、・・・それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。」とあるが、中・長期というのがどの程度の期間であるかが不明であり、解釈をする者により考え方が変わってしまうのではないか。この場合、統一基準での評価がなされない恐れがあると推察されるため、おおよそどのくらいの期間を指すのかを明確にするべきである。（静岡）

中央教育審議会教育振興基本計画部会「第３期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する意見提出について（回答）

公短大協第60号　平成29年10月13日

中央教育審議会

教育振興基本計画部会長　様

全国公立短期大学協会

会長　東福寺　一郎

平成29年９月28日付け事務連絡（生涯学習政策局政策課）でご依頼のありました標記について、このほど本協会会員校の学長からの意見を別紙の通り取りまとめましたので、提出いたします。

なお、意見照会は当初「素案」で、その後「審議経過について」により行いましたので申し添えます。

（別紙）

※記載要領

①意見は、「審議経過報告（案）」の目次に従って「はじめに」、「第１部」及び「第２部」の該当する各項目を明示して、記載してください。

②「審議経過報告（素案）」全体に対する総括意見（感想を含む所見）を記載してください。

＜はじめに＞

（意見）特になし。

＜第１部＞

我が国における今後の教育政策の方向性

Ⅰ　教育の普遍的な使命

（意見）特になし。

Ⅱ　教育をめぐる現状と課題

（該当項目）

１．これまでの取組の成果と課題

（意見）

・６ページ 「下位県」の文言は改めた方がよいのではないか（会津）

Ⅲ　2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

（意見）特になし。

Ⅳ　今後の教育政策に関する基本的な方針

（該当項目）

今後の教育政策に関する基本的な方針　（18頁）

（意見）

・施策にかかる財源保障の在り方について言及したほうがよいと考える。（会津）

２．社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する（23頁）

（意見）

・大学進学率が上昇する中で、高度人材育成のみに目を向けるのではなく、それ以外の人材を高等教育機関がどのように育成していくのかという視点も必要であると考えます。（三重）

４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する（26頁）

（意見）

・学校と地域が連携することの必要性、重要性は認めますが、それをシステマティックに進めていく方途が確立されていないのではないでしょうか。コーディネータ個人の能力に頼っている地域が多いと思われます。また、そういう人材がいない地域では連携そのものが構築できていないと推察します。（三重）

５．教育政策推進のための基盤を整備する（30頁）

（意見）

・いつでも学び直しができる開かれた教育の実現を目指すとありましたが、それをどのように実現していくのかをこの項目あたりで示す必要があると思います。高大接続改革だけでなく、大学を社会や企業に開くための基盤整備が望まれます。（三重）

・今次の審議まとめでは、ともすれば国→地方間ないし国→教育機関間の無財源マンデイトによる一方的な負担増（評価対象や事務量のみが拡大し、それに対応した財源保障はなされないように見える）となる可能性を孕む。関連して18頁では、ソフト面の連携に係る言及がみられるが、国の責務としての教育の質保証の裏付けとなる財源保障の在り方に言及する必要があると考える。（会津）

＜第２部＞

今後５年間の教育政策の目標と施策群（案）

（該当項目）

１．夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標（１）確かな学力の育成　（34頁）

（意見）

・各項目に対応する指標の例として、PISAなど国際調査の結果を利用することが謳われているが、国際調査そのものの妥当性について引き続き検討していく必要がある。PISA調査の場合は、中心分野以外の２分野は測定精度が低いため、PISA調査結果の指標化に関しては、中心分野に限定するといったことも検討する必要があると考える。（会津）

目標（６）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進　（45頁）

（意見）

・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部は今後の教育を考える上で不可欠のものと考えますが、それを持続させていくためには各市町村行政に任せるだけでなく、国からのきめ細やかな情報提供と一定程度の財政的補助が必要です。（三重）

２．社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標（７）グローバルに活躍する人材の育成　（47頁）

（意見）

・大学・短大が外国人留学生を受け入れるためには、専任の留学生担当教員が必要ですが、そのゆとりがない大学・短大もあります。留学生の受け入れを国として押し進めるのであれば、それなりの助成が必要です。（三重）

４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する　（59頁）

（意見）

・高等学校定時制課程や通信制課程の質の確保・向上はぜひとも進めていただきたいと思います。さらに、高等学校定時制課程に続くのは、大学・短大の夜間課程であると考えますが、かつてに比べ、その数を減らしている。多様な国民の学習要求に応えるためにも必要であると考えられますが、国として、その存在意義についてはどのようにお考えでしょうか。（三重）

５．教育政策推進のための基盤を整備する

目標（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等　（63頁）

（意見）

・追加の人員配置に関する言及がありそれによって教員負担の軽減を目指すように見えるが、本質的な問題として、教員定数の改善に言及しないのはなぜか。多様なスタッフを配置したとしても、教員数が確保できなければ働き方改革にはつながらないのではないか。連携する相手が増加することは、その核となる教員が連携のためのコストを負うことになるため、一様に負担減につながるものではないと考えます。（会津）

目標（18）教育環境の整備

〇安全・安心で質の高い教育環境の整備　（67頁）

（意見）

・国立大学や私立大学への言及はありますが、公立大学・短大についても同様に老朽化が進んでいます。公立大学・短大へは地方交付税措置で対応されていますが、かつてに比べるとかなり減額されています。長寿命化や大規模改修を可能とするために、交付税の増額措置を期待します（三重）

＜「審議経過報告（案）」全体に対する所見（意見及び感想）＞

・全体として、さまざまな観点から審議がなされ、内容については異論ありません。あとは、それらが机上の理想論にならずに、実際に施策として実行できるかどうかにかかっているかと思います。特に、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進と、経済的・地理的困難を抱えた人たちに対する学びのセーフティネットの構築、確立については、是非実現をお願いしたいと思います。（米沢）

・高等教育機関の担う役割は、国・公・私立、大学院・４年制大学・短期大学、専門学校等で多岐にわたっている。加えて専門職大学・専門職短期大学が創設されるなど、ますます多様化する一方で、教職課程コアカリキュラムなどは、４年制大学の課程に焦点が当たっており、その他の高等教育機関に対するアプローチが相対的に手薄になっている印象を受ける。本報告素案においても、そうした多様な高等教育機関を想定するような議論が不十分な印象を受ける。各学校種のミッション、期待される役割に応じた論点の提示、方針の

明記があってよいと考える。　（会津）

・高等教育機関にかかわる記述についてですが、理想論が多く、小規模な大学ではすべての提言に対応していくことは難しいのではないでしょうか。どこまでを求めているのか、具体的な記載が望まれます。また、国際標準に鑑みた時、日本の教育にかける予算がきわめて少ない状況を改めていただきたいと思います。予算の伴わない改革は進展しないでしょう。　（三重）

・我が国の今後の教育政策の方向性を見定める重要な内容である。

・教育をめぐる現状と課題を踏まえ、今後の、特に2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項、その基本方針、さらに直近５年間の目標と基盤整備の具体的内容を明示しており、この旗頭の基、事業展開がスムーズに進展することを祈念します。　（新見）

中央教育審議会教育振興基本計画部会関係団体からのヒアリングにおける発表

平成29年12月13日（水）

会議名　中央教育審議会教育振興基本計画部会関係団体ヒアリング

日　時　平成29年12月13日（水）
16：00～（15分間）

場　所　文部科学省 13F １～３会議室

発表者　全国公立短期大学協会
会長　東福寺一郎（三重短期大学長）

＜意見発表資料＞

１．入学・就職状況

公立短期大学は、岩手県から鹿児島県まで全国15校の地域密着型の大学で、地元からの入学者が多く、かつ、卒業者の地元への就職率が高いことが特色となっています。

＜入学者の自県内高卒者の割合＞

①公立短期大学

（29年度入学者･公短協調べ）

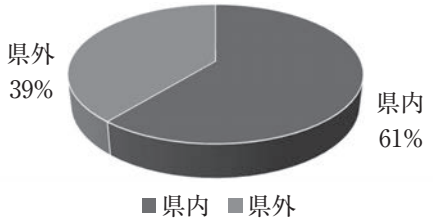

②国公私立大学（四年制）

（29年度「学校基本調査」による。）

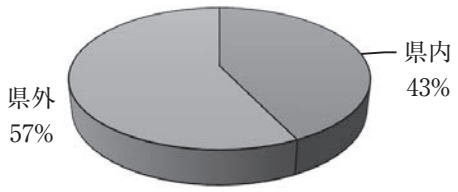

＜大学・短期大学入学者の自県内高卒者の入学率＞

（29年度「学校基本調査」による。）

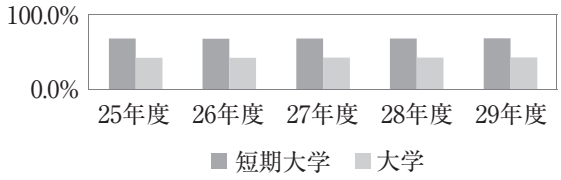

＜公立短期大学卒業者の状況＞

①卒業者の就職・進学状況

（27年度卒業者）公短協調べ

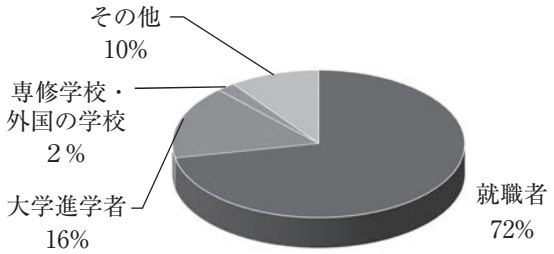

②自県内・外への就職状況

（27年度卒業者）公短協調べ

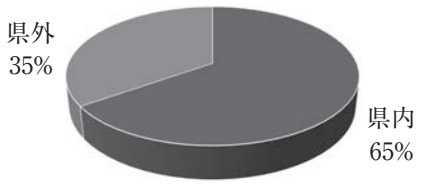

２．教育の専門分野

教育分野は文学、生活科学から音楽、芸術学科、さらに看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士や栄養士など多彩で、就職に直結する様々な資格を取得でき、地域の専門職業人養成の面で重要な役割を担っています。

＜公立短期大学の教育分野別入学定員＞

①教育分野別入学定員数

（28年度「公短協調べ」）

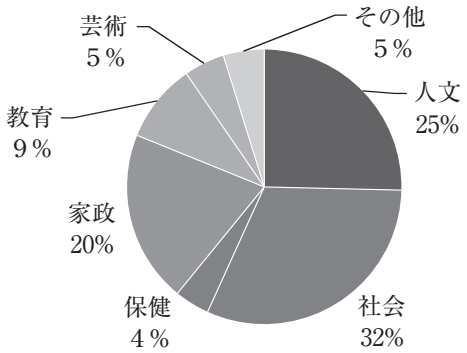

②入学定員の男女比率

（平成28年度「公短協調べ」）

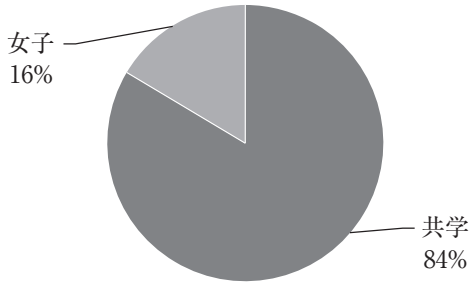

＜取得できる主な資格＞

中学校教諭二種免許

幼稚園教諭一・二種免許（一種は専攻科）

看護士　歯科衛生士　介護福祉士　栄養士

保育士　社会福祉主事　社会福祉士基礎資格

学校図書館司書教諭　図書館司書　学芸員

二級建築士（受験資格）　木造建築士（受験資格）

など

卒業後には４年制大学への編入学や、短期大学専攻科への進学など、さらに学修を続ける道も開かれています。

３．少人数教育等

授業やゼミは少人数制のところが多く、また、カリキュラムも充実しています。

＜公立短期大学のゼミ編制の例＞

法律コース	①	②	③	④	⑤	⑥
ゼミ人数	12名	12名	14名	10名	２名	12名

経商コース	①	②	③	④	⑤	⑥
ゼミ人数	９名	６名	６名	４名	４名	６名

食物栄養学専攻	①	②	③	④
ゼミ人数	５名	５名	６名	１名

生活福祉心理コース	①	②	③	④
ゼミ人数	14名	14名	14名	14名

居住環境コース	①	②	③	④
ゼミ人数	９名	16名	15名	13名

４．授業料等

公立短大は、公立大学でかつ短期大学のため、入学料や授業料も抑えられているほか、地元学生には入学料の減額措置（50％～70％など）もあります。

＜入学料、授業料の比較（初年度）＞

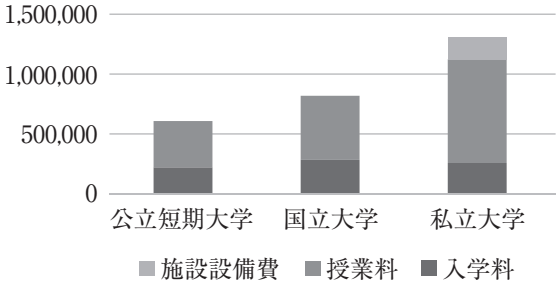

（注）公立短期大学の授業料は、28年度における公短協調べ、国立大学は、28年度のいわゆる「標準額」、私立大学の授業料等は、文部科学省の27年度の「初年度学生納付金の調査結果概要」による。

５．地域貢献

各大学の特色を活かし、地域密着型の公開講座・講演会等を実施しており、平成28年度においては、公立短期大学全体で727講座、延べ8,894人の受講者を受入れています。

６．今後の公立短期大学のめざす役割

○社会基盤の維持･向上を担う専門職業人材の養成

幼稚園教諭、保育士、栄養士、介護など専門職業人の養成

○地域コミュニティの基盤となる人材の養成

地域に密着した商業、福祉など、地方創生に貢献する人材の養成

○知識基盤社会に対応した教養的素養を有する人材の養成

短期大学の特色を活かした教養教育と専門教育の提供

○多様な生涯学習の機会の提供

社会人の学び直しプログラムなど、「人生100年時代構想」への対応

自民党教育再生実行本部高等教育改革部会有識者ヒアリング

日　時：30.1.23　14：30～（15分間）
自民党本部　７階　706室
発表者：副会長　時野谷　茂
（会津大学短期大学部長）

＜意見発表資料＞

１．公立短期大学の位置

公立短期大学は、全国に15大学ある地域密着型の大学です。

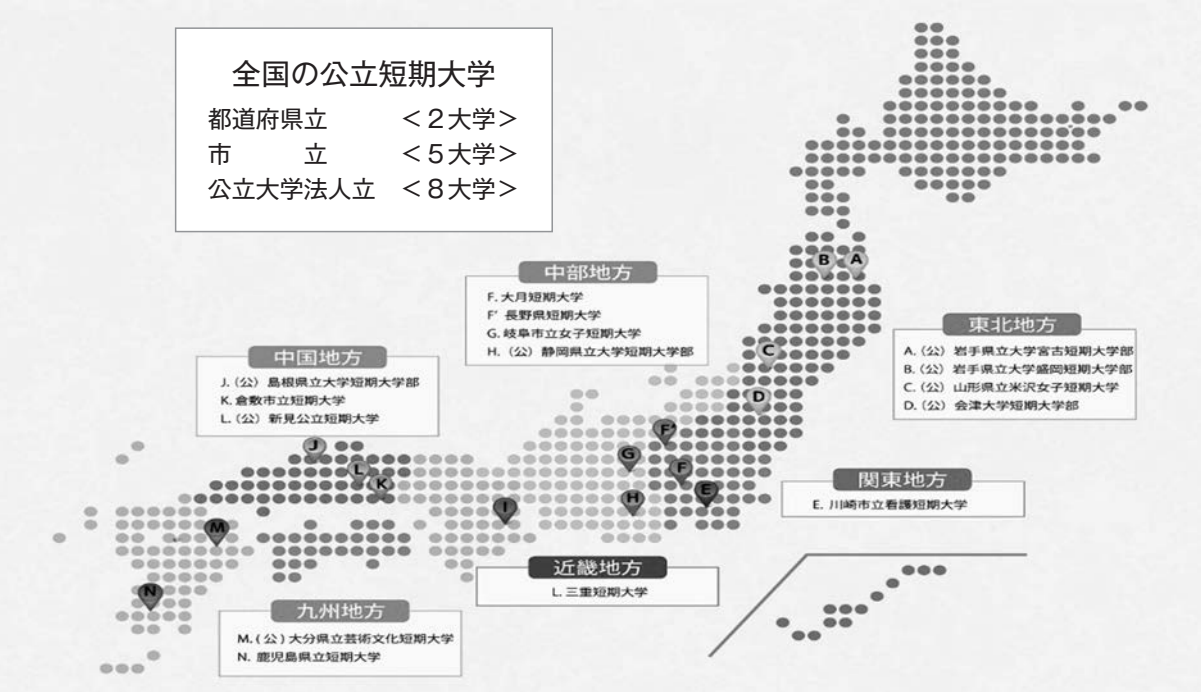

（注）以下、添付の図表は「中央教育審議会教育振興基本計画部会関係団体からのヒアリングにおける発表（平成29年12月13日）」（166ページ参照）と同様のため、省略した。

２．入学・就職状況

公立短期大学は、地元からの入学者が多く、かつ、卒業者の地元への就職率が高いことが特色となっています。

３．教育の専門分野

教育分野は文学、生活科学から音楽、芸術学科、さらに看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士や栄養士など多彩で、就職に直結する様々な資格を取得でき、地域の専門職業人養成の面で重要な役割を担っています。

＜取得できる主な資格＞

中学校教諭二種免許
幼稚園教諭一・二種免許（一種は専攻科）
看護士　歯科衛生士　介護福祉士　栄養士
保育士　社会福祉主事　社会福祉士基礎資格
学校図書館司書教諭　図書館司書　学芸員
二級建築士受験資格　木造建築士受験資格　など

卒業後には４年制大学への編入学や、短期大学専攻科への進学など、さらに学修を続ける道も開かれています。

４．少人数教育等

授業やゼミは少人数制のところが多く、また、カリキュラムも充実しています。

５．授業料等

公立短大は、公立大学でかつ短期大学のため、入学料や授業料も抑えられているほか、地元学生には入学料の減額措置（50％～70％など）もあります。

＜公立短期大学学生の奨学金の受給状況＞

（平成25年　公短協調査）

受けている		受けていない
50.5％		
給付　7.3％	貸与　43.2％	49.5％

６．地域貢献

各大学の特色を活かし、地域密着型の公開講座・

講演会等を実施しており、平成28年度においては、公立短期大学15大学全体で727講座、延べ8,894人の受講者を受入れています。

７．今後の短期大学のめざす役割

○社会基盤の維持･向上を担う専門職業人材の養成

幼稚園教諭、保育士、栄養士、介護など専門職業人の養成

○地域コミュニティの基盤となる人材の養成

地域に密着した商業、福祉など、地方創生に貢献する人材の養成

○知識基盤社会に対応した教養的素養を有する人材の養成

短期大学の特色を活かした教養教育と専門教育の提供

○多様な生涯学習の機会の提供

社会人の学び直しプログラムなど、「人生100年時代構想」への対応

平成30年度

「英語力評価及び入学者選抜における英語資格・検定試験の活用促進」に関する意見書

公短大協第９号　平成30年４月26日

文部科学大臣　林　芳正　殿

全国公立短期大学協会　会長　東福寺一郎

公立短期大学は、地域に根ざし、地域に必要とされる人材を養成する高等教育機関として、また、厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が生じている中での学びのセーフティネットとしての役割等を果たしているところです。

本協会はこのような立場から、このたび提案されている「英語力評価及び入学者選抜における英語資格・検定試験の活用促進」については、別紙のとおり検討すべき課題が多いと認識しており、導入に当たっては更に慎重に検討すべきであると考えます。

（別紙）

（１）民間試験活用の公平・公正について（大都市圏と地方の利用機会の格差）

・　受験機会の地域格差：例えば岩手県では、英検、TOEIC、GTECの一部の種目に受験機会が限られる。また、同じ県内でも１．盛岡近郊、２．一関から花巻までの県南東北本線沿い、３．沿岸部都市圏（陸前高田、大船渡、釜石、宮古）と４．その他の順に、受験種目や受験会場に関する受験機会に地域格差が生じる。

・　試験対策（学校、予備校、塾等）の地域格差：指導体制、指導教員、指導機会の全てにおいて地域格差が生ずる可能性が高い。現に、2018年４月７日（土）の新聞記事の文科省17年度調査において、“中３英検３級、高３英検準２級の英語力目標届かず、到達４割、地域差も”とあるように、地域格差が指摘されている。

（２）所得格差と公平性（事前の学習機会の格差）

・　（１）の試験対策（学校、予備校、塾等）における地域格差と同様に、家庭の経済状況によって、試験準備や受験機会に所得格差が大きく影響される。

・　さらに、震災被災地や突発的な自然災害を被った地域で不自由な避難生活を余儀なくされる家族には大きな負担になる。

・　既に県別大学進学率において、学力ではなく親の所得の県平均と強い相関が示されていて、教育の機会均等の施策が要望されている中、さらに最近の統計による子供の７人に１人が貧困である現実を鑑みると、さらなる地域格差、所得格差を生む入試改革については十分な議論が必要である。

・　公立大学・短大の存在意義を考慮すると、地域・所得格差が影響する入試方法の導入には慎重に対処すべきである。

（３）CEFRの６段階尺度と入試利用の適合性

・　CEFRの尺度はあくまで「一応の目安」である。そもそも北米でのビジネス活動を念頭に置いたTOEICと、アメリカはじめ英語圏の大学受験を念頭に置いたTOEFLは、試験の性質はかなり異なるので単純には比較が難しい。日本の英検とCambridge英検も性質も傾向も対策も異なる。

・　CEFRの指標は「この学生は英語を用いてこれができる・できない」という、いわゆる‘can do list’である。各大学のAP（admission policy）として、CEFRの○レベル以上が「望ましい」というのは決して理不尽ではない。しかし、客観的に英語学力を判断する入試合否の判定のための材料としては疑問が残る。

（４）試験結果の２回分が利用限度（高３の４月～12月の２回）の問題点

・　TOEICは受験回数をこなすことにより、点数は伸びていくのが一般的である。試験結果の２回分が利用限度といっても、受験生からすれ

ば、少しでもよい結果を出そうとするため、今後いくらでも抜け道が出てくるのではないだろうか。このようなことに努力を費やすよりは、本来の高校学習に専念することがより重要。

（5）補足：グローバル人材の育成の観点から

・　英語の4技能をどう伸ばすか、いかに英語で情報発信するかということにのみ焦点があてられている。日本の高校生が近隣諸国（特に中国・韓国）に比べて明らかに劣っているのは、時事問題への関心の低さであり、政治的・歴史的無関心である。まず十分な教養を身につけ、話すべき内容を磨きあげるべきで、話す内容に価値があれば、そしてそれを真剣に伝えようとすれば、どんな拙い英語表現でも耳を傾け、理解しようとしてくれる。

・　グローバル化＝英語を身に付けることではない。「地球上に暮らす人類が、好むと好まざるとにかかわらず結び付いている状況の中で、地球的課題は他人事ではないことを理解し、自分の行動や身の回りに起きる出来事などを世界的視野から俯瞰できる能力と感覚が、グローバル人材の資質」（大阪市立大学　塩川客員教授）

・　2018年4月7日朝日新聞：中高生の英語力政府目標届かず「文科省はこれまで通りの改革を進めるより、まずは目標を達成できない原因を究明する必要がある。民間試験の合格のために学校現場を追い立てるのではなく、授業や教員養成の在り方などを考え直すべきだろう」（英語教育研究者　鳥飼玖美子立教大学名誉教授）

・　グローバル人材育成の観点から、大学入試ではなく大学教育の中に英語4技能を含む総合的基盤教育の充実を実現するよう強化すべき。

高等教育無償化に関する意見書

公短大協第10号　平成30年4月26日

文部科学大臣　林　芳正　殿

全国公立短期大学協会　会長　東福寺一郎

従来、公立短期大学は地域に根差し、地域に必要とされる高等教育機関として、その役割を果たしてきました。在籍する学生の中には、家庭の経済状況が厳しく、学生自らが学費の一部を負担する者、あるいは多額の奨学金を借り入れている者も珍しくありません。一方で、短期大学としても、可能な限り、授業料を減免するなどの措置により、学生に対する支援を行ってまいりました。

このような状況に鑑みると、昨年12月に公表された「新しい経済政策パッケージ」の中に「高等教育の無償化」が盛り込まれたことについては、上述のような学生や、経済的事情により大学・短大への進学を断念せざるを得なかった若者に対し、高等教育を受ける機会を保証するものであると高く評価します。

ただし、「支援措置の対象となる大学等の要件」において付加された条件のうち、以下の項目については意見と要望を表明いたします。まず、「実務経験のある教員による科目の配置」については、実務経験の定義があいまいであること、学科・専攻の性格によって実務経験のある教員による科目配置を必ずしも必要としないこと、この要件自体が高等教育の在り方を限定する可能性があることから見直しをしていただきたいと思います。また、「外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること」については、法人化されていない公立短期大学には該当しないことから、但し書きを加えるなどの配慮をお願いします。さらに、公立短期大学への支援は、地方交付税措置として実施されると推察されることから、制度の趣旨に基づき、公立短期大学生への支援が確実に行われる制度設計としていただくよう、併せてお願いする次第です。

大学入学者選抜方法の改善に関する協議で御議論いただいた事項について（意見書）

公短大協第11号　平成30年4月26日

大学振興課　大学入試室長

山田　泰造　様

全国公立短期大学協会　会長　東福寺一郎

標記のことについて、下記の通り意見を提出いたしますので、今後の協議に反映させていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1　調査書の電子化について

○　高大接続改革を進めるため、多目的な評価の充実を目指すことや、調査書等を積極的に活用することは賛成であり、調査書の電子化は不可欠であると考える。

○　システム構築に当たっては、確実な情報セキュリティ対策が必要。

○　すべての高校、大学が即座に対応できるものではないため、移行期間や移行措置が必要。

○　入力する教員の主観に大きく影響されることのないような様式設計が望まれる。

○　システムの構築において、各高校や大学においては、さまざまな条件の下、その精度などに「ばらつき」が生ずることが考えられるので、その対応にも充分な配慮が望まれる。とりわけ「情報セキュリティ」への適切な措置・指導が望まれる。

○　調査書等の電子化により高校や大学の事務負担が増加しないよう工夫し、電子化やその活用が進むような仕組みを整える必要がある。

2　入試ミスの防止や迅速な対応のためのルールについて

○　別紙５に示されている大学入学者選抜実施要項の改訂案は、内容が具体的に記述されており、好ましいと考える。

○　入試ミスを完璧に防止することは困難ですが、それに気づいた際には、迅速かつ適正な対応が重要であり、今回のように１年もの間放置しておくということはあってはならないこと。

○　入試問題、その解答および出題の意図は、受験生の立場からするならば最も知りたい内容であり、公表すべきであると考える。

○　入学者選抜に関するマニュアル等の作成に関しては、各大学の状況により異なると思われるが、入試ミスの撲滅との観点からするならば必要か。

○　実施に当たっては、考え方をモデル化して一律にその実行を求められると、各大学の設置形態・規模、教職員の人数などによって、モデル同様に実行できない、もしくは適当でない場合が生ずることが懸念される。ミス防止策が、一律的な、また外形的な「モデル」のみによって評価されることがないことを求める。

3　推薦入試における判定結果発表時期（10日前ルール）について

○　大学入学共通テスト結果を学校推薦型選抜へ活用するとすれば、改正案のように「前日」とすることが現実的だと考えるが、そもそも、「前日」に拘る必要があるか。

○　受験生が居住地から離れた大学を受験する場合は、入試日の前日には試験会場地に移動している場合があること、を考えると、「前日」までの発表とするのは適当でないと考える。

○　受験生への影響を考慮すると、大学への「大学入学共通テスト」の成績提供までの期間を極力短くする必要がある。

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議ヒアリング

日　時：平成30年５月22日　17：20～17：35
場　所：文科省旧庁舎２回特別会議室
発表者：会長　鈴木　道子
（山形県立米沢女子短期大学長）

＜発表資料・要望＞

第１　公立短期大学の概要と特色

１．公立短期大学の位置

公立短期大学は、全国に15大学ある地域密着型の大学です。

２．入学・就職状況

公立短期大学は、地元からの入学者が多く、かつ、卒業者の地元への就職率が高いことが特色となっています。

３．志望の事由・学びの成果等

第２　負担軽減方策の主な論点について

１．実務経験のある教員による科目

科目の例（産業情報学科・地域福祉学科の例）

「デザイン計画論」（非常勤講師）
設計事務所勤務経験者

「プレゼンテーション」（常勤）
マスコミ関係勤務経験者

「ビジネス実務演習」（常勤）
金融関係勤務経験者

「映像編集演習」（常勤）
マスコミ関係勤務経験者

「福祉行政と福祉計画」（非常勤講師）
県の福祉関係部門勤務経験者

＜要望＞

◎　短期大学の学科は小規模であり、学科ごとに科目の配置割合の基準を設定されると達成困難、大学全体での基準とすべき。

◎　特に人文系学科においては、必ずしも実務経験者のある教員を必用とし　ない学科もある。

よって、人文系学科においては一律の基準ではなく、特色に応じた柔軟な対応も可とすべき。

（例）　学外でのインターンシップ、実習などで、実質的に実務経験者からの指導を受けている場合などは、対象とすること。

２．外部人材の理事

（１）法人化している場合

・　設置者の定めに基づき「理事」のうち１～３名の外部人材を置いている場合や、「理事」には外部人材を置いていないが、「経営評議会」や「教育研究評議会」等に外部人材を置いている大学がある。

・　外部人材の活用は、大学運営や教育研究活動について、その知見・識見を生かすこと。

（２）法人化していない場合（県市立）

・　有識者懇話会を年に１～２回開催（構成員；教育長、校長、NPO理事長）

役割；高大連係、就職問題など

・　外部アドバイザー委員会（構成員；外部有識者）

役割；大学運営、業務改善について意見聴取

＜要望＞

◎　法人化している場合であっても、「理事会」に固定せず「経営評議会」や「教育研究評議会」等に外部人材を置いている場合も対象とすべき。

◎　法人化していない大学では、何らかの形で外部有識者の意見を聴取し大学運営や教育に反映させている場合も対象とすべき。

３．厳格な成績管理

（１）GPAを導入している場合の活用例

GPAによる評点	評　価		可否	備　考
4	優	80～100点	合格	「可※」とは、いったん不可と評価され、再試験等の再評価により評価された場合可※と読み替える
3	良	70～80点未満		
2	可	60点～70点未満		
1	可※	60点		
0	不可	60点未満	不合格	

【学生の席次を評価する場合】

・進級及び卒業の際に各学科席次（GPA）１位を表彰

・保健師コース選考基準に活用

・授業料減免学力基準としてGPA上位１/２以内

学生の席次を評価する場合は、GPAの数値が大きい者を上位とし、数値が同一の場合はGPA評価対象科目の総単位数の多い者を上位とし、同数の場合は、優の科目数の多い者を上位とする。

（１）GPA以外の評価と活用例

評　価	
S	90～100点
優	80～90点未満
良	70～80点未満
可	60点～70点未満
不可	60点未満

【学生の評価をする場合】

・編入するに当たっての評価、提供する成績情報

・授業料減免の評価

・その他、就学指導等に際しての評価

４．財務・経営情報の開示

（１）財務・経営情報の開示

①法人化している場合

設置者（地方公共団体）の定めに基づき、情報開示している。

あるいは、設置者（地方公共団体）の定めに基づき大学の定款を定め、これにより情報開示している。

②法人化していない場合（県市立）

設置者（地方公共団体）の定めに基づき、情報公開することは可能。

（２）教育活動情報の開示（就職や進学など）

「大学ポートレート」や、「大学独自のホームページ」、各種「ガイド」などにより、３つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）や卒業後の進路（就職状況、進学状況）などについて、学科別に、また、進路の分野別等により積極的に開示している。

５．全般事項

＜要望＞

公立短期大学を目指す学生には、幼・小・中・高等学校段階からの家庭の経済的な環境もあって、短期大学を選択することとなった者も少なくない。

制度設計に当たっては、成績評価に偏ることなく、勉学に対する意欲を評価する制度としていただくとともに、幅広く、意欲ある学生が制度の恩恵を受けられるよう配慮していただきたい。

また、恩恵を受ける者とそうでない者の段差をなだらかにするとともに、家庭経済環境を考慮し、減免を受けながらアルバイト等により生活費を獲得することも可としていただきたい。

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第22号　平成30年７月31日

総務大臣　野田　聖子　様

全国公立短期大学協会
会長　鈴木　道子

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営がなされており、関係者一同の懸命な努力により、地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材の育成に努めております。

現下の厳しい経済情勢のもと、授業料等の減免措置なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増える状況にありますが、一方において、地方自治体の財政事情もあって、公立短期大学を巡る財政は厳しい状態にあります。

このような公立短期大学の役割と財政の実情を御賢察下さいまして、我が国全体の厳しい財政状況は承知しておりますが、平成31年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置等に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望する。

◎自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援の充実について

地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進など、自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援（国庫支出金の在り方、地方交付税等地財制度等）の継続・充実を要望する。

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令案」（仮称）概要に対する意見（パブリックコメント）

平成30年９月10日

内閣府地方創生推進事業局
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局　宛

全国公立短期大学協会　会長　鈴木　道子

＜施行令（案）第５関係＞

同法における専門職大学等については、平成27年12月「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2015・2016改訂版（閣議決定）で示されたとおり、「地域産業を担う」専門職業人材育成を推進する観点からの新たな高等教育機関の制度化であったと承知しています。

施行令（案）第５の経過措置において、定員増の抑制の「例外」として規定された専門職大学・短期大学等の扱いは、この閣議決定の趣旨にそぐわないものであり、また、若者の東京への一極集中を避ける定員抑制の制度においても均衡を欠くものと考えます。

なぜならば、この例外規定に基づいて平成31年度開設に向けて設置申請されている専門職大学等は、東京23区内をはじめ大都市圏において規模の大きいものが計画されており、これらに地方から学生が集まり、卒業後は、就職先の多い23区内を始め東京都内に職を求めることが容易に想定され、結果として東京への人口流入は避けることができず、先の閣議決定の趣旨に反する結果となることが見込まれます。

よって、この例外措置が本来の法の趣旨に沿って、実質的に「地域産業を担う」専門職業人材育成の役割を担ったものとなることを担保できるような政令を定め、併せて、新増設に当たっては、必要性と合理性を審査する機関設置の措置を講ずる必要があります。この例外規定が、制度の抜け道とならないような制度設計を要望します。

＜命令（案）第四の「１【令第四２関係】」及び「２【令第四４関係】」について＞

上記命令（案）において、収容定員抑制の例外にいわゆる社会人を含めることには賛成です。東京23区は社会人がとくに学びやすい環境にあるので、勤労学生を含む様々な社会人への門戸を大学が積極的に開いていくことは当然だと考えます。しかし「命令案」では社会人が狭く捉えられており、条件にも

精粗が見られますので、逆に制度として利用しづらいのではないかという点を懸念します。

多くの大学は社会人特別選抜の出願資格において求める社会人像をすでに示していますので、それに基づいて、例えば「一都三県地域枠」のような募集方法で各大学の求める社会人を受け入れることはできないのでしょうか。アルバイトをしている浪人生など、趣旨に合わない対象を出願資格から除外する手段については、現行の社会人入試でも対応できていると考えます。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申（案））」に対する意見（意見発表）

（中央教育審議会大学分科会（第144回）・将来構想部会（第27回）合同会議）

日　時：平成30年10月10日（水）
意見発表時間16：25-16：30（５分）、その後意見交換（15分）
会　場：文部科学省旧庁舎６階　第２講堂
発表者：全国公立短期大学協会
副会長　杉山　寛行

＜事前提出資料＞

中央教育審議会大学分科会
将来構想部会　会長　永田　恭介　殿

平成30年10月３日

全国公立短期大学協会　会長　鈴木　道子

2040年を見据え、多方面にわたって高等教育が目指すべき姿を検討され、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申（案））」を策定されました貴職をはじめ関係各位のご尽力に心から敬意を表する次第です。

さて、本協会は、答申（案）について、加盟大学からの意見をとりまとめましたので、別紙の通り意見表明をいたします。

（別紙）

１．全般事項について

（大学をはじめとした高等教育と社会との関係）（12ページ）において、「学問の自由」、「大学の自治」という文言は見られますが、全体的な印象として、企業や国の経済発展のための高等教育と位置付けられている感が拭えません。「学問の自由」や「大学の自治」は、国（政府）や企業の利益と必ずしも一致するものではなく、対立することもあり得ますが、将来を見据えた場合には尊重されなければならないものです。

また、高等教育全体で見た時、最先端技術革新のための研究・教育が大切であることは誰にも明白ですが、社会科学や人文科学の研究や自然科学の基礎的研究及び教育も、これからの予測困難な時代にはきわめて重要なことであり、応分の財政的支援をすることが将来の高等教育を衰退させないために必要不可欠です。

（高等教育が目指すべき姿）（７ページ）では、本答申の骨格となる考えの一つである「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換は、教えること一辺倒のこれまでの教育からは脱皮していますが、2040年代のグランドデザインとしては物足りないのではないでしょうか。教育の本質である“教”と“育”のもう一方の“育”に高等教育は重点を移すべきと考えます。

特に、（我が国の世界における位置付けと高等教育への期待）（６ページ）では、「直面する課題を解決することができるのは「知識」とそれを組み合わせて生み出す「新しい知」である」と唱えられています。しかし、“知識を組み合わせて新たな知を生み出す”ことは、2040年代ではAI（人工知能）の独擅場でしょう。

2040年代の教育は、「無から有」を生み出す人材育成が重要です。これまでの知識や、データでは生み出すことのできない、新たな知の創造：「人間は考える葦である」を実践できる人材育成が期待されます。

２．公立短期大学について

（短期大学）（41ページ）において、「2040年に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置付けの再構築について検討することも必要である」とあります。

近年、産業界と連携した教育を行う高等教育機関が期待されるあまり、おしなべて専門職短大等へと政策誘導が行われるとすれば残念なことです。

まず、短期大学の役割については、ともすると女子学生の教育が強調されがちですが、現状では、男子学生もかなり在籍（14％＝28年度）していることにも留意する必要があります。また、公立短期大学は、学費が安く保護者の負担が少ないことから、志望の理由に「学費が安いこと」を挙げる学生が極めて多く、経済的理由から４年制大学に進めないという地方の実情があることにも注目すべきです。

公立短期大学は、自県内から多くの学生を受け入れ（自県内61％＝29年度）、産官学とも継続的に連

携を図り、就職希望者のほとんどが就職し、かつ自県内への就職率も高いなど、地域における産業等を担う人材育成を行うとともに生涯学習の拠点となるなど地方創生に貢献してきています。

また、学生の中には、学修を続けるうちに４年制大学などへと進む者も少なくなく、海外の大学などへと進む者もあります。

このように、輩出した人材が産業界から継続して評価され、また、４年制大学などへと進路が広がっていることは、それぞれの大学が特色を生かしつつ、総合的教養教育にも力点をおいた専門教育を行うという公立短期大学の特色ある教育方針によるものです。

短期大学の位置付けの再構築について検討する際には、以上のような特色や地域の実情等にも留意をしていただき、公立短期大学が、それぞれの地域において「強み」や「特色」をさらに発揮できるよう検討していただきたいと考えます。

改正著作権法第104条の13第１項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間に関する意見の提出（パブリックコメント）

平成30年11月２日

文化庁著作権課長　水田　巧　殿

全国公立短期大学協会　会長　鈴木　道子

標記のことについて、本協会は、加盟大学からの意見を下記の通りとりまとめましたので、意見を提出いたします。

記

【改正によるメリット】

① 現状では、著作権の円滑処理が困難なことが多々あり、教育機関としても各教員の著作物利用状況等を把握することが困難となるため、正確な著作権利用が行われていない可能性がどうしても残ってしまいます。今回の改正により、どのような場合に申請が必要となるのかというガイドラインが策定されることから基準が明確になり、なおかつ、申請先が一本化されるため、著作権利用における煩雑な手続きが解消されます。また、正確に著作権を利用することで、利用者全体への意識付けも期待されます。

② 著作権の利用が広く可能となることで、学生に対する教育の質も向上することが予想されます。言葉だけでは伝えきれないこともあり、映像など視覚的に情報提供することで理解が深まることが可能となります。これまでは手続きが煩雑であったために利用を控えてきた教員も多かったと推察されますが、今回の改正により、教員の利用する機会が増えると考えられます。

③ 他方で、教員自身が著作権者になることもあり、適正に自身の権利が管理されることによって、意欲的に研究活動に取り組むようになると思われます。

【改正によるデメリット】

① 著作権者側の事情として、使用を制限したくなった場合にそれをスムーズに行えなくなったり、ライセンス料を独自に設定することができなくなる可能性があると思われます。

② これまでは教員が個別に著作権処理を行っていたとすると、一括処理をすることになれば、それらが事務局員の負担となることが考えられます。

③ ルールの周知徹底をどのようにして行うのか、十分な検討と周知が必要です。

④ 補償金の支払いは、「例えば年１回の支払い 生徒一人当たり○円（包括制）」といった方法を考えているようですが、大学は初等中等教育とは異なり、その大学がどのような学部・学科を備えているかによって著作物の利用頻度も利用方法も異なるため、単純に学生数に応じた補償金の支払い方法には疑問があります。特に短期大学は一般的に小規模で、備えている学科数も少ないため、総合大学とも事情が異なることを考慮してください。また、そもそも第35条第１項に追加された授業目的公衆送信（e-learningや遠隔授業など）を行っておらず、すぐに行う予定のない大学もあります。

例えば全く授業目的公衆送信を行っていない大学が、授業目的公衆送信を頻繁に行っている大学と同じように費用を負担することは（学生数により負担の割合が異なるとしても）不公平に感じます。単純に学生数などに応じて一律に徴収するのではなく、利用実態に即した課金方法にしてください。著作物を利用すればそれに応じて費用が発生することは分かるが、利用しない場合にも費用が発生したり、僅かな利用に対して過大な費用が発生したりするような仕組みにはしないよう要望します。

⑤ 利用料金の設定にあたっては、具体的な調査方法及び料金算定の根拠を予め示して、適正な料金

設定をしてください。

⑥　定期的に、授業目的公衆送信の実態調査を行い、適切な料金体系の見直しを行ってください。

令和元年度

令和３年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱（案）等に関する意見

令和元年５月10日

文部科学省高等教育局大学振興課
大学入試室　宛

全国公立短期大学協会

平成31年４月24日付けで依頼のあった標記のことについて、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

○３頁
（意見）
「第５　実施期日」はあるが、いつから成績提供を大学側が受けることができるのか明記されていない。利用可能となる日時を明記していただきたい。
○２頁
（意見）
「第５　資格・検定試験等の実施時期等」において、成績提供システム通じて各大学へ提供するものとするとあるが、いつから利用可能か明記されていない。
利用可能な時期を明記していただきたい。

令和２年度大学入学者選抜実施要項（案）に係る御意見について

令和元年５月28日

文部科学省高等教育局大学入試室　宛

全国公立短期大学協会

○新旧対照表　11～12頁
（意見）
４　入学者選抜の公正確保の（４）に関して、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続きについてもあらかじめ定めておくとあるが、募集要項等により公表しなければならないのか。公表しなければならないとすると、公表する内容を明示する必要があるのではないか。
○新旧対照表　６頁
（意見）
第６　学力検査等
３　小論文、面接、実技検査等の活用
「それらの実施方法や評価方法についてマニュアル等を整備」について、マニュアルによらず、学科会議等において話し合いにより十分に検討する必要があることから、「それらの実施方法や評価方法について十分に協議、検討する。」としてはどうか。
○新旧対照表　11頁
（意見）
第13　その他注意事項
４　入学者選抜の公正確保
（１）「入学者選抜の実施に関する学内規程の整備」について、入学者選抜の公正確保に関しては、入学者選抜の実施に係る学内規程のほか、学内における諸規定や出題者全体会議等の場での確認により実施体制の充実が図られることから、「学内規程」の後ろに「等」を追加してはどうか。

大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案への意見について（パブリックコメント）

令和元年６月５日

文科省の高等教育段階の負担軽減新制度
プロジェクトチーム　宛

（提出団体名）　全国公立短期大学協会
会長　鈴木　道子

＜意見＞
（岩手県立大学盛岡短期大学部）
（岩手県立大学宮古短期大学部）
「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免制度については、その対象者を住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生としていますが、現行の国立大学の授業料免除の基準（「授業料免除選考基準の運用について（平成13年３月28日付け文部科学省高等教育局長通知）」）と比較して、減免対象者の範囲や減免額が大幅に縮小しています。
本学における現行の授業料免除制度では、上記国立大学の授業料免除の基準を準用し、経済的な理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められる場合は授業料を原則全額免除としており、平成30年度において、盛岡短期大学部では前・後期延べ57名（実人数30名　全学生の13.6％）、宮古短期大学部では延べ68名（実人数37名　全学生の18.0％）の学生を免除の対象としていましたが、

国の新たな制度が導入されることで、約半数の学生が免除の対象外、あるいは免除額の減額となり、これにより修学の継続を断念せざるを得ない学生が少なからず発生することが強く懸念されます。

授業料等減免の経済的な支援を必要とする学生は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に限られるものではないことから、現行の授業料等減免対象者の範囲や減免額を維持することが必要であると考えます。

また、政令で示されている対象を拡大することができない場合であっても、現行の授業料免除が維持できるよう設置者に対する財源措置や、現在減免を受けている学生に対する経過措置が必要であると考えます。

（鹿児島県立短期大学）

「～政令・省令案」は緻密に書かれているが、一般的な教育関係者が読んで理解するにあたっては難解です。この制度の施行にあたっては、もっと分かりやすい解説書等が必要ではないでしょうか。

将来的には、高校新卒者だけではなく、学び直しを希望する社会人についても必要に応じて就学支援が必要であると考えます。今回拝読した政令・省令案の中には、そのような方々（例えば現在は無職であるが大学等で必要なスキルを身に付けたいと考える社会人学生や経済的支援の必要な私費留学生）についても救済の可能性があることを窺わせる記述が読み取れない。

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第20号　令和元年８月22日

総務大臣　石田　真敏　様

全国公立短期大学協会　会長
鈴木　道子

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営がなされており、関係者一同の懸命な努力により、地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材の育成に努めてきております。

現下の厳しい社会経済情勢のもと、授業料等の減免措置等の支援なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増える状況にあり、また、地方自治体の財政事情もあって、公立短期大学を巡る財政は厳しい状態にあります。

我が国の厳しい財政状況は承知しておりますが、地方における公立短期大学の役割と大学を取り巻く財政の実情を御賢察下さいまして、令和２年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置等に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望する。

◎自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援の充実について

地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進など、自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援（国庫支出金の在り方、地方交付税等地財制度等）の継続・充実を要望する。

英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の導入見送りについての意見表明

令和元年度11月15日

文部科学大臣　萩生田　光一　殿

全国公立短期大学協会
会長　鈴木　道子

公立短期大学協会は平成30年４月26日付で、政府提案の「英語力評価及び入学者選抜における英語資格・検定試験の活用促進」に関して、

（１）大都市圏と地方の試験利用機会の格差による民間試験活用の不公平・不公正
（２）所得格差による事前の学習機会・受験機会の不公平
（３）各民間試験の内容や水準、評価方法等の相違による入試利用への不適合

等の課題を提示して、慎重な検討を求める意見表明を行いました。

この度、英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の導入見送りにあたり、公

平・公正であるべき入学試験において、受験生の不安を払拭し、教育現場の混乱の収拾に向けて迅速に対応していただくとともに、今後の大学入試における英語４技能の適切な評価を行う仕組みづくりの際には、上記（１）～（３）の受験生の経済的、地域的な公平性の確保等の課題を踏まえて、幅広い教育現場の意見を十分に配慮し、慎重に検討していただくよう、要望いたします。

また、公立短期大学協会としては、一律ではなく各短期大学のアドミッション・ポリシーに基づいたAO入試、推薦入試、一般入試の中での英語民間試験等の活用が望ましいと考えます。

学修経験時間の尊重に向けたインターンシップの取り組みについて　共同声明

共　同　声　明

学修経験時間の尊重に向けたインターンシップの取り組みについて
―学生の学修経験時間を担保し、豊かな学びを生かした社会へ―

2020年３月

公益社団法人全国求人情報協会
日本私立大学団体連合会
一般社団法人国立大学協会
一般社団法人公立大学協会
日本私立短期大学協会
全国公立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会
全国公立高等専門学校協会

わが国を取り巻く状況は、テクノロジー等の進展とともに第四次産業革命が起こり、かつてない速度でグローバル化が進んでいる。これからのわが国を支える原動力は「人」であり、大学をはじめとする高等教育機関は、学生に未知の課題に取り組む時に必要な力を身につけさせ社会に送り出す責務がある。そのためには、学生が学業に専念して自らの能力や専門性を高める機会を十分確保するとともに、学びを生かした社会を実現していかなくてはならない。

学生の就職活動においても、その活動が学修経験時間※１を妨げるものであってはならない。しかし、学生が就業体験によって働くことへの気付きを得る機会である「インターンシップ」は、採用選考活動解禁前の実質的な採用選考プロセスであると受け止められるなど、大学の教育現場に不要な混乱を招いている。とりわけ、「学事日程に影響する平日開催のインターンシップ」や「十分な就業体験が確保されない『ワンデーインターンシップ』の存在」は、学生が学業・課外活動等に集中しがたい状況を生み出す要因となっており、看過することはできない。

このような状況を踏まえ、就職採用に関する情報会社で組織する全国求人情報協会及び大学・短期大学・高等専門学校が加盟する各団体は、わが国の経済産業に貢献し国際社会を牽引する人材育成に向けて、学生の学修経験時間を尊重するための環境整備を行うことが急務であるとの認識に立ち、ここに決意を表明し、下記の通り、全国求人情報協会の会員企業と大学等が協力して活動することを宣言する。

１．学生の学修経験時間を担保するため、インターンシップは学事日程に影響を与えないよう、原則、「長期休暇」「土日祝」を中心に開催することを推進する。※２
２．単なる企業説明会や会社見学会が大半を占めると指摘される「ワンデーインターンシップ」という表記を使用しない。

※１　「学修経験時間」とは、授業等の学修時間をはじめ留学や課外活動など、学生が多様な経験を積む時間
※２　ただし、正課の教育活動として実施しているインターンシップは除く

令和２年度

著作権法第104条の13第３項に基づく意見聴取について

令和２年４月15日

一般社団法人
授業目的公衆送信補償金等管理協会
SARTRAS（サートラス）　宛

お世話になっております。

先に依頼のあった著作権法第104条の13第３項に基づく意見聴取について、別紙の通り回答いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

別紙
授業目的公衆送信補償金規程に関する意見
提出用紙
団体名　　全国公立短期大学協会

代表者氏名　会長代行　杉山　寛行

意　見

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各大学が対面授業の実施困難な状況にある中で、令和２年度に限り、補償金額を０円とする認可申請を行うよう緊急に決定されたこと、当協会として謝意を表する。

・今後については、現在関係者フォーラムにおいて検討されている、著作物の範囲、ガイドライン、補償金額、ライセンスの範囲等の各事項について、権利者側、教育関係者側双方がこれまでと変わりなく真摯に検討し、各決定に内容が反映されることを望む。

総合型入試（現行AO入試）及び学校推薦型入試（現行推薦入試）の全日程を１か月繰り下げることについて

令和２年４月23日

文部科学省高等教育局

　大学振興課課長　西田　憲史　様

文部科学省高等教育局　大学振興課

　文部科学戦略官　森田　正信　様

全国公立短期大学協会

お世話になっております。

先に依頼のあった下記の件について、現時点で取りまとめた意見を添付の通り回答します。

記

①　総合型入試（現行AO入試）　出願９月以降、合格発表11月以降

　➡全日程を１か月繰り下げることについて

②　学校推薦型入試（現行推薦入試）　出願11月以降、合格発表12月以降

　➡全日程を１か月繰り下げることについて

＜意見＞

短大名（略称）	①総合型入試（現行AO入試）出願９月以降、合格発表11月以降　➡全日程を１か月繰り下げることについて	②学校推薦型入試（現行推薦入試）　出願11月以降、合格発表12月以降　➡全日程を１か月繰り下げることについて	大学側として他に提案があるか
岩手県大宮古（部）	該当なし	特に問題はありません。 なお、選抜要項はすでに印刷発注済みであり、日程変更の場合には別途周知が必要となります。	
岩手県大盛岡（部）	①出願時期等を１カ月繰下げることで、教育活動をより多く評価することが可能となる一方、合格発表までの期間が短くなれば、時間をかけた丁寧な評価が出来なくなる恐れがある。したがって、それぞれの日程を慎重に決定する必要がある。 ②１カ月繰下げることにより、両試験を不合格となった受験生が、一般選抜に取り組む時間が遅れる（短くなる）ことが懸念される。 ③入試業務について、学校推薦型選抜の実施と大学入学共通テストの準備を並行して行う必要があり、業務集中によるミスやトラブル発生が心配される。		総合型選抜及び学校推薦型選抜の内容は、各大学で異なり、入試への影響も様々であることから、出願時期等を１カ月繰下げることなく、各大学の事情に応じて入試日程の設定、柔軟な代替措置などを行うことが妥当と考える。

山形県 米沢女子	・既に決まっている学内他業務との調整が必要となる。 ・入試業務が集中することで大学教職員の負担増となる。 ・学校推薦型選抜を12月に行うことは悪天候（大雪等）による試験へのリスクが高まる。		本学の場合は、評価する教育活動等を幅広く設定しており、特定の大会や資格検定試験が延期、若しくは中止になっても、その他に取り組める要素を十分に残している。 よって、文部科学省が各大学に対し、出願時期や入試時期を遅らせる要請をする場合は、一律に決めるのではなく、各大学の実情に沿って、各大学が判断できるようにしていただきたい。
会津大 （部）		・学校推薦型の場合、全国一律の条件であれば、日程は従来通りでも一か月繰り下げても支障がないと考えます。 ・本学の場合、一か月繰り下げると降雪による試験実施のリスクが少し心配されます。	
川崎市 看護	該当なし	全日程を１か月繰り下げることについて対応可能です。	
大月	特段の問題はないと考える。		
岐阜市 女子	本学の一般選抜の日程には影響ないし、実施は可能である。 一部学科の総合型選抜の出願に必要なスクーリングの日程について、その時のコロナウイルス感染状況や、出願日程に合わせて変更することも想定される。		
静岡県大 （部）	文部科学省からの予告に従い、今年度は総合型選抜の実施時期を繰り下げたことから、総合型選抜合格発表と学校推薦型入試出願開始までの期間が短くなっており、さらなる日程を繰り下げの場合、学校推薦型選抜の実施日程に影響が及ぶことになることが予想される。	学校推薦型選抜について、時期を１か月繰り下げる場合、12月上中旬に願書受付、12月末に試験、年末年始休暇をまたいで採点、合格判定、合格発表を行う日程になることが予想される。そのため、受験生にとって入試から合格発表までの期間が長期化することが予想され、心理面で大きな負担を強いることになることが予想される。	本学においては、部活動等諸活動の実績等を直接の評価対象としていないことから、現在のところ新型コロナウイルス感染症に係る社会的状況が受験の公平性、平等性に影響を与える可能性は低いと考えている。そのため、入試日程の変更ではなく、試験内容、実施方法等の変更で対応すべきと考えている。本学では、総合型選抜で実施しているグループワーク試験について、検討を行う必要があると思われる。

三重	本学では関連分野入試（総合型選抜）を10月１日から９日まで出願、11月２日合格発表、学校推薦入試を11月４から10日まで出願、12月７日合格発表の日程で実施する予定にしていますが、仮にこれを１か月ずつ後ろ倒しにすると、推薦入試の試験日を年末に設定せざるを得ず、受験生、特に遠隔地からの受験生に多大な負担をかけることになります。その結果として、志願者の大幅減少も予想されます。 以上のことから、現時点で、本学の関連分野入試、学校推薦入試の日程を１か月程度後ろ倒しすることは、極めて困難であるといわざるを得ません。		
島根県大（部）	①総合型選抜及び学校推薦型選抜の全日程を１か月繰り下げた場合、併設する四年制大学の入試日程と実施時期が重複する。短期大学部と四年制大学の入試業務を運営する人員は、事務組織をはじめ多くの部分で共通するため、入試実施時期が重なることで入試の運営にかかる負担が過剰に高まり、入試ミスの発生も懸念される。 ②頂いた添付文書には、高校における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験の成績を評価する際の懸念事項が列記されている。ただし、資格や検定試験の成績は、取得している内容でしか評価できない。よって、今年度については高校２年生までの成績を評価することとしてはどうか。 また、本学の場合は総合型選抜及び学校推薦型選抜でも、従前より個別学力検査として　面接試験を実施しているため、面接を丁寧に行えば、高校３年次のスポーツ文化活動の中断によって、受験生に不利益が生じる可能性は低いと考えている。 以上、①②より、本学の場合は、総合型選抜及び学校推薦型選抜の全日程を１か月　繰り下げることは困難であり、その必要性も高くない。大学により事情が異なることから、全ての大学に対して一律にスケジュールを繰り下げるよう求めることは避けていただきたい。 また、入試日程の変更を考えるのであれば、無理なく入試が行えるよう、総合型選抜と学校　推薦型選抜だけではなく、大学入学共通テストや一般選抜（前期日程、後期日程）も含めた全ての入試日程の変更を検討いただきたい。		なお、新型コロナウイルス感染症の今後の推移を勘案する必要があるが、現時点においては、「受験生が全国各地に移動することによる感染拡大を懸念する。一部の入試区分について、その実施の可否について検討する必要があるのではないか」という意見も学内にはあることを申し添える。

大分県 芸術文化	該当なし	②の学校推薦型入試（現行推薦入試）を１か月繰り下げた場合、選抜日程が本学の専攻科入試日程と重複すること、また、合格発表及び入学手続期間が１月になることから、２月の一般選抜の出願期間と重複することなどの問題があります。 その場合、一般選抜日程も変更の必要が生じる可能性があります。	２週間程度の日程の繰り下げであれば、現行の選抜日程を大きく変えずに実施が可能。
鹿児島県	該当なし	学校推薦型入試をひと月遅らせた場合、大学入学共通テストの準備時期と事務作業等の時期が重なるため、支障を来すと考えます。	

新型コロナウイルス感染症の経済対策等における公立短期大学への支援について（要望書）

公短大協第13号　令和２年５月21日

文部科学大臣　萩生田　光一　様

全国公立短期大学協会　会長代行

杉山　寛行

平素は公立短期大学へのご指導、ご支援を賜り、お陰をもちまして公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、厚く感謝申し上げます。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりを踏まえ、公立短期大学においては感染拡大の影響を受けて、学生の健康・安全を守るために、当面の学事日程を繰下げるなどの緊急の対応をしたところですが、一方において教育の質を保証すべく教育を行うことは大学の責務であることから、安全な環境を整え、また、遠隔授業の実施のための環境整備等を積極的に推進し、開始しているところです。

また、公立短期大学の学生は、大学の学生の中でも特に家庭の経済環境が厳しく、十分な仕送りに頼ることもかなわず奨学金やアルバイトにより学業を支えている者が多数に上りますが、感染症の影響による家計状況の急速な悪化や、さらに自身の学生生活を支えるアルバイトの機会を喪失するなど危機に直面しております。

このような実情をご理解いただき、貴省におかれましては、以下の事項についてご支援を賜りたく、緊急に要望いたします。

記

○学生支援について

・新たに実施される学生に対する現金給付措置の対象について 、特に公立短期大学生は家計の厳しい学生が多いことに配慮いただきたいこと。また、今後の状況を踏まえつつ、学生への直接支援について継続していただきたいこと。

・給付奨学金基準について世帯収入金額上限の引き上げなどの緩和策を検討いただくとともに、奨学金の給付を迅速にするために、学生から日本学生支援機構へ直接申請することができるシステムを検討いただきたいこと。

・修学支援新制度について、高卒からの期間要件（卒後２年まで）を超えた勤勉な入学生もあることから、期間要件の撤廃、若しくは延長を検討いただきたいこと。

○就職支援などについて

・就職に際して、企業側に対して内定取り消しを行わないよう強く指導していただきたいこと。

・就職に際して、特に遠隔地や地方にいる者にはオンラインによる面接等を正式な手続きとすることを、さらに推進するよう経済界に要望していただきたいこと。

○柔軟な対応等について

・緊急事態下において、高等教育の修学支援新制度等、学生への各種経済支援において、日本学生支

援機構等への申請書類の提出期限を延長する等の柔軟な対応お願いしたいこと。

・緊急事態下において、科学研究費助成事業の令和元年度実績報告書・実施状況報告書等の提出期限について個別の事情に応じた柔軟な対応・簡素化をお願いしたいこと。

・緊急事態下において、教員免許や栄養士免許等の資格取得に係る実習等の実習機関の確保等が困難となった場合には、これに代わる場の確保等について、国において関係機関と連携して対策を講じていただきたいこと。

・新たに創設された雇用調整助成金などの制度について学生も対象となり得ることなど、国の諸制度全般について包括的に周知することを国の機関において行うことを検討いただきたいこと。

公短大協第14号　令和２年５月21日

総務大臣　高市　早苗　様

全国公立短期大学協会　会長代行

杉山　寛行

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、お陰をもちまして公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、厚く感謝申し上げます。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりを踏まえ、公立短期大学においては感染拡大の影響を受けて、学生の健康・安全を守るために、当面の学事日程を繰下げるなどの緊急の対応をしたところですが、一方において教育の質を保証すべく教育を行うことは大学の責務であることから、安全な環境を整え、また、遠隔授業の実施のための環境整備等を積極的に推進し、開始しているところです。

また、公立短期大学の学生は、大学の学生の中でも特に家庭の経済環境が厳しく、十分な仕送りに頼ることもかなわず奨学金やアルバイトにより学業を支えている者が多数に上りますが、感染症の影響による家計状況の急速な悪化や、さらに自身の学生生活を支えるアルバイトの機会を喪失するなど危機に直面しております。

このような状況のもと、大学を設置する地方公共団体においては、緊急の支援を行う必要性が生じていることをご理解いただき、貴省におかれましては、以下の事項についてご支援を賜りたく、緊急に要望いたします。

記

・学習機会の確保のため遠隔授業の実施等にかかる必要な環境構築など緊急な財政需要及び公立短期大学の衛生環境改善整備を含めた投資的な経費にかかる地方財政措置については確実に行っていただきたいこと。

・家計の急速な悪化や、自身の学生生活の支えとなるアルバイトの機会の喪失の危機にある学生に対する授業料減免の措置や経済的な就学支援などにする地方団体の緊急の財政需要について、地方財政措置を確実に行っていただきたいこと。

・緊急事態下において、財務諸表等を作成するため決算業務に十分な時間を確保できるよう、設立団体の長への提出期限について延長を可能とする対応をお願いしたいこと。

・今後の感染症等の流行に備えて、マスク、消毒液等感染防止資材の供給体制の整備や、講義室の拡張等の環境整備への財政支援に努めていただきたいこと。

９月入学への移行についての意見

令和２年５月22日

自由民主党

秋季入学制度検討ワーキングチーム　宛

全国公立短期大学協会

会長代行　杉山　寛行

平素は公立短期大学の振興について御配慮を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、このたび様々な観点から議論されている９月入学への移行について、当協会会員校からの意見を踏まえ、公立短期大学の立場から下記の通り意見を提出いたします。

記

１．秋季入学導入の是非

①　秋季入学そのものへの賛否

1980年代の臨時教育審議会で審議され、その後の時代の変化を考慮しても、指摘された課題は現時点でも十分な説得力があり、未解決のままである。９月入学には、教育課程全般、社会全体の仕組みとの関連があり、教育等の現場に混乱を引き起こすことがないよう十分な検討を経て導入すべきものである。

なお、９月入学へ移行するとすれば、これらの課題を凌駕する意味付け、理由も必要ではないか。（課題は２．のとおり）

② 来年度から移行することへの賛否

・今回の新型コロナウイルス感染症対策に関連して９月入学により形式的な学修機会を保障しても、教育の質の保証を担保できるものではないと考える。

今後もそのようなリスクは想定され、不測の事態による学力低下の懸念への対応は、補習や長期休暇の短縮、AO・推薦・一般の入試区分の重点変更等の臨時的な措置、あるいは遠隔授業の推進など、状況に応じて適切に対処し、学修内容の修得の結果を出すための取組みこそが必要である。

・公立の短期大学にあっては、県の会計年度と学年にずれが生じ、この調整が短期の準備期間では困難と思われ、運営上の支障が懸念される。

２．仮に秋季入学に移行することとなった場合の課題

・９月入学の問題は、大学教育のみの問題ではなく、保幼期からの教育システム、社会全体の仕組みの問題でもあることから、限られた仮定の条件の中で判断できるものではなく、結論を拙速に求めるべきではない。

・９月入学への移行は、大学だけでなく小中高すべての教育機関で５ヶ月のギャップタームが生じ、長期にわたって経済的負担がかかる。特に、公立短大を目指す生徒たちには家計が困窮している者も多く、奨学金にたより、アルバイトにより学業を続けるものが多い。この間の学生（生徒）への教育支援、経済支援が保障されない限り、学修の機会を失うこととなる学生も想定され、新たな教育格差が生まれる。(H25公立短大志望者全員へのアンケート調査では67％が「学費が安いこと」と回答、また、公立短大生の約51％の学生が奨学金を受けている(R3)。)

・ギャップタームの期間を教育上どう位置づけるのか、個人や各家庭の判断にまかせるとすれば、新たな教育格差が発生する。

・国際化の視点で考えると、日本の留学生派遣・受け入れ状況からみれば、そのパーセンテージの高い９月を入学期にすることは相応しいともいえ、また、欧米の大学との学生交換などにとっても、日程調整がしやすいという利点はあるが、この視点のみで９月入学へ移行することは、これまで定着している幼児期からの学年進行、行事、就職等々の我が国の教育のサイクルや、社会構造全般に与える負担や負の影響の方が大きいと考える。

公立短期大学生の海外への留学に関していえば、現行の３月卒業の方が留学先の秋季入学まで期間があり、留学準備が整いやすいという側面もある。

このような状況を総合的に勘案すれば、すでに入学時期の弾力化が制度化されているので、９月入学など年間を通じた多様な入学方法を各大学が取り入れていくことを、財政面などで支援することのほうが現実的な選択肢と考える。

・大学卒業後の社会との接続について、地方にある短期大学の学生は４月に一括採用する地域の中小企業や団体への就職が主となっており、企業の採用制度や公務員試験、卒業見込みを前提とする各種資格試験の実施時期などについて、９月入学、８月卒業に合うよう社会全体の仕組みについても変えてゆかねば、学生の出口保障が困難になる。

・過渡的とはいえ、移行期には慢性的人材不足の続く介護分野をはじめ様々な分野での急激な人材不足が起こることが懸念される。

・感染症対策では、もっと根本的な経済的格差による教育の機会不均等の是正が課題になる。大学進学では、親の学歴依存の意識改革や都道府県別の親の収入による学修機会の格差の解消が必要であり、入学者選抜では、知識量ではなく学ぶ力（＝学力）の評価、大学の偏差値ではなく何を学んだのか実力を評価する教育・社会の構築が優先されるべきである。秋季入学による国際化よりもこの観点での国際化が先決と考える。

・９月入学には、夏季（６～８月）の期間を、インターンシップ、ワーキングホリデー、アルバイト、課外活動など、有効に利用できる点や、インフルエンザ、降雪による交通障害が発生しやすい寒い時期に入試を実施しなくて良いという利点はある。

・９月入学への移行によって、ギャップターム期間における設置者の歳入について、年間授業料の５／12の減収が見込まれる。国による減収分の補填が必要ではないか。

また、移行方法によっては、暫定的な学生の収容人員増などによる教員や講義空間の確保が必要となるのではないか。

・県の会計年度と学年にずれが生じるので、会計制度運用の見直しも必要である。

９月入学への移行についての意見

令和２年５月22日

公明党政務調査会
９月入学含めた子どもの学びの確保
支援検討プロジェクトチーム　宛

全国公立短期大学協会
会長代行　杉山　寛行

平素は公立短期大学の振興について御配慮を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、このたび様々な観点から議論されている９月入学への移行について、当協会会員校からの意見を踏まえ、公立短期大学の立場から下記の通り意見を提出いたします。

記

１．秋季入学導入の是非

①　秋季入学そのものへの賛否

1980年代の臨時教育審議会で審議され、その後の時代の変化を考慮しても、指摘された課題は現時点でも十分な説得力があり、未解決のままである。９月入学には、教育課程全般、社会全体の仕組みとの関連があり、教育等の現場に混乱を引き起こすことがないよう十分な検討を経て導入すべきものである。

なお、９月入学へ移行するとすれば、これらの課題を凌駕する意味付け、理由も必要ではないか。（課題は２．のとおり）

②　来年度から移行することへの賛否

・今回の新型コロナウイルス感染症対策に関連して９月入学により形式的な学修機会を保障しても、教育の質の保証を担保できるものではないと考える。

今後もそのようなリスクは想定され、不測の事態による学力低下の懸念への対応は、補習や長期休暇の短縮、AO・推薦・一般の入試区分の重点変更等の臨時的な措置、あるいは遠隔授業の推進など、状況に応じて適切に対処し、学修内容の修得の結果を出すための取組みこそが必要である。

・公立の短期大学にあっては、県の会計年度と学年にずれが生じ、この調整が短期の準備期間では困難と思われ、運営上の支障が懸念される。

２．仮に秋季入学に移行することとなった場合の課題

・９月入学の問題は、大学教育のみの問題ではなく、保幼期からの教育システム、社会全体の仕組みの問題でもあることから、限られた仮定の条件の中で判断できるものではなく、結論を拙速に求めるべきではない。

・９月入学への移行は、大学だけでなく小中高すべての教育機関で５ヶ月のギャップタームが生じ、長期にわたって経済的負担がかかる。特に、公立短大を目指す生徒たちには家計が困窮している者も多く、奨学金にたより、アルバイトにより学業を続けるものが多い。この間の学生（生徒）への教育支援、経済支援が保障されない限り、学修の機会を失うこととなる学生も想定され、新たな教育格差が生まれる。（H25公立短大志望者全員へのアンケート調査では67％が「学費が安いこと」と回答、また、公立短大生の約51％の学生が奨学金を受けている（R3）。）

・ギャップタームの期間を教育上どう位置づけるのか、個人や各家庭の判断にまかせるとすれば、新たな教育格差が発生する。

・国際化の視点で考えると、日本の留学生派遣・受け入れ状況からみれば、そのパーセンテージの高い９月を入学期にすることは相応しいともいえ、また、欧米の大学との学生交換などにとっても、日程調整がしやすいという利点はあるが、この視点のみで９月入学へ移行することは、これまで定着している幼児期からの学年進行、行事、就職等々の我が国の教育のサイクルや、社会構造全般に与える負担や負の影響の方が大きいと考える。

公立短期大学生の海外への留学に関していえば、現行の３月卒業の方が留学先の秋季入学まで期間があり、留学準備が整いやすいという側面もある。

このような状況を総合的に勘案すれば、すでに入学時期の弾力化が制度化されているので、９月入学など年間を通じた多様な入学方法を各大学が取り入れていくことを、財政面などで支援することのほうが現実的な選択肢と考える。

・大学卒業後の社会との接続について、地方にある短期大学の学生は４月に一括採用する地域の中小企業や団体への就職が主となっており、企業の採用制度や公務員試験、卒業見込みを前提

とする各種資格試験の実施時期などについて、９月入学、８月卒業に合うよう社会全体の仕組みについても変えてゆかねば、学生の出口保障が困難になる。

・過渡的とはいえ、移行期には慢性的人材不足の続く介護分野をはじめ様々な分野での急激な人材不足が起こることが懸念される。

・感染症対策では、もっと根本的な経済的格差による教育の機会不均等の是正が課題になる。大学進学では、親の学歴依存の意識改革や都道府県別の親の収入による学修機会の格差の解消が必要であり、入学者選抜では、知識量ではなく学ぶ力（＝学力）の評価、大学の偏差値ではなく何を学んだのか実力を評価する教育・社会の構築が優先されるべきである。秋季入学による国際化よりもこの観点での国際化が先決と考える。

・９月入学には、夏季（６～８月）の期間を、インターンシップ、ワーキングホリデー、アルバイト、課外活動など、有効に利用できる点や、インフルエンザ、降雪による交通障害が発生しやすい寒い時期に入試を実施しなくて良いという利点はある。

・９月入学への移行によって、ギャップターム期間における設置者の歳入について、年間授業料の５/12の減収が見込まれる。国による減収分の補填が必要ではないか。
また、移行方法によっては、暫定的な学生の収容人員増などによる教員や講義空間の確保が必要となるのではないか。

・県の会計年度と学年にずれが生じるので、会計制度運用の見直しも必要である。

所得税非課税取扱いとなる大学独自の給付金の整理について（要望）

令和２年５月28日

文部科学省　高等教育局　大学振興課　宛

全国公立短期大学協会

所得税非課税取扱いとなる大学独自の給付金の整理について添付の通り回答いたします。（大学等独自の現金や現物などについて非課税扱いの要望をするものです。）

（添付）　国税庁の４類型に該当しないおそれがあると考えられる学校独自の給付金品

	給付方法	給付内容	給　付　目　的
1	金　券	全ての学生に図書カード又はクオカードを配布	オンライン授業の準備や休校中の在宅学習（図書館が利用できないため）に必要な物品を購入するために金券を配布する。
2	金　券	全ての学生の生協カードに課金する	学資利用又は健康的な食生活を提供するため学内の生協で使用する電子マネーカードに大学又同窓会等の支援団体が課金する。
3	金　券	全ての学生に地域振興券を配布する	学資利用又は健康的な食生活を提供するため地域の店舗で利用できる地域通貨を大学又同窓会等の支援団体が配布する。
4	現　金	全学生に給付	遠隔授業に係る修学支援金として現金を給付する（大学）
5	現　金	全学生に給付	学生への経済支援として現金を給付する（後援会）

令和３年度大学入学者選抜実施要綱（案）について

令和２年６月19日

＜意見報告先＞
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室
　中村室長補佐　殿（口頭回答）

会長　杉山　寛行

（令和３年度大学入学者選抜実施要綱（案）について、全国公立短期大学協会として、文部科学省担当部署に、以下２点について指摘と要望とをおこなった。（令和２年６月19日（金））

１　全国公立短期大学協会からの指摘、要望

（１）大学入学共通テスト試験期日は、

（ⅰ）令和３年１月16日、17日

（ⅱ）令和３年１月30日、31日

（ⅲ）特例追試験　令和３年２月13日、14日とあ

るが、

大学の現行入試作業日程では、個別学力検査（入学共通テストを課す場合）に（ⅲ）の受験者の判定ができない可能性がある。また両追試については、受験者の成績データの請求日を早急に知らせていただきたい。（岐阜市立女子短期大学三重短期大学）

（２）短大部と４年制学部とが併置されている大学では、共同して入試作業をおこなわざるをえないので、「入学願書受付を令和２年11月１日以降、その判定結果を令和２年12月１日以降」（学校推薦型選抜）とすると、総合型選抜、学校推薦型選抜の日程が重なり過密となり、混乱やミスの原因となりやすい。

「見直しに係る予告」で示された評価方法等のいずれかを課す学校推薦型選抜については、今回のコロナ対策で「入学願書受付を令和２年11月１日以降とし、その判定結果を令和２年12月１日以降」にしなくても十分な選抜入試は可能と考える。（島根県立大学短期大学部）

２　回答

（１）成績データの請求日については、大学入試センターから早急に「実施要綱」が公表される予定。両追試受験者に不利益にならないように、各大学でさまざまな工夫の上追試をうけた受験者について配慮いただきたい。

（２）総合型選抜については、入学願書受付を令和２年９月15日以降に遅らせる。なお、その判定結果は令和２年11月１日以降に発表する。学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和２年11月１日以降とし、その判定結果を令和２年12月１日以降で一般選抜の試験期日の10日前までに発表する、としている。その間での各大学の工夫で混乱のないよう業務の日程設定をしていただき、入学志願者への影響がないようにしていただきたい。

いずれにせよ、今年度は各大学に大きな負担となる部分があると思われるので、ご協力を切にお願いをしたい。

３　６月19日付け「令和３年度大学入学者実施要綱について（通知）」への反映

（１）第14　新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験日及び試験実施上の配慮等（P11～12）

１ 試験期日等（１）大学入学共通テスト ②試験期日等 は変更なし。

ただし　③「各大学は、上記（ⅲ）の受験者が当該大学の大学入学共通テストを利用する選抜に出願できるよう配慮するとともに、その成績の利用方法について、あらかじめ公表するものとする。」とあったものが、（通知）では下線部分が削除されている。利用方法について、各大学での工夫に対して、時間的な余裕が与えられたかたちとなっている。

（２）１の（２）の指摘に対して明文化された箇所はなく、（案）を踏襲している。

以上（文責　杉山寛行）

公立短期大学に対する地方交付税措置についての要望書

公短大協第24号　令和２年７月30日

総務大臣　高市　早苗　様

全国公立短期大学協会　会長

杉山　寛行

平素は公立短期大学の振興・助成につき御配慮を賜り、徐々に施設・設備等の整備が進み、加盟する各公立短期大学の教育研究機能を向上させることができ、感謝申し上げます。

公立短期大学は、地方自治体における身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供し、地域における知識基盤社会の土台づくりの場として設置・運営がなされており、関係者一同の懸命な努力により、地域社会に貢献できる高度な知識・技芸を修得し人格を陶冶した有為な人材の育成に努めてきております。

現下の厳しい社会経済情勢のもと、授業料等の減免措置等の支援なしでは教育を受ける機会が得られない学生が増える状況にあり、また、地方自治体の財政事情もあって、公立短期大学を巡る財政は厳しい状態にあります。

我が国の厳しい財政状況は承知しておりますが、地方における公立短期大学の役割と大学を取り巻く財政の実情を御賢察下さいまして、令和３年度の予算編成に際しましては、引き続き、公立短期大学の教育研究機能の向上を支える地方交付税措置等に関し、国において格段の理解ある財政援助措置を取り計られるよう要望いたします。

要　望　事　項

◎公立短期大学に対する地方交付税の拡充について

基準財政需要額の教育費（短期大学）にかかる単位費用の引き上げ改善について格別の御配慮を要望する。

◎自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援の充実について

地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進など、自治体と連携して地域活性化に取り組む公立短期大学に対する支援（国庫支出金の在り方、地方交付税等地財制度等）の継続・充実を要望する。

「令和３年度文部科学省関連予算に関する要望書・意見書」の提出について

令和２年９月10日

自由民主党　教育再生実行本部
本部長　馳　浩　殿

全国公立短期大学協会　会長
杉山　寛行

平素は公立短期大学の振興につきましてご高配を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、このたびは、令和２年９月２日付けでwithコロナにおける教育課題について要望・意見を提出いただくようご依頼を頂戴し、誠にありがとうございました。

本協会では、公立短期大学の現状を踏まえつつwithコロナの今後に鑑みて、別紙の通り要望書を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

別紙

（はじめに）

公立短期大学は、現在、全国に14大学あって地方におけるニーズに対応した身近な高等教育機関として、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供する場として、地域の企業や事業所などで実務に従事し活躍する人材の育成をはじめ様々な分野で活躍する有為な人材育成に努めてきております。

卒業生についてみますと、卒業者のうち就職希望者の就職率は約98％と極めて高く、その多くが地元に就職し地域社会に大きく貢献しております。また、在学中に学習意欲が高まり、より高い専門性を身に着けるために４年制大学へと進む者も19％あります。（令元年度の公短協調査による。）

学生の家庭の経済的状況についてみますと、国公私立の４年制大学の学生の家庭の平均年間収入8,620千円に比べて公立短大の学生の家庭の平均年間収入は6,010千円であり低い水準にあります。（平成30年度日本学生支援機構の学生生活調査結果による。）

公立短大に入学した理由について、全学生へのアンケート結果（重複回答）によれば「専門の職業資格が取れること」が37.9％、「２年で自立できること」が34.5％で、実学志向が高く、「経済的に学費が安く抑えられること」が70.2％であることからも家庭の年間収入が低いことが伺えます。（平成26年の公短協調査による。）

以上のように公立短大の学生は、厳しい経済環境のもと学業に励んでおりますが、予期せぬこのたびの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、家計の急変や自身のアルバイト代の減収という厳しい環境が加わり、学業継続が困難な状況にさらされたところです。

このたびは、このような状況に対応すべく国においては様々な対応をしていただきました。特に自由民主党から提言され閣議決定された、世帯収入・アルバイト収入等が激減した場合は10万円ないし住民税非課税世帯へは20万円を給付する学生支援緊急給付金を交付するという機動的な対応をはじめ、国における家計急変世帯への緊急授業料減免支援など種々の支援は大変に有用な措置であり厚く感謝する次第です。

なお特記すべきは、このたびの学生個々の家庭環境などの経済的理由により公立大学・短大の学業修学を断念することがないようにするための、文部科学省から公立大学・短大への直接の財政支援が行われることです。

平成16年以降、原則として、公立大学・短大の運営経費は、学生からの納付金と設置者である地方自治体からの拠出によるものとされてはおりますが、学生個々の家庭環境などの経済的理由により大学等の学業修学を断念することがないようにすることは、国立大学、私立大学のみにとどまらず公立大学・短大の学生の教育にも共通して措置されるべき重要な政策であると考える次第です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、公立短大も他の大学と同様に学校行事や授業も大きく様変わりをせざるを得ませんでした。

特に授業にあっては、三密を避け感染防止のため対面授業から遠隔授業へと急遽変更せざるを得ない状況になりました。授業の中には実習や対面でなければ教育効果が上がらないものもあり、地域によっては感染拡大がわずかなところもあり遠隔授業の導入に差異はありますが、多くの地域では感染状況が一気に沈静化することも見通せない状況にあります

ので、当分の間、遠隔授業は継続する必要があると考えます。

このような中、公立短大の学生は経済的に厳しい状況にありますので学生個人のパソコン所有率は低く、家族共用パソコンを含めた所有率でも75％程度（本年春の公短協調査）にとどまっています。これは全国平均のパソコン普及率88.8％＊を下回っております。したがって、このたびの遠隔授業にあっては、パソコンを所有しない学生はスマホあるいは大学のLL教室のパソコンを交代で使い遠隔授業を受けているという現状にあります。学生個人の経済的環境によって教育を受ける環境に格差が生じ学修に差異が生じることは決して望ましいことではなく格差解消が切に望まれると考える次第です。

（＊は、内閣府消費動向調査 主要耐久消費財等の普及・保有状況（二人以上の世帯で世帯主50-59歳について）令和２年３月による。）

（具体的要望事項）

以上のような公立短期大学の現状を踏まえつつwithコロナの今後に鑑みて、次のとおり要望をいたします。

第１ 「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」の次年度への継続

本年度、世帯収入・アルバイト収入等が激減した場合は10万円ないし住民税非課税世帯へは20万円を給付する学生支援緊急給付金制度にて多くの学生が経済的支援をいただきました。しかしながら保護者の収入、学生のアルバイトともに依然として減少しており、経済状況は引き続き大変厳しい状況にあります。

継続して、経済的に困窮している学生の経済的援助をお願いしたいと存じます。

また、新入生はアルバイト実績もないことから前月比の減少を給付条件とするのは判断に窮すると言えます。支援対象の条件も考慮いただきたいと存じます。

第２ 公立短大における独自の授業料減免に対する支援

学生個々の家庭環境などの経済的理由により大学等の学業修学を断念することがないようにするための文部科学省から公立大学・短大への直接の財政支援は、困窮度の高い学生の格差を解消し学修就学環境の均衡を図る観点から、国立大学、私立大学のみにとどまらず公立大学・短大の学生にも共通して措置されるべき重要な政策と考えますので、今後とも継続していただきますよう切に要望します。

支援対象の条件の緩和も考慮いただきたいと存じます。

第３ 低所得世帯の学生に対するパソコン購入費等の助成

公立短大の学生のパソコン所有率は低く、家族共用パソコンを含めた所有率でも75％程度にとどまっています。（これは２人以上の世帯全国平均のパソコン普及率88.8％＊を下回っています。）所有していない学生はスマホあるいは大学のLL教室のパソコンを交代で使い遠隔授業を受けているという現状にあります。

学生個人の経済的環境によって教育を受ける環境に格差が生じ学修に差異が生じることは決して望ましいことではないと考えますので、非課税世帯の学生など困窮度の高い学生に対し、パソコン購入費の補助を行っていただきますよう要望いたします。

第４ 就職支援について

「はじめに」の２段落目で示しましたように、卒業生の就職希望者の多くが地元へ就職し、地域社会に貢献しているのが公立短大の特長でもあります。このコロナ災禍において、これまであったインターンシップや合同説明会の中止により、学生は就職先選択情報が不足しており、就職のミスマッチが起きる可能性を危惧しています。

大学においてはWeb面接指導やWebでの情報収集等に力を入れていますが、やはり、納得・安定した就職を考えればインターンシップ、地域合同説明会等によるface to faceでの機会は必要不可欠であると思います。

早期離職者を生み出さないためにも、上記のような就職活動に関する機会を保証できる対策を講じていただきますよう要望いたします。

第５ 携帯通信事業者の通信容量制限緩和について

動画を伴う遠隔授業の場合、学生の自宅における通信容量が増大するため、大手携帯通信事業者が通信容量制限の学生向けの緩和サービスを行っていただきましたが、大手３社とも本年８月末にて緩和サービスが終了しました。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況によっては遠隔授業の継続もしくは比率を増やすことも想定されます。この通信容量制限緩和を再度行っ

ていただきますよう、政府全体での後押しをお願いしたいと存じます。

第６　「授業目的公衆送信補償金制度」の補償金について

著作物の適正利用の観点から本年度より始まりました「授業目的公衆送信補償金制度」について、今年度は特例として補償金が免除されております。来年度以降も遠隔授業は行われる見込みでありますが、設置者もしくは学生が支払うことになる補償金は、新型コロナ感染により経済状況が悪化している中で大きな負担となってしまいます。

そこで、少なくとも補償金免除を来年度まで継続すること、また段階的実施を検討して頂けるよう、文化庁をはじめ関係団体に働きかけていただきますようお願いしたいと存じます。

「授業目的公衆送信補償金制度」の額の認可に係る教育機関関係団体への意見聴取について

公短大協第32号　令和２年９月18日

一般社団法人
授業目的公衆送信補償金等管理協会
理事長　土肥　一史　殿

全国公立短期大学協会
会長　杉山　寛行

令和２年８月６日付けで依頼のあった標記のことについて、当協会会員大学の意見を集約し、別紙のとおり回答いたします。

別紙
授業目的公衆送信補償金規程の額等に関する意見提出用紙（2020.9.18）
団体名　全国公立短期大学協会
代表者氏名
会長（岐阜市立女子短期大学長）杉山寛行

＜ご意見＞
（総括）

１．補償金の無償措置及び段階的な導入について
＜説明＞第１．参照

（１）令和３年度においても、新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業の実施が見込まれるので、補償金の無償措置を継続していただくようお願いしたいこと。

（２）また、無償措置後における補償金については、一定期間の経過措置を設けて、段階的な運用を行っていただきたいこと。

２．短期大学の補償金額について
＜説明＞第２．参照

短期大学の授業の実態を勘案していただき、妥当な補償金額となるよう再検討していただきたいこと。

３．ライセンス制度について

補償金制度を補完するライセンス制度については、適正なライセンスの範囲や金額、徴収方法等について、早急に検討していただきたいこと。

４．一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会について

補償金運用の透明性を担保するため、配分の実態を含めた事業内容を公開していただきたいこと。

また、同協会の役員構成などについて、広く利用者側の意見を聴くシステムの構築をお願いしたいこと。

＜説明＞

第１．補償金の段階的な導入等について

（１）令和３年度についても補償金の無償措置を継続するようお願いしたいこと。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の事態を受け、ほとんどの高等教育機関では全面遠隔授業又は面接と遠隔授業の併用に急遽切り替えを余儀なくされたところです。

このような事態を踏まえ、今年度においては「授業目的公衆送信補償金制度」の補償金を無償としていただいたことにより、安心して著作物の公衆送信利用ができ、安心して遠隔授業に取り組めたことに感謝する次第です。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症対策の遠隔授業の導入は、時間も余裕もない中での緊急対処方策で、著作物の教育利用の権利関係について十分な検討も許されない環境において、暫定的に遠隔授業を導入せざるを得なかったというのが実情です。

次年度も、同様な環境下で新型コロナウイルス感染症の対策としての遠隔授業を暫定的に実施せざるを得ないという状況にありますので、この時期における正規の補償金制度の導入は避け、令和３年度についても補償金の無償措置を継続していただきたいと考えます。

（２）無償措置後における同制度の補償金においては、一定期間の経過措置を設けて、段階的な運用

をお願いしたいこと。

大学教育におけるICT環境の充実とその有効な活用の意義は十分認識しておりますが、多くの短期大学は規模が小さく、ゼミなどを中心とした教員と学生の顔が見える対話を重視した少人数教育によって成果を上げており、この教育方法によって、長年にわたり地域に貢献しうる人材を育成し高い評価を得ているところです。

本年度は、感染症対策で緊急に遠隔授業が導入されましたが、この遠隔授業の経験を踏まえても、直ちに従来の教育の在り方を大きく変える予定のない大学もありますし、後期以降の授業については、感染防止に最大限の注意を払いながら、対面での実施を予定しているところもあります。

教育現場においての著作物利用についてみると、従来、対面授業であれば授業のための著作物のコピー・配布等は一定の範囲で権利者の許諾なく無料で利用できたところですので、これを新たな制度の下で、遠隔授業の形態やその中での著作物利用はどのようにあるべきかなどの検討も今後進めるという段階にあります。

このような現状を考えれば、現時点において、著作物の授業目的公衆送信における具体的な利用を想定することは極めて困難と考えます。このことはSARTRASの調査結果【今後の見通し】Q３－１②・③において短期大学のインターネット利用授業の見通し数が極めて少ないことからも明らかです。

なお、新制度の導入に当たって、教員全体（非常勤を含む）に「著作権意識」をより高めるようにするための内部研修も今後進めることになりますが、これらについての準備期間もいただきたいと思います。

また、補償金に係る財源確保面から見ますと、予算の確保のため公立短期大学の設置者・運営者である自治体との折衝は、多くの団体では前年度の上半期中の予算折衝が必要ですし、仮に一部負担を学生側に求めることになる場合は授業料等の変更に伴う次年度の学生募集要項の記載内容変更など幅広に検討する必要もあり、さらに早い時期からの準備が必要になります。

以上を総括いたしますと、この補償金制度が、ICT環境における著作物の教育利用を萎縮させることの無いよう、各教育機関に対し、遠隔授業等における著作物利用について検討する時間的猶予を与えていただくとともに、財源を確保するという両面から、まず第１に、次年度（令和３年度）から補償金を有償とすることは避けていただき、第２に、その後に、一定期間の経過措置を設けて補償金額の段階的な運用をしていただくことをお願いする次第です。

第２．短期大学の補償金額について

はじめに、教育機関は営利を追求する企業とは違い、社会や経済の人材育成に果たす公的役割が非常に高く、しかも恒久的であることを十分に認識したうえで補償金制度が適用されるべきもので、補償金額が、教育の恒久的な発展を妨げる要因であってはならず、初等教育から高等教育機関まで、持続的に対応可能な額とすべきものです。

短期大学の補償金についてみますと、「大学」という括りで４年制大学と同じ料金設定になっていますが、SARTRASの調査報告によれば、短期大学と大学では著作物利用に関する実態は大きく異なります。

まず、資料１のQ２－１②【利用の許諾の経験の有無】及びQ３－１②【今後の見通し】などからみれば明らかに「短期大学」は「大学」より少数です。

次に、資料２の「調査結果２－１」【許諾著作物数】及び「調査結果４－１」【校種別許諾金額】などからみると「短期大学」の実績はほぼ皆無です。

このような調査結果からは「短期大学」を「大学」と同じ料金設定とする妥当性は見当たりません。

2018年のパブコメで、「全く授業目的公衆送信を行っていない大学が、授業目的公衆送信を頻繁に行っている大学と同じように費用を負担することは（学生数により負担の割合が異なるとしても）不公平に感じる。単純に学生数などに応じて一律に徴収するのではなく、利用実態に即した課金方法にしてほしい。」とのコメントに対し、『審査基準（案）では、御指摘の問題意識に対応した考慮要素として「教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等の現状と今後のニーズの見通しに応えるものとなっているか」を明確に位置付けています。』との回答がありました。

しかし、実際には単純に学生数に応じた価格設定が提示されたものと考えられますし、また、短

期大学は４年制大学と同じ価格に設定されていますので、「審査基準」に照らして短期大学の補償金額の妥当性について、再度の検討が望まれるところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、ほとんどの短期大学においてやむを得ず多くの授業で遠隔授業が実施されていますが、短期大学には、そもそも遠隔授業の形態に適合しない授業が多く存在すると考えていますが、一方において、この度の緊急に導入せざるを得なかった遠隔授業において、その有効性が確認された授業があったことも事実です。

そのような授業について遠隔授業を継続し、効果的に教育のICT化を推進していくことは大切なことと認識してはいますが、先に述べたように、短期大学と４年制大学とでは著作物利用に関する実態は大きく異なりますので、４年制大学の利用実態を基準に定められた補償金額では、「著作物等の利用数にかかわらず定額で済む」という包括料金の恩恵を受けるほどの利用頻度になるとは見込まれず、かえって委縮してしまうことも考えられます。

以上のような調査報告や短期大学の実情を踏まえていただき、教育での著作物利用の円滑化を図り教育の情報化を推進するという、真に教育のICT化を進める立場から、持続性ある補償金額として、短期大学に適合した包括料金となるよう、再度、「審査基準」に照らして検討していただくことをお願いします。

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会への意見

令和２年９月28日

全国公立短期大学協会

＜発表者＞　副会長　村井美代子

（三重短期大学学長）

（意見発表資料）

現在、公立短期大学は全国に14校あります。学科構成、学生総定員、教員数などは、本資料最終ページに添付いたしました別表の通りです。今般の意見発表に際し、質保証システム部会より、「検討の視点」や「想定される論点」として、多岐にわたるご提案をいただきました。各短期大学が抱えている課題は様々ですが、この中で、「認証評価と内部質保証」、「オンライン授業・遠隔授業の在り方」の２点について、公立短期大学における課題および意見を以下の通りとりまとめました。

【認証評価と内部質保証】

１．認証評価と自己点検・評価について

学校教育法の改正に伴い認証評価制度が導入され、平成16年度からすべての大学、短期大学、高等専門学校は、７年以内ごとに評価機関の評価を受けることが義務づけられました。公立短期大学では同制度の導入以前から、研究・教育の質の向上と改善のために自己点検・評価を実施しており、認証評価制度導入後も同様に実施し、報告書の作成を行っており、年度ごとに各大学ホームページ等にて公表しています。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日中央教育審議会答申）において、「大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要」とされている通り、自己点検・評価は次回認証評価のための準備ではなく、研究・教育の質保証、内部質保証のために各大学が自発的に実施する自己検証と位置付けています。各公立短期大学は、これまで認証評価で「適格」との評価をいただいておりますが、評価機構からいただく努力課題や今後の大学運営に向けてのアドバイス、外部評価委員会等からいただくご意見は、自己検証の際の客観性担保のための検証指標の１つとして、次回自己点検・評価に活かしています。

２．今後の認証評価について

（１）評価項目の柔軟性

平成16年度から開始された認証評価を、多くの大学はすでに複数回受審しています。前回から大きく変わらない部分については画一的な記述になりがちで、また評価項目が細かく設定されているため、記述内容が一部重複する項目もあるように思われます。必要な評価項目を絞り込み、記述項目に柔軟性が与えられれば、各大学の特色や実情が一層反映されることになるのではと考えます。

（２）危機管理の観点

台風や豪雨に伴う大規模災害が頻発しており、また今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、各大学は活動指針や対応フローなどの策定に取り組んでいます。従来から認証評価では施設管理についての点検評価はありましたが、これに加えて、危機管理の観点からの内部質保証の検証も今後必要になるのではと考えます。

（３）認証評価にかかる費用

７年に一度とはいえ、規模の小さい公立の短期大学にとっては、認証評価にかかる費用は大きな財政負担になっています。今後少しでも負担軽減につながる検討があればと考えます。

３.「内部質保証」の課題

（１）リカレント教育や地域貢献事業における「質保証」

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」では、社会人学生受け入れの拡大と、地域のニーズへの対応の必要性が指摘されています。公立短期大学は特に地域とのかかわりが深く、高齢者も含めた社会人学生の受け入れにも積極的に取り組んでいますが、こうした社会人学生と、高校を卒業したばかりの学生との間には、講義内容の理解度や、大学教育に求めるものに差異がある場合もあり、両者のニーズを満たす質保証の検討が今後の課題と考えます。

また、公立短期大学では地域貢献事業の一環として、学外の受講生を対象に、オープンカレッジや出前講座を積極的に開講しています。その多くが１回ないし数回の講座で、受講生も常連から一度だけ参加される方まで多様で、年齢幅も受講動機もさまざまであるため、アンケート等を実施して講義の改善・充実に努めてはいるものの、通常講義とは異なる質保証の難しさがあり、この点も今後の検討課題と捉えています。

（２）「質保証」と教員体制

別表の通り、公立短期大学は規模が小さく、専任教員数も少ない中で、多様な学科やコースを維持して学生確保に努め、充実したカリキュラムを展開しています。このため、兼務率（非常勤担当率）が高くならざるを得ません。公立短期大学の専任教員と非常勤講師の人数比率は、学科・専攻・コースによって差はあるものの、平均で35％：65％です。FD/SD活動の一環として、非常勤講師との懇談会や研修会を開催していますが、出席率は必ずしも高くありません。非常勤講師に３つのポリシーを理解していただき、教育の質向上の意識を専任教員と共有することが継続的な課題となっています。

【オンライン教育・遠隔授業に係る課題】

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、公立短期大学でもオンライン授業や遠隔授業を実施しています。その中で、現在以下の点を検討課題と捉えています。

１．オンライン・遠隔授業の質保証

対面授業の場合、学生による授業評価アンケートの実施や、公開授業を実施して教員がお互いの講義に参加し、授業改善のための意見交換会を開催するなど、教育の質保証のための活動が一定程度確立しています。しかしながらオンライン授業や遠隔授業の場合、こうした従来型のFD活動が難しくなりました。オンデマンド方式の遠隔授業の場合は、学生が視聴する講義データをFD委員会で視聴するなど工夫はしていますが、テレビ会議方式の講義もあり、また後述するように学生の受講環境の差異の影響もあり、オンライン授業や遠隔授業の質保証が今後急ぎ検討すべき課題であると考えます。

２．情報環境の整備

公立短期大学では、「学費が低廉であること」を志望理由に挙げ、経済的に極めて厳しい環境で学んでいる学生が多数おります。オンライン授業や遠隔授業を受講する際、学生個人の情報機器の購入費用や通信容量の増加が負担になるケースが散見されます。大学のPC室の開放、学内Wi-Fi環境の整備などの対策は講じていますが、感染症の拡大状況によっては、学内のアクセスポイントが利用できなくなる可能性もあり、情報端末の所持や通信環境の整備状況など、学生個人の受講環境の差が、教育に直接的に影響を及ぼす可能性があります。ICT環境の充実と情報教育の重要性は認識してはおりますが、各大学の財政状況によっては、学内の情報関連機器や施設の充実が厳しい場合もあり、学内情報環境の整備や学生への支援等も含めて、教育の質保証という観点からも、今後の検討課題であると考えます。

３．多様な授業形態と質保証

新型コロナウイルス感染症の終息は、現時点でまだ見通しがたっていません。また、後期についてもオンラインや遠隔授業の全面実施を決定している大学もあります。一方、学生はオンライン授業や遠隔授業に一定程度慣れ、トラブルは少なくなったものの、友人や教員との直接的な交流が欠落した日々に孤立感をつのらせ、また特に短期大学では２年間という短い期間で、就職や編入学など、卒業後の進路を検討・選択しなければならず、この点でも不安の訴えが多くなっています。

こうした状況の中、今後は感染拡大防止対策を講じながら、少人数での対面授業や、対面と遠隔のハイ

ブリッド授業の実施が一層求められるものと思われ、コロナ禍における多様な形態のもとで、それぞれの授業の質保証の在り方の検討が今後必要と考えます。

別表　公立短期大学の学生数・教員数

短期大学・学科（学科総定員）※	総定員	専任教員数	非常勤数	S/T比率 ※
岩手県立大学宮古短期大学部 ・経営情報学科	200	17	7	11.8
岩手県立大学盛岡短期大学部 ・生活科学科（100） ・国際文化学科（100）	200	28	27	7.1
山形県立米沢女子短期大学 ・国語国文学科（200） ・英語英文学科（100） ・日本史学科（100） ・社会情報学科（100）	500	32	46	15.6
会津大学短期大学部 ・産業情報学科（120） ・食物栄養学科（80） ・幼児教育学科（100）	300	33	115	9.1
川崎市立看護短期大学 ・看護学科	240	28	23	8.6
大月短期大学 ・経済科	400	17	38	23.5
岐阜市立女子短期大学 ・英語英文学科（100） ・国際文化学科（120） ・食物栄養学科（120） ・生活デザイン学科（120）	460	37	41	12.4
静岡県立大学短期大学部 ・歯科衛生学科（120） ・社会福祉学科（140） ・子ども学科（60）	320	39	87	8.2
静岡農林環境専門職大学短期大学部 ・生産科学科	200	21	24	9.5
三重短期大学 ・法経科第１部（200） ・法経科第２部（300） ・生活科学科（300）	800	30	88	26.7
島根県立大学短期大学部 ・保育学科（80） ・総合文化学科（80）	160	13	57	12.3
倉敷市立短期大学 ・保育学科（100） ・服飾美術学科（100） ・専攻科保育臨床専攻（10） ・専攻科服飾美術専攻（10）	220	22	32	10.0
大分県立芸術文化短期大学 ・美術科（150） ・音楽科（130） ・国際総合学科（200） ・情報コミュニケーション学科（200） ・専攻科造形専攻（48） ・専攻科音楽専攻（40）	768	48	92	16.0

短期大学・学科（学科総定員）※	総定員	専任教員数	非常勤数	S/T比率 ※
鹿児島県立短期大学 ・文学科（120） ・生活科学科（120） ・商経学科（150） ・第二部商経学科（180）	570	44	77	13.0
総　　計	5,338	409	754	13.1

（『令和２年度　公立短期大学実態調査表』より作成）
※令和２年度から静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（生産科学科）が協会加入
※令和元年度国立大学S/T比率＝9.5
令和元年度公立大学S/T比率＝11.2
令和元年度私立大学S/T比率＝19.6
（『公立大学ファクトブック　2019』より）

新指導要領対応の大学入学共通テストの出題教科・科目についての意見

令和２年11月30日

大学入試センター試験企画部試験企画課　宛

全国公立短期大学協会

標記のことについて、下記の通り、現時点における意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1　専門学科に関する科目について

・簿記・会計、情報関係基礎をはじめとして、普通科以外の学科の生徒（専門教育を主とする学科、総合学科）に配慮した科目設定を希望する。つまり、簿記・会計、情報関係基礎の廃止は望まない。

（理由）

・大学教育を受けるために必要な学力の測定に資するものとするため。

・多様な生徒に配慮が必要であるため。

・新学習指導要領において高等学校で授業を行う科目は共通テストの出題範囲とするべき。

・専門教育を主とする学科の生徒が共通テストで不利益を被らないようにするため。

2　CBTについて

・CBTに移行する場合は、現行の年１回、１月開催を再検討するべき。

・年複数回の共通テストの開催の検討を希望する。

（理由）

・現行の大学入学共通テストに係る大学・高等学校関係者の負担に配慮すると、CBT試験では現行とは異なり、人的負担のかからない試験形式を実現させることが可能であると考えられるため。

・CBT試験の導入により、現行試験におけるスタッフ等の負担を軽減することが可能であると考えるため。

・CBT試験に移行すれば、年数回の試験も可能となり、大学に進学を希望する多様な受験者へ対応が可能となるため。

委員会報告等

○「公短協の在り方について」（報告）

平成24年４月20日
公短協の在り方に関する検討委員会
平成24年５月24日
第62回（春季）通常総会承認

はじめに

（１）全国公立短期大学協会（以下「公短協」という。）では、創立60周年を翌年に控えた平成21年11月開催の学長会（総会）において、公短協の今後の在り方について検討するため「公短協の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置（委員長:上野達彦三重短期大学学長）し、平成22年１月８日の第１回検討委員会開催から平成24年４月までの間に９回に亘り検討委員会を開催。

検討委員会の検討状況は、随時、報告し会員の意見を聴取して進められた。

（２）「検討事項」について

検討委員会発足時における自由討議を踏まえ、委員長から、①短大のこれから、在り方、②公短協の組織及び運営の見直し、③公短協の事務局体制の存続、を柱に検討をスピーディに進めたいとの方針が示され、①に係る「公立短大の役割」など公立短大の本質的な議論は重要であるとの認識のもとで、まず、②及び③に係る「公短協の在り方について」から検討を進めることとした。

１、検討経過、及び検討結果を踏まえた対応

検討事項１「公短協の在り方について」、検討事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」に係る「検討経過及び検討結果を踏まえた対応（平成21年11月～平成24年５月）」は、（別紙）の通り。

２、「公短協の在り方について」（検討事項１）

（１）検討事項１「公短協の在り方」については、まず、課題の洗い出し作業を行い、「公短協の組織・運営」に係る会則等を見直しの結果、抜本的な改正を行うこととし、改正作業の過程では「会則の改正要綱（案）」「会則等の見直し（案）」を会員校に提示し意見聴取を行うとともに、これまで運営の中核的組織である「系別協議会の廃止」、「新委員会の廃止」、及び「通常総会の持ち方」等変革に関しては、賛否及び今後の運営の在り方を含め会員校の意向照会（アンケート）を行った。

（２）また、「今後の事務局体制等について」の検討は、（ｉ）今後の会員校（見込）数（「四年制化に向けての検討状況等調査」（平成23年８月25日現在）結果による。）、（ⅱ）公短協事務局の存続（非常勤・２人体制）、及び（ⅲ）会費による運営（会費負担方式は現行「会費規程」による。）、を前提にした公短協事務局整理案「今後の公短協事務局体制等について（骨子案）」（平成23年９月９日）をたたき台にして検討を行った。

（３）検討委員会の検討結果については、理事会・総会等に報告し、所要の手続を経て、順次、以下の改革・改善措置が講じられた。

①＜平成23年５月の第61回（春季）通常総会＞

公短協の組織・運営の見直しによる「会則の抜本的な改正」（平成23年５月26日施行。ただし、一部（第２章の役員に係る規定）は、平成24年５月の通常総会から施行）、及び関連規定の整備。

※会則の主な改正内容：

「会員である短大を代表する者」（新設）、「ブロック制」の廃止（ブロック協議会の廃止、理事数の減、ブロック理事・理事代理選任制の廃止、会長の三選禁止規定の緩和）、通常総会規定の整備（春・秋定例開催、学長会の廃止、出席者に関する規定の新設）、「系別協議会」「新委員会」の廃止など。

②＜平成23年10月の第61回（秋季）通常総会＞

これまでの事務局体制（非常勤職員２人）に係る勤務条件及び処遇の抜本的な見直しを行い、「職員費」を中心とした経費の縮減措置により事務局体制を存続し、事務局機能の継承を図ることとし、平成24年４月より実施する。

（勤務条件及び処遇の見直し・補正により、「職員費」の経費に占める割合を75.3％から大幅に圧縮、平成24年度予算から反映させる。）

③事務・事業の見直し（会員のニーズの把握、重複事務など）による簡素・合理化を進め、効率化を図ること。逐次、取組状況を理事会等に報告。

（ｉ）事務局業務のルーチン化・平準化、

（ⅱ）調査事務の一本化等見直し整理、

（ⅲ）情報収集・提供業務の見直し・改善　等。

３、「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」（検討事項２）

（１）本検討事項については、検討事項１に一応の結論を見たことから、第61回（秋季）通常総会で了承された方針に則り、平成23年11月25日開催の第７回検討委員会において課題認識に関し「公立短大のこれから、公立短大の在り方の検討に当たって（案）」により確認・了承し、併せて、アンケートの調査実施要領（趣旨、調査対象及び調査内容・方法（調査票を含む。）等）を定めた。

これを受けて、会長から各短大学長に対し協力要請と調査の実施を依頼した。（「公立短大のこれから、その在り方」に関するアンケート調査の実施について（お願い）・平成23年12月６日付け・公短大協第91号）

（２）アンケート調査の概要：

①趣旨：

「少子化時代を迎え、四大の拡充・整備が進む一方、短期大学については学校数及び学生数の減少が顕著となっている。これまで、公立短期大学は、短期の高等教育機関として地域人材の育成をはじめ、地域の教育・文化の拠点・牽引力として重要な役割を果たしてきたが、「公立短大のこれから」如何は、地域における我が国の高等教育の有り様に大きく影響を与えるものと思われる。

本アンケートによる調査は、公立短期大学の地域における実情を探り、「公立短期大のこれから、その在り方」の検討に資することを目的とする。」

②アンケート調査の構成（３種類）：

（ⅰ）在学生（１年生）に対する調査（全数、18校・3,950人）、

（ⅱ）公立短大学長に対する調査（全数、20校）、

（ⅲ）設置者・設立団体（県・市）に対する調査（全数、20県・市）

③調査の実施時期：平成23年12月８日（木）～平成24年１月13日（金）

（調査結果の提出期限：平成24年１月25日（水））

④別紙様式１～３、なお、学生に対するアンケートについては、各校において学科分類（６分類）毎に集計する作業を依頼した。

（３）アンケート調査結果の概要（資料５）の通り。

以上。

（別紙）

検討経過及び検討結果を踏まえた対応

（平成21年11月～平成24年５月）

平成24年５月24日

総会・理事会

【平成21年度学長会（総会）】（平成21年11月６日）

「公短協の在り方に関する検討委員会の設置について」を決定。

（資料１）　公短協の在り方に関する検討委員会の設置について

検討委員会委員名簿（３.（２）各種委員会・委員名簿に掲載）

【平成22年度学長会（総会）】（平成22年９月30日）

「今後の公短協の在り方について（検討骨子案）」「新委員会活動報告」及び「新委員会の教育研究活動について（課題・問題点及び提言）」に基づき意見聴取・意見交換が行われて了承。

【平成22年度第３回理事会】（平成23年３月26日）

「公短協の在り方について（中間報告）」（案）を了承。

【平成23年度第61回（春季）通常総会】

（平成23年５月26日）

１、「公短協の在り方について（中間報告）」（H23.3.26、公短協の在り方に関する検討委員会報告）を了承。（第61回（春季）通常総会配布資料）

２、会則等の改正を可決。

○全国公立短期大学協会会則（昭和25年８月19日施行）の一部改正

○役員の職務等に関する申合せ（平成14年11月22日承認）の一部改正

○役員の任期等に関する申合せ（平成15年５月29日総会申合せ）

○ブロック理事及び理事代理の両者が欠員となった場合の措置についての申合せ（平成17年３月２日理事会申合せ）の廃止

○全国公立短期大学協会事務局長会規定の制定

○「委員会設置要項」（平成20年10月31日学長会承認）及び「委員会申合せ」（平成20年10月31日学長会申合せ）の廃止

【平成23年度第61回（秋季）通常総会】

（平成23年10月７日）

１、「公短協の在り方に関する検討委員会における検討状況について」（公短協の在り方に関する検討委員会報告・平成23年９月22日第２回理事会了承）の報告、意見聴取が行われ了承。

（資料２）「公短協の在り方に関する検討委員会」における検討状況について
添付；今後の公短協事務局体制について（検討骨子）（事務局整理案）

２、「公短協の在り方に関する検討委員会」における職員費を中心とした見直し・補正の結果を踏まえ、「平成24年度予算編成（方針）について」を承認。

（資料３）　平成24年度予算編成について

３、会長から「検討事項２・公立短大のこれから、公立短大の在り方」については、アンケート調査等を実施して一定のとりまとめを行いたい旨の説明と協力要請があり、平成23年12月６日付け・公短大協第91号（「公立短大のこれから、その在り方に関するアンケート調査の実施について（お願い）」）により、会長から各学長宛にアンケート調査の実施について協力依頼が行われた。

（資料４）「公立短大のこれから、公立短大の在り方」の検討に当たって
「公立短大のこれから、公立短大の在り方」に関するアンケートによる調査の実施について

【平成23年度第３回理事会】
（平成23年３月26日・米沢市）

１、平成24年４月以降の公短協の事務局体制等について了承。

２、アンケート調査結果（素集計）による報告。

公短協の在り方に関する検討委員会

【第１回】（平成22年１月８日・東京駅八重洲倶楽部）
議題　１、「公短協の在り方について」（今後の進め方を含め自由討議～短大のこれから、検討の方向・スケジュール等～）
２、その他

【第２回】（平成22年７月20日・東京駅八重洲倶楽部）
議題　１、短大のこれから、在り方に関する検討の方向等
２、公短協の組織及び運営の見直しについて
３、事務局体制の存続について
４、その他

【第３回】（平成22年８月27日・東京駅八重洲倶楽部）
議題　１、検討事項１「公短協の在り方について」
（１）公短協の組織及び運営の見直しについて（第２回の検討を踏まえて）
（２）事務局体制について（平成24年度、及び平成25年度以降の運営体制の見直し）
（３）会則の改正（骨子）について
（４）今後のスケジュール等
２、検討事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」

【第４回】（平成22年11月16日・東京駅八重洲倶楽部）
議題　１、検討事項１「公短協の在り方について」
（１）公短協の組織・運営の見直しについて
①「新委員会」の再編について
②「系別協議会」の在り方について
③「事務局長会」の在り方について
（２）会則の改正要綱（案）について
（３）会則の見直し（案）
２、検討事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」
３、その他

【第５回】（平成23年７月22日・東京駅八重洲倶楽部）
議題　１、検討事項及び検討スケジュールについて～「公短協の在り方に関する検討について」（第61回春季通常総会議事）～
２、検討事項１「平成25年度以降の公短協事務局体制等について」
３、検討事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」
４、その他

【第６回】（平成23年８月31日・東京駅八重洲倶楽部）
議題　１、平成25年度以降の公短協事務局体制等について
２、公立短大のこれから、公立短大の在り方について
３、その他

【第７回】（平成23年11月25日・東京駅八重洲倶楽部）
議題　１、検討事項１「公短協事務局体制等について」
２、検討事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」
３、その他

【第８回】（平成24年３月２日・東京駅八重洲倶楽部）
議題　１、検討事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」
２、その他

【第９回】（平成24年４月20日・公立共済四谷ビル）
議題　１、検討事項２「公立短大のこれから、公立短大の在り方について」

（アンケート調査結果のとりまとめ、追加調査の実施等について）

２、その他

（資料５）　アンケート調査結果の概要

（１）学生に対するアンケート調査（図表を含む。）

（２）学長に対するアンケート調査

（３）設置者に対するアンケート調査

以上。

（資料１）

公短協の在り方に関する検討委員会の設置について

平成21年11月６日・学長会（総会）了承

（１）全国公立短期大学協会（以下「公短協」という。）は、昭和25年に17校のメンバー構成でスタートし、平成22年度には創立60周年を迎える。この間、関係者の弛まぬ努力により平成８年度には学校数63校、学生数約24千人を擁する規模（ピーク）になったが、平成21年度には、公短協の会員校21校、学生数8,390人と、学校数及び学生数で三分の一の規模となっている。18歳人口の減少や女性の四大化志向の高まりや社会の進展に伴う価値観やシステムの変化によって、地域社会の身近なところで比較的安価な授業料と質の保持により地域の一定の評価を得てきた公立短期大学にとって存続をかけた厳しい状況におかれることとなった。平成21年度現在で見込まれる平成24年度の会員校数及び学生数は、学校数は18校、学生数は7,450人である。

（２）公立短大の将来は、これからの短期大学自身の努力により地域の学習需要を吸い上げ、これにどれだけ応えていくことができるかにかかっていると言える。現状、応募学生が減少傾向にあるとは言え入学定員を充足し、着実に地域の求める人材を育成・輩出し、生涯学習時代の地域社会の知的拠点として地域文化の創造・継承発展の牽引力として大きく貢献してきている。今日、公立短大の存在は、計り知れない可能性を持っており、地域の希望であると言える。公立短大に対する期待やこれからの高等教育行政における国や自治体の対応は、現に教育を担っている大学人（短大）自身の理念や努力と熱意などの在り様如何にかかっている。

（３）会員校数は、平成25年頃には公短協創立時の17校になることも想定される。公短協の事務局体制（非常勤局長、常勤職員の２人体制、手当は定額据え置き。）の継続を前提にした場合、会員校の会費負担は、１校平均年額約60万円（平成21年度会費45万円に対し15万円の増。）が見込まれる。

（４）会員校の減少に伴い公短協の組織、運営、事務局体制等については、現状維持は困難となってきている。公短協の運営上「会費」の問題は、どこまで公短協に期待し、運営体制をどうするかに大きく関わる問題である。このたびの「会費規程」の改正を機に、公短協に期待する機能・役割についての認識を確認し、会員校がどのよう参画・分担し、維持・存続させていくかについて会員校全体の意向を踏まえた見直し・検討が不可欠となっている。

（例えば、①会員校に応じた会費負担により今後も事務局体制を維持していく、②会長校による事務局持ち回り方式を導入（事務局費の節減を図る。）し、公短協組織の見直しによる運営方式の導入、③公短協の機能・業務の抜本的見直し・簡素化をし、ITなどを活用した新たな公短協の運営方式を構築する、など。）

（資料２）

「公短協の在り方に関する検討委員会」における検討状況について

平成23年９月22日

公短協の在り方に関する検討委員会

（平成23年度第２回理事会に報告、了承）

１、経緯

本協会では、平成21年11月６日開催の学長会（総会）において「公短給の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。」を設置（委員長；上野三重短期大学長）、４回にわたる検討委員会等の審議・検討を経て取り纏められた「公短給の在り方に関する検討委員会中間報告」（23・３・26、第３回理事会了承）が平成23年５月26日開催の第61回（春季）通常総会で報告・承認され、「中間報告」に則り会則等の改正が承認されるとともに、残された検討課題及び審議事項について引き続き検討を行い、本年度を目途に一定の方向を得ることとされた。

２、第61回（春季）通常総会後の検討状況

（１）平成23年７月22日、第５回検討委員会が開催され、遠藤会長が委員長に就任、新たに委員委嘱が行われ、「平成25年度以降の事務局体制等につ

いて」の検討が行われた。会員校数の今後の見通し等を把握することが必須であること、併行して業務の簡素・合理化、運営経費の縮減方策をはじめ事務局体制等の見直しを検討することされた。平成23年８月３日付けで遠藤会長から各学長宛に「四年制化に向けての検討状況等について」の調査を依頼した。

（２）第６回検討委員会（平成23年８月31日開催）では、「四年制化に向けての検討状況等について」の「調査結果」、及び事務局作成の「平成25年度以降の公短協の事務局体制等について（私案）」（「職員費」等の縮減に係るたたき案）に基づき検討が行われた。

その結果、

① 今後とも会員校の減少傾向は進むと見込まれること、従って従前通りの事務体制の維持・継続は厳しいものがあること、

② 公短協の役割、組織の存続の重要性についての会員の共通認識が確認できたこと、

③ 業務の簡素・合理化は必至であり、そのための具体的な取り組みを積極的に推進すること、

④ まず、現事務局（非常勤）体制における雇用条件や処遇等について抜本的な見直しを行い、四分の三を超える給与費の縮減を図ること、その上で今後の事務局の在り方について引き続き検討していく必要があること、

⑤ 会費負担に係る合意形成の重要性など、について確認・了承された。

３、「今後の公短協の事務局体制について（検討資料）」について

（１）事務局の整理案は、検討委員会における検討を踏まえ、また「中間報告」の三つの確認事項を前提にして、“事務局の存続”による“協会機能の維持・継承”が重要であるとの認識のもとに、徹底した現事務局（非常勤職員）の雇用条件・勤務体制見直し、「職員費」の縮減を重点に作成した。

経費の縮減と併行して、今後は、業務の見直し・スリム化の具体的な取り組みや各会員校の運営等への主体的かつ積極的な参画・協力が一層重要となる。

（２）「今後の公短協の事務局体制について（検討資料）～「公短協の在り方に関する検討委員会」の検討を踏まえた整理案～」(23.9.9、公短協事務局）

・・・・・・・別添の通り。

（内容）

（ⅰ）検討の前提、

（ⅱ）「事務局費（職員費）」「事業費」の見直しによる経費の縮減について、

（ⅲ）平成24年度以降の学校数及び学生数（見込み）（平成23年８月25日現在）

（ⅳ）公短協の歳入・歳出（概算推計）（平成24年度以降～）、

以上。

別添

今後の公短協事務局体制について（検討資料）
～「公短協の在り方に関する検討委員会」の検討を踏まえた整理案～

平成23年９月９日、公短協事務局

１、検討の前提

（１）公短協会員校数については、平成23年８月25日現在の調査結果による。

（２）「公短協事務局（非常勤・２人体制）」の存続。

（３）会員校の「会費による運営」（会費負担方式については、現行会費規程による。）。

２、「事務局費（職員費）」、「事業費」の見直しによる経費の縮減について

１）「職員費」の縮減

平成21年度に事務局職員の非常勤化、勤務条件の改訂・実施を図り、３年後に見直しを実施することとしてきたところ。また、本協会経費（予備費を除く歳出予算総額（会費負担分を除く。））に占める職員費の割合は、運営費の四分の三を超えており、このまま推移した場合協会の存続等が懸念される状況。在り方検討委員会の現状認識と「検討の前提」を踏まえ、現事務局体制（平成21年度～23年度）に係る勤務条件及び処遇の抜本的な見直し等を行い、「職員費」の縮減を図る（職員費の占める割合を75.3％→68.5％に）。

（１）勤務条件の見直し。

＜勤務時間の見直し等＞

「勤務時間と給与」の補正→経費の縮減

＜「有給休暇」等＞

年次休暇及び病気休暇（届出承認制）

（２）処遇の見直し→国家公務員（非常勤）等に準じ見直しを行い、給与等を縮減する。

・標準勤務時間数（実働き時間）に基づき月額を

補正（地域調整14％→18％に改善）

・期末勤勉手当の廃止、局員に係る「給与の調整」（平成24年度限り暫定措置）等

2）「事業費」等の見直し・縮減

（1）「会議費」；当面、据え置き。

（2）「事業費」；

・調査対外活動費のうち印刷製本費、負担金、賃金はスクラップし、「実態調査整理要員経費」を計上、調査業務の効率化を図る。

（3）「事務局費（事務費）」（事務室等使用料等）は、据え置き。

3、平成24年度以降の学校数及び学生数（見込み）（H23.8.25調査に基づき作成）　・・・・・・（略）

4、公短協歳入・歳出予算（概算推計）（平成24年度以降～）・・・・・・・・・・・・・・・・（略）

以上。

（資料3）

平成24年度予算編成について

平成23年10月7日

（第61回・秋季）通常総会

平成24年度公短協予算の編成に当たっては、以下の方針により行う。

（1）平成24年度予算の編成に際しては、「公短協の在り方に関する検討委員会」における職員費を中心とした見直し・補正の結果を踏まえ、予備費を除く歳出予算総額（ただし、会費等負担金分を除く。）は概ね800万円を標準額（目安）（平成21年度予算額を標準としたゼロベース。）として編成する。

（2）上記の公短協運営に必要な歳入総額を確保するため、会費に関する規程（最終改正：平成22年5月27日）に基づき、平成24年度会費を算定する。平成23年9月末現在、平成24年度会費（見込額）は別紙（略）の通りである。

（3）平成24年度予算の編成に当たっては、各会員校の一部負担により実施してきている事業に係る経費（会費等負担金）については、引き続き、歳入・歳出に計上して経理の透明・明確化を図るものとする。

なお、予算の執行に当っては、引続き、事業・事務の整理・合理化による節減に努めるものとする。

以上。

（資料4）

「公立短大のこれから、公立短大の在り方」の検討に当たって

平成23年11月25日

第7回公短協の在り方に関する検討委員会（了承）

平成23年10月7日（金）開催の第61回（秋季）通常総会において、遠藤会長から、「公短協の事務局体制等について」（公短協の在り方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）のとりまとめ・23.9.22第2回理事会了承）が報告・了承されたことを受けて、引き続き「公立短大のこれから、公立短大の在り方」について検討を行うこと、検討に際しては随時アンケート等により会員校の意見集約を行い、本年度末を目途に一定のとりまとめを行いたい旨の方針が示され、併せて会員校に対し協力要請がなされたところである。ついては、本課題の検討に当たっては、以下を踏まえて行う。

1、本課題の検討に当たっては、まず、学生を含む関係者に対するアンケート調査や関係者・識者等の意見聴取を通して現況の把握を行い、地域おける高等教育機会の実情と公立短大の存在意義等を検証しつつ新しい公立短大の「これから」と「在り方」を探り、もって地域における高等教育の整備・充実の検討に資する。

2、現在、我が国の短期大学は公立と私立のみであり、学校数はじめ学生数は著しい減少をしてきている。平成23年5月現在、公立短大数は20校、分野は多様であり、概ね全短大学生の5％に対する高等教育を担っている。

短期高等教育の一端を担う本協会が、地域における高等教育機会の充実確保と地域貢献等で果たしている公立短大の役割と存在意義を検証し、これからの公立短大の重要性を自ら世に問うていくことは、公短協の使命であり責任でもある。

3、また本課題の検討に際しては、検討委員会のこれまでの検討結果を踏まえ全会員校の協力と支援を得ることが不可欠である。

つまり、検討委員会報告では、公短協会員校である公立短大数の減少等に伴い、①ブロック制及び分野別の協議会（系別協議会）を廃止して簡素化を図り、会員参加の組織としての活動については総会中心にすること、②課題別の研究協議の場（組織）として発足させた新委員会（「3委員会」

（ブロック毎に運営する方式）と「１協議会」で構成。）を廃止し、諸課題への対応は、まず会長・副会長又は理事会マター―とし、必要に応じ検討組織の設置又は検討会等を開催することとされたところ。また、③公短協の運営に関しては、業務の簡素合理化と運営経費の節減を図って事務体制を継承し、全会員の積極的な参画と総意を基本に円滑な運営に努める、等の指摘がなされ、これを受けて会則の改正や事務体制の抜本的な見直しが行われたところである。

以上。

○「公立短大のこれから、公立短大の在り方」に関するアンケートによる調査について

平成23年11月25日
全国公立短期大学協会
公短協の在り方に関する検討委員会

１．趣旨：

少子化時代を迎え、四大の拡充･整備が進む一方、短期大学については学校数及び学生数の減少が顕著となっている。これまで、公立短期大学は、短期の高等教育機関として地域人材の育成をはじめ、地域の教育・文化の拠点・牽引力として重要な役割を果たしてきたが、「公立短大のこれから」如何は、地域における我が国の高等教育の在り様に大きく影響を与えるものと思われる。

本アンケートによる調査は、公立短期大学の地域における実情を探り、「公立短大のこれから、その在り方」の検討に資することを目的とする。

２．本アンケートによる調査の構成：

次の３種類とする。

Ⅰ．在学生（１年生）に対する調査（全数）
Ⅱ．公立短期大学長に対する調査（全数）
Ⅲ．設置者・設立団体（県・市）に対する調査（全数）

３．本アンケートによる調査の方法：

協　会
↑↓
各短期大学
↑↓
在学生（１年生）、学長、及び
設置者・設立団体（県・市）

※設置者・設立団体（県・市）に対するアンケートは、大学を通して行う。

４．本アンケートによる調査の実施時期：

平成23年12月８日（木）～平成24年１月13日（金）

５．本アンケートによる調査票：（様式略）

別紙様式１～３の通り。

※別紙様式１の「在学生」に対するアンケートについては、各校において学科分類（別添）毎に、別紙様式４（集計表）により集計をお願いする。

６．アンケート調査結果の提出期限：

平成24年１月25日（水）

以上

（資料５）

「公立短大のこれから、公立短大の在り方」に関するアンケート調査結果の概要

Ⅰ．学生に対するアンケート調査結果の概要

24.4.20

１、調査内容

（１）調査依頼先：

公立短期大学全校（在学１年生全員）　18校
（うち、県立・公立大学法人　10校、市立・公立学校法人　８校）

（２）調査対象者数（平成24年１月13日現在の在学１年生全員を対象）

3,950人	＜設置別＞	県立等	2,627人
		市立等	1,323人
	＜性別＞	男	478人
		女	3,472人
	＜学科分類別＞	社会	1,290人
		保健	294人
		人文ほか	1,050人
		家政	745人
		教育	253人
		芸術	318人

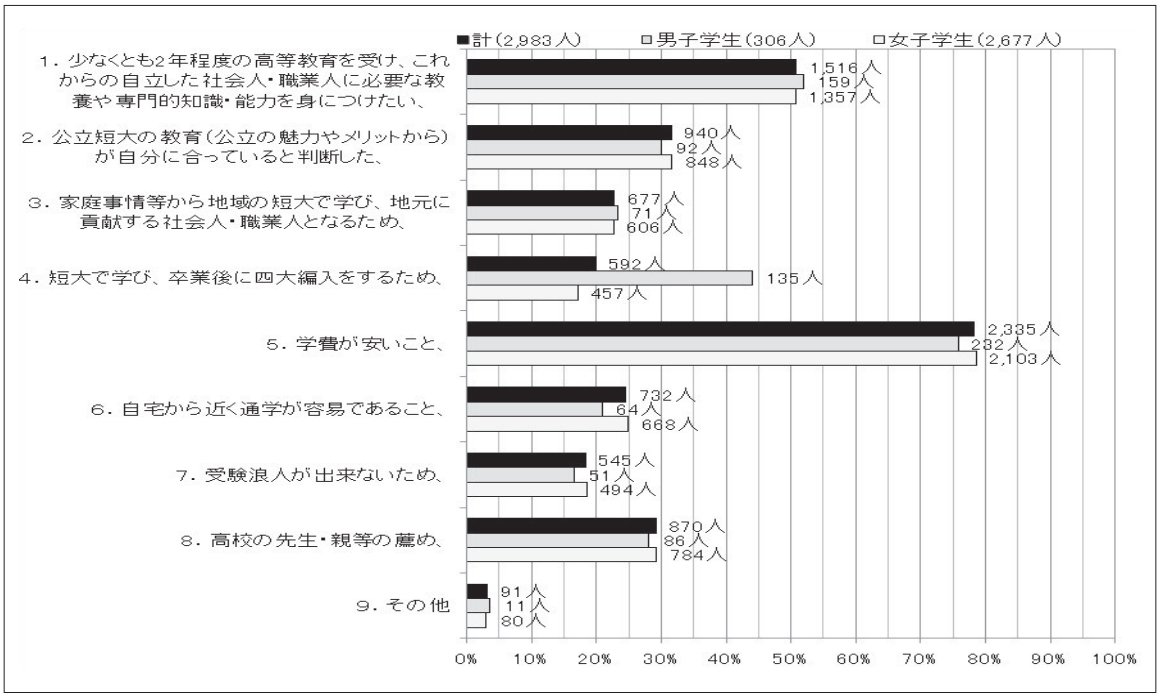

図１：公立短大志望（又は入学）の事由について伺います。

（３）有効回答者数（※（　）内の％は、それぞれ上記（２）のうち有効回答者数の割合）

2,983人（75.52％）

＜設置別＞	県立等	1,891人（71.98％）
	市立等	1,092人（82.54％）
＜性別＞	男	306人（64.02％）
	女	2,677人（77.10％）
＜学科分類別＞	社会	799人（61.94％）
	保健	276人（93.88％）
	人文ほか	814人（77.52％）
	家政	588人（78.93％）
	教育	236人（93.28％）
	芸術	270人（84.91％）

（４）アンケート内容　（複数選択、「その他」は、記述）

問１　「公立短大志望（又は入学）の事由について伺います」

問２　「公立短大の魅力・メリットは何だと思いますか」

問３　「現在、短大に在学していて一番不安、又は心配なことは何ですか」

２、アンケート結果について

１）設問１：「志望（入学）の事由」（付・図１）

（１）①番目は「学費が安いこと」2,335人の78.28％である。男・女別ではそれ75％を超え、４人に３人の割合となっている。学科分類別で見ると、教育関係が85.17％、保健関係が82.61％、芸術関係が81.85％、社会関係が79.47％、家政関係が79.25％の順となっている。

（２）②番目は「少なくとも２年程度の高等教育を受けこれから自立した社会人・職業人に必要な教養や専門的知識・能力を身につけたい」が1,516人の50.82％である。学科分類別に見ると、社会関係（54.32％）、家政関係（53.06％）が平均を超えている。

（３）③番目は「公立短期大の教育（公立の魅力やメリットから）が自分に合っている」が、940人の31.51％である。学科分類別では、教育関係が43.64％と高く、次いで芸術関係の37.78％、家政関係の31.97％の順となっている。

（４）④番目が「高校の先生・親等の薦め」で870人の29.17％である。学科分類別では、教育関係が37.29％、保健関係が32.61％、社会関係の30.41％の順となっている。

（５）⑤番目が「自宅から近く通学が容易」が732人の24.54％と、約４人に１人の割合となっている。学科分類別では、保健関係37.32％、家政関係28.23％、人文関係その他が24.69％の順となっている。

次いで、⑥番目の「家庭の事情から地域の短大で学ぶ」が22.7％（うち保健関係が30.07％と高い。）、⑦番目「短大で学び、卒業後に四大編入を

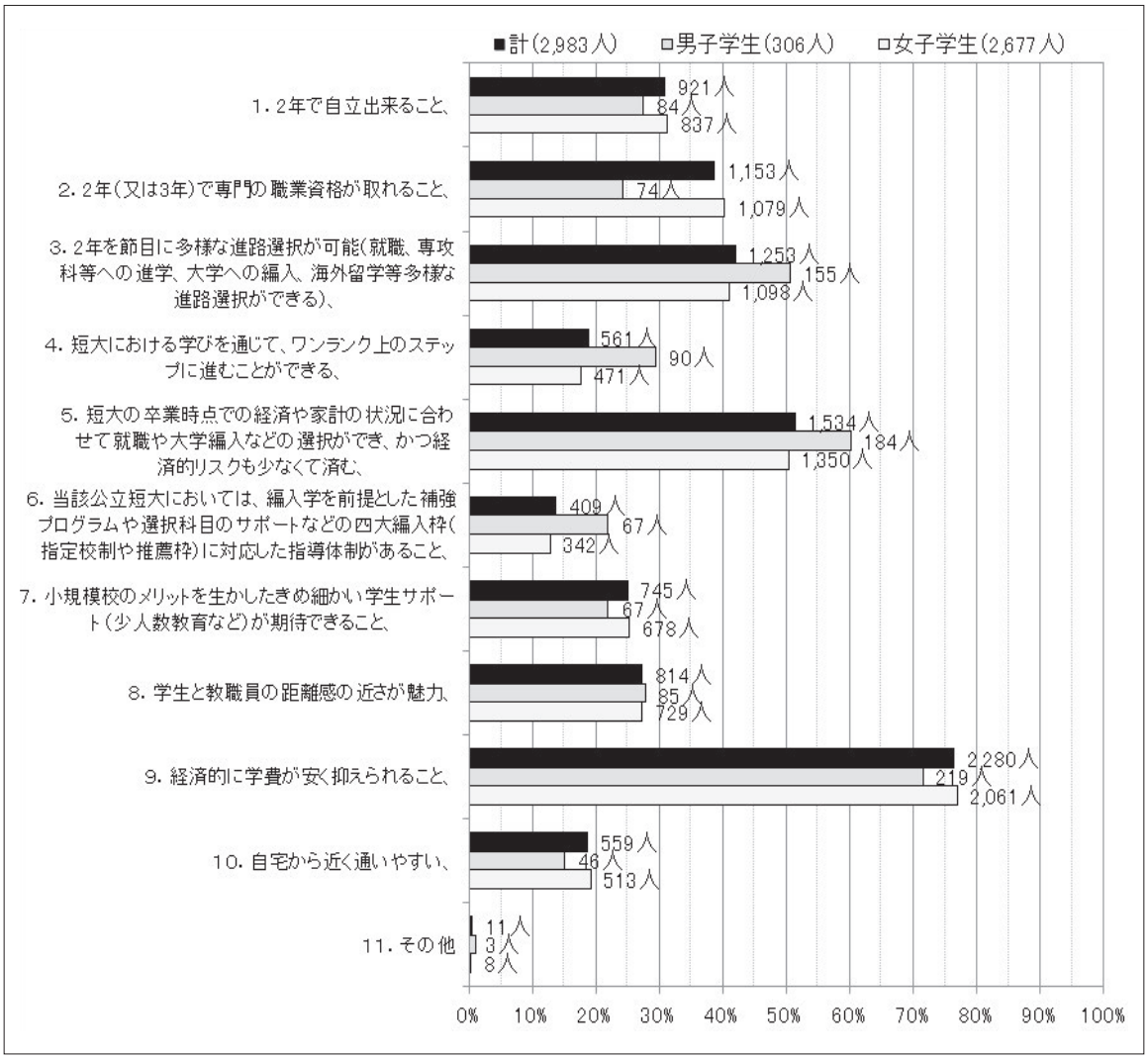

図２：公立短大の魅力・メリットは何だと思いますか。

するため」(19.85％)、⑧番目の「受験浪人ができない」が18.27％（うち保健関係21.38％、人文関係・その他が20.64％と高い。）と続く。

（６）⑦番目の「短大で学び、卒業後に四大編入をするため」と回答した者（19.85％）は５人に約１人（男子については44.12％、女子は17.7％）の割合となっており、学科分類別では、社会関係が29.16％、人文関係その他が25.18％、芸術関係の19.26％の順となっている。これを設置団体別で見ると、市立の社会関係学科が45.54％と高く、次いで県立の人文関係・その他が26.55％、県立の芸術関係が24.16％の順となっている。

一方、短大で専門職業資格が取得できる保健関係（9.06％）と教育関係（5.08％）は、卒後の四大編入希望は10％未満となっている。

２）設問２：「短大の魅力・メリット」（付・図２）

（１）①番目は「経済的に学費が安く抑えられること」2,280人の76.43％で、女子が76.99％、男子が71.57％となっている。学科分類別で見ると、保健関係（84.78％）と教育関係が（80.51％）が８割を超えている。

（２）②番目は「短大の卒業時点での経済や家計の状況に合わせて就職や大学編入などの選択ができ、かつ経済的リスクも少ない」が1,534人の51.42％（うち男子60.13％、女子50.43％）である。

学科分類別では、社会関係58.57％、芸術関係53.70％、人文関係・その他53.32％で５割を超えており、設立団体別では県・市立の社会関係（52.16％・68.47％）、県立の芸術関係（59.06％）、県・市立の人文関係・その他（52.24％・59.50％）において５割を超えている。

（３）③番目は「２年を節目に多様な進路選択が可

能（就職、専攻科等への進学、大学への編入、海外留学等多様な進路選択ができる）」が1,253人の42.00％（うち男子50.65％・女子41.02％）である。

学科分類別では、人文関係・その他50.12％、芸術関係48.52％、社会関係47.06％で平均の42％を超えており、設立団体別では、県立の芸術関係（62.42％）、市立の人文関係・その他（61.16％）、同社会関係（54.14％）では５割を超えている。

（４）④番目は「２年（又は３年）で専門の職業資格が取れる」が1,153人の38.65％（うち男子24.18％に対し女子40.31％）である。

学科分類別では、教育関係85.17％（うち男子75.00％、女子85.53％）、保健関係77.54％（うち男子94.44％、女子76.36％）、家政関係52.89％（うち男子22.22％、女子53.86％）となっている。

設立団体別では、県･市立の保健関係（75.38％、82.72％）、県立の家政関係（59.93％）、県・市立の教育関係（89.02％、83.12％）が５割を超えている。

（５）⑤番目は「２年で自立できる」が921人の30.87％となっている。

学科分類別では、教育関係（44.92％）、家政関係（39.12％）、社会関係（33.17％）が３割を超えている。

設立団体別では、市立の教育関係（53.90％）、県・市立の家政関係（42.51％、35.88％）、市立の人文関係・その他（35.54％）、県・市の社会関係（33.61％、32.48％）が３割を超えている。

（６）次いで⑥番目は、公立短大の「学生と教職員の距離感の近さが魅力」（27.29％）となっており、学科分類別では、教育関係30.51％、芸術関係31.11％が３割を超えている。

このほか、男子の保健関係（38.89％）、人文関係･その他（36.84％）、市立の保健関係（39.51％）において３割を超えている。

（７）⑦番目は「小規模校のメリットを生かしたきめ細かい学生サポート（少人数教育など）が期待できる」24.97％（うち教育関係31.36％）、⑧番目は「短大の学びを通じてワンランク上のステップに進むことが出来る」18.81％（うち男子29.41％・女子17.59％）と続き、⑨番目には「自宅から近く通いやすい」（18.74％）の順となっている。

（８）⑩番目は「編入学を前提にした補強プログラムや選択科目サポートなど四大編入枠（指定校制や推薦枠）に対応した指導体制があること」で、13.71％（うち男子21.09％、女子12.78％）である。

これを学科分類別に見ると社会関係19.52％、人文関係･その他16.09％、芸術関係15.93％となっており、設立団体別では市立の社会関係が30.57％（県立12.37％）、人文その他が17.32％（県立9.09％）、家政関係では10.30％（県立5.57％）、芸術関係では9.09％（県立21.48％）であり、保健関係と教育関係は10％以下となっている。

３）設問３：「在学生が一番不安、又は心配なこと」（付・図３）

（１）①番目は「進路選択（進学・就職等）問題」とする者、2,491人の83.51％（うち男子76.14％、女子84.35％）である。

学科分類別で見ると、家政関係が89.80％、芸術関係が88.89％、人文関係・その他関係が88.82％、社会関係が85.61％、教育関係が75.00％、保健関係が50.36％となっている。

（２）②番目は「勉学（修学）上の問題（成績、分野･専攻の選択など）」で、1,601人の53.67％（うち男子60.46％、女子52.90％）である。

学科分類別に見ると、保健関係が76.81％、社会関係が57.07％、教育関係が56.36％、家政関係が51.87％、芸術関係が47.04％、人文その他関係が45.21％、となっている。

（３）③番目は「経済上の問題（学費、生活費など）」が350人の11.73％（うち男子17.65％、女子11.06％）である。

これを学科分類別に見ると、芸術関係が16.67％、教育関係が14.83％、社会関係が12.52％、人文その他関係が11.30％、保健関係が11.23％、家政関係が7.99％となっている。

（４）以下④番目「健康上の問題」7.88％、５番目「友人関係・クラブ活動等」6.27％、⑥番目「学生生活上の問題、その他」が4.73％となっている。

（５）大括りとなっている本設問に関しては、今少し細分化をして、事柄に応じて学生の実態を把握する必要がある。

以上。

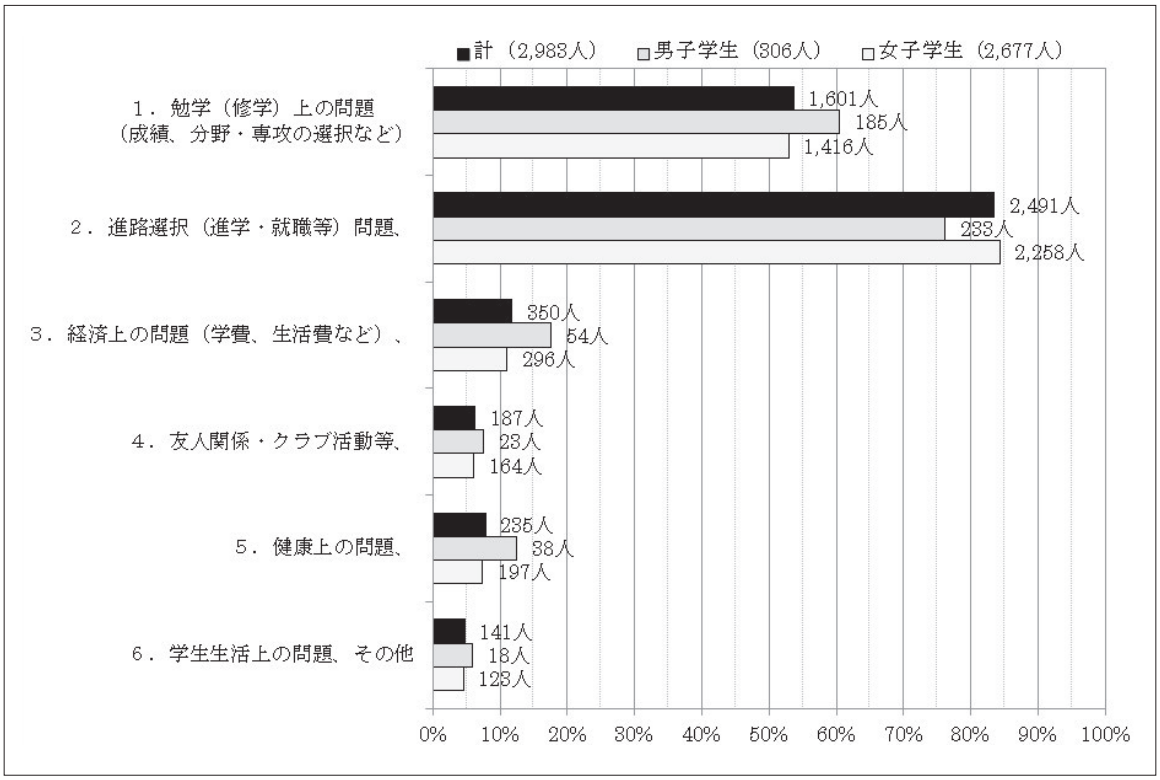

図３：現在、短大に在学していて一番不安、又は心配なことは何ですか。

Ⅱ．学長に対するアンケート調査結果の概要

24.4.20

１、調査内容

（１）調査依頼先：

公短協加盟の公立短期大学（20校）の学長　20校

うち、県立等　10校、市立等　10校

（２）有効回答者数：20校（100％）

（３）アンケート内容：（自由記述式による４問）

問１　「公立短大の存在意義と今後について」

問２　「公立短期大学が果たすべき役割（新たに期待される役割を含む。）」

問３　「学生に関する調査等の実施状況」

問４　「貴校における現在の最重要課題」

２、アンケート調査の結果の概要

（１）問１：「公立短大の存在意義と今後について」

○今後とも公立短期大学へのニーズは相当程度あり、引き続き存在意義がある。

・公立は、地域の人材育成、課題解決に寄与する教育研究錠の地域貢献にある。「公立短大」は、短期の修学期間で育成可能な人材養成機関。

・地域社会への生涯学習機会の提供機関として。

・大学進学率や収容力は他県と比して低い現状から公立短大は必要。

・地域における高等教育機会の提供し知識社会の基礎を担うという重要な意義を有している。現在、社会にとっても高校生にとっても公立短大の存在意義は大である。

・地域の活力の低下の中で、グローカルの観点から地域密着型の実学を中心とした教育研究体制を維持しつつ地域の持続可能な社会構築を目指す人材育成機関として引き続き存在意義がある。

・公立短大の入学定員充足率は、100％を超え需要は根強く存在。地域密着型の教育機関として自県内率は61％（平成21年度）と高く、地域の高等教育の拠点として一定の役割を担っている。志願状況、就職率から一定の存在意義がある。

・公立短大は、地域に根ざし学費が安い学びやすい大学である。高卒後の若者が社会に参加していく最初のステップであり、４年制大学が望めない学生や短大卒業後、就職や四大編入学などの進路選択のための選択肢を提供するとともに、希望する学生に基礎的力量を養う役割を担うなど存在意義がある。

・現在の社会状況から経済的理由による公立短大へのニーズは一定程度確保される。地域と連携

し、安い学費で専門職を養成する公立短大には、なお社会的需要がある。

・四大化の中で３年間での看護師養成についてはニーズがあり、学費の安い公立短大を選好する学生が少なからずいるので、当面は公立短大として存在する。

・高度の教育機会への接続ができ、短大の可能性を広げている。短大の芸術系学科の存在は稀少価値があり、全国30道府県から学生が集まってきている。

・多くのメリット（学費の安さ、いくつかの免許・資格取得、２カ年での勉学での一定の自立、地域密着の教育、少人数教育の魅力など）を有し、当分存続できる。

○短大は、資格供与や専門職養成という視点から見ると不十分。適宜、見直していく必要がある。

・４年制大学への移行や短大廃止などで短大は減少。授業料が安く大学への進学が望めない学生等への選択肢の提供というこれまでの理由だけでは、将来的に生き残ることはできない。各公立短大には、各々地域性に富んだ教育の特色を生かした様々な取組が必要である。

・本校は、歴史的にも現在的な観点からも存在意義が高いと自己点検・評価し、外部からも高く評価されている。本県の場合、公立短大の時代は終わり４年制大学への移行が課題。公立短期大学の教育・研究の限界が明らかになり、４年制大学移行の必要性が明らかとなった。

・中長期的には短大の使命は、おそらく終わるものと考えざるを得ない。教養教育や社会人教育に特化した「コミュテイ・カレッジ」のようなものに、大きく制度設計を変えていく必要がある。

・短期大学への入学者の減少は著しく、加えて、少子化の進展に伴う高等教育機関間の競争激化と淘汰は一段と進む。保健・福祉系の資格に係る教育は、短期大学での人材養成が困難になってきており、短大の存在意義は従前より小さくなる。４年制への転換の検討も必要不可欠である。

・私立短大の状況次第では、短大そのものの社会的価値が失われる可能性がある。短大卒後の進路を継続的に保障することは極めて重要。また、今後、資格取得・編入学・生涯学習など各短大の特色を明確化していくことが大切である。

・育成すべき人材の養成に学部レベルのカリキュラム内容と修学期間を要すると設置者が判断した場合、今後も四大化が進むと思われる。

・今後、４年制大学と私立短大との役割分担が進むと予想。社会的貢献の観点等から公立短大とは何であるか、再定義する必要がある。

・看護師、栄養士、保育士などの養成が４年制化しつつある中で、どのような内容の専門職業人を養成するのかを考える必要がある。また、授業料が安いということは、経済的に困難な学生に高等教育機会を提供する観点から、地域によっては大きな意味がある。

・短大から４年制化した大学に、「短期大学士」授与の課程設置を認めるなどの制度改革を含めた工夫が必要。４年制化の波の中で、短大で学ぼうとするニーズは、行き場を失うことになるのではないかと心配である。

・公立短大は、将来的には４年制大学を目指した方がよい。公立短大のままでは、将来がかなり暗いことを設置者に理解して貰う必要がある。

（２）問２：「公立短期大学が果たすべき役割　（新たに期待される役割を含む。）」

・都市部を中心に、社会人対象の「学び直し」、特に資格取得や職業訓練に焦点を併せた内容を展開することが求められる。

・地域における高等教育のファーストステージを担う機会の提供と地域社会の知的・文化的拠点としての役割。今後とも公開講座、リカレント教育、高校への出前講座などを通じた地域の社会・経済・文化への貢献が期待される。

・未曾有の大災害を受け、地域課題に対応した研究の推進・発信、震災復興研究及び復興計画への協力など地域再生に関わる役割が今後益々期待される。

・地域のシンクタンクとして活用されるよう、自治体や地域住民、企業等のニーズに呼応しながら地域や産業に対して、幅広い活動を通じて地域貢献をしていくこと。これからは、地域社会と密着した大学運営を行い教育研究や人材をどのように地域に還元するかを紐解いて行くことが重要である。その際、広報の強化が大事である。

・地域の持続可能な社会構築を目指す人材養成機関として、習得すべき知識・能力などを明らか

にし、アウトカム段階での質保証を明確にし、教育研究の質向上と特徴を明確にし、地域との協働・連携野積極的な推進を図る。また、震災後の地域を担う人材育成のあり方を、具体に議論していく必要がある。

・看護師養成機関として地域医療に貢献する医療人材の養成のほか、生涯学習支援講座や医療機関等における研修などの実施を通じて、市民に貢献していくこと。

・（ⅰ）編入学教育やキャリア教育による「次のステップアップ接続教育機関」としての機能強化、（ⅱ）地域リーダーの輩出や地域づくりに関わる教育・研究事業の推進を通じての「知の拠点」としての役割の発揮、（ⅲ）域外（県外・市外）からの学生受入による地域活性化の推進。

・（ⅰ）県民の次世代育成への貢献と高等教育機会の提供が原点、（ⅱ）3.11提起の地域課題へのアプローチ、（ⅲ）少人数教育の推進、（ⅳ）関係者との密接な連携をして学生の大学生活条件を整備、（ⅴ）公立短大単独での存在意義を問う時代から、大学連携の中での役割を求める方向へ。

・（ⅰ）地域密着型の文化創生教育機関、（ⅱ）サスティナブルな地域社会を担う大学と行政、（ⅲ）地域社会・住民、地域の地場産業等とのコラボレーションが可能な教育機関の模索。

・これから果たすべき役割としては、地域で質の高い教育を提供し、人格形成支援やキャリア形成支援すること、具体には高卒段階で進路が明確でない学生やさらに大学で学びたい社会人を対象に対し、資格取得に囚われず、教養教育を重視した教育課程で受け入れること。

・地域に根ざし、地域に貢献することが公立短大の役割。その役割を真摯に遂行することが生命線になっていく。常に研究テーマも「地域」の視点での発想が求められる。

・震災を契機に、災害対策や避難所の整備を進めるとともに学生を組織して地域の高齢者や障害者の避難や必要な援助活動を推進すること。

・全国の公立短大が横の連携を密にし、教職員の人事交流や学生の単位互換・国内短期留学制度などを整備し、各大学の教育の幅を広げる検討はできないか。

・これまでの成果を踏まえ、公開講座等の大学開放と社会貢献を推進する。

・教育研究の専門領域毎に地域の専門機関と連携を深め、当該地域の教育･学術･文化のコンソーシアムづくりに貢献する。

・本学の出自においては産官協働の推進機関として明確な役割を担ってきており、今後を考えるにこの原点に立ち返ることが考えられる。現状に適した新たな検討が必要である。社会人を対象の成人教育や職業人の再教育、４年制大学への編入学教育など、経費・教育負担の面からこうした教育を地元自治体に提供することは合理的である。

・基盤人口の少ない地域においては、地元地域との連携に加えて、広域的な視点が必要である。また、類似した地域とも連携し、このような地域にふさわしい人材が輩出できる教育（市民公開講座や専門職を対象としたリカレント教育等を含む。）を提供する必要がある。

・日本においても、事情に応じてアメリカのコミュニティ・カレッジのような機能を参考にして、具体的な需要に応える途を探ることが考えられる。

・日本の高等教育には、社会人が再び大学で学ぶ社会の在り方に対応していくことが求められる。公立短大は地域に根ざすという点で、この求めに応じ易い立場と条件を持っており、社会人教育の拡充という方向が考えられる。

・今後も一層地域の人々と多様なテーマで協働し、地域問題の解決、新しい共同を作り出す核となる役割がある。地域の人々が年齢に関係なく、公立短大との繋がりの中で知的に発達することが支援できる教育機関でありたい。

・本学の場合、多くの卒業生が地元に就職し、そのまま家庭を持って地元に留まる割合が高い（本学は、90％を女子学生で占めており、次世代の子どもを育てる母親を育てることに繋がっている。また、全国からの学生のうち就職希望者の大半が県内就職をしている。）。

・現在、公開講座、金曜講習会、出張講義、企業研修などを通じて地域の人々や県内高校、県内企業との結び付きを維持している。今後、高齢者や退職者の学習要求が高まることが予想されるので、生涯教育の一層の推進が必要と考える。本学は二部（夜間コース）を備えており、この特色をさらに発展させたい。また、「地域

研究所」では地元に寄与できる研究活動・研究成果を目指している。

今後は、県・市との一層の連携により、地域貢献の強化を目指す。

（3）問３：「学生に関する調査等の実施状況」

・全校において、様々な「学生に関する調査」等が実施されている。

・「入学時」、「在学期間」、「卒業時」、「卒業後」、「その他」の区分による学生に関する調査の実施状況は、別表１（略）の通りである。

（4）問４：「当該校における現在の最重要課題」

・各校の学長が抱える最重要課題は、別表２の通りである。

以上。

別表２

問４～各校における最重要課題～

区分 短期大学名	問４：現在、貴校における最重要課題についてお聞かせ下さい。
名寄市立大学 短期大学部	ア、短期大学部の廃止と新学科構想の実現。
岩手県立大学 宮古短期大学部	ア、学生就業力の育成、キャリア教育の充実や入試制度の改善などを通じた魅力ある短大部の構築。
岩手県立大学 盛岡短期大学部	ア、学生就業力の育成、カリキュラムの改正や入試制度の改善などを通じた魅力ある短大部の構築。
秋田公立美術工芸 短期大学	ア、平成25年４月開学予定の４年制大学に向けた準備。
山形県立米沢女子 短期大学	ア、現在ある５学科のうち、１学科（健康栄養学科）を４年制化して管理栄養士の資格を取得できるよう準備中で、教員確保および現教員の処遇が課題である。平成26年新設予定のこの新大学と現在の短期大学との関係調整も検討中である。 イ、大学である限り、教員の研究環境の整備と学生支援の在り方は、常に見直しながら取り組んでいく。 ウ、平成25年に認証評価を受ける予定なので、その準備を来年度に行う。
会津大学 短期大学部	ア、優秀な学生の確保と明確な質の保証。 イ、東日本大震災等の復興支援に関して短大の果たす役割。 ウ、短大と地域社会との協働・連携。
川崎市立看護 短期大学	ア、優秀な人材を確保し、質の高い看護師を養成すること。 イ、地域社会、市民に開かれ、貢献できる大学の推進。 ウ、四年制化を含む将来に向けた検討。
大月短期大学	ア、今後10年を見据えた将来構想 昨年「将来構想のための検討報告書」を作成し、現在は設置者サイドにおける検討・協議中である。 イ、併設する附属高校閉校後の施設に関する計画
長野県短期大学	ア、公立短期大学としての運営を効率的に行って教育・研究の質を維持させ、公立短期大学としての使命を果たすべく、優れた学生を養成し続けること。そのために、2012年度大学基準協会に申請して評価を受ける２回目の認証評価の機会を有効に活かすこと。 イ、学内外からの意見の聴取、全国公立大学の現状や国際化・情報化の中の我が国高等教育の行方の可能な限りの見定め等を踏まえて、長野県高等教育の在り方の検討を引き続き行い、21世紀の長野県及び我が国にふさわしい県立大学像を明確にすること。それを踏まえて、82年の歴史を持つ長野県短期大学の特徴を発展させたかたちの県立四年制大学に移行させる地盤づくりをすること。 ウ、生涯学習に関わる本学の社会貢献は基本が出来上がっているので、地域の知の拠点としての公立大学の研究活動の向上を目指し、個々の教員の研究能力の向上を促すと共に、学科・専攻の共同研究、全学的な学科・専攻を超えた総合的研究を進める基盤づくりをすること。その際、2010年度から２年間に、本学で受け入れた中国から３名の客員研究員、エジプトから２名の客員研究員と進めてきた国際的研究の交流・発展を一層意識的に進めること。

区分 短期大学名	問４：現在、貴校における最重要課題についてお聞かせ下さい。
岐阜市立女子 短期大学	ア、四大化構想の検討と設置者の意向との突合せ。 イ、志願者・受験者の確保、そのための広報のあり方、HPのリニューアルなどを検討し24年度にはひとつずつ着手していく予定。 ウ、行政や他大学とのコラボによる地域連携のあり方の追求 岐阜大学地域科学部、岐阜経済大学との連携事業、地元産業界（ファッション業界）との連携事業などの発展的なあり方の検討。
静岡県立大学 短期大学部	ア、将来構想 ・本学では平成26年度の短期大学部看護学科と静岡県立大学看護学部との統合拡充を目指して事業計画を進めている。今後、他の学科（歯科衛生学科、社会福祉学科）についても４大化を前提とした早急な将来構想の策定を考えている。 イ、志願者、入学生の確保 ・最近２年は社会福祉学科介護福祉専攻において、入学者が定員割れをきたしている。そこで他の学科、専攻を含めて、入学定員の確保を重要課題として位置づけている。 ウ、教員の確保 ・教員の退職に伴う採用人事のうち、特に看護学科の教員の確保が困難な状態にある。今後、より一層広報体制を拡充して対応したい。
三重短期大学	ア、定員 ・150名の定員を抱える法経科第二部においては、定員割れが常態化している。また、昼間部においても、定員確保が難しくなりつつある専攻がある。定員を削減すべきなのか、削減するとすればどの範囲で行うのかを検討中である。 イ、スタッフ ・教員数がギリギリであるとともに、年齢構成が二極化し、50歳前後の教員が少ない。また、職員についても人数が不足する中で、入試や就職、教務など経験が要求される業務の継続性が心許ない状況が続いている。 ウ、校舎の老朽化 ・現在の校舎はすでに43年が経過し、老朽化が進んでいる。しかし、設置者の財政状況に鑑みると、建て直すことは実現可能性がきわめて低い。最低限のバリアフリー化を進めるとともに、財政負担の少ない設備面で魅力ある学び舎を実現していかねばならない。
京都市立看護 短期大学	ア、本学に係わる関係私学との連携協議の状況 イ、在学生の教育 ウ、閉学に向けた実務
島根県立大学 短期大学部	ア、専門職人材養成に関わる法改正等の制度改革の動向への対応 イ、生涯学習への貢献ならびに高度な専門性ニーズに応える卒後教育 ウ、設置者ならびに同管内自治体との協働による教育研究の推進
倉敷市立短期大学	ア　短期大学としての機能充実と拡充 ・教職員数と運営経費とがきびしく削減されるなかで、人材育成や地域貢献、事務組織の機能、施設・設備等の点において、学生や受験生、地域社会に向けた短大の魅力化をどう実現するかが大きな課題である。 イ　短大の認知度の向上 ・規模や地理的条件も影響して、学科の関連領域以外では、一般市民の認知度が低い点に課題がある。限られた予算と人員を活用して、広報活動を強化することが必要である。 ウ　学内組織の再編 ・短大運営の効率化と、意思決定のプロセスの明確化・迅速化をはかるために、学内の委員会等の組織改革および規程整備が必要である。
新見公立短期大学	ア、質の高い学生を確保するための取組：18歳人口の減少や社会情勢の変化に対応して、いかにして、学生を確保するかが課題である。そのための広報活動、学生選抜の方法等の工夫を実施する必要がある。 イ、教育の質保証：カリキュラムや教育内容・方法を検討することはもちろんであるが、地域と連携した取組が必要である。 ウ、学生生活の支援：経済情勢の悪化に伴う支援、退学・休学につながる心の問題に対する支援等が特に求められている。
福山市立女子 短期大学	ア、2012年（平成24年）３月末日をもって本学を閉学することに伴う在籍学生の全員卒業に向けた修学支援・生活支援 イ、2012年（平成24年）３月末日をもって本学を閉学することに伴い、事務を継承することとなる大学（福山市立大学）への事務引継ぎ

区分 短期大学名	問４：現在、貴校における最重要課題についてお聞かせ下さい。
高知短期大学	ア、平成23年４月に公立大学法人に移行したため、法人経営の初年度として、自律的にして効率的な経営のあり方を確立することです。 イ、社会人教育をいっそう充実させるための将来構想を、他の大学とも連携して検討し、大学改革を行うことです。 ウ、自然災害（地震・津波等）を想定した防災のあり方を確立することです。
大分県立芸術文化短期大学	ア、創立50周年を迎え、将来あるべき本学の姿を構想するビジョン委員会で、現状の棚卸しと将来構想を検討してきた。その結果を見つつ、現状の問題点を徹底的につぶし、将来の経営を安定させる作業を行うことにしている。 イ、法人設置者による運営費交付金の減少、学齢期人口減少による入学者数の漸減に伴う学生数減少などが、複層的に経営を圧迫している。どのように打開するか、検討を進めている ウ、芸術系と人文系の併設大学であり、人文系の志望者減が全体に影響を及ぼしている。芸術系との併設という特徴を生かした、人文系学科の魅力度のアップが必要である。そのためには、マネジメントの基礎を学ぶ機会を付与するなど、人文系の履修科目を、より合目的的に変えていくことが必要である。
鹿児島県立短期大学	ア、広報活動の拡充・強化 ・本学の特色（学費の安さ、就職率の高さ、少人数教育、他大学にない二部制度など）が十分に県内外の高校に知られておらず、志願者数も減少していることを反省し、全学的な「広報委員会」を設置して、組織的・継続的に学外への広報を推進することを決定している。 イ、FDの推進による教育・研究活動の質的向上 ・この２～３年間、学生による授業評価アンケート、その結果や教員のコメントの公表、教員の授業公開と参観者による担当教員へのコメントの還元、「学生と教育を語る会」の実施など、教育改革をすすめてきた。今後、教員の研究能力の発展・向上にも力をいれる予定である。 ウ、四大化・法人化にむけての検討継続 ・設置者である県は、現在、本学の四大化方針を採っていないが、厳しい県財政が今後改善され、全国的な公立短大の四大化の動向のもとで、近い将来、県から四大化が提起された場合に対応できるように、学内での検討を続け、実効的な案を作成しておく必要があると考えている。

Ⅲ．設置者に対するアンケート調査結果の概要

24.4.20

１、調査内容

（１）調査依頼先：

公立短期大学の設置者・設立団体

（県知事又は市長）　20校

うち、県立　２校、市立　９校

公立学校法人（県）　８校、

公立学校法人（市）　１校

（２）有効回答者数：20校（100％）

（３）アンケート内容：（自由記述式による２問）

問１　「公立短大の設置者・設立団体として、短大、とりわけ公立短大の存在をどのように評価しているか」

問２　「短大の４大化状況に対する受け止めと県又は市における高等教育機関の整備方針（お考え）について」

２、アンケート調査の結果の概要

（１）問１「短大、とりわけ公立短大の存在をどのように評価しているか」

・地域が求める高等教育機関の役割は益々重要になっていると再認識。公立であり、短大であるが故に様々な課題があるが学長はじめ教職員と設置者とがビジョンを共有し、課題解決への努力を薦めることが地域と共に歩む本学の発展を可能にさせる。

・本県における大学進学率や収容力は、他県に比して低い現状。地域経済の見通しが暗く、四年制大学への進学が経済的に厳しい現状においては、今後とも公立短大へのニーズは相当程度ある。

・短大は経済的負担が安く抑えられる高等教育機関であるが、４年制と比較した場合、一部を除き、競争力や就職市場からの評価は低い。

・地方の短大を取り巻く環境は非常に厳しいが、一方、公立短大は、経済的負担の少ない身近な

高等教育機関として一定の役割を担っている。志願倍率は２倍以上で推移、今後一層厳しくなるが個性や特色を打ち出し、専門性等の強みを生かした魅力ある大学づくりが必要。

・これまで地域に根ざした学術研究、高等教育などを積極的に行い数多くの有能な人材を輩出し地域の振興・発展に貢献。今後とも県勢進展上重要な役割を果たすべき存在。

・本市の地域医療対策上、欠かせない存在。

・本学は、一般教育と専門教育を通して現代社会の仕組みを理解させ、進路を主体的に選択するための基礎的な素養を身につけることを役割とし、学生が地域に出て学ぶことを正規の授業に位置づける等地域との連携を図っている。今後も、地域に根ざし、地域に開かれた公立短大を目指す。

・地域に根ざした高等教育機関として学生、企業のニーズに応え大きな役割を果たしてきたと評価。今後、学生のニーズ多様化や社会のニーズの高度化・専門化に十分応えていけるかという懸念がある。

・本市は一貫して教育を最重要施策と位置づけてきており、本市の高等教育機関として特色ある専門教育を提供し、将来を支える人材を育成するとともに、市の活性化の一翼を担っている。

・地域の保健・医療・福祉の現場で活躍する人材の輩出に貢献、県としても高く評価。

・戦後、勤労青年、女子に対する高等教育の提供を建学の精神に設置、時代の変化で存在そのものが問われている。今後、地域社会のニーズに的確に応え、優れた教育や特色ある研究の充実を図り、地域社会に貢献できる高等教育機関として積極的に活動し市民が必要とする短大であれば、その意義は高い。

・高学歴志向の高まりや看護基礎教育充実の流れの中で、また、私立大学による４年制看護学科の設置の動きが進む中で、市立短大の役割が変化してきた。

・本県では約790人の短大進学者があり、県内高卒進学者の受け皿として一定の役割を担っている。身近な高等教育機会を提供し、安価で、質の保持により一定の評価も得ている。

・地方の公立短大は、地域の知識・文化の中核。人材の育成、地域社会への貢献のほか地域活性化の拠点として期待される役割は大きい。

・人口約34,000人の中山間都市の脆弱な財政の下で、30年を超えて運営してきていることに自負心を持っている。大学教育による地域貢献と全国から集まった学生の活動は、地域活性（経済）に大きく寄与。公立短大は本市の自慢できる存在（施策）の一つである。

・安い授業料で地域の学生に大学教育を受ける機会を提供し、地域の求める人材を育成。また、広く教育研究情報を公開し、地域社会の発展を支えるなど重要な役割を果たしている。

・従来、勤労学生等に対して高等教育の機会を提供し重要な役割を担ってきた。少子化、高学歴化などの進展により、本県においても公立短大の今後の方向性について検討を行っている。

・公立短大は、高等教育の機会を提供し教育の機会均等に貢献。本学は、人文系学科を併せ持つ芸術系の公立短大として全国的にもユニークな存在。全国から学生が集まり、人文系学科の在学生の多くは県内出身者、卒後は県内企業への就職率も高く、若者の県内定着の観点からも県立短大としての使命を果たしている。

・本学は、県民や地元企業等から大きな期待を寄せられており、本県における重要な高等教育機関。今後は時代の要請に対応し地域社会に貢献できる人材育成を目指しした教育内容の充実などを図り、魅力ある県立短大を目指す。

（２）問２「四大化状況の受け止めと、県又は市における高等教育機関整備の方針について」

・平成19年度から、学部再編と短期大学部の４年制化について学内議論および設置者との懇談・協議を進めてきている。設置者としては学内の議論経過や検討の推移を見守って対処する。平成22年度の大学評価において短期大学部が抱える様々な課題は４年制化することで解決をみるものではなく、現在の短期大学部教育に対し積極的な改革が必要であるとの指摘をいただいたところ。地域とともに歩んできた本学発展の歴史を踏まえ、更なる振興を図っていきたい。

・入学志願倍率は、全国公私立短期大学部の志願倍率を上回っていることからも県民の県立短大教育に対するニーズは依然として根強く存在している。豊かな人間性、コミュニケーション能力、語学力を涵養し幅広い教養を培うとともに、地域の中核を担う人材の育成を第２期中期目標に掲げる県立大学の短大教育への支援を、

今後も講じていく。

・本学にとっては、生き残りを目指して競争力を高めていくことは喫緊の課題。高等教育機関として最も重要である人材育成を達成するためには２年間の期間では不十分と考えている。芸術・文化を生かしたまちづくりを進めるためには、４年制大学化が最も効果的な手法であり、メリットの方が大きい。現在、平成25年４月開学を予定して４年制大学化と法人化の準備作業を進めている。

・今後は、既存の機関を最大限活用した機能強化や各機関との連携協力による教育・研究・地域貢献の推進を図る必要がある。本学においても、学科の見直しも視野に機能強化を図ることが不可欠。

・短大の四大化は、近年の変化等を踏まえ、それぞれの設置主体が判断した結果と受け止めている。本県では、今後の高等教育機関の整備について検討はしていない。

・市内の看護師不足から、養成機関として実績のある現短大を、今すぐ４大化する状況ではない。また、現時点で高等教育機関の整備についての計画は無い。

・受験生の四大志向と少子化の影響により、短大の四大化及び四大に併設された短大の廃止が進行した表れ。全入時代の到来といえども地方小規模自治体が運営する短大としては、地方の特性を生かした魅力ある短大運営を引き続き目指しているので、四大化は考えていない。本学の将来構想については、今後の社会状況や立地条件等を踏まえながら、再度、検討を重ねている。

・これまで様々な改革を行ってきているものの、学生のニーズの多様化や社会のニーズの高度・専門化に対応していくためには抜本的な改革が必要である。平成22年度に有識者による検討委員会を設置し検討を重ね、短大を改組し４年制大学に転換するとの報告が取りまとめられた。平成24年４月に設立準備室を設置し、基本構想を策定していく予定。

・これまで本市立の短大を含む２大学の在り方を検討してきたところ。四大化の流れがあることを認識しつつも、本市の大学の在り方については、今後も中長期的展望でじっくり調査、研究していく。

・学生のニーズや地域社会の要請に応じ、教育研究組織を見直していく必要がある。短大の看護学科を看護学部に統合する計画であり、他学科は現状維持する。

・本学では四大化については、既に時期を逸していると考える。本市には国公私の４大学を有しており、各大学がその特色を生かし差別化を図り大学運営をしている。今後もこれら高等教育機関と連携して市政運営を図っていきたい。

・本市では、４年制の看護教育を実施しようとしている私立大学と連携協力して質の高い看護師の確保を図っていくことが最適と判断し平成22年５月条例を可決。本市では、引き続き関係私立大学との連携協力に関する協議を進めている。

・本県では短大への進学者の占める割合は大きく、大学・短期大学進学者数の２割である。県内の校卒進学者の受け皿として一定の役割を担っている。四大化を考える上においては、県内唯一の短大であり、短大への進学状況を踏まえた検討が必要。看護学科については、平成24年度から４年制に移行する。

・本市の厳しい財政状況から短大の４年制移行は将来の課題、現時点では考えていない。当面は、短大としての優秀さや魅力をさらに向上させることを目指すべき。

・平成22年度に看護学科は四大化した。今後は大学と協議し、看護学部の大学院設置及び短大の幼児教育・地域福祉学科の将来あるべき姿を次期中期目標策定時に検討したい。

・四大化は、本市の将来にとって大きな意義があると判断し、短期大学を廃止して４年制大学を設置することとした。（平成23年４月に４年制の市立大学を開学、平成24年３月末で市立女子短期大学を閉学。）

・短大設置の公立大学法人から、４年制大学への短大機能の引き継ぎによる発展的解消について協議していくとの報告があり、今後、県民の意見を聞くとともに議会の議論を踏まえ、方向性を決める予定。

・本学は、公立短大として果たすべき役割はまだ残されているという考えのもとに、短大としての優位性を最大限に高めていくことを主眼に取り組んでいる。短大の四大化については、あらゆる角度から周到にリサーチしたうえで検討す

ることが重要である。

・本学に対する地域社会からの要請が依然として高く、今後とも短大として使命を果たしていく必要がある。

今後の高等教育機関の整備については、（ⅰ）全入時代を迎えたこと、（ⅱ）新たな大学の設置は県内大学入学者の確保に大きな影響を及ぼすことが見込まれること、（ⅲ）県財政が非常に厳しいことなどから、４年制大学等の設置等については現在検討していない。

以上。

○公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）のまとめ

平成27年９月29日

公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）

公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）（以下「検討委員会」という。）は、前回の「公短協の在り方に関する検討委員会」（平成22年１月～平成24年４月）による見直し後を検証し、会員校数及び学生数の減少が見込まれる状況などを踏まえて今後の公短協の在り方を検討するため、第64回（秋季）通常総会（平成26年10月）において設置され、本年１月の第１回検討委員会からこれまで４回にわたり検討を行ってきた。

本まとめは、第４回検討委員会（27.7.14）で了承された「検討結果」に対する会員校の意見等を徴した上で、本検討委員会としての取り纏めを行って次回理事会及び秋の通常総会に報告することとされたものである。

１．前回の「公短協の在り方に関する検討委員会」見直し後の公短協の状況等について

１）会員校数及び学生数の推移：

平成24年５月現在の会員校は19校、学生数（総定員、以下同じ。）7,381人。平成25年度には、京都市立看護短期大学、秋田公立美術工芸短期大学の退会があり、平成27年５月現在の会員校数は17校、学生数は6,478人である。

公立短期大学数及び学生数の減少傾向は、今後とも続くものと思われる。各校においてはそれぞれの事情を踏まえた検討が行われてきており、平成28年度と平成29年度には四大への移行（２校）が予定されており、平成29年度の会員校数は15校となる。現在、平成31年度末までは15校で推移することが見込まれる。

また、学生数も減少傾向にあり、平成29年度末には平成27年度に比して6,478人から300人減の6,178人となることが、また、平成31年度末では平成27年度比780人減の5,698人となることが見込まれる。

２）公短協の活動状況：「平成26年度事業報告書」等（略）

３）公短協事務局体制：

平成24年度より非常勤職員２人体制、週５日制（ただし、事務局長週４日→３日）、抜本的な処遇の見直し・実施、専用事務室（四谷・公立共済から虎の門・郵政福祉第２ビルに移転）

４）維持運営経費については平成24年度予算編成方針において、予備費を除く歳出予算総額（「標準額（目安）」）を800万円と決定（前年度比200万円の減）。

５）会則改正（最終改正・平成23年５月）：抜本改正

６）会費規程（最終改正・平成22年４月）：会費額を「均等額」・「学生数当り額」で算定する方式に再改訂（「標準額」の７割を会員校で、残り３割を学生数により算出し算定。）。

２．検討結果について

１）前回の見直し後の公短協の事業・活動状況の検証し、公短協の現況や今後の見通しについて検討を行った結果、基本的な方向性として現状維持を図っていくこと、及び公短協の存在意義・役割等並びに公短協の今後の方向性については、以下の通り了承した。

２）公短協の存在意義・役割等について

（１）公短協の目的及び目的達成事業への取り組みについては、評価でき意義がある。

（２）今後とも公短協を維持する意義がある。

（３）短期大学を巡る今日の状況下（例えば、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、高校教育・大学教育・大学入試の一体改革、高等教育の質保証・向上など高等教育（短期大学）に関連した諸改革が進められている現在）では、公立短期大学の意見等を言っていける体制が必要である。

（４）公短協の会員校等の減少が見込まれるが、維持するにはどうしたらよいかを考えていくべきで

ある。

（5）公立短大は、教育格差社会において現在大きな役割を果たしている（公立であることのプラス面、短大そのものに存在意義があること。）。厳しいサバイバルの中で存在している各校の存在根拠は同じではない、今後各大学は何を目指していくのかが問われる。リベラルアーツがますます大切になると思われる。

3）今後の方向性について

（1）公短協の維持運営に必要な経費は、「会費に関する規程」に則り全会員で負担してきている。今後、会員校数・学生数に減少を生じた場合、会員校数等の減に伴う会費金額の増加は止むを得ないこと。

また、事務局員の採用（新規）に当たっては、福利厚生上の処遇の見直しを行い最小限の手当てを講じることとする。

（2）公短協の運営に当たっては、事務事業の整理合理化により縮減に努めること。

（3）3～5年後には、再度、見直しをすること。

3．上記2．の「検討結果」に対する会員校の意見（大要）

1）基本的方向性として現状維持を図っていくことについて

○「検討結果」の基本的方向性を了とするもの。

・検討結果に、異論がない、賛同、妥当、当分の間又は当面賛成、など。

・平成31年まで会員校15校で推移するという予測のもとでは、独立した組織として維持していくことが望ましい。

・短期的には異論がないが、会員校の減少等短大を取り巻く環境の変化を踏まえて議論を進めていく必要がある。

・減少状況によっては、公立大学との統合を模索すべし。会費の大幅増額には対処できない怖れがある。

・公大協の中に短大部会を設ける意見に対しては、短大部の固有の事情が軽視されることが懸念される。

○その他

・検討結果に理解できない、折角検討委員会を開き、検討されたのであれば、もっと丁寧な今日的分析内容を議事録に提示すべき。公短協の「基本的方向性」や「事業」が「現状維持」で果たしていいのか大いなる疑問。

・依然として単なる現状維持でよいのかという疑念を持たざるを得ない。

2）公短協の存在意義・役割等について

○「検討結果」の基本的方向性を了とするもの。

・公立短大の意見を集約し発信する組織としての公短協の必要性は高まっている。ただし、公短協の運営を定期的な見直していく必要がある。

・我が国の高等教育の中における公立短期大学の存在意義、役割は大きいことから、公立短期大学としての意見を言っていける体制は、何らかの形では必要である。

・各地の公立短大を横断的につなぐ全国組織として、公立短大に共通する特徴や社会的役割を確認し合い、それを対外的に発信する上で貴重な存在意義を持っている。また、国や文科省に提言したり、時に異議申し立てをしたり、という独自の責任と役割も小さくない。

・会員校が減少すれば発言力は弱まる。数の力がないのであれば、公立短大独自の存在価値を発揮できない限り、公短協の存在意義や役割も埋没してしまう。

○その他

・検討委員会の指摘や例示を検討委員会の結論として理解してよいのか。もっと豊かな蓄積と克服の難しい諸課題が各公立短大に存在すると同時に、これまでの蓄積が維持できるのか、存在の根底が問われているのではないか。

3）今後の方向性について

○「検討結果」の基本的方向性を了とするもの。

・維持運営に係る経費についての基本方針は妥当。現状の維持・改善のみならず、将来像の検討も引き続き必要と考える。

・各校の負担額増は懸念材料、3年ごと位に見直していくことが必要。

・活動の縮小は、ある程度止むを得ない。公短協としての活動の意義があり、現状維持の方向性が確認されるのであれば、当面は課題を精選しての活動が相応しい。

・協会は財政的に非常に厳しく、また、各大学の財務負担を考えると業務内容を縮小せざるを得ない。会員校が10校以下になると単独で組織が存立するのは難しい。

・会員校が一桁台にまで減少した場合、事務局体制は維持することができず、公立短大の全国連絡会への組織替えが避けられないであろう。
・公短協を通じた文科省等の動向についての情報は、大学運営上役立っている。こうした情報を共有しつつ、文科省の諸改革に対して公短協として公立短期大学の存在意義を発信していく機能を強化していくべきである。
・短期的には会員校減に伴う会費増額は止むを得ない。中長期的には公大協との統合も視野に入れて検討する必要がある。
・独自性が発揮できない場合は、公立大学協会への統合を模索すべき。また、秋季総会は会員校において実施、他校の取組の直接体感の機会を作ってほしい。

○その他
・公短協の歴史と現状を、各加盟校の抱えている課題を組み込んで、公短協が集中的に真摯な検討を行うことなくして、今後の方向性が出てくるとは、とても思われない。これまで行ってきた各加盟校の事例発表を聞いた限りでも、「現状維持（＝私には２度の総会とこれまで年間スケジュールに盛り込んだ諸事業をこれまで通り繰り返すことしか理解できない)」で、公短協が極めて貴重な800万円を活かして「存在意義」を発揮できるだろうか。

4）今後の公短協の取り組みについて

○「検討結果」の基本的方向を了とするもの。
・現在までの取り組みの継承が基本。合理化を図っていく必要。
・大学間の連絡を密に、公立短大の健全な発展を図っていくために、公立短大の存在意義の明確化とそれに基づく教育行政への意見表明に取り組んで欲しい。
・共通課題等を取り上げ、連携の中で解決の途が探れるような取り組みを期待。
・公立短大の存在価値は、学費が安く、負担期間が短い点にある。これをPRし、低所得者層の公立短大進学を支援する制度を文科省や厚労省へ働きかけるべき。また、地方創生戦略を受けて、文科省と連携し、学費負担の少ないメリットを前面に打ち出した公立短大ガイダンスを行い、大都市圏の若者を地方に移住させ、定住を促す取り組みなど、文科省等との連携による公短協独自の取り組みが求められている。
・公立短期大学は、例えば、“職業教育に加えて組織人としてのバランス感覚を身につけることを目的とした教養教育や基盤教育を実践している”といった「実践的職業教育を行う新たな高等教育機関」との違いをアピールしていく必要があり、このアピールを国や社会に対して発信していく組織を強化していくことが求められている。
・公立短大における教育や社会貢献のレベル・内容の向上のために、今後一層大学間の経験交流や先進事例の紹介・普及及び対外発信が必要であり、引き続き公短協はその任を担うことが求められる。
「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化については、職業的な技能習得ばかりではなく、高等教育に相応しい質保証やリベラルアーツが確保されるのかどうか、公短協として厳しくチェックし発言していくべきである。

○その他
・検討委員会の検討結果が、今後の取り組みに具体的にどのように現れてくるのか、新展開を期待するのみ。

4．各校における当面する課題及び取組状況（将来計画を含む。）について　（別紙）

「検討結果」に対する意見聴取に当たっての設問「５）各校における当面する課題及び取組状況（将来計画を含む。）について」の各校の回答

（別紙）　各校における当面する課題及び取組状況（将来計画を含む。）について

短大名	当面する課題及び取組状況（将来計画を含む。）
名寄	なし。
宮古	東日本大震災の被災地に立地する本学は、専門知識や技能を習得させるための専門教育の充実に加えて、地域づくりに積極的に取組む知識と意欲を涵養するための教養教育、基盤教育の充実を図っていく。また、全学の取組みの一環としてリカレント教育の強化についても実現に向けて課題を整理していく。
盛岡	特になし。
米沢	受験者数減少に伴い、本学の将来構想について、学内での検討とともに、山形県担当課とワーキングチームを結成し、検討に入ったところです。
会津	本学の取り組みとして、平成28年度に社会福祉学科を発展的に改組し、これまでの保育士資格、社会福祉士受験資格に加えて幼稚園教諭二種免許の取得も可能な幼児教育学科の開設に向けて、文部科学省に申請を行っておりましたが、平成27年８月31日付けで新学科の設置が認可され、現在、教職課程認定の審査手続きを行っているところです。 本学においても、東日本大震災以降、志願者の減少が続き、喫緊の課題となっている継続した安定的な受験者の確保を図るために、地域ニーズの汲み取りとそれに基づく改革並びに短期大学部の存在意義の明確化に努めます。
川崎	なし。
大月	H29年度竣工に向けH27年度旧高校棟及び管理棟を解体し、H28年度に新校舎建設事業を実施予定。 H28年度からのコース選択制の導入に向け、カリキュラムの整理や教職員の採用等の準備を進めている。
長野	長野県短期大学は、これまで培ってきたわが国の公立短期大学最古の歴史を持つ総合型の一例としてのあり方を、いまだ長野県高等教育の重要な存在であることを踏まえ、2019年度末の閉学まで維持・発展できるよう、全力を尽くして行きたいと考えている。公短協の「現状維持」の中には残念ながら含まれないと思われる、いくつかの困難な課題を、教職員、学生、同窓会、設置者、地域社会など関係者との相互交流のもとで解決しなくてはならないと、覚悟している。これは、2018年４月開学予定の県立大学との調整という独自な難しさの克服とも関連している。
岐阜	１　進学を希望する生徒の要望に、学科編成、専修などが組織として充分応えられているか、などの組織改革。 ２　教育実践、方法などの教育改革。 ３　各種学生支援の充実。
静岡	現状改善としては、介護福祉専攻の定員（50名）確保は喫緊の課題ですが、単なる人数合わせでなく、介護福祉教育に係る諸問題までを含めて検討したいと考えます。 将来構想としては、やはり四年制化への検討もあげられます。 単なる修業年限の延長ではなく、学問、社会、学生のキャリア・デザインの三方面からのニーズを基礎として、構想を練っていかなくてはならないと考えております。
三重	本学の喫緊の課題は、老朽化した校舎の改修計画を練ることです。また、夜間学科である法経科第２部が定員割れをしているため、定員の見直しをする必要があると考えています。
島根	本短期大学部は、現在、健康栄養学科（40名）・保育学科（50名）・総合文化学科（140名）の３学科あるが、平成30年度開設予定の四年制学部設置に伴い、短期大学部は保育学科（40名）、総合文化学科（40名）となる計画が進行中である。
倉敷	本学の場合、保育学科及び服飾美術学科ともに入学試験合格者の辞退者が４年制に流れているほか、資格が就職に結びつく保育学科はともかく、就職に結びつく資格の取れない服飾美術学科においはては卒業後に４年制大学に編入する学生が増えており、短大の存在意義が問われていると感じている。 一方、本学の場合、県外の出身者が５割強のため、出身地域に戻って就職するものが多く、市内の事業所に就職するものが少なく、市が運営する意義を問われており、地方創生戦略における若者定着への取り組みが求められている中、設置者から卒業生を市内の事業所へ就職させよとする圧力が高まっている。一方、教員の中には、大学は広く社会に貢献する人材を育成する公器であるから市立とはいえ、市内へ就職を誘導することを疑問視する見方もある。設置者と教員の意向の双方とも一理あり、大学としての方向性を見出し難しい状況にあるが、倉敷市における地方創生戦略に本学としても若者定着等で貢献するよう求められていることから、教員の意向にも配慮しながら市立として地域の人材を育成するよう努めるものとしている。

短大名	当面する課題及び取組状況（将来計画を含む。）
新見	本学も2018年問題（18歳人口の減少）、大学の種別化、教員の資質向上（幼稚園教諭養成の学士レベル化）の課題に直面している。このような状況の中、2015年度に地域福祉学科で開学以来初めての入学定員割れとなり、大学生き残りのための策を真剣に考えている。 現在、短期大学の学科を統合し、公立大学への学部設置を目指す方向で協議を行っている。
高知	なし。
大分	キャンパスリニューアルを契機とした、本学のさらなる魅力アップ。今年度から基本設計に着手。平成32年度までに整備完了。
鹿児島	それぞれの公立短大は、設置者や地域の実情の違いによって、教育機関として異なった特色をもっており、公短協もそれを尊重する必要がある。四大化をめざす短大もあれば、短大のままの存続を志向する短大もあり、四大への編入に活路を見出す短大もあれば、２年間修学での就職を最重視する短大もあり、そうした短大間の方策の違いを温かく見守る他はない。 学長としては、近い将来、本学の四大化が必要かつ避けられない選択肢だと考えているが、設置者である県が明確な将来展望や高等教育施策をもっていないことが大きな壁になっている。

○「公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）のまとめ」への対応について

H28.4.19・平成28年度第１回理事会了承

H28.5.27・平成28年度第66回（春季）通常総会了承

１．今後の方向性について

「公短協の在り方に関する検討委員会（第二次）まとめ」（報告）（27.9.29）は、第65回（秋季）通常総会において承認され、公短協の今後の在り方に関しては、基本的な方向性として現状維持を図っていくこととし、公短協の＜今後の方向性について＞は、早い時期に会長の下で、具体的な方策の検討を行うこととされた。

（１）今後会員校数等の減に伴う会費金額の増加は止むを得ないこと。

（２）事務局員の採用（新規）に当たっては、福利厚生上の処遇の見直しを行い最小限の手当を講じることとする。

（３）公短協の運営に当たっては、事務事業の整理合理化により縮減に努めること。

（４）３～５年後には、再度、見直しをすること。本報告後の早い時期に、会長の下で、今後の会員校の減に伴う事務事業の縮減や事務体制の在り方に係る具体的な方策の検討を進めること。

２．具体的な方策

１）今後、会員校数等の減に伴う１校当たりの会費金額の増加は止むを得ないこと。

２）前回の見直しを経て採られている現事務局体制（事務局長・事務局員の２人体制、週５日体制）は、今後とも最小限必要であること。

３）事務体制の継続性と円滑な運営を図るためには事務局員の人材確保が不可欠であり、
①厚生年金及び健康保険に加入（任意）すること、②併せてベースアップ、③労基法に基づく休暇日数の付与等必要最小限の措置を講じること。

４）必要となる財源措置について

（１）上記３）の措置に伴う保険料の事業負担分、ベースアップ分等の財源措置を講じる。

（２）平成28年２月１日付け厚生年金・健康保険への加入（任意）に伴う事務局員に係る保険料（事業者負担分）の財源措置は以下による。

（ⅰ）平成27年度分は平成27年度執行予算の中で、平成28年度分については予備費から措置する。

（ⅱ）平成29年度以降分については、公短協予算編成方針（注）の支出予算総額の標準額（目安）の引き上げにより措置する。

（注）平成28年度予算編成方針では、「予備費を除く歳出予算総額は概ね800万円を標準額（目安）として編成する。」としている。

（ⅲ）事務局員の時間外手当は、原則計上しない。（時間外の勤務を生じたときは、勤務時間の振替等で対応。従前通り「給与の特別調整額」は計上する。）

５）事務局員の年次有給休暇について

事務局員の年次有給休暇については、平成28年２月１日以降は労基法に則り実施する（採用６月後、年間10日間の有給休暇を付与し、翌年への繰越措置をとること。）。

６）事務事業の見直し・改善について

（１）既定の事務事業については、見直しの上整理を行い重点化、省力化を図る。

（２）事務事業の見直し・改善の具体方策について

は、会長の下で早急に検討を行い理事会等に諮って実施する。なお、必要に応じて会員の意見を徴するとともに、直近の通常総会に報告するものとする。

① 高等教育情報等の収集・提供（焦点化と平易な伝達。）

② 調査・広報業務の改善

（ⅰ）「実態調査表」（内容の精選･簡素化･圧縮）

（ⅱ）「公短協ホームページ」の活用促進等

③ 「研修事業（職員研修･幹部研修）」の改善（対象・開催方法・経費負担等）

④ 日常業務の改善・簡素化等

○公立短期大学に関する調査報告（概要）

平成26年５月20日

短期大学の在り方に関する検討会

１、本調査の概要

本調査は、平成25年度公益財団法人文教協会（以下「文教協会」という。）研究助成を受けて平成25年度公短協事業の一環として実施した。

１）調査の名称：

「公立短期大学の現状と課題、公立短大生の進路選択、特色ある取組」に関する調査

（以下「公立短期大学に関する調査」と称す。）（短期大学の在り方に関する検討会座長・難波正義）

２）調査の趣旨：

（１）情報化、グローバル化の進展に伴い産業・就業構造の変革が進み、都市集中と地方の過疎化現象を生じ、「格差社会」という深刻な状況を呈している。また、少子化の進行、四大志向などから短大数の減少が近年顕著となっている。このような激しい変化の中で地方に所在する公立短大は、地域が求める人材養成機関として、また地域の教育文化の中核的な推進センターとして、地域の実情に即した着実な教育研究活動を展開し地域の振興に貢献してきているが、広く国民に正しく理解されているとは言い難い。

（２）本調査では、公立短大（平成25年４月現在・17校）における在学生の抱える諸課題に関する調査及び公立短大卒業生の受け入れ先である地元施設・企業等に対する調査を行い、加えて、各校の特色ある取組や地元で高い評価を得ている取組などの掘り起こしと各公立短大が抱える課題を探り公立短大の実情を明らかにしようとするものである。

本調査を通して公立短大の存在意義をはじめ特色や魅力を明らかにし公立短大に対する理解の増進と普及を図るとともに、併せて今後の公立短大の役割・機能の在り方をはじめ振興方策の検討に資する。

３）調査の実施体制

「公立短期大学の現状と課題、公立短大生の進路選択、特色ある取組に関する調査」実施要項（平成25年９月26日、11月20日、短期大学の在り方に関する検討会決定）（以下「調査実施要項」という。）の定めるところによる。

調査実施要項は、別紙１（略）の通り。

２、本調査の構成と各調査の実施状況

本調査趣旨に則り４調査で構成し、各調査を実施した。「短期大学の在り方に関する検討会」の開催状況等は、別紙２（略）の通り。

１）学生に対するアンケート調査（悉皆調査）

（１）調査対象；卒業年次の学科及び専攻科在学生全員

（２）調査項目；学生の基本情報（在籍校、学科等、入学時の入試形態、入学前居住地、及び性別）及び８問（23項目）のアンケートで構成。

（３）調査の方法；各校に「調査実施責任者」を設置。

（４）調査実施期間；平成25年12月10日～平成26年１月10日

（５）調査実施状況（調査対象・調査票回収状況）

区　分		全体回答状況			学科等分類別回答者数					
		対象者数（12/10）	回答者数（１/10）	回答率（%）	社会	保健	人文その他	家政	教育	芸術
計		3,178	2,385	75.1	733	184	602	497	207	162
学科等別	学　科	3,062	2,347	76.7	729	181	602	489	202	144
	専攻科	116	38	32.8	4	3	0	8	5	18
設置者別	県立等	2,081	1,517	72.9						
	市立等	1,097	868	79.1						

２）卒業生の受入れ施設・企業等に対する調査（抽出調査）

（１）調査対象；

・「アンケート調査」；平成23年３月～25年３月の卒業生のうち、県内の地元受入施設・企業等（実情により近隣県を含む。）。

・「訪問調査」；アンケート調査に回答の施設・企業等から各校が調査対象を選定。

（２）調査項目；受入れ施設･企業等の基本情報（名称、所在地、職員数、業種等）及び５問（17項目）のアンケートで構成。

（３）調査準備期間（調査対象選定等）；
平成25年12月10日～平成26年１月10日

（４）「アンケート調査」の実施期間；
平成26年１月10日～平成26年２月10日
「訪問調査」実施期間；
平成26年３月１日～平成26年３月31日

（５）調査の方法；郵便によるアンケート調査票の送付・回収、訪問による面談。

アンケート調査及び訪問調査実施状況

区分	調査方法	アンケート調査			訪問調査	
		調査対象施設・企業数（A）	回答施設・企業数（B）	回答率 B/A（%）	訪問調査実施施設・企業数（C）	実施率 C/B（%）
計	参加：14校 辞退：２校	699	382	54.65	128	33.51

３）設置者に対するアンケート調査（悉皆調査）

（１）調査対象；全公立短期大学の設置者（知事又は市長）

（２）調査項目；３問（６項目）（設置者による大学評価、行政上の位置づけ・課題等）

（３）調査実施期間；
平成25年12月10日～平成26年１月31日

（４）調査の方法；記述式調査（各学長経由で調査票の配布及び回収）

（５）調査実施状況；実施対象16校、回答14校、 実施率87.5％

４）学長に対する調査（悉皆調査）

（１）調査対象；全公立短期大学学長

（２）調査項目；２問（現状と課題、特色ある取組等）

（３）調査実施期間；
平成25年12月10日～平成26年１月31日

（４）調査の方法；記述式調査（作成要領による作成）

（５）調査実施状況；調査対象16校、回答16校、実施率100％

３、調査結果について（別添１～４は略）

各調査の結果は、以下の通りである。

（別添１）学生に対するアンケート調査結果

（別添２）卒業生の受入先に対する調査結果（「アンケート」及び「訪問」）

（別添３）設置者に対するアンケート調査結果

（別添４）公立短期大学長に対する調査結果

「公立短大の実情を明らかにすること」を目標にした本調査は、これら四つの調査を通して一定の成果を得ることができたと考える。今後、公立短大に対する理解の増進と普及を図るため、各公立短大をはじめ広く利・活用されることが望まれる。

以上

（参考１）　各調査結果の概要（要約）

各調査結果の概要（要約）は以下の通り。

（１）学生に対する調査結果の概要

①公立短大生を出身地別でみると入学前居住地が県内の者が６割を超えており、「一般」「推薦」「その他」の入試形態別に見ても同様の比率であり、地域密着が見て取れる。

②入試情報の入手状況では、「ホームページを見た」、「入試案内を見た」、「高校教師のアドバイス」、「オープンキャンパスに参加」の順となっており、「推薦」の「オープンキャンパスに参加」は、65.4％と最も高い比率となっている。

③入学前の公立短大志望事由では、「学費が安いこと」（67.0％）が群を抜いて高く、次いで「専門の資格の取得」、「自立できること」、「自宅からの通学可能」の順となっている。

④入学後の短大の魅力・メリットでは、「学費が安い」が志望事由と同様に群を抜いており、次いで「専門の職業資格」、「２年又は３年で自立」、「学生と教員の距離感が近い」、「卒業時点での状況に合わせて進路の選択ができる」、「多様な進路の選択が可能」の順となっている。学生が２年又は３年で一つの区切りをつけ次の段階を選択するという短期大学システムに「積極的な意議」を見出していること、及び公立短大側の努力の成果を見ることができる。

⑤短大に在学していての不安、又は心配なことでは、「進路選択（進学・就職）問題」、「勉学上の問題」次いで「経済上の問題」の順となっている。

⑥学生の一日あたりの平均授業時間は、4.41時間。授業以外の自習・学習時間は、30分未満が34.7％であり、１時間以上２時間未満が33.7％と拮抗している。

⑦授業内容の理解度では、85％以上の学生は授業内容をある程度理解している状況にある。一方「余りできない」「ほとんどできない」とする学生による「授業内容の理解できていない理由」として「特に理解が難しかった科目がある」（59.1％）が最も高く、その他（記述式）（19.4％）では「本人のやる気」「勉強不足」を事由にあげている。

⑧表12　入学時と比較した能力・知識・理解の変化は、「専門知識や学科の知識」をはじめ「コミュニケーションの能力」、「人間関係を構築する能力」、「他の人と協力して物事を遂行する能力」、「客観的に考える能力」に良い教育効果が出ている。そのほかの13項目については、平均値３ポイント以下の状況であり、そのうち「数理的な能力」が最も低い値（2.09）となっている。

表12　入学した時点と比較した能力・知識・理解の変化　（平均値）

項　目 ＼ 区　分	平均値	学科等分類別にみた平均値					
		社会	保健	人文・その他	家政	教育	芸術
①専門分野や学科の知識	3.57	3.54	3.78	3.37	3.63	3.80	3.67
②一般的な教養	2.99	3.09	2.88	3.16	2.83	2.76	2.90
③他の人と協力して物事を遂行する能力	3.15	3.11	3.28	3.10	3.13	3.48	3.02
④人間関係を構築する能力	3.16	3.12	3.28	3.15	3.09	3.42	3.07
⑤コミュニケーションの能力	3.17	3.16	3.32	3.18	3.08	3.43	2.96
⑥時間を効果的に利用する能力	2.89	2.82	2.98	2.87	2.89	3.05	2.96
⑦コンピュータの操作能力	2.99	3.00	2.48	3.19	3.07	2.81	2.81
⑧分析や問題解決能力	2.89	2.93	3.04	2.86	2.79	3.00	2.84
⑨文章表現の能力	2.83	2.93	2.82	2.90	2.61	3.00	2.54
⑩客観的に考える能力	3.02	3.07	3.15	2.99	2.87	3.14	3.09
⑪プレゼンテーションの能力	2.75	2.79	2.65	2.79	2.72	2.70	2.63
⑫リーダーシップの能力	2.50	2.49	2.58	2.47	2.43	2.71	2.56
⑬地域社会が直面している問題の理解	2.75	2.92	2.93	2.75	2.54	2.76	2.40
⑭多くの国民が直面している問題の理解	2.74	2.95	2.87	2.79	2.49	2.65	2.44
⑮異文化理解	2.65	2.59	2.35	3.14	2.39	2.41	2.54
⑯グローバルな問題の理解	2.60	2.63	2.32	2.98	2.38	2.32	2.45
⑰外国語の運用能力	2.36	2.30	2.04	2.80	2.10	2.06	2.49
⑱数理的な能力	2.09	2.14	2.13	2.06	2.13	1.95	2.02

（注）「平均値」:①～⑱の項目別に順位を点数化（１位「大きく増えた」４点、２位「少し増えた」３点、３位「あまり変化なし」２点、４位「減った」１点）し、これを項目別の総人数で除した数値である。

⑨現時点での就職希望は、７割を超えており、入学時点と比べると10ポイントほど増加、一方、「四年制大学への編入学」希望は15.6％となっており入学時点と比べると12.4ポイントほど減少している。

⑩表15 短大での学び・活動（８項目）の受講・参加状況から自分自身にどの程度寄与したかでは、「とても寄与した」とする比率の高いのは「授業全般」、「免許･資格に直接関係する授業」、「インターンシップ・体験学習」などであり、「国際交流活動」、「学外クラブ・サークル活動」については、「受講・参加していない」学生が51％を超えており、自身への寄与度も全体の中では低い状況となっている。

また、「受講・参加した学生」の自身への寄与度は次表の通りである。授業や資格、インターンシップ以外の５活動への参加状況は、48％～70％となっており、公立短大生はこれらの諸活動（平均３活動弱）に積極的に参加していることがうかがえる。

表15 「受講・参加した学生」の自身への寄与度

区分 / 項目	受講・参加した者		寄与度の平均値	学科等分類別内訳						受講・参加していない	
	人数	(%)		社会	保健	人文・その他	家政	教育	芸術	人数	(%)
①授業全般	2,361	99.8%	3.33	3.29	3.48	3.28	3.32	3.46	3.36	5	0.2%
②免許・資格に直接関係する授業	2,179	92.1%	3.16	2.96	3.63	3.08	3.28	3.62	2.63	186	7.9%
③インターンシップ・体験学習（学外実習を含む。）	1,955	82.7%	3.00	2.86	3.36	2.89	3.03	3.53	2.66	410	17.3%
④サークル活動	1,655	69.9%	2.82	2.85	2.53	2.91	2.75	2.86	2.80	714	30.1%
⑤ボランティア活動	1,582	66.8%	2.65	2.63	2.44	2.75	2.51	2.98	2.29	786	33.2%
⑥国際交流活動	1,149	48.6%	2.21	1.97	1.96	2.65	1.97	2.11	1.92	1,215	51.4%
⑦地域活動（町内会活動など）	1,304	55.2%	2.36	2.41	2.12	2.51	2.15	2.40	2.16	1,057	44.8%
⑧学外のクラブ・サークル活動	1,150	48.7%	2.44	2.40	2.34	2.50	2.49	2.39	2.41	1,211	51.3%

（注）「寄与度」は、学び・活動の項目別に順位を点数化（１位「とても寄与した」４点、２位「少し寄与した」３点、３位「あまり寄与しなかった」２点、４位「寄与しなかった」１点）し、項目別に「受講・参加した学生数」で除した値。

⑪キャリア形成に関わる正課の授業の受講状況は、74.4%となっており、うち「とても有意義」「有意義であった」する者は合わせて約７割であった。

⑫「学生生活」を見てみると、

ⅰ）学生の住宅形態は、「自宅」が51.3%と最も多く、「アパート」が41.2%であった。

ⅱ）通学の所要時間は、30分以内が55.9%、１時間内が全体の81.0%である。

ⅲ）アルバイトは、80%超える学生が行っており、毎月行っている者が約60と%なっている。アルバイト収入の使途は、遊興費（73.6%）、生活費（47.7%）、勉学費用（24.2%）となっている。

ⅳ）奨学金については、50.5%の学生が受けており、「給付」が7.3%、「貸与」が43.2%であった。また受給者を「自宅」･「自宅外」の別で見ると、それぞれ34.8%、66.5%となっている。

ⅴ）学生の１ヶ月の平均収入額は、７万4500円であり、「自宅」に比して「自宅外」は、２万7600円多い８万7500円となっている。

ⅵ）大学の授業料免除制度の受給状況は、8.9%、申請したが不許可3.6%、申請しなかった87.5%という状況である。受給者のうち全額免除の割合は36.6%であり、学科等別で見た減免率は１学科を除き一桁台の大変低いものとなっている。

ⅶ）健康についての悩み・不安の相談相手は、家族（56.5%）、先輩・友人（41.6%）の順となっており、相談しなかったが26.5%であった。

ⅷ）入学から現在まで受けた何らかの被害状況は、交通事故、ストーカー被害等、電話等を通じての被害、窃盗･恐喝等となっている。なお、被害に遭ったことがないが76.0%であった。

⑬表27 在学している公立短大に対する学生の満足度は、全般的に高い値となっている。「大変満足」として比率の高いのは「友人との出会い」、「本学に入学したこと」、「先生との出会い」の順となっている。各項目別、学科等分類別毎に見た満足度の評価値は表の通りである。

表27　公立短期大学に対する満足度

項目 ＼ 区分		評価値の平均	学科等分類別にみた満足度の評価値					
			社会	保健	人文・その他	家政	教育	芸術
①本学に入学したこと		3.50	3.50	3.49	3.53	3.42	3.57	3.49
②授業		3.29	3.30	3.38	3.30	3.19	3.29	3.33
③先生との出会い		3.41	3.37	3.44	3.46	3.31	3.44	3.63
④友人との出会い		3.72	3.70	3.64	3.73	3.74	3.79	3.72
⑤地域社会・人々との出会い		3.07	3.06	2.96	3.16	2.94	3.25	3.03
⑥事務職員の対応		3.02	3.11	2.94	2.99	2.92	3.05	3.02
⑦施設設備		2.85	2.77	3.27	2.98	2.79	2.74	2.57
⑧入学から現在までの自分の成長についての満足度		3.08	3.12	3.24	3.02	2.99	3.19	3.09
⑨あなたの入学目的の達成度	1　教養	3.07	3.10	3.09	3.10	2.98	3.09	3.08
	2　専門の知識と技能	3.21	3.22	3.45	3.11	3.17	3.32	3.31

（注）公立短大に対する満足度の評価値;各項目別、及び学科等分類ごとの順位を点数化（１位「大変満足」４点、２位「少し満足」３点、３位「あまり満足していない」２点、４位「まったく満足していない」１点）し、これを回答者数で除した数値。

（２）卒業生の受入先に対する調査結果の概要

①アンケート調査は、各実施大学の選定基準により選定した受入先（23都道県、135市町村所在の施設・企業等）699施設・企業等に対してアンケート調査を実施。回答数382、回収率54.6％。

②訪問調査は、アンケート調査に回答の受入れ施設・企業等の中から各大学が選定した128施設・企業等に対し、大学の実地調査員が訪問（ヒアリング）して調査を実施。実施率33.5％（128／382）。

③回答施設・企業等の業種と規模を見ると、「日本標準産業分類」（15分類）のすべての業種に及んでおり、人数では医療福祉、製造業、卸小売業、サービス業、金融保険業の順に多くなっている。施設・企業等の規模では、100人以下53％、1000人以下39.2％となっている。

④卒業生の受入先における在職状況は、１人が100、10人までが195、10人を超えているが50となっている。業種では、専門職、一般職、総合職、販売職、契約職員等の順となっている。

⑤公立短大卒業生に対する評価（４段階評価）を見ると、「責任を持って仕事をしている」(3.37)、「与えられた課題を最後までやり抜く粘り強さがある」、「職場の上司・同僚とうまく協力して仕事ができる」、「職場の上司・同僚、お客様、取引先（利用者）との適切なコミュニケーション能力がある」、「組織人としてのマナー・倫理観を備えている」、「職務遂行上必要な社会人としての一般常識を備えている」の順で平均3.0ポイントを超え、総合的評価は3.12と高い評価となっている。

⑥「採用枠」では、「設けている（「全部門」及び「部門によって設ける」)、「設けていない」がほぼ半々の状況、また、学歴による採用枠については学歴ごとに設けられていることが見られるが、短大については全体のうち27％という回答になっている。

⑦新卒者の選考採用時に「特に重視するもの」（１～５位の順位付け）としては、「面接」が最も高く（36％)、「筆記試験」、「適性検査」、「大学での専攻分野」・「大学での成績」の順となっている。

⑧新卒採用時の基本能力・経験・資質等で特に重視されているものとしては、「熱意・意欲」と「誠実さ・明るさ・素直さ等性格」が最も高く(22％)、次いで「チームワーク力」、「責任感」、「行動力・実行力」の順となっている。

⑨新卒者研修の研修目的（上位１～３位の順位付け）では、「社会人としての心構え」が最も高く（22％)、「ビジネスマナー（接客や電話対応、ビジネス文書等）」、「自社の企業理念、ビジョン」、「仕事の基本的な進め方」の順となっている。

⑩「短大教育に望むこと」（11項目から複数選択）では、「実社会との繋がりを意識した教育」が最も多く、「人の痛みがわかり、思いやりを育てる教育」、「自分の考えを引き出す教育」、「一般教養・基礎学力の育成」、「専門分野の基礎知識の取得」の順となっている。

⑪「本学に対するお考えやイメージと合致するもの」（10項目から複数選択）では、「将来的には四大として発展してほしい」が最も多く、「堅実である」、「地域への貢献度が高い」、「優れた教育・研究機関である」、「卒業生が優れている」、「就職など進路指導がしっかりしている」、「歴史と伝統がある」の順となっている。

（３）設置者に対する調査結果の概要

＜設問１＞　「設置目的・理念の達成度に対する設置者の評価」

①各設置者は、設置目的・理念に向けた各大学の実績や取組を積極的に評価している。

・大学認証評価において高く評価され、又自己点検評価の継続実施による改善を合わせて総括すると、設置目的・理念に関する達成の取組が不断になされている。

・建学の理念の下、常に実践的専門教育を通じて国際化、情報化、高齢化、環境保全など多様化する地域社会の要請に応えている。

・志願倍率、卒業生の就職状況は堅調に推移、今後は社会の変化に応じた教育の見直しなどが組織的行われる仕組みの構築が求められる。学生と地域との交流など地域との関わりへの積極的な取組や地域に根差した教育研究も展開されている。

・設置目的・理念は概ね実施、達成している。（開学以来、卒業生の多くが各医療機関で活躍し高い評価を得ていることから本学の設置目的等は達成されている、社会のニーズに応える人材を育成し、地域の芸術文化の進展に寄与しており、法人設立の目的に適う運営がなされている、など。）

・これまで地域に根差した学術研究、高等教育などを積極的に行い数多くの有能な人材を輩出し地域の振興・発展に貢献。今後も市政進展上重要な役割を果たすべき存在。

・卒業生は、いずれも政界・官界・実業界をはじめ地域で活躍。

・現在、地域の社会環境や経済情勢の大きな変化の下において実情に即した新たな目的と理念が求められている。

・教育理念を十分に達成し、優秀な人材を育成し社会に送り出していることに誇りを持っている。

・公立の短大として開学以来数多くの人材を輩出し、卒業生も広く内外で活躍するなど教育水準はもとより、地域の発展に大きく貢献してきている。

＜設問２＞　「大学の大学改革をどのように評価しているか」

②中期目標に則り学長のリーダーシップの下で様々な取り組みが進められている状況を踏まえて、大学改革の一層の推進に対する要望と期待が具体的に述べられている。

・学科課程の見直し、FD活動の検討を推進している。教員の業績評価制度導入が見送られていることや、学内の各種委員会機能の向上など大学運営面での自主的な改革については進捗が見られないところもある。

・高度化に対応できる優秀な人材を多く育成し安定的に地域に供給するなど地域全体の看護力の向上を図るための取り組みを進める必要。

・生き残りのための競争力を高めていくことが喫緊の課題であり、大学改革は必要不可欠。将来にわたって生き残り求められる大学としての成長が不可欠であり、今後のニーズにあった学科再編など、更なる改革が必要。

・社会のニーズに合わせてカリキュラムを改編し専門教育の充実・強化を図ってきており、その達成度は評価している。

・志願者数が大幅減少してきており、服飾系の短大の存在価値を高める改革が早急に求められている、製造のみならず品質管理、販促や販売に貢献できる総合的なクリエイター人材の育成が期待されている。

・少子化や高齢化の進展する中で、選ばれる大学となるようコース再編やカリキュラムの見直しなどを図り実施に成果を上げている。

・県民の期待に応えられるよう魅力ある短大として活性化させ、引き続き存続させていくための魅力ある短大作りに努める必要がある。

＜設問３＞　「公立短大の行政上の位置づけ」について

③最重要課題の一つに位置づけ、人的・財政的支援はじめ教育環境の充実に努めている。

公立短大の設置形態別の内訳は、次の通り。

区分	県立	市立	公立大学法人立	
			県立	市立
校数	２校	６校	８校	１校

・市の行政機関の一つ。その役割は地域で必要とする人材の育成、地域住民の進学先の確保、地域文化の向上など知的基盤の充実、地域経済の活性化などである。小規模自治体における高等教育機関の存在は地域の雇用や経済波及効果を生み出すとともに人的交流の促進やネットワークの形成など多面的な価値と効果を生み出しており本市にとって大きな財産である。
・学生の志を高める大学、地域から頼られる大学、国際交流を活性化し国際的視野を備えた人材の育成、など。(「第２期中期目標」において、各校でそれぞれ明示)
・人口減少の進展と厳しい財政状況の現在、「高等教育を受ける機会の拡大」の視点から、「地域の発展に繋がる人材育成と地域貢献」に変わってきている。平成30年度前半の状況を見据えて位置づけを検討し、時代のニーズに即したものにしていきたい。女子高校生の受け皿としての役割は依然として大きい。
・四年制大学化も含む将来的な在り方が今後の課題である。
・大学生の存在・力が地域の活性化に必要、今後も定数の確保を図り、大学運営を継続していきたい。
・一貫して教育を最重要施策に位置づけ、「教育立市」の実現に取り組んでいる。市の総合計画に「高等教育機関の機能を充実、活用する」を明記。
・時代の要請に対応するとともに地域社会に貢献できる人材の育成を目指した教育内容の充実を図るなど魅力ある短大づくりに努めている。本市における高等教育機関としての位置づけは重要、また、短大の存在意義は大きいと認識。大学に対して市民は誇りを持っている。
・公立短大は重要な人材養成・輩出拠点の一つ、大学運営に必要な人的支援及び財政的支援を行っている。計画的な施設・設備の整備を通し魅力的かつ機能的な教育環境の充実強化を図っていく。

＜設問４＞「設置者の課題」(苦労をしていることなど)

④厳しい財政の中での短大予算の確保、大学と市民の意見・要望等との調整。

・厳しい財政状況の中での短大への予算の確保。大学としての水準を確保し、教育環境の整備充実に計画的に取り組んでいきたい。
・大学の自治を尊重しつつも設置団体と法人側の間で意見が異なる場合、教育の質や財政面での効率的な運営等について双方の課題を理解し合い、話し合う機会が必要である。
・県民・市民の意見・要望に対して真摯に受け止めなければならない状況にあり、大学の自治と意見・要望との調整は難しい。
・「特になし」(４設置者)

＜設問５＞「設置者が推奨する公立短大の取組」

・「特色ある活動」については、19件、「地元から高い評判、評価を得ている活動」については、23件の推奨があった。(「取組一覧」略)

（４）公立短期大学長に対する調査結果の概要

①「当面する課題と取り組み状況（将来構想を含む。)」

各学長から回答のあった、(ア）大学の沿革、(イ）大学の特色、(ウ）大学改革等10年の歩み、(エ）第一サイクルの自己点検評価・認証評価から見えてきたこと、(オ）本学の当面する課題と取り組み状況（将来構想を含む。）のうち「当面する課題と取り組み状況（将来構想を含む。)」の概要は、以下の通り。((ア）～（エ）は、略)

・保育士、幼稚園教諭養成においては、学士課程教育が必要、四大化に向けた検討組織を組織し、準備に当たっている。
・(ⅰ）教養教育とキャリア教育の充実、(ⅱ）地域課題対応型の研究の強化、(ⅲ）入学生の確保(18歳人口の減少が顕著、高校を中心に調査を実施、高校及び高校生のニーズに対応した教育内容改善の取組を推進)。
・入試制度やカリキュラム等の継続的柔軟な改善を推進。
・(ⅰ）学科の再編・四年制化も視野に将来展望の検討、(ⅱ）専任専門のプロパー職員配置、(ⅲ）老朽校舎の整備。
・(ⅰ）社会的ニーズを踏まえ幼稚園教諭課程認定に向けた課題の洗い直し、(ⅱ）入試業務及び広報業務の総合的かつ専門的推進、(ⅲ）地域活性化センターの機能拡充。
・(ⅰ）学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化、(ⅱ）各種ハラスメントへの組織的な対策の明確化、(ⅲ）各点検・評価項目の検証

とPDCAサイクル手続き及び検証プロセスの明確化と実行、（iv）外部資金獲得、（ｖ）将来構想と本学の在り方・あるべき姿の継続的検討。

・四年制大学と同等な教養教育と２年間で習得可能な専門教育の教授を目指している。学生のキャリアアップのための教育のグレードアップ、卒業、単位取得制度の弾力化などにより就職・キャリアアップに有利で、多くの人々が受講可能な短期大学としていくことを目指す。

・四大化の検討に合わせ、大学の理念目標をわかりやすく整理・説明、卒後のフォローを検討、カリキュラム及び教育内容の不断の見直し、など。

・統合に伴う学内の教育体制、組織体制等の整備に向けた作業の計画的推進。

・（ｉ）広義のキャリア教育の推進、（ii）キャリア支援の充実、（iii）社会人教育への対応、（iv）地域貢献強化。

・栄養士と保育士・幼稚園教諭等専門的人材育成における時代の変化への対応、「地域のニーズに応え、地域と協働し地域に貢献する大学」の実現。

・四年制移行は将来の課題、公立短大の魅力を高める努力と工夫、これから目指すべき方向について５年間の中期計画に向けて検討中。

・大学の危機的状況に対する教職員の意識改革と失敗を恐れない挑戦的実行力、成功体験に囚われることなく効率的な組織運営や魅力的な教育の実現を目指す。

・四大に発展的に解消する。昼夜開講制とし、（ｉ）夜間主コースを設置、社会人入試、編入学、長期履修学生制度の導入、（ii）地域連携センターを拡充し「履修証明制度」の活用など短期学習ニーズに対応するプログラムを置く、（iii）社会人入試の導入など社会人教育を全学的な取り組みとする。平成27年の法人統合（予定）を視野に相互の協力・連携し知の拠点として生涯学習・社会人教育の中核としていくことが期待されている。

・（ｉ）学生の確保、（ii）進路支援の充実、（iii）施設の新築・改修計画、（iv）芸術文化ゾーンとの連携。

・（ｉ）建物・施設の大幅改善、（ii）将来構想の検討、（iii）広報活動の充実と高大連携の強化、（iv）FD活動の充実・強化、（ｖ）地域貢献活動の量的・質的な充実

②「各公立短大の取組事例の紹介」

「本学の特色ある取組」が16大学・16件、「地域において評価の高い、または評判の高い大学の取組」が15大学・16件の紹介があった。取組事例一覧は、下表の通り。

（その１）　本学の特色ある取組

区分	事　　項
1	・平和・人権・異文化理解を軸とした教育
2	・「インターンシップにおける４大学連携」事業
3	・自立型英語学習プログラム
4	・総合教養講座
5	・会津大学短期大学部地域活性化センター
6	・卒業生の就職先施設への訪問調査
7	・大月ヘルスツーリズム事業
8	・国際文化学科の交換留学制度等の取組
9	・HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）養成講座
10	・市政との連携
11	・ほいくまつり
12	・こどもの森
13	・大学を拠点とした地域協働型子育て支援「にいみ子育てカレッジ」の取組
14	・地域連携の専門科目「高知学」
15	・多様な演奏会による地域交流教育の工夫改善
16	・中核的専門人材育成のためのグローバル・コンソーシアム参加

（その２）　地域において評価の高い、又は評判の高い大学の取組

区分	事　　項
1	・地域に開き、地域に学ぶ教育
2	・地震・津波対策の整備、強化
3	・教員の専門性を活用した地域貢献
4	・いいで・米短こども大学
5	・学生による商店街活性化活動（アットストリート）
6	・復興支援プロジェクト
7	・看護職・市民向け「夜間サテライト」セミナーならびに「看護職のための生涯学習支援講座」
8	・“大ツキ”軽トラ市販売支援事業
9	・「高校生のための街なかオープンカレッジ in ○○」に代表される三大学連携事業
10	・地域貢献「出前講座、県民の日事業（健康フェア）」

区分	事　　項
11	・オープン・カレッジ
12	・おはなしレストラン
13	・地域住民と学生の相互支援活動
14	・地域連携講座「消費生活論」
15	・体験をスキルに変えるナラティブ能力育成
16	・鹿児島ピカリン☆プロジェクト

（参考２）　調査報告書（冊子）の構成

（報告書は公短協ホームページに掲載）

＜報告書目次＞

まえがき　短期大学の在り方に関する検討会
座長　難波　正義……３頁

◉公立短期大学に関する調査報告

１、本調査の概要　……6

２、本調査の構成と各調査の実施状況……6

３、調査結果について……8

（別添１）学生に対するアンケート調査結果

（別添２）卒業生の受入先に対する調査（「アンケート」及び「訪問」）結果

（別添３）設置者に対するアンケート調査結果

（別添４）公立短期大学学長に対する調査結果

（参　考）各調査結果の概要（要約）……8

◉各調査結果

（別添１）学生に対するアンケート調査結果

Ⅰ．調査対象者の概要……18

Ⅱ．調査結果の概要……20

（別添２）卒業生の受入先に対する調査（「アンケート」及び「訪問」）結果

Ⅰ．卒業生の受入先に対する実施校における調査「まとめ」……46

Ⅱ．卒業生の受入先に対する調査報告（各校別）……51

（別添３）設置者に対するアンケート調査結果

設問１：設置目的・理念の達成度 … 172

設問２：大学改革に対する評価… 176

設問３：貴県（市）行政における公立短大の位置づけ…… 179

設問４：大学との間で一番のご苦労されていること等…… 182

設問５：設置者が推奨する「短大の特色ある活動」「地元等からの高い評判、又は評価を得ている活動」等…… 184

（別添４）公立短期大学学長に対する調査結果

Ⅰ．本学の現状と課題（各校別）… 192

（１．沿革、２．本学の特色、３．大学改革等の10年のあゆみ、４．第一サイクルの自己点検評価及び認証評価結果からみえてきたこと、５．本学の当面する課題と取組状況（将来構想を含む。）について、等）

（参考）短期大学について …… 258

Ⅱ．本学の取組事例の紹介…… 262

（その１）本学の特色ある取組 … 263

（その２）地域において評価の高い又は評判の高い大学の取組…… 295

◉参考資料

（別紙１）「公立短期大学の現状と課題、公立短大生の進路選択、特色ある取組」に関する調査実施要項（平成25年９月26日、11月20日、短期大学の在り方に関する検討会決定）…… 328

・別紙１　短期大学の在り方に関する検討会委員等一覧

・別紙２　「学科分類」一覧

・別紙様式１～６

（別紙２）短期大学の在り方に関する検討会開催状況等…… 350

あとがき　短期大学の在り方に関する検討会ワーキンググループ主査　村上　哲也… 351

○広報委員会（報告）

平成29年10月３日　第５回広報委員会

１．検討経緯について

１）第66回（春季）通常総会（28.5.27）において、理事会メンバー等で構成する広報委員会の設置を決定、①公短協ホームページのリニューアル等による広報機能の整備を進めること、②ホームページの平成28年度におけるリニューアル及び事務職員の確保等を含む平成28年度事業計画及び予算を承認。

2）「広報委員会規程」（28.7.25会長決定）を制定、委員長に会長を充てることとし、ワーキング部会長に村上委員（大月短期大学学長）を指名。

3）第１回広報委員会（28.7.29）、第２回広報委員会（ワーキング）（29.8.23）、第３回広報委員会（ワーキング）（29.10.5）、第４回広報委員会（ワーキング）（29.3.29）を開催、関係予算を平成29年度に繰り延べ実施することを了承。

２．平成29年度の活動状況

1）第67回（春季）通常総会（29.5.26）において平成28年度広報委員会の検討状況報告を受けて、ホームページのリニューアル及び共通応報パンフレットの作成について審議、「共通広報パンフレット」“公立短期大学進学ガイド”の作成については平成30年度学生募集活動に間に合わせること、②ホームページのリニューアルは、本年秋頃の稼動に向けて準備作業を進めること、とされた。

2）「共通応報パンフレット」は、６月中旬に完成、各校に送付した（各1000部）。そのほか公立短期大学の広報・普及を目的に、都道府県及び指定都市教育委員会はじめ関係機関団体等に配布した。

3）ホームページのリニューアルについては、５月下旬に請負業者（Bijoux・橘綾子）を決定し、広報委員会が示した構成案に則り作成作業中。Bijoux（橘綾子）作成案については、10月３日（火）開催の第５回広報委員会（日本消防会館５回「第３会議室」）で報告・視聴を行い、各校による大学基本データの確認等を経て稼動に入ることを了承。（平成29年11月中を目途。）

4）今後の広報活動について

（1）ホームページの点検及び運用業務のレビューを行い、平易で、親しみ易いホームページ及び共通広報資料を目指し改善を図るとともに併せて公短協事務の簡素化と軽減策の検討を進める。

（2）引き続き、今後の広報活動の在り方について検討する。

短期大学を取り巻く文教施策の変遷

文部科学省高等教育局大学振興課

昨年度（令和２年度）、短期大学制度については、昭和25年の創設から70周年を迎えた。この節目に当たり、短期大学を取り巻く文教施策（学校教育法等の法令改正、答申等）について、平成22年以降の変遷を時系列で記録することとする。なお、法令改正については、施行年ではなく改正年で記載している。

平成22年

○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正（22年２月改正、23年４月施行）

・学生が社会的・職業的自立を図るために必要な能力を教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学における適切な体制の整備を規定

○学校教育法施行規則等の一部改正（22年６月改正、23年４月施行）

・大学が公表すべき教育情報の具体化・明確化

平成23年

●中央教育審議会答申

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（23年１月）

・短期大学における教育は、資格等取得に必要となる知識・技能の習得のみならず、教養教育の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地を備えた専門的知識・技能の習得を目指すことが求められる。

・職業横断的な実務能力の育成の役割が期待される。

・高等教育のファーストステージとしての役割、現代的ニーズにこたえる短期大学独自の職業教育の提供、地域・社会の人材需要に対応した職業教育の展開等、大学とは異なる視点で充実策を検討していくことが必要。

平成24年

○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正（24年５月改正、25年１月施行）

・空地・運動場に関する特区制度の全国展開

●中央教育審議会答申

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成24年８月）

・社会経済構造の変化の中でその重要性が増し、高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしている短期大学士課程について、知識基盤社会、成熟社会の中でその機能をどのように再構築すべきかなど、その在り方を検討することとされ、第７期中央教育審議会において、現状・課題を踏まえた短期大学の機能の充実・再構築について議論を行うこととなった。

・・・資料１

平成25年

○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正（25年３月改正、25年４月施行）

・多様な授業期間の設定を可能にし、アカデミックカレンダーを柔軟化

平成26年

●中央教育審議会大学分科会審議まとめ

「大学のガバナンス改革の推進について」（平成26年２月）

・各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的にマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

・・・資料２

○学校教育法等の一部改正（26年６月改正、27年４月施行）

・副学長の職務内容について校務を分担できるよう見直し

・教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化　等

●中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ審議まとめ
「短期大学の今後の在り方について」（平成26年８月）
・平成24年８月の中教審答申により、大学分科会大学教育部会において短期大学の機能の充実・再構築について議論を行う必要性を踏まえ、平成25年12月に大学教育部会の下に、短期大学ワーキンググループが設置され、平成26年８月に「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）」をとりまとめ。
・短期大学の機能を、①専門職業人材の養成、②地域コミュニティの基盤となる人材養成、③知識基盤社会に対応した教養的素養を有する人材養成、④多様な生涯学習機会の提供の四つに整理した上で、短期大学の教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進し、自ら機能を選択し、先導的な取組を行う短期大学に対して支援を行うことを、当面の振興方策として提言。
・・・資料３

○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正（26年11月改正、26年11月施行）
・我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科を設けることができる制度（国際連携教育課程（JD）制度）を創設

○私立学校法の一部改正（26年３月改正、26年４月施行）
・理事の忠実義務の明確化
・所轄庁による学校法人に対する必要な措置命令等の規定及び、業務・財産の状況に関する報告及び検査の規定を整備

○私立学校法施行規則の一部改正（26年２月改正、26年10月施行）
・大学等の設置に係る寄附行為申請について、審査期間の延長及び書類提出時期を改正

平成27年

○学校教育法等の一部改正（27年６月改正、28年４月施行）
・修業年限２年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる規定を整備

○学校教育法施行規則の一部改正（28年３月改正、29年４月施行）
・各大学における三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表を義務化
・・・資料４

○大学設置基準等の一部改正（28年３月改正、29年４月施行）
・各大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門職大学院に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）の機会を設けること等を義務化

平成28年

○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正（29年３月改正、29年４月施行）
・大学における教職協働の取組が進むよう、教員と事務職員等との適切な役割分担の下、両者の連携体制を確保することを規定
・JDに関する入学前の既修得単位の認定について、特に必要と認められる場合には認定を可能とする旨の例外規定を整備

平成29年

○学校教育法等の一部改正（29年５月改正、31年４月施行）
・専門職大学・専門職短期大学の創設
・大学における専門職学部・短期大学における専門職学科の創設
・・・資料５－１
・短期大学の機能強化（入学前の既修得単位として実務経験を通じた能力習得について単位認定、小規模の学科を想定した基準を追加）
・・・資料５－２

○私立学校法施行規則の一部改正（29年９月改正、29年９月施行）
・専門職大学の創設に係る寄附行為に関する規定を整備

平成30年

●中央教育審議会答申
「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（30年11月答申）
＜短大部分抜粋＞
・短期大学は、全国に幅広く分布しているが、４

割以上が中核市よりも人口規模が小さい地方都市に設置され、自県内入学率・就職率共に約７割に上るなど地方の進学機会の確保に重要な役割を果たしている。女子学生の教育にも大きな役割を果たすとともに、幅広い教養を踏まえて職業又は実際生活に必要な能力を育成する教育を行っており、幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士、介護人材等の多様な人材を養成してきた。今後は、短期であることや地域でのアクセスの容易さといった強みを活かし、高齢者も含めた社会人へのリカレント教育を通じた地域貢献などの役割も期待されるところであり、地域に必要な高等教育機関として教育の質を高めていくことが重要である。また、2040年に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置付けの再構築について検討することも必要である。

・・・資料６

平成31年

○学校教育法施行規則の一部改正（31年１月改正、31年４月施行）

・履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮

○大学入学資格関係告示の一部改正（31年１月改正・施行）

・大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定

○私立学校法施行規則等改正（31年３月改正、31年５月施行）

・学部単位等での事業譲渡を可能とするとともに、既存の学部を活用した組織再編に係る審査手続を簡素化

○学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正（R1年８月改正・施行）

・大学における学部等連係課程・短期大学における学科連携課程の設置、実務家教員の参画促進、履修証明制度への単位付与、学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設

・・・資料７

○私立学校法等の一部改正（令和元年５月、令和２年４月施行）

・役員の職務及び責任の明確化、特別の利益供与の禁止、役員の損害賠償等に関する規定を整備

・学校法人の情報公開の充実、中期的な計画の作成、破綻処理手続きの円滑化等に係る規定を新設

・このほか、関連する私立学校法施行令や私立学校法施行規則を整備

・・・資料８

令和２年

●中央教育審議会大学分科会

「教学マネジメント指針」（令和２年１月）

・平成30年11月の「グランドデザイン答申」で提言された、学修者本位の教育の実現を図るための大学における教育改善･改革の在り方として、「三つの方針」を通じた学修目標の具体化、学習成果・教育成果の把握・可視化等を提示。

・・・資料９

資料１

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて
～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）の概要

１．大学の役割と今回の答申の趣旨

将来の予測が困難な時代
◆グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等、社会の急激な変化は、我が国社会のあらゆる側面に影響。

大学改革に対する期待の高まり
◆産業界や地域社会は予測困難な次代を切り拓く人材や学術研究に期待。
◆大学進学率が5割を超え、我が国の高等教育は新段階。
◆国立大学法人化や認証評価制度の導入から10年。

今最も求められているのは、我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力。知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学は
・新しい知識やアイディアに基づいた新しい時代の見通しと大学の役割を描き、
・次代を切り拓く人材の育成や学術研究の推進
により、未来を形づくり、社会をリードすることが求められている。

２．検討の基本的な視点

- 多くの関係者との双方向の意見交換や客観的データの重視の視点
- 初等中等教育から高等教育にかけて能力をいかに育むかという視点
- 迅速な改革の必要性

３．これからの目指すべき社会像と求められる能力

我が国の目指すべき社会像
◆優れた知識やアイディアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える安定的な成長を持続的に果たす成熟社会
⇒「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」

成熟社会において求められる能力
◆答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の認知的能力
◆チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
◆想定外の困難に際して的確な判断ができるための基盤となる教養、知識、経験
など、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」。

４．求められる学士課程教育の質的転換

◆上記のような「学士力」を育むためには、ディスカッションやディベートといった双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムによる主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
◆学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続け、主体的に考える力を修得。そのためには質を伴った学修時間が必要。

しかし

５．学士課程教育の現状と学修時間

◆学生の学修時間が短い（学期中１日当たり4．6時間）。
◆国民、産業界、学生は、学士課程教育改善の到達点に不満足。
◆学長、学部長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間について不満足。
◆高校生も学力中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少。

このため

６．学士課程教育の質的転換への方策

◆質的転換の好循環を作り出す始点としての学修時間の増加・確保が、以下の諸方策と連なって進められることが必要。
・教育課程の体系化（授業科目の整理・統合を含む）　・組織的な教育の実施　・授業計画（シラバス）の充実　・全学的な教学マネジメントの確立
◆教員中心の授業科目の編成から学位プログラムとして、組織的・体系的な教育課程への転換が必要。

そのための課題は

７．質的転換に向けた更なる課題

① 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着
② 学修支援環境の更なる整備の必要性
③ 高等学校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性
④ 社会と大学の接続の改善の必要性（就職活動の早期化・長期化の是正等）

これらの課題を乗り越え学士課程教育の質的転換のために

８．今後の具体的な改革方策

速やかに取り組む事項

大　学

○大学の学位授与方針（育成する能力の明示）の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、
体系的な教育課程（P）⇒ 教員同士の役割分担と連携による組織的な教育（D）⇒ アセスメント・テストや学修行動調査（学修時間等）等の活用による、学生の学修成果、教員の教育活動、教育課程にわたる評価（C）⇒ 教育課程や教育方法等の更なる改善（A）
という改革サイクルを確立。
○学部長の選任に当たっては、改革サイクルを担うチームの構成員としての適任性も重視。

大学支援組織
（大学団体、評価機関、日本学術会議等）
◆ﾌｧｶﾙﾃｨ・ﾃﾞｨﾍﾞﾛｯﾌﾟﾒﾝﾄ（教員の研修、FD）や教育課程の専門家の養成。
◆「大学ポートレート（仮称）」による大学情報の積極的発信の促進。
◆ｱｾｽﾒﾝﾄ・ﾃｽﾄや学修行動調査等、学修成果の把握の具体的方策の研究・開発。
◆教育課程の参照基準（日本学術会議。経営学、言語・文学、法学が先行）等の積極的な活用。
◆大学評価の改善（学修成果の重視、客観的評価指標の開発、多様なステークホルダーの意見の活用、評価業務の効率化等）。

文部科学省等
◆基盤的経費や補助金等の配分を通じて、改革サイクル確立を支援。
◆体系的なFDの受講と大学設置基準の教員の教育能力との関係の明確化。
◆FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究。
◆学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財政措置の充実や税制改正。
◆学生との直接的な議論や熟議の継続。

地域社会・企業等
◆インターンシップ、社会体験活動等、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力。
◆地域社会の核である大学との連携や積極的活用。
◆就職活動の早期化・長期化の是正。

大学改革実行プランも踏まえ迅速・着実に実施

速やかに審議を開始する事項

◆高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三局面の改善を連携しながら同時に進めるため、高等学校教育と大学教育の接続に関し、中教審に新たに特別な審議の場を設置し審議。
◆「プログラムとしての学士課程教育」を定着させるための大学制度の在り方について、ガバナンスの在り方や財政基盤の確立も含め審議。
◆短期大学士課程の在り方について検討。
◇それぞれ１年を目途に大きな方向性を整理。

資料２

大学のガバナンス改革の推進について（概要）

○「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする**社会環境の急激な変化**
○グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、**大学に対する社会からの期待の高まり**

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、**学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。**

◇ **各大学は、主体的・自律的にガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。**
学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
◇ **国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。**
◇ **社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。**

大学

1. 学長のリーダーシップの確立
【学長補佐体制の強化】総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用
【人　事】ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度
【予　算】学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保
【組織再編】ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価
◆選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定
◆安定的な運営ができる学長任期の設定
◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価
◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命
◆学長による学部長等の業績評価

4. 教授会の役割の明確化
◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議
◆設置単位の再点検
◆審議事項の透明化

5. 監事の役割の強化
◆ガバナンスの監査
◆監事の常勤化を推進

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

国

＜国公私立共通の支援＞
☆制度改正を通じた支援（所要の法令改正）
☆予算を通じた支援（学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化）
☆評価、監査、大学団体等との協力
●教授会の役割の明確化
●学長補佐体制の充実（副学長、高度専門職）等

＜国立大学法人への支援＞
☆国立大学改革プランの確実な実施（ミッション再定義、改革構想（組織再編、資源再配分）への重点支援、年俸制等の導入等）
☆第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記
●監事機能の強化
●経営協議会の構成の見直し　等

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

資料３

「短期大学の今後の在り方について」（審議まとめ）の概要

中央教育審議会短期大学ワーキンググループ（平成26年8月6日）

【我が国の短期大学の特長】

・学位が取得できる短期高等教育機関
→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること
・教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関
→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を展開していること
・職業能力を育成する高等教育機関
→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること
・小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関
→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること
・アクセスしやすい身近な高等教育機関
→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること
・教育の質が保証された高等教育機関
→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

【課題】

・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
・短期大学の位置付けの明確化
・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
・学生に対する支援の充実
・短期大学の教職員の資質と能力の向上

【短期大学における当面の機能別振興方策】

○　短期大学の特長的な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。

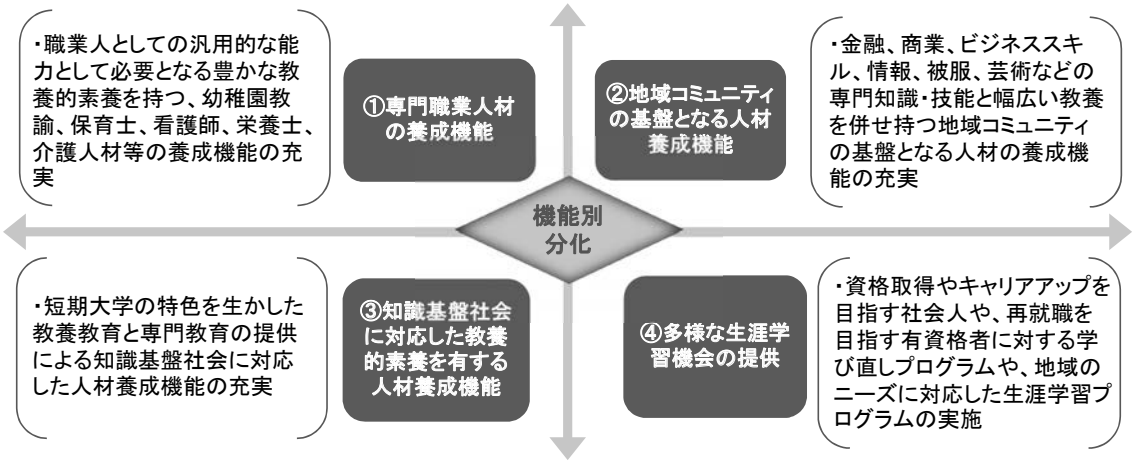

必要な基盤経費を確保しつつ、自ら機能を選択し、社会的要請に応える
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

①産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援
→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援
②地方創生のリード役となる短期大学の支援
→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援
③大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援
→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

地方の創生
女性の活躍
高等教育の機会均等の確保

資料４

三つの方針の策定・公表に関する省令改正

«学校教育法施行規則の改正»

全ての大学等において、以下の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

（平成28年3月31日改正、平成29年4月1日施行）

大学教育の充実に向けたPDCAサイクルの確立

・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
入学者に求める学力の明確化、具体的な入学者選抜方法の明示

«三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン»

（平成28年3月31日　中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた自主的・自律的な三つの方針の策定と運用の参考指針

（主な内容）

- 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程）を基本に、各大学が適切に判断。
- 各大学において、
  ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

資料５－１

学校教育法の一部を改正する法律の概要

平成29年5月31日公布（平成29年法律第41号）

趣旨・背景

「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な実践力 ＋ 豊かな創造力

理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材
かつ　変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

《例》【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材　など

高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概　要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》　→　設置基準(省令)等により具体的な制度を設計［＊印］

１.目的等

①機関の目的　深く専門の学芸を教授研究し、**専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的**とする。
→　＊ 実習等の強化(卒業単位の概ね3～4割以上。長期の企業内実習等)　＊ 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与　課程修了者には、**文部科学大臣が定める学位**を授与する。
→　＊「学士（専門職）」又は「短期大学士（専門職）」を授与

２.社会のニーズへの即応

①産業界等との連携　専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、**専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。**
→　＊ 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備（「教育課程連携協議会」）

②認証評価における分野別評価　専門職大学等の認証評価においては、**専門分野の特性に応じた評価**を受ける。
→　＊ 産業界等と連携した認証評価の体制整備

３.社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分　専門職大学（４年制）の課程は、**前期（２年又は３年）及び後期（２年又は１年）に区分**できる。

②修業年限の通算　実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該**実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算**できる。

施行期日　**平成３１年４月１日**

大学等の専門職学科の制度化【大学設置基準・短期大学設置基準の一部改正】

○ **大学等は、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開させるよう特別の教育課程を編成して教育を行う学科（専門職学科）を置くことができることとし、専門職学科に係る基準の特例を定める。**【平成31年4月1日施行】
※ 大学の学部のうち、専門職学科のみ組織するものは、「専門職学部」とする。
※ 学科に代えて課程（大学設置基準第５条）を設ける場合等にも、同様の措置を可能とする。

«設置基準の特例»【◎:大学及び短大における特例 ／ ○:大学における特例（短大については、専門職学科に限らず短大全体に導入）】

教育課程の編成

【教育課程の編成方針】
◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。

【教育課程連携協議会】
◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のための「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

授業科目

【開設授業科目】
◎ 開設すべき授業科目として、４つの授業科目を規定。
① 一般・基礎科目〔４年制で20単位以上／２年制で10単位以上〕
② 職業専門科目〔４年制で60単位以上／２年制で30単位以上〕
③ 展 開 科 目〔４年制で20単位以上／２年制で10単位以上〕
④ 総 合 科 目〔４年制で４単位以上／２年制で２単位以上〕

卒業要件等

【実習等の重視】
◎ 卒業要件として、実習等による授業科目で一定単位数の修得を求める。
〔４年制で40単位以上／２年制で20単位以上〕
◎ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。〔４年制で20単位以上／２年制で10単位以上〕
※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務実習等」による一部代替も可能とする。〔４年制で５単位まで／２年制で２単位まで〕

【入学前の既修得単位の認定】
○ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備。
〔４年制で30単位まで／２年制で15単位まで〕

教員

【専任教員数】
○ 専任教員数については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。

【実務家教員】
◎ 必要専任教員数のおおむね４割以上は「専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（実務家教員）とする。
◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」（専任教員以外の者であっても、１年につき６単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者）で足りるものとする。

学生

【入学者選抜】
◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。

【同時に授業を行う学生数】
◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として４０人以下。
※ 教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあげられる場合にはこの限りでない。

施設設備

【校舎面積】
○ 専門職学部の校舎面積について、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

資料５－２

短期大学設置基準の改正について

＜改正の趣旨＞

（大学等における実践的・創造的な専門職業人養成の推進）

○　実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化を提言した平成27年５月の中央教育審議会答申では、新たな機関の設置形態について、
① 既存の大学・短期大学と並ぶ独立の組織として設置されるとともに、
② 「既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるよう…一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるように…することが適当である」としている。

○　機関全体を専門職業人養成に特化させた大学・短期大学の枠組みとしては、今般、専門職大学及び専門職短期大学の制度化が図られたが（学校教育法の一部改正。平成31年４月施行）、専門職大学等の趣旨を既存の大学等の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、大学設置基準・短期大学設置基準等を改正して、「専門職学科」の制度を新たに創設。

（地域における短期大学の役割・機能の強化）

○　さらに、短期大学については、中央教育審議会大学分科会が平成29年２月にとりまとめた「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」において、「地域における高等教育機会を確保するための仕組みの強化」、「社会人学生のニーズに応じた教育の提供方法の充実」について、早急に検討を進める必要があるとされている。

○　これらを踏まえ、短期大学に関し、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、また、地域の産業を支える社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するため、短期大学設置基準の所要の規定を整備。

短期大学設置基準の改正について

＜改正の概要＞

Ⅰ．短期大学の機能強化

１．入学前の実務経験を通じて修得した職業に必要な能力についての単位認定
＞＞社会人のための職業教育機能・再教育機能の強化

○以下の場合には当該短期大学における授業科目の履修とみなし単位認定。
〔２年制で15単位まで／３年制で23単位まで〕

・入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力を修得している場合。

・修得した当該職業に必要な能力が教育上有益と認められる場合。

２．小規模学科のための基準の整備
＞＞地域における高等教育機会の確保

○専任教員数については、入学定員が設置基準に定める数に満たない場合、二割の範囲内で兼任の教員をもって代えることができるものとする。

○校舎面積については、収容定員「100人まで」の場合に加え「50人まで」の場合の基準を新たに追加。

短期大学設置基準の改正について

Ⅱ．専門職学科の制度化

＞＞専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力の育成・展開

1．専門職学科の設置

○ 短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

○ 短期大学は、専門職学科のみを置くことはできない。

2．専門職学科に係る入学者選抜

○ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。

3．教育課程

ⅰ）教育課程の編成方針

・「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成及び「職業倫理の涵養」に配慮。

・ 職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発・教育課程の編成を行うとともに、内容・構成等の見直しを不断に行う。

ⅱ）教育課程連携協議会

・ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・円滑及び効果的な実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

ⅲ）授業科目

・ 次の4種類の授業科目を開設。

①一般･基礎科目　②職業専門科目　③展 開 科 目　④総 合 科 目

ⅳ）同時に授業を行う学生数

・ 原則として40人以下とする。

（教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。）

短期大学設置基準の改正について

4．卒業の要件

○ 短期大学の学科における卒業に必要な修得単位は、2年制で62単位以上、3年制で93単位。
専門職学科では、これに加え以下の単位が必要。

①一般･基礎科目 〔2年制で20単位以上／3年制で15単位以上〕
②職業専門科目 〔2年制で30単位以上／3年制で45単位以上〕
③展 開 科 目 〔2年制で20単位以上／3年制で15単位以上〕
④総 合 科 目 〔2年制･3年制で2単位以上〕

○ 専門職学科における卒業に必要な取得単位数のうち、実習等による授業科目で一定単位数以上の修得を求める。
〔2年制で20単位以上、3年制で30単位以上〕

○ 実習等による授業科目には、企業等での「隣地実務実習」に係る単位が一定単位数以上含まれること。
〔 2年制で10単位以上、3年制で15単位以上〕

○ 「隣地実務実習」については、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果が十分にあげられると認められる場合には一定単位数を超えない範囲で「連携実務演習等」をもって代えることができる。
〔 2年制で2単位まで、3年制で3単位まで〕

短期大学設置基準の改正について
（専門職学科の制度化、小規模学科のための基準の整備等）

5. 実務の経験等を有する専任教員

○ 専門職学科に係る必要専任教員数のおおむね4割以上は実務家教員（※）とする。
※専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者。

○ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する(※)実務家教員とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

○ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、みなし専任教員（※）で足りるものとする。
※ 専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者

6. 実務実習に必要な施設

○ 臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

資料６

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

Ⅰ. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化
国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを享受できる社会」
Society5.0　第4次産業革命　人生100年時代　グローバル化　地方創生

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代を生きる人材像	● 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく ● 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材
学修者本位の教育への転換	● 「何を学び、身に付けることができたのか」＋個々人の学修成果の可視化 （個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却） ● 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」	● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元
研究力の強化	● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
産業界との協力・連携	● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
地域への貢献	● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

Ⅱ. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生
● 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
→ リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員
● 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
→ 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備（研修、業績評価等）

多様で柔軟な教育プログラム
● 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
→ 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等
● 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
→ 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人（仮称）」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化
● 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表 …「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立
→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
● 学修成果の可視化と情報公表の促進
→ ・単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
・教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

● 設置基準の見直し
（定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し）
● 認証評価制度の充実
（法令違反等に対する厳格な対応）

教育の質保証システムの確立

Ⅳ. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模
● 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
● 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計
・18歳人口：120万人（2017）
→ 88万人（現在の74%の規模）
・大学進学者数：63万人（2017）
→51万人（現在の80%の規模）

地域における高等教育
● 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築

国公私の役割
● 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
● 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

Ⅴ. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

● 各学校種（大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院）における特有の課題の検討
● 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

Ⅵ. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

● 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
● 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要（財源の多様化）

→

● 教育・研究コストの可視化
● 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

→

公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
→ 必要な投資を得られる機運の醸成

資料７

「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」の制度化

学位プログラムの現状と課題

【定義】

✓「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

【現状】

✓学生の所属する組織＝教員が所属する組織＝提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

【課題】

✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。

✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。

○「**2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）**

大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、**大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能**とする。

既存の学部・研究科等の教育資源を活用して**分野横断的な教育課程を編成**し、その**修了者に学位を授与することが可能**な「**学部等連係課程実施基本組織**※」**を設置可能とする**ため、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正する。

※４年制大学の場合。大学院の場合は研究科等連係課程実施基本組織、短期大学の場合は学科連係課程実施学科。以下同じ。

学部等連係課程実施基本組織の位置づけ

✓ 大学は、**分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要**があり、**教育研究に支障がないと認められる場合**には、**複数の既存学部等**※（以下「連係協力学部等」という。）**との緊密な連係及び協力の下、それらが有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができる**ものとする。

※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

制度イメージ　※学部段階(学部等連係課程実施基本組織）の例

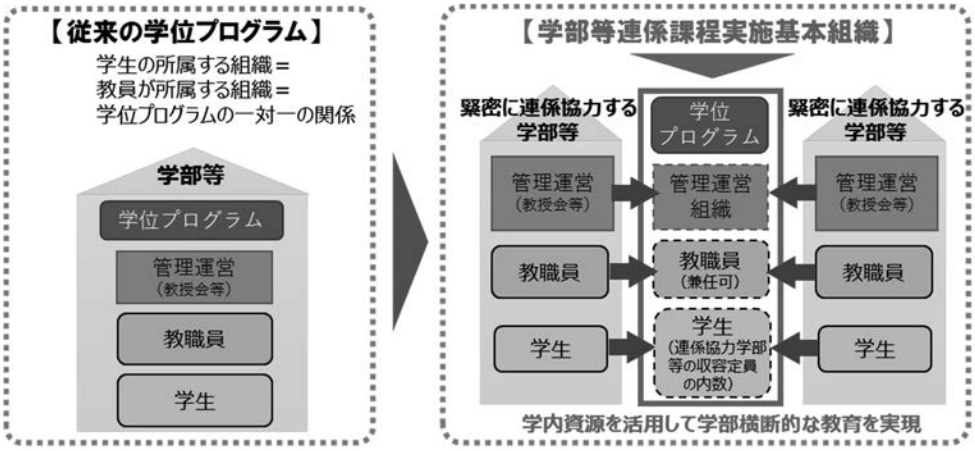

教員組織

✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する学部等の場合と同じ数を置く**ものとする。ただし、**教育研究に支障を生じない場合には、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができる**ものとする。（兼任（ダブルカウント））

※ 新たな学位プログラムの実施に当たっては、運営管理業務や、連係協力学部等との調整業務が必要となるため、運営管理を主に担う教員を置くようにすること、及び、当該基本組織等と連係協力学部等の双方に所属する教員の勤務状況を、エフォート管理等を通じて適切に行うべきことについて、施行通知等を通じて周知する。

専任教員数、校舎面積、附属施設

✓ 学部等連係課程実施基本組織の**専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれぞれ基準を満たせば足りる**ものとする。

収容定員（学生組織）

✓ 学部等連係課程実施基本組織の**収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数**とし、当該組織ごとに学則において定めるものとする。

※ 当該基本組織等に所属する学生が、当該基本組織等に対する所属意識を十分に醸成できるよう、大学としての取組を施行通知において求める予定。

設置手続

✓ 学部等の設置の場合と同様に、学部等連係課程実施基本組織の設置が、**大学が授与する学位の分野等の変更を伴う場合には認可**、**伴わない場合には届出**の対象となる。

✓ 当該基本組織等が学内資源を活用して設置されることに鑑み、当該基本組織等の設置を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、届出設置の場合については**提出書類を軽減するとともに届出期間を短縮**する。

設置の類型	学部等の場合	学部等連係課程実施基本組織の場合
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴う設置	認　可	認　可
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴わない設置	届　出	届　出

○提出書類：「校地校舎等の図面」「教員個人調書」「教員就任承諾書」を提出不要に

○届出期間：開設前年度の12月末 → 開設２か月前

質保証、教学管理体制

✓ 大学は、**学部等連係課程実施基本組織を設置する際には、三つのポリシーを策定**するとともに、連係協力学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施するなど、責任ある**教学管理体制を整備**する。
（いずれも施行通知において要請。）

履修証明プログラムへの単位授与

- 履修証明プログラムの実施大学において、内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して**単位授与の際の目安を設定**するものとする。
- その上で、**履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能**とし、**大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用**できるようにする。

  （ただし、科目等履修生としての単位授与と重複することが無いように留意が必要。）
- 更に、**大学以外の教育施設等における学修の単位認定**（大学設置基準第２９条）、**入学前の既修得単位等の認定**（大学設置基準第３０条）の対象とし、**学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げに活用**できるようにする。

【単位授与の際の目安の設定イメージ】

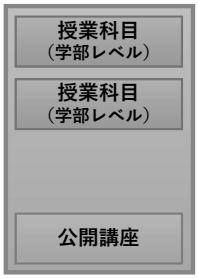

・学部の応用的な内容
・履修時間：６０時間
・演習課題やレポート課題
・５単位相当

・学部の基礎的な内容
・履修時間：６０時間
・修了試験や出席状況
・２単位相当

【参考】現行の履修証明制度の概要

対象者：**社会人**（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）

内　容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、**体系的な知識・技術等の習得**を目指した教育プログラム

期　間：目的・内容に応じ、**総時間数６０時間以上**で各大学等において設定

証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した**履修証明書を交付**

質保証：プログラムの**内容等を公表**するとともに、各大学等においてその**質を保証するための仕組みを確保**

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

創　設：**平成１９年の学校教育法の改正により創設**され、**同年１２月２６日から施行**。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第百五条　大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一号）（抄）

第百六十四条　大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たつては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

２　特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。

３　特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

４　特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

５　大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

６　大学は、学校教育法第百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

７　大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

学修証明書の交付

- 入学後の経済状況の変化による中途退学や学部選択のミスマッチへの対応のためには、**正規の学位課程の一部を修了した者の学修証明**（「副専攻○○修了」「○○コース修了」等）を交付し、**就職・転職活動や転部・転学の際に活用できるようにすることが有益**であると考えられる。

- また、現代社会においては、生涯を通じて、最新で最高度の知識･技能等を身につけ、その能力を向上させ続けることが必要とされているが、**社会人の学び直しニーズが多様化**しており、正規の学位課程で学位の取得をめざすのみならず、ユニット的・モジュール的に、**科目等履修生として正規の学位課程の一部を修了**することも想定され、このような学びに対する**学修証明の社会的意義**が高まっている。

- こうした状況を踏まえ，今般，大学の正規の学位課程のうち、一定のまとまりのある一部（「体系的に開設された授業科目の単位」）を修得した学生又は科目等履修生に対し、その事実を証する**学修証明書を交付することについて，法令上位置づけた**。

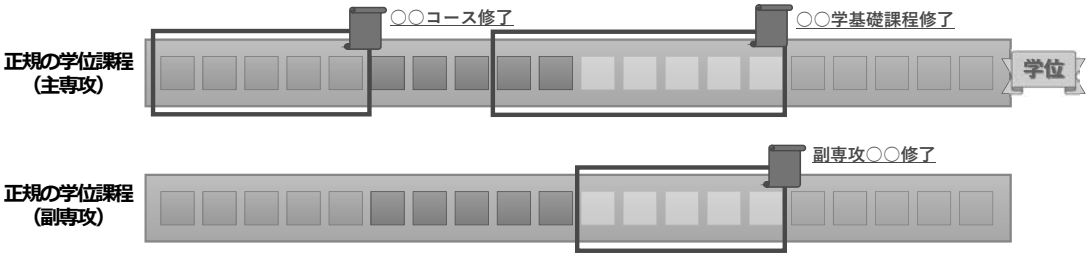

実務家教員の登用促進について

実務家教員の現状と課題

- ✓ 大学等において、学生の社会的･職業的自立を図るために必要な能力を培う機会を確保するという観点や、ＡＩ・ＩＴ等の新たな社会的ニーズが生まれている分野における高度専門人材の育成の在り方を革新する観点等からも、学部段階から、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開が期待。

- ✓ 実務の観点を踏まえた教育課程･授業の改善を促すには、これらのプロセスに、実務家などの学外の人的資源を参画させることが必要。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」抜粋

社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促すため、**専任教員として実務家教員を配置することができる旨を、大学設置基準上、確認的に規定**する。

また、実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、**実務家教員で６単位以上の担当授業科目を持つ場合は、教育課程の編成等に責任を負う者とするよう努める**こととする。

実務家教員の配置等について大学設置基準を改正する。

実務家教員の配置

✓ 大学設置基準第十三条に規定する必要専任教員数に加え、大学において、**実務家教員を置くことができる旨を確認的に規定**する。

✓ 実務家教員の定義については、専門職大学院等と同様、**「専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者」**とする。

■今般の改正イメージ

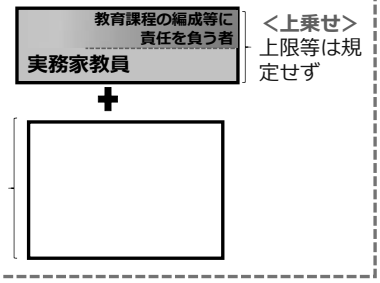

実務家教員と教育課程の関わり

✓ 実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、**大学は実務家教員が一年につき、六単位以上の授業科目を担当する場合には、当該教員が教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うよう努める**こととする。

※ 教授会やカリキュラム委員会等への参画等、実質的な形で大学の教育課程の編成に責任を負うものとし、具体的な参画の形は各大学において明確化するものとする。

実務家教員の質の確保

✓ 実務家教員は現場に関わる豊富な知識・技能等を有する一方で、必ずしも授業を教えることに熟練しているわけではないため、各大学において積極的に**ＦＤに参加させるよう努めることを施行通知等で周知**。

資料８

私立学校法の改正について（概要）

令和2年4月1日施行

改正事項

（1）役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
①学校法人の責務の新設 ②役員の責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化

（2）情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】**　（3）中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**

（4）破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】**　等

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象

学校法人

（1）役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
①学校法人の責務の新設：運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保（24条）

理事・理事会

監督

理事長　外部理事

【選任】
・校長、評議員に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
・5名以上で組織
・1名以上が外部理事
・欠格事由あり

【義務・責任】
・忠実義務
・利益相反行為規制
（代表権のある理事のみ、所轄庁による特別代理人の選任が必要）

②善管注意義務（35条の2）

②法人・第三者への損害賠償責任（44条の2～44条の4）

②学校法人から役員等に対する特別の利益供与禁止（26条の2）

③特別の利害関係を有する理事の議決権排除（36条）

③利益相反取引制限の対象拡大（40条の5）

③監事への報告義務（著しい損害を及ぼすおそれのある事実）（40条の5）

監査

監事

【選任】　外部監事
・評議員会の同意により理事長が選任
・2名以上必要
・1名以上が外部監事
・欠格事由　・兼任禁止

【理事・理事会への牽制機能】
・業務監査　・財産状況監査
・監査報告書の作成・提出
・不正行為の報告
・（不正等の場合の）評議員会の招集請求
・理事会への出席・意見陳述

④理事の業務執行状況の監査（37条）

④理事会の招集請求権・招集権、評議員会の招集権の付与（不正等の場合）（37条）

④理事の法令違反行為等の差止め（40条の5）

（2）情報公開の充実
・寄附行為、役員名簿の一般閲覧（33条の2、47条）
・役員報酬基準の作成・閲覧（47条、48条）
・【大】財務書類等及び役員報酬基準の一般閲覧及び公表（47条、63条の2）

（3）中期的な計画等の作成
・予算、事業計画の作成の義務付け（45条の2）
・【大】認証評価の結果を踏まえた事業に関する中期的な計画の作成を義務付け（45条の2）

（4）破綻処理手続きの円滑化
・解散命令による解散時の所轄庁による清算人選任（50条の4）

意見

評議員会

⑤中期的な計画・役員報酬基準への意見（42条）

【選任】・職員、卒業生に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任　・理事の定数の2倍超で組織
【理事・理事会への牽制機能】・予算、事業計画、寄附行為変更等に関する意見聴取義務　・意見陳述・答申・報告請求権　等

資料９

「教学マネジメント指針」概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- ○ 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- ○ その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- ○ 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ○ ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- ○ 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- ○ 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラム」レベル

Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR）

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

Ⅰ「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

Ⅱ 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、週複数回授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

Ⅰ～Ⅴの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

Ⅴ 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

資　料

○主な外部団体の委員等

＜平成23年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【文科省】 大学等関係団体就職問題協議会	委員	遠藤　恵子（山形県立米沢女子短期大学長）
【　〃　】 就職問題懇談会	委員	美田　誠二（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	遠藤　恵子（山形県立米沢女子短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	遠藤　恵子（山形県立米沢女子短期大学長）
【大学評価・学位授与機構】 運営委員会	委員	上條　宏之（長野県短期大学長）
【　〃　】 短期大学機関別認証評価委員会	委員	樋田豊次郎（秋田公立美術工芸短期大学長）
	委員	澤井　昭男（前山形県立米沢女子短期大学長）
	委員	吉村惠美子（前川崎市立看護短期大学長）
	委員長	上條　宏之（長野県短期大学長）
	委員	松田　之利（前岐阜市立女子短期大学長）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	難波　正義（新見公立短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員	石橋敬太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部教授）
	副委員長	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員	宮本　教雄（岐阜市立女子短期大学教授）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	佐藤　淳介（大分県立芸術文化短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【短期大学基準協会】 評議員会	議員	村越　洋子（全国公立短期大学協会相談役・前大月短期大学長）

（注）大学評価・学位授与機構の「短期大学機関別認証評価」は平成23年度をもって終了した。

外部機関の主な委員会委員等

＜平成24年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【文科省】 大学等関係団体就職問題協議会	委員	遠藤　恵子（山形県立米沢女子短期大学長）
【　〃　】 就職問題懇談会	委員	美田　誠二（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	遠藤　恵子（山形県立米沢女子短期大学長）
【　〃　】 大学ポートレート準備委員会	委員	村上　哲也（大月短期大学長）
【　〃　】 〃　ワーキンググループ	委員	村上　哲也（大月短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	遠藤　恵子（山形県立米沢女子短期大学長）
【大学評価・学位授与機構】 運営委員会	委員	難波　正義（新見公立短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員	石橋敬太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部教授）
	副委員	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員	宮本　教雄（岐阜市立女子短期大学教授）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	佐藤　淳介（大分県立芸術文化短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）

＜平成25年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【文科省】 大学等関係団体就職問題協議会	委員	難波　正義（新見公立短期大学長）
【　〃　】 就職問題懇談会	委員	美田　誠二（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	遠藤　恵子（山形県立米沢女子短期大学長）
【　〃　】 大学ポートレート準備委員会	委員	村上　哲也（大月短期大学長）
【　〃　】 大学ポートレートワーキンググループ	委員	村上　哲也（大月短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	遠藤　恵子（山形県立米沢女子短期大学長）
【大学評価・学位授与機構】 運営委員会	委員	難波　正義（新見公立短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員	石橋敬太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部教授）
	副委員長	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員	竹森　正孝（岐阜市立女子短期大学長）
	委員	漁田　俊子（静岡県立大学短期大学部教授）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	安達　雅彦（新見公立短期大学教授）
	委員	佐藤　淳介（大分県立芸術文化短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）

＜平成26年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【文科省】 大学等関係団体就職問題協議会	委員	難波　正義（新見公立短期大学長）
【　〃　】 就職問題懇談会	委員	美田　誠二（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	時野谷　茂（会津大学短期大学部長）
【　〃　】 大学ポートレート準備委員会	委員	村上　哲也（大月短期大学長）
【　〃　】 大学ポートレートワーキンググループ	委員	村上　哲也（大月短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	山下由紀恵（島根県立大学短期大学部副学長）
【大学評価・学位授与機構】 運営委員会	委員	難波　正義（新見公立短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員	石橋敬太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部教授）
	副委員長	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員	竹森　正孝（岐阜市立女子短期大学長）
	委員	漁田　俊子（静岡県立大学短期大学部教授）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	安達　雅彦（新見公立短期大学教授）
	委員	佐藤　淳介（大分県立芸術文化短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）

＜平成27年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【文科省】 大学等関係団体就職問題協議会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【　〃　】 就職問題懇談会	委員	美田　誠二（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	時野谷　茂（会津大学短期大学部長）
【　〃　】 大学ポートレート運営会議	委員	村上　哲也（大月短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	山下由紀恵（島根県立大学短期大学部副学長）
【大学評価・学位授与機構】 運営委員会	委員	難波　正義（新見公立短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員	石橋敬太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部教授）
	委員長	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員	美田　誠二（川崎市立看護短期大学長）
	委員	竹森　正孝（前岐阜市立女子短期大学長）
	委員	漁田　俊子（静岡県立大学短期大学部教授）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	安達　雅彦（新見公立短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）

＜平成28年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【文科省】 大学等関係団体就職問題協議会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【　〃　】 就職問題懇談会	委員	美田　誠二（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	時野谷　茂（会津大学短期大学部長）
【　〃　】 中央教育審議会 　実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会	委員	鈴木　道子（山形県立米沢女子短期大学長）
【　〃　】 英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会	委員	鈴木　厚人（岩手県立大学盛岡短期大学部学長）
【　〃　】 英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する作業部会	委員	石橋啓太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部教授）
【　〃　】 大学ポートレート運営会議	委員	村上　哲也（大月短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【大学評価・学位授与機構】 運営委員会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学基準委員会	委員	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員長	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員	石橋敬太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部教授）
	委員長	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員	美田　誠二（川崎市立看護短期大学長）
	委員	竹森　正孝（前岐阜市立女子短期大学長）
	委員	漁田　俊子（静岡県立大学短期大学部教授）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	安達　雅彦（新見公立短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	東福寺一郎　（三重短期大学長）

＜平成29年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【文科省】 大学等関係団体就職問題協議会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【　〃　】 就職問題懇談会	委員	坂元　　昇（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	時野谷　茂（会津大学短期大学部長）
【　〃　】 英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会	委員	鈴木　厚人（岩手県立大学盛岡短期大学部学長）
【　〃　】 英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する作業部会	委員	石橋啓太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部国際文化学科長）
【　〃　】 大学ポートレート運営会議	委員	村上　哲也（大月短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【大学改革支援・学位授与機構】 運営委員会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学基準委員会	委員	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員長	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員長	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員	石光　　真（会津大学短期大学部教授）
	委員	美田　誠二（前川崎市立看護短期大学長）
	委員	有泉　祐吾（静岡県立大学短期大学部長）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	安達　雅彦（新見公立短期大学教授）
	委員	吉山　尚裕（大分県立芸術文化短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	東福寺一郎　（三重短期大学長）

＜平成30年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【内閣府】 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会　顧問会議	顧問	東福寺一郎（三重短期大学長）
【文科省】 大学等関係団体就職問題協議会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【　〃　】 就職問題懇談会	委員	坂元　　昇（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	鈴木　道子（山形県立米沢女子短期大学長）
【　〃　】 英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会	委員	鈴木　厚人（岩手県立大学盛岡短期大学部学長）
【　〃　】 大学ポートレート運営会議	委員	杉山　寛行（岐阜市立女子短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	東福寺一郎　（三重短期大学長）
【大学改革支援・学位授与機構】 運営委員会	委員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学基準委員会	委員	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員長	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員長	馬場　重行（山形県立米沢女子短期大学教授）
	委員	石光　　真（会津大学短期大学部長）
	委員	美田　誠二（前川崎市立看護短期大学長）
	委員	有泉　祐吾（静岡県立大学短期大学部長）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	安達　雅彦（新見公立短期大学教授）
	委員	吉山　尚裕（大分県立芸術文化短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	東福寺一郎　（三重短期大学長）
【著作物の教育利用に関する関係者フォーラム】 総合フォーラム委員会	委員	柳沢　幸治（大月短期大学長）
【著作物の教育利用に関する関係者フォーラム】 専門フォーラム委員会	委員	高柳　良太（川崎市立看護短期大学准教授）

＜令和元年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【内閣府】 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会　顧問会議	顧問	鈴木　道子（山形県立米沢女子短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	東福寺一郎（三重短期大学長）
【文部科学省】 就職問題懇談会	委員	坂元　　昇（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	鈴木　道子（山形県立米沢女子短期大学長）
【　〃　】 大学入試英語４技能評価ワーキンググループ委員	委員	石橋敬太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部教授）
【　〃　】 大学ポートレート運営会議	委員	杉山　寛行（岐阜市立女子短期大学長）
【大学改革支援・学位授与機構】 運営委員会	委員	鈴木　道子（山形県立米沢女子短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員	坂元　　昇（川崎市立看護短期大学長）
	委員長	鬼頭　　宏（静岡県立大学短期大学部学長）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	安達　励人（倉敷市立短期大学長）
	委員	吉山　尚裕（大分県立芸術文化短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	村井美代子（三重短期大学長）
【著作物の教育利用に関する関係者フォーラム】 総合フォーラム委員会	委員	柳沢　幸治（大月短期大学長）
【著作物の教育利用に関する関係者フォーラム】 専門フォーラム委員会	委員	高柳　良太（川崎市立看護短期大学准教授）

＜令和２年度＞

名　　称	職名	氏名・所属
【内閣府】 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会　顧問会議	顧問	鈴木　道子（山形県立米沢女子短期大学長）
【内閣府】 男女共同参画推進連携会議	議員	村井美代子（三重短期大学長）
【文部科学省】 就職問題懇談会	委員	坂元　　昇（川崎市立看護短期大学長）
【　〃　】 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）	委員	村井美代子（三重短期大学長）
【　〃　】 大学入試英語４技能評価ワーキンググループ委員	委員	石橋敬太郎（岩手県立大学盛岡短期大学部教授）
【　〃　】 大学ポートレート運営会議	委員	杉山　寛行（岐阜市立女子短期大学長）
【　〃　】 学生調査の実施に関する有識者会議委員	委員	岸本　　強（島根県立大学短期大学部副学長）
【大学改革支援・学位授与機構】 運営委員会	委員	杉山　寛行（岐阜市立女子短期大学長）
【大学基準協会】 短期大学評価委員会	委員	坂元　　昇（川崎市立看護短期大学長）
	委員長	鬼頭　　宏（静岡県立大学短期大学部学長）
	委員	雨宮　照雄（元三重短期大学長）
	委員	安達　励人（倉敷市立短期大学長）
	委員	吉山　尚裕（大分県立芸術文化短期大学教授）
【日本高等教育評価機構】 短期大学評価判定委員会	委員	村井美代子（三重短期大学長）
【著作物の教育利用に関する関係者フォーラム】 フォーラム委員会	委員	高柳　良太（川崎市立看護短期大学准教授）

○叙勲受章者

＜平成24年春の叙勲受章者＞

・瑞宝中綬章（教育研究功労）

伊澤　秀而　78（元倉敷市立短期大学長）

前原　澄子　75（元三重県立看護短期大学長）

駒井　則彦　82（和歌山県立医科大学看護短期大学部学長）

・瑞宝小綬章（教育研究功労）

大屋冨久代　80（長崎県立女子短期大学名誉教授）

森　　成子　79（岩手県立盛岡短期大学名誉教授）

＜平成25年春の叙勲受章者＞

・瑞宝中綬章（教育研究功労）

渡部　治雄　79（元山形県立米沢女子短期大学長）

・瑞宝小綬章（教育研究功労）

小西　一正　78（元奈良県立短期大学教授）

＜平成25年秋の叙勲受章者＞

・瑞宝中綬章（教育研究功労）

岡本　祐次　75（元三重短期大学長）

國井　利泰　75（元会津大学短期大学部学長）

＜平成26年春の叙勲受章者＞

・瑞宝中綬章（教育研究功労）

澤井　昭男　78（元山形県立米沢女子短期大学長）

・瑞宝小綬章（文部行政事務功労）

永井　隆夫　71（前全国公立短期大学協会事務局長　元東京芸術大学事務局長）

＜平成27年秋の叙勲受章者＞

・瑞宝中綬章（教育研究功労）

山根　洋右　75（元高知短期大学長）

＜平成28年春の叙勲受章者＞

・瑞宝重光章（教育研究功労）

難波　正義　81（元新見公立短期大学長）

＜平成28年秋の叙勲受章者＞

・瑞宝重光章（教育研究功労）

中村　慶久　75（前岩手県立大学宮古短期大学部学長　前岩手県立大学盛岡短期大学部学長）

＜平成30年春の叙勲受章者＞

・瑞宝重光章（教育研究功労）

本田　雄一　76（元島根県立大学短期大学部学長）

・瑞宝中綬章（教育研究功労）

上條　宏之　82（元長野県短期大学長）

＜令和２年秋の叙勲受章者＞

・瑞宝小綬章（教育研究功労）

高橋富士雄　78（岩手県立大学盛岡短期大学名誉教授）

渡邉　幸夫　80（会津大学短期大学部名誉教授）

○公短協の財務状況

（単位：円）

区部／年度	収入済額	支出済額	差引額
平成23年	14,666,312	11,486,375	3,179,937
平成24年	12,878,853	9,558,044	3,320,809
平成25年	13,416,254	9,801,129	3,615,125
平成26年	12,873,209	9,277,271	3,595,938
平成27年	12,831,655	8,540,276	4,291,379
平成28年	13,482,042	9,099,041	4,383,001
平成29年	13,947,042	9,114,813	4,832,229
平成30年	17,708,868	12,264,946	5,443,922
令和元年	15,025,355	9,664,930	5,360,425
令和２年	15,027,369	9,266,935	5,760,434

公立短期大学教育70周年記念事業実施委員会

令和元年度 〜 令和２年度	委員長	杉山　寛行	岐阜市立女子短期大学学長
	委　員	柳沢　幸治	大月短期大学学長
	委　員	村井美代子	三重短期大学学長
令和３年度	委員長	柳沢　幸治	大月短期大学学長
	委　員	阿部　宏慈	山形県立米沢女子短期大学学長
	委　員	村井美代子	三重短期大学学長
事　務　局		塚越　義行	全国公立短期大学協会事務局長

編 集 後 記

公立短期大学教育は令和２年度に70周年を迎えることから、令和元年10月開催の第69回（秋季）通常総会において実施委員会が設置され、70周年記念事業として公立短期大学教育70周年記念式典・祝賀会の実施及び公立短期大学教育70周年記念誌の編集が計画され、式典については文部科学省及び総務省から後援をいただくなどの準備を進め、また、文部科学大臣から70周年を記念しての教育功労者表彰をしていただくこととなり会員校からは候補者を推薦し、文部科学省においては被表彰者の選考が進められた。

記念式典・祝賀会は、当初、令和２年度（秋季）通常総会に合わせて令和２年10月30日に実施することが決定されていたが、令和２年の春から全国的な規模で急速に感染拡大が広がった新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、令和２年９月に開催された臨時総会（持回り開催）において、当面は翌年度の春季通常総会の時期に実施を延期することとし、新型コロナウイルスの今後の感染状況等を見極めながら実施について検討することとされていたが、当該年度末になっても新型コロナウイルス感染症の沈静化について依然として見通しが立たないことから、令和３年３月開催の第４回理事会（ウエブ開催）において中止が決定された。

教育功労者表彰の表彰式は式典に合わせて行われる予定であったが、式典の延期に伴って中止され、表彰状は文部科学省から被表彰者に直接送付された。

記念誌は、当初、記念式典・表彰式・祝賀会の模様を含めて編集する方針であったが、これの掲載がかなうことなく編集発行するに至った。

複数年度にわたり、大学運営にも大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況の中、地域における公立短期大学の担う役割の重要性は増しつつある。本協会会員である各大学の一層の結束と、短期大学の将来に向けた真摯な取り組みが求められていると考える。

令和３年12月

＜編集発行＞
全国公立短期大学協会
〒101-0047 東京都千代田区
内神田 3-5-5 大同ビル3階
TEL 03-6206-0535
FAX 03-6206-0536
E-mail kotan819@cd.wakwak.com